

令和 4 年 2 月

市川市議会定例会会議録

令和 4年 2月 8日 開会
令和 4年 3月 4日 閉会

市 川 市 議 会

目 次

第1日 2月8日（火曜日）

○議事日程（第1号）	1
○会議に付した事件（27件）	1
○出席議員（40名）	2
○欠席議員（1名）	3
○説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名	4
○開会・開議	5
○議長報告	
・執行機関に対する出席要求	5
○会議録署名議員指名	5
○議長報告	
・中核市移行に関する特別委員の選任	5
○日程第1 会期の件	5
○休 憩	5
○開 議	5
○日程第2 議長の選挙	
・松永修巳議員議長当選あいさつ	6
○休 憩	6
○開 議	7
○日程第3 松井 努議員に対する懲罰の件	
・委員長報告	
懲 罰 特 別 委 員 長 細 田 伸 一	7
・少数意見報告	
懲 罰 特 別 委 員 鈴 木 雅 斗	8
・陳謝の懲罰を科することを可決	9
・松井 努議員陳謝文朗読	9
○日程第4～第27（一括上程）	
日程第4 令和4年度施政方針	
市 長 村 越 祐 民	10
日程第5 令和4年度教育行政運営方針	
教 育 長 田 中 庸 惠	14
日程第6 議案第55号 市川市個人情報保護条例の一部改正について	
日程第7 議案第56号 市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について	
日程第8 議案第57号 市川市国民健康保険税条例の一部改正について	

- 日程第9 議案第58号 市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第59号 令和3年度市川市一般会計補正予算（第14号）
- 日程第11 議案第60号 令和3年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第61号 令和3年度市川市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第62号 令和3年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第63号 令和3年度市川市下水道事業会計補正予算（第5号）
- 日程第15 議案第64号 令和4年度市川市一般会計予算
- 日程第16 議案第65号 令和4年度市川市国民健康保険特別会計予算
- 日程第17 議案第66号 令和4年度市川市介護保険特別会計予算
- 日程第18 議案第67号 令和4年度市川市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第19 議案第68号 令和4年度市川市下水道事業会計予算
- 日程第20 議案第69号 財産の減額貸付について
- 日程第21 議案第70号 財産の減額貸付について
- 日程第22 議案第71号 教育委員会委員の任命について
- 日程第23 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第24 諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第25 諮問第6号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第26 諮問第7号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第27 報告第36号 専決処分の承認を求めることについて

・提案説明

	市 長 村 越 祐 民	17
○散 会		20

第2日 2月17日（木曜日）

○議事日程（第2号）		21
○会議に付した事件（30件）		21
○出席議員（41名）		22
○欠席議員（なし）		23
○説明のため出席した者の職氏名		23
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名		24
○開 議		25
○議長報告		
・議会運営委員の辞任及び選任		25
○日程第1 鈴木雅斗議員に対する処分要求の件（清水みな子議員提出）		
日程第2 鈴木雅斗議員に対する処分要求の件（増田好秀議員提出）		
日程第3 鈴木雅斗議員に対する処分要求の件（越川雅史議員提出）		

（一括議題）

・趣旨説明

清	水	みな	子	25
増	田	好	秀	26
越	川	雅	史	26
○懲罰特別委員会の設置、付託及び委員の選任				27
○休憩				27
○開議				27
○日程第4	議案第55号	市川市個人情報保護条例の一部改正について			
日程第5	議案第56号	市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について			
日程第6	議案第57号	市川市国民健康保険税条例の一部改正について			
日程第7	議案第58号	市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正について			
日程第8	議案第59号	令和3年度市川市一般会計補正予算（第14号）			
日程第9	議案第60号	令和3年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）			
日程第10	議案第61号	令和3年度市川市介護保険特別会計補正予算（第2号）			
日程第11	議案第62号	令和3年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）			
日程第12	議案第63号	令和3年度市川市下水道事業会計補正予算（第5号）			
日程第13	議案第64号	令和4年度市川市一般会計予算			
日程第14	議案第65号	令和4年度市川市国民健康保険特別会計予算			
日程第15	議案第66号	令和4年度市川市介護保険特別会計予算			
日程第16	議案第67号	令和4年度市川市後期高齢者医療特別会計予算			
日程第17	議案第68号	令和4年度市川市下水道事業会計予算			
日程第18	議案第69号	財産の減額貸付について			
日程第19	議案第70号	財産の減額貸付について			
日程第20	議案第71号	教育委員会委員の任命について			
日程第21	諮問第4号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて			
日程第22	諮問第5号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて			
日程第23	諮問第6号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて			
日程第24	諮問第7号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて			
日程第25	報告第36号	専決処分の承認を求めることについて			
日程第26	報告第37号	専決処分の承認を求めることについて			
日程第27	報告第38号	専決処分の報告について			
日程第28	報告第39号	専決処分の報告について			
日程第29	報告第40号	専決処分の報告について			
日程第30	報告第41号	専決処分の報告について			

(一括議題)

・代表質問

1. 公	明	党	浅	野	さ	ち	28
	(補	足	質	問	者)	西	村	敦
	(補	足	質	問	者)	久	保	川
						隆	志	

市 教 育 長	村 越 祐 民	
企 画 部 長	田 中 庸 惠	
学 校 教 育 部 長	小 沢 俊 也	
財 政 部 長	小 倉 貴 志	
危 機 管 理 監	金 子 明	
保 健 部 長	水 野 雅 雄	
こ ども 政 策 部 長	増 田 浩 子	
文 化 ス ポ ー ツ 部 長	大 平 敏 之	
経 済 部 長	森 田 敏 裕	
生 涯 学 習 部 長	小 塚 眞 康	
水 と 緑 の 部 長	永 田 治	
行 徳 支 所 長	高 久 利 明	
福 祉 部 長	菊 田 滋 也	
環 境 部 長	小 泉 貞 之	
	根 本 泰 雄	
○休 憩	4 6
○開 議	4 6
浅 野 さ ち (再)	4 6
企 画 部 長	小 沢 俊 也	
学 校 教 育 部 長	小 倉 貴 志	
環 境 部 長	根 本 泰 雄	
こ ども 政 策 部 長	大 平 敏 之	
水 と 緑 の 部 長	高 久 利 明	
財 政 部 長	金 子 明	
消 防 局 長	本 住 敏	
保 健 部 長	増 田 浩 子	
西 村 敦	5 8
文 化 ス ポ ー ツ 部 長	森 田 敏 裕	
経 済 部 長	小 塚 眞 康	
こ ども 政 策 部 長	大 平 敏 之	
生 涯 学 習 部 長	永 田 治	
危 機 管 理 監	水 野 雅 雄	
水 と 緑 の 部 長	高 久 利 明	
○会 議 時 間 延 長	6 7
西 村 敦 (再)	6 7
行 徳 支 所 長	菊 田 滋 也	
久 保 川 隆 志	6 9
学 校 教 育 部 長	小 倉 貴 志	
福 祉 部 長	小 泉 貞 之	

こども政策部長 大 平 敏 之
 環境部長 根 本 泰 雄
 財政部長 金 子 明

○散 会…………… 7 9

第3日 2月18日（金曜日）

○議事日程（第3号）…………… 8 1

○会議に付した事件（27件）…………… 8 1

○出席議員（40名）…………… 8 2

○欠席議員（1名）…………… 8 3

○説明のため出席した者の職氏名…………… 8 3

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名…………… 8 4

○開 議…………… 8 5

○日程第1 議案第55号 市川市個人情報保護条例の一部改正について

 日程第2 議案第56号 市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について

 日程第3 議案第57号 市川市国民健康保険税条例の一部改正について

 日程第4 議案第58号 市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正について

 日程第5 議案第59号 令和3年度市川市一般会計補正予算（第14号）

 日程第6 議案第60号 令和3年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

 日程第7 議案第61号 令和3年度市川市介護保険特別会計補正予算（第2号）

 日程第8 議案第62号 令和3年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

 日程第9 議案第63号 令和3年度市川市下水道事業会計補正予算（第5号）

 日程第10 議案第64号 令和4年度市川市一般会計予算

 日程第11 議案第65号 令和4年度市川市国民健康保険特別会計予算

 日程第12 議案第66号 令和4年度市川市介護保険特別会計予算

 日程第13 議案第67号 令和4年度市川市後期高齢者医療特別会計予算

 日程第14 議案第68号 令和4年度市川市下水道事業会計予算

 日程第15 議案第69号 財産の減額貸付について

 日程第16 議案第70号 財産の減額貸付について

 日程第17 議案第71号 教育委員会委員の任命について

 日程第18 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

 日程第19 諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

 日程第20 諮問第6号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

 日程第21 諮問第7号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

 日程第22 報告第36号 専決処分の承認を求めることについて

 日程第23 報告第37号 専決処分の承認を求めることについて

 日程第24 報告第38号 専決処分の報告について

- 日程第25 報告第39号 専決処分の報告について
- 日程第26 報告第40号 専決処分の報告について
- 日程第27 報告第41号 専決処分の報告について

(一括議題)

・代表質問

2. 創 生 市 川	稲 葉 健 二	8 5
(補 足 質 問 者)	石 原 たかゆき	
(一 般 質 問 形 式)	国 松 ひろき	
市 長	村 越 祐 民	
企 画 部 長	小 沢 俊 也	
市 民 部 長	市 來 均	
情 報 政 策 部 長	稲 葉 清 孝	
危 機 管 理 監	水 野 雅 雄	
保 健 部 長	増 田 浩 子	
広 報 室 長	麻 生 文 喜	
文 化 ス ポ ー ツ 部 長	森 田 敏 裕	
経 済 部 長	小 塚 眞 康	
こ ど も 政 策 部 長	大 平 敏 之	
学 校 教 育 部 長	小 倉 貴 志	
生 涯 学 習 部 長	永 田 治	
環 境 部 長	根 本 泰 雄	
○休 憩		1 0 9
○開 議		1 0 9
石 原 たかゆき		1 0 9
学 校 教 育 部 長	小 倉 貴 志	
生 涯 学 習 部 長	永 田 治	
教 育 長	田 中 庸 惠	
国 松 ひろき		1 2 1
こ ど も 政 策 部 長	大 平 敏 之	
道 路 交 通 部 長	藤 田 泰 博	
水 と 緑 の 部 長	高 久 利 明	
○散 会		1 3 4

第4日 2月21日(月曜日)

○議事日程(第4号)	1 3 5
○会議に付した事件(30件)	1 3 6
○出席議員(41名)	1 3 6
○欠席議員(なし)	1 3 8

○説明のため出席した者の職氏名	1 3 8
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名	1 3 8
○開 議	1 4 0
○日程第 1 鈴木雅斗議員に対する処分要求の件（清水みな子議員提出）	
日程第 2 鈴木雅斗議員に対する処分要求の件（増田好秀議員提出）	
日程第 3 鈴木雅斗議員に対する処分要求の件（越川雅史議員提出）	
	（一括議題）
・委員長報告	
懲 罰 特 別 委 員 長 細 田 伸 一	1 4 0
・一身上の弁明	
鈴 木 雅 斗	1 4 1
・ 4 日間の出席停止の懲罰を科することを可決（清水みな子議員提出）	1 4 4
・ 4 日間の出席停止の宣告	1 4 5
○日程第 4 議案第55号 市川市個人情報保護条例の一部改正について	
日程第 5 議案第56号 市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について	
日程第 6 議案第57号 市川市国民健康保険税条例の一部改正について	
日程第 7 議案第58号 市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正について	
日程第 8 議案第59号 令和 3 年度市川市一般会計補正予算（第14号）	
日程第 9 議案第60号 令和 3 年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	
日程第10 議案第61号 令和 3 年度市川市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	
日程第11 議案第62号 令和 3 年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	
日程第12 議案第63号 令和 3 年度市川市下水道事業会計補正予算（第 5 号）	
日程第13 議案第64号 令和 4 年度市川市一般会計予算	
日程第14 議案第65号 令和 4 年度市川市国民健康保険特別会計予算	
日程第15 議案第66号 令和 4 年度市川市介護保険特別会計予算	
日程第16 議案第67号 令和 4 年度市川市後期高齢者医療特別会計予算	
日程第17 議案第68号 令和 4 年度市川市下水道事業会計予算	
日程第18 議案第69号 財産の減額貸付について	
日程第19 議案第70号 財産の減額貸付について	
日程第20 議案第71号 教育委員会委員の任命について	
日程第21 諮問第 4 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	
日程第22 諮問第 5 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	
日程第23 諮問第 6 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	
日程第24 諮問第 7 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	
日程第25 報告第36号 専決処分の承認を求めることについて	
日程第26 報告第37号 専決処分の承認を求めることについて	
日程第27 報告第38号 専決処分の報告について	
日程第28 報告第39号 専決処分の報告について	

日程第29 報告第40号 専決処分の報告について

日程第30 報告第41号 専決処分の報告について

(一括議題)

・代表質問

3. 無所属の会	越川雅史	145
(一般質問形式)	長友正徳	
(一般質問形式)	石原よしのり	
財政部長	金子明	
企画部長	小沢俊也	
広報室長	麻生文喜	
総務部長	植草耕一	
市長	村越祐民	
副市長	大津政雄	
○休憩		165
○開議		165
長友正徳		165
保健部長	増田浩子	
消防局長	本住敏	
学校教育部長	小倉貴志	
福祉部長	小泉貞之	
行徳支所長	菊田滋也	
環境部長	根本泰雄	
経済部長	小塚眞康	
石原よしのり		177
消防局長	本住敏	
総務部長	植草耕一	
文化スポーツ部長	森田敏裕	
企画部長	小沢俊也	
環境部長	根本泰雄	
財政部長	金子明	
広報室長	麻生文喜	
市長	村越祐民	
○休憩		189
○開議		189
4. 日本共産党	廣田徳子	189
(一般質問形式)	やなぎ美智子	
(一般質問形式)	清水みな子	
(一般質問形式)	金子貞作	
保健部長	増田浩子	

福 祉 部 長	小 泉 貞 之
危 機 管 理 監	水 野 雅 雄
情 報 政 策 部 長	稲 葉 清 孝
環 境 部 長	根 本 泰 雄
街 づ くり 部 長	川 島 俊 介
道 路 交 通 部 長	藤 田 泰 博
経 済 部 長	小 塚 眞 康
こ ども 政 策 部 長	大 平 敏 之
総 務 部 長	植 草 耕 一

○延 会…………… 2 0 6

第 5 日 2 月 22 日（火曜日）

○議事日程（第 5 号）……………	2 0 7
○会議に付した事件（27件）……………	2 0 8
○出席議員（40名）……………	2 0 8
○欠席議員（1名）……………	2 1 0
○説明のため出席した者の職氏名……………	2 1 0
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名……………	2 1 0
○開 議……………	2 1 2
○日程第 1 議案第55号 市川市個人情報保護条例の一部改正について	
日程第 2 議案第56号 市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について	
日程第 3 議案第57号 市川市国民健康保険税条例の一部改正について	
日程第 4 議案第58号 市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正について	
日程第 5 議案第59号 令和 3 年度市川市一般会計補正予算（第14号）	
日程第 6 議案第60号 令和 3 年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	
日程第 7 議案第61号 令和 3 年度市川市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	
日程第 8 議案第62号 令和 3 年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	
日程第 9 議案第63号 令和 3 年度市川市下水道事業会計補正予算（第 5 号）	
日程第10 議案第64号 令和 4 年度市川市一般会計予算	
日程第11 議案第65号 令和 4 年度市川市国民健康保険特別会計予算	
日程第12 議案第66号 令和 4 年度市川市介護保険特別会計予算	
日程第13 議案第67号 令和 4 年度市川市後期高齢者医療特別会計予算	
日程第14 議案第68号 令和 4 年度市川市下水道事業会計予算	
日程第15 議案第69号 財産の減額貸付について	
日程第16 議案第70号 財産の減額貸付について	
日程第17 議案第71号 教育委員会委員の任命について	
日程第18 諮問第 4 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	

- 日程第19 諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第20 諮問第6号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第21 諮問第7号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第22 報告第36号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第23 報告第37号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第24 報告第38号 専決処分の報告について
- 日程第25 報告第39号 専決処分の報告について
- 日程第26 報告第40号 専決処分の報告について
- 日程第27 報告第41号 専決処分の報告について

(一括議題)

・代表質問

4. 日本共産党

(一般質問形式) やなぎ 美智子

(一般質問形式) 清水 みな子

(一般質問形式) 金子 貞 作

やなぎ 美智子..... 212

危機管理監 水野 雅雄

福祉部長 小泉 貞之

清水 みな子..... 215

福祉部長 小泉 貞之

学校教育部長 小倉 貴志

生涯学習部長 永田 治

金子 貞 作..... 220

企画部長 小沢 俊也

市長 村越 祐民

道路交通部長 藤田 泰博

総務部長 植草 耕一

5. 緑風会 第1 竹内 清海..... 230

(一般質問形式) 青山 ひろかず

○休憩..... 231

○開議..... 231

・答弁

市長 村越 祐民

道路交通部長 藤田 泰博

経済部長 小塚 眞康

市民部長 市来 均

生涯学習部長 永田 治

環境部長 根本 泰雄

こども政策部長 大平 敏之

竹 内 清 海 (再)	2 3 4
環 境 部 長 根 本 泰 雄	
こ ども 政 策 部 長 大 平 敏 之	
道 路 交 通 部 長 藤 田 泰 博	
経 済 部 長 小 塚 眞 康	
市 民 部 長 市 来 均	
生 涯 学 習 部 長 永 田 治	
青 山 ひろかず	2 4 1
道 路 交 通 部 長 藤 田 泰 博	
消 防 局 長 本 住 敏	
市 長 村 越 祐 民	
6. 立 憲 民 主 ・ 社 民 かつまた 竜 大	2 4 6
(一 般 質 問 形 式) 中 町 け い	
水 と 緑 の 部 長 高 久 利 明	
学 校 教 育 部 長 小 倉 貴 志	
道 路 交 通 部 長 藤 田 泰 博	
街 づ くり 部 長 川 島 俊 介	
市 民 部 長 市 来 均	
○ 休 憩	2 5 1
○ 開 議	2 5 1
かつまた 竜 大 (再)	2 5 1
学 校 教 育 部 長 小 倉 貴 志	
街 づ くり 部 長 川 島 俊 介	
市 民 部 長 市 来 均	
中 町 け い	2 5 6
環 境 部 長 根 本 泰 雄	
道 路 交 通 部 長 藤 田 泰 博	
市 民 部 長 市 来 均	
○ 散 会	2 6 2

第 6 日 2 月 24 日 (木曜日)

○ 議 事 日 程 (第 6 号)	2 6 3
○ 会 議 に 付 し た 事 件 (27 件)	2 6 3
○ 出 席 議 員 (40 名)	2 6 4
○ 欠 席 議 員 (1 名)	2 6 5
○ 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	2 6 5
○ 職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 事 務 局 職 員 の 職 氏 名	2 6 6
○ 開 議	2 6 7

- 日程第1 議案第55号 市川市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第2 議案第56号 市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第57号 市川市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第4 議案第58号 市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第59号 令和3年度市川市一般会計補正予算（第14号）
- 日程第6 議案第60号 令和3年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第61号 令和3年度市川市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第62号 令和3年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第63号 令和3年度市川市下水道事業会計補正予算（第5号）
- 日程第10 議案第64号 令和4年度市川市一般会計予算
- 日程第11 議案第65号 令和4年度市川市国民健康保険特別会計予算
- 日程第12 議案第66号 令和4年度市川市介護保険特別会計予算
- 日程第13 議案第67号 令和4年度市川市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第14 議案第68号 令和4年度市川市下水道事業会計予算
- 日程第15 議案第69号 財産の減額貸付について
- 日程第16 議案第70号 財産の減額貸付について
- 日程第17 議案第71号 教育委員会委員の任命について
- 日程第18 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第19 諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第20 諮問第6号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第21 諮問第7号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第22 報告第36号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第23 報告第37号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第24 報告第38号 専決処分の報告について
- 日程第25 報告第39号 専決処分の報告について
- 日程第26 報告第40号 専決処分の報告について
- 日程第27 報告第41号 専決処分の報告について

(一括議題)

・代表質問

7. 自由民主党	細田伸一	267
(一般質問形式)	かいづ勉	
企画部長	小沢俊也	
保健部長	増田浩子	
学校教育部長	小倉貴志	
総務部長	植草耕一	
道路交通部長	藤田泰博	
水と緑の部長	高久利明	
経済部長	小塚眞康	

市民部長	市	來	均	
生涯学習部長	永	田	治	
かいづ	勉		285
生涯学習部長	永	田	治	
○休憩			288
○開議			288
8. 緑風会第2	松	永	鉄	兵
(一般質問形式)	松	井		努
(一般質問形式)	石	原	み	さ
	子			
市長	村	越	祐	民
企画部長	小	沢	俊	也
環境部長	根	本	泰	雄
情報政策部長	稲	葉	清	孝
水と緑の部長	高	久	利	明
財政部長	金	子		明
・発言の訂正(環境部長)			301
松井	努		301
道路交通部長	藤	田	泰	博
石原	み	さ	子
				303
危機管理監	水	野	雅	雄
保健部長	増	田	浩	子
学校教育部長	小	倉	貴	志
企画部長	小	沢	俊	也
市長	村	越	祐	民
子ども政策部長	大	平	敏	之
○委員会付託(議案第55~70号)			312
○休憩			312
○開議			313
○採決(議案第71号)				
・同意			313
○採決(諮問第4~7号)				
・各異議ない旨答申			313
○採決(報告第36、37号)				
・各承認			314
○散会			314

第7日 2月25日(金曜日)

○議事日程(第7号)			315
------------	-------	--	--	-----

○会議に付した事件（2件）	315
○出席議員（41名）	315
○欠席議員（なし）	316
○説明のため出席した者の職氏名	316
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名	316
○開 議	318
○日程第1 鈴木雅斗議員に対する処分要求の件（増田好秀議員提出）	
日程第2 鈴木雅斗議員に対する処分要求の件（越川雅史議員提出）	
	（一括議題）
・4日間の出席停止の懲罰を科することを可決（増田好秀議員提出）	318
・4日間の出席停止の宣告	319
○散 会	319

第8日 3月1日（火曜日）

○議事日程（第8号）	321
○会議に付した事件（1件）	321
○出席議員（40名）	321
○欠席議員（1名）	322
○説明のため出席した者の職氏名	322
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名	322
○開 議	324
○日程第1 鈴木雅斗議員に対する処分要求の件（越川雅史議員提出）	
・4日間の出席停止の懲罰を科することを可決	324
・4日間の出席停止の宣告	324
○散 会	324

第9日 3月4日（金曜日）

○議事日程（第9号）	325
○会議に付した事件（29件）	325
○出席議員（40名）	326
○欠席議員（1名）	327
○説明のため出席した者の職氏名	327
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名	328
○開 議	330
○日程第1 議案第55号 市川市個人情報保護条例の一部改正について	
日程第2 議案第56号 市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について	
日程第3 議案第57号 市川市国民健康保険税条例の一部改正について	

日程第4	議案第58号	市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正について
日程第5	議案第59号	令和3年度市川市一般会計補正予算（第14号）
日程第6	議案第60号	令和3年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第7	議案第61号	令和3年度市川市介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第8	議案第62号	令和3年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第9	議案第63号	令和3年度市川市下水道事業会計補正予算（第5号）
日程第10	議案第64号	令和4年度市川市一般会計予算
日程第11	議案第65号	令和4年度市川市国民健康保険特別会計予算
日程第12	議案第66号	令和4年度市川市介護保険特別会計予算
日程第13	議案第67号	令和4年度市川市後期高齢者医療特別会計予算
日程第14	議案第68号	令和4年度市川市下水道事業会計予算
日程第15	議案第69号	財産の減額貸付について
日程第16	議案第70号	財産の減額貸付について

（一括議題）

・委員長報告

健康福祉委員長	石原みさ子	330
環境文教委員長	宮本均	333
建設経済委員長	大久保たかし	335
総務委員長	久保川隆志	338

・討論

越川雅史（議案第64号に反対）	341
石原たかゆき（議案第64号に賛成）	344

・議事進行に関する発言

西村敦	348
議長 松永修巳	348

○休憩 348

○開議 348

○3月4日の西村敦議員の議事進行に関する発言に対する答弁

議長 松永修巳	348
---------	-----

・発言の取消し（石原たかゆき） 348

・討論

高坂進（議案第64号に反対）	349
浅野さち（議案第64～68号に賛成）	350

○発言の申出

松永鉄兵	353
議長 松永修巳	353

○休憩 353

○開議 353

○松永鉄兵議員の発言の申出に対する採決	3 5 3
・議事進行に関する発言	
竹 内 清 海	3 5 3
松 井 努	3 5 3
議 長 松 永 修 巳	3 5 4
・否決	3 5 5
○議長不信任の動議	
松 井 努	3 5 5
○休憩	3 5 5
○開議	3 5 5
○会議時間延長	3 5 5
○日程追加 発議第49号 松永修巳議長に対する不信任決議について	
・討論	
稲 葉 健 二 (反対)	3 5 6
・否決	3 5 6
○採決 (議案第55～70号)	
・各可決	3 5 7
○日程第17 議案第72号 固定資産評価員の選任について	
・提案説明	
市 長 村 越 祐 民	3 5 9
・同意	3 5 9
○日程第18 発議第42号 市川市手話言語条例の制定について	
・提案説明	
石 原 み さ 子	3 5 9
・可決	3 6 0
○日程第19 発議第43号 自身の私設秘書とされる人物が逮捕され、懲役2年、執行猶予4年の判決が言い渡されたほか、自身の後援会事務所が家宅捜索を受け、これに関連して副市長2名を含む多くの本市職員が千葉県警から事情聴取を受けたことにつき説明責任を果たさない村越祐民市長に対し、説明責任を果たすよう求める決議について	
日程第20 発議第44号 介護職員の処遇改善に関する手続の簡素化と対象職種の拡大を求める意見書の提出について	
日程第21 発議第45号 地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書の提出について	
日程第22 発議第46号 消費税のインボイス制度 (適格請求書等保存方式) の廃止を求める意見書の提出について	
日程第23 発議第47号 ロシアによるウクライナへの軍事侵略に対する決議について	
日程第24 発議第48号 村越祐民市長に対し、市長職を辞するよう勧告する決議について	
	(一括議題)
・可決 (発議第44、45、47号)	3 6 1
・否決 (発議第43、46、48号)	3 6 1
○日程第25 市川市選挙管理委員の選挙	

○日程第26 市川市選挙管理委員補充員の選挙	
○日程第27 委員会の閉会中継続審査の件	3 6 3
○日程第28 委員会の閉会中継続調査の件	3 6 3
○一身上の弁明	
秋 本 の り 子	3 6 3
増 田 好 秀	3 6 4
○閉議・閉会	3 6 5
----- . -----	
○委員会審査報告書	3 6 6
○少数意見報告書	3 7 2
○閉会中継続審査申し出書	3 7 4
○閉会中継続調査申し出書	3 7 5
○会議録署名議員	3 7 6

第 1 日

令和4年2月8日（火曜日）

令和4年2月市川市議会定例会議事日程（第1号）

令和4年2月8日（火曜日）午前10時開議

- 第1 会期の件
- 第2 議長の選挙
- 第3 松井 努議員に対する懲罰の件（閉会中継続審査事件） （委員長報告）
- 第4 令和4年度施政方針
- 第5 令和4年度教育行政運営方針
- 第6 議案第55号 市川市個人情報保護条例の一部改正について
- 第7 議案第56号 市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第8 議案第57号 市川市国民健康保険税条例の一部改正について
- 第9 議案第58号 市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正について
- 第10 議案第59号 令和3年度市川市一般会計補正予算（第14号）
- 第11 議案第60号 令和3年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第12 議案第61号 令和3年度市川市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第13 議案第62号 令和3年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第14 議案第63号 令和3年度市川市下水道事業会計補正予算（第5号）
- 第15 議案第64号 令和4年度市川市一般会計予算
- 第16 議案第65号 令和4年度市川市国民健康保険特別会計予算
- 第17 議案第66号 令和4年度市川市介護保険特別会計予算
- 第18 議案第67号 令和4年度市川市後期高齢者医療特別会計予算
- 第19 議案第68号 令和4年度市川市下水道事業会計予算
- 第20 議案第69号 財産の減額貸付について
- 第21 議案第70号 財産の減額貸付について
- 第22 議案第71号 教育委員会委員の任命について
- 第23 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第24 諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第25 諮問第6号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第26 諮問第7号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第27 報告第36号 専決処分の承認を求めることについて

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会期の件
- 日程第2 議長の選挙
- 日程第3 松井 努議員に対する懲罰の件（閉会中継続審査事件）
- 日程第4 令和4年度施政方針
- 日程第5 令和4年度教育行政運営方針
- 日程第6 議案第55号 市川市個人情報保護条例の一部改正について

- 日程第7 議案第56号 市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第57号 市川市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第9 議案第58号 市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第59号 令和3年度市川市一般会計補正予算（第14号）
- 日程第11 議案第60号 令和3年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第61号 令和3年度市川市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第62号 令和3年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第63号 令和3年度市川市下水道事業会計補正予算（第5号）
- 日程第15 議案第64号 令和4年度市川市一般会計予算
- 日程第16 議案第65号 令和4年度市川市国民健康保険特別会計予算
- 日程第17 議案第66号 令和4年度市川市介護保険特別会計予算
- 日程第18 議案第67号 令和4年度市川市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第19 議案第68号 令和4年度市川市下水道事業会計予算
- 日程第20 議案第69号 財産の減額貸付について
- 日程第21 議案第70号 財産の減額貸付について
- 日程第22 議案第71号 教育委員会委員の任命について
- 日程第23 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第24 諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第25 諮問第6号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第26 諮問第7号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第27 報告第36号 専決処分の承認を求めることについて

出席議員 40名

や	な	ぎ	美	智	子
金		子	貞		作
長		友	正		徳
佐		直	友		樹
小	山	田	直		人
つ	か	こ	た	か	の
鈴		木	雅		斗
国		松	ひ	ろ	き
石		原	た	か	ゆ
清		水	み	な	子
廣		田	徳		子
増		田	好		秀
中		町	け		い
久	保	川	隆		志
浅		野	さ		ち

中	村	よ	し	お
細	田	伸		一
石	原	み	さ	子
青	山	ひろ	か	ず
大	久保	た	か	し
小	泉	文		人
高	坂			進
石	原	よ	し	の
秋	本	の	り	子
か	つ	ま	た	大
西	村			敦
宮	本			均
中	山	幸		紀
松	永	鉄		兵
荒	木	詩		郎
稲	葉	健		二
加	藤	武		央
松	永	修		巳
越	川	雅		史
大	場			諭
堀	越			優
か	い	づ		勉
松	井			努
竹	内	清		海
岩	井	清		郎

欠席議員 1名

つちや 正 順

説明のため出席した者の職氏名

市	長	村	越	祐	民
副	市長	笠	原		智
副	市長	大	津	政	雄
代表	監査委員	菅	原	卓	雄
教	育長	田	中	庸	惠
危	機管理監	水	野	雅	雄
広	報室長	麻	生	文	喜
総	務部長	植	草	耕	一
企	画部長	小	沢	俊	也

中核市準備担当理事	鹿	倉	信	一
財 政 部 長	金	子		明
情 報 政 策 部 長	稲	葉	清	孝
文 化 ス ポ ー ツ 部 長	森	田	敏	裕
市 民 部 長	市	來		均
経 済 部 長	小	塚	眞	康
観 光 部 長	関		武	彦
福 祉 部 長	小	泉	貞	之
こ ども 政 策 部 長	大	平	敏	之
保 健 部 長	増	田	浩	子
環 境 部 長	根	本	泰	雄
街 づ く り 部 長	川	島	俊	介
道 路 交 通 部 長	藤	田	泰	博
水 と 緑 の 部 長	高	久	利	明
行 徳 支 所 長	菊	田	滋	也
消 防 局 長	本	住		敏
選 挙 管 理 委 員 会 長	小	林	茂	雄
事 務 局 長	飯	塚	浩	一
農 業 委 員 会 事 務 局 長	松	丸	多	一
教 育 次 長	永	田		治
生 涯 学 習 部 長	小	倉	貴	志
学 校 教 育 部 長				

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	川	島		智
事 務 局 次 長	板	垣	道	佳
議 事 課 長	佐	藤	暢	一
(議事担当)				
主 幹	米	津	孝	成
副 主 幹	金	子	貴	一
副 主 幹	平	野	将	宏
主 査	尾	本		悠
主 任 書 記	高	柳	陽	一
(調査担当)				
主 幹	上	原		高
主 査	岡	澤	英	康
主 任 書 記	武	田	悠	大

会 議

午前10時1分開会・開議

○大場 諭副議長 ただいまから令和4年2月市川市議会定例会を開会いたします。

○大場 諭副議長 直ちに本日の会議を開きます。

今期定例会で説明のため、執行機関に対し、あらかじめ出席を求めておきましたから御報告いたします。

○大場 諭副議長 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、つかこしたかのり議員及び越川雅史議員を指名いたします。

○大場 諭副議長 この際、御報告申し上げます。

中核市移行に関する特別委員会の金子正議員が逝去され、本特別委員に1名の欠員が生じました。これに伴い、委員会条例第8条第1項の規定により、中核市移行に関する特別委員に国松ひろき議員を副議長において指名いたしましたので、御報告いたします。

○大場 諭副議長 日程第1会期の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月4日までの25日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大場 諭副議長 御異議なしと認めます。よって会期は25日間と決定いたしました。

○大場 諭副議長 この際、暫時休憩いたします。

午前10時03分休憩

午前11時15分開議

○大場 諭副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2、これより議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○大場 諭副議長 ただいまの出席議員数は40人です。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○大場 諭副議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○大場 諭副議長 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

[氏名点呼・各員投票]

○大場 諭副議長 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場閉鎖]

○大場 諭副議長 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人にやなぎ美智子議員、佐直友樹議員、国松ひろき議員、久保川隆志議員を指名いたします。よって4名の立会いを願います。

[開票・立会人点検]

○大場 諭副議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数40票。これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票40票

無効投票0票

有効投票中

加藤武央議員 8票

荒木詩郎議員 9票

松永修巳議員 23票

以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は10票であります。よって松永修巳議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました松永修巳議員が議長におりますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

この際、ただいま議長に当選されました松永修巳議員を御紹介いたします。

松永修巳議員。

[松永修巳議長登壇]

○松永修巳議長 一言御挨拶を申し上げます。

ただいまは議員の皆様方の御推挙をいただき、再び議長職に就くことになりました。現下のコロナ禍の中で市民も日常生活を取り戻すために大変苦勞していきまして、いろいろ制約、規制を受けております。また、市政運営に当たっても大きく影響を受けているのが現実であります。こういう中で、我々議会はいかに正常な運営ができるか、私も全力で取り組んでいきたいと思っております。ぜひ議員の皆さんとは規律の保持、そしてまた、品位を重んじて、これからの議会運営を進めてまいりたい、このように考えています。

その後、また来月の末には市長選挙も控えております。市政を取り巻く環境は非常に厳しいものがありますが、皆さんの知恵を拝借しながら円滑かつ効率的な議会運営を進めていきたい、このように考えていますので、今後とも一層の御理解、御協力を切にお願い申し上げまして御礼の御挨拶といたします。どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○大場 諭副議長 議長、議長席にお着き願います。

[副議長退席・議長着席]

○松永修巳議長 この際、暫時休憩いたします。

午前11時35分休憩

午後1時1分開議

○松永修巳議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第3松井努議員に対する懲罰の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、松井努議員の退席を求めます。

[松井 努議員退席]

○松永修巳議長 本件に関し委員長の報告を求めます。

懲罰特別委員長、細田伸一議員。

[細田伸一懲罰特別委員長登壇]

○細田伸一懲罰特別委員長 ただいま議題となりました松井努議員に対する懲罰の件について、懲罰特別委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

なお、本特別委員会は、その審査の一部を秘密会として行いましたが、委員長報告においては、討論の機微情報に触れない部分について委員長報告を行うと決定したことを申し添えます。

まず、反対の立場から、「議員に懲罰を科すには、原則として当該議員が議場もしくは議会において、議会の品位を汚し権威を失墜させるような言動または議会の秩序を乱し、円滑な運営を阻害するような言動をしたことに基づくことを要するが、今回の発言については懲罰に値するものではないと思う」との意見が述べられました。

さらに、「今回の発言は、議員が個人的に入手した証拠により起きたものである。その上で挑発に乗って発言してしまったのであるならば、秘密を暴露したことには当たらない。したがって、懲罰を科すことには反対である」との意見が述べられました。

次に、賛成の立場から、「本件に係る発言は、普通地方公共団体の議会の会議において、他人の私生活にわたる言論をしてはならないと定めた地方自治法第132条に明らかに抵触しているので、懲罰を科すことは適切であると考えている」との意見が述べられました。

さらに、「発言の前後の事情がどうであれ、個人名等を公の場で出すことは倫理的に問題である。松井議員は、このことについて襟を正せていないと思うので、懲罰を科すことは適切だと考える」との意見が述べられました。

さらに、「議場というものは非常に大切に神聖な場所であるにもかかわらず、他人の私生活にわたる言論がされてしまった。このことについて、松井議員は、かっとなって言ってしまったと述べていたが、地方自治法第132条に抵触する部分があったものと言わざるを得ない。したがって、懲罰を科すことは適切だと考える」との意見が述べられました。

本特別委員会といたしましては、採決の結果、賛成者多数により、委員会起草による陳謝文により、松井努議員に陳謝の懲罰を科すべきと決定した次第であります。

なお、本件につきましては、少数意見の留保があり、私、委員長を経て副議長へ少数意見報告書が提出されております。

以上、御報告申し上げます。

○松永修巳議長 次に、本件については、鈴木雅斗議員から、会議規則第107条第2項の規定により少数意見報告書が提出されております。

この際、少数意見の報告を求めます。

鈴木雅斗議員。

〔鈴木雅斗議員登壇〕

○鈴木雅斗議員 令和4年1月24日提出、市川市議会副議長、大場諭様並びに議会事務局の皆様、法令、規則、機微情報、事実などを前日の遅くまで精査いただいたこと、お礼申し上げます。懲罰特別委員、鈴木雅斗が少数意見報告書を議会規則第107条の規定により御報告いたします。

本件について、松井努議員の令和3年12月定例会の会議における発言が地方自治法第132条、品位の保持に抵触するとして懲罰の動議が提出され、懲罰特別委員会が設置された。委員会における採決の結果、賛成多数により陳謝の懲罰を科すべきものと決定されたが、本件決定が多分に疑義を生ずるものであり、陳謝文の内容が不当なものであったがため、陳謝文決定の際に少数意見を留保したものである。

懲罰対象である松井努議員の発言は、令和3年12月定例会、12月8日の会議におけるものであり、会期末まで十分な時間があつたにもかかわらず、いたずらに議会に上程されず、本件審査のための会期延長も諮らず継続審査とされた。懲罰の本質は、当該会期の秩序違反に対する罰であるので当該会期で結論を出すことが原則であり、それが当該議員の身分の安定につながることで、次の会議で懲罰を科すことは、新しい会期、2月定例会で秩序違反をしていないのに懲罰を科されることになること、議員の身分の早期安定との見地から、会期を延長して審査に決着をつけることが望ましいこととの見解がある。にもかかわらず、継続審査とし、秩序違反をしていない時期、2月定例会に陳謝の懲罰を受けるという異常な事態が12月定例会で何らの努力もされず是認されている。

次に、懲罰対象となっている発言がなされた経緯について。去る12月定例会の会議において、日本共産党の清水みな子議員及び無所属の会の増田好秀議員が一連の発言において、自会派の生活保護の扶養義務を果たさなかつた議員はいるか、独自に調査を行ったが、いなかったと発言した。その上で増田好秀議員は、議事進行に関する発言と称し行った発言の中で、誰が生活保護の扶養義務を果たしていないのかと松井努議員に対し問いかけを行い、松井努議員は越川雅史議員と、公人たる市川市会議員の氏名を答えた。その後、清水みな子議員、増田好秀議員は、相次いで発端となった議事進行に関する発言を取り下げ、これに呼応し、松井努議員も議事進行発言を取り消している。このような経緯がある。

また、松井議員は各派代表者会議終了後において、越川議員の生活保護の問題は2回文書で配付された。添付した証拠は、鈴木雅斗議員が直接扶養対象者から越川議員に援助を求める内容であったり、市民からの投書であったりと、議員が直接的に権力を及ぼし、職員から得る情報、職務上得られる個人の機微情報ではない。あくまでも一般的な情報提供に基づく発言であり、法令解釈上の職務上得られる個人の機微情報には該当しないという趣旨の発言を述べられていた。これによれば、懲罰事由そのものがうせることになる。そもそも議事進行に関する発言の取下げ自体が常軌を逸しており、市民の負託を得た議員が公の議場において行った発言を相手方から言質を取れば取り下げるなどという無責任、卑劣極まりない、議会を愚弄するかのときの行為は蛮行と言っても過言ではない、そう指摘せざるを得ない。

次に、委員会の運営について。委員会冒頭、委員長発議により、個人の機微情報の暴露という理由づけの下で本件審査を秘密会と決定されたが、個人の機微情報とは一体何なのかを議員に共通認識されていない上での決定であった。懲罰は、その事由をしっかりと吟味した上で、議員の身分に関わることであることを十分に留意し、認識した上で決定を下さなければならない。審査のほとんどを秘密会とし、漠然と陳謝に決まったから頭を下げろと言わんばかりの委員会運営がなされたことは日本国憲法第31条の理念を侮辱し、言論の府である議会の品位を失墜させかねない重大な問題をはらんでいると捉えることができる。

さらに、個人の機微情報の対象である越川議員の議員報酬だけでなく、米国公認会計士を名乗り会社を営んでおり、民法に規定されている親族の扶養義務を果たしていないと解される。市議会議員の報酬は公費で賄わ

れ、生活保護費も当然に公費が投入されていることは言うまでもない。市議会議員は公人であり、公人の行動、言動は公共の利害に当たると理解することは当然である。

以上が、委員会における陳謝文の決定に際し少数意見を留保した理由である。

付言するが、公人の生活保護の扶養義務が果たされていないことを問題提起し、公人の実名と関係を挙げた松井議員の発言は懲罰事犯に該当するものではなく、本件を周知の事実と知りながら誘導尋問を行うかのような清水みな子議員、増田好秀議員の、あたかも松井努議員を陥れるかの発言を議会がとがめもしないことは不公平と言わざるを得ない。

以上。

○松永修巳議長 これより委員長の報告及び少数意見の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより松井努議員に対する懲罰の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、委員会起草による陳謝文により松井努議員に陳謝の懲罰を科すものであります。

本件を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者多数であります。よって松井努議員に陳謝の懲罰を科すことは可決されました。

松井努議員の入場を求めます。

[松井 努議員入場]

○松永修巳議長 ただいまの議決に基づき、これより松井努議員に対し懲罰の宣告をいたします。

松井努議員に陳謝の懲罰を科します。

これより松井努議員に陳謝をいたさせます。

松井努議員に陳謝文の朗読を命じます。

[松井 努議員登壇]

○松井 努議員 陳謝文。私は令和3年12月8日の会議において、他人の私生活に関する事柄及び市民の機微情報に関する言論を行いました。このことは地方自治法第132条に違反した行為であり、議会の品位を保持し、秩序を守るべき議員の職責に顧みて、誠に申し訳ありません。ここに深く反省し、誠意を披瀝して陳謝いたします。

令和4年2月8日、市川市議会議員、松井努。

○松永修巳議長 この際、理事者が入れ替わりますので、若干休憩いたします。

自席でお待ちください。

午後1時18分休憩

午後1時21分開議

○松永修巳議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○松永修巳議長 この際、日程第4令和4年度施政方針及び日程第5令和4年度教育行政運営方針を行い、併せて日程第6議案第55号市川市個人情報保護条例の一部改正についてから日程第27報告第36号専決処分の承認を求めることについてまでを一括議題といたします。

提出者から令和4年度施政方針及び令和4年度教育行政運営方針並びに提案理由の説明を求めます。

村越市長。

〔村越祐民市長登壇〕

○村越祐民市長 本日、令和4年2月市議会定例会の開催に際し、令和4年度の予算案をはじめとする諸案件の審議をお願いするに当たり、新年度の市政運営に臨む所信の一端を述べさせていただきます。

市民の皆様からの信託をいただいて4年、「誰もが自分らしく暮らせる豊かなまち」に向け、新たな価値を創造するデジタルトランスフォーメーションをはじめ防災対策や待機児童対策など、市政の諸課題の解決に全力で取り組んできました。この間、東京外郭環状道路の千葉県区間や妙典橋など新たな道路の開通により道路交通網が充実したことで市内の渋滞が緩和され、バスの路線も新設されるなど、地域のつながりが強くなり、暮らしの利便性が向上しました。

一方で、全国で拡大した新型コロナウイルス感染症の影響により、市民の生活様式は大きく変わりました。この感染症への対策として、市民の皆様へ感染拡大防止の行動を呼びかけるとともに、切り札であるワクチンを一日でも早く接種できるよう、第1庁舎をはじめ市内各所に集団接種会場を設け、体制を強化してきました。

また、飲食店等の休業や時短営業などの影響を受けた市内の事業者を支援するための緊急経済対策のほか、イベントの中止や延期により失った町の活力を取り戻すため、オンラインで市民まつりを開催するなど、様々な取組を行ってきました。これらの取組を実施できたのも、歳入歳出を常に見直し、既存の市民サービスが低下することのないよう、筋肉質でスリムな予算編成を行ってきたからです。このような堅実な財政運営に努めてきたことから、災害などの不測の事態に備える財政調整基金の残高は過去最高額となり、その結果、機動的で効果的な新型コロナウイルス感染症対策を行うことができました。これらの対策に御理解、御尽力をいただいております事業者並びに市民の皆様へ改めて感謝いたしますとともに、引き続き御協力いただきますようお願いを申し上げます。

感染拡大が落ち着いた後のエンデミックを見据え、将来にわたって誰一人取り残さない、多様性が尊重され、安全に安心して暮らせる持続可能なまちづくりを行うため、企業における事業活動の信頼性の指標となる環境、社会、企業統治を意味するESGの考え方を行政運営にさらに取り入れてまいります。この考え方を本市に対する1つの評価基準として、市民の目線に立った効果的な施策の立案につなげることで、将来にわたって成長を続け、市民の皆様へ選ばれ、住み続けていただける町を目指します。

市民の生命と財産を守り、安心して暮らすことができる町を次の世代に引き継いでいくことが私の使命です。そのための新年度における市政運営に向けた基本的な方針を述べさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、2回のワクチン接種が終わった市民の皆様へ一刻も早い接種を実現するため、1月より接種間隔を6か月間に前倒しして3回目の接種を行っています。これまでの感染拡大防止対策に合わせて、引き続き影響を受けている方々への適切な支援を行うことで市民の皆様への生活と命を守ります。

また、近年の台風の大型化や集中豪雨など、気候変動の影響と見られる現象が身近に迫っています。市民の皆様が安心して暮らすため、これまでの治水対策を進め内水氾濫を防ぐとともに、道路や下水道などの社会基盤を整備することで災害に強い町をつくります。

さらに、市長に就任してから繰り返し申し上げてきた環境に責任を持つ町に向けて、温室効果ガスの削減な

ど、これまで以上に脱炭素社会への歩みを着実に進めます。

地域の活力は人と人の触れ合いから生まれるものです。新型コロナウイルス感染症の影響により、地域活動も制限を受けました。そこで地域の活力を取り戻すため、多くの人々が参加できるイベントや自治会等への支援を行います。

人との出会いは、それまで気がつかなかった新しい自分の発見につながり、人生をより豊かにします。これからの公共施設は自宅でも職場でもなく、誰もが気軽に立ち寄れ、そこで新たな交流が生まれる場所にしたいと考えています。昨年、市川駅前にオープンした市本や妙典地区の地域コミュニティゾーンも、このような考えを取り入れて整備しています。

私は現実を漫然と受け入れるのではなく、自ら望む姿を描き、今何をすべきかを考え、常に未来を見据えて仕事をしてきました。

第1庁舎の全面開庁に合わせて開始したワンストップサービスは、デジタルトランスフォーメーションにより利用者目線の価値を創造し、ワンズオンリー、そして電子市役所へと着実に進化させていきます。それにより、さらに市民の皆様が便利で暮らしやすい町を実感できると考えています。

昨年、待機児童ゼロを達成しましたが、今後も保育需要の増加が見込まれるため、保育園整備を進め待機児童ゼロを維持します。

また、子どもの教育が町の成長につながると考え、教育委員会と一層の連携を図り、子どもたちの可能性を広げるための教育環境を整備します。

将来を担う子どもたちをはじめ、高齢の方や障がいをお持ちの方にも支援を続けます。

東京2020オリンピック・パラリンピックで高まったスポーツへの機運を逃がさないようスポーツ施設の整備を進め、健康づくりを促進し、生涯にわたって生き生きと暮らせる社会をつくります。

また、日常から芸術に触れ、市民の皆様に彩りのある生活を送っていただけるよう、文化の薫りの高い町を目指します。

私は市民の皆様に、市川市に住んでいることを誇りに思ってもらいたいと考えています。本市は、東京の近郊にありながら豊かな自然に恵まれ、高等教育機関が集まり、多くの史跡や寺社を有し、古くから文人墨客に愛されるなど、価値の高い無双の町です。次の世代にこの町の豊かさをつないでいくために、様々な情報を発信して町の魅力を広く伝え、市内外の方々の関心を高めることが重要であると考えています。

基本方針に基づいて取り組む新年度の主な施策につきましては、その目的に沿って述べさせていただきます。

初めに、真の豊かさを感じる町についてです。

誰もが自分らしく暮らしたいと願っています。そのために、市民が安心して暮らせる環境や多様な考えを尊重できる町をつくります。

新型コロナウイルス感染症対策として、公共施設をはじめ子どもの施設や福祉施設などに消毒用品や手袋、そのほか必要な備品を配備し、市民の皆様が安心して御利用いただけるようにします。

また、万が一、新型コロナウイルスに感染し、自宅での療養を余儀なくされた方や濃厚接触者になった方は外出が制限されてしまいます。このような方々に食料品や日用品を配送することで生活を維持できるよう支援してまいります。

妊娠期の母体への感染リスクや経済的負担を軽減するため、妊婦健康診査や新型コロナワクチン接種の際に利用したタクシー料金の一部助成を引き続き実施します。

様々な御家庭の事情から、育児について心配する方もいます。出産後に家族から十分なサポートが受けられず、産後の体力回復や子育てに不安を感じている方を対象に、産科医療機関等で十分な休息を取りながら、助産

師などに授乳や育児の相談等を行うことで産後鬱や育児不安を予防します。

また、こころの健康相談につきましても、専門職により365日対応している相談を継続し、利用しやすい体制整備を進めます。

待機児童ゼロを継続するため、引き続き保育園の整備を行うことで定員を拡大するとともに、より安心して子どもを預けることができるよう保育の質を高めていきます。

さらに、子どもの病気などの治療中や回復期に家庭での保育が難しい方を対象として、診療所併設型の施設や保育園でお預かりする病児・病後児保育を行います。

多様性を尊重し、誰もが自分らしく暮らすことができるよう、パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度を開始しました。これからはこの制度の周知、普及を進め、LGBTQなどの性的マイノリティーに対する理解を深めます。

国府台公園は、スポーツ施設としての機能向上と公園環境の改善のため、野球場の建て替えをはじめとした再整備を進めています。また、市民体育館などについては、改修工事や設備の修繕を行い、快適なスポーツ環境づくりを進めます。

前期高齢者が多い市域南部に生きがいつくり、仲間づくりのできる介護予防センターの整備を進めます。ここでは、地域への社会参加のきっかけづくりや健康寿命延伸のための体操教室なども実施し、介護の予防に努めます。

障がい者や高齢者、介護を必要とする世帯のうち、ごみを集積所まで運ぶことが困難な方については、ごみ出しの負担を軽減するために玄関先までごみの収集に何うとともに生活状況の確認を行います。

次に、彩り豊かな文化と芸術を育む町についてです。

本市にはゆかりのある芸術家や文化人の活動のほか、万葉の歌などに象徴される歴史文化や暮らしの中に息づく町の文化があります。これらを地域に深く根づかせ、育むことで日々の生活を豊かにします。

優れた芸術作品は人々の心に感動をもたらし、生活に安らぎと潤いを与えます。本市の収蔵作品をデジタル化し、オンライン配信することで、芸術をより身近なものとしします。

市川市文化会館が大規模改修を終え、4月からリニューアルオープンします。今後も行徳文化ホールI&Iなどの文化芸術の拠点となる施設を安心して御利用いただけるよう、計画的に改修を進めます。

様々な国の文化や慣習に触れ、相互理解を深めることが多文化共生社会につながります。姉妹都市やパートナーシティ等を通じて外国との交流を促進することで外国の文化の理解や友好と親善を図り、先方の先進事例に学び、市政に応用します。

さらに、在住外国人向け日本語教室で指導するボランティアの講師に対してスキルアップにつながる研修を実施することで、在住外国人の日本語能力の向上と地域での交流の活性化を支援します。

次に、安全で快適な魅力ある町についてです。

誰もが安心して暮らせる安全な都市環境を確保し、人と人がつながる新しい公共施設を整備することで町の魅力を高めます。

災害はいつ発生するか分からないからこそ、日頃の準備が重要です。地震や台風などの自然災害による大規模な停電に備えてLEDバルーンライトやソーラーつき蓄電池を避難所に配備することで、長期停電に対応した避難所を整備します。

震災等による断水や停電などで多くのトイレが使えなくなります。避難した方が使用するマンホールトイレを計画的に整備し、災害時も衛生的な避難所生活を送れるようにします。

近年の台風の大型化や集中豪雨などにより、浸水被害の発生リスクが高まってきました。本市の治水対策を確

実に進めるため幹線排水路を整備し、ポンプの排水能力を高めることで浸水被害を軽減するとともに老朽化した水防倉庫の建て替えを行い、水害対策を強化します。

下水道の整備は公衆衛生の向上や河川、海などの水質の保全につながります。引き続き下水道の早期整備に取り組み、普及率の向上を目指します。さらに、市街化区域と市街化調整区域の境にある下水道管を有効活用し、市街化調整区域側からも接続を可能とすることで下水道の利用を広げ、地域の生活環境の維持に努めます。

東京外郭環状道路の開通により沿線の環境も大きく変わりました。この道路と立体交差する京成電鉄の菅野駅周辺に駐車場やタクシープール、駐輪場等を整備することで駅を利用する方や周辺住民の利便性を高めます。

主要駅の周辺や通学路、幹線道路等の歩道の段差解消や道路の拡幅を進めることで、子どもから大人まで誰もが安全、快適に利用することができる歩行空間を確保します。

市内経済の活性化には消費者と事業者双方への施策が必要です。消費活動が促進される取組の一つとして、商店会等が開催するイベントへの補助や商店街の店舗を利用する方の利便性を向上させるためのバリアフリー化などに対する補助のほか、中小企業者に対する資金繰り支援などを行うことで市内経済の発展につなげます。

本市は都心に近接しているながら、知名度が高く長い歴史のある梨の栽培や海に面した立地を生かしたノリの養殖などが営まれています。トマトやシクラメンなど付加価値が高い農作物の生産をビニールハウスなどの園芸用施設で新たに始めたい方や、施設規模を拡大したい農業者への支援などを行い、本市の農業の活性化を図ります。

また、歴史ある水産業を維持するため、しゅんせつによる航路整備を行い、安全で効率的な漁業活動を支援します。

妙典地区の地域コミュニティゾーンでは、公私連携型保育所・児童発達支援センター、少年野球場、公園などを整備し、子どもから大人まで、誰もが楽しむことができる地域交流の拠点をつくります。

八幡地区では、老朽化した八幡分庁舎や中央公民館等を市民の交流や教養を育む場、子育て支援や本と触れ合える場などの機能を備えた複合施設として整備します。

次に、人と自然が共生する町についてです。

自然と共生し、快適で住みやすい環境を未来に継承するために環境への負荷軽減を進めます。

安心して暮らせる持続可能な社会を実現するため、脱炭素化を加速させる施策として、電気自動車の購入や太陽光発電設備の設置にかかる費用を助成します。本市の公用車についても、電気自動車など環境性能を重視した次世代自動車への切替を促進し、脱炭素社会に向けて取り組みます。

あわせて、ごみの焼却で生み出される電力を活用した電気自動車の充電施設を整備し、エネルギーの地産地消や再生可能エネルギーの利用を進め、環境に責任を持つ町を実現します。そのほか、学校の照明のLED化を進めるなど、公共施設の省エネルギーを推進します。

循環型社会を形成するためには継続的、安定的な廃棄物処理が求められます。現クリーンセンターについては、施設の機能を維持するとともに、ごみの焼却により発生する焼却灰をセメント原料や路盤材として活用するなど、資源化を計画的に進め、埋立処分量を減らしていきます。また、新クリーンセンターの建設については、あるべき姿を見据えて適切に進めます。

木々の緑は生活に安らぎをもたらしてくれる欠かせない資源です。本市の貴重な緑を守るため、倒木の防止をはじめとした森林の適切な整備、その担い手を育成するための支援、木材利用の普及啓発など、森林環境譲与税基金の活用方法を検討します。

公園は市民にとっての憩いの場です。安全性や快適性を確保するために日常の点検や整備を徹底します。じゅん菜池緑地では、水源の水量が少なくなることによる水質の悪化を防ぐため、新しい井戸を増設することで水辺

の生物や食物の生育環境を維持します。

本年で開園35周年を迎える動植物園は、大町レクリエーションゾーンの中心的な役割を担ってきました。これまでのモルモットやウサギなどとの触れ合いをはじめ、昨年仲間入りしたアルパカや迫力ある鷹のショーなどに加え、屋内で動物と親しめるゾーンを開設するなど、魅力ある動植物園づくりを進めていきます。

最後に、市民と行政がともに築く町についてです。

誰もが快適に暮らすため、市民と行政がともに考え、ともに選び、ともに行動する協働によるまちづくりを進めます。

市長に就任して以来、デジタルトランスフォーメーションを推進するため、庁内の業務の効率化を進めてきました。引き続き定型業務を自動的に行うRPA等を活用し、業務の効率化を図ります。

デジタルトランスフォーメーションの次のステップとして、一度提出した情報を重複して提出することのないワンズオンリーに向け取組を進めます。

手続のためだけに訪れる必要がなくなる電子市役所の実現に向けて、オンラインで申請できる手続を増やすとともに、申請の内容に応じて、マイナンバーカードによる公的個人認証機能やオンライン決済機能が利用できるように環境を整備します。

自治会の活動が活性化することは地域住民のつながりを深めるだけでなく、防災面においても重要です。引き続き自治会活動をサポートするために、集会施設の整備に対する補助や自治会への加入促進のほか、地域の盆踊りなどの自治会が行うイベントへの支援を継続します。

魅力的なまちづくりのためには、市民の皆様が市政に参加していただくことが必要です。市の広報媒体の情報発信力をより強化するため、分かりやすく親しみのあるイラストやデザインを使うことで市政への関心を高めます。

以上、新年度における主な施策とさせていただきます。

本市のキャッチフレーズである「いつも新しい流れがある市川」を全職員が共有し、新しいことにも果敢に挑戦する気持ちを持って、市民サービスのさらなる向上に取り組んでまいります。

なお、新年度予算は、新規・拡大事業等の政策的な経費を除いた骨格予算となりますが、継続的に進めていく必要があるワクチン接種などの新型コロナウイルス感染症対策費や保育園の整備・運営費をはじめとした社会保障関係経費といった着実に実施すべき事業の経費を計上したほか、当初予算への計上を見送った肉づけ予算の財源確保にも努めたことにより、新年度の予算は、一般会計では前年度当初比4.4%増の1,668億円としました。また、特別会計全体では、前年度当初比2.7%増の768億3,100万円、公営企業会計は前年度当初比16.4%増の230億9,500万円としたところです。その結果、一般会計と特別会計に公営企業会計を合わせた予算額は、前年度当初比4.8%増の2,667億2,600万円となりました。

今後も新型コロナウイルス感染症の再拡大等による経済低迷のリスクなど、本市の財政を取り巻く環境は不透明であるため、堅実な財政運営に努めるとともに引き続き感染症対策を徹底するなど、市民の皆様が安心して暮らせるまちづくりに努めてまいります。

市民の皆様並びに議員各位の御理解と御支援をお願い申し上げまして、新年度の施政方針といたします。

○松永修巳議長 次に、教育行政運営方針の説明を求めます。

田中教育長。

〔田中庸恵教育長登壇〕

○田中庸恵教育長 本日、令和4年2月市議会定例会の開催に際し、教育委員会を代表して、新年度の教育行政の運営に臨む所信の一端を述べさせていただきます。

初めに、新型コロナウイルス感染症の国内での感染確認から2年余りが経過しました。この間、私たちは、学校がなすべき役割や学び直しの重要性を改めて認識することとなりました。誰もが社会の変化に対応し、乗り越え、未来を創造する力を高められるよう、教育委員会はできる限りの感染防止対策を講じ、子どもたちの学びの保障と生涯学習の機会の確保に努めてまいりました。

こうした状況の中、幼児教育の一層の質の向上を目的とした市川市幼児教育基本方針の策定や、小中一貫型小学校・中学校、通称東国分爽風学園の設置など、学びと育ちの連続性を大切にした教育の質を高める取組を進めてきました。

また、学習交流施設市本を開設し、本を介して人々が出会い、学び、交流を深めることで、学び続けられるコミュニティの形成や生涯学習の場づくりにも取り組みました。

今後も、教育委員会は市長との総合教育会議における協議を通じて、新しい時代の学びに求められる課題を共有しながら、市川教育の推進のため教育行政の運営に努めてまいります。

新年度における教育行政運営に向けた基本的な方針は次の2点といたします。

1点目は、第3期市川市教育振興基本計画の点検・評価結果を踏まえた、さらに取り組むべき施策の推進であります。

2点目は、教育を取り巻く状況の変化への対応であります。

本市教育行政の現状と課題に対し、教育委員会は、新型コロナウイルス感染症への対応も踏まえ、正しく恐れ、学びを止めないという決意の下、取り組むべき施策を着実に進めます。

その1つとして、対面指導の工夫とICTの適切な活用により、児童生徒の学びを保障するとともに質の向上を図ってまいります。

あわせて、誰もが望んだときに望む学びができるよう、また、社会人の学び直しにも利用できる場を創出するなど、生涯学習の機会の提供に努めてまいります。

これら2点の基本的な方針に基づいて取り組む新年度の主な施策については、生涯を通じた学び、学校における学び、教育環境の整備の3つの視点から述べさせていただきます。

初めに、生涯を通じた学びについてであります。

社会が大きな転換期を迎える中、生涯を通して学び続けることの重要性が増しています。そのため、人々が生涯学び続けることができる環境の整備に努めてまいります。

主な取組としては、学習交流施設市本において、毎月のテーマにまつわる読書会や講演を開催するなど、利用者同士が交流を深め、新たな活動につながる機会を提供します。

多くの市民が本に親しむ機会を持てるよう、既存の図書館サービスの拡充を図るとともに、コロナ禍の経験を踏まえ、自動車図書館のステーション増設やICTを活用したサービスの展開など、市民の利便性向上を図ります。

地域の学習拠点である公民館については、市民の学習機会の拡充を図るため、市公式ユーチューブチャンネルを活用したオンライン講座と対面での講座により、幅広く学びの機会を提供します。

近年、縄文文化がかつてない注目を集めています。市北部には貝塚をはじめとする縄文遺跡が複数存在しており、史跡曾谷貝塚の本質的価値を示す総括報告書の刊行に向け、基礎データの収集、分析を進めます。

次に、学校における学びについてであります。

学習指導要領において示された資質、能力の育成を着実に進め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく育成する個別最適な学びと、多様な個性を最大限に生かす協働的な学びの一体的な充実を図ってまいります。主な取組としては、個に応じたきめ細かな指導により特別な支援を必要とする児童生徒の成長を促すため、特別支

援学級等に補助教員を派遣し、支援の充実を図ります。

教育相談事業として、児童発達支援システムの効果的な運用を図るなど、関係部署との連携により、切れ目ない支援体制の整備を進めます。

国際化の進展に伴い増加している、日本語指導を必要とする児童生徒が日本の学校生活に円滑に適応できるよう、通訳講師の派遣やA I 翻訳機を活用し、日本語指導をはじめとした学習支援の充実を図ります。

言語や文化が異なる人々と理解し合い、主体的にコミュニケーションを図る能力を育成するために外国語活動指導員、外国語指導助手を各学校・園に派遣し、外国語教育及び国際理解教育のさらなる推進を図ってまいります。

児童生徒が基礎的、基本的な学習内容を確実に習得し、個に応じた学びを充実させ、主体的、対話的で深い学びを実現させるために、少数指導教員の派遣や小学校の教科担任制の推進など、指導方法の改善と学習環境の整備を進めます。

学習用端末や指導者用デジタル教科書の効果的な活用により、オンライン指導の先進的な取組を全校に広げていくことでICT活用を一層推進します。

一方で、学校などにおける既存のアナログ資源についても十分に活用し、読書活動を通じて本好きの子どもたちを育ててまいります。

必要な食習慣を身につけ、基礎体力を向上させるために食育と体力づくりを進めます。

命を大切にする心や他人を思いやる心、人権意識、規範意識、自主性や責任感を育成するために、学校支援実践講座を受講した地域の方々に積極的に協力を促し、道徳教育の充実を図ります。

子どもが安心して学校生活を送れるよう、いじめの防止及び早期発見、解消に向けて相談・支援体制を充実させるとともに、家庭、学校、地域、関係機関との連携を強化してまいります。

不登校児童生徒に丁寧寄り添い、オンライン指導を実施するなど、一人一人の状況に応じた必要な支援を充実させます。

市川市幼児教育基本方針に基づき、関係部署とともに幼児教育充実のための施策を推進してまいります。

幼児期の教育を通して育まれた資質、能力を小学校でさらに伸ばしていけるよう、アプローチカリキュラムやスタートカリキュラムのより一層の工夫を促すなど、関係部署や関係機関との連携を図りながら、子どもたちの学びと育ちの連続性を重視した取組を進めます。

市川市立義務教育学校の設置に関する方針に基づき、高谷中学校、信篤小学校、二俣小学校の3校を本市2例目の小中一貫型小学校・中学校、通称信篤三つ葉学園とし、小中一貫教育のさらなる推進を図ります。

最後に、教育環境の整備についてであります。

学校施設などの安全性を確保し、教育環境の質を高めるために、学校や社会教育施設の整備、改修を計画的かつ総合的に進めます。あわせて、教職員の働き方改革や子どもの安全、安心の確保に努めてまいります。主な取組としては、須和田の丘支援学校の教室不足を解消するため、校舎の増築と必要な整備を行います。

災害時の避難所にもなる各学校体育館のトイレの改修を引き続き計画的に進め、生涯学習施設の老朽化についても必要な改修を行います。

また、これまで建て替えの基本構想、基本計画の策定を進めてきた宮田小学校に続いて、老朽化が進んでいる学校の建て替えの準備を計画的に進めてまいります。

子どもの安全と保護者の安心を確保できる生活の場をつくり、遊びを通して子ども同士が交流し、子どもの健全な育成を図るため、放課後子ども教室や放課後保育クラブの拡充を図ります。

教職員が子どもを理解し、寄り添いながら指導、助言ができるよう、スクール・サポート・スタッフの配置を

拡充するとともに研修の充実に努めます。

教職員が担う業務を見直すなど、教職員の負担軽減を図り、教職員が心身ともに健康で、誇りと情熱を持ってじっくりと子どもと向き合い、質の高い教育活動を行うことができる環境づくりを進めます。

地域学校協働活動推進員を中心に、地域の方々の協力を得て、様々な団体とのネットワークを構築し、地域の主体的な教育への参画をさらに進めます。

また、子どもを事故から守るため、地域との連携の強化に引き続き努めてまいります。

以上、新年度における主な施策とさせていただきます。

結びに、国の諮問機関である中央教育審議会の答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」では、社会構造の変化の中で、持続的で魅力ある学校教育の実現が方向性として示されております。この答申を受け、国では新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について、具体的に専門的な検討が行われております。

本市教育委員会においても子どもの健全育成と一層の学力向上を目指し、「人をつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育」の基本理念の下、教育環境の充実や家庭、学校、地域の連携、協働を大切にしながら教育を進めてまいります。

市民の皆様並びに議員各位の御理解と御支援をお願い申し上げます。新年度の教育行政運営方針といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○松永修巳議長 次に、提案理由の説明を求めます。

村越市長。

[村越祐民市長登壇]

○村越祐民市長 議案第55号から議案第71号まで、諮問第4号から諮問第7号まで及び報告第36号につきまして提案理由を御説明申し上げます。

まず、議案第55号市川市個人情報保護条例の一部改正については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の廃止に伴い、条文の整備を行う必要があることから提案するものです。

議案第56号市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正については、消防団員の処遇を改善するため、災害出勤等に係る出勤報酬を創設し、その額を定める必要があることから提案するものです。

議案第57号市川市国民健康保険税条例の一部改正については、地方税法の改正に伴い、未就学児の属する世帯に係る国民健康保険税の減額について定めるほか、所要の改正を行う必要があることから提案するものです。

議案第58号市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正については、し尿の収集及び運搬に関する手数料の算出に係る規定を整備する必要があることから提案するものです。

議案第59号令和3年度市川市一般会計補正予算（第14号）について御説明いたします。

補正予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億7,765万4,000円の増額を行い、予算総額を1,856億5,347万1,000円とするものです。

今回の補正予算は、12月定例会において、義務的経費のみの予算措置となった一般会計補正予算（第10号）について、予算措置されていない一部事業の再提案をするほか、国の補正予算への対応として、令和4年度当初予算で計上を予定していた事業について前倒しして実施するとともに、新型コロナウイルス感染症への対応や社会保障関係経費などの必要となる事業費について予算措置する一方、執行差金等について減額を行うものです。

歳出予算の主な内容について申し上げますと、第2款総務費では、GIGAスクール構想に係る情報システム関連経費などの執行差金の減額などについて、第3款民生費では、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金において、新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変世帯が給付対象として追加されたことに伴い必要と

なる経費や障害者自立支援給付事業に係る扶助費、また、保育士等の処遇改善を図るための経費を増額するほか、私立保育園等の整備に係る補助金や私立保育園の運営委託料の減額について、第4款衛生費では、安定した国民健康保険事業の財政運営を行うための国民健康保険特別会計繰出金や新型コロナウイルスワクチン接種について、1、2回目のワクチン接種期間が延長されたことに伴う経費の増額について、第6款農林水産業費では、市川漁港の浮き桟橋における係留ぐいの改修工事の増額などについて、第9款土木費では、国の補正予算を活用し、令和4年度に行う予定としていた都市計画道路の用地購入費や道路改良整備など前倒しで行う工事請負費などについて、第10款消防費では、北部地区消防施設用地の改良工事費の増額などについて、第11款教育費では、国の補正予算を活用し、令和4年度に行う予定としていた小中学校におけるトイレ改修などを前倒しして実施するほか、放課後保育クラブの支援員等の処遇改善を図るための経費の増額について、それぞれ計上するものです。

歳入予算につきましては、市税から市債までの財源を充て、収支の均衡を図ったものです。

次に、継続費の補正では、地域コミュニティゾーン公園整備事業について、総額を変更するため継続費の補正を行うものです。

次に、繰越明許費の補正では、防災カメラ設置事業ほか41事業について、いずれも年度内の完成が困難であることから繰越明許費の補正を行うものです。

また、債務負担行為の補正では、クリーンセンター発電設備修繕料について追加を行うほか、道路拡幅用地取得費、令和3年度において今年度の用地取得が見込めないことから廃止するものでございます。

地方債の補正では、民生費、土木費、消費費及び教育費における限度額について、それぞれ変更するものです。

次に、議案第60号令和3年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の歳入歳出予算の補正は24億1,136万4,000円の増額を行い、総額をそれぞれ405億7,125万3,000円とするものです。主な内容は、資格給付業務委託において執行差金が生じたことによる減額補正を行うほか、保険給付費や国民健康保険事業財政調整基金積立金の増額などを行うもので、その財源として県支出金や一般会計からの繰入金などを充て、収支の均衡を図るものです。

次に、議案第61号令和3年度市川市介護保険特別会計補正予算（第2号）の歳入歳出予算の補正は2億1,143万8,000円の増額を行い、総額をそれぞれ311億326万4,000円とするものです。主な内容は、新型コロナウイルス感染症の影響等による利用者数の減等に伴い、地域支援事業費を減額するほか、国庫支出金等の前年度超過交付額を返還するための償還金の増額補正などを行うもので、財源については国庫支出金や繰越金などを充て、収支の均衡を図るものです。

次に、議案第62号令和3年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の歳入歳出予算の補正は200万円の増額を行い、総額をそれぞれ58億1,249万6,000円とするものです。補正の内容は、保険料還付金が当初の見込みを上回ったため増額を行うもので、その財源として諸収入を充て、収支の均衡を図るものです。

次に、議案第63号令和3年度市川市下水道事業会計補正予算（第5号）について、業務の予定量の補正では、資本的支出における建設改良費の減額に伴い、業務予定量の補正を行うものです。

次に、収益的収入及び支出の補正では、収益的支出において、電気料金や燃料費の増加に伴い動力費を増額する一方、終末処理場の施設管理等委託料を減額することにより、合わせて3,772万5,000円を減額するとともに、収益的収入において、雨水処理負担金や汚水処理等負担金など、合わせて5,096万2,000円を増額するものです。

次に、資本的収入及び支出の補正では、資本的支出においては、高谷2号幹線建設事業において、継続費の年割額の変更に伴う本年度支出額の減額補正を行うほか、雨水管渠整備工事費等の増額補正を行い、合わせて3億

8,420万円の減額補正を行うとともに、資本的収入においては、公共下水道整備雨水事業及び汚水事業の事業費の減に伴う国庫補助金の減額を行うなど、2億5,203万9,000円の減額補正を行うものです。

次に、継続費の補正では、先ほど御説明したとおり、高谷2号幹線建設事業において、事業内容の見直しに伴い、期間の延長と年割額の変更を行うものです。

次に、企業債の補正では、公共下水道事業における起債の限度額を変更するものです。

最後に、他会計からの補助金では、新型コロナウイルスワクチン接種対策に要した職員の人件費について、一般会計から補助金を受けるものです。

次に、議案第64号令和4年度市川市一般会計予算から議案第68号令和4年度市川市下水道事業会計予算までにつきまして御説明いたします。

初めに、令和4年度一般会計予算の規模は前年度と比べ70億円、4.4%増の1,668億円となりました。令和4年度当初予算については、新規事業や拡大事業など政策的な判断を要する経費を除いた骨格予算による編成となりますが、ワクチン接種などの新型コロナウイルス感染症対策費や保育園の運営費をはじめとする社会保障関係経費といった、着実に実施すべき事業の予算を計上したこと。また、骨格予算では計上を見送った政策的な経費、いわゆる肉づけ予算を新年度の補正予算で改めて計上する際の財源として、財政調整基金への積立金を計上していることなどにより、予算規模が前年度に比べ増となっているものでございます。

次に、一般会計予算の主な内容につきましては、まず歳入では、第1款市税において、コロナ禍の影響により前年度予算で大幅な減収を予測していた個人市民税について、実際の決算見込みではそこまでの落ち込みはせず、新年度には増収が見込まれるほか、法人市民税、固定資産税など、市税全体で増となる見込みであることから875億8,500万円を計上したものでございます。

また、第14款国庫支出金では、新型コロナウイルスワクチン接種費用の国の負担金及び補助金に加え、私立保育園の運営費など社会保障関係経費の増加に伴い、その財源として362億3,373万7,000円を計上し、第18款繰入金では、前年度に予算計上していた財政調整基金や職員退職手当基金などからの繰入金について、事業の完了や市税の増収などにより繰入れが不要となったことから、前年度より大幅に減少し4,808万9,000円の計上となり、第21款市債においては、計画的に進める大型建設事業の事業進捗により前年度より減少し、55億2,360万円の計上となっております。

次に、歳出におきましては、まず第2款総務費では、市民サービスの向上や事務効率の改善を図るため、行政手続のデジタル化や事務の効率化など、電子市役所の推進に向けた経費や前年度からの継続事業である八幡分庁舎の建て替え、また国府台公園野球場の再整備のほか、肉づけ予算の財源としての財政調整基金積立金など236億4,800万円を計上しております。

第3款民生費では、私立保育園などの整備や運営に係る経費や障がい者支援、生活保護などの扶助費のほか、保育園等における感染予防対策費など806億9,300万円を計上し、また第4款衛生費では、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種や子宮頸がんワクチンそのほかの予防接種に係る経費のほか、グリーン社会の推進を目指したごみの焼却残渣の資源化や電気自動車の購入等への補助など206億8,200万円を計上しております。

第9款土木費では、継続事業である地域コミュニティゾーン整備事業や菅野駅周辺の整備のほか、市民生活に密着した道路や公園、排水路の整備など110億3,600万円を計上しております。

第11款教育費では、地球温暖化対策のための公共施設、省エネルギー化の一環として、二酸化炭素排出量を削減するため、学校照明のLED化を進める経費や須和田の丘支援学校の生徒数の増に対応するための校舎の借上げに関する経費のほか、放課後子ども教室の増設など140億1,000万円を計上しております。

次に、特別会計及び公営企業会計につきましては、国民健康保険特別会計では、新型コロナウイルス感染症の

影響により減少していた保険給付費が再び増加傾向にあることから、前年度に比べ7億8,200万円、2.1%増の388億9,500万円を計上しております。

介護保険特別会計では、要介護認定者数の増加などにより保険給付費が増となる見込みから、前年度に比べ8億1,700万円、2.6%増の316億9,000万円を計上し、後期高齢者医療特別会計では、被保険者数の増加に伴い、広域連合に支払う給付金の増などにより、前年度に比べ4億4,900万円、7.7%増の62億4,600万円を計上しております。

下水道事業会計では、市川南ポンプ場建設事業の進捗に伴う事業費の増加などにより、前年度に比べ32億6,000万円、16.4%増の230億9,500万円を計上しております。

最後に、一般会計、特別会計及び公営企業会計を合わせた令和4年度当初予算の全会計の総額は、前年度と比べ123億800万円、4.8%増の2,667億2,600万円を計上するものです。

議案第69号及び議案第70号財産の減額貸付については、株式会社市川市場が公益性の高い地方卸売市場の運営を継続的に行うことができるようにするため、市川市が所有する地方卸売市場の土地及び建物を当該法人に減額して貸し付ける必要があることから提案するものです。

議案第71号教育委員会委員の任命については、現教育委員会委員の山元幸恵氏の任期が本年3月31日をもって満了となることから、引き続き同委員を任命いたしたく、市議会の同意を求めため提案するものです。

諮問第4号から諮問第7号まで人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、法務大臣から委嘱されている本市の人権擁護委員のうち、本年6月30日をもって任期満了となる委員4名の再任推薦につき、市議会の意見を求めため提案するものです。

報告第36号専決処分の承認を求めることについては、緊急に補正予算を編成する必要が生じたため、令和3年度市川市一般会計補正予算（第12号）の専決処分を行ったことから、その承認を求めものです。

歳入歳出予算の補正は31億6,916万円の増額を行い、総額をそれぞれ1,840億4,223万8,000円としたものです。

歳出予算の内容を申し上げますと、第3款民生費において、さきの12月定例会で追加提案をいたしました一般会計補正予算（第11号）による国の子育て世帯への臨時特別給付金、先行給付について、10万円相当の給付のうち5万円を先行して現金支給を行うための予算が可決されましたが、その後、国が全額現金による一括支給を容認する方針を示したことから、先行する給付金に5万円を追加し、現金で一括して10万円を給付するための経費を追加したものです。

なお、歳入予算につきましては、国庫支出金を充て収支の均衡を図ったものです。

以上、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○松永修巳議長 以上で説明は終わりました。

○松永修巳議長 お諮りいたします。議事の都合により、明2月9日から2月16日まで8日間休会することにいたしましたと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 御異議なしと認めます。よって明2月9日から2月16日まで8日間休会することに決定いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後2時18分散会

第 2 日

令和4年2月17日（木曜日）

令和4年2月市川市議会定例会議事日程（第2号）

令和4年2月17日（木曜日）午前10時開議

- 第1 鈴木雅斗議員に対する処分要求の件（清水みな子議員提出）
- 第2 鈴木雅斗議員に対する処分要求の件（増田好秀議員提出）
- 第3 鈴木雅斗議員に対する処分要求の件（越川雅史議員提出）
- 第4 議案第55号 市川市個人情報保護条例の一部改正について
- 第5 議案第56号 市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第6 議案第57号 市川市国民健康保険税条例の一部改正について
- 第7 議案第58号 市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正について
- 第8 議案第59号 令和3年度市川市一般会計補正予算（第14号）
- 第9 議案第60号 令和3年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第10 議案第61号 令和3年度市川市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第11 議案第62号 令和3年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第12 議案第63号 令和3年度市川市下水道事業会計補正予算（第5号）
- 第13 議案第64号 令和4年度市川市一般会計予算
- 第14 議案第65号 令和4年度市川市国民健康保険特別会計予算
- 第15 議案第66号 令和4年度市川市介護保険特別会計予算
- 第16 議案第67号 令和4年度市川市後期高齢者医療特別会計予算
- 第17 議案第68号 令和4年度市川市下水道事業会計予算
- 第18 議案第69号 財産の減額貸付について
- 第19 議案第70号 財産の減額貸付について
- 第20 議案第71号 教育委員会委員の任命について
- 第21 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第22 諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第23 諮問第6号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第24 諮問第7号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第25 報告第36号 専決処分の承認を求めることについて
- 第26 報告第37号 専決処分の承認を求めることについて
- 第27 報告第38号 専決処分の報告について
- 第28 報告第39号 専決処分の報告について
- 第29 報告第40号 専決処分の報告について
- 第30 報告第41号 専決処分の報告について

（代表質問） 公 明 党 浅野さち議員、西村 敦議員、久保川隆志議員

本日の会議に付した事件

- 日程第1 鈴木雅斗議員に対する処分要求の件（清水みな子議員提出）
- 日程第2 鈴木雅斗議員に対する処分要求の件（増田好秀議員提出）

- 日程第3 鈴木雅斗議員に対する処分要求の件（越川雅史議員提出）
- 日程第4 議案第55号 市川市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第5 議案第56号 市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第57号 市川市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第7 議案第58号 市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第59号 令和3年度市川市一般会計補正予算（第14号）
- 日程第9 議案第60号 令和3年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第61号 令和3年度市川市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第62号 令和3年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第63号 令和3年度市川市下水道事業会計補正予算（第5号）
- 日程第13 議案第64号 令和4年度市川市一般会計予算
- 日程第14 議案第65号 令和4年度市川市国民健康保険特別会計予算
- 日程第15 議案第66号 令和4年度市川市介護保険特別会計予算
- 日程第16 議案第67号 令和4年度市川市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第17 議案第68号 令和4年度市川市下水道事業会計予算
- 日程第18 議案第69号 財産の減額貸付について
- 日程第19 議案第70号 財産の減額貸付について
- 日程第20 議案第71号 教育委員会委員の任命について
- 日程第21 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第22 諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第23 諮問第6号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第24 諮問第7号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第25 報告第36号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第26 報告第37号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第27 報告第38号 専決処分の報告について
- 日程第28 報告第39号 専決処分の報告について
- 日程第29 報告第40号 専決処分の報告について
- 日程第30 報告第41号 専決処分の報告について

（代表質問） 公 明 党 浅野さち議員、西村 敦議員、久保川隆志議員

出席議員 41名

や	な	ぎ	美	智	子
金		子	貞		作
長		友	正		徳
佐		直	友		樹
つ	ち	や	正		順
小	山	田	直		人

つ	か	こ	し	た	か	の	り
鈴			木	雅			斗
国			松	ひ	ろ		き
石			原	た	か	ゆ	き
清			水	み	な		子
廣			田	徳			子
増			田	好			秀
中			町	け			い
久	保		川	隆			志
浅			野	さ			ち
中			村	よ	し		お
細			田	伸			一
石			原	み	さ		子
青			山	ひ	ろ	か	ず
大	久		保	た	か		し
小			泉	文			人
高			坂				進
石			原	よ	し	の	り
秋			本	の	り		子
か	つ	ま	た	竜			大
西			村				敦
宮			本				均
中			山	幸			紀
松			永	鉄			兵
荒			木	詩			郎
稲			葉	健			二
加			藤	武			央
松			永	修			巳
越			川	雅			史
大			場				諭
堀			越				優
か	い		づ				勉
松			井				努
竹			内	清			海
岩			井	清			郎

欠 席 議 員 な し

説明のため出席した者の職氏名

市	長	村	越	祐	民
副	市長	笠	原		智
副	市長	大	津	政	雄
代表	監査委員	菅	原	卓	雄
教	育長	田	中	庸	惠
危	機管理監	水	野	雅	雄
広	報室長	麻	生	文	喜
総	務部長	植	草	耕	一
企	画部長	小	沢	俊	也
財	政部長	金	子		明
文化	スポーツ部長	森	田	敏	裕
経	済部長	小	塚	眞	康
福	祉部長	小	泉	貞	之
こ	ども政策部長	大	平	敏	之
保	健部長	増	田	浩	子
環	境部長	根	本	泰	雄
水	と緑の部長	高	久	利	明
行	徳支所長	菊	田	滋	也
消	防局長	本	住		敏
教	育次長	松	丸	多	一
生	涯学習部長	永	田		治
学	校教育部長	小	倉	貴	志

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事	務	局	長	川	島	智
事	務	局	次長	板	垣	道佳
議	事	課	長	佐	藤	暢一
(議事担当)						
主		幹		米	津	孝成
副	主	幹		金	子	貴一
主		査		尾	本	悠一
主	任	書記		高	柳	陽一
(調査担当)						
主		幹		上	原	高
主		査		前	田	悠
主		査		岡	澤	英康
主	任	書記		武	田	悠大

会 議

午前10時1分開議

○松永修巳議長 ただいまから本日の会議を開きます。

○松永修巳議長 この際、御報告をいたします。去る2月10日、稲葉健二議員から議会運営委員の辞任願が提出され、私がこれを許可いたしました。その結果、議会運営委員に欠員を生じたので、委員会条例第8条第1項の規定により、新たに小泉文人議員を議長において指名いたしましたので、御報告いたします。

○松永修巳議長 日程第1鈴木雅斗議員に対する処分要求の件（清水みな子議員提出）から日程第3鈴木雅斗議員に対する処分要求の件（越川雅史議員提出）までを一括議題といたします。

本件は、2月10日、清水みな子議員、増田好秀議員及び越川雅史議員から、地方自治法第133条の規定により処分要求書が提出されたものであります。

地方自治法第117条の規定により、鈴木雅斗議員の退席を求めます。

〔鈴木雅斗議員退席〕

○松永修巳議長 この際、要求議員から説明を求めます。

まず最初に、清水みな子議員。

〔清水みな子議員登壇〕

○清水みな子議員 日本共産党の清水みな子です。今回の処分要求書の理由を申し上げます。

私が令和3年12月8日の会議において議事進行に関する発言を取り下げたことに対し、当該議員より、議事進行に関する発言の取消し自体が常軌を逸しており、無責任、卑劣極まりない、議会を愚弄するがごとき行為は蛮行と言っても過言ではないなどと、侮辱する発言がなされました。

確かに私が令和3年12月8日の会議において議事進行に関する発言を取り下げたことは事実であります。これは当時の議長に対し、かかるお取り計らいを申し出て、議長がこれを許可したものです。そして、その議長の議事進行につき、本市議会において異論を唱える者は当該議員を含めて誰一人としておらず、この取り下げは平穏公然に認められ、確定したというのが客観的な事実です。つまり地方自治法や市川市議会会議規則にのっとり、議長の議事整理権の範疇において平穏公然に認められ、本市議会において一切の異論なく成立した行為であることから、常軌を逸しており、無責任、卑劣極まりない、議会を愚弄するがごとき行為などといった侮辱的な発言をされる筋合いは一切ありません。それにもかかわらず、客観的事実を無視し、常軌を逸しており、無責任、卑劣極まりない、議会を愚弄するかのごとき行為などと一方的に侮辱する行為こそ、私のみならず、議長や本市議会までも侮辱する発言とも言えるものであり、本市議会に対し当該議員の処分を求めるものです。

さらに当該議員からは、誘導尋問を行うような、また陥れるかのような発言などと侮辱的な発言がありました。が、もし仮に当該議員のこの発言が事実を表すものであれば、地方自治法や市川市議会会議規則にのっとり、議長は自らの議事整理権に基づき、私の発言に対し訂正や取消しを求められたはずであり、あるいは、かかる議事整理をしなかった議長の議事進行につき、異論を唱える者がいたはずですが、しかしながら、議長の議事進行に対し、本市議会において異論を唱える者は当該議員を含めて誰一人としていなかったばかりか、そもそも私は誘導尋問を行うかのような、また陥れるかのような発言など、断じてしておりません。やはり客観的事実を無視した一方的な侮辱的行為であるばかりか、私のみならず、議長や本市議会をも侮辱する発言とも言えるものです。

よって、私、清水みな子は、本市議会に対し当該議員の処分を求めるものです。よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

以上です。

○松永修巳議長 次に、増田好秀議員。

[増田好秀議員登壇]

○増田好秀議員 無所属の会、増田好秀です。2月8日の会議において鈴木雅斗議員から侮辱を受けましたので、以下、侮辱の事実をお伝えします。

私が令和3年12月8日の会議において議事進行に関する発言を取り下げたことにつき、当該議員より、議事進行に関する発言の取下げ自体が常軌を逸しており、中略、無責任、卑劣極まりない、議会を愚弄するかのごとき行為は蛮行と言っても過言ではないなどと、侮辱する発言がなされました。

確かに私が令和3年12月8日の会議において議事進行に関する発言を取り下げたことは事実であります。これは議長に対し、かかるお取り計らいを申し出て、議長がこれを許可したものです。そして、その議長の議事進行につき、本市議会において異論を捉える者は当該議員を含めて誰一人としておらず、この取下げは平穩公然と認められ、確定したというのが客観的な事実です。つまり地方自治法や市川市議会会議規則にのっとり、議長の議事整理権の範疇において平穩公然と認められ、本市議会において一切の異論なく成立した行為であることから、常軌を逸しており、無責任、卑劣極まりない、議会を愚弄するかのごとき行為などといった侮辱的な発言をされる筋合いは一切ありません。それにもかかわらず、客観的事実を無視し、常軌を逸しており、無責任、卑劣極まりない、議会を愚弄するかのごとき行為などと一方的に侮辱する行為こそ、私のみならず、議長や本市議会までも侮辱する発言とも言えるものであり、本市議会に対し当該議員の処分を求めるものです。

さらに当該議員からは、誘導尋問を行うかのような、また陥れるかの発言などの侮辱的な発言がありました。もし仮に当該議員のこの発言が真実を表すものであれば、地方自治法や市川市議会会議規則にのっとり、議長は自らの議事整理権に基づき、私の発言に対し訂正や取消しを求められたはずであり、あるいは、かかる議事整理をしなかった議長の議事進行につき、異論を唱える者がいたはずですが、しかしながら、議長の議事進行につき、本市議会において異論を唱える者は当該議員を含めて誰一人としていなかったばかりか、そもそも私は誘導尋問を行うかのような、また陥れるかの発言など断じてしていないことから、やはり客観的事実を無視した一方的な侮辱行為であるばかりか、私のみならず、議長や本市議会をも侮辱する発言とも言えるものです。

よって、私、増田好秀は、本市議会に対し当該議員の処分を求めます。よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

○松永修巳議長 次に、越川雅史議員。

[越川雅史議員登壇]

○越川雅史議員 無所属の会の越川雅史でございます。2月8日の会議において鈴木雅斗議員より侮辱を受けましたので、地方自治法第133条の規定に基づき処分を要求いたします。

当該議員は、特段の根拠も客観的な証拠も提示することなく、一方的に私に対して、民法に規定されている親族の扶養義務を果たしていないと解されるなどと、侮辱する発言を行いました。また、当該議員は越川議員の生活保護の問題と発言するなど、聞き手に対し、あたかも私が市議会議員の立場を利用して生活保護の不正受給に関与しているかのような発言を行いました。さらに当該議員は、公人の生活保護の扶養義務が果たされていないなどと発言されましたが、これは前後の文脈から、私、越川雅史に対し、生活保護の扶養義務が果たされていないなどと一方的に誹謗中傷する発言をしたことは明らかであります。

確かに私は令和3年2月定例会において、以降、様々なうわさを立てられていることは事実であります。そのほとんどについて、根も葉もない——ほとんどというか、客観的な証拠を提示されて、これはどうなっているんだと言われたようなことは一つもありません。一体、いつ、どこの何の話をしているのか、よく分からない状況

の中で様々な疑惑を並べ立てられているという状況です。そうした根も葉もないうわさの幾つかについて、他の議員も含め、当該議員の所属党派から説明を求められた経緯があることは認めます。その経緯も踏まえて、私は令和3年12月の定例会において、繰り返しになりますが、私がいつ、どこで、どのように疑惑に関わる行為をしたのか、具体的な事実を把握していない、客観的な証拠の存在も承知していない、確たる証拠がおそろいであれば、私に遠慮することもはばかることもなく、かくまうこともなく刑事告訴していただきたいという趣旨で発言を返しましたが、当該議員からは、その後も客観的な証拠が提示されたこともございませんし、今現在、数か月たっていますが、警察や検察から捜査や照会を受けた事実も全くございません。

つまり当該議員は、特段の根拠も客観的な証拠も一切ないにもかかわらず、私に対する侮辱的な発言を繰り返しているにすぎず、今回の少数意見報告も少数意見報告を装った単なる個人攻撃であり、不当に私を侮辱する行為にほかならないと判断するものです。

したがって、私、越川雅史は、本市議会に対し当該議員の処分を求める次第です。

以上、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

○松永修巳議長 以上で要求議員からの説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。――質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。本件につきましては、その提出に伴い、委員会条例第7条第1項の規定により懲罰特別委員会が設置されております。また、懲罰の議決については、会議規則第160条の規定により、委員会の付託を省略して議決することができないこととされております。よって本件を懲罰特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 異議なしと認めます。よって本件を懲罰特別委員会に付託することに決定いたしました。

懲罰特別委員会の定数は、委員会条例第7条第2項の規定により15人になっております。懲罰特別委員に長友正徳議員、佐直友樹議員、小山田直人議員、国松ひろき議員、石原たかゆき議員、廣田徳子議員、中町けい議員、細田伸一議員、高坂進議員、宮本均議員、荒木詩郎議員、稲葉健二議員、堀越優議員、松井努議員及び竹内清海議員を委員会条例第8条第1項の規定により指名いたします。

鈴木雅斗議員の除斥を解除いたします。

〔鈴木雅斗議員入場〕

○松永修巳議長 この際、懲罰特別委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午前10時17分休憩

午後1時開議

○松永修巳議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、懲罰特別委員会における正副委員長の互選の結果について御報告申し上げます。

委員長に細田伸一議員、副委員長に石原たかゆき議員が選任されましたので、御報告申し上げます。

○松永修巳議長 日程第4議案第55号市川市個人情報保護条例の一部改正についてから日程第30報告第41号専決処分の報告についてまでを一括議題といたします。

これより代表質問を行います。

順次発言を許可いたします。

公明党、浅野さち議員。

〔浅野さち議員登壇〕

○浅野さち議員 公明党の浅野さちです。会派公明党を代表し、質問を行います。初回総括2回目以降一問一答にて質問いたします。

なお、補足質問者は西村敦議員、久保川隆志議員でございます。よろしくお願いいたします。

私たち公明党8名は、日々、市民相談に全力で取り組み、課題に対し要望してまいりました。新型コロナウイルス感染症が広がってから2年がたち、その間、コロナ関係に対して9回、ほかの課題についてを入れて全15回の要望書を提出させていただき、市民生活の安全、安心に努めてまいりました。これからも全力で取り組んでまいります。

初めに、医療従事者の皆様、また、私たちの生活を守ってくださる全てのエッセンシャルワーカーの皆様に感謝申し上げます。

また、現在第6波と言われているオミクロン株が蔓延し感染拡大している中、3回目ワクチン接種を進めているさなかです。なお一層、一人一人が感染予防に努力していただいております。

このように、市民の生活様式も大きく変化いたしました。施政方針、教育行政運営方針、令和4年度における予算と事業について、特に感染症対策への対応など、様々多岐にわたって質問させていただきます。

初めに、村越市長に伺います。

施政方針の冒頭で「市民の皆様から信託をいただいて4年、誰もが自分らしく暮らせる豊かなまちに向け」と述べられております。

そこで、1期4年の総括と、来月に市長選挙がありますが、次期市長選において出馬をする予定なのか、お考えを伺います。

次に、施政方針の中にESGを取り入れた行政運営の考え方について、環境、社会、企業統治を意味するESGの考え方を行政運営に取り入れるとのことですが、具体的にどのように取り入れていくのか伺います。

教育行政運営方針についてから伺います。

(1)教育行政運営の基本方針、1ページの中に「本市教育行政の現状と課題に対し、教育委員会は、新型コロナウイルス感染症への対応も踏まえ、正しく恐れ、学びを止めないという決意のもと、取り組むべき施策を着実に進めます」と述べられております。「決意」という言葉に強い思いが感じられます。今後の見通しと対応について、教育長の考えを伺います。

(2)市川市立義務教育学校の設置に関する方針に基づき、令和3年度に設置いたしました通称東国分爽風学園に続き、令和4年度からは高谷中学校、信篤小学校、二俣小学校の3校を高谷中学校ブロックとして、2例目の小中一貫型小学校・中学校、通称信篤三つ葉学園を検討した理由を伺います。

(3)ICTを活用した学習環境の整備について。教育現場では、GIGAスクール構想に伴い、児童生徒に1人1台の学習用端末が貸与され、校内の高速ネットワーク整備が進められております。ICTを活用したオンラインでの授業や宿題の配付、さらにデジタル教科書やデジタルドリルの活用など、各人の状況に合わせた学習を推進することにより、多様な学びの実現と教員の負担軽減などへの期待が高まっています。一方で、全ての教員が情報端末を活用した一定レベルの授業を行うことができるように教職員の資質の向上が求められていることから、本市におけるICTを活用した学習環境の整備について、現状と課題について伺います。

次に、財政について。

(1)12月補正予算で予算措置されなかった影響とその後の対処について。さきの12月定例会において、当初提案していた一般会計補正予算が否決され、義務的経費のみの補正予算となりました。予算措置されなかった事業

とそれによる影響はどうか。また、どのような対処を行ったのか伺います。

次に、(2)骨格予算編成の考え方について。新年度予算は新規拡充事業などの政策的な経費を除いた骨格予算となりますが、継続的に進めていく必要があるワクチン接種等の新型コロナウイルス感染対策費や保育園の整備、運営費をはじめとした社会保障関係経費といった、着実に実施すべき事業の経費を計上していることは認識しています。一般会計予算額は前年度比4.4%増の1,668億円です。

そこで質問ですが、骨格予算を編成するに当たっての考え方を具体的に伺います。

(3)予算編成における市税収入について。一般会計予算の市税収入において、令和3年度当初予算では大幅な減収を見込んだ個人市民税が実際そこまで落ち込まず、4年度には上昇に転じる見込みであるとのことですが、コロナ禍により、飲食店や観光業をはじめとした企業は大きな影響を受けております。また、総務省統計によると、就業者数も大きく減少している中、本市はなぜこのような大幅な増加を見込めるのか、増収となる主な市税の推移とその根拠について伺います。

次に、新型コロナウイルス感染症対策について。

(1)昨年の11月から12月には感染傾向が鈍化し、感染者数も減っていましたが、1月に入り、急速にオミクロン株が蔓延し、感染者数が拡大しています。特に子どもへの感染などで家庭内感染が多くなっていると言われております。本市の新規感染者、入院、自宅療養者、ホテル療養者を含めた状況を伺います。また、学校や幼稚園、保育園の感染者や救急搬送の状況についても伺います。

(2)自宅療養者の支援について。自宅療養者が前回の第5波よりも多くなっているようです。県が行っている健康観察と市の支援体制はどのようになっているのか。パルスオキシメーターの配付状況はいかがか、伺います。

(3)ワクチン接種の取組について。3回目のワクチン接種が現在行われています。国は当初、2回目ワクチン終了後8か月間隔で接種を行う方針でした。しかし、感染拡大も踏まえ、6か月に短縮する方針となりました。本市は接種券をいち早く送付完了し、1月25日からは18歳以上の全年齢で2回目からの間隔を6か月に短縮することを決めて予約受付されています。

そこで1点目、いち早く3回目接種ができるようになったワクチン接種に対する市の考えを伺います。また、全年齢に予約開始できた経緯を伺います。

2点目、2回目接種及び3回目接種の現時点のワクチン接種数と接種率を伺います。

3点目、接種会場の現状として、夜間の開催状況及び今後の拡充と、4月1日からワクチンが切り替わるようですが、会場の状況について。

以上、大きく3点伺います。

(4)5歳から11歳の子どもへの接種について。厚生労働省は、5歳から11歳への接種を3月以降に開始し、医療機関での個別接種や自治体による集団接種の中で行うことにしていると言われております。本市における接種対象人数と進め方について伺います。

(5)令和4年度組織において、新たに新型コロナウイルス対策課を新設するに至った理由を伺います。

次に、保健・子ども施策について。

公明党は、子どもの幸せを最優先にする社会の実現に向け、昨年末、18歳以下の子ども1人当たり10万円の給付を行う未来応援給付を実現いたしました。また、現在実施している子育て応援アンケート調査の結果を踏まえながら子育て応援トータルプランの策定を目指し、より充実した子育て支援策を構築してまいります。

そこで、子ども施策に関連する項目を伺います。

(1)予防接種事業について、新型コロナ感染症が蔓延している中、定期的な予防接種を受ける方が減少していな

いか気になります。

そこで、子どもの予防接種の現状と高齢者が感染すると重篤になりやすい高齢者肺炎球菌、高齢者インフルエンザ、また大人の風疹などの予防接種について、現状を伺います。

次に、(2)産後ケア事業について。令和元年度から事業が始まり、3年目が経過しています。産後ケア事業は身近で面倒を見られる方がいない場合、産婦さんにとって宿泊型や日帰り型で体を休め、育児指導も受けられる大変心強いケア事業です。高く評価しています。産後ケア事業の実績の推移と令和4年度の予算は約2,270万円、前年度より約958万円増となっております。増額になった理由について伺います。また、受入れ施設は十分足りているのか伺います。

(3)妊産婦へのタクシー料金助成事業について。新型コロナウイルスの感染リスクや経済的負担、妊娠期の母体への負担を軽減するなど、妊産婦の生活を支援する目的で令和3年度から開始されています。予算的には約1,280万円減になっていますが、その理由と申請状況を伺います。

(4)医療的ケア児保育支援事業について。令和3年6月に医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が成立し、9月に施行されました。障がいや医療的ケアの有無にかかわらず、安心して産み育てることができる社会を目指すこと、各自自治体は保育園などに受け入れる支援体制の拡充が責務となっております。令和4年度予算として約4,679万円計上されています。事業の概要と予算の内訳について伺います。

次に、文化・スポーツ施策について伺います。

施政方針3ページ、「まちの魅力を高める」の中に「東京2020オリンピック・パラリンピックで高まったスポーツへの機運を逃さないようスポーツ施設の整備を進め」とあり、さらに「日常から芸術に触れ、市民の皆様に彩りのある生活を送っていただけるよう、文化の薫りの高いまちを目指します」とあります。

そこで(1)として、スポーツ施設の整備計画について、現状の認識及び今後どのように進めていくのか伺います。

また(2)として、文化の薫り高いまちづくりに向けた取組とは、どのようなものと考えているのか伺います。

次に、市内経済活性化施策について伺います。

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、約2年もの間、市内の経済は大きく打撃を受けています。市内飲食店も協力金があったとはいえ、ここに来て再度のコロナによる大きな落ち込みに店をたたむという話を複数聞かれています。

そこで、本市ではこれまで商店街を支える幾つかの事業を行ってきていますが、改めて市内の経済を活性化させるための取組について、まずはその現状と課題について伺います。

次に、保育行政についてです。

本市の長年の課題であった保育園待機児童の解消について、官民挙げての努力の結果、昨年やっと待機児童ゼロを達成できたことは感謝しています。また新たな課題として、保育士の確保とともに保育の質の維持、そして保育士の処遇改善と、様々な問題に直面をしています。

そこで質問ですが、(1)として、令和3年度の保育園の整備状況と令和4年4月1日時点の定員がどのようになっているのかについて。

また(2)として、本市が行ってきた保育士確保に向けた取組、保育士確保対策事業の概要について伺います。

保育園の定員が毎年増員していくことで、当然、小学校へ上がる際の受け皿となる放課後保育クラブにおいても定員の増加が心配されます。

そこで(3)として、放課後保育クラブの現状と今後について伺います。

次に、避難所となる学校体育館の環境整備について。

教育行政運営方針4ページ、「教育環境の整備」の中に「災害時の避難所にもなる各学校体育館のトイレ改修を引き続き計画的に進め」とあります。災害はいつ起こるか分かりません。中でも災害時に支援を要する方には、早めに避難行動を呼びかけなければなりません。当然、避難所となる学校体育館は高齢者の方が利用することが多くなります。現在、あらゆる面で環境の整備を図っていると思いますが、気になるのはトイレの洋式化です。学校体育館のトイレの改修状況及び整備計画について伺います。

次に、地域コミュニティゾーンの整備状況についてです。

同施設は、行徳地域の特性を生かし、未来を担う子どもたちの健やかな成長とスポーツを通じた心身の発達を育成し、誰もが交流できるコミュニティーの拠点を形成していくもので、大変楽しみにし、期待をしているところ です。

そこで、本年4月の開園に向けて、先行して整備を行っている保育園と児童発達支援センターの整備の進捗状況について伺います。

さらに、同じく先行整備をしていて、間もなく暫定供用を予定している少年野球場についての整備進捗状況を伺います。

次に、今定例会に補正予算が計上された議案第59号市川漁港係留施設改修工事についてです。

ここ数年で行われた漁港整備によって、きれいな施設ができ上がり、順次遊歩道の整備など、塩浜地域の海岸線の整備が進んでいくと期待していたところに、突然、市川漁港内の浮き桟橋について設計間違いがあり、改修工事が必要とのことに大変驚きました。

そこでまず、改修工事費を補正予算に計上するに至った経緯について伺います。

次に、臨時特別給付金の現状と課題、今後について、(1)住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金、(2)いちかわ生活よりそい臨時特別給付金、(3)子育て世帯への臨時特別給付金について。

新型コロナウイルス感染症が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、令和3年11月19日に閣議決定した経済対策として、住民税非課税世帯に対して1世帯当たり10万円の現金給付、子育て世帯、ゼロ歳から高校3年生までの子どもたちに1人当たり10万円相当の給付などが盛り込まれました。また、令和3年12月定例会での補正予算にて、市独自の給付金となるいちかわ生活よりそい臨時特別給付金の支給が決定しました。臨時特別給付金それぞれの支給事務の現状について、まずは伺います。

次に、高齢者施策について、(1)介護施設の整備計画と入所待機の推移について、(2)高齢者等世帯ごみ出し支援の現状と課題について。

団塊の世代が75歳以上となる2025年の超高齢化社会の到来を見据え、高齢者が重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で安心して日常生活を継続することができる社会である地域包括ケアシステムの構築を着実に推進していくことが重要となります。また、独り暮らし高齢者や近所付き合いのない方などは孤立しがちな状況であり、安心して暮らせるよう、支え合いのネットワーク体制による、ふだんからの見守りの必要性が高まっています。本市の高齢者施策の観点から、介護施設の整備計画と入所待機の推移について伺います。

また、高齢者等世帯ごみ出し支援の現状と課題について伺います。

環境施策について、(1)ごみの減量・資源化のための取組について、(2)食品ロス削減の取組について。

近年におけるごみ排出量増大は、最終処分場の処分量を含め全国的な問題となっており、排出抑制や再生利用の促進によるごみの減量化は喫緊の課題となっております。本市のごみの減量・資源化の取組について伺います。

また、食べられる食品が捨てられる食品ロスへの取組は、公明党の竹谷参議院議員が長年推進してきていますが、食品ロス削減は世界共通の課題となっており、国連の持続可能な開発目標、SDGsにもターゲットの一つ

として掲げられております。本市の食品ロス削減の取組について伺います。

最後の大項目、八幡分庁舎建替事業についてです。

施政方針でも触れられている八幡分庁舎建替事業について、現在は解体に向けた準備が着々と進んでおります。新しく複合施設とするとのことですが、施設整備の基本方針と導入する機能について伺います。

以上、大項目7番目の文化・スポーツ施策についてから12番目の議案第59号市川漁港改修工事費までは、補足質問者の西村敦議員が再質問を行います。また、教育行政運営方針について、(3)ICTを活用した学習環境の整備についてと大項目13番目の臨時特別給付金の現状と課題から16番目の八幡分庁舎建替事業までについては、補足質問者の久保川隆志議員が再質問を行います。

以上です。よろしく願いいたします。

○松永修巳議長 質問は終わりました。

答弁を求めます。

村越市長。

[村越祐民市長登壇]

○村越祐民市長 公明党の代表質問にお答えします。

初めに、1期4年の総括についてです。

私は、人と健康を守る、暮らしと環境を守る、夢と未来を守るを選挙公約の柱として、市民の皆様の信託を受け、誰もが自分らしく暮らせる豊かな町に向けて邁進してまいりました。

まず、人と健康を守るについては、これまで長年の課題だった待機児童を令和3年4月に国基準でゼロにしました。さらに、子どもを産み育てやすい町とするため、不妊治療の助成範囲を大幅に拡大し、18歳以下の国民健康保険税の減免を行いました。そして、市川市のスポーツ活動の拠点であり、看板とも言える国府台公園の再整備を進めています。

次に、暮らしと環境を守るについては、まず就任後、直ちにタウンミーティングを開催しました。現在はコロナ禍により開催は見合わせておりますが、これまで17回行い、1,000人以上の市民の皆様にご参加いただき、大いに御議論いただきました。これからもさらに多くの市民の皆様と語り合う機会を創出してまいります。

近年増えている大規模災害に対しては、一刻の猶予も許されない防災対策では、避難所の整備を迅速に進め道路冠水センサーなどを設置したほか、8つの自治体、38の民間企業、2つの大学と災害に関する協定を結び、多様な関係機関との連携による盤石な体制を整えました。市民の要望の高かった家庭ごみの収集回数は、コロナ禍での市民生活を踏まえて週3回に見直しました。ごみの減量を啓発しながらも、単に利便性を求めるだけではなく、生活衛生環境の向上を図っています。また、市民の皆様が大いに期待していた外環道路が無事開通したことで合わせ、3・4・12号線をはじめとする都市計画道路の整備や緑豊かな小塚山公園の拡充を行いました。

夢と未来を守るでは、利用者の多くの声を受け、公民館等の使用料の引下げを就任後直ちに実現し、市民活動を全力で支援しました。そして、地域の活性化を図るための商店街への支援や、ICT時代に必須でありながら、これまで設置が遅れていた公共施設へのWi-Fi整備などを行いました。

この4年間においても、社会情勢や時代のニーズは常に変化を続けています。公約を進めるとともに新たな課題に対応するために、見直すべきものは見直し、時代に即した様々な施策を進めてまいりました。新庁舎のオープンには特に大きな事業でした。旧態依然としたコンセプトのまま進められようとしていた新庁舎のレイアウトや市民サービスを限られた時間の中で最大限に見直し、端末の無線化によるフリーアドレスやワンストップサービスを導入することで、時代に即し、さらには未来を見据えた庁舎としてオープンしました。

市の顔とも言える市公式ウェブサイトについても全面的に見直しを行いました。新たなイラストやデザインを

取り入れて親しみやすいものにしたほか、窓口の事前予約や庁舎の混雑状況が一目で分かる機能を設けるなど、機能的で誰もが見やすい市公式ウェブサイトとしてリニューアルを行いました。デジタルトランスフォーメーションについては、最近でこそ耳にする機会が増えましたが、私は就任当初から、その重要性を訴えてきました。自治体だけではなく、民間企業などにも先駆けてDX憲章を定めるなど、庁内における意識改革を推進してまいりました。そのことでワンストップサービスも実現することができました。

公共施設の整備については、自宅でも職場でもない、誰もが自由に集えるサードプレイスとしての機能を持たせることや、施設を最大限有効に活用する視点を取り入れ、大胆かつ迅速に取り組みました。具体的には、多くの方に利用していただけるように、市川駅前に本を介して新たな出会いを創出するという、これまでにないコンセプトを掲げた市本をオープンしました。児童発達支援センターと公私連携型保育所を併設することで、全ての子どもたちの健やかな成長を実現し、子どもや子育て世代だけではなく、多文化共生社会を見据えた地域の交流拠点となる地域コミュニティゾーンを具体化できる段階まで進めました。葛飾八幡宮の参道沿いにある旧図書館であった庁舎についても、緑の多い周辺の環境と調和した子育て支援や本と触れ合える新たな交流の場として生まれ変わろうとしています。

そして、今年の2月からはパートナーシップ・ファミリーシップ届出制度を開始し、誰もが自分らしく暮らせる豊かな町に向けた種をまくことができました。

このように様々な公約を実現した上で、公約以外の市民ニーズに応える事業や、これまで進んでいなかった事業を着実に進めました。一方で堅実な財政運営を行ってきたことで、令和3年度末の財政調整基金は、私の就任当初から65億円の増加となる見込みで、残高は過去最高額になると見込んでいます。

次に、次期市長選への出馬についてです。

私は、次期市長選において市長に立候補します。市民の皆様が暮らしやすい町にするために、私は待機児童をゼロにするなど、保育と教育環境を充実しました。いちかわ生活よりそい臨時特別給付金を交付して市民の皆様の生活を支え、障がい者や高齢者、性的少数者にも優しく、衛生的で水害のない文化的な町をつくりました。道路交通の改善やクリーンエネルギーの利用促進を同時に行い、利便性と環境保護の両立に努めました。これら多くの市政の前進を行いながら堅実に財政を運営したことで、来年度も市税収入が増加し続ける見込みです。さらに、市の事業を進めるための財政的基礎をつくりました。これは、決して立ち止まらない私の姿勢と職員や市民の皆様のお力があってこそ、できたのです。

私は、次の4年も市長として先頭に立って、この基礎の上により一層安心して暮らし続けられる町を築いてまいります。今、市長が交代すれば多くの事業が中断します。ようやく見えつつある保育や教育環境の充実、福祉の増進、災害への備え、経済の回復、利用者中心の行政サービス、持続可能なまちづくりを確固たるものにするため、今は市政を足踏みさせるときではありません。これまでの多くの方の御協力に報い、無双の町市川市を築くために、今後も市長として身をささげる覚悟です。

次に、新型コロナウイルス感染症対策のワクチン接種の取組についてです。

令和3年12月以降、世界的にオミクロン株が広がり、いまだに第6波の終わりが見えない状況です。私は市民の命を守るために、2回目の接種から原則8か月後とされていた3回目のワクチン接種を前倒しするよう、国に訴えてまいりました。その結果、本市では他市に先駆け、対象となっている全市民の接種間隔を最も短い6か月間に短縮することができました。既に1月より予約を開始しており、3回目の接種を終えた方が数多くいらっしゃいます。ワクチン接種体制をしっかりと整えるため、集団接種会場を3月に4か所を増やし10か所にするともに、会場への無料送迎バスの運行や大型バスを利用したグループ接種など、市民の皆様が一日も早く接種していただけるよう取り組んでまいりました。今後も新型コロナウイルス感染症の感染拡大を抑えていくとともに、

市民の皆様には3回目の接種を受けていただき、この第6波を乗り越えてまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○松永修巳議長 田中教育長。

〔田中庸恵教育長登壇〕

○田中庸恵教育長 私からは教育行政運営方針の1ページ目の基本方針に係る御質問についてお答えをいたします。

「人をつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育」の実現に向けて、次年度のキーワードは学びを止めないであります。世界がコロナ禍に見舞われ、2年になろうとしています。学校や園においては、誰もが経験したことのない全国一斉休校措置から学校行事の突然の中止、人と関わる活動の制限など、これまで当たり前のように行われてきた教育活動を継続できない事態が起きています。この間、子どもたちにとっても、遊びや運動をはじめ様々な制限が強いられ、学力低下や不登校、心の病等が社会問題になるなど、学校で学ぶことの意義と安全、安心な居場所として、学校の福祉的な役割について改めて考えさせられる機会となりました。いまだ衰えの見えないコロナ禍で、子どもたちにとっては制限のある学校生活がまだまだ続くことが予想されます。その中で我々教育に携わる者は、子どもたちのために絶対に教育を止めることなく、むしろ、これを機に学校教育のより一層の充実を図らなければなりません。まさに今、教育改革をはじめ、これまでの見方や考え方の転換など、新たな挑戦を突きつけられているものと感じております。

さきに掲げました教育行政運営方針における配慮を要する子どもたちへの支援や幼児教育の推進は、学びと育ちのつながりを意識した取組であり、また、GIGAスクール構想による個別最適な学びの推進は学び方、学ばせ方の教育の転換、そして新たに開設した市本や移動図書館のステーション増設による市民の皆様の利便性向上に加え、小中一貫教育ではさらなる取組として、幼少期から生涯へつなぐ学びの継続体制の構築を推し進めていこうと考えています。次年度、いかなる難題、課題が生じましても、万里一空と堅忍不拔の精神を胸に「人をつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育」の実現に向け、各施策事業を遅滞なく着実に進めてまいります。

私からは以上でございます。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 私からは大項目、施政方針についてのESGを取り入れた行政運営の考え方についてと、大項目、新型コロナウイルス感染症対策についてのうち、(5)新型コロナウイルス対策課の新設についてお答えいたします。

初めに、ESGを取り入れた行政運営の考え方についてです。ESGとは、企業における環境、社会、企業統治が事業活動の信頼性の指標となるもので、投資判断の材料とされており、行政に置き換えますと、市民から選ばれる自治体となるための一つの目安になるものと考えております。本市では、これまでもESGに関連する考え方として、町の環境負荷に対する意識や市民に対する公平性の担保、職員のコンプライアンスの徹底など、市政を運営していく上で重要な取組として認識しておりました。今後、さらに市民の信頼性を高めるためには、このような考え方を意識していく必要があります。具体的には、まず行政運営の一つの視点として捉えていきたいと考えております。これまでも行政が行う様々な施策の評価は、市民の満足度の推移や予算額と決算額の比較、数値目標の作成状況などで評価しております。一方で、ESGには共通の基準はありませんが、環境への配慮、地域社会への貢献、法令遵守、情報公開による透明性の確保などに着目することになります。これからの市政運営は、これまでの評価に合わせて、このような視点を加えることで、より皆様選ばれ、住み続けていただける町につながっていくと考えております。

次に、新型コロナウイルス対策課についてです。本市では、令和2年1月に市川市新型コロナウイルス対策本

部を設置し、職員が一丸となって感染拡大防止対策や各種支援策などを講じてきました。これまでの感染拡大防止対策では、3つの密を避ける行動の周知啓発のほか、公共施設の人数制限や時間の短縮、65歳以上の方を対象とした市独自のPCR検査の実施、また、保健所の要請に応じたドライブスルー方式によるPCR検査のほか、入院先が見つからない患者が酸素投与を受けながら待機ができる入院待機ステーションの設置などを行ってまいりました。さらに、昨年からは感染防止の切り札と言われるワクチン接種が本格化したことから、令和3年2月に保健部の疾病予防課内に8人体制のグループを新設しております。これまで緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発出されるなど、厳しい状況の中、多くのワクチン接種対象者に対して集団接種会場を増設するなど、全庁的な応援体制で多岐にわたる業務を進めてまいりました。新型コロナウイルス感染症は、ワクチン接種や治療薬の開発が進んだ現在でも、オミクロン株による第6波によって、これまでにないレベルで感染が拡大しています。変異し続けるウイルスにより刻々と変化する状況に対応するため、ワクチン接種に関する様々な調整や関係機関との連携、庁内応援体制の構築など、迅速に進めることを主な目的として、新型コロナウイルス感染症に特化した課を新設することとしたものでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 小倉学校教育部長。

○小倉貴志学校教育部長 私からは教育行政運営方針について、(2)、(3)にお答えいたします。

最初に、(2)小中一貫教育の基本計画と信篤三つ葉学園についてです。

まず、小中一貫型小学校・中学校に対する考え方です。本市では、平成30年度に策定した市川市立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する方針を踏まえ、令和元年度に市川市立義務教育学校の設置に関する方針を作成いたしました。この方針では、学校規模の適正化が必要となる学校については、義務教育学校の設置を優先して検討の対象とし、学校や地域の実情に合わせて設置の推進を図ることといたしました。また、学校の状況によって義務教育学校の設置が難しい地域においては、既存の小中学校の枠組みを残したまま、義務教育学校に準じた形で9年間の教育を行う小中一貫型小学校・中学校の選択も可能としております。そこで高谷中学校ブロックで検討を始めた理由についてですが、二俣小学校では、近年、大型車両の頻繁な出入りを伴う周辺環境の変化や、防衛省官舎が閉鎖したことにより児童数の減少が生じておりました。また、高谷中学校ブロックの3校は、義務教育学校の設置に関する方針で定めた学校規模や通学区域といった設置条件が整っておりました。以上を踏まえ、検討を始めたものでございます。

次に、(3)学校のICT環境の現状と課題についてです。

初めに、現状です。各教室に大型提示装置や実物投影機、無線LAN環境が整備されており、各学校において、既に活用が進んでおります。児童生徒の学習用タブレットにつきましては、9月から活用を開始している小学校4年生から中学校3年生分に加え、小学校1年生から小学校3年生分の配付が完了し、1人1台体制が整ったところでございます。小学校4年生から中学校3年生までは、学校の授業以外にもタブレットを持ち帰っての家庭学習や連絡ツールとしても活用しております。現在、新型コロナウイルス感染症により学級閉鎖や学年閉鎖を行っている学校では、タブレットを持ち帰り、学校と家庭とをオンラインで結んだ学習を進めているところでございます。

今後の課題といたしましては、教職員のICT活用の推進と児童生徒へのタブレット活用に関する支援体制の充実だと考えております。特にタブレットを配付したばかりの小学校低学年の子どもたちが操作に慣れるまでは、今まで以上に多くの時間や指導が必要となります。低学年の担任がタブレット操作に関する支援をしながら授業を進めることが困難であることから、教育委員会といたしましては、今まで以上に現場に対するきめ細かなサポートが必要だと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 金子財政部長。

○金子 明財政部長 私からは財政についての3点と八幡分庁舎建替事業についての御質問にお答えいたします。

初めに、12月補正予算で予算措置されなかった影響と、その後の対処についてでございます。12月補正予算で提案した増額補正につきましては、当初35事業、19億5,702万2,000円を提案しておりましたが、修正案をはじめとする数度の採決がなされ、最終的に義務的経費のみが可決されることとなりました。そこで、予算措置がされていない22事業、6億8,188万8,000円について影響を検証しましたところ、事業の完成時期の遅れや事業規模の縮小、また事業の見送り、あるいは補助金の支給決定の遅れ、さらには団体との信頼関係に影響を及ぼすなど、市民サービスへの影響は多岐にわたっております。これらを踏まえ、事業ごとに対応方針を検討した結果、2月補正予算においては14事業を、新年度当初予算においては2事業について予算計上を行っております。

このうち2月補正予算に計上いたしました事業への影響について、幾つか具体例を申し上げますと、地域コミュニティゾーン子ども施設整備事業につきましては、予算措置が遅れることとなったため、工事着手の遅延に伴い開設時期が遅れることとなったこと、また、クリーンセンター機能維持管理事業につきましては、タービンの交換修繕の完成時期が遅れが生じることとなりました。さらに、小学校及び中学校営繕事業の2事業につきましては、予算執行が3月となることから、各学校の施設修繕における施工期間が短くなるため、執行できる範囲で規模を縮小して実施せざるを得なくなり、12月で提案した4,000万円を2,000万円に減額した上で計上しております。

このように、2月補正予算や新年度当初予算において対応する事業につきましては、できる限り予算措置を図ったところでございますが、ひとり親世帯に対する進路支援給付金支給事業、排水路等清掃維持管理事業及び排水路等緊急修繕事業、労働安全管理事業、児童手当事務費、校庭整備基本方針策定事業の6事業につきましては、事業の趣旨からして時期を逸してしまう、また執行が間に合わない、あるいは内容や実施方法の見直しが必要となるなどの理由から予算計上を見送らざるを得なくなったものでございます。したがって、12月補正予算で措置できなかったことにより、市民の皆様をはじめ事業者の方、さらには地元団体など、多方面に大きな影響があったものと認識しているところでございます。

次に、骨格予算編成の考え方についてお答えいたします。

新年度予算である骨格予算の編成に当たりましては、人件費や扶助費等のいわゆる義務的経費に加えて施設の維持管理経費や継続費、債務負担行為、計画的に進めているインフラ整備などのほか、新型コロナウイルス感染症対策経費や法令の義務づけがあるもの、さらには年度当初から予算執行を行わないと市民生活に影響を及ぼす必要な経費などについて予算計上したものでございます。言い換えますと、新たな政策判断を要する市独自の新規事業や制度の見直しを伴う事業の拡大に係る予算につきましては、予算計上を見送ることとし、それ以外のこれまで実施してきた事業につきましては、行政の継続性の確保と市民サービスの停滞の回避に主眼を置き、予算計上したものでございます。また、歳入予算につきましては、総計予算主義の考え方にに基づき、市税をはじめとした新年度に見込まれる全ての歳入を通年分として計上しております。

このように、骨格予算として行政の継続性などを担保するために必要な予算を計上した一方で、肉づけ予算の財源を捻出するため事業費の精査も行ったこと、また市税収入の増収にも助けられ、結果として、歳入予算が歳出予算を約35億円上回る状況となったため、新年度に編成する補正予算、いわゆる肉づけ予算の財源として財政調整基金積立金に計上し、これを含めたものを骨格予算として提案を行ったものでございます。

続きまして、市税収入についてお答えいたします。

令和4年度の当初予算における市税収入は総額で875億8,500万円を見込んでおり、前年度の当初予算と比べ51億3,900万円、6.2%の増となっております。市税収入が増収となった主な要因は、本市の市税収入の多くを占める市民税と固定資産税が大きく伸びたことによるものでございます。個人と法人を合わせた市民税では、前年度より33億3,300万円、8.3%の増を見込んでおります。このうち個人市民税につきましては、令和3年度当初予算の計上は、コロナ禍の影響による企業活動の停滞や給与収入の減などを想定し、前年度より納税義務者数及び給与収入、ともに減少するものと見込んでおりました。しかしながら、令和3年度の決算見込みは納税義務者数及び給与収入、ともに当初見込みを上回ることであったことから、さきの12月補正予算で提案いたしましたとおり、当初予算額を大きく上回ることであったものでございます。このような状況を踏まえ、令和4年度の当初予算におきましては、国などの経済指標を参考に算定し、前年度と比べ25億8,700万円、6.8%の増を見込んでおります。

また、法人市民税につきましては、令和3年度当初予算は税制改正等の影響で大きく減収になるものと見込んでおりましたが、コロナ禍における巣ごもり需要の影響などにより、通信販売部門など増収となっている法人もあることから、今回の2月補正予算で計上いたしましたとおり、当初予算額を上回る見込みとなったものでございます。このことを踏まえまして、令和4年度の当初予算におきましては、民間機関の経済指標を参考に積算し、前年度と比べ7億4,600万円、29.8%の増になるものと見込んでおります。

また、固定資産税につきましては、令和4年度の当初予算は前年度と比べ10億5,600万円、3.5%の増を見込んでおります。この主な要因といたしましては、土地につきましては、令和3年度の税制改正による地価上昇地区の税額を据え置く特例が終了したこと、また、家屋につきましては、地方税法の一部改正による中小企業を対象とした事業収入の減少割合により税額が減免される新型コロナウイルス感染症特例が終了したことのほか、新增築家屋の新規課税などに伴う増収によるものでございます。

ただいま申し上げましたとおり、これらの増収となった要因により、令和4年度の当初予算における市税収入は、過去最高額の収入となった令和2年度決算を上回る収入額になるものと見込んでおります。

最後に、八幡分庁舎の建て替えについてでございます。これまで葛飾八幡宮の参道沿いで供用してまいりました八幡分庁舎及び中央公民館は築60年以上が経過しており、児童遊園地を挟んで南側に設置した公衆トイレ、さわやかハウス八幡も築30年以上が経過し、ともに老朽化が進んでおりました。そこで本市では、これらの施設を建て替え、新しい複合施設として整備するため基本計画を作成いたしました。この基本計画における施設整備の基本方針といたしまして、地域とともに子どもの成長を育む施設、個性をより生かし誰でも気軽に集える施設、人と環境に優しい施設、歴史と自然を感じる空間の形成の4点を掲げております。

また、新たな施設の具体的な機能といたしましては、子育て家庭のニーズに応じた多様な子育て支援の充実を図るため、引き続きつどいの広場を設置するほか、地域住民が気軽に利用し、学びたいときにすぐに学べる、また、学びに関する情報が入手できる環境づくりを図るためコミュニティセンターなど、従前の施設機能に加えまして、読書しながら気軽に時間を過ごすことができるとともに、イベントや交流の場でも活用できるフリースペースなどの機能を整備することを予定しているところでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 水野危機管理監。

○水野雅雄危機管理監 私からは新型コロナウイルス感染症対策についての(1)、(2)です。

まず、(1)の市内の感染状況です。オミクロン株は第5波のデルタ株に比べ感染力が強く、本年に入り、全国の新規感染者数が10万人を上回る日もありました。同様に、千葉県でも新規感染者が急増しています。特に2月、今月に入り、県内全域で保育園や学校、高齢者施設などでのクラスターも発生しているところです。本市で

も、本年に入り新規感染者数が急増しまして、過去最大となる500人を超える方が罹患する日もあり、現在も300人、400人を超える感染者が報告されている日が続いているところです。感染者の療養状況を見ると、オミクロン株は重症化率が低いこともあり、デルタ株に比べ、感染者数に対する割合では入院率やホテル療養率、これらについては低く、自宅療養率が高い状況となっています。現在は子どもの感染者が増加し、小中学校や保育園などでも感染者が複数出たことで、学校や園の閉鎖も実施している状況です。救急搬送も本年に入り、増加しています。また、感染のピークが早かった沖縄県のデータを見ると、新規感染者数が減ったにもかかわらず、年代別に見てみますと、高齢者層の感染者が逆に増えているという状況もあります。本市もこのような傾向が見えつつある状況であると考えています。

次に、(2)の自宅療養者に対する支援体制です。令和3年9月に保健所と自宅療養者の連携事業に関して覚書を締結し、市が支援すべきことを調整してきました。第6波では、主にパルスオキシメーターや生活応援セット、衛生セットの配達のほか、保健所が連絡が取れない感染者の安否確認を行うこととしました。現在は自宅療養者が増えたことで生活応援セットや衛生セットの配付、安否確認が増加している状況です。また、パルスオキシメーターは、緊急の場合は保健所が配付しますが、それ以外の場合は千葉県が感染者宅に一括して配付しています。このことにより、現在は市からの配付はほとんどない状況です。自宅療養者の健康観察は、御自身がスマートフォン等でMy HER-SYSという健康観察ツールを活用して健康状態をお知らせしていただき、その内容に応じて保健所などから個別に連絡していると伺っています。50歳以上の方や重症化リスクの高い方は、それぞれの症状に応じた頻度で保健所や千葉県自宅療養者フォローアップセンターから連絡を行います。つまり50歳未満で基礎疾患のない方については、これまで保健所が行っていた電話による健康観察は原則しないこととされています。

私からは以上です。

○松永修巳議長 増田保健部長。

○増田浩子保健部長 私からは大項目、新型コロナウイルス感染症対策についてのうち、(3)ワクチン接種の取組について、(4)5歳から11歳の子どもへの接種の進め方について、大項目、保健・子ども施策についてのうち、(1)予防接種事業の現状について、(2)産後ケア事業の現状と今後について、(3)妊産婦へのタクシー料金助成事業の現状についての5点の御質問にお答えいたします。

初めに、ワクチン接種の取組についてです。新型コロナワクチンの3回目接種につきましては、令和3年3月に接種した医療従事者の接種を12月1日より開始し、その後、高齢者施設の入所者や従事者、65歳以上の方、64歳以下の方と接種を進めてきたところです。接種間隔については、当初、国は2回目の接種を行った日から8か月後としておりましたが、令和3年12月に接種間隔を短縮する方針を示したことから、本市におきましても、65歳以上の方については、令和4年1月8日より接種間隔を7か月として接種を開始し、さらに1月13日の通知を受け、接種会場を増やすなど体制を整えた上で、接種間隔を6か月と短縮しております。また、18歳から64歳の方については、この1月の通知において、3月以降7か月以上の接種間隔とされたところですが、同時に、国がワクチン量や接種体制に余力がある場合には3月を待たずに接種を検討し、進めることができると示したことから、接種券を既にご送付しておりました本市は65歳以上の方と同様、接種会場を増やすなどの体制を整え、対象となっている全市民の接種間隔を6か月と短縮し、1月25日より予約を開始したところです。本市では感染の拡大に備え、3回目の接種間隔が短縮しても対応できるよう、2回目の接種完了から5か月後に接種券を送付し、お手元に届いた時点で予約ができるよう体制を整えてまいりました。また、接種会場においても、追加接種を希望する市民が早く接種が開始できるよう、早くより接種会場を増やし体制を整えていたことから、速やかに接種間隔を短縮することができたと考えております。

次に、現在の接種の状況です。2月15日現在、2回目の接種が完了している方は、接種者数38万7,934人、接種率は87%、また3回目接種は、接種者数は4万6,804人、接種率は11.1%となっております。

次に、市で実施している集団接種会場の現状ですが、現在、ファイザー社製ワクチンの会場として、市役所第1庁舎ほか4会場、またモデルナ社製ワクチンの会場として、保健センターを合わせて6会場を開設しております。このうち市役所第1庁舎と行徳支所については、平日午後8時まで受付時間を延長し、夜間接種を実施しているところです。

今後についてですが、明日2月18日より新たにモデルナ社製ワクチン会場として南行徳保健センターを開設いたします。また、3月からは休止していた市川グランドホテルに加え、新たにモデルナ社製ワクチン会場として、メディアパークいちかわとJA市川本店会場を開設、さらに4月からは塩浜市民体育館と市川グランドホテル会場をモデルナ社製ワクチン会場に変更するとともに、新たに男女共同参画センター会場も開設いたします。このことから、ファイザー社製ワクチン会場が3か所、モデルナ社製ワクチン会場が7か所、合わせて10か所の会場で集団接種を実施してまいります。また、大型接種バスを活用したグループ接種ですが、モデルナ社製ワクチンを用いて2月19日より開始してまいります。

次に、5歳から11歳の子どもへの接種の進め方についてです。5歳から11歳への接種については、先日、無料で接種を受けられる臨時接種に位置づけられたことから、国より小児用ワクチンが配送をされ次第、準備が整った自治体より接種が開始されることとなります。本市では、2月初めより医師会と協議を重ねるとともに、集団接種会場の開設に向け準備を進めてまいりました。国よりワクチンの供給について通知がありましたことから、2月25日に対象者全員に接種券を送付し、3月12日より接種を開始することといたしました。対象となる人数ですが、約2万7,000人で、ワクチンについてはファイザー社製小児用ワクチンを使用いたします。予約については、お手元に接種券が届き次第、予約することができるよう体制を整えております。また、接種は個別医療機関での接種と、土曜、日曜、祝日のみとなりますが、市役所第1庁舎7階を5歳から11歳専用の集団接種会場として開設いたします。

次に、予防接種事業の現状についてです。本市では定期接種として、ロタウイルス感染症、B型肝炎、風疹等の感染症を予防する15の予防接種を実施しております。このうち子どもの予防接種の状況は、令和元年度から令和3年度11月末までの実績を比較いたしますと、新型コロナウイルス感染症が影響したと考えられる接種者数の減少は、現在のところ見られておりません。

次に、65歳以上の市民を対象とした予防接種の現状についてです。肺炎球菌ワクチンの接種者数は、令和元年度2,112人、令和2年度2,645人、令和3年度は11月末現在、1,190人となっております。同じくインフルエンザワクチンについては、令和元年度5万5,705人、令和2年度6万7,675人、令和3年度は11月末現在5万3,936人で、どちらの予防接種も接種者数は前年度より増加しております。特にインフルエンザワクチンの接種については、令和2年9月、新型コロナウイルス感染症の影響で、重症化しやすい高齢者などを優先接種対象者として接種を促す活動を国が中心となり、行ったことによる影響と考えております。また、大人の風疹ワクチンについては、風疹抗体の保有率が低いと言われている40歳から50歳代男性の抗体保有率を上げることを目的に、国が令和元年度から3年間の予定で接種事業を開始しております。対象者は昭和37年4月2日から54年4月1日生まれの男性で、対象者には風疹抗体検査と予防接種が無料で実施できるクーポンを市より個別に送付し、風疹抗体検査の結果、抗体が低い場合には無料でワクチンを接種することができるとしております。

開始からこれまでの実施状況ですが、対象者6万9,074人に対し抗体検査を1万2,870人が実施しており、そのうち風疹ワクチンを接種された方は、元年度1,048人、令和2年度1,193人、令和3年度は11月末現在において180人となっております。

次に、産後ケア事業の現状と今後についてです。

初めに利用実績ですが、令和元年度に開始した宿泊型産後ケアについては、令和2年度67組、延べ395日、令和3年度は4月から12月末までで65組、延べ372日、また、令和2年度より開始した日帰り型については、令和2年度4組、延べ17日、令和3年度は、こちらも4月から12月末までで13組、延べ40日となっております。どちらも今年度については12月末までで、ほぼ前年度と同数の方の御利用をいただいております。このように利用者が増えている背景には、妊娠・出産年齢の上昇、少子化や核家族化に起因する育児負担や不安の高まり、また、コロナ禍で里帰り出産や家族からの支援が困難となったことなども影響していると考えております。このようなことから令和3年度の実績を踏まえ、令和4年度当初予算額が増額となったものです。

次に、産後ケア施設の受入れ状況についてです。産後ケアを受けられる施設は市内6か所、市外4か所、合わせて10か所の産婦人科医療機関や助産院となっております。実施機関の拡充については、安心して出産できる環境を整え、多くの方に御利用いただけるよう、利用状況などを見きわめながら検討してまいります。

最後に、妊産婦タクシー料金助成事業の現状についてです。本事業は、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを軽減することを目的に、妊産婦が健診などでタクシーを利用した場合の料金の助成を行う事業で令和3年度より開始しております。助成金額は、乗車1回につき1,500円を上限に最大40回まで助成しております。

初めに今年度の状況ですが、令和3年4月から12月までで311件、244万3,000円の助成をしたところです。予算額が減額となった理由ですが、令和3年度の当初予算額については、他市の状況を参考に、利用者数を母子健康手帳交付見込み数の15%と見込み予算計上しておりましたが、今後、年度末に向け申請件数は増加すると見込んでいるものの、当初予算額を下回る見込みでありますことから、令和4年度当初予算額が減額となったものです。

以上でございます。

○松永修巳議長 大平こども政策部長。

○大平敏之こども政策部長 私からは保健・子ども施策についてのうち、(4)のほか、何点かの御質問にお答えいたします。

初めに、医療的ケア児に対する支援についてです。昨年9月に医療的ケア児支援法が施行されたことを受けまして、本市では、医療的ケア児の保育の受け皿を確保するべき幾つかの取組を検討しているところでございます。医療的ケア児保育支援事業の概要といたしましては、私立保育園等による医療的ケア児の受入れを推進するため、看護師等の配置に必要な費用のほか、保育の補助に当たるスタッフの配置に必要な費用や保育士に対する医療的サポートに関する研修を実施する費用など、医療的ケア児を受け入れる際に必要となる経費に対して補助金を交付するものとなっております。また、この補助金は補助上限額の範囲内であれば、人員の配置だけでなく、医療的ケア児保育に必要な備品や消耗品、施設修繕にかかる経費など、柔軟に活用できることが特徴となっております。補助上限額は1施設に対して最大776万円で、令和4年度当初予算では6施設分、合計いたしますと4,656万円を予算計上しております。このほか、保育と医療的ケアを同時に提供していくことから子どもの安全対策等を目的としたガイドラインを策定するほか、医療的ケア児の受入れに関して、医師等を交えた検討会の開催に必要な報償費を予算計上しております。

続きまして、保育行政についてお答えいたします。

まず、(1)保育園整備と待機児童ゼロの見込みについてです。令和3年度の整備につきましては、令和4年4月1日までに新たに15園が開園する予定となっております。この内訳といたしましては、認可保育所が5園、小規模保育事業所が6園、認定こども園が4園となります。令和4年4月1日時点での定員につきましては1万2,644人となり、昨年と比べ610人増える予定です。これらのことから、整備状況及び定員につきましては、おお

むね計画どおり進んでいるものと認識しております。

次に、(2)保育士確保対策事業についてです。この事業につきましては、保育士の処遇改善や保育環境の改善に注目した取組など、本市では様々な観点から保育士確保対策事業を実施しております。主な取組を3点申し上げますと、1点目は、保育士の住宅を保育事業者が借り上げた際の1人当たり月額最大7万5,000円の家賃補助、2点目は、新たに私立保育園等で働く方への最大10万円の新生活準備資金の支援、3点目は、公立保育園と同水準の給与になるよう、月額最大10万円を給与に上乗せを行ういちかわ手当を実施しております。さらに、昨年10月からは保育士資格取得支援事業を実施しており、試験により保育士資格を取得し、市内の保育園等に勤務することが決定した方を対象に、試験対策に要した通信講座などにかかる費用の助成を行っているところです。

続きまして、地域コミュニティゾーンの整備状況と今後の保育園と児童発達支援センターに関する御質問についてお答えいたします。

地域コミュニティゾーン内に整備される保育園と児童発達支援センターは、1つの建物の中で一体運営を行う施設であり、本市で初めての取組として建設を進めており、双方の児童が子どもの頃から共に生活することでお互いが理解し合うことができる環境となっております。また、保育園につきましては、本市で初めての公私連携型保育所として開園する予定でございます。公私連携型保育所は、児童福祉法に基づき、保育内容等について法人と市が協定を締結することにより、運営面において、本市の関与を明確にできる制度となっております。現在の整備の進捗状況についてでございますが、建物の外装工事は既に完了しており、現在は建物の内装工事及び外構工事に入っていることから、4月1日開園に向けて順調に進んでいるものと認識しております。

最後に、臨時特別給付金の(3)子育て世帯への臨時特別給付金についてお答えいたします。

子育て世帯への臨時特別給付金の支給状況につきましては、ゼロ歳から18歳までが支給対象であり、まず中学生までの児童手当の本則給付、令和3年9月分を受給している子育て世帯の児童約4万9,000人に対しまして手続不要の積極支給、いわゆるプッシュ型給付により、令和3年12月27日に1人当たり10万円を支給いたしました。次に、16歳から18歳の高校生等や昨年9月以降に出生した新生児といった、申請が必要な子育て世帯につきましては、令和4年1月11日より市公式ウェブサイト申請書類を公開し、受付を開始するとともに、対象児童約1万2,000人に対して、申請に関する案内を送付しております。また、支給日につきましては、昨日2月16日に最初の支給を行っており、その後の支給につきましては、1月末までの申請は2月28日、その後は申請日の翌月末を予定しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 森田文化スポーツ部長。

○森田敏裕文化スポーツ部長 私からは大項目7番目、文化・スポーツ施策についてお答えいたします。

初めに、(1)スポーツ施設の整備計画についてでございます。昨年開催された東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会は、日本代表選手の活躍等により多くの感動をもたらしました。さらに、本市がホストタウンとなっているブルガリア共和国の新体操チームが団体競技で金メダルを獲得、また、本市にゆかりのある代表選手4名がメダリストとなり市川市民栄誉賞を受賞するなど、本市にまつわる話題は多々あり、市民のスポーツに対する機運も大変高まっているものと認識しております。

このような中、来年度は本市のスポーツ振興の総合的、中長期的な計画であります市川市スポーツ振興基本計画の見直しを予定しております。見直しに当たりましては、社会情勢、市民ニーズ等を踏まえつつ、このオリンピック・パラリンピックで高まった機運を新たな計画に反映させていきたいと考えているところであります。今後、この計画に基づきまして、スポーツをする空間や場所の確保とその充実に取り組んでまいります。

次に、(2)文化の薫り高い町を目指すための取組についてでございます。地域の文化資源や地域に根差した文

化活動等は、それ自体が固有の価値を持つだけでなく、地域への誇りや愛着を深め、町の文化として住民共通のよりどころとなり、町の魅力を高めます。そのため、本市は公益財団法人市川市文化振興財団や、多様な方々に参加いただく実行委員会によるイベントの実施など、文化芸術に関する事業を広く展開することにより、文化の薫りの高いまちづくりに取り組んできております。

本市において脈々と受け継がれている文化資源を活用した取組といたしましては、本市にゆかりのある文化人や作家の功績を顕彰し、紹介する文化人展をはじめ、本市にゆかりのある作家の作品を収蔵し、紹介する収蔵作品展、そして市内各文化団体の発表の場を設け、広く市民に参加を呼びかけることで芸術文化に親しむ機会を創出する芸術祭、文化祭などがあり、これらを継続的に行ってまいりました。また、文化施策の活性化につなげるための最近の取組といたしましては、アーティストが制作したのれんで町を彩るKUGURU展や、アーティストを招聘し、町の文化を感じながら作品制作を行ってもらうアーティスト・イン・レジデンス、Nakayama AIRなどがございます。令和4年度につきましても、引き続き様々な形により文化の薫りの高い町を目指し、各事業を展開してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 小塚経済部長。

○小塚眞康経済部長 私からは大項目、市内経済活性化施策についてお答えいたします。

市内の消費活動が促進される取組の一つとして、商店街などへの支援を行っております。商店街などを支援することで、多くの人々が訪れ、人と人のコミュニケーションが生まれ、それにより地域の魅力が高まり、市内経済の発展、活性化につながると考えております。来年度実施する主な取組としましては、商店街などが実施するイベントなどを補助する商店街活性化事業、商店街の店舗を利用する方の利便性向上につながるバリアフリー化などに補助する地域にやさしい商店街推進事業がございます。

初めに、商店街活性化事業であります。この事業は、商店街などが実施する商店街及び地域の発展を目的としたイベントなどへの支援や、商店会活動における商店街灯などの共同施設管理の負担軽減を目的とするものです。イベントなどの支援につきましては、その取組に要する経費の一部を補助するもので、単独の商店街等が行うイベントなどに対して最大50万円、複数の商店街等が共同して行うイベントなどに対して最大100万円を補助いたします。

なお、令和3年度に単独の商店街等が行うイベントなどへの補助を補助率4分の1、最大35万円から、補助率2分の1、最大50万円に拡大しております。

共同施設の維持管理の負担軽減につきましては、共同施設の新設、修繕、撤去等の工事費及び共同施設の電気に要する費用の一部を補助いたします。また、来客者用の駐車場確保に要する費用の一部も補助しており、その内容は、駐車場割引チケットの購入等に対し補助率3分の1、最大30万円を補助いたします。

次に、地域にやさしい商店街推進事業であります。この事業は、店舗が高齢者や子育て世帯の買物の利便性向上につながる改修工事費の一部を補助するものです。補助内容は、手すりの設置やトイレの洋式化などの改修工事や設備の導入、ベビーチェアやオムツ替え台などを購入する際の費用に対して補助率2分の1、最大15万円を補助いたします。補助対象となる店舗の要件は、市内商店会に加入または加入予定であること、床面積が1,000㎡以下の中小規模の店舗であることなどです。これらの予算につきましては、例年8月に市内の全商店会に対して要望調査を行い、その結果を反映し計上しております。

昨年度来、コロナ禍の影響により、多くの商店街などで開催を予定していたお祭りなどのイベントが中止となりました。このため、店舗の売上げ減少だけではなく、人と人のコミュニケーションが希薄になっていることも課題と捉えております。引き続き商店街に地域の住民や多くの人々が訪れ、地域コミュニケーションの活性化、地

域経済の活性化につながるよう、関係部署、商工会議所などの関係機関と協力し、商店街などに支援を続けてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 永田生涯学習部長。

○永田 治生涯学習部長 私からは放課後保育クラブと学校体育館に関する御質問にお答えします。

初めに、放課後保育クラブの現状でございます。令和4年2月1日現在、4,384人の児童が利用しており、待機児童はゼロでございます。

なお、令和3年4月1日現在では5,118人の児童が利用しており、待機児童は51人ございました。これは、4月以降は児童が新たな環境に慣れること等により利用児童が減少していく例年の傾向でございます。

次に、来年度の利用児童数の見込みについてでございます。利用児童数につきましては、少子化に伴う児童数の減少にもかかわらず、増加傾向にございました。

なお、令和2年度は新型コロナウイルスの影響もあり、減少したものの、令和3年度は例年の水準に戻ってきております。令和4年度の利用児童数につきましては、コロナ禍の影響が不透明なことなどから予測は難しいところでございますが、令和4年度の入学児童数の推計などから5,490人の利用児童数を見込んでいるところでございます。

次に、避難所となる学校体育館の環境整備についてお答えいたします。

学校施設のトイレ改修については、主に校舎のものと体育館のものがございます。校舎のトイレ改修については国の補助金の対象であるのに対し、体育館のトイレ改修についてはその対象ではございませんが、避難所としての役割もあることから市川市独自の計画として進めております。体育館を避難所として利用する場合には幅広い世代、様々な方が利用することが想定されます。このため、和式便器を洋式便器に入れ替えたり、温水洗浄便座や手すりを設置するなどの改修を進めるものでございます。体育館のトイレの洋式化については、令和3年12月現在、小学校、中学校、義務教育学校の計54校中24校が改修済みとなっており、便器数では294台のうち204台が洋式化されており、洋式化率は69.4%となっております。整備につきましては、令和2年度から6年度までの5か年度を計画期間としており、令和3年度は2年目となります。令和2年度は小学校10校、中学校2校の計12校、令和3年度は小学校12校が整備済みとなっております。令和4年度は中学校9校を整備予定としており、建て替えが予定されている3校と、最近設置されました塩浜学園を除き、令和6年度までに小中学校全ての体育館のトイレ改修を終える予定でございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 高久水と緑の部長。

○高久利明水と緑の部長 私からは地域コミュニティゾーンの整備状況と今後についての少年野球場の整備状況についてお答えいたします。

少年野球場につきましては、昨年6月から2面ある既存野球場のうち1面を解体し、その場所に新たに野球場を建設しております。グラウンドにおいては、内野は黒土とし、外野は人工芝にて整備をし、球場外周には高さ10mの防球ネット、そして球場地下には公園内の雨水の流出を抑制するための雨水貯留施設を整備いたしました。現在はバックネット裏に、大会のときには本部席として使用する鉄骨造の建物と、その上部は約25名が観戦できる屋根つきの観覧席を建設中であります。また、1塁側及び3塁側には選手の控席となるダッグアウトを建設中であり、いずれも3月中旬の完成を予定しております。今後はナイター設備や本部席両側に約90名が観戦できる観覧席、また、内外野の外周には土盛りした斜面に芝生を張った芝生スタンドを整備し、さらに、バックネット裏には国府台球場で使用していたLED電光表示式のスコアボードを移設し、設置する計画となっております。

す。これらの工事は10月末までに順次完成させる予定でございますが、今後、残るもう一つの既存野球場がある場所においても子ども施設の工事に着手することから、3月中旬からは新たに整備した野球場を暫定供用する予定でございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 菊田行徳支所長。

○菊田滋也行徳支所長 私からは漁港の改修工事についてお答えします。

市川漁港は昭和46年に供用を開始してから約50年が経過し、老朽化や漁業施設の不足などの理由から、安全性の確保や漁業活動の効率化を図るため、平成28年度から令和2年度までの5か年で段階的に整備を行い、昨年4月に新たな施設の供用を開始いたしました。今定例会に補正予算として計上させていただいております係留施設改修工事は、この漁港整備の一部であります浮き棧橋の係留ぐいの長さについて設計段階の誤りを確認したため、事故防止を目的として、これを改修するものです。

改修工事に至る経緯といたしましては、まず昨年4月に供用を開始した後、8月の台風10号の通過後に、浮き棧橋を留めている35本の係留ぐいの先端にあるキャップが複数破損していることを確認いたしました。しかしながら、この時点においては、これを台風による影響と考えまして、潮位や波浪が施設に与える影響等について調査が必要と判断しておりました。その後、今年1月、先月に市川市漁業協同組合より、浮き棧橋の係留ぐいの高さが足りないのではないかと、こういった具体的な指摘をいただきまして、市において平成29年度に実施しました実施設計業務委託の成果品や設計参考図書、またマニュアル等の再点検を行った結果、係留ぐいの高さについて誤りを確認したものです。

以上でございます。

○松永修巳議長 小泉福祉部長。

○小泉貞之福祉部長 私からは大項目、臨時特別給付金の(1)、(2)と高齢者施策についての(1)についてお答えします。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金については、令和3年12月10日を基準に――以降、基準日と申し上げますが、本市に住民登録がある令和3年度住民税非課税世帯を対象に支給を行う給付金であります。支給事務については、令和3年12月20日より福祉政策課内に臨時特別給付金グループを新設し、他の部署からの応援職員を含めた10名体制で事務処理を行っており、本年1月17日からはコールセンターを設置し、市民からの問合せにも対応しております。これらの事務のうち、コールセンター業務のほか、確認書や給付データの作成などについては業務委託となり、委託業者の選定については、令和2年度に実施された特別定額給付金等の請負実績のある株式会社ムサシと株式会社大崎コンピュータエンジニアリングを緊急随意契約が可能と国より示されたことから、委託先として選定しております。給付金の対象である約4万2,500の非課税世帯には、去る2月7日に確認書を送付していますが、昨年1月2日以後に本市に転入された約1万8,000世帯については、前住所地に令和3年度の課税状況を確認する必要があることから、対象と思われる世帯への通知は3月になる予定です。

次に、これらの給付金に関する周知についてですが、市公式ウェブサイトへの情報掲載のほか、1月15日発行の「広報いちかわ」や市役所各窓口のほか、社会福祉協議会の窓口や駅の広報スタンドなどに周知用のチラシを配置しております。

なお、国では、令和3年1月以降に新型コロナウイルスの影響により、非課税世帯と同水準に家計が急変した世帯に対しても、1世帯当たり10万円の給付金を支給することを追加で決定いたしております。この家計急変世帯への給付金については、いわゆるプッシュ型の給付ではなく、本人からの申請が必要となることから、現在、コールセンター及び市公式ウェブサイトなどで広く御案内をしております。

次に、(2)いちかわ生活よりそい臨時特別給付金についてですが、先ほど申し上げました基準日に、本市に住民登録のある令和3年度住民税課税世帯のうち、令和2年中の世帯合計所得が200万円以下の約3万6,000世帯を対象に、非課税世帯等に対する臨時特別給付金と同日の2月7日に既に確認書を発送しております。支給事務や周知に関しましては、事務の効率化を図るために非課税世帯等に対する給付金と併せて行っておりますことから、事務処理も先ほどの給付金と同様の流れとなっております。

続きまして、高齢者施策の(1)についてです。介護施設等につきましては、第8期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の中で、将来における介護サービスの見込み量を推計し、目標を定めて整備を進めております。現在までの整備状況と第8期中の整備数ですが、介護施設は特別養護老人ホームが現在15施設、定員1,410人が整備済みとなっており、第8期整備計画では各年100人、3年間で300人分の整備を予定しております。介護つき有料老人ホームは計画期間中に100人分の整備を行う予定であります。令和3年度中に既に63人分が整備されましたことから15施設、定員1,072人分が整備済みでございます。

次に、地域密着型サービスについてです。認知症高齢者グループホームは20か所、377人分が整備済みで、3年度18人、4年度27人、5年度27人で、計72人分の整備を予定しております。

また、小規模多機能型居宅介護については7施設が整備済みで、4年度に1か所、5年度は1か所の計2か所が整備される計画であります。看護小規模多機能型居宅介護については、現在は未整備となっておりますが、3年間の計画期間の中で3か所の整備を進めていく予定であります。また、定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、既に3か所が整備済みで、4年度と5年度に各1か所で計2か所の整備を予定しております。

次に、入所待機の推移についてです。特別養護老人ホームについては、県による入所希望者の実人員調査が年2回行われる関係から集計を行っております。調査結果では、本市の令和4年1月1日現在の特別養護老人ホーム待機者数は219人であり、前回調査を行った昨年7月と比較いたしまして12人の減となっております。

なお、地域密着型サービスについては、こうした調査がございませんので、待機者数については把握しておりません。

以上でございます。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 私からは高齢者施策についての(2)高齢者等世帯ごみ出し支援の現状と課題についてと大項目、環境施策についてお答えします。

初めに、高齢者等世帯ごみ出し支援事業についてです。本事業は、独り暮らしで要介護1から5の方、身体障害者手帳1級から3級の方、精神障害者保健福祉手帳1級の方及び療育手帳を有する方を支援の対象とし、同居者がいる場合は、同居者も支援の条件を満たしていることとしております。令和4年2月1日時点の支援の利用状況は351世帯となっております。支援の内容ですが、収集は月曜日から金曜日までの週1回、市が指定した日に行っております。戸建て住宅では玄関前などにごみを出していただき、マンションやアパート等の共同住宅の場合には原則手渡しとし、ごみが出ていない場合には声かけを行うことで安否確認も併せて行っております。課題といたしましては、令和2年6月の事業開始に当たり、支援の条件を満たしている約3,000世帯に対し郵送にてお知らせしたところ、開始当初は60世帯の利用申込みでありましたが、現在では351世帯の方に利用していただいております。今後も対象世帯の増加に伴う収集時間及び作業量の増加への対応が求められます。また、個別対応のため、収集作業には一定の時間を要することから収集車両の駐車場所など、車両や歩行者への配慮が必要であることなどが挙げられます。

続きまして、環境施策についての(1)ごみの減量・資源化への取組についてです。全国的なごみの削減に向けた近年の主な取組としましては、令和2年7月から開始されましたレジ袋の有料化があります。また、国はプラ

プラスチックごみの資源循環に向けた取組を進めており、令和4年4月に施行されるプラスチック資源循環促進法において、プラスチック製品の設計から処理までにおける資源循環等を促進するための措置を講じることとしております。本市は、市民による資源循環型の町を目指し、市川市一般廃棄物処理基本計画であるいちかわじゅんかんプラン21を策定し、様々な取組を進めております。平成14年4月から家庭ごみの12分別収集を導入してまいりましたが、令和元年7月には剪定枝を分別収集することとし、資源化するなど、燃やすごみの削減を進めてまいりました。また、本市のごみ減量に向けた具体的な取組として、ごみ減量化・資源化協力店制度の実施、コンポスト容器等購入費の補助、フードドライブの開催を実施しております。また、ごみの資源化としては集団資源回収団体及び資源回収業者への支援、剪定枝の資源化、クリーンセンターで生じる焼却灰の人工砂、路盤材への資源化を実施しております。

次に、(2)食品ロスに向けた取組についてです。食品ロスとは、まだ食べられるのに捨てられている食品のことで、環境省の推計によると、1人当たり年間約50kg発生していると言われております。食品ロスのうち、作り過ぎ等による食べ残しが約4割、期限切れ等による直接廃棄が約3割を占めています。作り過ぎ等による食べ残しの対策として、千葉県では、家庭や外食時に行うちば食べきりエコスタイルという取組をしています。この取組は、飲食店などの協力を得ながら小盛り、ハーフサイズの設定をしていただき、食べ切りを推奨しており、市も市民に向けて、家庭や外食時の食べ切りを普及啓発しております。また、市では、期限切れ等による直接廃棄の対策として、家庭で余った食品を地域の福祉団体などに寄附する活動であるフードドライブを開催しています。寄附された食品は、社会福祉法人市川市社会福祉協議会が行っているいちかわフードバンクに提供しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 浅野議員に申し上げますが、再質問以降、休憩後でよろしいでしょうか。

[浅野さち議員「はい」と呼ぶ]

○松永修巳議長 御協力ください。

この際、暫時休憩いたします。

午後2時43分休憩

午後3時15分開議

○松永修巳議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議事を継続いたします。

浅野さち議員。

○浅野さち議員 それぞれ御答弁ありがとうございました。

初めに、市長より待機児童の解消、不妊症への支援、GIGAスクール構想と様々、1期4年の総括、伺いました。また、先ほど市長選に出馬するとの表明もあり、確認することができました。ありがとうございました。コロナの対応も引き続き全力でお願いいたします。

次に、ESGを取り入れた行政運営について伺います。

答弁で、今までの施策の評価は、市民の満足度の推移や予算額と決算額の比較、数値目標の達成状況などの評価でしたが、一方では、ESGからは環境への配慮に加え、地域社会への貢献や法令遵守、情報公開による透明性の確保など着目するということですが、市民にとって、どのような効果があり、その評価をどの時期に行うのか伺います。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 再質問にお答えいたします。

市の様々な施策にESGの視点を加味することで将来的に市の価値を高めることにつながると考えております。また、このような考えを意識した施策を進めることで市への愛着や誇りを育むこととなり、市民が住んでよかったと感じていただけるものと期待をしております。ESGの視点を取り入れる時期につきましては、今後検討をしております。また、例えば令和4年度の重点推進プログラムを評価する際に、この視点をどのように評価につなげていくかなどについては、今後、市川市総合計画審議会からの意見も踏まえた上で考えてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 浅野議員。

○浅野さち議員 伺いました。将来的に市の価値を高め、市への愛着を高め、市民が住んでよかったということを期待したい。評価対象や時期についてはこれから進めるということですので、注視してまいりたいと思います。ありがとうございます。

次に、田中教育長の学びを止めないという観点から、今と未来に向けての力強いお答え、本当にありがとうございました。特に、いかなる難題、課題が生じても目標に向かって進むという思いに感銘いたしました。「人をつなぐ 未来をつなぐ 市川の教育」の基本理念の下、市川市の教育行政のさらなる発展に期待いたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

次に、通称信篤三つ葉学園について再質問いたします。

二俣小学校は防衛省官舎の閉鎖と、跡地に民間企業が入ったため環境が変化し、児童数も減少した点、認識しております。

そこで小中一貫校の決定に当たり、保護者や地域の皆様はどのように関わり決定したのか、その経緯を伺います。

○松永修巳議長 小倉学校教育部長。

○小倉貴志学校教育部長 高谷中学校ブロックにおける小中一貫型小学校・中学校の設置につきましては、令和2年1月から各学校関係者、保護者、学校運営協議会の代表などで組織された義務教育学校の設置に関する検討会で検討を進めてまいりました。検討に当たり、高谷中ブロックの3校の保護者と信篤小学校、二俣小学校に進学予定の幼稚園及び保育園の保護者を対象に昨年度アンケート調査を実施いたしました。回答のあったものの中では、小中一貫教育の推進については理解を示す意見が多かった一方で、二俣小学校の移転の時期や移転後の学校運営の形態については丁寧な検討を進めてほしいという意見が多く寄せられました。これらの意見を踏まえ、今年度の検討委員会では、直ちに校舎一体型の義務教育学校を設置するのではなく、現在の学校の枠組みは残したまま小中一貫教育を行う小中一貫型小学校・中学校とし、今後の学校の在り方について検討を行うことといたしました。この検討委員会での結果を踏まえ、教育委員会会議において、高谷中学校ブロック小中一貫型小学校・中学校に関する基本計画が可決されたところでございます。また、3校をまとめて呼ぶ際の通称名、信篤三つ葉学園につきましても、児童生徒や保護者、地域の方々などから広く募集した上で、検討委員会において最終的な候補名を選定したものでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 浅野議員。

○浅野さち議員 ありがとうございます。保護者アンケートで、二俣小学校の移転の時期や移転後の学校運営の形態については丁寧な検討を進めてほしいというお声があったということです。二俣小学校の学区は一部産業道路や京葉道路をまたいで通学していますので、通学時の心配の声を私も伺っていました。まずは、現在の学校の

枠組みを残したまま小中一貫校教育を行う点、分かりました。

そこで、本年4月からはどのような取組を行うのか。一貫校によって、児童生徒はどのような学びを得ていくのか伺います。

また、今後、長期的に見て、通称信篤三つ葉学園はどのような方向性になっていくのか伺います。

○松永修巳議長 小倉学校教育部長。

○小倉貴志学校教育部長 信篤三つ葉学園におきましては、令和4年度から小中一貫教育に関する具体的な取組を検討するため、各学校の教員の代表で構成するプロジェクト会議を設置いたします。この会議では、小学校で中学校の教員が授業を行う、いわゆる乗り入れ事業など、昨年4月からスタートしている東国分爽風学園で実施した取組の成果と課題を生かすとともに、信篤地域の特色を取り入れた新しい教科の創設などを検討する予定です。取組に期待する効果といたしましては、小学校6年生が中学校に進学する際に不安を感じる、いわゆる中1ギャップの解消や、異学年交流による自己肯定感の高まりなどが挙げられます。今後につきましては、令和6年度に信篤三つ葉学園の取組の成果と課題を整理し、学校や保護者、市域の方と学校の在り方についての考えを共有した上で、将来的には信篤地域のまちづくりとも併せて検討し、施設一体型の義務教育学校の設置を目指してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 浅野議員。

○浅野さち議員 ありがとうございます。令和4年度は小学校の授業を中学校の教員が教える乗り入れ授業を検証しながら、信篤地域の特色を組み入れた新しい教科の創設等を検討していきたいということです。また、将来的には信篤地域のまちづくりとも併せて検討するというので、これから信篤三つ葉学園という一貫校によって、さらに活発に交流し、新たな発見や学びになることを大いに期待いたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

次に、財政について伺います。

12月補正予算措置されなかった影響についての対応を伺いました。検証した結果、完成時期の遅れ、規模の縮小、補助金の支給決定の遅れなど、影響は多岐にわたっており、22事業のうち、2月補正にて14事業、新年度予算で2事業、予算計上され、残り6事業は2月補正においても、当初予算において予算計上を見送ったということを伺いました。

そこで、どのような影響が出たのか。3事業について、それぞれの管轄部署から伺います。

1点目は、環境部のクリーンセンター機能維持管理事業、タービンの交換修繕の完成が遅れることと言われていましたが、どのような影響があり、完成時期はいつまで延びるのか、具体的に伺います。

2点目は、子ども政策部のひとり親世帯に対する進路支援給付金支援事業に対する影響、その後の対応について伺います。

3点目は、水と緑の部、排水路等清掃維持管理事業及び排水路緊急修繕事業に関する影響と対応について伺います。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 お答えします。

クリーンセンター発電修繕料が受ける影響といたしましては2点考えられます。1点目は、12月補正予算の段階では来年度末の修繕完了を見込んでおりましたが、新規タービンの発注時期が遅れることにより、12月補正時点で予定していた修繕期間が令和5年度初旬まで延びることとなります。2点目は、修繕期間のずれによる売電の損失でございます。これは発電用の蒸気タービンに亀裂が見つかり、羽根の一部を切削したことから、発電効

率が約40%低下したタービンを使用する期間が延びることによるものでございます。その損失額は約2,000万円と想定しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 大平こども政策部長。

○大平敏之こども政策部長 お答えいたします。

ひとり親世帯に対する進路支援給付金は、子どもたちへの未来支援基金を活用し、新型コロナウイルス感染症の影響により経済的負担の大きいひとり親世帯において、進学する際の受験料等にかかる負担を軽減し、進路の選択の幅を広げるため、今月下旬に支給を予定していたものでございます。

まず、令和3年12月補正予算で予算措置されなかったことに伴う影響といたしましては、予定の時期に給付金の支給ができなくなることにより、進路の選択の幅を広げることができなかったひとり親世帯の受験生に影響があったのではないかと考えております。

次に、その後の対応といたしましては、再度2月定例会で補正予算案としての上程について検討を進めてまいりましたが、補正予算成立後ではひとり親世帯への支給が4月以降となり、大半の児童が既に進路が決定しており、事業目的を達成できないことから、今回は見送ることいたしました。今後は社会経済の動向を注視し、経済的負担の大きいひとり親世帯に対する支援について改めて検討してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 高久水と緑の部長。

○高久利明水と緑の部長 お答えいたします。

排水路等清掃維持管理事業と排水路等緊急修繕事業につきましては、いずれも排水路及び柵渠の修繕を予定していたものでございます。12月補正で予算措置ができなかったことで、市民要望や水路の不具合の箇所の発見に対して迅速な対応ができなかったものもあり、市民生活に少なからず影響が生じたものと考えております。しかし、水路構造物の破損による事故の発生のおそれがあるものや降雨時に排水機能に多大な影響を及ぼすおそれがあるものなど、市民生活への影響を最小限にするために早急な対応を必要とするものがありましたことから、内容を精査した上で緊急性があるものについて、既定予算を活用して安全性を確保いたしました。

以上でございます。

○松永修巳議長 浅野議員。

○浅野さち議員 それぞれありがとうございます。

まず、環境のほうですけれども、12月補正時点で予定していた修繕期間は来年度末、5年度の初旬に延びるということ。そのことによって、タービンの交換の遅れで売電損失が約2,000万円の損失が見込まれる。これは大きな損失であって、影響は大きいと改めて感じます。

また、ひとり親世帯の進路支援については、令和4年度2月下旬に支給を予定して——今月ですよ——いたが、2月補正では間に合わない。まさしく今が受験真ただ中ですので、この影響は大きかったと言えます。大変残念です。今後は改めて基金活用事業を検討するということですので、ぜひ未来ある子どもに様々な応援につながる活用をよろしく願いいたします。

次に、排水路の事業の点、伺いました。破損などで緊急を要する修繕は既定予算を活用して行ったと。また、市民要望や水路の不具合箇所は対応できなかったということ。緊急性がないといっても、排水路の清掃や草刈りなどは私のところにも要望がありますし、市民からの要望も多いと思いますので、影響はあったと思います。

るるお聞きいたしまして、12月の補正予算が否決される影響は市民サービスに多大な影響があることを改めて

確認いたしました。

次に、(2)骨格予算について伺います。

市民サービスが停滞することのないように、ほとんどの経費を計上する必要がある、そうした考え方であることは理解いたしました。

また、答弁で、肉づけ予算額約35億ですが、その財源を捻出するために事業費の精査を行ったということですが、例えば高齢者や子ども、道路や公園等、市民生活に密着した経費は多々あります。そのような事業は欠かせない重要項目です。このように必要となる予算について、きちんと措置されているのか伺います。

○松永修巳議長 金子財政部長。

○金子 明財政部長 お答えいたします。

新年度予算は骨格予算でありながらも、継続的に実施している市民に密着した事業に係る予算につきましては、確実に確保していくという方針の下、編成を行っております。例えば保育園整備に係る予算については、前年度と同程度の事業費を確保していることや、妊産婦へのタクシー料金の助成、産後ケアの継続、認知症に係る地域支援推進員の増員など、社会保障関係経費につきましても所要額を計上しております。また、道路の舗装や改良、街路樹の剪定、道路の側溝や排水路の清掃、修繕に係る経費などにつきましては、前年度と同程度の予算を確保しているものでございます。さらに、小中学校のトイレ改修工事などにつきましては、新年度の骨格予算には含まれないものの、国の補正予算を活用いたしまして2月補正予算に前倒しして予算計上を行い、実施することとしております。コロナ禍で制限を余儀なくされてきた花火大会や市民まつりなどのイベント等の経費につきましても、感染防止に努めた上で開催するなど、市民活動の再開を見据えた事業費を確保しております。このように、市民サービスを維持する上で必要となる生活に密着した予算につきましては、骨格予算に適切に計上しているものでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 浅野議員。

○浅野さち議員 骨格予算に適切に計上されていること、確認いたしました。ありがとうございます。

次に、(3)予算編成における市税収入の推移について伺います。

令和4年度の市税収入が大きく伸びた要因は、個人、法人市民税、ともに令和3年度の当初予算編成時にはコロナ禍の影響を懸念したが、思ったより減少しなかった。また、固定資産税も国の特例が終了するということが、また、家屋も中小企業を対象にした減免される特例も終了したことによる増収が見込まれることということです。

そこで、特に市税収入の面で令和3年度決算見込み額が令和3年度当初予算まで落ち込まなかったということですが、なぜ市川市の個人市民税はコロナ禍の影響を大きく受けなかったのか、伺います。

○松永修巳議長 金子財政部長。

○金子 明財政部長 お答えいたします。

個人市民税におけるコロナ禍の影響ということでございますが、全国的にも大きな影響を及ぼすと予測されていたコロナ禍の影響は、地域や雇用形態に差が生じ、業種が限定的であったことから、本市における個人市民税の8割を超える給与所得者につきましては、それほど大きな減収となる影響は受けていないものでございます。その中でも、例えば個人経営の飲食店などはコロナ禍の影響により収入が減少したというような声をお聞きするところではございますが、休業要請等に応じて休業や営業時間の短縮を行った場合には、国や県からの給付金などが支給され、また、本市独自の経済対策である減収対策緊急支援給付金などの支給を行ったことなどから、減収に対して一定程度を補填する様々な施策が講じられたものと考えられております。

なお、多くの給付金につきましては、所得として課税対象となることから、総体として個人市民税の影響はそれほど大きくなかったものと認識しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 浅野議員。

○浅野さち議員 伺いました。県からの協力金や国が実施した雇用調整助成金、本市独自の減収対策緊急支援金など、様々な支援があったことが総体的に個人市民税への大きな影響はなかったということ伺いました。この点、大変評価できます。しかし、コロナ禍での市民の生活は不安定なところもまだありますので、これからも行政の財政支援は欠かせないと実感しています。今後も注視してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、新型コロナ感染対策についての(1)市内の感染状況について伺いました。ほぼ自宅療養者とのことです。また、子どもの感染が多くなっており、学校や保育園の閉鎖も実施している点、伺いました。

そこで救急、幼稚園、保育園関係、学校の状況について、それぞれ具体的に伺います。

まず救急搬送について、先ほどコロナ患者の搬送が多くなっているということですが、世代、重症度、また妊産婦さんの感染も懸念されます。それぞれの搬送状況を伺います。

また、昨年は救急搬送が多くなり、救急車の中で何時間も待っていたとの事例が見られ、昨年の9月に入院待機ステーションが設置されました。活用状況を伺います。

次に、幼稚園、保育園の園児、職員の感染者数と休園数を伺います。

感染者が園で発生した場合、本市はどのように対応しているのか。また、感染した園児等に対し、保育料の返還はどのように行っているのか伺います。

次に、学校における感染状況です。

児童生徒及び教員の感染者数と学校閉鎖状況、また、学級閉鎖などで休んでいる間の児童生徒に対する対応を伺います。

○松永修巳議長 本住消防局長。

○本住 敏消防局長 お答えいたします。

本年1月1日から2月14日までの救急出動件数は3,460件ございました。そのうち、新型コロナウイルス感染症による救急出動件数は254件あり、搬送件数は169件となっており、救急出動件数に占める新型コロナウイルス感染症の割合は約7%でございます。

次に、新型コロナウイルス感染症で搬送された傷病者の年齢構成でございますが、7歳未満の乳幼児は4件、7歳から17歳までの少年が4件、18歳から64歳の成人が49件、65歳以上の高齢者が112件となっており、高齢者の割合が約66%を占めております。

続いて傷病程度別でございますが、軽症が46件、重症が12件、軽症、重症にも該当しない中等症が107件、死亡が4件でした。比較的軽症者が多いとされている第6波ではございますが、救急搬送される方は中等症が最も多く、全体の約63%を占めております。また、今年に入り、5名の妊娠された方を救急搬送しましたが、幸いなことに新型コロナウイルスに感染はしておりませんでした。

次に、入院待機ステーションの使用状況ですが、第6波による感染拡大により、搬送先決定までに長時間を要する事案も多くなってきたことから、今年に入り、入院待機ステーションを使用する事案が初めて発生し、2月14日までに3名の方の応急処置を行いました。病院決定までの間、安心して入院待機ステーションで待機できるよう、引き続き傷病者一人一人に寄り添った救急対応に努めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 大平こども政策部長。

○大平敏之こども政策部長 お答えいたします。

幼稚園、保育園等における感染状況につきましては、オミクロン株の感染拡大に伴い、今年に入り感染者が急増し、1月1日から2月15日までの期間におきまして、感染者数は、園児が約350名、保育士等の職員が約150名、クラス閉鎖は75件、臨時休園は31園となっております。

次に、幼稚園、保育園等において感染者が確認された際の本市の対応についてでございます。本市では保健所業務の逼迫を受けまして、保健所からの指導及び連携の下、こども政策部において、施設内における濃厚接触候補者の範囲を特定し、各施設に通知しております。また、複数の感染者が確認された際は、私立幼稚園保育所型以外の認定こども園に対しましては休園等に関する助言を、私立保育園等に対しましては休園等の判断を行い、各施設に伝えております。

最後に、保育料についてです。園児が感染者または濃厚接触者となり、欠席した場合や市の要請に基づきクラス閉鎖または休園した場合は、欠席日数に応じた保育料を返金しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 小倉学校教育部長。

○小倉貴志学校教育部長 学校の状況についてお答えいたします。

本市においては、感染者が出た場合、まず状況確認のために、感染者の最終登校日から3日間の学級閉鎖を行い、その後の体調不良者の状況によって、閉鎖解除や期間の延長を決定する2段階の閉鎖体制を取っています。過不足のない適切な閉鎖期間を設定することによって、感染拡大の防止と学びの保障との両立を図っております。今年1月以降、学校における第6波の感染状況につきましては、オミクロン株により感染者数は大きく増加しており、1月から2月15日までの感染者数は児童生徒1,496名、教職員86名です。また、状況確認のための3日間の学級閉鎖は474学級、そのうち複数の感染者が確認されたことにより閉鎖期間を延長したものが156学級、さらに学年閉鎖16学年、臨時休業3校となっております。学級閉鎖等で休んでいる児童生徒に対しては、タブレットを活用したオンライン指導を行い、できない場合でも教員作成のプリントやドリルを提供するなど、学びを止めないように努めております。授業の進捗につきましては、閉鎖期間が長期に及んでいないため、学年末までの学習内容の学び残しはないものと認識しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 浅野議員。

○浅野さち議員 それぞれ答弁ありがとうございました。救急搬送状況、具体的に伺いました。65歳以上の高齢者が66%、中等症が63%ということで、やっぱりかなり高齢者の方が多くなっている。心配しておりました妊婦さんのコロナ感染搬送は今のところないようです。入院待機ステーションは3名の方に応急処置を行ったということで、昨年、会派で視察に行きました。避難用のプライベートテントによって個室完備、また心電図やパルスオキシメーター、酸素濃縮器が設置されて安心できる環境でした。

ただ、1点懸念されるのは、搬送先決定が延びただけ身体的負担が多いと思われます。医師との連携体制、例えば往診等が今後課題になると思います。その点、よろしく願いいたします。今後も自宅療養者が増加する中、急変時、救急車に依頼するようになると思います。救急隊には大変お世話になると思いますが、どうぞよろしく願いいたします。

次に、保育園と学校について再質問いたします。

初めに保育園関係ですが、感染状況を具体的に伺いました。クラス閉鎖が75、休園が31と多いようです。保育士の感染も多く、大変心配いたします。

そこで、厚生労働省は新たな支援として、保育所が休園になった子どもを公民館などで預かる代替保育を促進するための自治体への財政支援が始まるようです。この支援策に対する市の考えを伺います。

次に、学校ですが、感染による学級閉鎖は16学年、臨時休校が3校ということで、これもかなり多くなっているようです。2段階方式で判断しながら、長い期間、学級閉鎖にならないように対処しているということは伺いました。一方、教職員が感染もしくは濃厚接触者となり、休む先生が出た場合、どのような対応を行っているのか伺います。

○松永修巳議長 大平こども政策部長。

○大平敏之こども政策部長 お答えいたします。

御質問の制度は令和4年2月8日付で厚生労働省より通知があったもので、新型コロナウイルス感染症の影響で休園となった保育所等の在籍児童に対して、ほかの保育園等で代替保育を実施した場合に受入れ施設に対し財政支援を行うとともに、利用者負担額を減免するものでございます。代替保育の主な対象児童といたしましては、エッセンシャルワーカーやひとり親家庭の児童が想定されております。実施施設といたしましては、保育園や認定こども園のほか、公民館等も想定されておりますが、いずれの場合も面積要件や人員配置といった一時預かり事業を実施するための基準を満たすことが必要となります。現在、通常の一時預かり事業を実施している保育園は既に基準を満たしていることから、速やかに実施できる可能性があります。しかしながら、既存の一時預かり事業は利用率が高く、新たに児童を受け入れる定員の余裕がないことが課題となっております。また、公民館等の施設を利用する場合は、新たに保育環境の整備と保育士等の人員の確保が必要となり、事業の実施準備により多くの時間を要することが課題となっております。このように代替保育を実施するためには幾つかの課題がございますが、社会経済活動を維持するためにエッセンシャルワーカー等の児童の保育を継続することは極めて重要であることから、代替保育に関しましては、今後、様々な方策を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 小倉学校教育部長。

○小倉貴志学校教育部長 教職員が出勤できない場合の基本的な対応といたしましては、「教員にクラスター等が生じた場合の教育活動の継続について」という通知文書を教育委員会より各学校に発出し、周知を図ったところであります。具体的には、小学校では、担任が感染してしまった場合に教務主任や専科教員など、担任外の教員が授業できるよう校内体制を整備することで対応し、中学校では、時間割を組み替えて出勤をしている教員の教科を優先して授業を実施することとしております。また、これらの方法では対応が困難な場合などは、小学校、中学校とも1人の教員が複数の学級の児童生徒に対して、校内で授業のオンライン配信をするといった取組を推奨しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 浅野議員。

○浅野さち議員 ありがとうございます。保育士の確保や代替保育といっても、場所とか仕組みづくり、課題はあるということは私も認識します。しかし、今後、第7波のような感染拡大が見られたときを考えると、検討し準備していくことも必要であると思っておりますので、よろしく願いいたします。

最後に、このような感染状況の中、幼稚園・保育園関係者の皆様には保育に従事していただき、大変感謝いたします。また、学校関係ですが、今のところ小学校、中学校それぞれ校内で工夫し、授業が遅れないようにしている点、伺いました。先生の感染も増えている中、様々なフォロー体制を組んでいただき、学びを止めない決意で授業していただいていることに感謝いたします。今後ともよろしく願いいたします。

最後に、国は小学校休業等対応助成金を行っています。子どもが新型コロナや濃厚接触者になり、学校や幼稚

園、保育園などが休園、休校になり、お父さん、お母さんが仕事を休む場合に使う制度です。助成金は事業主に支給されますが、そのほかに個人の申請もでき、簡素化になってきています。3月31日までの期間ですが、他市では学校関係や経済部関係部署が市のホームページに掲載しています。本市においてもホームページ等でぜひ情報を周知していただき、保護者に対する支援も大事ですので、この点、よろしく願いいたします。

次に、(2)自宅療養者に対する支援ですが、市が行っていること、大変ありがたく思っております。また、県も健康観察のやり方を随時更新しているようです。ただ、自宅療養者が、特に高齢者等も多くなっているみたいですので、高齢者サポートセンターや生活支援課等との連携もさらに重要であると思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

次に、(3)ワクチン接種の取組について伺います。

質問ですが、6か月に前倒しになっても対応できるようになった経緯、伺いました。接種会場は今後モデルナ社ワクチン会場が拡充され、大型バスによる接種も開始されるということです。大型バスでの接種は身近なところを会場にでき、大変好評でした。今まで行った主な場所及び延べ接種人数を伺います。また、今後のワクチン供給状況を伺います。

○松永修巳議長 増田保健部長。

○増田浩子保健部長 1回目、2回目接種での大型バスを用いたグループ接種につきましては、市で確保した大洲防災公園や大柏川ビジターセンターのほか、申込者側が確保した場所で接種を実施してまいりました。その実績ですが、延べ3,216の方が接種を実施しております。

次に、ワクチンの供給状況についてです。ファイザー社製ワクチンについては、これまでに約6万5,000回分が国から供給されており、3月中旬までに約5万回分、合わせて11万5,000回分の供給の予定となっております。また、モデルナ社製ワクチンについては約18万回分を確保しており、2月下旬には約4万回分が供給される予定であります。ワクチンの供給については、国は余裕を持って供給できる体制を整え、18歳以上の対象者全員分の配送を5月中に終える予定としております。このことから予約状況などを踏まえ、必要なワクチン量を要望してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 浅野議員。

○浅野さち議員 ワクチン供給、伺いました。特にモデルナ社ワクチン集団会場をしっかりと拡充していくということで、答弁にもありますが、メディアパークやJ Aいちかわなども拡充されたということです。このように身近な地域に設置されることは接種促進にもつながり、評価できます。

そこで、3回目ワクチンの交接種と国は言われていますが、どのような効果があり、有効性をどのように周知していくのか伺います。

○松永修巳議長 増田保健部長。

○増田浩子保健部長 交接種の効果は、同じ種類のワクチンを3回接種する場合と同程度か、より高い可能性があるとされております。特に1回目、2回目接種でファイザー社製ワクチンを接種された方が3回目接種でモデルナ社製ワクチンを接種した場合には、ほかの交接種と比較して抗体価の上昇が大きいという研究結果が報告されており、国も高い効果と安全性を期待しております。交接種の効果などについては市公式ウェブサイトや広報紙にも掲載しており、今後も周知に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 浅野議員。

○浅野さち議員 伺いました。特にモデルナ社のワクチンは、一、二回接種した方の副反応が強く出たこともあつ

て、接種を懸念する方もいらっしゃると言われてしています。特に3回目は、量を半分にして効果ある点、しっかりお伝えしていく。その上での個人の選択ですので、周知のほう、よろしく願いいたします。

次に、(4)5歳から11歳の子どもへの接種について質問いたします。

今月末に接種券を一斉送付し、3月12日より市役所7階で集団接種を予定しているということです。大人が接種する場所と同じ市役所ですので、分かりやすい案内設置をぜひしていただきたいなと思っております。

質問ですが、大人用ワクチンと小児用ワクチンの違いについて、親の同意や母子手帳等、具体的にどのような準備が必要か。また、個別接種は小児科の医療機関が行うのか伺います。

○松永修巳議長 増田保健部長。

○増田浩子保健部長 現在承認されております小児用のファイザー社製ワクチンは、12歳以上の接種で使われているファイザー社製ワクチンと成分は同じであります。成分の量を3分の1としたものとなっております。接種を実施するに当たっては保護者の同意が必要であり、12歳から15歳の方同様、予診票に保護者の署名をしていただくこととなります。このほか、母子健康手帳の持参や保護者などの同伴も必要としております。接種を行う医療機関は主に小児科となりますが、そのほかにも内科や耳鼻咽喉科などの医療機関でも接種を行う予定となっております。

以上でございます。

○松永修巳議長 浅野議員。

○浅野さち議員 国は先日、5歳から11歳のワクチン接種は、当面は努力義務を適用外としました。つまり希望する方が接種するということになりました。そこで情報を伝えることが大変重要です。周知について伺います。

○松永修巳議長 増田保健部長。

○増田浩子保健部長 国は接種の判断をする保護者のため、効果や安全性を解説するリーフレットを作成し、市町村を通じ配布することとしております。本市におきましても、対象者全員に送付する接種券にリーフレットを同封し、配送する予定でございます。今後も広報紙や市公式ウェブサイト、SNSなどで、国より提供される情報を基に有効性や安全性、副反応について周知してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 浅野議員。

○浅野さち議員 有効性、安全性をしっかりと周知していくということですので、ぜひよろしくお願いいたします。

次に、(5)新型コロナウイルス対策課について伺います。

設置する理由として、様々、ワクチン接種に関する調整、関係機関との連携等、伺いました。

そこで、それぞれ具体的な業務内容と、また、どのような体制で行っていくのか伺います。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

所掌する業務については大きく3点ございます。1点目はワクチン接種です。今回の3回目のワクチン接種のような交交互種の推奨の周知や接種期間の短縮への対応のほか、集団接種会場の調整や運営、国からのワクチン接種の方針など、ワクチン接種に関する業務に迅速に対応してまいります。2点目は感染予防対策です。いまだ終息が見えない状況において、社会活動と共存した生活や行動を促すための周知啓発とともに、第7波、第8波の来襲に備えた取組を進めてまいります。3点目は関係機関との連携強化です。ウイルスの変異による新たな知見や、国、県から示される対処方針に基づき迅速かつ柔軟に感染症対策を進めていくため、医師会や保健所など関係機関との連携を強化してまいります。

次に、実施体制についてです。基本的には現体制と同規模の体制を維持することになりますが、独立した課として指揮調整役となる課長職の配置や業務に応じて保健師等の専門職を配置するなど、組織的な強化が図られることで、今後、新型コロナウイルス感染症に対して迅速かつ確に対応できるものと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 浅野議員。

○浅野さち議員 分かりました。1年前に疾病予防課内に8人体制のグループを新設しましたが、全庁的な応援体制もあって、ワクチン接種開始時や感染状況が増加している中、業務は大変だったと思います。改めて担当グループの皆様には感謝申し上げます。今後、体制人数は同規格体制を維持すると言われておりますが、新型コロナウイルスはまだ未知との闘いの部分がありますので、人数を含め十分な体制にさせていただきたいことを強く要望いたします。

次に、保健・子ども施策の(1)予防接種事業について伺います。

子どもが受ける接種はコロナの影響は見られず、高齢者肺炎球菌やインフルエンザ予防接種は増加傾向にあった点、伺いました。一方、40歳から50歳の大人の風疹予防接種は伸びていません。国は2018年7月以降の発生状況を踏まえ、2022年3月31日までの間に限り、昭和37年4月2日から昭和54年7月1日まで生まれた男性を風疹に関わる定期的予防接種の対象者として追加することになっています。今年度が最終ですが、4月以降はどのように取り組んでいくのか伺います。

○松永修巳議長 増田保健部長。

○増田浩子保健部長 接種者数が伸びなかった理由といたしましては、令和元年度と2年度は対象者に個別に通知をしておりましたが、今年度は事業の最終年度でありますことから個別の通知を行わず、広報紙等で周知を行ったことによる影響と考えております。今後についてですが、国が事業を3年間継続する方針を示しておりますことから、令和4年度は個別に通知する予定です。周知につきましては、引き続き市公式ウェブサイトや広報紙などに掲載し、周知に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 浅野議員。

○浅野さち議員 伺いました。3年延長して令和6年3月まで無料で受けられ、令和4年度に個別通知を行うということで、新型コロナウイルス感染症をはじめ、あらゆる感染症は妊婦への負担がかかります。特に風疹ウイルスに妊婦が感染すると、生まれてきた赤ちゃんに重篤な影響が見られ、障がいが高まると言われています。さらなる個別通知であるクーポン券で抗体検査と予防接種をクリニックで行えることを、公式LINEやあらゆる形で再度周知していただきたいことを要望いたします。よろしく申し上げます。

次に、(2)産後ケア事業について伺います。

コロナ禍での里帰り出産や家族等からの支援が困難となったことが影響して今年度は増加傾向にあること、今後も増加することを見据えて予算が増額されたこと、伺いました。産後ケア事業は妊娠、出産、子育ての切れ目ない包括的な支援を含め、2015年に産後ケア事業のことを初めて質問いたしました。その後、まだ産後ケアが任意事業だったため、なかなか進まなかったのですが、令和元年、2019年12月には母子保健法の一部改正で市町村の努力義務となり、本市においても宿泊型産後ケアを開始、また令和2年には日帰り型を開始していただき、着実に推進していただいております。

そこで、まだ行っていない訪問型・アウトリーチ型産後ケア事業について、昨年の6月定例会にて質問しました。その際、3か月以下のお子さんがある御家族に、訪問時、どのような要望があるか聞き取り、調査研究をするということでした。その後の結果と今後の考えを伺います。

○松永修巳議長 増田保健部長。

○増田浩子保健部長 令和3年4月から6月に実施したアンケートでは、訪問型があった場合には利用を希望すると回答された方は、妊娠初期では40%でしたが、産後は55%と増加しており、子育て開始後に訪問型の利用を希望されることが増えていることが分かっているところでございます。今後、訪問型の実施については、本事業を利用した方からの意見や地域の実情も踏まえ調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 浅野議員。

○浅野さち議員 産後のニーズは増加している点、伺いました。訪問することによって産後の心身の悩みをキャッチでき、ケアしていただけることは重要です。千葉県状況を調べましたら、松戸市や佐倉市は千葉県助産師会に依頼して行っています。千葉市は助産所が多く登録されておりました。県の助産師会への依頼なども視野に入れていただき、ぜひとも訪問型産後ケアを実施していただけるように強く要望いたします。よろしくお願いいたします。

次に、(3)妊産婦へのタクシー料金助成事業について伺います。

今年度は母子健康手帳交付見込み数の15%を見込みましたが、下回るということです。里帰り出産で利用もでき、健診など様々使用できます。周知はどのように行っているのか伺います。

○松永修巳議長 増田保健部長。

○増田浩子保健部長 周知についてですが、広報紙や市公式ウェブサイトに掲載しているほか、産科医療機関や助産院でのポスター掲示、また、市内4か所に開設しております母子保健相談窓口アイティでの相談時に周知しているところです。引き続き周知に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 浅野議員。

○浅野さち議員 ありがとうございます。アイティとかで行っているということと、手続の簡素化についても検討していただきたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

次に、医療的ケア児保育支援事業について伺います。

概要を伺いました。この補助金は必要な人員配置とともに医療的ケア児保育に必要な備品、施設修繕費等、かかる費用などを柔軟的に活用できる点、理解いたしました。令和4年度は6施設予定しているということですが、現在の医療的ケア児の受入れ状況と今後の受入れ予定数、また、保育支援事業を新たに実施することでどのような効果を見込んでいるのか伺います。

○松永修巳議長 大平こども政策部長。

○大平敏之こども政策部長 お答えいたします。

令和3年度の私立保育園等における医療的ケア児の受入れにつきましては、3名となっております。また、令和4年度の入園申込者は、現在2名の方から入園申請を受け付けております。

次に、事業実施の効果についてです。現在、医療的ケア児の受入れを行っている施設では看護師等の配置を行っておりますが、これは既存の職員加配制度を活用し、保育士として配置することで対応を図ってまいりました。これは医療的ケア児保育の制度ではないことから、保育士の加配で上限枠を使い切ってしまう場合は保育士等の配置ができないことが課題となっております。このたび新たに医療的ケア児保育支援事業を導入することで、私立保育園等では必要な職員の配置が可能となり、安定的に医療的ケアや保育を実施することができるようになります。また、医療的ケアを必要とする児童やその保護者にとりましては、受入れの機会が増えることに加えて安定した保育の提供が受けられることで、これまで以上に安心して保育園で過ごすことができるようになる

と考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 浅野議員。

○浅野さち議員 この支援事業の開始によって、保育施設の安定的な専門職の配置によって医療的ケア児の受入れ期間が増加すること、加えて安心した保育を受けられることを伺い、大変評価いたします。医療的ケア児支援措置の中に医療的ケア児及び家族の日常生活における支援があります。12月定例会にて、医療的ケア児に関するアンケートが途中だったようです。最終結果と、ケア児と家族のための医療的ケア児コーディネーターの考えについて、また医療的ケア児センターの設置について伺います。

○松永修巳議長 大平こども政策部長。

○大平敏之こども政策部長 お答えいたします。

医療的ケア児に関するアンケートは、医療的ケア児の支援について協議を行う医療的ケア児等連絡会が医療的ケア児及びその家族のニーズを把握するために実施したもので、本年2月1日現在、対象者50名のうち38名から回答がございました。このアンケート結果によりますと、医療的ケア児及びその家族が不足していると感じているサービスは短期入所や医療型児童発達支援、日中一時支援、放課後等デイサービス、通学支援などであることが分かりました。また、福祉に関する制度や新たなサービス等の社会資源について、周知や広報が足りないという声も多くございました。そこで令和4年度は、これらの意見を参考にし、医療的ケア児等連絡会において活用できるサービスを増やす方策や医療的ケア児等に対する支援を総合調整する医療的ケア児等コーディネーターの配置場所等について検討し、支援体制の整備に取り組んでまいります。

次に、医療的ケア児等支援センターについてであります。この支援センターは、令和3年9月に施行された医療的ケア児支援法により都道府県に設置できることとされ、千葉県におきましては、令和4年度に開設する予定となっております。今後は支援センターと連携し、最新の情報提供を得るとともに課題解決のための助言等を受けるなど、医療的ケア児の日常生活及び社会生活を支援していきたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 浅野議員。

○浅野さち議員 ありがとうございます。アンケートの結果で制度やサービス等の様々な周知が足りないという声が多いということ、また、様々な施設等が足りないという御意見があったということ伺いました。令和4年度のアンケートの結果を見ながら、コーディネーターの役割を具体的に検討し、取り組むということも理解しています。それとともに、医療的ケア児にとって必要な情報を1つにしたガイドブックみたいな、そういう冊子が大変有効かなと思いますので、ぜひそのようなガイドブックを作成していただきたいことを強く要望いたします。引き続き家族に寄り添っていただくことをぜひお願いして、これで私の代表質問を終わらせていただきます。

次に補足質問の西村敦議員となりますので、よろしく願いいたします。

○松永修巳議長 次に、補足質問者、西村敦議員。

○西村 敦議員 公明党の西村敦でございます。

それでは、補足質問をさせていただきます。文化・スポーツ施策についてから順次行います。

まず、スポーツ施設の整備計画について答弁をいただきました。現在、北京で冬季オリンピックが開催中ということで、国民は連日のメダルラッシュに沸いているところです。さらにスポーツ熱が高まることが予想されます。その機運の中、来年度のスポーツ振興基本計画にその機運を反映するという答弁がございました。非常に期待をしております。さらなるスポーツ空間、場所及び施設の充実を希望いたします。

そこで(1)の再質問ですが、市川市のメインのスポーツ施設といえば、やはり国府台の公園になるかなというふうに思います。現在は野球場の工事をやっていますが、当初の工期からかなり遅れが生じ、関係団体から心配の声が上がっています。施政方針や当初予算案説明にも載っているこの再整備事業について、野球場の工事進捗状況を伺います。

○松永修巳議長 森田文化スポーツ部長。

○森田敏裕文化スポーツ部長 お答えいたします。

国府台公園再整備事業の一環であります野球場整備工事は、昨年10月末に既存野球場の解体工事を完了したところでございます。また、先般御報告させていただいておりますように、解体工事の際に行った埋蔵文化財調査の結果、想定より高い位置から遺跡が出現したため、当初計画より土を高く盛ることで遺跡を保護する方針とし、再設計を進めているところでございます。現在、その基本設計をおおむね完了し、今後は市川市野球協会や千葉県高等学校野球連盟などに使用の確認等をした後、詳細設計を進めていく予定としております。

なお、この再設計において工事費用の多くを占める盛土につきましては、他の公共工事から発生する土を再利用するなど、少しでもコストを削減できるよう検討しているところでございます。引き続き工期短縮とコスト削減に努め、できる限り早期に供用を開始し、皆様に御利用いただけるよう進めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 西村議員。

○西村 敦議員 ありがとうございます。今は解体工事中で、高い位置に遺跡が発見され、さらに盛土を高くしなければいけないということで、基本設計が終わり、現在、各協会に確認中、その後、詳細設計ということで進んでいくそうです。明確なスケジュールはまだのようですので、いずれにしましても、市民が待ち望んでいます早期完成を強く要請させていただきます。

国府台の整備については分かりました。それ以外の施設について再度伺います。

施政方針3ページに「スポーツ施設の整備を進め、健康づくりを促進し」とあり、さらに5ページに「快適なスポーツ環境づくりを進めます」というふうにあります。健康づくりの促進と快適なスポーツ環境づくり、これについて具体的な取組があればお伺いします。

○松永修巳議長 森田文化スポーツ部長。

○森田敏裕文化スポーツ部長 お答えいたします。

健康づくりの促進におきましては、市川市スポーツ協会や市川市スポーツ推進委員連絡協議会と連携しながら、市民のスポーツに親しむきっかけづくりの提供やライフステージに応じた運動する機会の創出に努め、体を動かすことによる健康づくりにつなげていきたいと考えております。また、快適なスポーツ環境づくりにおきましては、来年度、信篤市民体育館トレーニング棟の外壁等改修工事や塩浜市民体育館の屋根、屋上、外壁等の改修工事の設計委託など、市民体育館の改修を進めていく予定としております。その他の施設におきましても、老朽化している備品や機器等の交換などを実施してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 西村議員。

○西村 敦議員 各施設の修繕を含めてしっかりやっていくということですので、それは了解いたしました。今後の市のスポーツ振興と環境づくりの推進、ぜひお願いいたします。

(2)に移ります。文化の薫り高いまちづくりについて、文化人展、芸術祭、文化祭などの継続的な取組とKUGURU展、Nakayama AIRなどの活性化への取組について、それぞれ伺いました。

再質問として、新年度の新たな取組としては具体的にどういうことをするのかについて伺います。

○松永修巳議長 森田文化スポーツ部長。

○森田敏裕文化スポーツ部長 お答えいたします。

本市の文化芸術活動の核である文化会館は、改修工事に伴う長期の休館を経て4月にリニューアルオープンいたします。最新のホール設備を導入した文化会館は、市内の文化団体などによる表現活動の幅を広げることに役立つとともに、バリアフリー化や客席を新しくすることなどにより、鑑賞する側の快適性の向上にも取り組みました。そのほか、リニューアルに合わせ、今年度購入する美術作品を新たに御覧いただけるようにいたします。

また、現在、デジタルアートコレクション制作事業として、市の収蔵美術作品等を高精細にデジタル化して鑑賞いただけるウェブサイトを準備中でございます。このウェブサイトの運用により、時間や場所にとらわれずに、これまで以上に多くの市民が文化芸術に触れ、楽しむことができる環境を提供してまいります。そのほかにも第1庁舎内のスペースや各種施設の活用等を図り、引き続き本市ゆかりの文化人の魅力発信に努めるとともに、文化人展など既存の事業との相乗効果を高めることなども実施してまいりたいと考えております。

また、コロナ禍におけるアーティスト等の支援といたしましては、文化振興財団が運営するいちかわアーティストバンクに昨年度実施した文化芸術活動緊急支援給付金に応募いただいた方たちも含む多くのアーティストに登録をいただいております。例えば4月3日に開催を予定する文化振興財団主催の文化会館リニューアルオープン記念フェスティバルにも何組か出演していただく予定であります。このような活動の機会を提供する取組を継続的に実施していくこととしております。これらの様々な取組を重ねていくことを通じて本市の文化の薫りを高めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 西村議員。

○西村 敦議員 具体的な取組について伺いました。いよいよ文化会館が4月にオープンするということで、楽しみにしております。

また、4月3日の記念フェスティバルにアーティストも参加ということで、それもよかったかというふうに思います。

そして、デジタルアートコレクションです。これ、広く市民が鑑賞できるようになってくると思いますので、これも非常に楽しみにしておりますので、ぜひ推進をお願いいたします。

昨年はコロナ対策の中でアーティスト支援事業として市川市文化芸術活動緊急支援給付金というのを交付し、大変に喜ばれました。給付金はともかく、やはり先ほどもありましたように、アーティストの活動の場づくりですね。ぜひこれをまた市のほうで支援していただければなというふうに考えますので、よろしく願いをいたします。

次に移りたいと思います。次の項目は市内経済活性化施策です。御答弁いただきました。商店街活性化事業の概要と地域にやさしい商店街推進事業の概要を伺いました。ただ、課題としては、やはりコロナの影響が大きく、イベントの中止が相次ぎ十分な成果が得られなかったと、非常に残念だなというふうには思います。

再質問といたしまして、市内経済活性化策の今後の取組として、新年度に予定している補助の内容、また件数等について伺います。

○松永修巳議長 小塚経済部長。

○小塚真康経済部長 お答えいたします。

令和4年度に実施する商店街活性化事業では、イベントなどへの補助44件、共同施設の維持管理への補助6件、電気料への補助48件、駐車場サービスへの補助4件を予定しており、予算総額は約2,660万円であります。近年、商店会の共同施設管理の負担増が課題となっております。このことから、令和4年度商店街灯1基当たり

の撤去費用の補助を最大2万円から最大4万円に拡大しております。地域にやさしい商店街推進事業では、改修工事や設備導入、備品購入への補助8件を予定しており、予算総額は120万円であります。

以上でございます。

○松永修巳議長 西村議員。

○西村 敦議員 分かりました。詳しい件数と金額も述べていただきました。コロナが終息して、日常の商店街の活気が早く戻ることをやはり祈るばかりでございます。

そこで再度質問させていただきますが、市川市では、令和2年に市内の消費喚起と感染防止を目的にキャッシュレス決済普及促進事業を行い、市民に大変に喜ばれました。本市では、それ以降実施していませんが、今年度、千葉県内では近隣市の船橋市をはじめ多数サービスが行われていて、さらに拡充をしているという状況が散見されます。今後、市川市で第2弾を実施することを考えているのかについて伺います。

○松永修巳議長 小塚経済部長。

○小塚眞康経済部長 お答えいたします。

本市が令和2年度に行ったキャッシュレス決済普及促進事業は、令和2年8月から12月末までの期間で実施し、市内経済を喚起させつつ、新しい生活様式の定着を目的といたしました。事業内容は、事業実施期間中、市内のPayPay加盟店で買物や飲食などの支払いの際、QRコードバーコード決済で還元率最大10%ポイント、上限2,000ポイントを付与するものです。期間中の総決済額は約97億7,000万円、利用者の方に還元されたポイントの付与額は約8億4,000万円でありました。事業効果として、事業に参加した店舗へのアンケート結果では、キャンペーンの効果があつた約86%、キャンペーンにより売上げが増加した約48%、また利用された方へのアンケート結果では、キャンペーンをきっかけに買物の金額が増えた約65%、キャンペーンをきっかけに利用しなかったお店で買物をした約49%でありました。委託事業者が行った効果検証において、実施期間中の月平均をキャンペーンを行う前の7月と比較すると、店舗の取引額、利用者数、ともに約3倍、1人当たりの利用回数は約4倍との報告を受けております。このことから、本事業により市内のキャッシュレス決済の普及促進と消費喚起は十分に行われたものと認識しております。

一方で課題といたしまして、この事業が千葉県内で初めてであり、周知に時間を要したこと、店舗がQRコードバーコード決済を導入するまでに時間がかかり、事業開始当初から参加できなかったこと、利用者の声として、他の決済事業者を利用しているため使えなかったなどがあります。現在、QRコードバーコード決済などのキャッシュレス決済が急速に普及しております。他市の事例では、還元率を20%などに設定、利用店舗、スーパーやコンビニエンスストア、フランチャイズ店舗を除く中小小売店舗に限定、飲食店に限定などがあります。本市における消費喚起事業につきましては、その方法や実施時期など、他市の事例などを引き続き研究し、本市にとって有効な消費喚起が図れるよう、実現に向けて検討したいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 西村議員。

○西村 敦議員 伺いました。事業の概要及び検証があつて、非常に効果が高かつたということです。今後については、他市の取組、再度研究をして実現に向けて検討するということでしたので、非常に前向きな答弁を伺つたというふうに感じています。ぜひ年内にでも実施できるように準備を進めていただきたいというふうに考えます。

もう一つ、前回実施の際に一部の方から意見があつたんですが、スマホ等が使いこなせない高齢者など、利用できなかった人がいたので、もう少し公平にやったほうがいいんじゃないかということでしたので、この準備に当たっては、ぜひこの点も考慮していただいて研究を進めていただきたいというふうに思いますので、よろしく

お願いをいたします。

次に移ります。保育行政についてです。

まず、(1)で昨年の整備状況、保育園、聞きました。今年度、令和3年、認可保育所で5か所、小規模保育事業所で6か所、認定こども園が4か所ということで15園が開園し、今年の4月1日時点では定員が610人増えて計画どおりの整備ができたということでございます。

(1)の再質問として、再度確認をさせていただきます。本年4月1日時点の待機児童については、引き続きゼロを継続できる見込みであるのかどうか。この点、ずばり伺います。

○松永修巳議長 大平こども政策部長。

○大平敏之こども政策部長 お答えいたします。

本市は令和3年4月に待機児童ゼロを達成いたしました。御質問の待機児童ゼロの継続につきましては、令和4年4月の入園申請者数は昨年に比ばまして増加しておりますが、保育園整備が保育ニーズの高い鉄道主要駅周辺を中心におおむね計画どおり進んでいることから、待機児童ゼロの維持に全力で取り組んでまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 西村議員。

○西村 敦議員 答弁をいただきました。待機児童ゼロの維持に全力で取り組むということで、非常に決意あふれる答弁でした。今日あしたぐらいですか、4月入園の選考結果も分かってくるのかと思います。特に第1希望がかなわなかった方等には丁寧な説明と再度の利用調整など、引き続き対応をよろしく願いいたします。

次に、(2)の保育士確保に向けた取組についてです。初回答弁をいただきました。3つの取組があるということで、7万5,000円の家賃補助ですとか準備資金10万円、さらにいちかわ手当ということで、本市が取り組んできた保育士確保対策事業の3つの取組、これについて説明いただきました。さらに、公明党の宮本議員の質問を受けて実現をした保育士資格取得支援事業を紹介していただきました。

再質問として、昨年10月からスタートした保育士資格取得支援事業の内容について、周知も兼ねて、ちょっと詳細に1回伺いたいと思います。

○松永修巳議長 大平こども政策部長。

○大平敏之こども政策部長 お答えいたします。

保育士資格取得支援事業は、保育士試験により資格の取得を目指す方のうち、試験合格後、市内の保育園等に勤務することが決定した方を対象に、試験対策のために要した通信講座の受験料や講座に必要な教材費などにかかる費用を補助するものでございます。補助額は補助対象経費の2分の1、上限は15万円となっており、昨年10月の事業開始後には市内保育事業者に対し、令和4年度の保育士採用活動に活用していただけるよう支援事業の案内を行ったほか、市公式ウェブサイトで周知を行っております。

以上でございます。

○松永修巳議長 西村議員。

○西村 敦議員 内容を伺いました。かかった経費の2分の1、上限15万ということで周知も行ったということでありまして。少しずつ前進しているかなということで、あと一歩かなというふうに思っております。

保育士を増やすためには保育士を目指す人を増やさなければなりません。そのための学費調達として、県や市の保育士修学資金貸付制度を最大限利用して本人の実質負担額をはっきり明示するなど、例えば2年間の学費総額が普通何百万かかりますが、制度を使えば実質30万で卒業できますなどと工夫して募集をかけている学校があります。他市では保育士養成施設の学費等の貸付制度を実施しておりますが、今後、本市の独自の取組として、そのような制度を含めてどのようなものを検討しているのか伺います。

○松永修巳議長 大平こども政策部長。

○大平敏之こども政策部長 お答えいたします。

保育士修学資金貸付制度につきましては、千葉県が実施する保育士修学資金等貸付制度事業のほか、近隣自治体におきましても、独自に実施していることは認識しております。内容といたしましては、保育士養成施設の学生等を対象に月額3万円から5万円程度の学費や入学準備金を貸し付け、修学資金を援助するものとなっております。本市におきましても、これまで様々な観点から保育士確保に向けた対策を講じておりますが、修学資金貸付制度を含めた近隣自治体独自の制度を調査し、その効果について検証してまいります。また、今後につきましては、本市の保育士確保対策について拡充を進めるとともに、保育士を目指す学生が本市の保育施設で働きたいと思える事業を充実させてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 西村議員。

○西村 敦議員 近隣の自治体の独自の制度を調査して効果的に検証するということがありましたので、ぜひ早期に事業化していただけることをお願いいたします。

次に、(3)の放課後保育クラブです。昨年4月の児童の利用が5,118人、待機51人で、その後減っていった、直近では4,384人が利用して待機はゼロということで伺いました。やはり4月当初がマックスで多くなる傾向になっているということで、御答弁でもありましたけれども、コロナの影響もあって去年、今年と流動的になっているというのも理解をいたします。保育園利用者が増えていて、その分、放課後保育クラブも1年生中心に低学年が増加傾向にあります。

このような流れの中ですが、再質問として、放課後保育クラブについても今後、待機児童を発生させないための方策について伺います。

○松永修巳議長 永田生涯学習部長。

○永田 治生涯学習部長 お答えいたします。

例年、年度初めには、4年生以上を中心に待機児童が発生している状況でございます。これまで待機児童対策といたしましては、特に3年生以下の待機児童が発生しないよう、学校の空き教室の利用や敷地内にプレハブ棟を増築することで対応してきたところでございます。しかしながら、一部の地域につきましては、このような対応が困難になっている状況でございます。その場合には、放課後児童健全育成事業補助金の交付要件に合致する民間事業者には補助金を交付し、民設民営による放課後保育クラブに準じた学童保育の運営を行ってもらうことで対応しているところでございます。

なお、現在補助金を交付し、運営している事業者は、八幡地区に1事業者、市川南地区に2事業者の計3事業者でございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 西村議員。

○西村 敦議員 御答弁いただきました。民間事業者による対応が推進をされていると。これは今後大事な視点かなというふうに思います。本八幡と市川地区ですね。行徳地区にも今後そういった対策が必要になってくるのかなというふうに思いますので、ぜひ早めの検討をお願いいたします。

さらに、放課後保育クラブの質を充実させていくためには、そこで働く支援員、補助員の確保が必要となります。

再質問ですが、そのためには処遇の改善というのが必要かなというふうに思います。これまでの処遇改善の取組について伺います。

○松永修巳議長 永田生涯学習部長。

○永田 治生涯学習部長 初めに、支援員等の確保についてお答えします。

放課後保育クラブは、通常は放課後からの開所となりますが、開所時間が朝からと長くなります夏休み期間中には、これに対応するため短期の補助支援員を確保する必要がありますが、これを除き、現時点で支援員等に人員不足は生じてないものと認識をしております。

続きまして、支援員等の処遇改善についてお答えをいたします。

平成30年度に国のキャリアアップ処遇改善事業を実施しております。これは放課後保育クラブに従事する支援員の勤務年数や研修実績に応じて、国等からの補助金を活用して賃金改善を行ったものでございます。具体的に申し上げますと、支援員の勤続年数が4年までの者には月額で1万500円、5年以上の者には2万1,000円のベースアップを行っております。

なお、これに合わせ、補助支援員についても市独自で時給の引上げを行っております。また、令和4年2月から、国が放課後児童支援員や補助員等の放課後保育クラブに勤務する職員を対象に賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度引き上げる処遇改善措置を実施します。これに伴い要する費用について、本定例会に補正予算として議案を提出させていただいているところでございます。これらの取組により質の高い支援員を確保し、より安心して利用いただける放課後保育クラブ事業を提供できるものと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 西村議員。

○西村 敦議員 夏休みに人員が不足するという話もありました。そこはきっちり対応していただきたいと思いますが、平成30年のキャリアアップ処遇改善事業、当時、私もこれ、確認をしております。また、市独自でも対応していただいているということで大変にありがたいと思っております。さらに、収入を3%引き上げるための予算が今審議されているということも分かっております。

現在、政府の経済対策は成長と分配の好循環に重点を置いています。そこで国民の暮らしと雇用を守るため、公明党は賃上げの必要性を主張してきました。国の2021年度補正予算には、コロナ感染のリスクに対応しつつ、少子高齢化社会を最前線で支える看護や介護、そして保育や幼児教育などの現場で働く人の収入を引き上げるための費用が盛り込まれています。具体的には介護職員や保育士、幼稚園教諭を対象に2月から3%程度、月額9,000円の賃上げを行うということです。保育士だけでなく、先ほど答弁であったように、今回、放課後保育クラブに勤務する児童支援員や補助員にも適用されるということが確認できましたので、非常に安心いたしました。引き続き支援員等の処遇改善には、定期的に市として確認を取りつつ、国、県と連携しながら情報を収集し、改善につなげていただくことをお願いしまして、次に移りたいと思います。

次は、避難所となる学校体育館の環境の整備についてであります。教育行政運営方針4ページ、「教育環境の整備」の中に「災害時の避難所にもなる各学校体育館のトイレの改修を引き続き計画的に進め」とあります。災害はいつ起きるか分かりません。中でも災害時に支援を要する方には早めに避難行動を呼びかけなければなりません。当然、避難所となる学校体育館は、高齢者の方が利用することが多くなります。現在、あらゆる面で――すみません、これ、違ったな。初回の質問をもう1回言っちゃった。ちょっと今、訂正します。すみません。そういった質問に対して、市の独自の計画として、令和2年から6年まで5年間で洋式化へ変えているということで、現在69.4%まで進んでいると答弁いただきました。すみません、思いつき読みました。上記5年計画で順調にやっているということで、トイレの改修については理解しました。

災害は夏に来るのか、冬に来るのか、予測ができません。体育館の環境整備となると、やはり空調の心配というのが大きいのしかかります。市では、避難所となる体育館のエアコン設置を段階的に進めましたが、途中、C

○**CO₂削減**という課題に直面し、事業がストップしているというふうに向っています。

そこで現状を含めて伺いますが、今後の方針、また夏場の対応について伺います。

○**松永修巳議長** 永田生涯学習部長。

○**永田 治生涯学習部長** 体育館のエアコンの整備についてお答えをいたします。

令和3年12月現在、小学校、中学校、義務教育学校の計54校中、義務教育学校1校にガスエアコンを、小学校3校に停電の際にも使用できるガスエアコンを設置済みで、計4校にエアコンを設置しております。

次に、体育館エアコンの整備の方針でございますが、再生可能エネルギーの活用も視野に入れた計画を策定し、設置を進めていきたいと考えております。その際には、建て替え順位の低い小学校から優先して設置を検討してまいります。夏場の熱中症予防対策といたしましては、エアコンが設置されていない体育館につきましては、各学校に2台設置しております涼風機を活用していく予定でございます。

以上でございます。

○**松永修巳議長** 西村議員。

○**西村 敦議員** 体育館へのエアコン整備事業が止まっているというのは非常に残念であります。再生可能エネルギーの採用の可否も含めて早急に結論をつけていただくことを、これについては要望させていただきます。

再度、危機管理の点から質問をさせていただきます。新年度の予算に避難所環境のさらなる向上を図る目的として、LEDバルーンライトやソーラーパネルつき蓄電池を配備することが載っておりますが、これは一体どのようなもので、どのような計画で配備するのかについて伺います。

○**松永修巳議長** 水野危機管理監。

○**水野雅雄危機管理監** LEDバルーンライトと、その電力を確保するためのソーラーパネルつき蓄電池は、災害時の停電対策として避難所に整備するものです。このライトはちょうちん型のバルーンで覆われたライトにスタンドが備わる自立可動式のもので、一般電源で点灯する照明です。明るさは夜間の道路工事などでよく使われているちょうちん型のライトと同程度のもので、数値で言うと2万1,000ルーメン。なかなか聞き慣れない単位なんですけど、一般家庭で6畳間ですと大体3,700ルーメン、8畳ですと4,300ルーメンということなので、かなり明るいものだと、そういうふうに向っています。

また、ソーラーパネルつき蓄電池は保管や運転が容易で、長期の停電でもソーラーパネルを利用して継続使用できます。現在、LEDバルーンライトは小学校に各1基を整備していますが、今後、3か年計画で小中学校や公民館などの避難所に2基配備できるように計画しています。

以上です。

○**松永修巳議長** 西村議員。

○**西村 敦議員** 分かりました。近年、千葉県を襲った台風もありまして、大規模で長期にわたる停電が発生いたしまして市民生活が脅かされました。今後、このような事態を想定し、対策を講じていくということは大変有意義だと思いますので、ぜひこの対策を前に進めることをお願いしたいと思います。

次に、地域コミュニティゾーンの整備状況と今後について伺います。

まず、保育園、児童発達支援センター、一体運営ということで、公私連携型保育所、また4月1日開園に向けて順調だということで理解をしております。コミュニティゾーンの整備には保育施設のほか、子ども施設も予定されています。先ほどもありましたが、さきの12月定例会補正予算が否決されたことにより、子ども施設の用地造成工事及び保育園のこども送迎ステーション整備費補助金の予算が今定例会に先送りになっています。このようなことで施設整備にどのような影響が生じたと考えられるのかについて伺います。

○**松永修巳議長** 大平こども政策部長。

○大平敏之こども政策部長 お答えいたします。

地域コミュニティゾーン内に整備する子ども施設は令和6年1月の供用開始を目指し、施設の設計を進めてまいりました。しかしながら、用地造成のための工事費を含む補正予算案が令和3年12月市議会定例会におきまして否決されたことから、本定例会において改めて補正予算案を上程した次第でございます。整備スケジュールに遅れが生じておりますことから、子ども施設の供用開始時期も3か月程度遅れ、令和6年4月にずれ込むものと考えております。

また、こども送迎ステーションの整備費につきましても、同様に議案が否決されましたことにより、現在、設置運営事業者の負担におきまして、保育園と同時開園できるよう整備を進めております。こども送迎ステーションを整備することにより、保育園を利用する児童または保育園と児童発達支援センターを相互に利用する児童が妙典地域以外から通うことができるようになります。また、小規模保育事業所を卒園された児童や障がいのある児童の受け皿確保策としても期待ができることから、本市といたしましては、こども送迎ステーションの整備が必要不可欠なものであると考えており、改めて2月定例会におきまして、補正予算案を上程しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 西村議員。

○西村 敦議員 分かりました。子ども施設のほうは開園が3か月程度遅れてしまうということですね。ずれ込む。ただ、保育園の送迎ステーションについては、開園に向けて鋭意努力をしているということですので、これは了解し、少し安心をいたしました。

再質問といたしまして、児童発達支援センターと一体運営となる、全国でも珍しい先進施設になるであろう公私連携型保育所として運営するわけですが、特色がかなりあるというふうに思います。具体的にどのような特徴、特色がある保育園になるのかについて伺います。

○松永修巳議長 大平こども政策部長。

○大平敏之こども政策部長 お答えいたします。

保育園の主な特色といたしましては4点ございます。

1点目といたしましては、保育園と児童発達支援センターにおいて、児童が相互に行き来できる施設となっていることでございます。例えば保育園に通われている発達に課題のある児童は、発育の状況に合わせ、児童発達支援センターにおいても療育を受けることができます。また、児童発達支援センターに通われている児童は日常の遊びや夏祭りなど、保育園児と過ごすことで様々な刺激を受けることにより身体的、精神的発達を図ってまいります。児童の年齢や国籍、障がいの有無にかかわらず、様々な背景を持つ児童を同じ施設で受け入れ、全ての児童が個々に必要な援助を受けながら一緒に成長していくインクルーシブ保育を進めてまいります。

2点目といたしましては、歌や遊びを通して英語に触れ、幼児期から外国人講師との交流により、異文化体験を通じて成長を図ってまいります。

3点目といたしましては、3階に設置する児童プールやスタジオなどにおいて、スイミングスクールや体操教室を実施し、幼児の指導にたけた体育講師による水泳指導、跳び箱や鉄棒、マット運動などを行い、ふだんの遊びでは経験できない活動を通して体を動かすことや、意欲的に取り組むことの大切さを学びます。

4点目といたしましては、絵画や粘土、陶芸などの絵画造形に取り組み、様々な素材や道具に触れながら自由に表現することで感性を育てるものがございます。

なお、これらの保育について、保護者からの実費徴収はございません。

以上でございます。

○松永修巳議長 西村議員。

○西村 敦議員 特色について御説明いただきました。すごいですね。インクルーシブの行き来ができる保育から英語教育、あとプールがあるんですね。スイミングスクールに体操教室、そして絵画、陶芸等をやらせるということで、なおかつ実費徴収もないということですので、すばらしい取組かなというふうに思います。今後、利用希望者が広がるのではないかと思います。大変よく分かりました。開園に向けて調整をお願いしたいと思います。

次に、少年野球場の整備状況についてお聞きをいたしました。3月の中旬ぐらいからは暫定的に利用できる状況だということで、今後、ナイター設備や観覧席、スコアボードの移設等を経て10月末ぐらいには順次完成されるのではないかと思いますので、ぜひ進めていただきたいというふうに思います。

再質問といたしまして、少年野球場が暫定ながら使用開始となると大会とかでも使用されるようになると思います。この関係者は駐車場のことを大変心配しております。大会開催時の駐車場対策をどのように考えているのか。また、将来的にはどのような駐車場整備になっていくのか。それと併せて、今後整備されていく、市民の憩いの場となる公園の部分ですね。この整備内容について、スケジュール、開園時期等について伺ってまいります。

○松永修巳議長 高久水と緑の部長。

○高久利明水と緑の部長 初めに、駐車場についてでございます。地域コミュニティゾーン内には野球場バックネット裏に1か所、子ども施設前に1か所、駐車場を整備する予定であり、2か所合わせて約90台の駐車を計画しております。本野球場においては、これらの駐車場が整備される前に暫定供用いたしますので、工事区域内に仮設の駐車スペースを確保いたします。また、妙典橋横にある千葉県用地もお借りしており、少年野球が行われる土曜日、日曜日には駐車場として使用する予定でございます。

次に、公園の整備スケジュールと開園時期でございます。公園につきましては、3月中旬から暫定的に供用を始める野球場のほか、雨水流出抑制機能を兼ねた池や駐車場、そしてスーパー堤防を利用した広場にはバーベキュー場や泥んこ遊びのできるプレーパーク、また、体に障がいがある子どももいない子どもも一緒になって遊ぶことのできるインクルーシブ遊具、さらにカフェ等の休憩施設を兼ね備えた管理棟などを設置し、これらの施設をつなぐ園路の脇には照明灯や紅葉が楽しめる並木を整備する予定でございます。

現在の整備状況としましては、園路整備や広場造成の施工業者が決定し、3月には工事に着手する予定であります。今後、遊具やプレーパークなどの施設や照明設備、植栽工事の発注準備を進めてまいります。これらの施設は本年10月末の完成予定であり、一部芝生の活着までに養生期間が必要な箇所を除き、11月からの御利用を予定しております。また、管理棟やバーベキュー場につきましても、工事の発注準備を進めており、公園利用開始後も引き続き工事を行うこととなりますが、令和5年5月頃にはバーベキュー場と合わせて管理棟内のカフェも開業する予定でございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 この際、お諮りいたします。本日の会議時間は議事の都合により延長いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 異議なしと認めます。よって本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

西村議員。

○西村 敦議員 御答弁いただいて状況を聞きました。各整備が進んでいっているということでございます。駐車場については、引き続き関係団体と丁寧な打合せをした上で、ぜひ御協力をまたお願いしたいなと思います。公園については、思ったより早い段階で、今年の秋頃から順次利用できるようになるようで非常に楽しみだなと

いうふうに思います。改めて進捗管理をお願いいたしまして、次に移りたいと思います。

次に、議案第59号の市川漁港改修工事についてでございます。答弁をいただきまして、経緯については確認できました。設計段階の誤りであるということで非常に残念なんです、市が発注しているということもありますので、確認を結果的に怠った形になっていると。非常に難しいとは思いますが、市川市と受託業者における責任の所在ですね。これについて市の考え方を伺いたいと思います。

○松永修巳議長 菊田行徳支所長。

○菊田滋也行徳支所長 まず、受託者は市の仕様書に従い業務を進めるに当たり、担当技術者や業務責任者である監理技術者が段階的に複数回確認した後に照査技術者による照査を行っています。また、成果品においても、それぞれの技術者が関連する法令や技術的指針、また使用しているマニュアル等に準拠しているかなどの確認をしております。先月、この設計の誤りについて受託者に確認を求めたところ、市に対し書面にて、係留ぐいの高さの検討が不十分であった、迷惑をかけて誠に申し訳ない、こういった申出がありました。一方で市といたしましても、委託した業務の成果品を確認する、こういう責務がありますので、完了検査等において誤りに気がつかなかつたという責任があると考えます。今後は改めて本事案を精査の上、改修工事に係る費用負担等につきまして、受託者と協議を行ってまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 西村議員。

○西村 敦議員 はい、分かりました。今後、費用負担についての協議をされるということですので、これも併せて丁寧をお願いいたします。

昨年の台風により上部のキャップが破損したという経緯を考えますと、今後、今年の雨季や台風シーズンまでには何らかの対策が必要なのかなというふうに考えますが、改修工事を行わない場合はどうなるのか。また、行うのであれば、どのようなスケジュール感になるのかについて伺います。

○松永修巳議長 菊田行徳支所長。

○菊田滋也行徳支所長 仮にぐいが現状の高さのままですと、高潮や台風などの荒天時、潮位が上昇した際に、浮き栈橋が係留ぐいから抜けて浮き栈橋本体や係留されている漁船が流されることで船体が損傷するなどの事故が発生するおそれがあり、市としては、こうした事故を防止するために早期に改修したいと考えております。

今後のスケジュールですが、この改修に必要な設計業務は当時の受託者が受託者の負担において実施する旨を申し出ていることから、年度内なるべく早期の完成に向け、現在、受託者と協議を行っています。また、改修工事につきましては、議決をいただいた後、設計業務の完成を待ち、速やかに発注したいと考えており、この工事の完成は今年9月頃を予定しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 西村議員。

○西村 敦議員 分かりました。受託業者が設計業務を自己負担で実施するというふうに言っているのがせめてもの救いですね。速やかに進めてほしいと思います。

最後に、改修工事を行う際、漁業従事者への影響が発生してくることが予想されます。その対応についての考えを伺います。

○松永修巳議長 菊田行徳支所長。

○菊田滋也行徳支所長 工事期間中は漁港の使用について制限がかかることから、隣接している旧漁港や千鳥町の係留施設に一時的に漁船を移動していただくこととなります。漁業従事者の操業に影響が出ないことを最優先に考えまして、漁業協同組合との連絡を密に行い、円滑に改修工事が行えるよう調整してまいりたいと考えてい

ます。

以上でございます。

○松永修巳議長 西村議員。

○西村 敦議員 分かりました。設計業者との協議、また漁業組合との交渉等を丁寧に進めていただくことを要望しまして、私の補足質問を終了させていただきます。

残りの質問者、久保川議員と交代いたしますので、よろしく願いいたします。

○松永修巳議長 続いて補足質問者、久保川隆志議員。

○久保川隆志議員 では、引き続きまして補足質問をさせていただきます。公明党の久保川隆志でございます。

では、まず、教育行政運営方針についての(3)ICTを活用した学習環境の整備についてから伺います。

昨年9月には、小学校4年生から中学校3年生まで学習用タブレットが渡り、持ち帰っての家庭学習や連絡ツールとして利用しているということで、小学校1年生から3年生への配備も今回完了し、小中学校全児童生徒に対するICTを活用した教育が本格的に始まります。タブレット活用に当たっては、教職員のICT活用推進と児童生徒への直接的な支援体制の充実が、先ほどの答弁でも課題だということでもございました。今回、第6波の中では学級閉鎖があったり、また学校閉鎖があったりという形の中で、遠隔学習が提供されても、小学校低学年であったり、障がい特性に応じた配慮が十分でない場合に授業をそのまま受けることが難しくなり、在宅での学習に格差が生じることはないよう、誰一人取り残すことのない学習支援が必要不可欠です。小学校低学年の児童や不登校の児童生徒に対しては重層的な支援が必要と感じますが、どのような支援を考えているのか伺います。

○松永修巳議長 小倉学校教育部長。

○小倉貴志学校教育部長 タブレット活用を推進するためには、教職員が授業で安心してタブレットを活用できる支援体制の構築と、全ての子どもたちが自分でタブレットを操作できる環境づくりが必要であると考えております。教職員の支援につきましては、業務委託契約をしているICT支援員の低学年への配置や教職員の活用スキルに応じた研修の充実など、実態に合わせた支援を進めてまいります。児童生徒への支援につきましては、初めてタブレットを操作する子どもたちが視覚的に操作方法を理解できるように、ICT支援員が作成した操作動画やマニュアルを活用して指導しております。特別支援学級等に在籍している児童生徒につきましては、複雑な操作を要するツールではなく、指で直感的に操作できるソフトウェア等を用いるなど、子どもの実態に応じた学習を進めています。また、不登校の児童生徒につきましても、確実にタブレットが手元に届くようにし、家庭にICT環境が整っていない場合でもモバイルルーター等を使用することで、自宅でもタブレットを活用した学習ができるように配慮しております。そのほか、様々な事由によりタブレットを渡すことができていない児童生徒につきましては、家庭にある端末からアクセスして利用できるクラウド型の学習支援システムで課題を提出したり、自宅から授業の様子が分かるように授業のオンライン配信を行うなど、事例の周知に努めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 ありがとうございます。業務委託契約をしているICT支援員の対応について、低学年への配置の推進、また教職員の活用スキルに応じた研修、さらには障がい特性に応じたソフトウェアを使っでの学習支援などを挙げていただいております。学習支援の中でICT支援員の役割は大変大きいかと思いますが、配置現状と課題について伺います。

○松永修巳議長 小倉学校教育部長。

○小倉貴志学校教育部長 初めに、配置状況についてです。現在、全体で常時6人を配置しており、1校当たり2週間に1回の訪問を実施しております。授業支援以外にもICT支援員の支援内容は多岐にわたっており、い

ちかわGIGAスクール構想を推進していくためには必要不可欠な人員となっております。

次に、ICT支援員の配置に関する課題についてです。現在のICT支援員が行っている業務につきましては、ICT活用研修や機器の操作支援、ICT機器のトラブル対応など教職員に対するものと、授業中に行う機器の操作支援や子どもたちへの使い方の説明など、児童生徒に対するものがあります。中でも、特に児童生徒に対して、いつでも必要なときに支援できるようにすることが大きな課題です。また、現状では1校当たりの訪問回数が限られておりますので、子どもたちに対しての継続的な支援が難しいことや、年間で1クラス当たり五、六回程度の支援にとどまってしまう学校があります。より手厚く学校現場のICT活用をサポートすることも課題となっておりますので、支援の在り方につきましては、継続して検討してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 ありがとうございます。かなり課題に関しては深刻だと感じます。ICT支援員を常時6名配置して、訪問頻度は1校当たり2週間に1回ということで、児童生徒への継続した支援となっていないことが大きな課題であるとおっしゃってありました。

また、年間で1クラス五、六回の支援の現状、そのような状況ということですが、教育を受ける権利を差別なく実現する配慮として、必要なときに支援してもらえる体制の下、誰一人取り残すことのない学習支援に結びつけるために迅速に改善すべきだと感じます。文部科学省では、2018年から2022年度にかけた教育のICT化に向けた環境整備5か年計画において、ICT支援員を4校に1人配置するとの目標設定がされていますが、本市の義務教育学校や特別支援学校を含めた55校に対して、国の目標設定に合わせると14人ほどのICT支援員を配置することとなります。いわゆる8人の不足が生じていることが分かりました。ICT支援員の存在は、ICT機器の準備や片付けをはじめ、操作習得の不安といった教員の業務負担が軽減されるとともにICTを活用した指導力向上に寄与されると言われており、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、一人一人に個別最適化された学びや創造性を育む学びの実現につながるためにもICT支援員の適正人員の増員を図るべきだと感じます。ICT支援員は、先ほどの答弁でも業務委託契約をしているということですから、委託先にまず人員を確保しなきゃいけない、また依頼をしなきゃいけない。そういった意味からも、当然、早急に確実な予算確保をお願いしたいと思いますので、ここは強く要望いたします。

では、次に移ります。臨時特別給付金の現状と課題、今後について、(1)から(3)ですが、まず(1)について伺います。住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金です。昨年12月10日時点で住民登録を有する約4万2,500世帯の対象世帯に対して、2月7日に確認書を送付し、併せて昨年1月2日以降に転入された約1万8,000世帯に対しては前住所地への課税状況を確認して、対象となる世帯への通知は3月になる予定という先ほどの答弁でした。

そこで質問ですが、確認書を送付した対象世帯への給付方法と給付時期及び確認書の返送がない世帯に対する対応について伺います。

○松永修巳議長 小泉福祉部長。

○小泉貞之福祉部長 今回の給付は、家計急変世帯を除き、いわゆるプッシュ型の手法により、令和2年度に実施した特別定額給付金の振込口座を記載した確認書を発送し、口座の変更要望などが特段なければ、そのまま指定の口座に振り込むことで速やかな給付を行うものとなっております。また、家計急変世帯については、書面による申請のほか、ウェブ上でのオンラインによる申請を採用しております。これは所得要件の算定が行えるほか、本人確認や給与明細などの確認書類について、画像によるデータを送信することで提出が可能なことからスムーズな申請につながるものと考えております。

なお、口座をお持ちでない方につきましては、現金での支給も可能といたしております。

次に給付の時期ですが、確認書の受領後、約1か月程度で給付を行ってまいります。第1回目の給付につきましては、2月下旬を予定しております。一方、申請型となる家計急変世帯の給付については確認事項が多くなりますことから、3月中旬頃からの給付を予定しております。

最後に、確認書の返送がない世帯への対応についてです。確認通知の発送後は市公式ウェブページをはじめ2月19日及び4月16日号の「広報いちかわ」において、確認書の返送について案内を掲載するほか、未提出の世帯に対しては個別に勧奨通知を送付し、確認書の返送を促してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 コロナ禍で生活が苦しい方々を支援するための給付金であり、家計急変世帯については申請が必要となりますことから、必要な方に早急かつ確実に行き渡るよう、丁寧な周知に努めていただくようお願いをいたします。

続いて質問をいたしますが、DV被害により避難されている方への対応や、行徳地域には多国籍の方が在住しておりますが、外国人への対応についてどうしているのか伺います。

○松永修巳議長 小泉福祉部長。

○小泉貞之福祉部長 お答えします。

DV被害により避難されている方々で一定の要件を満たす場合には、別の世帯として給付を受けられることから、多様性社会推進課などを通じて制度の周知を図ってまいります。また、外国人につきましては、第1庁舎及び行徳支所の市民課の外国人窓口で市川ボランティア通訳の会、I V I Sに御協力をいただきながら制度の周知を図っているところであります。

以上でございます。

○松永修巳議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 昨年の1人当たり一律10万円の特別定額給付金の際もDV被害により避難されている方からの申請による給付がありましたが、多様性社会推進課で掌握している方で現在別世帯となっていない方や、相談を新たに受けた方に対する周知も漏れのないようお願いをいたします。

外国人の方への対応については、協力体制をしいて周知を図っていること、理解をいたしました。

最後に伺いますが、補正予算に繰越明許費を計上しておりますが、設定金額の根拠について伺います。

○松永修巳議長 小泉福祉部長。

○小泉貞之福祉部長 お答えします。

昨年の12月定例会における補正予算の成立後に新たに家計が急変した世帯が非課税世帯と同様に国による給付金の対象となり、これに合わせて申請期間が令和4年9月までとされたことから、追加費用に当たる補正予算案を今定例会に提案させていただきました。また、これに加えて、現在送付した確認書の受付期間が新年度にわたりますことから、今年度末までに支出が完了しないことが明確となっております。

こうした状況を踏まえた中で、国からの補助金交付申請に係る通知なども参考に、3年度に必要となる給付額については全体の65%を上限とすることが示されておりますことから、給付金の残り35%相当額に事務経費の一部を加えた額を新年度に繰り越すこととし、提案させていただいております。

以上でございます。

○松永修巳議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 今年度内での給付見込みは70%ということですが、必要な方に早急かつ確実に行き渡るよ

う、様々な媒体を駆使していただき、周知に努めていただくようお願いをいたします。

では、次、(2)いちかわ生活よりそい臨時特別給付金についてです。

令和2年中の世帯合計所得200万円以下の令和3年度住民税課税世帯となる約3万6,000世帯に対して、2月7日に確認書を送付したとのことでした。国では家計急変世帯を対象に加えましたが、市独自の給付金に対しても今後実施をしていく考えがあるのかどうなのか、伺います。

○松永修巳議長 小泉福祉部長。

○小泉貞之福祉部長 お答えします。

家計急変世帯の給付金は、当初、国が令和2年分の収入をベースに課税された令和3年度課税における非課税世帯のみを対象とした給付金に加えて、令和3年以降の収入についても、家計が急変し、非課税世帯と同じ程度の苦境にある世帯であれば、この給付金の対象とするとして後に決定されたものであります。

一方、本市独自のよりそい給付金は、令和3年度課税における非課税世帯のみを対象とした国の施策に対して、令和2年分の所得がおおむね200万円以下と、非課税世帯とほぼ同じ所得水準でありながら、扶養者数などの違いもあり、生活の苦しい中で課税世帯となった世帯階層に向けて、国が非課税世帯のみを対象とすると決めた時点において、本市が政策的に決定したものであり、給付対象となる世帯や期間の考え方、捉え方が異なりますことから、現時点では追加する考えはございません。

なお、家計急変世帯への給付に関しては、1か月の給料で暫定的に非課税世帯を推定することから、生活困窮にある世帯に対しては、あえて本市が独自に実施しなくとも、国による給付でおおむねカバーができるのではないかと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 課税世帯となることで国の給付金を受けられない方々への本市独自の支援策で、市民の方々からも大変ありがたい、そのような声を私のほうにもよく聞くようになってきております。令和3年の収入が急変した世帯には、国における給付でカバーできる可能性もあることから、家計急変世帯の対象者への周知と認識が大事になっていきますので、令和3年1月以降の任意の1か月の収入の算出から対象者となる方もあることから、制度を分かりやすく事例を挙げた周知や、コールセンターでの充実した対応を含めていただきながら周知に努めていただくことを要望いたしまして、次に移ります。

(3)子育て世帯への臨時特別給付金についてです。9月分の児童手当を受給している約4万9,000人へ1人当たり10万円を昨年12月27日に一括支給がされ、その他対象となる児童約1万2,000人に対して申請に関する案内を送付したとのことでした。公明党では村越市長に対し、昨年12月9日に子育て世帯への臨時特別給付金に対する要望書を、また翌年、今年の1月27日には新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する緊急要望書を提出させていただき、その中に、同学年となる令和4年4月1日に生まれた児童についても対象とすること、また、2021年9月以降に離婚や離婚調停、DV等の理由により別居をし、子どもを実際に養育する親に支給するようにすること等を要望させていただきましたが、離婚やDV避難等により、実際に子どもを養育しているにもかかわらず、給付金を受給できない子育て世帯や、令和4年4月1日に出生した新生児に対する支給について、本市の見解を伺います。

○松永修巳議長 大平こども政策部長。

○大平敏之こども政策部長 お答えいたします。

まず、離婚に伴う別居やDVによる避難等により本給付金を受給できない子育て世帯についてです。当初、国の制度では、中学生以下は令和3年8月31日、高校生等は同年9月30日を本給付金の基準日としておりました。

したがいまして、それぞれの基準日以降に、離婚等により新たに養育者として児童を養育している子育て世帯は給付金の支給対象とはなりません。そこで、本市はこのような子育て世帯を支援するため、今回、補正予算を上程したところでございます。しかしながら、本年2月に入りまして、国より本給付金の制度を改正する旨の通知があり、基準日以降、離婚等により、令和4年2月28日時点で本給付金を受け取っていない、実際に児童を養育している子育て世帯に対して、児童1人当たり10万円を支給する内容となっております。本市はこの通知に従いまして、給付金の支給に関する手続を進めてまいります。

続きまして、令和4年4月1日生まれの新生児についてでございます。この日に生まれた児童は、現制度では支給対象となりませんが、令和3年4月2日から令和4年3月31日生まれの児童と同学年となるため、同じ学年の児童を持つ子育て世帯間で不公平感が生じることが考えられます。本市といたしましては、この不公平感を解消するため、市独自の制度として、4月1日生まれの児童に対しても、国と同様の給付金の支給を予定しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 離婚や、またDV被害により避難されている等の方で、先ほどの住民税非課税世帯等に対する臨時給付金とかぶる世帯も出てくるかと思っておりますので、双方での連携の下で受給できる対象であれば申請をしていただくような声かけも大事だと思いますので、周知漏れのないような対応を要望させていただきまして、この項の質問は以上とさせていただきます。

次、高齢者施策についてです。

では、まず(1)介護施設の整備計画と入所待機の推移について伺ってまいります。現在の整備状況と整備数を、今後の整備計画も含めて施設ごと御答弁をいただきました。また、入所待機の推移については、年2回行う調査での推計として、特別養護老人ホーム待機者数が令和4年1月1日現在で219人とのことで、昨年7月からは12名の減となっているということでした。介護施設等については、第8期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の中で計画を進めているとのことですが、計画の進捗状況や来年度に予定している施設整備について伺います。

○松永修巳議長 小泉福祉部長。

○小泉貞之福祉部長 お答えします。

まず、特別養護老人ホームについては、令和4年3月に1施設が開設となります。また、令和4年度から整備を行う事業者については、既に公募による決定を終えており、来年3月にも100床の施設が開設される予定となっております。さらに、介護つき有料老人ホームについては、既に今年度中に住宅型有料老人ホームからの転換により整備が行われているなど、おおむね計画に沿った進捗となっております。

次に、地域密着型サービスについては、認知症高齢者グループホームが3月に1施設完成するほか、来年度についても、認知症高齢者グループホームと小規模多機能型居宅介護サービスの併設施設の整備が予定されているなど、計画に対してはおおむね順調に進捗しております。こうした入所や入居してのサービスを前提とした介護施設とは対照的に、必ずしも計画どおり進んでいないサービスに看護小規模多機能型居宅介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護があります。これらのサービスにつきましては、現状では計画期間内に整備を行う事業所が決まっていないため、引き続き公募を実施してまいります。どちらのサービスも今後地域包括ケアシステムを推進していく上では重要なサービスであり、計画に掲げた目標を実現できるよう努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 ありがとうございます。看護小規模多機能型居宅介護は、看護と介護を一体的に24時間365日提供されるサービスで、たんの吸入や経管栄養を必要とする方が退院して在宅療養する際にスムーズに在宅復帰するための家族支援のみならず、医療行為を必要とする家族の介護負担軽減にもなります。地域密着型サービスである看護小規模多機能型居宅介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備が計画的に進んでいないのですが、整備を行う事業者の決定に至らない課題と改善策について伺います。

○松永修巳議長 小泉福祉部長。

○小泉貞之福祉部長 今後の課題であります。これらのサービスに実績のある複数の事業所から聞き取りをしたところ、共通しているのは看護師人材の確保が課題であること、また、特に看護小規模多機能型居宅介護に関しては、現在運営を行っている多くの事業所が赤字で、加えてサービスそのものの認知度も低いことから、事業の採算性に課題があるとの声もございました。これらのサービスについては、今後、地域における包括的なケアを進めていく上では欠かすことのできないサービスでありますことから、引き続き事業者の募集を行ってまいります。グループホームや有料老人ホーム等の他のサービスとの併設により、採算性への影響を可能な限り小さくしている事例も見受けられますことから、募集の際には公募に係る条件を工夫するとともに、参入を考える事業者に向けては、手を挙げやすくなるように、時期や方法も含めて見直しを図るなど、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 ありがとうございます。課題として上げられておりましたのが看護師の確保、採算性に難がある、施設のケアマネジャーが担当することとなるといった課題を述べられておりました上で、募集の時期や方法等について検討をしていくとのことでしたので、引き続き地域包括ケアシステムの機能強化への検討を重ねていただきまして、整備に至れるようなインセンティブ付与などの方策も検討に入れながら、住み慣れた地域で暮らしていくための在宅介護を支える地域密着型サービスの充実と強化に努めていただくことを要望させていただきます。次に移ります。

(2)高齢者等世帯ごみ出し支援の現状と課題についてです。

ごみを出すことが困難な高齢の方や障がいのある方などのために、玄関前などに出したごみを収集する本事業が令和2年6月1日から始まり、開始当初で60世帯、令和4年2月1日時点で351世帯が利用しているとのことでした。これにより、ごみを集積所に持っていかずに捨てることができ、ごみが出ていなかった場合は声かけを行うことで安否確認も行っているとのことでした。課題としては、対象世帯の増加に伴う収集時間の増加と作業人員の増加、収集中の駐車場所について挙げられておりました。御答弁では、事業開始に当たり、支援の条件を満たす約3,000世帯に概要書等を送付したとのこと、対象世帯約3,000に対して351世帯と約1割程度の利用となっておりますが、これまでの周知方法と今後の対応について伺います。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 お答えします。

令和2年4月に郵送によるお知らせを行ったほか、市広報紙や市公式ウェブサイトによる周知を行いました。また、福祉部の協力により、直接対象者と接する機会の多いケアマネジャー等への説明も実施しているところでございます。事業の拡大についてですが、本事業の対象世帯以外の方からの事業を利用したいとの声が寄せられていることは認識しておりますが、現在の対象世帯の中にはまだ制度を理解されていない方が多くいると思われまます。そのため、引き続き福祉部と連携し、この制度を必要とする方々に向けて支援を進めてまいりたいと考え

ております。

以上でございます。

○松永修巳議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 ぜひ福祉部と連携をして引き続き周知を進めていただきたいと思います。利用していない9割の方が申請しない理由がどこにあるのか。指定された収集曜日と時間に介護サービス等の利用で合わないのか、申請が面倒で行わないのか、それとも事業を知らないのか、対象者の意見も聞いていただきながら、サービスが行き届くよう、具体的な目詰まりの解消にも努めていただきますようお願いをいたします。

また、声かけでの安否確認も行っていると思いますが、ごみがなかつたり、収集時間にお出かけする場合もあるかと思っておりますので、収集が要らないとき用の札を作成し配付することで収集員の負担軽減にもつながりますので、効果的な収集や業務の工夫についても御検討をお願いしたいと思います。

高齢化により、ごみ出し支援のニーズは非常に高く、2004年度から実施している横浜市のふれあい収集では、自分でごみを集積所まで持っていけない独り暮らしの65歳以上の高齢者や障がい者、要介護者らの世帯を対象とし、利用者は2011年度末で約3,300人だったものが、直近の2021年末で約8,530人と年々増加しているとのことで、本市の対象要件には独り暮らしの65歳以上の高齢者も加えた状態で実施をしております。高齢化の急速な進行に加えて核家族化や地域のつながりの希薄化が存在する中で、要支援者や高齢独居、労働世帯など集積所までごみを出せない高齢者など、横浜市のみならず、長崎市や新潟市など大変多くの自治体で工夫した支援を行っておりますが、福祉的な視点で本市はどのように考えているのか伺います。

○松永修巳議長 小泉福祉部長。

○小泉貞之福祉部長 お答えします。

福祉サービスの考え方としては、限られた財源の中で持続可能なサービスを提供していくためにはフォーマルとインフォーマルなサービスを組み合わせて提供することが最も望ましいと考えております。そのためには、地域ケアシステムの推進をはじめ住民同士の助け合いの機運を醸成することが持続可能な地域社会の在り方にとっても重要であると考えております。例えば住民同士の助け合いを形にした取組としては、市川市社会福祉協議会が中心となって地域の方と進めているモデル事業にお互いさま事業があります。これは特に塩浜団地を中心とした地域で、南行徳の地区社会福祉協議会がごみ出しをはじめとする日常生活のちょっとした困り事を支援する事業になっており、本市でも事業の実施拠点を維持する経費を負担するなど、事業の定着に向けて後押しを行っております。この事業では、登録ボランティアがごみ出しや買物代行など、希望する利用者宅を訪問し、ごみ出しであれば1回50円で支援を行っており、独り暮らしの高齢者の場合であれば見守りも兼ねたものとなっております。こうした住民同士の支え合いや高齢者の社会参加を促進する上で、本市においては高齢者生活支援サポーター養成講座を実施し、一人でも多くの方が地域における担い手として活躍いただけるよう育成に努めております。

また、生活上のちょっとした困り事の解決策を図るために導入したいちかわ支え合いネットにはごみ出しなどの家事援助も掲載されており、簡単に検索して使っていただくことも可能で、こうしたインフォーマルなサービスが地域発の自発的な取組として広がっていけば、今後も持続可能なサービスとして期待できるのではないかと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 ありがとうございます。高市総務大臣は令和元年11月29日の記者会見で、現在、全国の23.5%の市町村において、何らかの形でごみ出し支援の施策を実施しています。通常のごみ収集事務の一環とし

て支援を実施したり、NPOなどにより、ごみ出し支援に対して補助を行っている市町村もございます。今後、高齢化が進行する中で、単身の御高齢の方のごみ出しが困難になる状況が増えてくることが予想されますので、国としても、きめ細やかにしっかりと支援していくことが必要だと考え、今年度より——いわゆる令和3年度です——特別交付税による措置を創設することにしました。具体的には、新たに単身の要介護の方や障がいをお持ちの方など、ごみ出しが困難な状況にある世帯に対する支援に要する経費につきまして、その所要額の5割、いわゆる半額を措置することとしました。各市町村におかれましては、この措置を活用して、ごみ出しが困難な状況にある世帯に対する支援に積極的に取り組んでいただきたいことを期待いたしておりますと、特別交付税を措置することを表明されております。

そういった意味では、本市でもこの特別交付税を大いに活用していただいて、さらなる拡充に努めていただきたいと思っておりますし、また、先ほど福祉部長からの御答弁の中でも、これから超高齢化社会が進展する中、ごみ出し支援はごみ出しにお困りの方へのサポートだけではなく、地域における見守りや孤独防止にも貢献するなど、重要な役割を果たしておりますので、先ほど福祉部長の答弁の中にありましたハイタウン塩浜ですかね。この取組、お互いさま事業も参考にいただきながら、本市市内各地で支援の輪が広がることを大いに期待いたしまして、また本市の後押しも併せてお願いをいたしまして、福祉施策に関する質問を以上とさせていただきます。

では、続いて環境施策についてです。

(1) ごみの減量・資源化のための取組についてです。ごみの減量・資源化の現在までの取組について御答弁をいただきました。新型コロナウイルス感染拡大から新しい生活様式へと変わり、ごみの排出量が増加傾向にあるかと思いますが、燃やすごみを減少させ、焼却灰の最終処分量の削減を図るべきですが、現状と課題、今後の取組について伺います。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 令和2年度のごみの排出状況の傾向として、対前年度比で家庭系ごみは5.7%増加、事業系ごみは9.8%減少し、全体では1.9%増加しました。これは、新型コロナウイルス感染拡大をきっかけとしたテレワークの実施拡大等によるライフスタイルの変化により自宅で過ごす時間が増えたこと、通信販売や食事の宅配の利用が進んだことなどから、段ボールやプラスチック製容器包装類が増加したことが主な要因と考えます。今後は新しいライフスタイルに対応するために、ごみの減量・資源化に向けてどのような対策を講じていくかが課題となるものと認識をしております。

また、本市はごみの焼却灰などの残渣の処分を市外の民間処分場に依存しているため、最終処分量を削減していく必要がございます。そのため、今後のごみ減量・資源化の取組として、燃やすごみに含まれる資源化可能なプラスチック製容器包装類、紙類及び布類の分別の徹底に向けた広報啓発を強化してまいります。あわせて、市民の公衆衛生の向上に十分配慮した上で、新しいライフスタイルに対応したごみの減量・資源化に向け、どのような対策が有効かを見極め、検討を進めてまいります。また、ごみの焼却灰に関する施策としまして、埋立処分の割合を低下させ、資源化の割合を上昇させる方向で取組を進めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 ありがとうございます。ごみの焼却灰に関して、埋立処分の割合を減少し、資源化の増加に取り組んでいるとのことですが、焼却灰の埋立てに関わる経費と路面材等への資源化経費について、その試算額について伺います。また、処分灰の処分方法について、今後どのような取組を検討しているのか伺います。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 令和2年度の焼却灰処分費用の実績につきましては、埋立処分量1万3,899tに対し約4

億5,000万円、1トン当たり換算しますと約3万2,000円、また、1,186tの資源化に対し約4,300万円、1トン当たり換算し約3万6,000円となっており、このことから費用面での大きな差異はなかったものと考えております。今後、焼却灰をセメント原料化へ資源化するためにかかる費用は1トン当たり約4万5,000円を見込んでおり、処理単価は上昇するものと考えております。今後、市外の最終処分場を確保し続けることがますます困難となっていくことが想定されるため、費用面でのバランスを考慮しながら資源化を進めていく必要がございます。そのため、今後の取組として、セメント原料や路盤材として活用するなど計画的に進め、最終処分量のさらなる削減を図り、環境に責任を持つ町として、環境への負荷の低減に努めていくことを検討しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 処分量が桁違いのため埋立経費が大きく感じますが、単価にいただきましたので、それを見ますと4,000円程度の差になっておりました。さほど大きな違いはないかと思いますが、最終処分場の受入れ量にも限りがあります。温室効果ガスを削減し、持続可能な地球社会を築くためにも、これからはクリーンセンターの新施設整備が始まってくるかとも思いますので、様々な先端技術も取り入れながら環境負荷低減にこれからも努めていただきたいことを要望いたしまして、次の(2)食品ロス削減の取組について伺います。

2019年10月に施行された食品ロス削減推進法の成立以降、消費されずに捨てられる食品に対して、社会全体でもったいないを生かす取組が進んでいます。千葉県でのちば食べきりエコスタイル、市川市社会福祉協議会が行っているいちかわフードバンクの活動についても先ほど御答弁いただきました。また、長野県松本市から生まれた、乾杯後30分はできたての料理を楽しみ、お開き前10分にもう一度料理を楽しむ3010運動を消費者庁で推奨し、宴会における食品ロスを減らす取組を行っております。フードドライブについては、食品ロス削減につながるとともに社会的困窮者への支援につながり、全国的にもこのコロナ禍の中で注目をされてきております。家庭からの買い過ぎた食材や余った贈答品など、事業者からの余剰食品などをフードバンクに寄附をし、子ども食堂や福祉団体に送るフードドライブへの寄附を行う自治体が増えてきております。本市が行っているフードドライブ及びいちかわフードバンクの実績状況を含めた取組について伺います。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 市が実施するフードドライブでは、未開封で賞味期限が2か月以上残っている、なおかつ常温で保存可能なものを寄附していただいております。平成29年から令和元年までは、市民まつりや環境フェアなどでフードドライブを実施し、米や缶詰、レトルト食品など約237kgの食品を寄附いただきました。コロナ禍の令和2年度、3年度につきましては、各種イベントが開催できなかったことから、食品ロス削減月間の10月に市の窓口でそれぞれ1か月間、フードドライブを実施いたしました。令和2年度は約12kg、令和3年度は約45kgの食品を寄附いただきました。また、市川市社会福祉協議会が運営するいちかわフードバンクについてお聞きしたところ、相談にいらした生活困窮者やサポート団体に対し食品を支給しているとのことでありました。令和2年度の実績として、個人141件、企業や団体から117件の寄附があり、その食品を個人90件、サポート団体11件に対し支給されたと聞いております。

以上でございます。

○松永修巳議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 フードドライブについて、余った食材や、食材を身近なところで気軽に持ち寄れる窓口を増やすことでコンビニ等に協力を広げるなど、常時受け入れできる体制を民間事業者などに働きをかけ、市が中心となってフードドライブ活動を行えないものなのか伺います。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○**根本泰雄環境部長** 市内の一部金融機関ではフードドライブを実施しています。また、市内でまだ実施している店舗はございませんが、大手コンビニエンスストアにおきましてフードドライブを行っているとのこと。コンビニエンスストア運営本部に問合せをしたところ、フードドライブを実施するには店舗側が取組の趣旨を理解し協力することに加え、フードドライブによって集まった寄附食品を回収し、支援が必要な方に食品を届ける役割を引き受ける自治体や社会福祉協議会、NPO法人などの協力パートナーが必要であるとのことでありました。食品ロス削減にはフードドライブの機会の拡大が有効な手段と考えますので、今後、協力パートナーについて関係機関と調整し、コンビニ店舗でのフードドライブが市内で実施できないか検討してまいります。

以上でございます。

○**松永修巳議長** 久保川議員。

○**久保川隆志議員** フードドライブは食品ロス削減のみならず、生活困窮家庭への支援にもなり、生活困窮者との関わりを起点に支援の手が入る機会にもなります。今後も食品ロス削減の取組が一過性のものでなく、協力と支援の輪が広がる市民運動として、さらに進展していただきますことを一緒になって取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

では、最後の八幡分庁舎建替事業について伺います。

施設整備の基本方針と施設の具体的な機能について御答弁をいただきました。現在は敷地外周に囲みができ、解体に向けて着々と準備がされておりますが、完成に向けた今後のスケジュールについて伺います。

○**松永修巳議長** 金子財政部長。

○**金子 明財政部長** お答えいたします。

初めに、既存施設の取り壊し工事につきましては、昨年11月に契約を締結し、現在は児童遊園地の遊具の解体を終え、公衆トイレと八幡分庁舎の解体作業を進めております。また、新たな施設の基本設計及び実施設計につきましては、昨年11月にプロポーザル方式におきまして、事業者より事業提案を受け、本年1月に契約を締結し、現在は基本設計の作成に着手したところでございます。

なお、新年度は、新たに建設する施設の設置管理条例の制定や施設の運用方法の検討を行うほか、新築工事の着手に入る予定としており、現時点では令和5年度末の完成を目指しております。

以上でございます。

○**松永修巳議長** 久保川議員。

○**久保川隆志議員** 選定された設計業者の下、基本設計に入っていきます。令和5年度末の施設完成が楽しみではありますが、昨年には地域住民に説明会を行った際、要望や意見等が上がったかと思えます。その主なものと及び様々な意見に対してどのように取り入れていかれるのか伺います。

○**松永修巳議長** 金子財政部長。

○**金子 明財政部長** お答えいたします。

これまで寄せられた住民の方からの御意見につきましては、昨年6月に近隣住民の自宅に基本計画をポストイングにて配付し、計画に対する御意見をいただいております。また、設計業者を選考する際には、いただきました御意見を踏まえて応募者に提案を行うよう、資料として提供しております。さらに、昨年12月には取り壊し工事の着手に先立ち、住民説明会を行い、地域住民の方から御意見、御要望を伺っております。

この住民説明会でいただきました御要望について大きく2点ございましたので、市の対応を含めて御紹介いたしますと、1点目は、取り壊し工事の際、設置する仮囲いと、西側に隣接する住宅の通路スペースの防犯対策における要望がございまして、その対応として、仮囲いの一部に透明なものを用いて視認性を高めることで死角を減らすことに加え、仮囲い設置前の明るさを維持するために仮設の照明器具を設けるなどの対策を行っておりま

す。2点目は樹木に関する要望でございまして、樹木伐根後の地盤沈下を懸念して説明を求めた方には、専門家と一緒に現地で伐根後に起こる可能性のある影響について説明を行いました。また、高木伐採等の理由を当該樹木に表示してほしい旨の要望に対しましては、樹木医の指導の下、説明文を作成し、工事開始前まで当該樹木に掲示するという対応を行ったところでございます。そのほか、説明会後の個別の要望にも可能な限り対応しております。さらに、今後施設整備を進めていく中で地域住民の皆様に加え、施設利用者や学生などの多様な意見や要望を取り入れるとともに、地域住民の皆様理解を深めていただくため、基本設計や工事の進捗などに応じて説明会の開催を予定しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 現在、基本設計を作成中とのことですが、時代のニーズに合う集いの交流に来た方が子育ての不安や悩みも相談ができる垣根の低い施設整備が必要と考えます。子育てコーディネーターを配置しての子育て相談ができたり、テレワークと子育ての両立ができるよう、乳幼児の一時預かり機能も備え持つ機能強化や、エレベーター設置を含めたバリアフリー化や授乳室や多機能トイレの設置など、配慮の行き届いた最先端の効果的な未来を見据えた複合施設となるよう、そして地域住民の意見も間に合う部分は取り入れていただきながら御検討をお願いいたします。これからも完成までの進捗を注視してまいります。

時間、ほぼいっぱいになりましたが、以上をもちまして公明党の代表質問を終わります。ありがとうございました。

○松永修巳議長 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後5時54分散会

第 3 日

令和4年2月18日（金曜日）

令和4年2月市川市議会定例会議事日程（第3号）

令和4年2月18日（金曜日）午前10時開議

- 第1 議案第55号 市川市個人情報保護条例の一部改正について
- 第2 議案第56号 市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第3 議案第57号 市川市国民健康保険税条例の一部改正について
- 第4 議案第58号 市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正について
- 第5 議案第59号 令和3年度市川市一般会計補正予算（第14号）
- 第6 議案第60号 令和3年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第7 議案第61号 令和3年度市川市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第8 議案第62号 令和3年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第9 議案第63号 令和3年度市川市下水道事業会計補正予算（第5号）
- 第10 議案第64号 令和4年度市川市一般会計予算
- 第11 議案第65号 令和4年度市川市国民健康保険特別会計予算
- 第12 議案第66号 令和4年度市川市介護保険特別会計予算
- 第13 議案第67号 令和4年度市川市後期高齢者医療特別会計予算
- 第14 議案第68号 令和4年度市川市下水道事業会計予算
- 第15 議案第69号 財産の減額貸付について
- 第16 議案第70号 財産の減額貸付について
- 第17 議案第71号 教育委員会委員の任命について
- 第18 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第19 諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第20 諮問第6号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第21 諮問第7号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第22 報告第36号 専決処分の承認を求めることについて
- 第23 報告第37号 専決処分の承認を求めることについて
- 第24 報告第38号 専決処分の報告について
- 第25 報告第39号 専決処分の報告について
- 第26 報告第40号 専決処分の報告について
- 第27 報告第41号 専決処分の報告について

（代表質問） 創 生 市 川 稲葉健二議員、石原たかゆき議員

【一般質問形式】 国松ひろき議員

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第55号 市川市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第2 議案第56号 市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第57号 市川市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第4 議案第58号 市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正について

- 日程第5 議案第59号 令和3年度市川市一般会計補正予算（第14号）
- 日程第6 議案第60号 令和3年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第61号 令和3年度市川市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第62号 令和3年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第63号 令和3年度市川市下水道事業会計補正予算（第5号）
- 日程第10 議案第64号 令和4年度市川市一般会計予算
- 日程第11 議案第65号 令和4年度市川市国民健康保険特別会計予算
- 日程第12 議案第66号 令和4年度市川市介護保険特別会計予算
- 日程第13 議案第67号 令和4年度市川市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第14 議案第68号 令和4年度市川市下水道事業会計予算
- 日程第15 議案第69号 財産の減額貸付について
- 日程第16 議案第70号 財産の減額貸付について
- 日程第17 議案第71号 教育委員会委員の任命について
- 日程第18 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第19 諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第20 諮問第6号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第21 諮問第7号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第22 報告第36号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第23 報告第37号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第24 報告第38号 専決処分の報告について
- 日程第25 報告第39号 専決処分の報告について
- 日程第26 報告第40号 専決処分の報告について
- 日程第27 報告第41号 専決処分の報告について

（代表質問） 創 生 市 川 稲葉健二議員、石原たかゆき議員

【一般質問形式】 国松ひろき議員

出席議員 40名

や	な	ぎ	美	智	子
金		子	貞		作
長		友	正		徳
佐		直	友		樹
つ	ち	や	正		順
小	山	田	直		人
つ	か	こ	た	か	の
国		松	ひ	ろ	き
石		原	た	か	ゆ
清		水	み	な	子
廣		田	徳		子
増		田	好		秀

中久浅中細石青大小高石秋か西宮中松荒稻加松越大堀か松竹岩	保野村田原山保泉坂原本た村本山永木葉藤永川場越井内井	町川野村田原山保泉坂原本た村本山永木葉藤永川場越井内井	け隆さよ伸みひろた文よの竜幸鉄詩健武修雅清清	い志ちお一子かずし人進のり子大敦均紀兵郎二央巳史諭優勉努海郎
------------------------------	----------------------------	-----------------------------	------------------------	--------------------------------

欠席議員 1名

鈴木雅斗

説明のため出席した者の職氏名

市長	村越祐民
副市長	笠原智
副市長	大津政雄
代表監査委員	菅原卓雄
教育長	田中庸惠
危機管理監	水野雅雄

広報室長	麻生文喜
総務部長	植草耕一
企画部長	小沢俊也
財政部長	金子明
情報政策部長	稲葉清孝
文化スポーツ部長	森田敏裕
市民部長	市來均
経済部長	小塚眞康
子ども政策部長	大平敏之
保健部長	増田浩子
環境部長	根本泰雄
道路交通部長	藤田泰博
水と緑の部長	高久利明
教育次長	松丸多一
生涯学習部長	永田治
学校教育部長	小倉貴志

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	川島智
事務局次長	板垣道佳
議事課長	佐藤暢一
(議事担当)	
主幹	米津孝成
副主幹	金子貴一
主査	尾本悠
主任書記	高柳陽一
(調査担当)	
主幹	上原高
主査	前田悠
主査	岡澤英康
主任書記	武田悠大

午前10時2分開議

○松永修巳議長 ただいまから本日の会議を開きます。

○松永修巳議長 日程第1議案第55号市川市個人情報保護条例の一部改正についてから日程第27報告第41号専決処分の報告についてまでを一括議題といたします。

これより代表質問を行います。

順次発言を許可いたします。

創生市川、稲葉健二議員。

[稲葉健二議員登壇]

○稲葉健二議員 おはようございます。創生市川の稲葉健二です。冒頭に、先月2日に御逝去された尊敬する先輩議員であり、創生市川の楽しい仲間でもあった金子正前議長に心より哀悼の意を表し、御冥福をお祈りいたします。

創生市川は、松永修巳議長、岩井清郎議員、加藤武央議員、小泉文人議員、石原たかゆき議員、国松ひろき議員、そして稲葉健二です。

それでは、通告に従い、代表質問をいたします。補足質問者は石原たかゆき議員、一般質問形式は国松ひろき議員が行います。

初めに、地域のつながりについてお聞きします。

現在、コロナ禍の中、今までの日常とは考えられない生活や制限のある地域活動で苦慮している状況です。感染症の拡大防止を考えながら、仕事や学校、家庭生活を送っている中で、どうしても人と人とのつながりが希薄になりがちです。今まで行っていた活動やイベントを中止や延期にして様子を見ている状況です。施政方針の中で、「人と人とのつながりを取り戻す」という小タイトルから始まり、「地域の活力は人と人の触れ合いから生まれるものです。新型コロナウイルス感染症の影響により、地域活動の制限を受けました。そこで、地域の活力を取り戻すため、多くの人が参加できるイベントや自治会等への支援を行います」とあります。まず、「人と人とのつながりを取り戻す」ということは、具体的にどのようなことを言っているのか、お聞かせください。

続いて、「地域の活力は人と人の触れ合いから生まれるものです」とは、具体的にどのような形を目指しているものなのか、お聞かせください。

次に、地域の活力を取り戻すイベントや自治会の支援とは、どのように考え、コロナ禍やアフターコロナでの地域への支援をどのように考えているのか、お答えください。具体的な施策や事例などがあれば、それもお答えください。

次に、新型コロナウイルスについてお聞きします。

現在、市内感染者が毎日数百人出ている中、市民の方たちはいろいろな情報を求めています。様々な情報のソースがある中で、市が発信する情報は、安心して受け止められる情報の一つであることは間違いありません。しかし、その情報の発信は、アナログのものからデジタルまで多くのツールがあります。

そこでお聞きしますが、市民の方から、市公式ウェブサイトに掲載されている新型コロナウイルスの情報について御意見をいただきました。ウェブサイトが視覚的に探しづらく、文章を一つ一つ読んで探していかなければ判断しづらいとのことです。スマホなど画面が小さい場合では、直感的に画像での判断ができにくく、特にリンクされているPDFファイルなどは読みづらいので、ある程度タイトルなどで整理して判断ができるとありがたいと御意見をいただきました。市のウェブサイトの現状と今後の改善計画などがあればお聞かせください。特に

全体の変更も大切ですが、取り急ぎ新型コロナウイルスの情報を市民に分かりやすく発信できるようにすることはできないか、お聞かせください。

続いて、市民の方に案内をしている新型コロナウイルスに関するコールセンターについてお聞きします。現在、専用電話で行っているコールセンター及び専用電話ですが、ダイヤル後の案内で進む項目の中で、学校や幼稚園、保育園などの案内を入れてほしいとお声をお聞きしました。現在のコールセンターの現状と、着信後の振り分けられる内容を増やすことはできないか、お聞かせください。

次に、後遺症などに対する市の支援の考え方に移ります。後遺症などへの国や県の方針などは理解していますが、先日、入院にもなった元陽性者の方と話す際に、現在も後遺症で通院をしているが、新型コロナでの治療や入院費用は全額無料であったが、後遺症での通院治療費は通常の保険の範囲で自己負担である、新型コロナで収入が減る中、厳しい、市が通院治療費などに支援をしてくれるとありがたいという話を伺いました。因果関係の証明など、現実的に難しい部分は理解しますが、市独自の支援などの考え方をお聞かせください。

この大項目最後に、市民の方への情報提供についてお聞きします。ウェブサイトの部分でも一部お聞きしましたが、市が発信する情報などはウェブサイトのほか、「広報いちかわ」などがありますが、情報を受ける市民の方の環境も様々です。「広報いちかわ」などは発行日が限られていたり、新聞折り込みが主であるので、年々新聞を取る方々が減っているのが現状です。葛飾区の広報紙はポスティングで行っています。また、ウェブサイトは高齢者の方などが環境や使い方なども含め、難しい方も多いと思っています。しかし、コロナ禍の中で、正確な情報をいかに早く多くの市民の方に伝えるか、その方法を考える必要があると思います。市の考えをお聞かせください。

次に、文化芸術振興についてお聞きします。

市川市文化会館が大規模改修を終え、4月からリニューアルオープンする予定です。どのようにリニューアルできるのか、バリアフリーなど具体的な部分はどのようになるのか、お聞かせください。

そして、市川市文化会館が今後の文化芸術振興に対して、どのような効果を期待できるものなのか、施策などがどのように効果が期待できるのかもお答えください。

次に、文化施設の今後の改修計画はどのようなものなのか。行徳文化ホールⅠ＆Ⅱの改修計画等をどのように考えていくのか、お聞かせください。加えて、文化施設の大規模な改修だけでなく、細かい改修計画などで使い勝手も改善する考え方もお聞かせください。

次に、今まで何回も議会で質問してきましたが、市川市文化祭・芸術祭事業の今後の方向性の考え方をお聞きします。市川市文化祭・芸術祭の過去の経緯などは理解していますが、芸術文化の裾野は広く、多くの方たちが関わっています。現状の課題に対して、現在取り組んでいる内容や今後の方向性をお聞かせください。

そして、現在のコロナ禍で多くの文化芸術に関わる方が苦しんでいます。施設の利用制限やイベント開催の延期や中止など様々です。このような状況ではありますが、コロナ禍やアフターコロナに向けて、文化芸術支援の考え方、具体的な施策があればお答えください。

次に、防災施策と市民活動についてお聞きします。

各地で小規模地震が頻繁に発生している中、巨大地震への不安なども言われています。コロナ禍の中、避難所での準備や対応も見えない部分が多くあり、多くの市民の方から、災害時への質問を受けることもあります。コロナによって集会や訓練なども今までのようにできない中、地域はどのように準備を進め、地域防災はどのように考えていくのか、お聞かせください。

続いて、小学校区防災拠点協議会の現状と今後の考え方について移ります。この協議会活動も、コロナの感染症拡大防止のため、2年ほど協議会の開催が見送られております。情報などは協議会ニュースなどで伝わる部分

もありますが、やはり顔を合わせて会議を行い、課題の整理や情報の共有をする必要性もあると思います。特に自治会などは担当の役員が変更になったり、新しい方への引継ぎも、協議会活動が止まっている中では難しい部分もあります。協議会の現状と今後の考え方をお聞かせください。

そして、以前にも質問させていただきましたが、災害時や市民活動に関わる保険についてお聞きします。市が市民活動に対して掛けている保険、要支援者支援のために市が活動をお願いしているものに対する保険、小学校区防災拠点協議会のように市と地域が協働で活動するものに対する保険など様々であると思います。市で掛けている保険も幅広いふれあい保険、全国市長会保険でも活動や対象によっても違ってきます。前回の質問の御答弁では、今後整理していくとお聞きしました。その後の進捗状況や、活動によって整理された部分なども含めてお聞かせください。

次に、市内の商工業及び飲食店の支援についてお聞きします。

昨年、市が独自の施策として行った中小法人等事業継続支援金事業がありました。売上げの減少している方たちの中で国や県の支援金の対象にならない部分を支援するものであったと理解しています。その支援金の給付結果と今後の考え方をお聞かせください。

このようにスポット的な施策も大切ですが、商工業者に対して短期、中期的に支援を考えることも大切ではないかと思います。継続的に事業を安定させたい、業務形態の変更を応援したり、支援のスタイルはいろいろあると思います。市として必要性についてお聞かせください。

続いて、新型コロナウイルスの対応に継続的にかかる経費の支援について移ります。コロナの影響で売上げの減少に悩んでいる商店の方や事業者の方から話を聞く機会があり、その中で、マスクは各自で用意をしているが、消毒液、パーティションの入替えなど継続的な経費はばかにならないという話を聞きました。市が独自で消耗品などの支援をしたことがありますが、コロナ禍が長期化している中、このような消耗品費を継続的に支援していく考えがあるかお聞きします。もちろん、事業継続支援金などの中で手当てをすることであるのかと思いますが、売上げ等が減少している中で、その支援金は事業を維持することへ優先して使われていることと思われる。市の考え方をお願いします。

次に、飲食店のコロナ対策の一つである県の認証店、確認店施策に関する市の支援の考え方をお聞きします。飲食店の認証店、確認店は県の施策であることは理解しています。現在のまん延防止等重点措置期間で、今までの認証店、確認店を取っていない方が駆け込みで申請をしているとニュース等で聞いています。その際に、市が県の施策にどのような支援をしているのか、市としての支援の考え方をお聞かせください。また、コロナの感染症対策として、申請をしていない店舗への対応などはどのように考えているのか、お聞かせください。

この項目の最後は、地方公共団体における食品ロス削減の取組状況をお聞きします。先順位の公明党さんの食品ロス削減の視点とは別な形で質問いたします。現在、商店の在庫や飲食店の在庫など、消費期日が近づくものを値引き販売や廃棄をしているところもあります。しかし、逆に、すぐ使うので期限ぎりぎりでも問題ないという方もいらっしゃいます。そのような方たちをマッチングすることや、市が提供する場所で消費者に直接販売できるようなシステムは考えられないか、お聞きします。

次に、客引き行為等禁止条例と市民マナー条例についてお聞きします。

昨年9月1日に客引き行為等禁止条例が施行されました。また、12月1日に特定地域内にて罰則規定がスタートしてから2か月半経過したわけですが、客引き行為等禁止条例の周知、施行から現状についてお聞かせください。特に禁止区域の設定などで、地域の考え方、加えて市民からの意見などもお聞かせください。

続いて、市民マナー条例の現状と客引き行為等禁止条例との連携や今後の考え方に移ります。平成16年にこのマナー条例が施行され、本来はポイ捨てなどがなくなり、この条例が廃止されることが理想だと思いますが、こ

このところ地域で防犯パトロールをする中で、ごみを拾っていると吸い殻が増えているように感じます。市が取られている現状と客引き行為等禁止条例との連携はどのように考えているのか。両条例に対して、指導員はどのように連携するのかお答えください。

この項目最後に、市民マナーサポーターの活動と今後の方向性をお聞きします。マナー条例に大きな力となっているのが市民マナーサポーターです。しかし、活動を始めて10年がたつ現在、今後の活動や役割などを考える時期ではないでしょうか。客引き条例とマナー条例がお互いに協力、連携して、地域の環境や安全、清潔、健康へとつながるものだと思っています。今後の方向性をお聞かせください。

最後の項目は、認可外保育園についてお聞きします。

市川市が国基準で待機児童ゼロになりました。多くの方の努力であると思いますが、その中で、認可外保育園の役割も大きなものがあります。今まではもちろん、現在も保育に欠ける要件のある家庭の子どもたちの受皿として頑張っていただいています。しかし、県の認可外保育施設指導監督基準を満たしていない施設や、最近では就労の支援というものではなく、独自の教育を前面に出した形で運営されているところもあるようです。

そこでお聞きしますが、市が把握している認可外保育園の現状と課題をお聞かせください。

次に、現在、園や保護者に市独自で支援しているものがありますが、今後はどのように考えていくものなのか。その際に、市独自の基準で支援のスタイルをつくることはできないかお聞かせください。

また、小規模保育園などに移行を考えている園に対し、市はどのように支援ができるものなのか。その際に、保護者へはどのように支援をしていくものなのか、お聞かせください。また、小規模保育園などに移行を考えている園に対して、市として、その際、保護者にどのような支援をしていくものなのかお聞かせください。

続いて、教育行政運営方針についてお伺いします。

1 ページ目、教育行政運営方針の基本方針には、新型コロナウイルス感染症への対応として「正しく恐れ、学びを止めない」とあります。具体的にはどのようなことか、お聞かせください。

続いて、教育行政について伺います。

まず最初に、生涯を通じた学びについてです。本市は昨年11月、学習交流施設として市本を開設しました。オープンから3か月。開設初期だからこそ、その浮き彫りとなった課題等もあろうかと思えます。現状と課題、今後の展開についてお聞かせください。

続いて、学校における学びについて伺います。ICT活用の推進について4点伺います。

1 点目は、デジタル教科書についてです。令和3年度は、小中学校ともに一部の教科で教師用デジタル教科書が授業で使用できる状態になり、令和4年度については、さらに児童生徒用のデジタル教科書の導入が始まる計画と聞いております。

そこでお伺いします。デジタル教科書の活用について、現状と課題、また、今後の展開についてお聞かせください。

2 点目は、ICT環境整備についてです。GIGAスクール構想により、本市においては、昨年9月に4年生以上の児童生徒にタブレット端末を配付し、3年生以下の児童にも本年度中に配付予定と理解しています。また、インターネット環境を利用した教育実践も推進していると理解しております。

そこでお伺いいたします。ICT環境の現状と課題、今後の展開についてお聞かせください。

3 点目は、ICT支援員の活用についてです。先順位者の答弁でそのことは理解できましたので、さらに詳しくお伺いします。まず、ICT支援員の仕事内容の詳細についてお聞かせください。

4 点目は、アナログ資源の活用についてです。教育行政運営方針には、ICTの活用を一層推進する一方、「既存のアナログ資源についても十分に活用し」とあります。アナログ資源の活用についての考え方と今後の展

開についてお聞かせください。

続いて、教育環境の整備について伺います。

まず、施設整備について2点伺います。

1点目は体育館トイレの修繕についてです。重点推進プログラムには、事業概要として、避難所における避難生活をより安心、快適、健康なものにするためとありますが、体育館トイレの修繕の考え方と今後の展開についてお聞かせください。

2点目は、学校照明のLED化についてです。施政方針にも述べられているところですが、考え方と今後の展開についてお聞かせください。

続いて、働き方改革について伺います。教育行政方針には、「教職員が担う業務を見直すなど、教職員の負担軽減を図り」とありますが、どのような考えで、どのように見直すのか、お聞かせください。

続いて、学校施設について伺います。国は令和3年8月、新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について中間報告として公表しました。市川市として新しい時代の学びを実現する学校施策として、どのようなことを考えているのか、お聞かせください。

以上、よろしく願いいたします。

○松永修巳議長 質問は終わりました。

答弁を求めます。

村越市長。

[村越佑民市長登壇]

○村越祐民市長 創生市川の代表質問のうち地域のつながりについてにお答えします。

新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、外出の自粛や密集を避ける行動により、花火大会や自治会等が行う地域のお祭りなど、多くの市民が集うイベントが中止や延期となりました。市民が交流する機会が減ったことで、人と人との関わる機会が減り、1人でいる時間が多くなったと感じている方もおられると思います。このような状況の中で、人との出会いやコミュニケーションが人の健康や生活に大きく影響を及ぼしていることが再認識されました。本市では、コロナ禍の中においても交流する機会や場を提供して、少しでも日常生活を送ってもらえるように、様々な取組を進めてまいりました。これまでも市内で活動する方々の発表の場などを提供するオンラインいちかわ市民まつりや、行徳まつりの代替として、ソーシャルディスタンスに配慮した行徳神社めぐりなどを開催いたしました。今後もこのような新しい取組による人と人の交流を支援してまいりますが、コロナ禍の出口を見据える中では、やはり人と人が直接触れ合う機会が何より大事だと思っています。地域のつながりの基本である自治会をはじめ、様々な地域のコミュニティーを下支えするとともに、新たな人との出会いを創出することで、コロナ禍で希薄となってしまった人と人とのつながりを取り戻したいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 私からは大項目、地域のつながりについてのうち(2)についてお答えいたします。

地域の活力を生み出すには、地域のコミュニティー活動を活発にすることが重要な要素であると考えております。例えば自治会のお祭りのような地域のイベントやボランティア活動などによって地域でのつながりを深めることができます。また、自宅でも職場でもない誰もが気軽に立ち寄れる場所では、人と知り合い、仲間ができ、新しい発想や考えが生まれ、それが自分の地域の課題を解決する活動に発展することも考えられます。このように、地域や場所での人と人とのつながりが地域のコミュニティー活動を活発にする1つの要因となり、このことで地域の文化や魅力を改めて認識し、大切に育んでいく気持ち、いわゆる愛着が生まれ、定住化の促進、地域の

活性化にもつながっていくものと期待しております。そのため、コロナ禍におきましても、地域の防犯活動や公園清掃などの自治会活動への支援のほか、地域の商店街を活性化するためのイベントへの支援、利用人数などの制限はございますが、市民が集う地域の公民館やスポーツ施設などの利用を継続することで、市民の交流をサポートしております。今後も新型コロナウイルス感染症のエンデミックを見据え、様々な形で地域コミュニティ活動への支援が必要になると考えておりますので、関係部署と連携しながら取組を進め、自分らしく暮らせる豊かな町を目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 市來市民部長。

○市來 均市民部長 私からは地域のつながりについての(3)、(4)と客引き行為等禁止条例と市民マナー条例についての御質問にお答えします。

初めに、地域のつながりについての御質問にお答えいたします。自治会では例年、盆踊り、秋祭り、餅つき大会など大人数で行うイベントを開催しておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大により、そのイベントの多くは残念ながら開催できていない状況となっております。しかし、その一方で、コロナ禍におきましても少人数で感染予防対策を十分に取った上で、地域の活力を取り戻そうと新たな事業を実施した2つの自治会がございました。この2つの事業は、令和2年度に新設された自治会等提案地域活性化事業補助金を活用して実施したもので、地域の歴史や文化、伝統を伝える取組など、地域を活性化する自治会の事業に対し、市が補助金を交付して支援しているものでございます。

具体的には、1つ目として、昨年度は平田町会が平田公園の緑地帯にいちかわ・平田郷土歴史板を設置いたしました。歴史板の設置に当たっては、地元の市川工業高校の生徒たちにコクジラの木製のモニュメントを作成してもらったほか、地域住民には歴史について検証してもらうなど、地域のつながりを活用して作成されました。地域住民や子どもたちが公園に足を運び、歴史板を見て地域の歴史を知り、地域の愛着心向上の一助になるとともに、自治会活動に興味を持ち、自治会活動への参加意欲が向上してもらえればと実施したものでございます。自治会には地域住民より、歴史を知ることができて地域にも愛着が湧いたなどの声が寄せられております。

2つ目として、今年度は市川南自治会が街かどベンチ作り隊と名づけて、地域の子どもたちとともにベンチを作成し、自治会区域内の複数箇所に設置いたしました。ベンチを設置することにより、高齢者や子どもたちに利用してもらい、世代間の交流や地域住民とのつなぎの場として効果が期待できることや、子どもたちと協力して作成することによって、子どもたちが成長したときには自治会活動に興味を持ってくれることも期待して実施したものでございます。自治会には、地域住民、そして子どもたちの協力の下、事業が進められ一体感が深められた、ベンチの設置により地域住民から感謝の言葉を贈られたなどの声が寄せられております。本市はこのようにコロナ禍の状況でも取り組むことができる事業を応援して、自治会活動の活性化を通じ地域のつながりの強化を図ってまいりたいと考えております。

次に、アフターコロナでの地域への支援についてでございます。盆踊り、餅つき大会など、地域の活力を取り戻すイベントが各自治会で開催された際は、イベントに使用する備品の購入費などの経費に対して補助金を交付する自治会コミュニティ活動支援補助制度を活用していただくなど、市はアフターコロナにおいても自治会活動を引き続き支援してまいります。

地域のつながりには人と人との触れ合いは欠かせないものでございます。コロナ禍の状況であっても、人と人との触れ合いの場をつくり、その小さな輪がアフターコロナの際には大きな1つの輪となるよう、これからも自治会活動を応援してまいります。

次に、客引き行為等禁止条例及び市民マナー条例についての御質問にお答えします。市川市客引き行為等禁止

条例は、令和3年9月1日に施行し、12月1日から市内5駅周辺の特定地区での客引き行為などに対して罰則規定を適用いたしました。この特定地区の指定につきましては、地域の方々から、客引きの状況や地区の範囲など御意見を十分にお伺いして指定しております。9月1日の条例施行に当たり、市公式ウェブサイトにて専用ページを新たに開設し、「広報いちかわ」では、9月と11月に特集記事を掲載いたしました。さらに、12月1日の罰則規定の適用に向けて、特定地区内には横断幕や電柱幕を、市役所第2庁舎、行徳支所、大柏出張所には懸垂幕を設置いたしました。このほか、自治会掲示板にチラシの掲示、市内商店会や公共施設などにチラシやのぼり旗を配布するとともに、啓発用動画を作成し、市公式ツイッターやウェブサイト、ユーチューブにより配信するなど周知に努めております。罰則規定の適用に合わせて、12月1日から3日間は市川、行徳両警察署と特定地区内において合同パトロールを実施するとともに、市民マナー条例推進指導員による巡回指導を開始いたしました。その際には不特定多数に呼び込みをしている方や、特定地区内の店舗に対しチラシを配布しながら、条例の説明を行っております。

なお、現在のところ、この条例で禁止しておりますカラオケや居酒屋などによる特定の市民に対する客引き行為の確認には至っておりませんが、指導実績はございません。

また、市民の方からは、取締りを強化してほしい、条例による生活環境向上に期待している、罰則規定適用により改善が見られた等の御意見をいただいております。このほか、千葉県迷惑防止条例で禁止する接待飲食店等による客引きに関する市民からの情報や要望については、条例を所管している警察と情報を共有し、連携しながら対応しているところでございます。

次に、市民マナー条例の現状についてお答えします。この条例では、市内15地区を路上禁煙・美化推進地区と定め、地区内における道路上での喫煙や空き缶などのポイ捨て、犬のふんの放置に対し、違反した場合には2,000円の過料を科しております。過料件数の推移につきましては、令和元年度では980件、令和2年度は1,468件と増加しており、令和3年12月末現在では1,742件と、昨年度の件数を既に超えている状況となっております。主な増加の要因として、令和2年4月1日に健康増進法の一部改正が施行されたことにより屋内での喫煙が制限されたため、道路など屋外での喫煙が増えたことによるものと考えております。

市民マナー条例と市川市客引き行為等禁止条例の連携につきましては、市民マナー条例推進指導員が客引き行為等の巡回指導を兼務するなど、横断的に運用しております。今後も連携強化に努めるとともに、本市の他の施策と総合的に取り組むための調査研究を行ってまいりたいと考えております。

次に、市民マナーサポーターの活動につきましては、市民マナー条例を多くの方に理解していただくため、駅周辺などが集まる場所で違反者への声かけや啓発物資の配布、地域清掃などを行っていただいております。令和3年12月末現在で176名の方に御登録いただいておりますが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、現在は啓発活動を自粛していただいております。地域清掃については各サポーターの御判断により実施していただいております。この市民マナーサポーターの活動は、健康で安全で、かつ清潔な町の実現に向け大変意義のある活動ですが、制度開始から10年が経過していることから、サポーターの皆様の御意見を伺うなど、より効果的な活動になるよう、活動内容の見直しを行ってまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 稲葉情報政策部長。

○稲葉清孝情報政策部長 私からは新型コロナウイルスについての(1)市公式ウェブサイトについてお答えいたします。

初めに、ウェブサイトにおける新型コロナウイルス情報の現状についてです。ワクチン接種情報のページは、接種率や接種の概要について掲載しており、週5回、所管部署により更新されております。まん延防止等重点措

置に関するページでは、その期間や状況を掲載し、Web管理課が適宜更新しております。新型コロナウイルス情報のページについては、感染者情報や給付金、還付金などの分野別情報から構成されており、各課の情報を基にWeb管理課が更新しております。いずれのページも、リンクをクリックすることにより新型コロナウイルス感染者の発生状況などの各所管部署の詳細ページを御覧いただくことができます。

次に、今後の改善計画についてです。市公式ウェブサイトは、昨年度再構築に着手し、既にトップページをはじめとする主要ページの改修を完了しております。本年度は各所管部署の詳細ページのリニューアルを進めてまいりましたが、このたび全てのページのデザインを統一し、新たなウェブサイトとしてスタートいたしました。また、これまで所管部署が行っていた詳細ページの作成や更新を、作成された原稿を基に委託業者が行うよう運用を変更し、より見やすいページ構成となるよう配慮しております。

なお、御指摘のスマートフォンにおいても、より見やすく分かりやすいページ構成とするためには、新たに導入したマイページ機能の活用が有効と考えており、こうした新機能を周知してまいります。この機能は、登録していただいた利用者が市公式ウェブサイトにおいて、通常閲覧いただいているページを把握し、AIがその方にとって最適な情報を提供するもので、自治体のウェブサイトとしては先進的な機能と言えます。

以上でございます。

○松永修巳議長 水野危機管理監。

○水野雅雄危機管理監 私からは新型コロナウイルスについての(2)と防災施策と市民活動についてです。

まず、新型コロナウイルス対策コールセンターです。このコールセンターは、電話による自動音声で大きく6つのカテゴリーに分け、お聞きになりたい項目を絞って案内しています。現在は、1つとしてPCR検査キットの配布に関すること、ワクチン接種に関すること、健康相談に関すること、事業者への支援に関すること、個人への支援に関すること、その他市川市の対策に関することの6項目を設定しています。今後は学校や保育園などに関する問合せにも対応できるよう、カテゴリーについて再度調査します。

次に、防災施策と市民活動についての(1)地域と協働した地域防災の考え方です。新型コロナウイルス感染症は令和2年1月に国内で初の感染が確認されましたが、今も収束のめどが立っていない状況です。現在、市では感染リスクを低減するため、地域での防災訓練や防災講話は休止しています。市は公助として、コロナ禍にあっても災害を考えてほしい、そして災害に準備してほしい、過去の災害を忘れないでほしいと考え、広報紙では、静岡県熱海市で発生した土石流を受け、避難方法について、また、増加する集中豪雨に対しては防災情報の収集方法についての啓発、また、本庁舎1階のファンクションルームやあいねすと——行徳野鳥観察舎ですけれども、そういったところで震災を経験した協定市の防災パネルの展示、そして自主防災組織に対しては、コロナ禍における相談窓口の設置などをお知らせしてきました。地域の皆さんは、災害を自分事と捉え、コロナ禍だからできる自助の見直し、そして自分自身ができる共助のイメージを醸成していただきたいと思います。

次に、(2)の小学校区防災拠点協議会の現状と今後の考え方です。協議会の活動については、参加者の皆さんの新型コロナウイルス感染症の感染リスクを低減するため、令和2年8月から開催を見送っています。この期間の対策としては、コロナ禍における避難所の開設方法などを掲載した小学校区防災拠点協議会通信を令和2年11月より発行し、皆さんと情報共有をし、万々に備えているところです。また、感染の状況が落ち着き、市民の皆さんの接種も進んでいた昨年12月には、新たに行徳小学校の協議会が設立されました。今後は、新型コロナウイルス感染症の感染状況にもよりますが、訓練も実施できていないことから、協議会の委員長と相談した上で、適切な時期、そして場所を選び、開催できるよう調整したいと考えています。

最後に、(3)の災害時を含めた市民活動に関わる保険の現状と考え方です。市民活動に関わる保険は、保険会社などに確認したところ、現在市が加入しているふれあい保険が災害時に最も幅広く対象とされます。一方で、

保険の適用に当たっては、保険会社からは、地震による直接的なけがや危険を伴う活動は対象外となること、また、保険会社で審査をした上で保険の適用を確定すると伺いました。このほかにも、協議会活動については、活動の内容を明確にしておくこと、名簿を作成し市と取り交わすこと、3つ目になりますけれども、協議会で活動していただく方の位置づけをしっかりとしておくことの3点が大切であるとのことでありました。このことから、今後、市では保険の説明や契約の見直し、名簿の作成や協議会の皆さんを地域防災リーダーとして位置づけることなどについて、協議会の中で話し合っていきたいと思います。また、内閣府と総務省消防庁に確認したところ、自治会など災害時に応急措置に従事した避難支援等関係者については、消防団等公務災害補償等共済基金による審査にはなりますが、市川市消防団員等公務災害補償条例の対象となると伺っています。今後、小学校区防災拠点協議会通信でお知らせするとともに、協議会の中でも直接顔と顔を合わせて情報共有したい、そのように考えています。

以上です。

○松永修巳議長 増田保健部長。

○増田浩子保健部長 私からは大項目、新型コロナウイルスについてのうち後遺症などに対する市の支援の考え方についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症は感染症法に基づく指定感染症のため、感染中の治療は公費で賄われておりますが、後遺症の治療費は自己負担となります。国は新型コロナウイルス感染症に感染した人が陰性となって感染状態を脱した後も、感染中、またはその後に起きた症状が2か月以上続き、ほかの疾患では説明できない状況が続くなどを後遺症とみなしております。その後遺症の症状は、せきや息切れ、息苦しさなどの呼吸器症状、倦怠感や関節痛、筋肉痛などの全身症状のほか、記憶障がいや集中力の低下、味覚障がいや嗅覚障がいなど様々な症状が報告されております。国の調査研究では、年代にもよりますが、約8割の方が半年以内に感染する前の健康状態に戻ったと自覚されているとのことであります。

後遺症の治療につきましては、昨年12月に国が医療機関向けに新型コロナウイルス感染症の後遺症に対する診療の手引を発表しており、まずはかかりつけの医療機関や地域の医療機関での受診が望ましいとしております。千葉県でも、保健所などに相談があった場合には、かかりつけの医療機関への受診などを案内しており、また、対応可能な専門的医療機関の一覧を作成し、県内全ての医療機関に情報提供しており、かかりつけ医などで対応が困難な場合の対応に当たっていると伺っております。このことから、本市でも体調が優れないが、かかりつけ医がいない、どこの医療機関に行ったらいいかわからないなどといった相談者への対応といたしまして、既に開設しておりますあんしんホットダイヤルにおいて、医師や看護師などの専門職が24時間体制で相談に応じており、症状に応じた地域の医療機関を案内しているところでございます。後遺症につきましては、現在、世界中で調査研究が進められている最中であること、また、後遺症が起きる仕組みや症状、治療方法についても確立されておらず不明な点が多いことから、市独自の支援については国や県の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 麻生広報室長。

○麻生文喜広報室長 私からは新型コロナウイルスについて(4)市民の方への情報提供方法についてお答えいたします。

新型コロナウイルスに関する市の情報を市民の皆様幅広く伝えられるよう、「広報いちかわ」のほか市公式ウェブサイトやメール情報配信サービス、ツイッター、フェイスブックなど様々なツールを使い、情報発信をしております。紙媒体であります「広報いちかわ」には一覧性に優れている利点がございますが、編集や印刷に時間

を要するなど、即時性に課題もございます。一方、SNSやメール情報配信サービスなど電子媒体には即時性があることから、タイムリーな情報提供に関しまして積極的に活用しているところでございます。この電子媒体による情報発信は、電子機器の操作に不慣れな人には届きづらいことから、電子媒体で発信した情報につきましても、可能な限り広報紙に掲載するようにしているところでございます。現在の広報紙の配布は、主に新聞の折り込みにより配布しておりますが、新聞購読者の減少に伴い、年々折り込み数は減少傾向にございます。そこで、自宅で広報紙の受け取りを希望している方には、郵送による配布サービスを行っているところでございます。今年度このことの周知を強化したほか、問合せのあった方には郵送配布の案内を行うなどすることによりまして、配布数は約1,500件と、1年前から約3倍に増えているところでございます。

また、これまで市内の駅や公共施設、商業施設など様々な施設に配布場所を設置しておりますが、新たに市内の郵便局36か所に御協力いただき、ふだんの生活の中で広報紙を入手できる場所を増やしているところでございます。今後も市民の方が手軽に広報紙を入手できる配布場所や配布方法を考え、他市の動向なども参考にしながら、紙媒体である広報紙と電子媒体であるSNSなど、それぞれの特徴を生かし、いかに早く多くの方に情報を伝えることができるかを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 森田文化スポーツ部長。

○森田敏裕文化スポーツ部長 私からは文化芸術振興についてお答えいたします。

初めに、(1)市川市文化会館大規模改修のリニューアル内容などについてでございます。市川市文化会館の改修工事は、建設当初からの品格のある意匠などを継承することをテーマとしながら、建築基準法改正への対応としての特定天井等の改修や、大ホール、小ホールの座席の拡幅、トイレやエレベーターの増設とパウダールームの新設など、観客の安全と利便性等の向上に加えて、舞台設備の更新、その他設備の老朽箇所の改修など、運営面での機能向上を図りました。また、バリアフリー対策といたしましては、エレベーターやスロープを増設することで、大ホールの前側座席及び舞台への動線の確保や、多目的トイレの増設により利用者の利便性の向上を図っております。

次に、(2)市川市文化会館の今後の文化芸術振興に対して期待される効果についてでございます。市川市文化会館の収容人員は県内有数の規模となっており、これまでも市の文化事業の中核を担ってまいりました。大規模改修を行うに当たりましては、品格のある意匠を継承しつつ、時代に合った設備を整えることを目標としており、本工事でこの目標は達成できたものと考えております。本市の文化事業の中核となる施設のリニューアルは、最新の舞台装置による演出の可能性の拡大や、さきに申し上げました各設備の充実により多くの方に利用されることとなり、文化の薫り高い市川市の新たな流れとなることを期待しているところでございます。

次に、(3)文化施設の今後の改修計画、考え方等についてでございます。今後、市内の文化施設は市川市公共施設個別計画に基づく改修計画により、令和4年度以降は行徳公会堂の特定天井等の改修を行ってまいります。その他の文化施設につきましては、引き続き年次点検の結果などを参考に、老朽化により機能に支障の生じてきている施設について、改修方法を検討してまいります。

次に、行徳公会堂の主な改修内容でございます。令和4年度当初予算案における行徳公会堂天井改修等工事の設計業務委託では、ホール、会議室及びエントランスホールの天井改修をはじめ、床や会議室内の可動式パーティション、音響設備の改修などを予定しております。今後、工事の実施に当たりましては、施設利用者や近隣の皆様に対して適切な時期に施設の休館等についてお知らせしてまいります。なお、本市の文化施設の改修工事を行う際には、施設の課題や利用者の意見も踏まえ、課題解消等について、よりよい施設となるよう設計段階から検討してまいります。

次に、(4)市川市文化祭・芸術祭事業の今後の方向性、考え方についてでございます。芸術祭・文化祭は、市内各文化団体の発表の場を設け、広く市民に参加を呼びかけることにより芸術文化に親しむ機会を創出するとともに、団体の育成と芸術文化活動の活性化を図るため、各文化団体と本市の共催により、市内各所を会場として実施しているものであります。コロナ禍前である平成30年度の実績では、美術展覧会や市川交響楽団による演奏会、市民合唱祭など27行事を開催し、約2万4,000人の市民の方々に御来場いただいております。

しかしながら、事業の開始から相当年数を経過し、社会情勢や生活様式の変化に対応した事業の見直しの必要性を認識しており、現在、より多くの方々に文化芸術活動に参加いただくことを、より効果的に推進するための検討を重ねております。現時点の方向性といたしましては、1年の中に一定の開催期間を設け、その期間の中で、新しい文化団体も含めた複数の文化団体に参加いただくことを中心に検討を進めているところでございます。これは、集約化により文化芸術に関わる方々の交流を一層促進し、にぎわいを増すことによって、より多くの方々に鑑賞していただくことも期待するものであります。一方、現在のように1年を通じて様々な展示会や発表会が開かれているということも、本市の町の文化を構成する大事な要素の一つでありますので、その部分も引き続き大切にしていきたいと考えております。

次に、(5)コロナ禍やアフターコロナに向けた文化芸術支援の考え方についてでございます。現在、新型コロナウイルス感染症は社会活動全般に大きな影を落としている状態であり、感染状況の落ち着いているときに計画された文化活動は、感染拡大により度重なる規模縮小、内容の変更及び中止などの影響を受けていることを認識しております。この2年余りのコロナ禍において、様々な行動が制限された私たちの生活に対し、文化芸術は安らぎや潤いを与えてくれ、我々の生活に欠かせない要素であることを改めて思い起こさせられたところであります。先の状況を見通しづらいつらいつら中ではありますが、国などの示すガイドラインに基づいた感染症対策を徹底した上で、一定の活動を継続される文化団体等につきましては、それぞれの状況に応じた必要なサポートを細やかに行っていくことにより活動継続の支援をしていきたいと考えております。

また、コロナ禍を乗り越えた後、市民の皆様による文化行事及び文化活動を従前のように再び活発に行っていただく状態に戻すためには、例えば費用面、場所の提供、情報発信など、行政として何らかの支援を行うことは重要であると認識しており、具体的な検討を重ねております。支援の際には、感染症対策などの負担増のケアやオンライン配信など新しい生活様式への対応を条件とすることなどを検討しております。今後、多様な文化芸術活動に対するバランス、創造性や自主性を阻害しないことなどを考慮しながら、支援の内容を見極めていきたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 小塚経済部長。

○小塚眞康経済部長 私からは市内の商工業及び飲食店の支援についてお答えいたします。

初めに、本市が実施しました中小法人等事業継続支援金、令和3年4月から8月までの第1弾の給付状況についてお答えいたします。2月9日現在、給付決定した件数は1,584件、給付総額は約1億8,900万円、1件当たりの給付額はおよそ2.4か月分の約12万円であります。理美容業、クリーニング業といった生活関連サービス業、建設業、小売業の給付件数が多い傾向にあります。

国では、中小法人、個人事業主で新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業の継続、回復を目的とした事業復活支援金の制度を設け、1月31日より申請の受付を開始しております。この事業復活支援金の支給要件は、前回の月次支援金に比べ大幅に緩和されました。このことから、給付の対象となる事業者は大きく拡大するものと考えており、現時点で売上減少に対する本市独自の支援金制度の導入は検討しておりません。しかし、国の事業復活支援金の対象に至らない事業者も一定数存在すると考えております。今後、事業者の声や県及び他市の動

向に注視しつつ、調査研究を進めてまいります。

次に、商工業者の支援に関する短期的、中長期的な施策の考え方についてでございます。短期的な支援策につきましては、本市の支援策も含め、国や県、金融機関などの充実した資金繰り支援や各種支援金の給付により、当面の底支えの目途はできているものと認識しております。しかしながら、業種によっては依然として厳しい状況に置かれている場合もありますことから、このような事業者を支えていく支援策の検討は必要と考えております。本市の中小法人等事業継続支援金のアンケートで、新分野への展開、業種業態の転換、事業再編といった事業の再構築を検討している事業者が3分の1程度あり、また、後継者不足により、事業継承に不安を抱えている事業者の声もあります。このため、短期、中長期的な支援として、事業の再構築を後押しするような仕組みや、事業継承に関して市民に相談できるような体制が必要ではないかと考えております。

続きまして、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に係る経費の支援についてでございます。本市では、この2年間で消毒液やマスクなどの購入経費に充当できる事業者緊急支援事業臨時給付金や、感染防止対策に取り組む店舗にマスクや消毒液、非接触電子温度計、二酸化炭素濃度測定器などを配付する感染防止対策実施店舗等応援事業を実施してまいりました。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、消毒液やマスクなどの基本的な感染防止に係る経費が、事業者にとって経常的な負担となっているものと認識しております。しかしながら、千葉県飲食店感染防止対策認証事業補助金のように、むしろ長期的に感染防止対策が実施できるような設備改修や備品購入経費に対する支援が今後は重要ではないかと考えております。飲食店に限らず感染防止対策に取り組む事業者への支援の在り方について、様々な事例を調査研究してまいります。

次に、飲食店のコロナ対策の一つである県の認証店や確認店施策に関する市の支援の考え方についてです。本市では、千葉県認証制度に基づき県が事務を委託している認証事務局から、対象飲食店の現地確認結果が文書で送付された後、その書類の内容を確認し、県に対して認証に関わる進達を行っております。また、飲食店から問合せがあった場合、事業概要を説明するほか、認証事務局や県のコールセンターへの案内を行っております。さらに、多くの飲食店において感染防止対策が図られるように飲食店組合に周知するとともに、市内事業者へのメールマガジンなどで周知をしております。申請をしていない店舗に本制度の趣旨を理解していただき、感染防止対策に取り組んでいただくことが重要であります。引き続き様々なメディアを通じて、本制度の活用に向けた周知に努めてまいります。

次に、地方公共団体の食品ロス削減の取組状況についてです。食品ロス削減は、持続可能な開発目標、SDGsの目標の一つであり、重要な取組であります。近年、ITを活用して賞味期限が短くなった食品を廃棄直前に消費者とマッチングさせる取組が増えております。他市の事例で、スマートフォンを活用して飲食店等の廃棄直前のお弁当などと消費者をマッチングするフードシェアリングという事業があります。今後、関係部署と連携を取りながら先進事例の研究等を進め、食品ロスの削減に向けた仕組みづくりを検討してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 大平こども政策部長。

○大平敏之こども政策部長 私からは大項目、認可外保育園についてお答えいたします。

初めに、(1)の現状と課題についてであります。令和3年9月30日現在、本市には48施設の認可外保育施設があり、このうち市単独の補助対象施設である簡易保育園が21施設となっております。最近では、外国語に特化したカリキュラムや私立小学校の受験対策に取り組むカリキュラムを設けるなど、独自の教育方針を打ち出している施設ができ、保護者のライフスタイルやニーズに応じた多様化が進んでいる状況でございます。

認可外保育施設に関する課題の一つといたしましては、認可外保育施設指導監督基準を満たしていない施設があることが挙げられます。指導監督を行っている県の公表資料によりますと、本市の企業主導型及び事業所内保

育施設を除く26施設中、指導監督基準を満たしていない施設が11施設、割合にして42%が基準を満たしていない状況でございます。また、認可保育所、小規模保育事業所等の設置など、本市が取り組んできた待機児童対策の影響などにより、市で把握している簡易保育園に限定しますと、5年前の平成28年度と比較し、施設数が29施設から21施設に減少し、定員に対する園児数の割合でも、約84%から約66%に減少している状況でございます。施設は利用者から徴収する保育料を中心に運営しているため、利用者の減少により、施設の維持、改善、保育士の処遇等の経費が削減されるなどした場合には、保育の質の低下や保育環境の悪化につながるものが懸念されます。

次に、(2)市独自の支援のための基準づくりの考え方についてでございます。本市の認可外保育施設に対する支援といたしましては、市単独の事業である市川市簡易保育園運営費等補助金により実施しております。本補助金を受けるための要件は、保育を必要とする乳幼児を5人以上保育していること、保育時間が1日当たり8時間以上であること、県の監査により認可外保育施設指導監督基準を満たしていることの3要件を満たす簡易保育園を対象とし、21施設のうち15施設を認定しております。また、補助対象となる経費につきましては、職員の雇用に要する経費や教材費、光熱水費等の一般生活費に相当する経費などに対して支給しており、指導監督基準を満たす施設や待機児童となりやすい3歳未満児の保育に対しインセンティブを設け、補助額に差を設けております。これらの要件により、待機児童の受皿としての役割を担う施設に対して、手厚くなるよう支援しているところでございます。

また、保護者に対する負担軽減策といたしましては、幼児教育・保育無償化による月額3万7,000円から4万2,000円の給付のほか、市単独の事業である市川市簡易保育園保育料補助金により支援を行っております。この補助金は、保育の必要性がある3歳未満児の利用者を対象としており、幼児教育・保育無償化の対象とならないことに対する市独自の支援策でございます。補助額につきましては、世帯の所得に応じ保育料を上限として、月額2万1,000円から2万8,000円とするとともに、18歳未満の子が3人以上いる世帯の第3子以降が簡易保育園に通っている場合、さらに月額2万5,000円を限度に補助金を加算し、負担軽減も行っております。認可外保育施設では様々な保育料体系がある中で、3歳未満児の保育料の平均が7万円程度となっておりますので、これらの補助により保護者の実質負担額が認可保育園に近くなっているものと捉えております。さらなる市独自の基準づくりに関しましては、利用者のニーズに即した基準となるように検討していきたいと考えております。

次に、(3)認可への移行支援や保護者支援の考え方についてでございます。認可外保育施設等が小規模保育事業所などの認可・認定施設で移行を希望される際には、検討の段階から相談に応じており、実績として直近5年間で10施設が移行している状況でございます。引き続き相談があった場合には、スムーズに移行できるよう即時対応してまいります。

また、認可保育所を保留となり認可外保育施設を利用している人数は、平成28年度の253人に対し、令和3年度は21人と10分の1以下に減少しておりますが、引き続き支援が必要であると考えております。これらの方々につきましては、次年度における認可保育所の入所申込時には、通常より高く加点することで、より入りやすくなるよう調整しております。

一方、認可保育所に入れるにもかかわらず、自ら認可外保育施設を選択しているケースもございます。これらの状況を踏まえ、保護者支援につきましては、幼児教育・保育無償化の対象とならない利用者のうち、保育の必要性がある利用者に対して、市川市簡易保育園保育料補助金を交付してまいります。今後も引き続き待機児童の推移等を注視しながら、認可外保育施設利用者に対しましても必要な支援策を検討してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 小倉学校教育部長。

○小倉貴志学校教育部長 私からは教育行政運営方針についてと大項目、教育行政のうち(2)、(3)のイとウにお答えをいたします。

初めに、教育行政運営方針にある新型コロナウイルス感染症に対する「正しく恐れ、学びを止めない」対応についてです。学校では、3密を避ける、マスクの着用、手洗いや手指消毒、積極的な換気を徹底して行ってきました。デルタ株が猛威を振るった昨年9月の第5波では、夏季休業を延長して学校を閉じた自治体が多くある中、本市は、徹底した感染対策の下では、これまでも校内で感染した例はないことを踏まえ、9月1日から通常どおりの形で学校をスタートいたしました。実際、9月の学級閉鎖は、市内公立学校に1,000学級ほどある中で17学級にとどまり、最も長く続いた学級閉鎖でも、授業日としては3日間で、多くの児童生徒の学びを止めることはありませんでした。本市での児童生徒及び教職員の新型コロナウイルス感染者数は、2月15日まで累計およそ2,100人ですが、そのうちオミクロン株が蔓延した今年1月以降に約1,600人が感染をしています。そこで、1月以降はこの感染力の強いオミクロン株への対応として、校内クラスターの発生や休校を防止するために、よりきめ細かく適切な学級閉鎖等の措置を行うことで対応しております。

続いて、教育行政の(2)ICT活用の推進のうち①デジタル教科書の現状と課題、今後の活用についてです。デジタル教科書には、教師向けの指導者用デジタル教科書と児童生徒が利用する学習者用デジタル教科書がございます。現在、市川市では小学校には算数の指導者用デジタル教科書を、中学校には数学、国語、理科、社会、外国語の5教科の指導者用デジタル教科書を導入しております。デジタル教科書を活用することで簡単な操作で写真や挿絵を拡大表示する、文字や背景に色をつける、学習内容に関連した動画を適切なタイミングで再生するなど、児童生徒にとって分かりやすい授業を展開することが可能になっています。課題としては、教師がこれまでの指導方法とデジタル教科書等のICTとのベストミックスを図っていくことと考えております。なお、今後は学習者用のデジタル教科書の導入を図ってまいります。

次に、②ICT環境の整備状況と課題、今後の計画についてです。令和3年度、市内公立学校におきまして、昨年9月に小学校4年生から中学校3年生までの児童生徒に1人1台のタブレットの配付が完了し、小学校1年生から3年生についても本年2月までに配付が完了したところであります。今後、このタブレットを教職員や児童生徒が学校や家庭で円滑に活用できるようにしていくことが課題となります。また、校内に設置している無線アクセスポイントが運用を開始した昨年9月頃は、一部でつながりにくくなっておりました。その後、アクセスポイントの再起動を定期的に行うことで、おおむね改善しておりますが、引き続き調査を行っていくこととしております。令和4年度につきましては、GIGAスクール構想の実現に向けて、1人1台タブレットが日常的に活用できるように、教職員の研修やICT支援員による支援を行いながら、環境整備につきましては、いちかわGIGAスクール環境整備計画に従って、未整備となっているアクセスポイントの増設に向けて調整をしてまいります。

次に、③ICT支援員についてです。業務内容といたしましては、教材作成の支援や授業中における教職員、児童生徒への支援を行う授業支援、ICT機器のセッティングや調整などを行う授業環境整備支援、校務支援システムや大型提示装置の操作方法のサポートなどを行う校務支援、校内研修会の実施や教職員への個別説明を行う研修となっております。

ICT支援員による支援業務の課題ですが、学校全体の数に比較しまして、支援員の数が常時6名と学校からの要望に答えられていないことが挙げられます。このことから、ICT支援員の効果的な配置に向けて、学期ごとの配置計画を作成して学校側に周知し、計画的な訪問を実施しております。

次に、④アナログ資源の活用についてです。これまでと同様、教師と子どもとが対面でやり取りをして学習を進めていくという授業スタイルは、今後も引き続き行われます。また、子ども同士がお互いの顔を見ながら対話

学習を行うことは、言葉はもちろん非言語のコミュニケーション能力を高めていく上でも必要なことであります。学習における具体的な教具の活用や体験的な活動、授業中の板書やノートの活用など、これまでの授業スタイルは今後も大切であると考えております。ICT機器の活用が推進されていくことで、学びの形も変わってまいります。これまでのアナログ資源とデジタル資源のそれぞれのよさを生かしながら、個別最適な学びと協働的な学びを実現してまいります。

続いて、(3)教育環境の整備のイ、働き方改革についてです。これまで教育委員会といたしましては、教職員の事務負担の軽減や業務のスリム化を図るための業務内容の見直し、勤務時間の適正化を図るための働き方改革の取組を行ってまいりました。今後は、引き続きこれまでの取組の拡充を図るとともに、学校からのニーズの高い人的支援の充実に努めてまいります。

最後に、ウ、学校施設の在り方についてです。本市では、新しい時代に求められる学校教育を明らかにした上で、それを実現するための学校環境の整備を着実に進めるため、昨年度、市川市学校環境基本計画を策定いたしました。この計画の下、新しい時代の学びを実現する新たな学校施設の整備として、老朽化の進む小中学校の建て替えを順次行うこととし、現在、宮田小学校の建て替えに向け、基本構想・基本計画の策定を進めているところでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 永田生涯学習部長。

○永田 治生涯学習部長 私からは学習交流施設市本と体育館トイレの修繕についてお答えをいたします。

学習交流施設市本は、令和3年11月3日、JR市川駅前に開館いたしました。11月から1月までの3か月間で延べ3,400人以上、1日平均約50の方が来館されております。市本では、毎月テーマを決めて、そのテーマに関連する小説や学術書など、様々なジャンルの本を毎月25冊程度紹介しております。11月は「読書のたのしみ」、12月は「川に学ぶ」、1月は「書くことをはじめよう」、そして今月は「食べるを育む」をテーマに設定いたしました。また、毎月2回、本に関連したイベントも開催しております。1回は、テーマに関するゲストを招いてのトークライブや読書会の開催です。もう1回は、市川にゆかりのある方をゲストにお迎えして、御自身の活動内容や読書にまつわる話、お気に入りの1冊などを御紹介いただくトークイベントでございます。コロナ禍の影響により外出すること自体がはばかれるような状況ではございますが、少しでも多くの方を来館やイベントへの参加につなげ、利用者同士の交流を促進していくことが課題であると認識しております。今後も市民の方々が興味を持って来館したくなるような本のテーマを設定するとともに、魅力的なイベントを継続することで、利用者同士の交流やコミュニティーの形成につなげてまいりたいと考えております。

次に、体育館トイレの修繕についてでございます。小中学校の体育館は、児童生徒の授業や部活動の場であるのはもちろんのこと、地域のコミュニティーの拠点でもございます。また、災害時には避難所としての役割もあることから、誰にでも使いやすいトイレにする必要がございます。なお、修繕の内容についてでございますが、和式便器から洋式便器への入替え、温水洗浄便座や手すりの設置、間仕切り壁の入替えなどでございます。今後についてもこれらの改修を計画的に進めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 私からは学校照明のLED化の考え方と内容についてお答えいたします。

学校で消費される電力は、市役所の業務全体で消費される電力の3割以上を占めています。LEDはほぼ同じ明るさの一般電球と比べますと、消費する電力が大幅に少なくなり、いまだ多くの点灯管式蛍光灯が使用されている学校の照明をLED化することにより、多くの二酸化炭素を削減することができます。過去に実施した

調査では、モデル校の照明をLED化することにより、年間約29 tの二酸化炭素が削減できることが分かりました。来年度、信篤小学校、新井小学校、南新浜小学校、大和田小学校、妙典小学校の5校の照明をLED化する予定であり、年間約140 tの二酸化炭素が削減できると見込んでおります。令和4年度に照明をLED化する学校につきましては、当面建て替えの予定がない学校の中から、学校の電気設備の状況などを踏まえ、改善効果の高い5校を選定いたしました。令和5年度以降についても、年間5校程度を目途に選定し、順次、照明のLED化を進めていく方針でございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 答弁は終わりました。

稲葉議員。

○稲葉健二議員 それぞれ答弁いただきまして、ありがとうございます。それでは一問一答にて順次再質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、地域のつながりについての部分から伺います。市長からも答弁いただき、そして企画部長から具体例なども含めた答弁をいただきました。現実的にこのコロナ禍の中で、なかなかつなぐというのは、形的には理想論であり、そしてそれを進めるべきであることは間違いないことですが、その中で、例えば企画部の位置というのが、本来直接的な事業形態を持っていない部分において、そういう例えば盆踊りがあったり、いろいろな地域のそういうものに対してどのように結びつけてあげたり、そういう形でトータルコーディネートで本来は、要するに部署を超えた部分をコーディネートしていくものだと私は個人的に思っていますが、それについての考え方を伺います。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

人と人のつながりはストレス社会における心の健康を保ち、自分の考えを広げ、新たな価値を生み出す効果があると言われております。これからは人と人のつながりが地域生活を豊かにし、安全で安心な暮らしができる源となっていくと考えております。各部署がイベントや講演会を開催することや、市民が交流できる場をつくることや、新たな出会いや新たなアイデアを生み、このことが地域を活性化し、暮らしやすい豊かな町につながっていくことを意識をした上で取り組んでいくことが大切なことであることから、今後も各部署とこのような意識を共有してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 稲葉議員。

○稲葉健二議員 ありがとうございます。考え方というのは、先ほどいろいろ事例があったときに、1つの市本があったり、例えばそういうデジタルの中で生まれたものがあったりします。でも、それをやっぱり横につなげてあげたり、それをコラボレーションすることが、やはりどこがやるのかというときに、その部署はその単体の事業をもってやることと、やっぱりその企画の分野において、そういうことをコーディネートしてあげるのが本来役目ではないかと思っています。そこら辺にもう少し全面的に出ていきながら、いろんな事業のよさをうまくつなげることによって、市民も全く新しいイベントに参加できるチャンスが出たり、いろんな形で新しい発見ができるようにサポートしてあげてほしいと思います。

以上で結構です。

続いて、自治会の支援についてに移ります。先ほどいろんな形で事例も聞きましたけれども、その中で一番考え方としてお聞きしたいものがあります。それは、例えばこれからコロナが、要するによくなる。状況がよくなったときに、それを構築、例えば盆踊りが再開します。いろいろな形で新しく動き出すときに、今までと同じス

マイルではなくて、要するにコロナから頑張っていこうよという形で、今までと違う形で支援をしたり、例えば自治会のイベントとか、そういうものを応援できるかどうかの考え方をお聞かせください。

○松永修巳議長 市來市民部長。

○市來 均市民部長 お答えします。

コロナ禍で開催できていない盆踊りや秋祭りなどの大規模な活動が再開できる際には、活動を後押しができるようにと考えております。アフターコロナに向けて自治会の意見などを伺いながら、補助制度の見直しなど、応援できるような支援を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 稲葉議員。

○稲葉健二議員 ぜひお願いします。例えば、まだ皆さん今年の夏の盆踊りなんかは様子を見ている状況だと思います。そのような中でよくなってきたときに、少しでも後押しができるような形のサポート、それは、ただお金を余分につけるというよりも、要するに頑張った分、例えばその場所での消毒液が必要になったり、いろいろな形でプラスアルファのものが必要になってくるかもしれない。そのときに、単なる支援ではなくて、要するにコロナの中で、ウィズコロナでやれるようなイベントに対して、やはりプラスアルファの支援をしてあげることが自治会なんかも動きやすくなる、そして、ありがたいという感覚になるのかなというふうに思っていますので、それはぜひお願いします。

そして、次、もう1点聞きたいのは、例えば、これは後ろの防災とも少しかぶってしまうので申し訳ないんですが、どこの部署がこれをやるかが私は分からないので、まず市民部のほうからお聞きしますけれども、例えば防災に対する考え方とか、例えば備品をそろえるのであれば地域防災課のほうに申請して、例えば備品とか形を申請して補助金が出たりしてそろえることができます。でも、経常的に使うもの、例えば今、八幡地区自治連の中で、自治会の会員の中に全戸に防災トイレを配布している自治会や、あとは、例えばもう1つの自治会は、自治会未加入の方への案内を出しながら、その中で防災グッズ引換券みたいなものを作成しているところがあります。それは、自治会の会員の方には防災グッズをあげるんですけれども、未加入の方は、ぜひ会員になったらこういう形で差し上げる。そういう活動も始まりました。プラス東菅野中央自治会とかだと、こういう防災に特化した新聞を発行するようになりました。逆に言うと一般的な、要するに1つの自治会新聞とは別に、防災に対してどう考えていこうとか、地震があったら今度はどうしたらいいとか、その際はどうするとか、やっぱり地域啓蒙活動をしているわけですね。じゃあ、このお金、かかる費用はもちろん自治会が出しているんですけれども、こういうお金は本来防災の概念から出してくるものなのか、例えば自治会活動の一つとして、こういうツールに対する支援をする考え方についての意見をお聞かせください。

○松永修巳議長 市來市民部長。

○市來 均市民部長 自治会報等の回覧等、広報活動につきましては非常に重要なものと認識しております。掲示板の有効性も再認識され、自治会掲示板設置補助金の見直しも行っております。また、コロナ禍の中、スマートフォンで見られるような電子回覧板を活用している自治会もございました。広報活動につきましては、どのような支援がより効果的なのか、自治会の意見を伺いながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 稲葉議員。

○稲葉健二議員 ぜひ検討はしてあげてほしいのは、お金だけとにかく出せとか、そういう要望ではないんですね。それが1つの、例えば防災トイレを配布することによって、そこがつながっていたり、防災意識が高まったり、地域の防災につながったり、でも、それはその根っこにあるのが自治会活動の延長であるから、その部

分において防災が所管しているのか、例えば市民部で所管するものなのか。そこについて、どっちからとかというよりも、やっぱり共同でいろいろ考えていただいて、今後の形で進めていただければ、例えば分かりやすかったり、それによって自治会の加入も上がったたり、そして意識も高まったりするというふうに考えています。ですから、所管している例えば地域振興の中でこういういろんな事例を探したりして、そういう中で逆にほかの自治会に提案をしたり、そういう形でもぜひお願いします。これは要望で結構です。

次に移ります。この、要するに新型コロナウイルスの、まずウェブサイトのほうでいきます。ウェブサイトの変わった部分、そして昨日から始まったマイページ型ですか、面白いアイデアだと思いますけど、逆に言うと、マイページでAIが動いたときに、どういう情報をその人が求めているとか、逆にこういうものがないんじゃないかというのが今後重要になってくる部分だと思います。ですから、市民側がただ受ければよいということではなくて、自分に欲しい情報がどんどんどんどんいい形で市から発信できたり、それがどうですかという形が伝わるのであれば非常にいい事業だと思いますが、逆に言うと、そこをAIが勝手にやるのかどうか分かりませんが、そこに対しての考え方をお聞かせください。

○松永修巳議長 稲葉情報政策部長。

○稲葉清孝情報政策部長 マイページの機能につきまして御説明いたします。

今回のマイページにつきましては、先ほども少し触れましたが、利用する方が市川市のウェブサイトの中のどのページを見られているかということで、それがデータとして蓄積されていきます。そういった履歴から、市川市としてもいろいろな情報が随時更新されていきますので、そういった方にはこの情報がいいんじゃないかということもAIが判断して、その方にお送りする。また、加えて同じようなページを見ている方が違うどういうページを見ているのかという、その方だけではなくて、市川市のウェブサイト全体を見ている方のデータというのももう一つビッグデータとして積み上がっておりますので、そういったものから総合的に判断するというところでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 稲葉議員。

○稲葉健二議員 ぜひ検討しながら、無駄な情報を発信してもしようがないし、逆に必要な情報がいかに効率よくいける、それが市川市が目指しているワンズオンリーなのか、そういう形で進むべき部分の一つだと思います。

その中でお聞きしたいのは、例えば先ほどの答弁の中で、ウェブサイトの改修を手がけて、同じような形で全部改修する部分、同じような形でという部分がたしかあったと思います。私は個人的に、その入り口というか導入の部分においては、例えば1つのひな形があったとしても、そこから先というのは、もっとウェブごと、要するにサイトごとのページが個性的であったり、例えば子どもの施策のページだと軟らかいイラストが多くあったりとか、見やすかったりとか、その目的に応じてページごとに外注するのか分かりませんが、その部分においてそういう変化、要するに1つのパターンで金太郎飴のようにどこにやっても同じで文字だけ変わっているのではなくて、やっぱりサイトの工夫というのが必要だと思います。それについての考え方をお聞かせください。

○松永修巳議長 稲葉情報政策部長。

○稲葉清孝情報政策部長 お答えいたします。

まず初めに、利用者の御意見というのは大変重要と捉えております。ウェブサイト内で広く意見を聴取するためのページを新設いたしまして、引き続き内容の充実を図ってまいりたいと考えております。加えて、他の自治体の事例、また民間等の様々なウェブサイト、こういったものも非常に参考になると考えておりますので、そういったものも踏まえて、より見やすく使いやすいウェブサイトへと進化させてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 稲葉議員。

○稲葉健二議員 ぜひよろしく申し上げます。それと、先ほど答弁の中にありましたように、パソコンで見るとスマホで見ると、要するに文字データだけ見られる、テキストデータだけ見られる方もいらっしゃる。そこに応じて、例えばそれをすっきりして、こっちはこっちのデータとして送れるような、割愛できるような、そういうような工夫も今後考えていただければありがたいと思います。

それでは、次に移ります。コールセンター、先ほど説明を受けました。例えば、今、市川市が数の中で進んでいく。そして聞いて、じゃあ6番を押したら6番のところに行く。そのときに問題は、例えば市民の方が必要な情報というのはもうまちまちであって、そのくりにうまく入れない。要するにこれはどこへ行ったらいいかという形が難しいとき、それも、まして電話で聞いていながら、何番に、次の階層に進めるとか、例えば担当につながるような仕組みだろうと思いますけれども、それがいっぱい増やせば、今度聞いていても余計分からなくなるし、ある程度くくりの問題とか、項目の増やし方が今後重要かと思えます。これについてどのように……。

○松永修巳議長 水野危機管理監。

○水野雅雄危機管理監 いろいろ状況を見ながら、ほかの市でもやっていますので、そういうのを参考にしながら、よりよいものをつくっていくということにしたいと思えます。

以上です。

○松永修巳議長 稲葉議員。

○稲葉健二議員 その際に、今現在のコールセンターの対応時間が9時～5時の対応になっています。そうなるのと、それ以降にかけた方は、そこでの対応、先ほど保健部のほうでも話したようにあんしんコールセンターとか、別々にかければ24時間のところがあったり、対応。でも、それは市民がどこから何で選ばなきゃいけないのか。コールセンターであれば、例えば9時～5時の以外の時間に来た方には、それをアドバイスできる案内が必要だと思いますが、それについての御意見を伺います。

○松永修巳議長 水野危機管理監。

○水野雅雄危機管理監 業務運営後の問題でありますので、まず非常に重要と捉えています。何より重要と捉えなければならないのは、今の時代ですので、コロナに感染した方、そして、その御家族の方、この方からの電話というのは命の問題だと、そういうふうに捉えなければならないと思います。機械で自動的にできるかアナログでやるか、そういう話は別にしてでも、市川市にはあんしんホットダイヤル、先ほど保健部長も答弁しましたが、医師もいます。何とかそこにつなげるような工夫、こういうことをしていかなきゃならないんだろな、今そういうふうに考えています。

以上です。

○松永修巳議長 稲葉議員。

○稲葉健二議員 ぜひいろんな工夫をして、新設で何でもやれと言うんじゃなくて、今の中で工夫してできるものとか、そういう応用でできるように、よろしく申し上げます。

では、後遺症について伺います。先ほど、現状は理解しています。それをどうするかというよりも、例えば今こういう状態で考えておかなきゃいけない。将来のために少しずつ考えておく部分と、例えば今の現況の中で市が直接的にあんしんホットダイヤルを例示に挙げていただきました。でも、あそこは病的な後遺症についての対応はできたとしても、例えば後遺症で生活が苦しいとしたら、本当はコールセンターのほうに行ってくださいとなるわけだと思うんです。そうなったときに、じゃあ最初に、例えば今のコールセンターで全部話がついて、9時～5時で終わってあんしんホットに行くとか、見つけ方というのは市民様々だと思うんですね。そのときに後

遺症なら後遺症に特化したものが、例えばあんしんホットダイヤルの中でそういうところを9時－5時で紹介するとか、そういうことも病的以外の部分を応援するとか、何か工夫ができないか、そこについてお聞きます。

○松永修巳議長 増田保健部長。

○増田浩子保健部長 後遺症の症状には、社会に十分理解されているとは言えない症状もあり、周りに理解してもらえないこともあります。このことから、患者の方からの相談については、治療などの医療面だけではなく心のケアや生活支援など多岐にわたることが想定され、幅広く相談できる窓口が必要であると考えております。そこで、生活支援など医療以外の相談についても対応できる体制や支援の方法、支援の内容など、まずは現状を把握する必要があると考えており、先進自治体の事例などを参考に調査研究してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 稲葉議員。

○稲葉健二議員 よろしくお願ひします。あんしんホットダイヤルは本当にすばらしいものだと思うんですけど、ただ、その医療的ケアの部分とそれ以外のケアについてはどうしたらいいか。県の何とかとか、みんなたらい回しになってしまったら、やはりワンストップでそういうことが、要するに、そこで受付はできないにしても、そこもアドバイスはできる。そういう形でぜひ考えていただければありがたいと思います。

次に移ります。情報発信、広報室長のほうからいただいたんですが、要するに、SNSがすごく特化されたり早かったり、そういうのももちろんそのレール。アナログで十分に動かしていくレールの中で、例えば「広報いちかわ」があったときに、あのページとあのボリュームがあったとき、読み終わって捨てられるのか。それを1か月に1回でもいいから、その1ページ全部に連絡センターの番号を並べたような形とか説明して、緊急用とかコロナの対応、ワクチンのとまとめた連絡先みたいな一覧を1枚作って、そのページだけは1か月家庭の中で、それこそ冷蔵庫のところにくっつけておいて、何かのときにそこを見ていけるような、それも更新されていくようなものを考えて、アナログのよさを逆に生かせるような考えはできないでしょうか。

○松永修巳議長 麻生広報室長。

○麻生文喜広報室長 お答えいたします。

広報紙が紙であるという特徴を生かした紙面づくりの工夫というのは非常に重要であるというふうに考えております。今おっしゃったように、工夫の例といたしましては、記事を切り取って冷蔵庫に貼ってもらえるような、電話番号とか、そういう日頃必要とされている情報を1か所にまとめるとか、高齢者でも見やすいように文字を大きくするとか、そういったものが考えられると思いますので、こういうコロナが長期化している中、やはり同じような情報でありながら、更新された情報が発行号をまたいで掲載されていることもございますので、これら分散した情報を1つにまとめてお知らせすることも1つの工夫ではないかというふうに考えておりますので、アナログならではの工夫を凝らし、紙面のよさを知っていただくように考えていきたい、このように考えております。

以上です。

○松永修巳議長 稲葉議員。

○稲葉健二議員 ぜひよろしくお願ひします。そのとおり、要するにアナログをなくせということではないんですね。アナログだからできることがあって、そうなったときに、ただ紙面というのは読み終わって、保存する方もいらっしやるでしょうけど、そのまま捨てられていく。そういうものじゃなくて、また次の利用につながるページがあったり、逆に言えば残しておきたくなるページがあったり、そういう工夫が例えば広報の新しい時代に行く1つのツールかなとも思っています。ですから、要するに情報伝達とか、例えば読み物という考えは、もちろんそういうページがあったり、デザイン性を重視したページがあってもいいんですけど、ただ、もう単純に、

例えばコロナワクチンといったときに、じゃあここは接種の連絡とかなんかをもう一度そこにやったり、QRコードが貼ってあったり、いろんな形で応用ができるはずなので、それはやっぱり一つ一つのアイデアとか使い方、その1枚なら1枚のページをそういう形で、最後のページでも生かしておく。そういう形で今後ぜひよろしくお願いいたします。これで結構です。

次に、文化芸術のほうに移ります。大規模改修でバリアフリー、例えばエレベーターとか、手すりとか、パウダールームとかが新しい形で使い勝手がよくなったなというふうには、まだ見ていないですけども、思います。ただ、その中で、現実に100%バリアフリーが構築できていない部分、当然、要するに一部段差があって、それに関しては臨時的なスロープで対応するとか、誰かの援助をもらわないで完全に1人でフルで動けるバリアフリーにはちょっと難しいのかなと思います。それに対して、利用者にもこういうのもあるんですよ、こういうのをやっぱり広報して周知してもらわないと、活用する意味がないと思います。これに対しての御意見を伺います。

○松永修巳議長 森田文化スポーツ部長。

○森田敏裕文化スポーツ部長 お答えいたします。

公演主催者等に対しまして、それぞれ皆様にウェブサイトなどを通じて事前に周知する方法について検討してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 稲葉議員。

○稲葉健二議員 ぜひよろしく申し上げます。それと、今まであそこに食堂が入っていた部分を休憩室という形でリニューアルしているというふうにお聞きします。その中に厨房施設も一部きれいにして、大きな厨房にはもちろん難しいにしても、例えばそこでコーヒーを出したり、そういう形で提供できるような形もできるんだというふうには聞いています。ただ、私たちが一番よく聞いているのは、大規模なイベントとかがあったとき、やはりそこに食事する場所がない、食べる場所がない、食堂がないとか、そういう形があります。今まであっても、今まで撤退されてしまっている。でも、そこに例えば休憩室を臨時的なそういう場所に应用したり、あそこは設管条例の対象ではないでしょうから、当然そこを違った形の利用、例えばコーヒーを飲みながら展示を見ようとか、絵画を見ようとか、そういう形でも工夫ができると思います。ですから、応用の仕方は幾らでもこれから考えられると思いますけど、市のお考えをお聞かせください。

○松永修巳議長 森田文化スポーツ部長。

○森田敏裕文化スポーツ部長 お答えいたします。

2階の旧無料休憩室につきましては、小型の厨房設備やギャラリーとして利用可能な設備、そして個別に仕切られたカウンターテーブルなどを整備したことにより、幅広く柔軟な利用が可能となります。完成後は様々な形態での利用が可能であることを周知し、より多くの市民の皆様に活用されるラウンジとして運用してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 稲葉議員。

○稲葉健二議員 ぜひ活用の仕方をうまく考えていただいて、せっかくこうしたのに無駄な使われ方じゃなくて、やっぱりいろんな希望とかいろんなニーズ、いろんな市民の声がありますけど、そういう形で少しでも応えられるような仕組みづくりを、ぜひこれからお願いしたいと思います。

続いて文化祭・芸術祭なんですけど、先ほど答弁にあったように、例えば新しい参画団体があったときに、何日間かそういう文化祭・芸術祭に参画してもらおう。そこは当然ながら、1団体が1日使うわけではなくて、同じ

日にいろんな団体が参加したり、同時に展示の部分があったり、公演の部分があったりします。そうすると、お互いのお客さんもコラボして違うものを見たりもできることになると思うので、ぜひそれは進めてもらいたいと思います。それに加えて、やはり既存の団体のここから先への整理という言い方はよくないと思いますけど、考え方を統一して、やっぱり今までどおり全て同じように進むのか、痛みは少し負ってもらうけれども、これに関しては協力していくとか、市の立ち位置と団体の希望と、整理する時期ではあるかと思います。これに対しては今後どのように考えますか。

○松永修巳議長 森田文化スポーツ部長。

○森田敏裕文化スポーツ部長 お答えいたします。

御指摘いただきました内容につきましても、現在見直しを行っているところでありまして、各団体の御意見を伺いながら、総合的かつ慎重に検討を進めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 稲葉議員。

○稲葉健二議員 ぜひお願いします。実例で言うと、例えばスポーツ協会があったときに、スポーツ協会の傘下団体はそういう減免措置を受け入れたりします。でも、文化の団体に、下の傘下にあったとしても同じような仕組みは受けられていないという状況があります。だからといって何でもかんでもという気持ちもないですけども、やはり一方でこういうことには支援していて、一方では支援していない。文化芸術もスポーツも同じようなルールの中でちゃんと整理して、同じ市民の方の活動を同じような協力の体制は、ぜひ今後研究していただきたいと思います。よろしくお願いします。

続いて、コロナとかアフターコロナについてなんですけど、これは、やはりみんな中止になったり延期になったり、やっぱり気持ち的に萎えている部分も、文化団体、芸術団体にはあります。そうすると1年越し、2年越しとなってきたときに、気持ち的にだんだんだんだん落ちてきたりします。そのときに、やはり文化芸術の分野が、ぜひそういう形でがんばりましょうと、要するに状況がよくなったときに、ぜひ進められるように協力もお願いします。これは再質問は結構です。

続いて、防災施設と市民活動についてお聞きします。先ほど自治会とどっちがやるという、その部分においては、今後庁内でちょっと調整をしていただいて、例えばどういう形だったら自治会たちに出せるとか、こちらは防災とか危機管理で協力できるとか、そういうのはお互いに協力し合ってやっていただければ結構なので、結構です。

防災協議会もやっていないので、これ以上質問しませんけれども、問題は、先ほど保険が少しなりました。当初予算で全国市長会の保険に係る金額を増やしていただいたのはありがたく思っています。ただ、それがどういう場合に対象になるか。例えば防災拠点協議会においても、こういう場合だったら対象になりますとか、先ほど名簿とかいろいろ条件があったとして、そのときにそういうものを、例えば要支援者名簿の受け取りだったら、こういう保険が対象になりますということを、各部署がちゃんとそこに関わる人にきっちり下ろしてくれないと、いくら危機管理のほうで、そうですと言ったとしても、現実に対応している部署に連絡、そして共有していただかないと、それが関わる市民の方に直接行かなければいけないと思います。これについてお願いします。

○松永修巳議長 水野危機管理監。

○水野雅雄危機管理監 これまでも保険については共有はして、一緒にやってきましたけれども、さらにこれから多くの皆さんに周知していく中で、さらに協力をしていきたいと、そういうふうに思います。

また、前段でお話されていた補助金のことですけれども、自主防災組織に対して補助金を出しています。なるべく幅広く適用したいというのが考えですので、ぜひそのような方向に行ければなというふうに思っています。

す。

以上です。

○松永修巳議長 稲葉議員。

○稲葉健二議員 ありがとうございます。例えばふれあい保険だったら防災拠点協議会とか自主防災、要支援者とか協力者にも、こういう条件で出ますと。例えば市長会の保険だったら、こことここにこういう形なら出ますとか、ボランティア保険はこれなら対象になりますとか、やっぱりその説明は、当然市民の人たちは分からないので、担当部署の共有と、プラス市民に対して、ぜひ今後よろしく願いいたします。これは結構です。

続いて、商工業の飲食店の支援について伺います。詳しい説明もありありがとうございました。市が独自でやった昨年の法人等の事業継続支援金、思ったより、例えば予算立てしたより申請した方が多かったです。現実的に予算が、もらえる金額が少なく、少しその中で収まったというふうに理解していますけれども、ただ、そのときに、今後どういう分野が今痛い状態なのか、どういうところがこのぐらいこういう状態で痛いのかというのが、これで少し分かってくる部分を、今後の中長期的なビジョンの中で、応援の仕方とか、例えばその業種が業務転換に欲しいのか、それとも現在を維持していくためにとかという、今後、市のサポートはどのような形でという判断材料にはなると思うので、それについて御意見をお願いします。

○松永修巳議長 小塚経済部長。

○小塚眞康経済部長 お答えいたします。

本市が行った中小法人等事業継続支援金の実績によりますと、やはり人と対面する仕事、小売業、理美容業、クリーニング業など生活関連サービスが多く影響を受けているというふうに分析しております。また、このような業種は、当面の資金繰りや人の確保などの課題に追われ、中長期的な課題に手が回らないということも考えております。このことから、今後このような業種に対しては、中小企業診断士など経営に精通する専門家が個別に訪問し、経営のサポートや国の各種補助制度などの的確な情報提供、中小企業に寄り添った支援の仕組みが必要と考えております。このため、商工会議所などと連携して施策について考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○松永修巳議長 稲葉議員。

○稲葉健二議員 ぜひお願いします。やはりいろんな団体と連携したりしていかないと、市がそれを全部背負っても、なかなか手が出せなかったり動きづらかったりすると思うので、よろしくお願いします。

それと、飲食店の認証店、確認店、いまだにやはり全く無視して深夜までお酒を、好き放題営業しているお店が見られます。だから、そこを捕まえるとか、そういう問題じゃなくて、ぜひ感染拡大防止に協力しましょうという形でつなげて、それは県だけじゃなくて市も協力してほしい。それはお願いというか、要望いたします。

そして、食品ロスの削減の件なんですけれども、やはり、例えば市が独自で持っている場所とか、独自のノウハウとか、そういうものを使った中で、先ほどの会議所とかと連携して、例えば食材を市が旧市民談話室の前で何時から提供して市民の方に安く買ってもらうとか、いろいろな場所を貸すアイデアとか、それをロスをなくす、SNSでの協力を求めるとかで、やっぱり動かしてあげないと、やはりロスを今度怖がると、今度は仕入れも怖がるようになってしまう。やはりそれがどんどん負の連鎖みたいになっていく可能性がある。そこについて、市はもう少し前に出てもいいように思いますが、いかがでしょうか。

○松永修巳議長 小塚経済部長。

○小塚眞康経済部長 お答えいたします。

昨年度、飲食店が自店とは異なる場所でお弁当などを販売しているケースがありました。これについては、飲食店の新たな経営の業態として浸透はあると認識しております。このことから、飲食店を応援していくために

は、商工会議所などをはじめとする関係団体と協力して、飲食店による販売等に関する情報発信や販売場所の提供に関する仕組みづくりについて、しっかりと検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 稲葉議員。

○稲葉健二議員 よろしく申し上げます。市が何でも請け負えということではなくて、やはりいろんな経済団体とか、そういう仕組みを利用したり、そういう場所は提供してあげましょうとか、そういう形で応援してあげれば、やっぱり動きやすくなったり、そこに商店会単位とか、やり方はいろいろあると思うので、個人商店だけがばっと来られても、またそこも大変なのかもしれないし、そういうところは取りまとめていただければありがたいと思います。

以上で、この分は結構です。

客引き行為等の禁止条例に移りますが、基本的に答弁でよく分かりました。ただ、今後、市民マナーサポーターの人たちの意見をよく聞いていただいて、それを今後に生かす。要するにマナーと客引きがどういうふうに関連して、その人たちは客引きにもこういう協力ならできるねとかとって生かしてあげたり、そこを、要するに10年たっている中で、目標とかやり方、仕事の内容とかを整理する時期でもあります。ここについて一言お願いします。

○松永修巳議長 市來市民部長。

○市來 均市民部長 お答えします。

これまで御協力をいただいた方や現在も御協力いただいているマナーサポーターの皆様アンケート調査を実施し、活動内容の改善点や御要望をお伺いして、今後の活動に反映してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 稲葉議員。

○稲葉健二議員 ありがとうございます。一生懸命やってくださっているマナーサポーターの方もいらっしゃるって、その方たちがこういう協力をもっとしたいとかという意見もあったり、そういう形をぜひ受け止めてあげたり、行動につなげてあげたりしていけば、客引きもマナーも両方よくなっていくというふうに考えるので、ぜひよろしくお願いします。

では、最後の認可外保育園について伺います。私が言いたいのは、やはり認可外で、今毎月10万円ぐらい払って認可外保育園に入れている方、特化した教育を受けるとか、そういう方がいらっしゃいます。この方たちをどうしようとも思わない。その方たちにどうというより、逆に本当に地道に経営して、ちゃんとお日様マーク、認可外基準監督のあれも持っていてやっているところが、ある意味では認可にどんどんお客さんというか保護者の方を取られてしまう。でも、そうすると、やっぱり経営が厳しくなる。でも、そうすると、おたくも認可になったほうがいいのか、そういうサポートが必要なのか。逆に言うと、そこのやり方、そこに来ている方が認可に行っているのと同じように、要するに園も費用も遜色がなければ、選択肢というものは別に認可でなくてもいい。その認可外でも十分にいける。それには市の基準で応援できる部分とか、プラスアルファのインセンティブをあげることによって、そこをきれいにすることができるかと勝手に思っていますが、御意見をお願いします。

○松永修巳議長 大平こども政策部長。

○大平敏之こども政策部長 お答えいたします。

各施設が多様化する利用者のニーズに合わせまして、特色のある保育教育を行っていくことは素晴らしいことと考えております。一方で、約4割の施設が指導監督基準を満たしていない現状もございますので、保育の質を確保し、安全・安心な保育を提供するには、全ての認可外保育施設が指導監督基準を満たしていくことが重要だ

と考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 稲葉議員。

○稲葉健二議員 ぜひお願いしたいと思います。それは今、部長が言われているとおり、やはり4割その基準を超えていないということは、いい環境というふうなお墨つきがないのかもしれませんが。でも、そこを、やっぱりその基準になってくださいという努力も1つ。そして、なってくれば、そこに対して市としても、こういうインセンティブをプラスできるんですよというのをプラスで持っていないと、逆に言うと、手間もかかって、改造費用とかいろんなものがかかるから嫌だとか、例えばこっちのほうが自由だからとか、いろいろ理由はあったとしても、やはり子どもたちの安全・安心を求めるには、指導監督基準をきっちりと超える施設として応援する。そして、なおかつそこにも市はそういう施設ならプラスの応援をするというのが、個人的には理想だと思っています。これについてもう一度お願いします。

○松永修巳議長 大平こども政策部長。

○大平敏之こども政策部長 お答えいたします。

多様化する認可外保育施設に対する市独自の支援といたしましては、待機児童の受皿となる施設、また指導監督基準を満たす施設に対し、引き続き手厚くなるよう支援を行ってまいります。一方、課題に挙げましたような指導監督基準を満たしていない施設に対しましては、様々な視点からどのような支援を行っていくべきか、引き続き検討してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 稲葉議員。

○稲葉健二議員 ぜひよろしく申し上げます。やっとなんというか、今、要するに国基準で待機児童がゼロになった。ここにはいろんな方のいろんな事業が合わさって、このゼロをつくっている。そして、ゼロを維持しなきゃいけないだろう。そのゼロを維持するには、ここから先、認可保育園をばんばんつくる時代なのかどうかのときに、既存のやり方の中にある認可外もあつたり、幼稚園の延長保育で、就労支援でカバーしたり、いろんな施策でそこを維持していくために必要だというのは、ぜひよろしく申し上げます。

以上で私の代表質問の部分を終わりにして、後、石原たかゆき議員の補足質問に移ります。

○松永修巳議長 補足質問については午後開始いたします。

暫時休憩いたします。

正午休憩

午後1時開議

○松永修巳議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議事を継続いたします。

補足質問者、石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 創生市川の石原たかゆきです。通告に従いまして補足質問を行います。

教育関係について伺います。先順位者と重なる部分もございますが、さらに詳しく、また、別の視点から伺ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

まず最初は、新型コロナウイルス感染症の対応についてです。答弁を伺いました。「正しく恐れ、学びを止めない」という決意の下、取り組まれているのがよく分かりました。一斉休校すれば児童生徒や保護者が困り、学校を継続させれば感染の拡大が心配です。このジレンマを抱えながら、学校が感染防止策を徹底し続け、学びを

守るための最善策を選び続けるのは大変なことだと理解しております。先ほどの御答弁で、本市での児童生徒、教職員の新型コロナウイルス感染者は、今まで2,000人を超えているとのこと。第6波のオミクロン感染と思われる1月以降の感染者数は1,500人ぐらいということをお伺いしました。先日の先順位者の答弁にもありましたが、学級閉鎖等の判断を学校がしなければならない状況が1月に集中し、現在も続いているということだと思いません。

続けてお伺いしますが、このような中でも学びを止めないため、2段階の臨時休業を行っているとのことでした。学級閉鎖を行う基準について、さらに詳しくお聞かせください。

○松永修巳議長 小倉学校教育部長。

○小倉貴志学校教育部長 文部科学省の基本的な考え方は、感染者が確認されたら濃厚接触者の特定などを行うため、必要に応じて1段階目の臨時休業を行い、その結果、校内で感染が拡大している可能性がある判断した場合は、さらに2段階目の臨時休業を行うこととなっています。昨年9月は、感染者が確認されますと濃厚接触者の有無を保健所が速やかに判断してくれたため、1段階目の臨時休業を行うことは少なく、また、校内での感染例はなかったことから、2段階目の臨時休業も実施しませんでした。1月になってからは感染力の強いオミクロン株が蔓延し、校内でも感染例が確認され始めましたので、本市においては、感染者が感染可能期間に登校していた場合には、濃厚接触者の有無にかかわらず、1段階目の臨時休業として3日間程度の学級閉鎖を行うこととしました。感染状況を把握するためのこの3日間の学級閉鎖期間中に他の感染者や体調不良者が出た場合、感染拡大の防止の観点から、2段階目の学級閉鎖として、さらに2日から4日程度延長しております。その後、この感染拡大防止のための学級閉鎖が同一学年で複数の学級で行われた場合は、文部科学省の基準に基づき学年閉鎖とし、学校内で複数の学年が学年閉鎖となった場合は、休校を検討しています。なお、これら閉鎖の期間や閉鎖の解除につきましては、学校長が状況を把握し、学校医と相談の上、決定しています。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 伺いました。市川独自の取組というふうに理解しております。感染の拡大を防止しつつ、学校をなるべく開き、学びを止めない工夫、よく分かりました。しかし、複数の学年にまたがった学級閉鎖や、小学校では学級だけでなく放課後保育クラブとの連携もありますので、学校にとっては大きな負担になっていると思います。閉鎖や解除の判断、これは非常に難しいと思います。ぜひこのサポートをお願いいたします。

さて、このようにできる限り学校を開くことで学びを止めない工夫をしても、学級閉鎖や学年閉鎖、あるいは休校という措置を取らざるを得ない場合も当然あるわけでございます。感染不安から欠席という子もいると思われます。このような形で登校できない児童生徒の学びを止めないために、どのような工夫をされているのでしょうか、お聞かせください。

○松永修巳議長 小倉学校教育部長。

○小倉貴志学校教育部長 学級閉鎖や学年閉鎖で休んでいる児童生徒への対応ではありますが、小学校4年生から中学校3年生につきましては、既にタブレットの持ち帰りを実施していることから、オンラインでの朝の健康観察をはじめ、担任によるオンライン指導を行っております。また、小学校1年生から3年生につきましては、タブレットの配付を終えたばかりで扱いに慣れていないことから、教員の自作課題やドリルなどを活用した家庭学習により、学びを止めない工夫に各学校が取り組んでおります。さらに、コロナ不安により登校を控えている児童生徒や、濃厚接触者となり自宅待機をしている児童生徒に対しては、教室の朝の会や授業の様子をライブ配信しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 4年生以上では学習タブレット等を使用し、オンラインでの活用が進んでいるということがよく分かりました。3年生以下についても、まずは慣れることが重要だと思いますが、計画的な指導をお願いいたします。

この項をまとめますと、私は、コロナ感染症の対応について、市川市は学校関係は大変うまくいっているというふうに思います。それは、「正しく恐れ、学びを止めない」という決意の下、教育委員会がリーダーシップを取るべきことと教育現場に任せることを明確にし、教育現場の声に耳を傾けて微調整を行っているからだというふうに思っております。また、コロナ感染症の対応について、市川市教育委員会としての考え方を明確にし、ホームページ上に公表していることも高く評価いたします。市川市教育委員会のホームページには、大変見やすい形で新型コロナウイルス関連情報として、11項目に及ぶ新型コロナウイルス感染症対策に関する基本的な考え方や、校長会と協議を重ねつつつくり上げた新たな学校生活ガイドライン、また、現在の状況に合わせた学級閉鎖の考え方が掲載されております。これを読めば、コロナ禍の学校生活やコロナに感染してしまった場合の対応などがよく分かるようになっていきます。保護者の周知として素晴らしいことだと思います。保護者はこのホームページを見れば、我が子が通う学校の対応一つ一つが、実は市川市としての対応なのだを確認することができ、大きな安心が生まれていますし、大きな信頼にもつながると思います。

実は、私はこのホームページに気づかせていただいたのは、近隣他市の校長でございました。その校長の市では、市として統一した見解はほとんど公表されず、校長が判断ということが多く、市川市の基本的な考え方やガイドラインを参考にしているということでもございました。ちなみに、近隣他市の教育委員会のホームページを確認してみましたが、市川市のように、教育委員会としての考え方や対策を丁寧に公表しているところはありませんでした。私は市川市のしか見ておりませんでしたので、他市も同じと考えておりましたが、全く大きな間違いでございました。今後も「正しく恐れ、学びを止めない」という決意の下、教育現場の声に耳を傾け、微調整を繰り返しながら適切に対応していただきたい、このように思います。よろしく願いいたします。

次に移ります。学習交流施設市本についてです。私も11月の開設以来、何度か利用させていただきました。大変落ち着いた雰囲気、本に集中することができるいい空間だというふうに思います。答弁を伺いましたが、月ごとにテーマを決めて本を紹介する取組や、本に関連したイベント、またインスタグラムによる月ごとのテーマに沿って取り上げた本の紹介なども、生涯にわたって学ぶ場としてのコンセプトにぴったりの取組だというふうに思います。1人の読者、学習者が学ぶという学びの側面の取組は、非常にいいというふうに評価いたしますが、交流の側面はどうでしょう。課題としても挙げられていましたが、コロナ禍という状況もあるでしょうが、やや弱いように思います。利用者同士の交流やコミュニティーの形成につなげていくとのことですが、今後、具体的にどのようにしていくのか。また、そのためにはさらなる周知も必要に思います。交流と周知の今後の展開についてお聞かせください。

○松永修巳議長 永田生涯学習部長。

○永田 治生涯学習部長 お答えいたします。

主な利用者として想定しております社会人や大学生の方への周知については、インスタグラムやツイッターなどのSNSを利用することが最も有効であると考えております。現在、市本の公式インスタグラムでは、「イチニチイチボン」と題して、毎月のテーマに即して選書した本の中から毎日1冊の本を紹介しております。毎日新しい本を紹介することで、来館のきっかけとしていただくとともに、この取組に関心を持ち続けていただくことも期待しているところでございます。このほか、広報紙への掲載や公民館等の公共施設に市本のポスターを掲示するなど、施設の周知に努めてまいります。現在、施設の利用を自主的に控えている方も多くいらっしゃると思

います。コロナ禍が収束した後、そのような方々が新たな学びや人との交流の場として市本を活用していただけるよう、情報発信の継続と拡充に努めてまいります。

交流を促進する施策といたしまして、イベントの開催が重要であると考えております。テーマや本に関連したイベントでは、同じテーマや本に興味のある方の参加が見込まれます。特に施設内で開催するイベントでは、ゲストと参加者を合わせても10名前後となり、それぞれの表情も見てとれ、参加者同士の交流が生まれやすい環境であると考えております。また、市川にゆかりのある方をゲストに迎えたイベントでは、ゲストを中心とした利用者同士の交流やコミュニティーの形成につなげてまいりたいと考えております。なお、このイベントは、現在インスタグラムによる配信のみのイベントとなっておりますが、視聴者がイベントゲストのツイッターやインスタグラムをフォローするなど、SNSを介したつながりや交流の広がりを期待しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 伺いました。周知と交流への工夫を続けていただきたいというふうに思います。今回このことを取り上げましたのは、私自身、先ほども申し上げましたように、何回か利用させていただき、本に親しめる何か隠れ家的な、とてもいい施設だというふうに思う一方、年間およそ3,000万の予算が充てられているわけで、3,000万と申しますと、年間の営業日が300日ぐらいですから、1日約10万、これだけの費用がかかっていると。これだけお金をかけているのですから、さらに発展してほしいと、こういう思いからでございます。私も一利用者として市本に関わらせていただきながら、学習交流施設としてさらに発展することを注視してまいります。

続いて、学校における学び、ICTの活用について伺います。まずは最初、デジタル教科書についてです。先ほどの御答弁で、予定どおり小中学校で導入され、分かりやすい授業のために活用されているということでした。実際に指導者用デジタル教科書を使われた先生に伺いましたところ、小学校の算数でございますが、大型提示装置に映し出しての授業、これはまず子どもたちの食いつきが非常にいいということでした。興味関心が高いということです。また、内容としても、特に操作を伴う図形や立体の展開図等の授業には大変効果的ということでした。今後はデジタル教科書を活用した指導法の改善にさらに取り組んでほしいと思っておりますが、従来の指導法が全く行われないうことではないというふうに思います。先ほどの御答弁で、今後の課題として、これまでの指導法と指導者用デジタル教科書等のICTのベストミックスを図っていくということが課題とのことでした。このベストミックスとはどのようなものなのでしょう。具体的にお聞かせください。

○松永修巳議長 小倉学校教育部長。

○小倉貴志学校教育部長 指導方法のベストミックスとは、これまで行われてきた板書やノートづくりなど学習の足跡や思考の記録を残していく学習指導を大切にしながらも、デジタル教科書を使って視覚的に学習内容を説明するなど、ICTを効果的に組み合わせながら、児童生徒の興味関心を高め、理解を深めていく指導だと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 伺いました。それぞれの利点を生かしていくということで、私も全く同感でございます。くれぐれもデジタル教科書や大型提示装置を使っていれば、それでよしとしないようお願いしたい。あくまでも子どもたちの知識理解が深まり、思考力、表現力が育っているかという点が一番大切であり、デジタル教科書とは、その目的のための道具でしかありません。このような視点でベストミックスの授業改善に取り組んでいた

だきたいと、このように思います。

デジタル教科書について、さらに伺います。令和4年度は学習者用のデジタル教科書が導入される計画とこのことですが、今後の展開についてお聞かせください。

○松永修巳議長 小倉学校教育部長。

○小倉貴志学校教育部長 令和4年度、文部科学省より今後のデジタル教科書の導入に向けての検証として、小学校5年生から中学校3年生までに外国語のデジタル教科書が配付される予定です。その効果について国が検証した後、令和6年度から本格的な導入が予定されております。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 外国語のデジタル教科書が全児童生徒に導入ということでございました。外国語ですから、ある単語をクリックするとネイティブの発音が聞けるような仕組みだと思われませんが、子どもならずとも楽しみなところでは。さらに、これから他教科も学習者用のデジタル教科書が導入されていくことになると思います。そうなっていきますと、先ほどのベストミックスの授業改善の道具に学習者用のデジタル教科書が加わるわけですから、学習者にとってさらに分かりやすい授業が期待されます。そのため、先生方にとっては、学習者用デジタル教科書を先ほどのベストミックスにどのように取り入れるかといった視点の授業改善は待ったなしの状況になるというふうに思います。そしてさらに、学習者用デジタル教科書はタブレット端末を持ち帰って家でも使用可能となるでしょうから、授業と家庭学習をつなぐ道具ともなる、このようにも思います。となりますと、このデジタル教科書を活用したベストミックスの授業改善は、単に1時間の授業改善にとどまらない、家庭学習を含めた学習者中心の改善となると、このように思います。学習者用のデジタル教科書は令和6年から本格導入とのことですから、このようなベストミックスの授業改善、また、学習者中心の授業改善を、研修等を通して計画的に進めていただきたい、このように思います。

続いて、ICT環境整備について伺います。現状と課題、今後の展開について伺いました。令和3年度末に市内公立学校の全児童生徒に学習端末の整備が完了ということで、大変喜ばしく思っております。先ほどから出ておりますが、どう活用するかがこれからの問題というふうに思いますが、先ほどの御答弁で、現在の課題として、無線LANがつながりにくいということが、また再度挙げられております。このことは環境整備として大問題だというふうに私は思います。本市においては、本来ですと昨年4月運用開始となるべきGIGAスクール構想を、様々な不備があるとのことで、補正予算等の執行を保留し、一昨年の10月から6か月ストップさせ、1,400万円の経費をかけて業務委託をして新たな構築計画を立てさせ、それに従ってICT環境を整備し、昨年9月に運用開始とした経緯がございます。

私は、昨年の2月定例会や6月定例会において、新たな構築計画を業務委託した理由や効果について伺いました。答弁では、大量の同時通信に耐え得る安定したネットワーク環境の整備に寄与しているとのことでした。さらに、昨年12月定例会では、一部の学校でネットワークにつながらない状況の対応策について伺ったところ、緊急的な対応として、アクセスポイントの再起動を挙げられ、機器メーカーや学習用ソフトの事業者と検証及び情報共有を図っていくとのことでした。そして、今回の2月定例会、ICT環境の課題として無線LANがつながりにくいことを挙げられ、アクセスポイントの再起動でおおむね改善しているとの答弁でした。さきの新たな構築計画で期待した安定したネットワーク環境の整備とは程遠い状況が昨年9月の運用開始から6か月間続いているということ。そして、解決策として、教育現場はアクセスポイントの再起動でしのいでいるという現状。これは残念なことですが、大きな問題だというふうに思います。根本的な原因の究明が必要に思います。どのように根本的な原因の究明をしていくか、お考えをお聞かせください。

○松永修巳議長 小倉学校教育部長。

○小倉貴志学校教育部長 タブレットを使用してデータの送受信を行う際、通信速度が遅い場合があることが判明いたしました。そこで、運用保守委託業者が調査を行ったところ、無線アクセスポイントによって通信速度が遅くなることが分かりました。現在は、無線アクセスポイントを再起動することで通信速度は回復をしております。調査につきましては、運用保守委託業者により、遠隔での無線アクセスポイントの監視とともに、現地に出向いて利用状況と通信速度の調査などを継続して行っております。今後も原因について早急に対応できるよう働きかけていくとともに、引き続きよりよい通信環境の確保に取り組んでまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 再起動で通信速度が回復している現状、これが問題だと思います。ぜひ運用保守委託業者に調査結果を文書で提出させ、徹底的に調べ、根本的な改善を急いでいただきたい、このように考えます。

国は昨年12月、令和3年度内にネットワーク環境の全国総点検を実施すると、このような考えを示しました。これは先ほどの外国語のデジタル教科書導入により、ネットワーク環境が良好でなければ使用できない状況になる。こういう懸念からだと思われまます。私は今の市川市のネットワーク環境が心配でなりません。授業中ずぐつなかりにくくなり、その都度、再起動。授業は中断します。回復までに一定の時間がかかりますから、児童生徒の学習意欲は削がれたままになるでしょう。国の総点検は年度内ということでございますので、残された時間は僅かです。1,400万かけて新たな構築計画をして、安定したネットワークの環境整備をした市の報告はどのようになるのでしょうか。この報告の内容については、改めて別の機会にお聞かせいただきます。ともあれ、今つながりにくくなってしまいうネットワーク環境の抜本的な改善を強く要望いたします。

さらに、ICT環境の整備については、アクセスポイントの増設をお願いして終わりといいたします。来年度予算を見ますと、特別教室等のアクセスポイントの増設は含まれていないように思われます。骨格予算とこのことでは、国を挙げての継続した取組であり、市川市のICT環境整備計画の俎上にものっておりましたので、理解に苦しむところです。ぜひ今年度中に予算組みをしていただきたいと思ひます。お願いを申し上げて、次に移ります。

ICT支援員についてです。仕事の内容について伺いました。先順位者の答弁では、市内の全ての学校におよそ2週間に1回の割合で、1つの学校に来るのは年間20回弱とのこと。1回が非常に貴重に思ひます。また、この委託料としては約5,600万円の費用がかけられております。学校ICT支援員を効果的に活用できているのでしょうか、現状と課題を伺ひます。

○松永修巳議長 小倉学校教育部長。

○小倉貴志学校教育部長 配置につきましては、学校からの要望に合ったICT支援員が学校に訪問できるように、教育委員会で調整し、計画を立てております。活用につきましては、各学校の計画やカリキュラムに合わせて、学校は直接ICT支援員に支援内容の依頼をしているため、学校ごとに異なっております。現状といたしましては、訪問時にお願ひしたい支援の内容について事前に要望し、計画的に支援を依頼している学校もあれば、訪問する当日に学習内容や支援方法について確認する学校もあります。ICT支援員の各学校での支援状況につきましては、教育センターが支援員ミーティングを月に1回行ひ、その中で確認をしております。そこでは、各学校での支援状況の確認やタブレットなどのICT機器についての情報交換、各学校での取組事例の紹介などを行っております。課題といたしましては、ICT支援員ができる支援について、学校の理解や周知を図ることあります。今後は支援員の具体的な業務内容や各自の持っているスキル、実際の支援事例などを提示し、支援員が積極的にサポートができる体制づくりに努めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 ICT支援員の活用について伺いました。計画的に行っているということでございましたが、現場の教員に聞きますと、効果的に活用している学校とそうでない学校の格差を非常に感じます。ICT支援員を効果的に活用している学校は、その学校のICTの活用、その比例を多分するというふうに思われます。ですから、ICT支援の活用の差というのが、その学校のICTの活用の差となっていくだろうというふうに推測できるわけでございます。令和4年度はこの格差を埋めていくことが課題になろうかと、このように思います。ICTの活用について、学校間の格差を感じるのにはICT支援員です。というのは複数の学校に行きますから。ぜひこのICT支援員を介して格差是正を図るということも一案かというふうに思います。御検討ください。

さて、令和3年度末に全ての子どもたちにタブレット端末を配付ということで、来年4月からは1から3年生もタブレットを使用するということになります。単純に考えて、小学校で今までの倍活用ということになるわけですが、多分、先ほどの業務をお伺いしましたが、授業支援や授業環境整備支援、このニーズが高まるというふうに予想されます。しかし、来年度予算を見ますと、特に増員の予定はないように思われます。ニーズが高まるのが予想されるのに、人員はそのままということだと思えますが、そうしますと、先ほどの2週間に1回の1回は、今まで以上にとても貴重な1回となるというふうに思います。この1回1回のICT支援員の活用を来年度、より効果的にするため、さらに工夫を加える必要があると思いますが、どのようにお考えかお聞かせください。

○松永修巳議長 小倉学校教育部長。

○小倉貴志学校教育部長 ICT支援員を活用する学年が増えることにより、支援が十分できない状況が予想されています。ICT支援員が今まで以上に積極的なサポートを行えるよう体制の整備を図ってまいりますが、支援する人数に限りがあることから、今後は地域人材の活用を進めるとともに、ICT支援員の増員についても検討してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 体制の整備と地域人材の活用ということ、お話しになりました。地域人材の活用ということですが、これはあくまでも補完的に考えるべきだというふうに思います。体制の整備ということでございますが、ある市ではICT支援員の効果的な活用として、ICT支援員が支援できる内容を具体的にメニュー化し、その中から教員が選んで支援を受けるようにしていました。このメニュー化は1つの効果的な活用法だと思いますので、ぜひ御検討いただければというふうに思います。

ICT支援員については、最後に要望して終わりにいたします。先日の先順位者も取り上げておいででしたが、ICT支援員の増員は必要に思います。令和4年度から小学校で1年生から3年生の活用が始まり、ICT支援員の量的なニーズが高まること、また、昨年9月の運用開始から4月まで7か月たちますので、教員のスキルアップもしておりまして、内容的なニーズも高まると、これも予想されます。また、全員がタブレットを自分たちで使うことになる。初期投資という観点からも、最初に一番手厚くするべきだというふうに考えます。本市の財政基盤を考えると、倍の人数を配置してもおかしくないように思います。先順位者も強く要望されておりましたが、私からもICT支援員の増員を強くお願いして、次に移ります。

アナログ資源の活用についてでございます。先ほどアナログ資源の活用について伺いました。新型コロナウイルス感染症のパンデミックとデジタルとアナログの関係について考えてみますと、新型コロナウイルス感染症のパンデミックの

中、学校に行けない、共に学ぶ友達と集うことができない事態は、教育の危機をもたらしました。このような中、学習用端末を用いたオンライン教育やAIを活用した学習材などが学びを支え、デジタルがもたらす学びにおける可能性を示す機会となったと、このように思います。一方、新型コロナウイルス感染症のパンデミックの中、学校に行けない、共に学ぶ友達と集うことができない事態は、学校の持つ共に集い関わり合いながら学び成長する価値、教員の存在意義、様々な体験活動など、オンラインでは経験できないリアルな体験の持つ価値を再認識する機会ともなりました。私は、コロナ禍のパンデミックは、オンライン、デジタルのよさと、リアル、アナログのよさを際立たせたと、このように考えております。先ほどの御答弁では、アナログ資源とデジタル資源をベストミックスしていくとのことでしたが、私はそれぞれのよさを子どもに実感させることが大切と、このように考えます。これについてはどうお考えでしょうか、お聞かせください。

○松永修巳議長 小倉学校教育部長。

○小倉貴志学校教育部長 デジタルのよさの一つとして視覚的効果が挙げられます。資料を拡大して示したり、文字に色をつけたりすることで、子どもの理解を助けることができます。また、ゲーム感覚で取り組める教材が多く、子どもの興味関心も高めることができます。さらに、よさの一つとして再現性が挙げられます。問題を繰り返し解くことができ、自動採点によって答えの正誤がすぐに分かったり、解説動画を繰り返し見たりすることで、苦手な分野を克服したりすることにつながります。一方、アナログのよさは、その場の臨場感、緊張感を感じることや、文字や図を書いたり、実際に手を動かしながら学習することで記憶に残りやすく、理解も深まることが挙げられます。学習の場におきまして、それぞれを効果的に使い分ける経験を重ねることで、子どもにそれぞれのよさを実感させ、そして自ら選択することができるようになるものと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 伺いました。例えば学習用端末を使ってグーグルで調べることと、辞書を使って調べること、これはどちらもできるようにしておかなければならないと思うわけです。それぞれのよさを分かった上で学習者自身が選択できるように育てていただきたい、このように思います。

さて、教育行政運営方針では、アナログ資源についても十分活用し、読書を通じて本好きの子どもを育てるとあります。ICT時代の読書教育をどのように進めていくか、考え方をお聞かせください。

○松永修巳議長 小倉学校教育部長。

○小倉貴志学校教育部長 今後は学校にも電子書籍やオーディオブックなど、紙とは異なるデジタル媒体が入ってきます。知識や情報を得るためには、統計データや動画付きの電子書籍などのデジタル媒体を活用することで、限られた時間内により多くの情報を収集することが可能です。一方、書籍の中のどこに何が書いてあったのかを探す場合には、紙の書籍のほうが適していると言えます。また、生涯にわたって読書生活を豊かにしていくためには、紙の本をじっくりと読む経験も大切だと考えます。特に小中学校においては、学習の中で課題が生じたときや読みたい本を見つけないときには、デジタル機器だけに頼るのではなく、実際に図書館等に足を運び、自分の力でいろいろな本の中から目的に合った本を探し、課題を解決する経験も必要であります。また、必要な本が見つけれない場合には、学校司書との会話を通して本を紹介してもらうなどの経験も大切にしたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 ありがとうございます。市川市の読書教育は、本好きな子どもを育てるべく、30年以上の長きにわたり継続して行われており、授業研究はもとより、学校司書や学校図書館員の配備、また中央図書館

と各園及び公立学校等を巡回して図書の貸借を行う事業など、全国に先駆けて行った実践、施策が数多くあり、市川の誇るべき根幹の教育活動となっております。このICT時代の読書教育におきましても、ぜひ研究を重ねて、全国が市川の動向を見守っているというふうに思います。ぜひICT時代の読書教育の在り方は市川から発信していただきたい、このように思います。

次に移ります。教育環境の整備について伺います。

まず最初は、施設についてです。体育館トイレ修繕の考え方と今後の展開について伺いました。避難所としての体育館トイレの洋式便器化の考え方について、また、今後の展開についても先順位者の御答弁で、令和6年度までに100%を超えるとのこと、よく分かりました。御承知のように、現代の子は生活の中で和式トイレを使用することがないため、和式トイレを敬遠します。このため、学校現場におりましたときに、洋式トイレへの改修を毎年強く要望していたところです。令和4年度重点推進プログラムには、事業概要として、避難所における避難生活をより安心、快適、健康なものにするためとありました。これだけ読むと何も感じられない方が多いと思いますが、元学校現場におりまして、子どもたちのために和式トイレを洋式トイレに替える要望をしていた者にとっては強い違和感を感じました。さきの事業概要には、学校施設として第一義的な子どものためということが感じられず、体育館トイレの洋式便器化の考えを今回伺った次第です。先ほどの御答弁で、児童生徒の活動の場ということでしたので、ほっといたしました。

そこで、さらにお伺いしますが、小中学校の校舎のほうのトイレの洋式化の現状、今後の課題、これはどのようになっているのでしょうか、お聞かせください。

○松永修巳議長 永田生涯学習部長。

○永田 治生涯学習部長 お答えいたします。

まず、体育館トイレにおいては令和3年12月現在、便器総数294台のうち204台が洋式化済みとなっております、洋式化率は69.4%となっております。一方、校舎のトイレにおいては、第1次トイレ改修計画として、平成20年度から27年度までに1系統を整備しております。現在、第2次トイレ改修計画として、平成28年度から令和8年度までを計画期間とし、さらに1系統を整備しております。令和3年12月現在、便器総数3,821台のうち2,311台が洋式化済みとなっております、洋式化率は60.5%となっております。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 伺いました。校舎のトイレ改修の洋式化を進めているということでございますけれども、現在は60.5%。第1系統を整備済み、次に第2次で今度は2系統ということで、1系統というのは、要するに、ある校舎の1階から4階まであったら、それを一遍に直さなきゃいけないということなんですね。それが1系統なんです。ということは、全ての学校で1系統は終わったと。3つ校舎があるとしたら、そのうちの1つの洋式化は終わっていると。3つあって、あと2つは終わっていないという状況、こういうことだというふうに理解いたします。一方、先ほどの体育館の改修、これは令和6年度100%完了ということございましたので、そうなりますと、どうしても体育館のトイレの改修のほうが早い学校が出てくるということでございます。1系統は全て終わっている。これはありがたいことでございますけれども、やはり心配なのは、その洋式化されている場所が、必ずしも洋式化が一番必要な低学年のトイレとは限らないというところでございます。来年度、1年生で入学した子が和式トイレを嫌って体育館の洋式トイレに走るということが起こってしまうかもしれません。そうならないことを願うばかりです。本年度は対象校8校とのことですが、ぜひ修繕工事をする際には、それぞれの学校の校舎のトイレの洋式化率を確認し、体育館が先になることへの丁寧な説明をお願いいたします。よろしくお願いたします。

続いて、学校照明のLED化についてお伺いします。考え方と内容についてはよく分かりました。市全体の消費電力の削減や排出する二酸化炭素削減によるカーボンニュートラルに寄与するためということがよく分かりました。また、今後、計画的に学校照明をLED化していくこともよく分かりました。しかし、学校の照明というと、確かに教室は必要な照度を確保するため、昼でも照明を使用していますが、その他は小まめな節電に取り組んでいます。やはり夕方から夜にかけて、体育館や校庭の夜間照明で使用する時のほうが消費電力が多いように思います。

そこでお伺いいたします。体育館や夜間照明のLED化についてはどのように考えているのでしょうか、お聞かせください。

○松永修巳議長 永田生涯学習部長。

○永田 治生涯学習部長 令和3年12月現在、小学校、中学校、義務教育学校54校のうち9校の体育館照明がLED化されております。今後は、建て替え時にLED化を行うとともに、既存の体育館については計画的にLED化を進めるために、整備計画を作成してまいりたいと考えております。

次に、校庭の夜間照明のLED化についてでございますが、令和3年12月現在、54校中30校に夜間照明を設置しております。そのうち2校がLED照明となっております。なお、既存の夜間照明については、電球の生産中止の可能性の問題がございますので、このような状況を踏まえて、今後、計画的に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 体育館は54校中9校、夜間照明は30校中2校とのことでした。初回の御答弁で、業務全体の3割を占める学校関係の消費電力を削減することを狙いとして挙げられていました。だとすれば、体育館や夜間照明のLED化のほうが効果的と私は思います。特に夜間照明については、現在多く使用されている水銀灯は2021年から製造禁止となっており、消耗品の供給に課題が生じています。電球が切れたけど、替えの消耗品がありませんという事態が心配です。消費電力や二酸化炭素排出量の削減という点から、また、消耗品の供給の問題の解消という点からも、体育館や夜間照明のLED化を進めることを期待いたします。計画的な対応をよろしくお願いたします。

続いて、働き方改革について伺います。初回答弁でおよそのことは理解できました。では、令和4年度は具体的にどのような取組を考えているのか、お聞かせください。

○松永修巳議長 小倉学校教育部長。

○小倉貴志学校教育部長 通常学級に在籍している特別な支援を必要とする児童生徒や、複雑化、多様化する教育課題への対応として、補助教員やスクール・サポート・スタッフの適正な配置を検討しております。また、部活動指導員の導入や少人数学習等担当補助教員を活用した小学校での教科担任制の推進を考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 私は、働き方改革は業務の見直しやICTによる効率化に加えて、人的措置が一番効果的というふうに考えます。今までもこの場で何度かお話し申し上げました。特別支援学級等担当補助教員、あるいはスクール・サポート・スタッフの人員配置の取組、これも不可欠というふうに考えます。ただいまの御答弁で、少人数指導や教科担任制への取組を働き方改革の取組として挙げられていました。これらの取組は、児童生徒にきめ細やかな学習指導を行い、学力向上を図るための取組と理解しております。働き方改革の視点からは、どのような効果を見込まれているのでしょうか、お伺いします。

○松永修巳議長 小倉学校教育部長。

○小倉貴志学校教育部長 教科担任制を導入している小学校では、教員にとって授業準備の効率化が図られています。また、担任以外が特定の教科の授業を行う、いわゆる専科が増えることで、担任の授業時数の軽減が図られます。このことから、補助教員の活用や配置を工夫することで小学校における教科担任制を推進し、授業時数、授業準備に要する時間の削減に取り組んでいくということは、働き方改革の視点においても大変有効であると考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 伺いました。少人数指導、それから教科担任のために人員を増やしていくということは、子どものためならず、子どものためでもあるんですけども、働き方改革という点から、時間の余裕という視点でしょうか、そういう働き方改革になるということがよく分かりました。

さて、全国で教員不足が深刻化しています。国は初めて教員不足の実態調査を行い、1月31日に公表しました。これによると、公立学校のほぼ20校に1校で教師不足が発生しているということでもございました。データの詳しい説明は避けませんが、取り上げたいのは、この結果について、文部科学大臣が述べられたことです。調査結果は危機感を持って受け止めている、学校における働き方改革が一番の優先策であると申し上げておきたい、このように述べられました。教職員の働き方改革を進め、教職の魅力向上に取り組むことが、教員不足への対応策として最も重要だと認識を明らかにされたわけで、この教員不足の解消の点からも、働き方改革の推進は待ったなしの状況なのだと思います。本市の次年度予算をこの働き方改革における人的措置の点で見ますと、多少は増えているものの、まだまだ不十分に思います。また、業務の見直しという点では、議会で何度も取り上げられているプール清掃の民間委託も見送られているように思います。これも骨格予算とのことなのでしょうが、残念でなりません。年度内の予算組みを強く要望します。今後も、学校業務の見直しと人的措置の拡大という点で、働き方改革の推進を注視してまいります。

続いて、学校施設について伺います。先ほどの御答弁で、昨年度策定した市川市学校環境基本計画に沿って新たな学校施設を構築していくと理解しました。

さて、教育行政運営方針では、国が昨年8月に公表した新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方の中間報告に言及されています。これをどのような内容と捉えているか、お聞かせください。

○松永修巳議長 小倉学校教育部長。

○小倉貴志学校教育部長 1人1台端末環境の下、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な実現に向けて、現在、国では新しい時代の学校施設の在り方についての議論が進められております。昨年8月に示された中間報告では、Society5.0時代の到来や新型コロナウイルスの感染拡大をはじめとした社会情勢の変化への柔軟な対応と、令和の日本型学校教育を実現するため、柔軟で創造的な学習空間の実現、健やかな学習・生活空間の実現、共に創造する共創空間の実現、安全・安心な教育環境の実現、持続可能な教育環境の実現の5つを、新しい時代の学びやの目指すべき姿として定義しております。そして、それぞれの目指すべき姿に応じた具体的な整備メニューが示されております。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 Society5.0時代の到来や新型コロナウイルスの感染拡大をはじめとした社会情勢の変化への柔軟な対応と、令和の日本型学校教育を実現するための新しい時代の学びやの目指すべき姿というふうに理解いたしました。新しい時代の学びには、これまでの固定観念から脱した学校施設が必要ということだというふう

に思います。教室を今皆さん想像されると、廊下があって、その右左、あるいは左側だけ、右側だけでしょうか、同じような教室がずっと連なっていると。これが一般的な学校の明治以来の姿。これは一斉学習に適した形というふうに言えると思います。現在の子どもたちは新しい学力観の下、一人一人が自分の力で新しい知識等をつかみ取っていく、これが新しい学力観。これに沿った学校の教室となっているかと言えば、そうではない状況がずっと続いているとも言える、このように私は考えます。これから新しい学校施設というのは、子どもが新しい知識を自分の力でつかみ取るのに適した、そういう形式になっていく、このように考えます。だとすると、この中間報告を市川市の今後の学校施設にどのように生かしていくのでしょうか。また、宮田小の建て替え計画にはどのように反映されるのでしょうか。考えをお聞かせください。

○松永修巳議長 小倉学校教育部長。

○小倉貴志学校教育部長 国では令和3年1月に中央教育審議会から答申された令和の日本型学校教育を目指すべき学校教育とし、それを実現するための学校施設や具体的な整備メニューを新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方として整理することとしております。一方、本市では、令和3年1月に市川市学校環境基本計画を策定し、その中で目指すべき学校教育と、それを実現するための学校施設を整理したところであります。この下で現在策定を進めている宮田小学校の建て替えに関する基本構想・基本計画では、学校の環境や条件等を踏まえ、具体的な整備メニューを整理することとしております。市川市学校環境基本計画は、本市独自の学校教育の目標に加え、中央教育審議会の審議内容も踏まえながら策定に至ったものであり、目指すべき学校教育や、それを実現するための学校施設の考え方について、国との整合性は確保できていると考えております。さらに、宮田小学校の建て替えに関する基本構想・基本計画は、国が新しい時代の学びを実現する学校施設整備のモデルを構築するために募集した新しい時代の学びの環境整備先導的開発事業に採択されており、宮田小学校の取組が先導的な学校施設のモデルとして、国の学校施設の在り方を示唆するものとなると考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 ということは、国の新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方を具現化する形で宮田小の建て替え計画が進められていると、これは大変喜ばしいことだというふうに思います。私もこの中間報告をひもといてみました。新しい時代の学校図書館のくだりに、このように書いてあります。学校図書館を核としてコンピューター室と組み合わせて、読書・学習・情報センターの役割を持たせるとありました。先ほど、ICT時代の読書教育は市川市から発信をとお願ひしたところですが、ICT時代の読書教育を推進する新しい時代の学校図書館についても、宮田小の建て替え等で具現化し、ぜひ市川市から発信していただきたい、このように思います。

最後に、この新しい時代の学びを実現する学校について、教育長に御所見をいただけると幸いです。よろしくお願ひいたします。

○松永修巳議長 田中教育長。

○田中庸恵教育長 それでは、私のほうから御答弁をさせていただきたいというふうに思います。

これまでの質問をお聞きいたしまして、これからの学校づくりでGIGAスクール構想の推進というのは避けて通れないものなんだなというのを改めて感じたところでございます。そして、私はこれからの新しい時代の学びというものを考えたときに、1足す1は2というような正解が出る、そういう解があるというんですかね、解がある、そういう学びももちろん大事なんですけれども、解がなかなか出し得ない、また難しい、ないといったものに対峙していかなければならない。じゃあ、どんなふうにそういう問題に対して解決を図っていったらいいかということ、やはり様々な人たちが共同して、そして納得のいく解というのを導き出す力、そういう力を一人一

人の子どもたちが持つことによって図れていくのかなというふうに思っています。そして、それをじゃあ具体的に実現していくためにはどうしたらいいかという、先ほどの学校教育部長の答弁にもありましたけれども、1つは個別最適な学び、その子どもの学習ニーズに応える学びを提供していく、こういうことと、もう一つは協働的な学び、いわゆる課題に対して他者が協働して解決を導いていく、そういう学び、これを一体的に進めていく、こういうことが大事なんではないかと思っております。

ちょっと抽象的なので、先ほどの部長の答弁を引用した形で、学習課程、そういうふうな形でちょっとお話をさせていただきますと、ICT機器や、それからデジタル教科書を使うというような先進的な学びと、それから、話にもありました私たちがこれまでやってきた板書、それからノートを使った授業、それから、御質問者も御指摘されていた読書教育、あるいは学校図書館を使った、利活用をした学習、そういうような、言うならば不易。先ほどはアナログという言葉も出てきましたので、アナログ的な学び、そういうようなアナログ不易な学びと先進的な学び、これを併用していく。先ほどはたしかベストミックスというお話がありましたけれども、それがこれからの教育の主流になっていくというふうに思います。じゃあ、その主流になる教育を補っていく環境というものを考えると、例えば子どもたちは問題解決を図るときに、あることを調べたり、また話し合ったり、あるいはコミュニケーションを図ったり、いろいろ学習のニーズがそれぞれ違います。そのニーズに応じていけるような様々な機能を持った、例えば御質問者がおっしゃった教室であったり、特別教室、そういうものも含めた形の中での学習環境の整備というものが、これから大変大事になってくるというふうに思っております。加えて、それに必要に応じてですけども、施設設備の充実というものも併せて推進していかなければならないと、かように考えている次第でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○松永修巳議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 子どもの学びを中心に据えた環境、施設設備を推進するというので、大変心強く感じました。ありがとうございました。

以上で私の補足質問を終了します。続いて、国松ひろき議員の一般質問形式に移ります。ありがとうございました。

○松永修巳議長 次に、一般質問形式の質問に移ります。

国松ひろき議員。

○国松ひろき議員 創生市川の国松ひろきでございます。通告に従いまして一問一答にて質問させていただきます。

大項目1つ目の幼保施設について質問させていただきます。

創生市川の2020年12月の代表質問に際し、幼保就職ナビについて質問させていただきました。その際に、ある程度の枠組みが必要、市として協力してほしい旨を要望させていただきました。当時2歳の娘がおり、いつ、いかなるタイミングで願書をもらうべきなのか、いつから入園手続をすべきなのか分からないとも述べさせていただきました。

そこで質問になりますが、保護者向けの幼稚園及び保育園の利用案内のパンフレットについて、現在は作成しているのでしょうか。現在の状況等を幼稚園及び保育園ともにお伺いいたします。

○松永修巳議長 大平こども政策部長。

○大平敏之こども政策部長 お答えいたします。

初めに、幼稚園の利用案内につきましては、公立幼稚園の入園案内や幼児教育無償化の手続を中心に、市公式ウェブサイトや子育て「いちかわっこWEB」などにより周知を行っております。私立幼稚園につきましては、

入園手続を各園で直接行っており、利用時間や保育料等につきましても園ごとに異なることから、私立幼稚園協会が作成した幼稚園ガイドブックをこども施設入園課、行徳支所の子育てナビのほか、市川行政サービスセンター、大柏出張所、こども館、図書館、公民館などに設置し、周知を行っております。しかしながら、これらの幼稚園を利用する保護者の中には、公立、私立を比較しながら検討したいという御希望もあることから、手続、制度等を広く網羅し、比較できるような利用案内が必要であることを認識しておりました。そこで、新たに幼稚園利用者向けのパンフレット「幼稚園利用のご案内」を作成しているところでございます。主な内容といたしましては、対象年齢や利用時間等の公立・私立幼稚園の概要、入園申込みの流れ、市内幼稚園等の一覧のほか、特別な支援が必要な子の相談窓口等を掲載する予定となっております。

次に、保育園の利用案内につきましては、手続、各種制度等の詳細な説明を掲載した「保育施設利用のご案内」を配布しております。この内容につきましては、入園、利用調整に係る手続から、所得ごとの利用者負担額や認可外保育施設、各種補助金まで、大変広い範囲にわたるものとなっております。このほか、保護者の皆様にも見やすいように簡易版も配布しており、保護者からよくある質問に回答するFAQ形式で作成し、分かりやすい内容となっております。

以上でございます。

○松永修巳議長 国松議員。

○国松ひろき議員 幼稚園に関して新たな利用者向けのパンフレットを作成しているということ、把握できました。また、保育園の利用案内は年に2回改訂を行っている旨、また一度拝見いたしましたが、大変な量の冊子でございました。そこで、簡易版を作成するということは大変素晴らしいことだと思います。このパンフレットをどのように配布していくのか、どこで配布するのか、お伺いしたいと思います。

○松永修巳議長 大平こども政策部長。

○大平敏之こども政策部長 お答えいたします。

「幼稚園利用のご案内」の配布場所ではありますが、幼稚園ガイドブックと同様に、第1庁舎こども施設入園課、行徳支所の子育てナビほか市川駅行政サービスセンターやこども館、図書館、公民館などの配布を予定しております。これらの施設で配布する理由といたしましては、幼稚園への入園は3歳児が多いことから、2歳児以下の親子連れが多く訪れる施設へ設置することで、保護者の方が手に取りやすくなるものと考えております。また、実際に入園手続や施設の見学は各幼稚園で行っていることから、市内の各幼稚園への配布も予定しております。

次に、保育園の利用案内につきましては、こども施設入園課及び子育てナビ行徳のほか、南行徳市民センター、大柏出張所、市川駅行政サービスセンター、市内の各保育園で配布するとともに、市公式ウェブサイトでも公開しております。多くの保護者が利用の相談や手続で窓口に来られた際に、説明と併せてこの案内を受け取るため、こども施設入園課や子育てナビ行徳の窓口での配布が配布部数の多くを占めているところです。

以上でございます。

○松永修巳議長 国松議員。

○国松ひろき議員 ありがとうございます。例えば駅に置いてもらうとか、出生届を出された際に渡すだとか、漏れのないようにお渡ししてほしいと思います。

続きまして、この今作成中の幼稚園及び保育園のパンフレットはいつ頃から配布が始まるのでしょうか、お伺いいたします。

○松永修巳議長 大平こども政策部長。

○大平敏之こども政策部長 お答えいたします。

「幼稚園利用のご案内」は令和4年3月の配布を予定しており、同時に市公式ウェブサイトでの公開を予定しております。また、「保育施設利用のご案内」は、おおむね5月と10月の年2回の改訂の都度、最新版を配布しております。なお、今年度より作成した簡易版につきましては、昨年10月より配布しているところです。

以上でございます。

○松永修巳議長 国松議員。

○国松ひろき議員 幼稚園、保育園ともに理解できました。子育て世代が皆、幼稚園に入園させるか、保育園に入園させるか悩んでいると思います。ぜひ分かりやすく、誰の手にも渡るように、そういった冊子が存在していることを知らないという方がいないように、周知徹底していただければと思います。

続きまして、大項目の2つ目の「いちかわっこWEB」について伺ってまいりたいと思います。この「いちかわっこWEB」に関しましても、昨年12月定例会で少し触れさせていただきました。そのときは見にくいというお話をさせていただきましたが、そもそも「いちかわっこWEB」とは何なのでしょう。どのようなものなのか概要を教えてください。

○松永修巳議長 大平こども政策部長。

○大平敏之こども政策部長 お答えいたします。

「いちかわっこWEB」は本市の子育て支援情報を集約し発信するサイトとして、平成25年1月に開設しております。本サイトにおきましては、こども館等子育て支援施設のイベント情報や保育園の入園状況等の子育てに関する行政情報、市内で活動している子育て支援団体等の活動内容や子育て親子向けのイベント開催情報などを紹介することで、地域における子育て支援活動の活性化を目指しております。また、情報発信を希望する子育て支援団体につきましては、団体登録をしていただき、子育て支援、子どもの遊びなどに関するイベント、講座などの開催情報や団体の活動紹介など、随時サイトを通じて発信をしております。そのほか子育て情報の発信を希望する方には、希望する地区のイベント情報や子育て情報を掲載したメールマガジンの定期配信を行っております。

本サイトの利用状況でございますが、令和3年12月末現在で登録団体数が104団体、メール会員数が1,239人、サイトの訪問数は、令和2年度実績で約9万件となっております。

以上でございます。

○松永修巳議長 国松議員。

○国松ひろき議員 情報発信サイトであるということ、何となく理解ができました。素晴らしいサイトであるということは間違いなくと思いますが、そもそもこの「いちかわっこWEB」という単語を知らなければどり着けないサイトだと思います。実際、私も昨年の12月に答弁で聞くまで、このサイトを知りませんでした。そこで質問になりますが、どこでどのように周知しているのか、お伺いしたいと思います。

○松永修巳議長 大平こども政策部長。

○大平敏之こども政策部長 お答えいたします。

周知につきましては、市公式WEBサイトのトップページにピックアップメニューとしてバナーを設定しており、多くの方にサイトの存在を知っていただき、容易に閲覧できるよう工夫をしております。また、「広報いちかわ」の特集ページでの紹介のほか、母子健康手帳を受け取るために訪れる母子保健相談窓口アイティや出生届提出の際に御案内のチラシをお渡しするなど、関係部署とも連携を図りながら周知に努めているところでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 国松議員。

○国松ひろき議員 ありがとうございます。「いちかわっこWEB」に訪問できるリンクを公式ウェブに載せているとのことですが、まず本市公式サイトが一番下の項目になり、「いちかわっこWEB」との記載と「市川の子育てを応援」との記載があります。こども館を探したいのに、果たしてこのリンクを踏むでしょうか。トップのトピックスの「妊娠・子育て」の場所を踏むと思います。そこで、こども館、親子つどいの広場等があります。ですが、そこには「いちかわっこWEB」との見出しはありません。また、子育て世代は恐らくスマホ世代だと思います。スマホで見ると、同様に長いトップページの一番下に「いちかわっこWEB」との記載がありましたが、恐らくここまで面倒くさくて見ないと思います。せっかく子育て施設がまとまって載っている、さきの質問の入園の手続方法等もまとまっているのに、そのサイトにたどり着けないというのは宝の持ち腐れだと思います。子育てに関しては「いちかわっこWEB」へと記載したチラシを駅前に置くだとか、今の奥様が行くであろうスーパーに置いてもらうだとか、公民館には行かないけれども、公園には行くと思いますし、公園にデジタルサイネージで広告するだとか、幼稚園、保育園に広告してもらうなど、まだまだ周知する方法はたくさんあると思います。せっかくいいサイトです。ためになるものでございます。しっかり漏れのないように周知徹底してほしいと思います。

何点が再質問させてもらいます。周知がうまくいっていないとは思いますが、便利なサイトだと思います。近隣他市で同じようなサイトを作っているのでしょうか、それとも、市川市独自のサイト制作なののでしょうか、お伺いいたします。

○松永修巳議長 大平こども政策部長。

○大平敏之こども政策部長 お答えいたします。

船橋市では子育て応援・情報サイト「ふなっこナビ」におきまして、妊娠、出産、子育て関係の行政情報を集約し、紹介しております。また、子育てに関する市のイベント情報などをメール配信するサービスも行っております。松戸市では、子育て情報サイト「まつどDE子育て」におきまして、子育て行政に関する様々な情報を集約し紹介しております。また、浦安市では、子育て情報サイト「MY浦安」におきまして、妊娠期から学童期の子育てに関する行政及び地域の情報を紹介しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 国松議員。

○国松ひろき議員 近隣市も行っているということ、理解できました。設定の差かもしれませんが、私のパソコン、携帯のせいかもしれませんが、市川市、スペース、子育てで検索した場合、「いちかわっこWEB」が出てくるのは上から7サイト目、ほかに本市の関連サイトが上位部分を占めておりました。船橋市の「ふなっこナビ」は上から3番目、浦安市は上から2番目、松戸市は最上位に検索が出てきます。市川市の子育てのことは「いちかわっこWEB」なんだとアピールするならば、検索上位に来た方がいいでしょうし、本市の公式ウェブよりもとは言いませんが、公式WEBから何個もリンクを踏んでいくくらいならば、一覧になっている「いちかわっこWEB」を広めたほうがよいと思います。

そこで再々質問になりますが、「いちかわっこWEB」について、周知を拡充していくための取組は考えているのでしょうか。本市の今後の見解をお伺いいたします。

○松永修巳議長 大平こども政策部長。

○大平敏之こども政策部長 お答えいたします。

周知の拡充につきましては、子育て中の方が「いちかわっこWEB」から様々な情報を得られるよう、市公式ウェブサイトにおきまして、子育て支援だけでなく、妊娠、出産、予防接種等、関連する部署のページにも「いちかわっこWEB」へのリンクを設定してまいります。

また、子育て支援をしている方もサイトにアクセスし情報発信に活用できるよう、サイトの内容をより分かりやすく表示するなど工夫してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 国松議員。

○国松ひろき議員 前向きな御答弁ありがとうございます。すばらしいサイトでございます。検索を上位にすること、「いちかわっこWEB」イコール子育てサイトだと誰もが名前を認知できるような政策、また、先ほども申し上げましたが、デジタルサイネージの利用や各幼稚園や保育園にチラシを設置してもらうだとか、駅に置いてもらうだとか方法はたくさんあると思いますので、ぜひ検討をお願いいたしまして、次の質問に移りたいと思います。

続きまして、大項目の3つ目、鉄道行政に関してお伺いしてまいります。

まずは、今年度を最終年度として菅野駅のバリアフリー化工事が行われております。そのほかにも市内には各種各線各駅がありますが、市内鉄道駅のバリアフリー化がどのようになっているのか、現在の状況についてお伺いいたします。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

市内鉄道駅のバリアフリー化につきましては、平成15年策定の市川市交通バリアフリー基本構想に基づき進めております。現在の状況といたしましては、車椅子対応トイレの設置、エレベーター等による段差解消は、市内16駅のうち15駅が整備済みで、今年度の京成の菅野駅の整備により、全ての駅で整備が完了となります。なお、鬼越駅はエレベーター設置はなく、スロープ形状で整備しております。また、転落防止対策といたしましては、内包線付点状ブロックの設置が市内の全ての駅で完了しております。さらに、近年全ての利用者の転落防止を目的に重要性が増しているホームドアの設置につきましては、都営新宿線の本八幡駅が整備済みとなっており、ほかの駅につきましても、今後は順次進めていく予定となっております。

以上でございます。

○松永修巳議長 国松議員。

○国松ひろき議員 菅野駅が完了することによって全ての駅が完了ということ、理解できました。ホームドアの設置のお話がありましたが、そのお話は改めてお伺いしていくといたしまして、過去に令和元年6月の定例会で下総中山駅の南口のバリアフリー化に関しまして質問させていただきました。南口には階段しかなく、車椅子の方、ベビーカーを押している方は、南口に行く際に相当な大回りをしなければならないのでスロープ化してほしいという旨を要望させていただきました。その前段として、船橋市の委員会の中で1度否決されているということも踏まえて、本市から発信していくべきとお話もさせていただきました。その後、私の質問の後、昨年だったと思いますが、船橋市の議会の一般質問にて同様の問題が取り上げられました。

そこで、現在の下総中山駅の南口のバリアフリー化に関して、進捗状況をお伺いいたします。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

下総中山駅南口は幅員約6mの船橋市道に面しており、駅入り口はその道路より約1.2m高くなっていることから、6段の階段等が設置されております。同駅は船橋市内にございますので、JR東日本とのバリアフリー化協議は船橋市が主体となり行われておりますが、本市においても市川市民の利用者が多いことから、これまでも県内自治体等で構成しJR東日本に対し要望活動等を行う千葉県JR線複線化等促進期成同盟などで関係者が一堂に会した際には、船橋市と協調して要望しております。

船橋市によりますと、これまでの協議の中で、ＪＲ東日本は駅構内のバリアフリー化は高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく基本方針を踏まえ、１日当たりの利用者数3,000人以上の駅について、順次進めている方針であるとのこと。また、下総中山駅のように、北口ではバリアフリー経路が１経路整備されている場合であっても、今後需要があるものについては２経路目も検討していく必要性は考えられるが、現在はホームドアの整備を進めていることから、これらと同時にはできないので、優先順位をつけて行っていきたいとの回答も得ているとのことでした。

このような状況を踏まえ、本市としては今後の動向を注視し、引き続き船橋市と協調して要望を行ってまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 国松議員。

○国松ひろき議員 利用者の半数以上が市川市民でございます。お金の問題等でできないのであれば、それこそ船橋市と折半というように、こちらから発信していくというのも、今後検討してほしいと思います。また、関係者が一堂に会した際だけでなく、もっと積極的に発信をしていってほしいと思います。現在、下総中山駅にはホームドアが設置されております。これは工事が完了しているものなのでしょうか。これから何か別の工事が行われるのでしょうか。再々質問になりますが、現在のＪＲ下総中山駅のホームドアの状況についてお伺いしたいと思います。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

下総中山駅のホームドアの設置については、西船橋駅などに設置されているものより軽量で工期の短縮可能なスマートホームドアが整備されております。錦糸町方面の１番線では令和３年11月30日、千葉方面の２番線は12月1日、この両日ともに始発からホームドアが設置され、12月20日の始発から使用が開始されております。

以上でございます。

○松永修巳議長 国松議員。

○国松ひろき議員 昨年の12月20日にスマートホームドアが完全に供用開始しているという旨、理解できました。要望していたものが形になるというのは大変うれしい思いであります。ただ、先ほどの下総中山駅南口のバリアフリー化に際し、ＪＲ東日本の回答の中で、ホームドア設置と同時にはできないとありました。これでホームドアの設置が完了したわけですから、ぜひ前のめりに南口のバリアフリー化に注力してほしい旨を改めて要望させていただきます。

続きまして、私も令和３年２月定例会で質問させていただきました。同年令和３年の12月定例会で我々の会派の稲葉健二議員がＪＲ本八幡駅のホームドアの設置について質問されておりました。本八幡駅を含めてですが、総武線の市川駅や東西線の妙典、行徳、南行徳駅について、ホームドアの設置はどのようになっているのでしょうか、お伺いたします。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

初めに、本八幡駅、市川駅のホームドアの設置時期につきましては、ＪＲ東日本によりますと、令和14年度末頃までに東京圏在来線の主要路線330駅にホームドアを整備することとしております。なお、そのうち駅の乗降人員や車両の扉位置、施工性を考慮し、令和7年度末までに中央・総武緩行線、これを含む路線のうち120駅程度に整備するとしており、両駅については早期整備の可能性があるとのことでございます。

次に、東京メトロ東西線の３駅につきましては、東京地下鉄株式会社によりますと、ホームドアの設置の準備

として、既にホームの躯体工事や電源配線工事、ホームドア本体の機器の製作などを進めているところであり、ホームドアの整備工事は令和4年度から着手し、令和7年度の使用開始が予定されているとのことでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 国松議員。

○国松ひろき議員 昨年の2月に質問した際には、JR本八幡駅、市川駅のホームドアの設置は2032年度までに整備するというような答弁がありましたが、2025年度末までに整備する120の駅に含まれているということでございますので、ぜひ早期完成を目指して進んでいってほしいと思います。また、東西線の3駅に関しましても、既に躯体工事などが進められており、令和4年度からホームドアの整備工事が始まる旨、理解できました。東西線も進められているという発言をいただけたのは大変素晴らしいことだと思います。そうなってくると、金銭の負担の部分が気になってまいります。あくまで素人のイメージですが、JRは元国鉄、現在はJR東日本ですが、東西線等は私鉄のイメージがあります。

再質問させていただきますが、JR線におけるホームドアの設置に伴う事業費はおおむねどの程度になるのか。また、市を含めた費用の負担割合はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

事業費につきましては、使用するホームドアの種類やホームの構造などにより、駅によって異なっております。昨年整備されたJR西船橋駅の工事費を例にしますと、10両編成の上りと下り用で約4億円となっております。費用の負担割合は、国、地方公共団体、鉄道事業者がバリアフリー法の趣旨にのっとり、三位一体により整備を推進する理念の下、各事業に対しては、それぞれが3分の1ずつ負担を行うことが基本とされております。本市では、これを踏まえ、市川市鉄道駅バリアフリー設備整備事業補助金交付要綱、これを定め、3分の1の負担を行っております。

なお、市の負担分につきましては、千葉県の鉄道駅バリアフリー設備整備事業補助金交付要綱に基づき、県から市に補助金が交付されるものでございます。このようなことから、JR西船橋駅の例で試算しますと、市の負担金額は1駅当たり約1億3,000万円となり、このうち県から市への補助金は約3,000万円が補助されることとなります。

以上でございます。

○松永修巳議長 国松議員。

○国松ひろき議員 西船橋駅で約4億円、鉄道事業者、国、市で3分の1ずつの負担、さらに市の負担分は県の補助金が入って、西船橋駅だったら約1億円の負担でできたということ、理解できました。市川駅の場合は快速ホームがありますので、西船橋駅より高くなりそうだなというのが感想になります。元国鉄で3分の1。でしたら私鉄のほうはどうなるのでしょうか。既に躯体工事等始まっているのならば、予算の概要等、出てきていると思います。東京メトロ東西線のホームドアの事業費と費用負担割合についてお伺いいたします。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

東京メトロ東西線の南行徳駅、行徳駅、妙典駅におきましては、現在確認しているところでは、3駅の合計で約22億円の事業費が見込まれているとのことでございます。この費用負担割合については、地下鉄の場合、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構地下高速鉄道整備事業費補助取扱要領、これに基づき国が0.25704、地方公共団体は0.2856とされております。本市では、先ほどの市川市鉄道駅バリアフリー設備整備事業補助金交

付要綱の中でこの負担割合も規定し、0.2856を負担するものとしております。

以上でございます。

○松永修巳議長 国松議員。

○国松ひろき議員 3駅の合計が約22億円、そのうち0.2856を負担する。約3割弱を本市が負担するというと、理解できました。こちらは県の補助金が出ないということでしょうから、総武線よりやや割高になるのかなということ、理解できました。多額の予算がかかるということは分かりましたが、早々に市内各駅の全駅がホームドアの設置を完了させることが望ましいわけで、必要経費だと思います。本来であれば、市川市民の利用数が多い下総中山駅は完了しておりますが、原木中山駅や船橋法典駅等もどういった状況なのかお伺いしたいところではありますが、駅の設置場所が厳密に言えば他市なわけで、どういった状況か聞くことは難しいと思っております。

そこで、次の再質問になりますが、市境付近の駅において、ホームドア等のバリアフリー化を実施する場合、実際にその工事を行う場合の補助を行う地方公共団体はどのように決めているのか、お伺いいたします。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

市境付近にある駅のバリアフリー化につきましては、基本的には駅の所在する自治体が補助を行っているものでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 国松議員。

○国松ひろき議員 そりゃそうですね。逆に北総線の北国分駅の場合は、本市に所在し、もちろん市川市民の利用も多いですが、松戸市民の利用も多い駅です。そういった駅のホームドア化の際には、本市のみで行うのも何かちょっと違うような気がします。原木中山駅のように利用民の大半が市川市民の場合、市川市が予算立てしてもおかしくないと思いますし、船橋市としては利用民が少ないからといって、ホームドアの設置などは優先順位が低いのかなと不安になります。そういった場合、市川市も予算を組んだほうがいいのかと思います。ぜひ市境付近にある駅に関しましては、他市としっかり連携をして、共同で予算を組むだとか負担割合を話し合うだとか、しっかりと連携を深めていっていただき、市内各駅、他市にまたがりますが市川市の利用者数が多い駅等は、バリアフリー化というか、ホームドアの設置が早期完了するよう、力強く要望させていただきます。

それでは、次の道路管理行政のほうに移ります。

こちらも令和元年6月定例会で船橋市との市境付近の踏切の管理等について質問させていただきました。その後、令和2年2月定例会において議案第77号、議案第78号で市道路線の廃止と認定を行い、市川市と船橋市の市境における道路の管理区分などを取り決めました。ここで質問になりますが、その取決めはどのような取決めだったのか、お伺いいたします。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

船橋市と市川市との市境が道路中心線などをまたぐ路線や道路に接する路線の管理につきましては、令和2年3月31日付で船橋市及び市川市の行政区域の境界に存する道路の管理に関する協定を締結いたしました。この協定は、円滑な事務処理を図ることを目的に、道路の管理区分及び費用負担等を明確にしたものでございます。対象路線といたしましては、市境が道路をまたがる路線として15路線、また、市境が道路に接する路線として28路線の合計43路線と、両市にまたがる橋や地下道など6つの共用管理施設の管理者を明確にしたものです。管理区分の内訳といたしましては、43路線のうち市川市が23路線、船橋市が20路線、また、6つの共用管理施設のう

ち、市川市が原木地下道の1施設、船橋市が真間川をまたぐ中山橋や京葉道路をまたぐ小栗原架道橋などの5施設を管理することとしたものです。

以上でございます。

○松永修巳議長 国松議員。

○国松ひろき議員 ありがとうございます。確かに私の家の付近では道路の中央部分に市境があり、道路の真ん中にくぼみ等があった際、どちらが補修するのか明確ではない箇所がたくさんあります。そういった意味では、市境は真ん中ですが、管理している市が明確になれば、どちらが補修するのか分かりやすくなって大変よいことだと思います。

改めて再質問させていただきますが、隣接している市は何も船橋市だけではありません。松戸市や浦安市も隣接しております。現在は隣接する浦安市と松戸市とは管理の取決め等はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

初めに浦安市でございますが、平成28年12月に市境道路の8路線につきまして、市川市と浦安市の市境道路の維持管理に関する協定書を締結いたしました。内訳といたしまして、8路線のうち市川市と浦安市、それぞれ4路線ずつ管理することとしております。松戸市につきましては、市境道路の13路線について、今年度より協議を進めているところで、まだ管理協定の締結には至っていないところでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 国松議員。

○国松ひろき議員 浦安市に関しましては協議済みで、松戸市に関しては、現在協議を進めていっている旨、理解できました。再質問させていただきますが、実際にそれぞれの路線の管理者を定め、管理協定を締結したとのことでありますが、市川市が管理することになった道路では何が変わったのか。また、これから何が変わるのかお伺いいたします。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

管理協定締結以前は各種道路の手続や道路補修等の費用負担について明確な取決めを定めておりませんでした。このため、問題が生じた際は、両市の担当者間においてその都度協議し、対応を図っていたところでございます。管理協定の締結後は、管理する路線の管理者の一本化が図られたため、道路の手続や補修等の対応に両市の協議が不要となり、スピード感を持って対応できるようになりました。例えば、市境をまたがる道路において道路占用物件の申請を行う際は、市川市側に物件を設置する場合は市川市へ申請、船橋市側に設置する場合は船橋市へ申請するなど、設置場所により申請先が変わっておりましたが、道路の管理者を定めたことで窓口が一本化されました。なお、管理協定締結後は両市間に問題が生じたことは、現在のところございません。

以上でございます。

○松永修巳議長 国松議員。

○国松ひろき議員 スピード感を持って対応ができるようになったということでございますが、大変素晴らしいことだと思います。毎定例会ごと、議案説明会の際に、どここの道路に陥没があって、事故もしくはけがを負って本市が対応している旨の報告が上程されます。早急に陥没地点の整備に取り組むということは、市民の安全のためにも、本市としてリスクマネジメントとしても必要不可欠であります。松戸市とも早々に協議を完了してほしいと思います。また、管理が変わったことを知らないという者がいないように、庁内にも周知徹底をお願い

したいと思います。

もう1個再質問させていただきます。管理が変わっただけで市境は道路の中央付近にあることは変わっておりません。市川市の地面が広がったわけでもありません。船橋市、浦安市と協議が終わり、市川市の管理する道路が明確化されました。その中で気になるのが、私の自宅付近の市境道路はとても狭いです。狭隘道路だと思います。若宮地区にもまごころゾーンが多数ありますが、もっと増やさないと相互通行がしにくい箇所がたくさんあります。

そこで質問になりますが、市川市の管理することとなった市境道路について、本市が主体となって事業を進めることができると思いますが、狭い道路について、まごころゾーンの整備は可能なのでしょうか。また、この事業で船橋市側にまごころゾーンの整備をすることは可能なのか、お伺いいたします。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

まごころ道路整備事業は、幅員が狭いため自動車と歩行者及び自転車、もしくは自動車同士のすれ違いが困難であり、かつ一定数以上の交通量がある市道を対象に、まごころゾーンと称する車両等が退避できるスペースを、沿道の土地を取得することなどにより設けて、地域の方々などが安心して利用できる道路を整備するものでございます。この事業は平成22年度から開始し、令和2年度末までに29か所を整備しておりますが、これまで船橋市など隣接市との市境道路で整備したことはございません。

まごころ道路を整備する際の手順といたしましては、地域の方々や道路を利用するの方々などから御要望をいただきました路線について、現地の調査を行い、その調査により一定数以上の交通量があることや、退避スペースを設置する候補となる用地の有無について確認をいたします。そして候補地の所有者から事業の御協力の意向が示された場合につきましては、予算計上などの必要な手続を進め、用地を確保し、退避スペースの整備をしますのでございます。今後、市川市が管理する市境道路においてまごころ道路の整備要望がある場合にも、同様の手順で進めてまいります。退避スペースについては、まずは市川市側で設置が可能か検討をいたします。その結果、市川市側に退避スペースを設置することが難しく、船橋市側で設置が可能となるようなケースにおいては、用地の確保方法や整備方法などについて船橋市と協議をして進めていくことになるかと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 国松議員。

○国松ひろき議員 私が懸念している道路の一つで一方通行の道路があります。一方通行の道路ですから、相互通行はありませんが、車の通行量が多い道路で、中山4丁目と船橋市の本中山1丁目に市境道路があります。下総中山駅から若宮、中山に抜ける道になり、徒歩で、自転車で、そこを通っている方がたくさんいる道路でございます。車が来た際は歩行者が立ち止まり、壁面にくっついて車が通り過ぎるのを待つような細い通りです。実際に、こちらの管轄はさきの協定で船橋市の管理となりました。そういった箇所にぜひまごころゾーンの設置等を検討していただきたい旨を要望させていただきたいと思っております。

実際に、今申し上げた道路のお話になりますが、その通りからすごく細い、車で行くのが大変な道路で、先日火事がありました。私も消防団として動員がかりました。実際の現場は中山2号踏切付近、中山4丁目になり、市川市の消防が出動しておりました。

そこで質問になりますが、今回は火事でしたが、市境といえど、この道路を管轄しているのは船橋市になります。また、踏切を管轄しているのも船橋市になります。そこで、市境付近の道路や踏切、例えば京成線の中山2号踏切などで事故があった場合、どこの警察署、消防署が対応するのか、お伺いいたします。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

例えば京成の中山2号踏切のように市境が分かりづらい箇所において事故や火災などが発生した場合の対応は、110番や119番の通報を受けたどちらかの市域の所轄警察署及び消防署が直ちに現地に向かうとのことでございます。また、現場の状況により両市の警察署及び消防署に応援要請等を行うことになっているとのこと。

以上でございます。

○松永修巳議長 国松議員。

○国松ひろき議員 現場の状況により、どちらも対応するということが、理解できました。改めて消防の管轄、消防団の応援要請に関しましては、別のときに消防に質問させていただくといたしまして、船橋市の所管か、市川市の所管か分かりにくい箇所がたくさんございます。いざ有事があった際に戸惑わないように、近隣市との緊密な連携をお願い申し上げます。

また、先ほどから申し上げている道路に関する質問になりますが、その火事のあった踏切は非常に狭くなっております。また、その隣、中山3号踏切も非常に狭くなっております。どちらも船橋市の管理道路沿いの市境踏切でございます。そこだけではないんですけれども、例えば今申し上げた踏切のような市境道路の踏切の場合、拡幅整備などはどのように行うのか。管理は他市が行っている場合でも市川市で施行できるのか、お伺いしたいと思います。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

踏切は国により事故の防止及び道路交通の円滑化のため立体交差化、統廃合等によりその除却に努めるべきものとされております。ただし、踏切に歩道がない場合や歩道が狭小な場合の拡幅整備につきましては、その緊急性に鑑み、踏切の統廃合を行わずに実施できるとされております。その際に対象となりますのは、前後の道路に歩道が設置されている場合や、前後の道路における歩道の拡幅計画に合わせて行う場合とされております。このような前提の下、市境道路における踏切を拡幅する際には、前後の道路拡幅について、隣接市との協議を踏まえて、道路を管理する市が主体となり実施することになると考えております。中山2号踏切のある道路は船橋市管理となっていることから、両市で協議した上で、船橋市が主体となり拡幅することになると考えます。

以上でございます。

○松永修巳議長 国松議員。

○国松ひろき議員 ありがとうございます。今し方お話しさせていただいた中山3号踏切のほうのお話でございますが、以前も2019年6月に中山1号、2号、3号の踏切の拡幅や雪の対応について質問させていただきました。私の自宅付近は車で入ってきてしまいますと、坂道を登らなければ幹線道路に出られません。船橋市との市境道路での降雪対応はどうなっているのか、お伺いしたいと思います。

また、具体例から言いますと、中山3号踏切は船橋市にありますが、市川市の利用者がほとんどでございます。このような場合はどのように対応するのか、併せてお伺いしたいと思います。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

令和2年3月に締結いたしました船橋市との管理協定において、道路の維持や修繕、その他降雪等の対応については、原則その道路管理者が行うこととなっております。このため、中山3号踏切前後の坂道につきましては、船橋市の管理道路となっていることから、降雪に伴う凍結防止や除雪作業などは船橋市が対応することとなっております。なお、このような市境道路の降雪や大雨などの災害対応等につきましては、本市といたしましても必要に応じ船橋市と情報の共有化を図り、連携に努めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 国松議員。

○国松ひろき議員 情報の共有等の連携を深めていく旨、理解できました。市川市では妊婦へのタクシー助成制度があります。この制度も前定例会で触れさせていただきましたが、大変すばらしい制度であります。定期健診とかではなく緊急を要するとき、雪が降っていたら大変です。船橋市が凍結防止を行った等、こちらから問い合わせなければならないと思います。そういったときにも深い連携は必要不可欠だと思います。ぜひ密に連絡のやり取りを行ってほしい旨を要望させていただきます。

そもそも中山3号踏切に関しまして申し上げさせてもらいますと、まず坂が急過ぎて対面が全く見えません。北から南に抜ける一方通行になります。二輪は除かれますので、対面からバイクが来ることが往々にしてあります。また、一方通行の出口には船橋市の児童館があることから、子連れの自転車も多く来ます。見通しが悪くだけでなく、線路を越えたらすぐ急な下り坂で、そして最終的なカーブになります。これでは雪が降ったらひとたまりもありません。先ほども申し上げましたが、中山2号踏切も南から北側に向かう一方通行で、車の通行が非常に多い通りでございます。その通りの一番太い箇所は踏切内ということで、車に追い抜いてもらうために踏切内で立ち往生するという方が非常に多いです。そういったことを踏まえ、中山2号、中山3号踏切に関しては、拡幅だとか改良だとかが必要だと考えられます。踏切の拡幅だけでなく、中山2号踏切の通路にまごころゾーンの整備など、船橋市との連携を深めていってもらい、安全・安心のための協議を強くしていただくよう要望させていただきます。次の項目に移ります。

雨水貯留浸透対策についてお伺いしてまいります。

先日、知り合いの墨田区議会の方の取り計らいで墨田区役所に視察に行っていました。市川市同様に水に囲まれた町でありながら、冠水、浸水の被害はほぼ皆無に等しいということでございます。こういった取組を行っているのかお伺いしたところ、雨水をしっかりと貯留し、再利用しているとのことでした。

そこで伺いたしますが、本市における雨水浸透対策の取組状況についてお伺いしたいと思います。

○松永修巳議長 高久水と緑の部長。

○高久利明水と緑の部長 本市では総合的な治水対策として、河川整備だけではなく雨水の流出抑制のため、雨水浸透施設や雨水貯留施設を整備して推進しております。雨水貯留浸透施設については、本市の事業により整備し設置したものと、民間の協力により設置したものとがあります。施設の設置状況としましては、本市で整備した雨水貯留施設は校庭貯留が30か所、調整池が13か所あり、貯留量は約18万3,000 m^3 となっております。民間の協力により設置した施設としましては、宅地開発事業において雨水貯留施設や雨水浸透施設が設置されており、貯留量は約56万3,000 m^3 となっております。これらを合計した市域全体の貯留量は約74万6,000 m^3 となり、このうち真間川流域を見た場合、貯留量は約45万6,000 m^3 で、真間川流域整備計画に定める保水機能保全のための必要対策量である12万 m^3 に対して約3.8倍が確保されている状況であります。

また、宅地開発条例等が適用されない規模の建築物においては、平成17年7月に施行された通称市民あま水条例に基づき、雨水浸透に適する土地において新築する建物に対して雨水浸透施設を設置を促しております。市民あま水条例に基づく雨水浸透施設の実績は、これまでに約6,000件あり、近年では令和元年度には210件、2年度は255件、3年度は12月末までに264件となっております。さらに、新築時を含めた雨水小型貯留施設の設定と既存宅地における雨水浸透施設について、助成制度を設け設置を促しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 国松議員。

○国松ひろき議員 もろもろ理解できました。今の答弁で、通称市民あま水条例という単語が出ました。その市

民あま水条例を制定し、雨水の貯留浸透に取り組んでいるとのことですが、条例の制定の経緯と雨水小型貯留施設と雨水浸透施設の設置に対する助成金額、本年度の予算額と申請状況、これまでの実績と推移について再質問させていただきます。

○松永修巳議長 高久水と緑の部長。

○高久利明水と緑の部長 初めに、通称市民あま水条例の制定の経緯についてでございますが、本市では、急激な市街化の進展に伴い雨水の流出量が増大し、いわゆる都市型水害が頻発するようになり、昭和58年度には総合的な治水対策の在り方を定めた真間川流域整備計画を策定しました。これを契機に、従来から河川改修など治水施設の整備に加え、河川への雨水流出抑制対策に取り組んでまいりました。雨水被害の軽減を図るためには、河川改修などの行政の施策だけではなく、市民一人一人が自己の所有する宅地に降った雨水を宅地内で浸透や貯留して下流に流さないことが何より効果的であります。そこで、平成10年度に雨水流出抑制及び地下水の涵養を促進するため市川市雨水浸透施設設置助成金交付要綱を制定し、平成13年度には雨水小型貯留槽の設置助成を拡充いたしました。その後、さらに事業効果を向上させるため、平成17年3月に市民あま水条例が制定され、7月より施行されたものでございます。

次に、雨水小型貯留施設と雨水浸透施設の設置に対する助成金額ですが、雨水小型貯留施設のうち雨どい取付け型は施設の購入費及び設置費の合計の2分の1で上限が2万5,000円、浄化槽転用型は浄化槽の清掃及びポンプ設置工事に係る費用の3分の2で上限が8万円、浸透ます及び浸透トレンチなど雨水浸透施設は既存宅地が対象で、算定基準に基づき施設購入及び設置に係る費用を助成しています。また、本年度の助成金の予算額は34万5,000円、1月末時点の申請件数は9件でございます。

最後に、これまでの助成実績としましては、平成10年度から累計で約590件であります。市民あま水条例の施行後、申請件数が最も多かったものは平成19年度の43件で、ここ数年は年間約10件弱となっております。

以上でございます。

○松永修巳議長 国松議員。

○国松ひろき議員 ありがとうございます。この雨どい型の貯留施設は一般的な住宅においても比較的設置しやすいものと思います。2万5,000円の費用負担が高いのか、安いのか、分母が分からないので見当が付きません。そこで、この雨どい取付け型の貯留施設は実際にどの程度の設置費用がかかるのか。また、その設置費用に対する助成金額の妥当性についてお伺いいたします。

○松永修巳議長 高久水と緑の部長。

○高久利明水と緑の部長 雨どい取付け型の貯留施設の場合、過去5年の助成事例における1件当たりの設置費用の平均額は約5万1,000円となっております。この平均的な設置費用を踏まえたと、助成割合2分の1、上限が2万5,000円という助成金額の設定につきましては、妥当な水準であると考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 国松議員。

○国松ひろき議員 取付けをした業者によって金額も異なると思いますし、長さによっても異なりますので、一概にどの程度とは言いきれないと思いますが、御答弁ありがとうございます。平均5万1,000円に對しまして半額の2万5,000円ならば、妥当どころか大変よい制度だと感じました。雨水をためて庭に放水したり、車の洗車ができたり、市民にとっても節約ができ、また本市にとっても各個人が、各お宅が貯留することによって冠水対策、浸水対策につながり、共にウィン・ウィンな制度だと思います。ですが、近年の申請件数は10件弱、制度の予算に対して申請件数が少なく感じますが、そこで、市民への助成制度の周知はどのように行っているのか、お伺いいたします。

○松永修巳議長 高久水と緑の部長。

○高久利明水と緑の部長 市民への周知方法としましては、「広報いちかわ」やホームページの掲載、窓口でのパンフレットの配布のほか、真間川流域総合治水対策の一環で実施しているイベントにおける啓発活動がございます。また、下水道工事の説明会においては、下水道整備により廃止される浄化槽を利用する浄化槽転用型の貯留施設の助成について周知をしておりますが、今後は雨水浸透施設や雨どい取付け型の貯留施設についても周知してまいります。

また、これに加え、自治会への回覧を利用して、市民一人一人が降った雨水を宅内で浸透、貯留することの効果などについて周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 国松議員。

○国松ひろき議員 イベントでの啓発活動、また、今後は自治会などでの回覧を行っていくという周知をしていく旨、理解できました。そもそも冠水対策、浸水対策は、この海や川に囲まれた市川市において必要不可欠な対策でございます。河川へ雨水を流す量の対応、調整池の整備、ポンプ場の建設、どれも必要な措置ではありますが、もっと根本的に市民が行政とともに冠水、浸水をなくす取組を行えば、墨田区のような冠水、浸水のないまちづくりも可能ではないでしょうか。ちなみに、墨田区役所は大規模な雨水の貯留施設を庁舎内に持っており、トイレの利用等にも雨水を使用しているようでございます。また、町なかに路地尊といたしまして、誰もが雨水を利用できる施設が何か所にも設置されております。もう既に市川市の新庁舎が出来上がってしまっているのですから、今から庁舎のトイレの利用のために改良するのは難しいことではありますが、これから市川市に自宅を建てる方、建て替えを検討している方には、ぜひ、貯留浸透施設の設置を義務化はできませんが、促してほしいと思います。私も自宅を建てる時にこの制度を知っていれば、つけていたと思います。ですが、不動産屋さんから何の告知もありませんでした。今後は不動産屋さんと連携するだとか、リフォームの際に雨どい型の取付けもできるでしょうから、リフォーム屋さんと連携してほしいと思います。

また、本市の下水普及率に関しましても、私も何度も質問させていただきました。また、浄化槽を利用している方がたくさんおります。今後、浄化槽転用型に切り替えていただけるチャンスも残っているわけであります。浄化槽を取りやめる方には一言、雨水の利用もできるようになりますと付け加えてほしいと思います。改めて、今後しっかりとした制度の周知の徹底を行ってほしい旨を強く要望させていただき、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○松永修巳議長 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 2 時 57 分散会

第 4 日

令和 4 年 2 月 21 日（月曜日）

令和4年2月市川市議会定例会議事日程（第4号）

令和4年2月21日（月曜日）午前10時開議

- 第1 鈴木雅斗議員に対する処分要求の件（清水みな子議員提出）（委員長報告）
第2 鈴木雅斗議員に対する処分要求の件（増田好秀議員提出）（委員長報告）
第3 鈴木雅斗議員に対する処分要求の件（越川雅史議員提出）（委員長報告）
第4 議案第55号 市川市個人情報保護条例の一部改正について
第5 議案第56号 市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について
第6 議案第57号 市川市国民健康保険税条例の一部改正について
第7 議案第58号 市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正について
第8 議案第59号 令和3年度市川市一般会計補正予算（第14号）
第9 議案第60号 令和3年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
第10 議案第61号 令和3年度市川市介護保険特別会計補正予算（第2号）
第11 議案第62号 令和3年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
第12 議案第63号 令和3年度市川市下水道事業会計補正予算（第5号）
第13 議案第64号 令和4年度市川市一般会計予算
第14 議案第65号 令和4年度市川市国民健康保険特別会計予算
第15 議案第66号 令和4年度市川市介護保険特別会計予算
第16 議案第67号 令和4年度市川市後期高齢者医療特別会計予算
第17 議案第68号 令和4年度市川市下水道事業会計予算
第18 議案第69号 財産の減額貸付について
第19 議案第70号 財産の減額貸付について
第20 議案第71号 教育委員会委員の任命について
第21 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
第22 諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
第23 諮問第6号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
第24 諮問第7号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
第25 報告第36号 専決処分の承認を求めることについて
第26 報告第37号 専決処分の承認を求めることについて
第27 報告第38号 専決処分の報告について
第28 報告第39号 専決処分の報告について
第29 報告第40号 専決処分の報告について
第30 報告第41号 専決処分の報告について

（代表質問） 無 所 属 の 会 越川雅史議員

【一般質問形式】 長友正徳議員、石原よしのり議員

日 本 共 産 党 廣田徳子議員

【一般質問形式】 やなぎ美智子議員、清水みな子議員、金子貞作議員

本日の会議に付した事件

- 日程第1 鈴木雅斗議員に対する処分要求の件（清水みな子議員提出）
日程第2 鈴木雅斗議員に対する処分要求の件（増田好秀議員提出）
日程第3 鈴木雅斗議員に対する処分要求の件（越川雅史議員提出）
日程第4 議案第55号 市川市個人情報保護条例の一部改正について
日程第5 議案第56号 市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第6 議案第57号 市川市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第7 議案第58号 市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正について
日程第8 議案第59号 令和3年度市川市一般会計補正予算（第14号）
日程第9 議案第60号 令和3年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第10 議案第61号 令和3年度市川市介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第11 議案第62号 令和3年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第12 議案第63号 令和3年度市川市下水道事業会計補正予算（第5号）
日程第13 議案第64号 令和4年度市川市一般会計予算
日程第14 議案第65号 令和4年度市川市国民健康保険特別会計予算
日程第15 議案第66号 令和4年度市川市介護保険特別会計予算
日程第16 議案第67号 令和4年度市川市後期高齢者医療特別会計予算
日程第17 議案第68号 令和4年度市川市下水道事業会計予算
日程第18 議案第69号 財産の減額貸付について
日程第19 議案第70号 財産の減額貸付について
日程第20 議案第71号 教育委員会委員の任命について
日程第21 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第22 諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第23 諮問第6号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第24 諮問第7号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第25 報告第36号 専決処分の承認を求めることについて
日程第26 報告第37号 専決処分の承認を求めることについて
日程第27 報告第38号 専決処分の報告について
日程第28 報告第39号 専決処分の報告について
日程第29 報告第40号 専決処分の報告について
日程第30 報告第41号 専決処分の報告について

（代表質問） 無 所 属 の 会 越川雅史議員

【一般質問形式】 長友正徳議員、石原よしのり議員

日 本 共 産 党 廣田徳子議員

出席議員 41名

や な ぎ 美 智 子
金 子 貞 作

長	友	正	徳
佐	直	友	樹
つ	ち	正	順
小	山	直	人
つ	か	た	か
鈴	こ	か	の
国	木	雅	斗
石	松	ひ	ろ
清	原	た	か
廣	水	み	な
増	田	徳	子
中	田	好	子
久	町	け	秀
浅	川	隆	い
中	野	さ	志
細	村	よ	ち
石	田	伸	し
青	原	み	お
大	山	ひろ	一
小	保	た	子
高	泉	文	か
石	坂		ず
秋	原	よ	し
か	本	の	り
西	た	竜	子
宮	村		大
中	本		敦
松	山	幸	均
荒	永	鉄	紀
稲	木	詩	兵
加	葉	健	郎
松	藤	武	二
越	永	修	央
大	川	雅	巳
堀	場		史
か	越		諭
松	づ		優
竹	井	清	勉
岩	内	清	努
	井		海
			郎

欠 席 議 員 な し

説明のため出席した者の職氏名

市 長	村 越 祐 民
副 市 長	笠 原 智
副 市 長	大 津 政 雄
代 表 監 査 委 員	菅 原 卓 雄
教 育 長	田 中 庸 惠
危 機 管 理 監	水 野 雅 雄
広 報 室 長	麻 生 文 喜
総 務 部 長	植 草 耕 一
企 画 部 長	小 沢 俊 也
財 政 部 長	金 子 明
情 報 政 策 部 長	稲 葉 清 孝
文 化 ス ポ ー ツ 部 長	森 田 敏 裕
経 済 部 長	小 塚 眞 康
福 祉 部 長	小 泉 貞 之
こ ども 政 策 部 長	大 平 敏 之
保 健 部 長	増 田 浩 子
環 境 部 長	根 本 泰 雄
街 づ く り 部 長	川 島 俊 介
道 路 交 通 部 長	藤 田 泰 博
行 徳 支 所 長	菊 田 滋 也
消 防 局 長	本 住 敏
教 育 次 長	松 丸 多 一
学 校 教 育 部 長	小 倉 貴 志

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	川 島 智
事 務 局 次 長	板 垣 道 佳
議 事 課 長	佐 藤 暢 一
(議事担当)	
主 幹	米 津 孝 成
副 主 幹	金 子 貴 一
主 査	尾 本 悠
主 任 書 記	高 柳 陽 一
(調査担当)	
主 幹	上 原 高

主 任 書 査 岡 澤 英 康
主 任 書 記 武 田 悠 大

○松永修巳議長 ただいまから本日の会議を開きます。

○松永修巳議長 日程第1 鈴木雅斗議員に対する処分要求の件（清水みな子議員提出）から日程第3 鈴木雅斗議員に対する処分要求の件（越川雅史議員提出）までを一括議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、鈴木雅斗議員の退席を求めます。

〔鈴木雅斗議員退席〕

○松永修巳議長 本件に関し、委員長の報告を求めます。

懲罰特別委員長、細田伸一議員。

〔細田伸一懲罰特別委員長登壇〕

○細田伸一懲罰特別委員長 ただいま議題となりました鈴木雅斗議員に対する処分要求の件（清水みな子議員提出）ほか2件について、懲罰特別委員会における審査の経過並びに結果を一括して御報告申し上げます。

本特別委員会におきまして、まず、要求議員に対する質疑を行いました。質疑はありませんでした。

続いて、鈴木雅斗議員の一身上の弁明を聞いた上で、各委員からの意見の開陳及び討論を行いました。

以下、その主なものを要約して申し上げます。

まず、反対の立場から、「本件における鈴木雅斗議員の発言は、単なる意見の開陳と解すべきである。議員の身分は極めて重いものであり、その発言を軽々に罰するべきではない。したがって、懲罰には値しないと考える」との意見が述べられました。

また、「本件における鈴木雅斗議員の発言は、その表現に多少行き過ぎたところはあるものの、要求議員の主張するところの一方的な侮辱行為であるとまでは言えない。また、要求議員は本件発言がなされた時点で鈴木雅斗議員に対して質疑を行うなど、その発言の意図を確認する機会があり、議会は言論の府であることを考慮すれば、その場で議論を闘わせていくべきであったのではないかと考える。よって、本件については懲罰を科すべきではないと考える」との意見が述べられました。

次に、賛成の立場から、「本件における鈴木雅斗議員の発言中、『無責任』、『卑劣極まりない』、『議会を愚弄するかのごとき行為』といった表現は、どう考えても行き過ぎである。また、この発言が懲罰に当たらないとすれば、結果として同様の発言を許容することになってしまうため、本市議会の品位を保つためには懲罰を科すべきであると考える」との意見が述べられました。

また、「本件における処分要求書に記載されている内容は、鈴木雅斗議員の本会議における発言である。これが事実であることは全員が承知しており、当該発言は懲罰に値するものとする」との意見が述べられました。

さらに、「本件における鈴木雅斗議員の発言は、処分要求書に記載のとおり侮辱に値すると思うので、懲罰を科すことは適切である。その種類については、鈴木議員は過去にも懲罰を受け公開の議場における陳謝を行っており、以前よりも重い出席停止が妥当である。また、出席停止の期間は、市川市議会会議規則に規定されている最長の7日では重過ぎるが、1日では軽過ぎる。よって、提出されている処分要求1件につき、それぞれ4日とすべきである」との意見が述べられました。

本特別委員会といたしましては、採決の結果、清水みな子議員、増田好秀議員及び越川雅史議員の3名から提出された処分要求について、賛成者多数により、それぞれ4日間の出席停止の懲罰を科すべきと決定した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

○松永修巳議長 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。——ないものと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

鈴木雅斗議員から、本件について一身上の弁明をしたい旨の申出があります。

お諮りいたします。この際、これを許可することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 異議ないものと認めます。よって、鈴木雅斗議員の一身上の弁明を許可することに決定いたしました。

鈴木雅斗議員の入場を許可いたします。

今控室に戻っているようですので、事務局で呼びに行っています。

〔鈴木雅斗議員入場〕

○松永修巳議長 ここで、鈴木雅斗議員に一身上の弁明を許可いたします。

鈴木雅斗議員。

〔鈴木雅斗議員登壇〕

○松永修巳議長 鈴木議員、かばんを外したらどうでしょうか。

○鈴木雅斗議員 許可は得ております。

○松永修巳議長 誰の許可を。議長として許可を聞いていませんけれども。

○鈴木雅斗議員 金子議長の許可をいただきました。

○松永修巳議長 金子議長、今いませんよ。現在の段階でやるんですから。

○鈴木雅斗議員 障害があるということで許可をいただきました。

○松永修巳議長 かばん、必要ないでしょう、弁明するのに。

○鈴木雅斗議員 薬が入っております。薬が入っておりますが、でしたら、外させていただきます。

お見苦しいところを大変失礼いたしました。鈴木雅斗が一身上の弁明をさせていただきます。

まず最初に、貴重なお時間をお借りしまして非常にありがとうございます。その中で、今もオミクロン株で不自由な生活を強いられている市民の皆様、苦しんでいる市民の皆様に至りましては、たとえ私に至らぬ点があったところがあったとしても、このような時間を割いてしまうことをとても残念に思います。（「一身上の……」と呼ぶ者あり）越川議員、ちょっと御清聴お願いいたします。よろしいですか。

まず、おわび申し上げたいのは、本件の処分要求の文面の中に議長の議事整理について触れている文言があります。その上で、議長には議事整理権や秩序保持権があり、議会規則を熟知した上で公明正大な運営をすることが常識となっております。本件では、これら議事整理権や秩序保持権を議事整理と簡略に述べさせていただきますが、その議事整理に関して、金子議長御本人が死去された状態で申し上げることは本当に私自身心苦しくてなりません。しかしながら、処分要求で議長の議事整理について触れられているとなると、残念ながら、その議事整理が議会規則に基づいて行われたかという考察をしなければなりません。少数意見の留保では、あえて議長に関しては礼を尽くし触れずに意見を陳述しましたが、本件のように議員の身分に関わる重大な出来事となるならば、断腸の思いで議長の議事整理が議会規則にのっとっていたのかということをお場で議論しなければなりません。

ここにいない金子元議長の霊に謝罪し、同時に、金子さんが生前信仰されていた御仏様、開祖様の教えに基づき、私の弁明を陳述させていただきます。

大きく3点に分けて説明させていただきます。議会発言の法的解釈、越川議員の処分要求に関して、議員の侮

辱に対する解釈。

議会発言ですが、議場での発言は、市川市議会会議規則第51条の中において、会議において発言しようとする者は、あらかじめ議長に発言通告書を提出すること。ただし、議事進行、一身上の弁明、これが一身上の弁明です。一身上の弁明はこの限りではないという趣旨の文言が書いてあります。そして、議事進行発言においては、同規則119条、議事進行に関する発言は、議題に直接関係あるもの、または直ちに処理する必要があるものでないといけない。そして、趣旨違いなものは制止しなければならないという趣旨の文言がそれぞれ書いてあり、議事進行発言そのものが議題に関する緊急通報みたいな性質を持ったイレギュラーな発言であることが解されます。その上で、清水議員の発言は、議事進行発言を宣言した上で、日本共産党の中に生活保護の扶養義務者はいなかったという一身上の弁明か議事進行か、どちらかの趣旨か少し分かりませんでした。そのような発言をし、その後、増田議員は議事進行発言、同様に無所属の会にもいなかった、ではその議員は誰かと、議会の中の議員にそれは誰なのかということを探りました。

清水議員の発言はともかくとして、増田議員の行った発言は、完全に議員に対する規則外発言と思える発言であり、松井議員に対しての質問発言は通告を出しておらず、直ちに処理すべき問題を処理する議事進行発言の範疇から外れるものであります。その際、議事の責任者たる議長は議会規則に基づいて議事整理をしなければならず、他の議員に対して質問を飛ばす議事進行発言なのか、一身上の弁明なのか分からない発言に関し、規則にない不規則発言を規則第118条に基づき制止しなければならなかったこととなります。

しかし、残念ながら議長は発言を通し、松井議員が増田議員の発言に対し呼応する結果となりました。議員間の通告のない質疑は、同118条に基づき、改めて制止しなければなりません。繰り返しますが、少数意見の留保の中には、故人である金子元議長に配慮し、議長の議事運営が規則から外れた発言をしているということをあえて言いませんでした。しかし、今回少数意見の留保に対する、少数の意見に対して懲罰を下すという、他の議会でもあまり例を見ない異例中の異例の出来事の中、処分要求書に議長に対する侮辱とも書いてあったので、議長そのものが議会規則に基づく不規則発言を制止しなかったと指摘せざるを得ない。本当に痛恨の極みであります。

また、少数意見の留保の中でも述べましたが、議事進行とは外れた増田議員の不規則発言に対し呼応した松井議員は陳謝を科され、それを議事進行発言という名を借りた不規則発言をした増田議員に対しては、その会議規則違反とも解せる不規則発言の任を問われないことは、全くもって不公平であります。その後、清水・増田両議員ともに議事進行発言などに関わる発言を取り消しましたが、発言という言葉にもルールがあります。それは、会議規則第64条に、議長の許可を得て発言を訂正、取消をし、その発言の訂正は字句に限るものとし、その趣旨を変更することはできないと書いてあります。よって、議事進行発言と明記されている以上、発言の取り消しを議会に諮るか、訂正を、議長の許可を得ることしか訂正の方法はなく、議事進行発言の取り下げという通告や議案のように提出もされてない事案に対して取り下げという議会規則に記載されていない行為をしたことに関して、それも議運でも議会でも諮られたことのない新ルールを公然と認めてしまった議長は、その議事運営に関して強く考察されてもおかしくないと思います。

そして、緊急通報として議事進行発言をした清水・増田両議員は、松井議員が、その生活保護問題の扶養義務者たる発言を行った途端、規則にない議事進行発言の取り下げ、本当は取り消しや訂正であるはずなのに、という解せぬ難儀な発言をしたこと。さらに、その後に松井議員1人だけが陳謝という名誉を失うやり方で謝罪し、不規則発言をした2名に関しては罰することのない、議論すら出ていない。これを強い言葉で批判することが何が侮辱なのかと、今現在、私自身断腸の思いであります。

以上、増田・清水両議員が議会規則118条の発言、119条の議事進行発言、そして議会規則64条の発言の趣旨か

ら外れていることは明確であり、一方が処分されて、この二方が議長の議事整理権を冒瀆したという趣旨の発言をされていることは、私にとって全くの心外であります。議会規則に基づいた議事整理を理解していない処分要求に対して処分対象となっていることに、私自身、落胆を隠せません。

また、清水・増田両議員の文面は同一でコピーペーストと呼ばれるものであり、清水・増田両議員の状況はそれぞれ違っているのに、全く同じ文面を提出すること自体、議員を処分する文章としてはいささか無礼でずさんではないかと、処分対象者として遺憾に思います。

また、越川議員の処分要求を拝読させていただきましたが、その文章が自己の弁明なのか、私の発言に対しての批評なのか、雑文で理解しがたいものでした。もし、越川議員が生活保護扶養義務者を扶養していないという問題がうそだというのであれば、我々緑風会が提出した代表質問後に全代表に配られた質問状に全く回答せず、そこに添付されていた越川議員の扶養義務者からの直接メールや支援を求める手紙を根拠もないと言い切れるところが不思議でたまりません。私のスマホの中には、当該扶養義務者のラインや電話番号などが入っておりますが、今ここで電話しましょうか。ああ、すみません、議会規則で持ってきてはいけないという規則があったので。いずれにしても、越川議員の問題に関しては、本件松井議員の懲罰における少数意見の留保に関わるため説明しますと、証拠も事実もしっかりと羅列した上で民法の扶養義務について触れているにもかかわらず、なぜ刑事告訴しないのかという民法から、扶養義務は民法ですよ、詐欺罪は刑事告訴ですよ。民法から急に刑法論理へと変わったり、その支離滅裂な法律運用を見ていると、議場で会計士というキャリアを名乗った越川議員において不相応なのではないかと思えます。

そして、公人の言動、発言は常に注視されている。個人主義のアメリカのある地域では、権利主体が個人であるために、個人個人が生活保護を受けるために数十%にもある地域は及ぶと聞きます。にもかかわらず日本で生活保護率が低いのは、扶養義務を果たしている多くの方が福祉を支えている、それを問題ないと趣旨で言い切ることは、市川市では扶養義務を果たす必要はないと公言しているかのように聞こえると、とある市民の方が言っていました。

よって、処分要求というよりも、本件の私に対する発言というよりも、それとは関係ない他の発言の議員の言葉を引用し、自己の弁明なのか、生活保護の扶養義務者がいるにもかかわらず、会計士で議員である越川雅史氏の弁明なのか、全く区別がつかないものであります。

良識ある議員の皆様でしたら、越川議員の処分要求というよりも、自身の弁明に徹し、民法の扶養義務なのか刑法の詐欺罪に該当するのか、法理が支離滅裂になった文章に関し賛同できかねるという思いであると私は信じています。

最後に、地方自治法133条に基づき、議員たる私から侮辱を受けた、本件処分要求が提出されたと言いましたが、これは判例民集第20巻5号1, 118ページの最高裁判決によると、議員は公人であり、批判は広い意味で批判は享受されなければならない。それは公益に利するものであるからだ。例えば、誰々政治は許さない、自衛隊が殺し殺され、何とか公安監視団体などの発言をしても、侮辱や名誉毀損発言で訴えられないのも、この判例があるからであります。すなわち、侮辱という定義は、議員に対し、公人に対し幅広く認められることであり、本件不規則発言を承認されていない謎取り下げも含め、その一方だけが処分される不公平な議事運営に対して、強いそしりを受けることを侮辱と言ってしまえば、前述した発言全てが、これから市川市議会で侮辱として捉えられることになろう。そのことを私は言論の府と言われる議会において心から不安に思い、将来の後輩に対し、この前例を残してはならないと思っております。

私は判例を提示し、侮辱が非常に広い範囲で適用されているということを言いましたが、公然の議場で正当な理由もなく、例えば、何とか党がうれしい、悪徳国会議員が21名以上、駄々っ子、悪徳県議会議員などと発言し

たら、それは侮辱というそしりを受けても仕方がない。しかし、私はそのような論拠もなく罵倒はしておらず、この発言を指摘された市民の方いわく、市川市議会でも似たような前例があり処分を受けた議員がいたと。さらに、その議員は懲罰を軽視した発言とも取れる発言をしたとも聞いております。

以上、議会規則にのっとり、清水議員、増田議員が議会規則から外れた発言をし、議事進行発言の取り下げという未承認の謎行動が議長によって通されたこと、可及的速やかに解決しなければならない発言とは思えないことをいとも簡単に取り下げ、一方の議員だけを厳罰に処する、そういった民主主義にあり得ない言論弾圧行為を強く批判したところで、公人たる議員の侮辱に当たるとはとてでもではありませんが考えにくいと思います。

そして、議長の議事整理に触れるのであるならば、本来こういった不穏当な発言があった場合には、議事進行をかけるなり議長が議事整理をし、〇〇議員、今の発言は取り消してくださいという画像をよく受け、実際にそう言って取り消された前例をよく見ます。

本件は、私に対する質疑もなく、そのまま発言がスルーされた状態で採決に至りました。一体議長はなぜ私に発言の処分の取り消しを求めずに、本件処分要求に裁可を認めてしまったのか、全くもって不可解であります。それが規則であるというのであるならば、断腸の思いで、それが法なのかと疑問を思いつつ、苦く受け止めなければならない部分もあるかと思えます。

ただ、私は今、幸徳秋水になった気分です。彼は戦前、冤罪で処刑されました。それもずさんな捜査によって。ただ、私は政治犯として今ここで命まで奪われるようなことはなく、ここにまたいることになります。それは、規則、法律、法令、自治法、憲法というものが、数々の多くの先人の血塗られた思いによって残された、理不尽な思いをどうにかしたいという中で築かれた、かけがえのない我々人類の法律で、人類の財産である。今回は地方自治法、議会規則、判例などを申し上げましたが、その犠牲になった先人に、イデオロギーに関わりなく感謝を捧げたいです。少なくとも私の命が奪われないこと、今回の処分要求を通じ、繰り返しになるが、私の発言は少数意見の留保であり、今回の懲罰特別委員会の決定次第では、市民の方から不当な言論弾圧とそしりを受ける可能性があることを十分留意していただきたい。

最後に、市民の皆様、貴重な議場でのお時間をお借りして、本来であるならば、オミクロンや生活苦に関する問題を取り上げるべきだったと思います。私に至らぬ点があったかもしれません。ただ、しかし、市民の皆様、議長、議員の皆様、よく冷静になって考えていただきたいです。今、この場で何をどのようにして、何を達成するのか。いま一度よく考えていただきたいです。この私も含めてです。

以上で鈴木雅斗の弁明を終わります。

○松永修巳議長 以上で弁明を終わります。

鈴木雅斗議員の退席を求めます。

〔鈴木雅斗議員退席〕

○松永修巳議長 これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより鈴木雅斗議員に対する処分要求の件（清水みな子議員提出）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、鈴木雅斗議員に4日間出席停止の懲罰を科すこととあります。本件を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者多数であります。よって鈴木雅斗議員に4日間出席停止の懲罰を科すことは可決されました。

鈴木雅斗議員の入場を求めます。

[鈴木雅斗議員入場]

○松永修巳議長 ただいまの議決に基づき、これより鈴木雅斗議員に対し懲罰の宣告をいたします。

鈴木雅斗議員に、本日2月21日から2月24日までの4日間、出席停止の懲罰を科します。

鈴木雅斗議員の退席を命じます。

[鈴木雅斗議員退席]

○松永修巳議長 この際、お諮りいたします。ただいま本件の被要求議員である鈴木雅斗議員に対し4日間の出席停止の懲罰を科したことに伴い、鈴木雅斗議員に対する処分要求の件（増田好秀議員提出）及び鈴木雅斗議員に対する処分要求の件（越川雅史議員提出）の採決を4日後の2月25日に執り行うことにいたしたいと思いません。これに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○松永修巳議長 異議なしと認めます。よって、鈴木雅斗議員に対する処分要求の件及び鈴木雅斗議員に対する処分要求の件の採決を4日後の2月25日に執り行うことに決定いたしました。

以上で鈴木雅斗議員に対する処分要求の件を終わります。

○松永修巳議長 日程第4議案第55号市川市個人情報保護条例の一部改正についてから日程第30報告第41号専決処分の報告についてまでを一括議題といたします。

これより代表質問を行いますけれども、理事者の入場がありますので、ちょっとの間お待ちください。議員の入替えも同時に行いますので、御協力ください。

[議員・理事者入替え]

これより代表質問を行います。

順次発言を許可いたします。

無所属の会、越川雅史議員。

[越川雅史議員登壇]

○越川雅史議員 無所属の会の越川雅史でございます。

冒頭、金子正前議長の御逝去に対し、会派を代表して改めてお悔やみを申し上げます。私と金子正前議長とは10年ちょっとのお付き合いでしたが、様々な思い出が頭をよぎります。特に、この二、三年は市川駅南地域の議員として私のことも一定程度を認めいただき、田植や稲刈り、餅つきやお祭りなどはじめ、地域でも活動を共にさせていただきました。金子前議長の存在は地域にとって非常に大きかったことは言うまでもありませんが、今後は細田伸一議員や高坂進議員らと切磋琢磨しながら、少しでも地元の力になれるよう、私も精進してまいりたいと思います。

それでは、会派を代表して代表質問を行います。その前に、私にまつわる幾つかの疑惑が取り沙汰されておりますので、この点についても一言申し述べさせていただきます。

まず、私は、生まれ育った家庭環境のため、質の高い幼児教育を受けたことはありません。しかしながら、独立自尊を旨とし、時の権力者におもねることも迎合することもなく、自立心を持って無所属の立場にて政治活動を展開しております。

次に、私をめぐりパワーハラスメントと不正受給という2つの疑惑が突如として浮上したわけですが、私はいつ、どこで、どのようにそれら2つの疑惑に関わる行為をしたのか、それぞれもう何か月も経過していますが、いまだに具体的な事実を突きつけられておりませんし、動画や音声データなど客観的な証拠の存在も承知してお

りません。率直に申し上げて、客観的な証拠がなければ私としては御説明のしようもなく困惑するばかりです。ただ、この間、テレビ、新聞などマスコミ各機関から取材が相次いでおりましたので、取材には全て対応し、私が逃げ回っているなどという事実がないことをお伝えしたいと思います。その証拠に、私は9月も12月もこの2月定例会も、一般によくありそうな、ほとぼりが冷めるまで仮病を使って逃げ回る、あるいは定例会を欠席するなどといったことは一日たりともせず、こうして我が身を白日の下にさらして質問に立って、萎縮することなく、村越市長に対峙し続けております。

また、私はパワハラ疑惑について、私の一身上に関わる問題で多くの方々のお時間を割き御迷惑をおかけしたのは事実ですので、我が会派の増田代表に御同行いただき、全会派の控室を訪問し、議員各位と議会関係者にこの点おわび申し上げたことは事実ですが、令和3年12月7日に松井努議員が御発言されたような、越川議員が各部屋を回って27号に賛成した会派へ行ってありがとうございますと言った姿を見た、みんなの会派へ行って守ってくださいと、非常に滑稽でしたね、それを受けて同調するかのよう、それに乗ってこれを通したなどということは絶対に真実を表すものではないと、これは発議27号に賛成した会派の方々の名誉にも関わることでありますから断言したいと思います。発議27号に賛成した会派は複数ございますが、増田代表と私が訪れる際には、他会派のお部屋ですので、扉を開けっ放しにして一方的に用件を述べるなどといった失礼な対応はしておりません。扉は間違いなく閉めておりましたし、緑風会以外の会派のお部屋で松井努議員に遭遇した事実もありません。もちろん、そもそも私はそのような発言を絶対にしておりません。松井努議員は、一体私がいつ、どこの会派の部屋でありがとうございますと発言する姿を御覧になられたのでしょうか。あるいは守ってくださいと発言したのをお聞きになられたのでしょうか。本当に不思議です。

いずれにしても、私は自ら優越的地位に立ち、立場の弱い者に対し繰り返し執拗に攻撃を加える、そして病気を煩わせ、薬の服用を余儀なくした挙げ句、休職や退職に追い込む、村越市長が御主張されるようなパワーハラスメントは絶対にしておりません。ただ、私がこの10年間、常に非の打ちどころのない品行方正な人物であったかと問われれば、自分にも至らない点、反省すべき点があったことは自覚しておりますので、私の言動による被害を訴えられる職員の方がいらっしゃるのであれば、民事でも刑事でも訴訟を起こしていただいても構いませんが、訴訟などされなくても、仮に証拠が乏しかったとしても、医師の診断書や医療機関の領収書を御提示された上で私の行為との因果関係につき合理的な御説明をいただければ、損害賠償を含めて私は話し合いに応じる用意があることは、改めてこの場をお借りしてお伝えいたします。

また、不正受給の件ですが、松井努議員らは発議第39号の提案理由において、越川雅史議員への生活保護に関する質問状を提出したが、令和3年12月13日現在においてもいまだ回答がなされない状況であるなどと記したほか、会派の広報紙、緑風会だよりも同様の記載をし市内に広く配布されたようですが、私が当該質問状に回答していないということも事実と反していると申し上げなければなりません。私は……（「質問しろよ、質問」と呼ぶ者あり）

ちょっとやじが、村越市長からやじが飛んできたので、ちょっと議長、次やったら注意してください。

私は、金子正前議長を通じて、11月29日に議会最終日をめどに回答すると当該会派に対してお伝えしておりますし、12月9日にも金子議長を通じて松井努議員ら7名の議員に対して文書にて回答しております。念のため申し上げますと、亡くなられた金子前議長を都合よく利用しているのではなく、その証拠として、金子正議長が押印された12月9日付、松井努議員ら7名宛ての文書のコピーもございます。これは必要に応じて開示することも可能です。さらに言えば、12月13日に私はこの議場において、松井努議員に対し、証拠の一切を持って今すぐにも警察に駆け込んでいただき、不正受給犯逮捕に全力を挙げていただきたいと思います。議事録にも残る形で回答しております。ここにいた皆さんもお聞きになっているはずですが、松井努議員におかれましては、令和3年

12月7日には「確たる証拠はございます」、翌12月8日には「これが証拠でしょう」などと、この議場において、御自身の責任の下、正義感あふれる御発言をなされました。あれからもう2か月が経過しておりますが、ぜひとも一刻も早く不正受給犯逮捕という分かりやすい結論を市民の方々にお示しくくださいますよう心よりお願い申し上げて、質問に入ります。村越市長から質問しろよとやじが来たのを素直に受け止めまして、質問に入ります。

最初の質問は、骨格予算の考え方についてです。

私の理解ですと、骨格予算とは、政策に係る収支を除き、人件費等義務的経費を主体として必要最小限の収支のみを計上する予算であると理解しておりますが、この理解でよろしかったでしょうか。まずはこの点御説明を求めます。

次は、過去4年間の市政運営における村越祐民市長の実績がほぼ皆無であることについてです。

村越市長は、市長としての4年間の実績として、公民館使用料の引き下げや待機児童を国基準でゼロにしたこと、市庁舎のオープンなどを挙げておられますが、確かに、この公民館使用料の引き下げは村越市政過去4年間における唯一と言ってもよい成果であることは私も認めます。我々は、前回選挙に際し政策協定を締結した上で村越市長を応援したわけですが、この公民館使用料の引き下げは、その際の重要協定項目の一つでした。ただ、果たしてほかに目ぼしい成果があったのでしょうか。待機児童が国基準でゼロになったのは、大久保前市長時代、前市長と我々市議会が取り組んだ子ども・子育て緊急対策対応プランなどが数年の時を経て結実した成果であり、まったくもって村越市長の実績ではないはずですが。外環道路が無事開通したというのも同様に、村越市長の実績ではないことは明らかでしょう。

もう一つ、市公式ウェブサイトのリニューアルをして機能的で誰もが見やすいものに変えたといった話も成果に挙げられていたようですが、果たしてそうなのでしょうか。以前から見にくいという指摘がなされていた本市の子育て情報発信サイトであるいちかわっこWEBについて、こども政策部長は容易に閲覧できるよう工夫していると胸を張った御答弁をなさっていましたが、国松ひろき議員からは、市公式ウェブの妊娠・子育てのリンクを踏んでも出てこない、公式ウェブトップページにバナーはあるものの、保育園の入園、子ども館がまとめられているサイトとは分かりにくい、検索サイトで検索しても上位に出てこない、そもそもいちかわっこWEBという言葉を知らなければ検索のしようもないなどといった貴重な指摘がなされておりました。自画自賛だけでは説得力がない、客観的な事実に基づいた他人からの評価を真摯に受け止められないのであれば、市長としての資質が疑われるといったアドバイスをされる方が村越市長の周囲にいらっしゃるのかどうか。私には知る由もございませんが、村越市長は新庁舎のオープンも成果として挙げられておりましたので、1億5,000万円もの巨額の税金を投じて中央に不必要な階段を追加設置した効果についても確認させていただきます。

村越市長は、令和元年11月20日に開催された新第1庁舎レイアウト説明会に際して、1億5,000万円もの巨額の税金を投じて中央に不必要な階段を追加設置する理由について、3つの事例を挙げて強調していらっしゃいました。某政策研究所主任研究員として御活躍された村越市長には独特のセンスがあるのだと理解はするものの、通常の判断能力を有する一般人の理性、感性からは、ややかけ離れているような気もいたしますが、村越市長の力作ですので、勇気を振り絞ってそのまま御紹介いたします。

まずは、規模は小さいが最先端の技術を持つ企業が販路について経済部と相談、1階で行っている銀行の融資相談と連携してパワーアップ、世界中に販路拡大というものです。当時、我が会派において協議いたしましたところ、確かに本市の企業が世界中に販路を拡大することはすばらしいことだ。だが、どのようなビジネスであれば、市役所の中央に階段があって経済部に相談ができたから世界中に販路を拡大することができたという事例は聞いたこともないし、今後においても想像することもできない。恐らく世界中どこを探しても、販路を拡大する

ために市役所の中央に階段が必要な企業など存在しないだろうという結論で意見の一致に至りました。ただ、某政策研究所主任研究員として御活躍された村越市長の独特のビジネスセンスがあれば、我々凡人の想像を超える成果を上げられているのかもしれませんが。

そこで、念のため、中央に階段を追加設置して以降、市内の企業が世界中に販路を拡大するために経済部に相談したという実績はどのくらいあるのか、その結果、本市の企業が世界中に販路を拡大できた事例は何件あったのか伺います。

次に、某政策研究所主任研究員として御活躍された村越市長独特のセンスに基づき強調されていた2つ目の事例が、2階で活動するNPOが起業について経済部と相談、1階で活動する弁護士グループが起業に当たっての法律相談を受け無事に起業、市を牽引する企業にというものでした。これについても我が会派において、当時首が痛くなるほど首を傾けながら、全員で努めて冷静に議論しましたが、そもそもNPOは非営利団体であるから、それがそのまま経済部と相談して起業することはほぼ皆無じゃないか。もし、仮にNPOが起業して市を牽引する企業になるまで成長することがあったとしても、それは市役所の中央に階段があるかどうかは無関係なのではないかということで意見の一致に至りました。ただ、某政策研究所主任研究員として御活躍された村越市長独特のビジネスセンスがあれば、我々凡人の想像を超える成果を上げられているのかもしれませんが。

そこで、念のため、本市で活躍するNPOで起業を目指している団体があるのかどうか。これまでNPOが起業を目指して経済部に相談した事例は何件あるのか伺います。

最後に、某政策研究所主任研究員として御活躍された村越市長独特のセンスに基づき強調されていた3つ目の事例が、1階の市民等交流スペースで交流していた若手芸術家たちが、2階の文化スポーツ部と相談、多目的スペースを使ってミニ美術展を開催し世界へ発信というものでした。これについても、当時、我が会派で口に含んだ飲み物を吹き出さないよう慎重に協議を重ねていたことが思い出されます。確かに、若手芸術家が世界へ発信することはすばらしい。現に、本市には世界レベルで活躍する若手芸術家が存在することも事実であります。ただ、だからといって、市役所の中央に階段があるから世界に発信できて、市役所の中央に階段がなかったから世界に発信できなくなる若手芸術家などいないのではないか。いや、もしかしたらレオナルド・ダ・ヴィンチでも、ルノアールでも、世界の名立たる芸術家の活動拠点となった自治体の庁舎を調べてみたら、市役所の中央に階段があり、それは追加設置されていたものだという共通点を見つけられるかもしれない。だとしたら大発見などといった議論も交わされましたが、これも念のため確認させていただきます。

1階の市民等交流スペースで交流していた若手芸術家たちが、2階の文化スポーツ部と相談して、多目的スペースを使って美術展を開催し、世界へ発信した事例があるのかどうか、御答弁を求めます。

次は、村越祐民市長が市長室に秘密裏にガラス張りシャワーを設置したことと、その後、本市議会の議決を無視し、市民を欺く形で少年自然の家に移設した問題についてです。

この市長室に設置されたガラス張りの秘密のシャワールームについては、令和3年2月定例会における無所属の会の質問で明らかになりましたが、その後、相次いでテレビ、新聞等で報じられ、最悪の意味で市川市の知名度を全国レベルに高めることとなりました。特に、その頃は市川市民というだけで、職場で同僚などからいじられて恥ずかしい思いをした、テレビを見た全国の親戚から電話がかかってくる、市長室にガラス張りシャワーってすごいねとかからかわれたなどと、多くの市民の方々が半ばあきれながらも憤っていたことが思い出されます。

思い起こせば昨年2月12日、この日は大阪府池田市の富田裕樹前市長が庁舎内に私物の家庭用サウナを持ち込んでいたという問題で、池田市議会において第6回のいわゆる100条委員会が開催され、富田前市長の証人喚問を行うことが決まった日でありました。そんな2月12日に、村越市長が議員向けやマスコミ向けの内覧会の際には存在しなかったガラス張りのシャワールームを秘密裏に設置しているといった報に接したときの驚きは、今

でも忘れることができません。私物の家庭用サウナを持ち込んだだけでも辞職に追い込まれるのが当然の世の中にあり、村越市長は、私物どころか、あろうことか公費を360万円もかけて秘密裏に市長室にガラス張りのシャワーを設置していたわけですから、より厳しい責任が追及されなければならないはずです。また、必要性和優先順位が慎重に検討された上で新たなシャワーを設置したのならまだしも、南八幡にある勤労福祉センターのシャワーは故障したまま1年以上も放置されていた一方で、自身の執務室には秘密裏にシャワー室、それもガラス張りという独特の趣味のものを設置する、この点にも村越市政の税金の使われ方が象徴的に表れていると言えるでしょう。

私がこのガラス張りシャワー事件を追及した際には、村越市長は、危機管理に際して、市長室に詰めて仕事をすることを想定して造った、万が一台風、災害等の震災対応を夜通ししなければいけないときに、私を含めて職員が使えるように設置した、長期間市庁舎に入って様々な仕事をするときに、私を含めて様々な職員が体を洗って、引き続き執務に適切な環境で当たるために必ず必要な施設である、仮に既存のシャワーに私が出かけて行った場合、ほかの職員が遠慮してシャワーを浴びれない、5階に3基あるシャワーは市民に開放する、シャワーの数は現状では不十分、多くの市民の皆さんに御理解いただけることだなどといった御答弁を繰り返していたように記憶しております。

そこで、私の記憶を確認すべく伺いますが、そもそもなぜ村越市長が議員向けやマスコミ向けの内覧会の際には存在しなかったガラス張りのシャワールームを市長室に秘密裏に設置したのか御説明ください。

次は、村越市長が令和3年8月24日の記者会見において、唐突に私の実名を挙げて、職員へのパワーハラスメントがあったことや、退職した職員もいることについて発言し、それを東京新聞が私のコメントを一切掲載することなく一方的に報じた事件についてです。

私は、自ら優越的地位に立ち、立場の弱い者に対して繰り返し執拗に攻撃を加える、そして病気を患わせ、薬の服用を余儀なくした挙げ句、休職や退職に追い込むなどといった村越市長が御主張されるようなパワーハラスメントは絶対にしておりませんと繰り返し申し上げております。しかしながら、笠原副市長は令和3年9月7日の本会議において数多くの被害に言及し、「これは昨日、今日の話ではなくて、かなりの長い間というふうに報告を受けております」などと御発言されました。また、村越市長も同日の本会議等において、この問題というのは、言わば公然の秘密とせずとあった、着任する前にもそういう場面に立ち会ったなどと御発言されています。

そこで総務部長に確認いたします。ハラスメントに関するアンケートは2年に1度行われると伺っており、前回は平成31年に実施されたと思うのですが、前回のアンケートでは、越川雅史からパワハラを受けたという被害は何件申告されていたのでしょうか。

また、私に関するパワハラ被害の中に、私本人や親族、周囲の関係者のために便宜を図るよう強要したとか、特定の業者に仕事を受注させるよう不当な圧力をかけたなどといった内容が含まれているのか、御答弁を求めます。

次は、令和3年5月24日、村越市長の私設秘書とされる人物が法務局にうその書類を提出したなどとして、千葉県警に電磁的公正証書原本不実記録・共同用容疑で逮捕され、10月1日に懲役2年執行猶予4年の判決が言い渡されてから約5か月が経過しようとしているにもかかわらず、公的な場での説明を避け続けている件についてです。

村越市長は、この間、私人の会社の登記に関する事案であり、市としては関係ないこと、贈収賄があったとか入札に不正があったとかそういうことは一切ない、既に決着がついたなどとおっしゃっています。また、村越市長は令和3年9月16日に、あれだけ警察が嫌がらせのような捜査を繰り返していましたが、結果としてほ

こり一つ、ちり一つ出ないというのが結論であります、私はこの間の県警による不当で不法な捜査に関して、実は嚴重に抗議しているところです、捜査過程において違法行為が行われたから抗議しているといった旨の御発言をされた記録も存在しております。

そこで確認させていただきますが、千葉県警は村越市長の抗議を認められ、捜査は打ち切られたと市民は理解して間違いないのでしょうか。県警は不起訴処分と決めたのかどうか、御説明を求めます。

最後は、市長室に家庭用サウナを持ち込んだ大阪府池田市の前市長は任期半ばで自ら市長職を辞職したわけですが、市長室に秘密裏にガラス張りシャワーを設置した村越祐民市長がどのように身の処し方を示すのかについてです。

村越市長に市長続投する御意思があることは2月17日に確認させていただきました。私は、村越市長には、ぜひもう一度市長選挙に出馬していただきたいと思っておりますので、この御意思は心より歓迎をしたいと思いません。ただ、けじめという意味で、市役所に家庭用サウナを持ち込んだ大阪府池田市の前市長は自ら市長職を辞し、けじめをつけてから再度市長選挙に立候補されました。村越市長も、もう一度市長選挙に出馬されるにしても、自ら辞職した上で臨まれたほうがよいのではないかと考えますが、市長職を辞す御意思があるのかどうか、村越市長御本人から御説明ください。

以上が第1回目の質問となります。御答弁よろしくお願いたします。

○松永修巳議長 質問は終わりました。答弁を求めます。

金子財政部長。

○金子 明財政部長 私からは、骨格予算の考え方の質問についてお答えをいたします。

令和4年度当初予算におきましては、新たな政策判断を要する市独自の新規事業や、制度の見直しを伴う拡大事業に係る経費について予算計上を見送ることとしておりますが、原則として、これまで継続的に実施してきた事業につきましては骨格予算として予算計上しているものでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 私からは、過去4年間の市政運営における実績についてお答えいたします。

現在、第1庁舎の中央階段は、職員や手続などで訪れた市民の皆様が1階と2階を行き来することに利用しております。なお、階段設置後に期待されている例として挙げた3点につきましては、コロナ禍の影響でいずれも当初想定された結果には結びついておりません。個別に申し上げますと、企業の販路拡大については、現在までの実績として想定していました相談を受けた事例、またNPO法人の起業についての相談や事業展開に関する相談、企業とのマッチングにより事業に結びついた事例、若手芸術家の作品発表や作品展示に関する相談を受けた事例、いずれにいたしましても把握はしておりません。しかしながら、新型コロナウイルス感染症が収束すれば、市民等交流スペースや市民活動支援スペースの利用が増え、交流が盛んとなり、新たな活動に発展することを期待しているところでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 麻生広報室長。

○麻生文喜広報室長 私からは、シャワーユニットの設置及び移設についてと、私設秘書とされる人物の事件に関し公的な場での説明について及び市長の身の処し方についての3項目の御質問にお答えいたします。

シャワーユニットの設置につきましては、これまでの議会においても必要性や活用方法について御説明させていただいておりますが、これまでの繰り返しになると思っておりますけれども、近年多発する大型台風や大地震など災害が発生した際には、昼夜を問わず、市職員や国、県の職員、ライフライン関係者など多くの方が5階の災害対

策本部において災害対応に当たります。こういった状況の中、対応に当たっている職員の衛生管理の徹底や新庁舎の防災機能の強化など、必要な設備だと考え設置に至ったところでございます。

御質問による秘密裏やガラス張りということですが、これは決められた事務手続に基づき部長まで決裁を行って、秘密裏に設置したものではありません。また、ガラス張りを強調しているところですが、市長の趣味というようなことで推測のお話ですが、これは全く違いまして、設置場所がトイレの中の角に設置したため、このような仕様の製品しかなかったというふうに認識しております。狭い空間への設置のため、明かりを取り込むことや圧迫感を軽減するため、このような製品になったものでございます。

次に、私設秘書とされる人物の事件に関しましては、後援会関係者の方と思われます。これまで説明を避け続けているということですが、市長から報道へコメントも発しておりますし、さきの12月定例会において、議員の質問に対しても、会社の登記に不正があったことに関しては極めてけしからんことで、きっちり断罪されたというふうに思っていると、猛省を促さなければいけないというふうに市長自ら御答弁もさせていただいております。

これまでも私から答弁させていただいておりますけれども、説明を避け続けているわけではなく、私的な法人に関することとなりますので、公的な場でのコメントは差し控えさせていただいているというところでございます。また、捜査上のことに関しましては捜査機関より口外しないように言われておりますので、御理解いただければと思います。事実かどうか、どのような内容で捜査が行われているのか、それを調べる権限もございませんので、この場で現状の説明や御質問に対してもお答えすることが難しいと考えております。

最後に、市長の身の処し方についてでございますが、先ほど御答弁させていただきましたとおり、シャワー室については、職員の衛生管理や庁舎の防災機能の強化など必要な設備として設置したものでございますので、当該市のケースとは状況が全く異なるため比較できないものと考えております。また、他市の事例に関する事なのでコメントする立場にないというふうに考えております。

次期市長選への立候補につきましては、17日の先順位者である公明党の代表質問に市長が御答弁申し上げたとおりでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 植草総務部長。

○植草耕一総務部長 私からは、東京新聞が越川市議のパワーハラスメントを掲載した事件に関する2点の御質問にお答えいたします。

初めに、平成31年の調査で、越川市議からパワーハラスメントを受けたという回答はございませんでした。また、越川市議本人や親族等に便宜を図るように強要されましたとか、周囲の関係者や特定の業者に仕事を受注されるように不当な圧力をかけられたという回答もございませんでした。

以上であります。

○松永修巳議長 答弁は終わりました。

越川議員。

○越川雅史議員 それぞれ御答弁ありがとうございました。御答弁を伺いました。骨格予算について再質問です。

ちょっと腑に落ちない点がございました。政策的判断を要する予算計上は見送るのであれば、非識別加工情報作成委託料や企画政策アドバイザー報酬など、村越市長によって始められた政策的な経費の計上は見送るべきはずであるのに、なぜ今回の予算書にこれらが計上されているのでしょうか、御説明を求めます。

○松永修巳議長 金子財政部長。

○金子 明財政部長 お答えいたします。

原則として、政策的な予算も含めましてこれまで継続して実施してきた事業につきましては、行政の継続性を確保するといった観点から予算計上を行ったため、御質問のごございました事業につきましても同様に計上したところでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史委員 そうなると不思議ですね。政策的な予算で、これまで継続して実施してきた事業について、行政の継続性を確保する観点から予算計上する必要があるとなると、いちかわ未来創造事業、例えば、社会実証実験をしてコオロギ粉末の経口摂取による腸内環境の改善を図る、市川発の高齢者、障がい者向けVRゲームとして全国に発信すると言っていたわけで、その先には実験結果に基づく事業化や社会実証実験参加事業者の再募集といった話があったはずですから、政策的予算も含め、これまで継続してきた事業について行政の継続性を確保する観点から、基本的には計上すべきなのではないでしょうか。これらが計上されていないことから判断すると、実は、これは大失敗に終わったから、継続のしようがないから予算計上を見送ったということになるのでしょうか。

また、全国の自治体で初の試み、ICTで生ごみ回収箱、一般家庭の生ごみをいつでも出せるようにする、2021年度以降は一部市民にも利用してもらうなどと、なぜか東京新聞があたかも村越市政の広報機関であるかのごとく絶賛していた、紹介していたスマートごみ箱です。すみません、今「絶賛」と言ったところを「紹介」に訂正をお願いいたします。議長、お願いいたします。「絶賛」と今言ったところを「紹介」というふうに訂正をお願いいたします。ただいまの訂正を許可していただければ。今、「絶賛」と発言してしましまして、発言の訂正をお願いします。ただいまの訂正を許可いたしますと言っていただけではないでしょうか。

○松永修巳議長 今、越川議員の話されているところで、ちょうどマイクが強弱しましたので、はっきり聞き取れないので、もう一度お願いします。

○越川雅史議員 分かりました。今、「東京新聞があたかも村越市政の広報機関であるかのごとく絶賛していた」スマートごみ箱と発言してしまったのですが、「絶賛」の部分を「紹介」に訂正していただきたいので、訂正の許可を求めています。ただいまの発言の訂正を許可いたしますとおっしゃっていただきたいのですが。

○松永修巳議長 分かりました、どうぞ。

○越川雅史議員 ありがとうございます。

このスマートごみ箱ですが、当初の触れ込みでは今年度も市民に利用されるはずであるのに、予算書には見当たりません。これも継続して実施してきた事業ですから、行政の継続性を確保する観点から基本的には予算計上されるはずですが、QRコードでの開閉がうまく作動しないから、夏の猛暑に耐えられる見通しが立たないから、つまり大失敗に終わったから、継続のしようがないから予算計上を見送ったということになるのでしょうか。

これらの点を検証するために、次の質問項目、過去4年間の市政運営における村越祐民市長の実績がほぼ皆無であることについてに進みます。

初回の御答弁は何いまして。企画部長の御答弁、要するに、某政策研究所主任研究員として御活躍された村越市長独特のセンスに基づき強調されていた事例は、何一つその投資額に見合う効果が上がっていなかったというだけの話なのではないでしょうか。階段追加工事に必要な予算が認められたのは令和2年2月定例会ですが、当時既にコロナ禍は始まっておりました。我々は、村越市長とは違い50年先を見据える能力はありませんが、二、三年先のことはそれなりに見通せるケースが多いのかもしれませんが。当時も社会情勢が大きく変わるのだから、

コロナ禍を見据えて階段の追加工事はやめてレイアウトを見直すべきだと繰り返し村越市長に進言を試みましたが、村越市長は50年先を見据えた場合必要な機能などとたんかを切って階段追加設置工事に踏み切りました。しかし、コロナの影響が生じることは百も承知であるのに、予算獲得段階ではコロナの影響はないなどと言っておきながら、今に至って成果が上がらなかったという結論が出た段階では、ためらうことなくコロナ禍の影響を理由に挙げるあたり、状況次第でいとも簡単に過去の説明を覆してしまうという村越市政の特性がよく表れている御答弁かと納得します。

では、コロナ禍の影響が全くなかった事業についても実績を伺ってまいります。さきに言及したいちかわ未来創造事業、社会実証実験を実施してコオロギ粉末の経口摂取により腸内環境の改善を図るというのは、結果どうなったのでしょうか。倫理審査委員会は開催され、多くの市民が経口摂取し腸内環境が改善されたのかどうか、企画部長、御説明ください。

○松永修巳議長 村越市長。

○村越祐民市長 後ほど企画部長から詳細の答弁があらうかと思いますが、まず、私から答弁いたしたいと思います。

過去4年間の市政運営における市長の実績がほぼ皆無だなどおっしゃるのは、正直申し上げて客観的事実に反する、無責任で卑劣極まりない、市政を愚弄する侮辱行為だと思います。議員としてぜひ弁別能力を欠いた、越川議員の言動がいかにも根拠がないことかということをお示しされているんじゃないでしょうか。この4年間、様々な取組で市政は前進していると、多くの市民の皆さんが直感されているというふうに思います。

[越川雅史議員「コオロギ粉末のことを答えてください、全然関係ない話をしている」と呼ぶ]

○村越祐民市長 階段のお話も、多くの市民が利便性を実感されているというふうに思いますし……

[越川雅史議員「それも聞いていないです、コオロギの話聞いています、時間がなくなっちゃうからやめてもらえますか」と呼ぶ]

○村越祐民市長 職員も大変この階段を活用して仕事に一生懸命当たっているところです。

[越川雅史議員「議長すみません、ちょっと時間がなくなっちゃうので」と呼ぶ]

○松永修巳議長 ちょっとお待ちください。

○村越祐民市長 コオロギ粉末のお話、せっかくですから未来創造事業に関してもお話を申し上げたいと思います。

私どもは、いつも新しい流れがある市川という標語に基づいて仕事をしています。これは市制施行80周年の際に設定されたものですが、私はこれを現実ならしめる仕事をしなければいけないというふうに思っています。

[越川雅史議員「コオロギの話」と呼ぶ]

○村越祐民市長 未来創造事業のお話をしています。それには、やはり新しいことに挑戦する方々が市川市に集まってくる環境をつくらなければいけないというふうに思っています。そういうことで、このいちかわ未来創造事業を始めたわけですが、しきりにこのコオロギの話、あるいはこのプールでVRを使って健康増進を図る事業、様々なよい提案があったというふうに思います。様々な事情でうまくいかなかった事業もあります。ですが、この昆虫食、タンパク質の重要な、地球環境をこれから考えなければいけないときに、昆虫食が1つの重要なテーマになるということはもう広く知られていることです。市川で、この場所でこの昆虫食の効果に関して実験をしてみたいと、市の協力あるいは医療機関、市を取り巻く様々ないい状況を利用してこの事業をやってみたいという方々に対して、多くの皆さんがその事業コンセプトに賛同して応援しようとしたことであります。しきりにこのことを議員は気にされているようですが、私どもは、あくまで意義のあった事業だっ

たというふうに思っています。

後ほど議論もあろうかと思いますが、スマートi-BOXも同様です。現状この機械がうまく作動しないということですが、業者に対してこれは改善を求めていますので、これはこの政策的な取組として意味のあることですし、骨格予算のお話でありますけれども、継続的な事業として入れるもの、入れないものは、コロナ禍に応じてきちんとめり張りをつけて予算化しているところでもあります。

以上です。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史委員 長々と無用な御答弁ありがとうございました。

コオロギ粉末の倫理審査委員会が開催されて、多くの市民が経口摂取して、多くの市民の腸内環境が改善されたのかどうか、企画部長に御答弁を求めます。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 今回のコオロギ粉末の実験におきましては、結果的には倫理審査が開催されておりません。それにより実験が行われなかったことで、経口摂取にも実際に至らず、コオロギ粉末による腸内環境の改善が図られているのかどうかという確認は取れておりません。

以上でございます。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史委員 村越市長、言われたことだけしゃべってくださいね。今質問しますからしゃべってください。

「コオロギパウダークッキーが成就した暁には、ぜひ議員にも味わっていただきたいと思います」と、この議場でおっしゃいました。私もずっと待っているんですが、私はいつその成就したコオロギパウダークッキーを味わうことができるのでしょうか、御説明ください。

○松永修巳議長 村越市長。

○村越祐民市長 手続のところまで今止まっているという御説明が企画部長からありました。これは、当然皆さんにも試していただきたいというつもりで我々が本気で応援していた事業でありますけれども、そうならなかったのは大変残念であります。企画部長からお話があったとおり、実証実験に残念ながら、遺憾ながら移行できなかったということでもあります。そうだからといって、未来創造事業でそうした新しいアイデアを応援するんだと、新しい知恵を市川市に集めて、それが願わくば事業化することで社会を変革するインパクトを与える、そういう人たちを応援する、そのことの政策的な目的が失われたわけでもなければ、それが間違っていたわけでもない、強く議員には御理解を促したいと思います。

以上です。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史委員 今、願わくば事業化みたいな話だったんですけども、そうじゃないんですね。この審査の段階であなたも委員になって、実現可能性があるもの、特に優秀な提案、実現可能性があるものをあなたの責任で選んだので、何か願わくば事業化というレベルではなかったと思います。たくさんの中から実現可能性の観点から選考したと。なので、実現可能性の観点で選考した成果があったんだったら、あなたに先見性がありましたねという話だということを御指摘したいと思います。

もう1個、VRプールのお話です。では、村越市長に答弁を求めずに企画部長に御答弁を求めます。市川発の高齢者、障がい者向けVRゲームとして全国に発信するという御説明、触れ込みだったと思うのですが、結果はどうなったのでしょうか。一般市民のうち、何人の高齢者、障がい者がプールでの実証実験に参加されたのか。インナーマッスルが使われていることをエビデンスをもって立証するための筋電図は装着されたのか、そして、そ

の結果として市川発の高齢者、障がい者向けVRゲームとして全国に発信したのかどうか、御説明ください。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

今回の実験につきましては、当初、高齢者や障がい者の方を対象にということで想定しておりましたが、プール所有者の意向により、安全性の確保の点から、被験者を40代から50代の市の職員に変更してアンケート調査のみを実施したものでございます。また、それに伴い筋電図の計測は行っておりません。筋電図の計測は行わなかったものの、アンケート調査により、水中内でエクササイズが楽しくできるということの検証は進んだと思われませんが、全国的な普及については確認はできていないところでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史委員 これもプール所有者の意向みたいな話があったんですが、実現可能性で評価しているということは、このアイデアができたときに、どこのプールならできるかな、ではその所有者の意向を確認しようということやっていけば、こんなはずにはならないわけだね。だから、これが実現可能性の観点で村越市長が審査をして実現可能性が高いといったことが、先見性があったのかどうかという話だということ指摘して次に進みます。

では、スーパーシティの話をしめよう、今まであんまりしていないので。こればかりって言われたので違う話をさせていただきます。

村越市長は、令和2年度に臨むに当たっては、スーパーシティに名乗りを上げ、便利な町、知恵と人が集まる町にしたい、世界に類を見ない丸ごと未来都市を実装する、私の目指す政治信念と一致する、必要となる準備には万全を尽くすなどおっしゃっていたように記憶しております。確かに村越市長の御発言は、人々の期待を膨らませるスケールの大きいものが多かったように記憶しております。ただ、市政はセールストークコンテストでもなければ、青年の主張でもありません。市長の市政に関する御発言にはそれ相応の責任が伴うことは言うまでもありませんし、どんな大見得を切ったかよりも、実際に何を成し遂げたのか。それも、地方自治法が規定するとおり最少の経費でどのように最大の効果を実現したのかといった観点で評価されるべきものと考えます。

そこで伺いますが、もう村越市長に聞きません。企画部長に伺います。本市はスーパーシティ区域指定に応募したのでしょうか。村越市長が政治信念に基づき、必要となる準備は万全を尽くすと御発言されたように、応募手続を取ったのかどうか。スーパーシティ区域として指定されるのはいつ頃になるのか、御答弁を求めます。企画部長です、あなたには聞いていません、あなたには聞いていません。

〔村越祐民市長「私の政治信念を聞いているんでしょう、だから、私が答えなければいけないでしょう」と呼ぶ〕

○越川雅史議員 じゃ、時間使わないでください、時間を無駄にしないでください。

○松永修巳議長 村越市長。簡潔に願います。

○村越祐民市長 実現可能性云々と先ほどからおっしゃっておりますが、コオロギのお菓子というのはスーパーに行けば売っていますね。それから、プールの中を運動することが健康増進につながると、これも客観的な事実であります。実現可能性がないなどという御発言は、全く事実を無視した市政を愚弄する発言だというふうにお伝えをしておきたいと思えます。

それから、私の政治信念に関して、なぜ企画部長に答えさせるんですかね。

〔越川雅史議員「あなたはいつも広報室長に答えさせたりするじゃないですか」と呼ぶ〕

○村越祐民市長 私が答弁すればいいお話だと思いますが。なので、御答弁……。

〔越川雅史議員「あなたも選挙の出馬を広報室長に……」と呼ぶ〕

○村越祐民市長 ちょっと黙って、人の話を黙って聞いてください。

○松永修巳議長 恐れ入りますけれども、市長も聞かれたことについて御答弁ください。

○村越祐民市長 ですから、答弁申し上げます。

○松永修巳議長 お互い品位を保持してください。

○村越祐民市長 コロナ禍で、これは数々の事業をその都度、その場面に応じて取捨選択しながら必要なことをやっけてまいりました。これはお伝えしているとおり、コロナ禍を乗り切るために、まずはきちんと保健所を最終的に自分たちで運営する必要があるという政策判断をそのときに、コロナ禍が始まった早い段階で私どもしたわけです。あらゆることを追求しながら、全てのことを実現していくことは難しい状況にあります。ですので、差し当たって中核市になることを、その時私たちが選択をしたということでもあります。いつ実現するかということに関しては、そもそも手を挙げておりませんので実現するはずがあるはずもないということをお答えいたします。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史委員 これは令和2年度なんですよ。ですから、コロナの騒ぎも起きていたりしていた中で、あなたは必要となる準備には万全を尽くすと言っていて、その後どうなる状況であっても必要となる準備には万全を尽くすと言っていたんです。ここに言い訳の余地はないんだと指摘をして、では、別のことを聞きましょう。

村越市長は、令和元年、公用車として米国製高級車両テスラを導入した際のクリーンセンターにおける記者会見に際して、テスラ社の費用負担で市内に電気自動車の充電設備を複数造っていただくことで話がついている、車両価格だけではなく総合的に判断してほしいといった旨の御発言をされていらっしゃいました。

そこで確認いたしますが、本市は実際に、一時的とはいえ公用車としてテスラを導入しました。その結果、テスラ社の費用負担で市内に電気自動車の充電設備を複数造っていただいたという事実はあるのでしょうか。企画部長、あるかないかお答えください。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

テスラ車を一時的に導入した際に、第2庁舎には充電設備を設置いたしました。導入を見送った際に同時に撤去しております。また、テスラ社からは、当初東京都の東側の広域幹線道路周辺に設置したいとの御要望がありましたけれども、それに関しましては、その後民間企業等々、テスラ社が設置をしたかどうかについては把握をしてございません。

以上でございます。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史委員 企画部長、はぐらかさないでちゃんと答弁してほしいんですよ。市内にテスラ社の費用負担で電気自動車の充電設備を複数造っていただくことで話がついているということがあったので、そうした事実を把握していないじゃないんです、確認しないと駄目じゃないですか。だって、そのためにテスラを公用車として、税金を使っておいて把握していませんじゃないんですよ。テスラ社の費用負担で市内に電気自動車用の充電設備を複数造っていただいたのかどうか、企画部長、御説明ください。村越市長には聞いていません、時間を無駄に使われて困るので、企画部長、端的にお答えください。

○松永修巳議長 村越市長。

○村越祐民市長 端的に答弁申し上げます。

テスラ車のてんまつに関しては御案内のとおりでありますので、現状、市で公用車として用いている事実はあ

りません。そうだとすると、テスラ社がそれ以上の投資を市川市にする意味があるんでしょうかね。ないということは、ほとんどの市民が御理解いただけているというふうに思います。あんまり意味のある質問だとは思えません。

以上です。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史委員 別にあなたが質問の意味とかね、ある、ないを評価する立場じゃないんですよ。私があほな質問をしていけば、私が選挙で別にそういう評価を食らえばいいわけで、あなたが評価する評価権者でも何でもないということだけ指摘して、ちょっとここでいちいち手を挙げられて時間使われるのは非常に困るので次に進みますね。

ガラス張りシャワーの話です。新聞各紙の報道によりますと、村越市長は昨年6月1日の記者会見で、このガラス張りシャワーについて次のような御発言をされたそうです。市長室とガラス張りシャワールームについては災害時女性職員用の休憩室として利用する、市長室のガラス張りシャワーを女性用に開放すれば女性には幾分か気を楽しんでいただけるのではないかと、災害時私が使った後女性職員に使ってもらい、女性職員には安心してもらえると思う、さきの決議案を提出した会派の代表に対してはシャワーの活用方法を説明し納得してもらった。特に最後の発言ですね。さきの決議案を提出した会派の代表に対してはシャワーの活用方法を説明し納得してもらった。この村越市長の御発言は、当時NHKニュースでも報じられていましたが、一体どの会派のいずれの代表がこうしたシャワーの使い方に御納得されたのでしょうか。では村越市長、御説明ください。

○松永修巳議長 村越市長。

○村越祐民市長 当時、予算に賛成していただいている会派の皆様に対して、代表の皆様に対して、随時様々な御相談を申し上げておりました。ですので、大きな御心配をいただいておりますので、シャワー設置の真意、目的、先ほど広報室長からお話がありましたが、必ず必要な施設だというふうに考えていることと、議員の熱心な取組で、透け透けだとか、値段がどうだとか、意図しない、私どもからすると不本意な報道ばかりがされましたので、そういうことはないのだと。そして、あくまで設置目的として様々な使い道があるんだということを御理解いただくために、予算に賛成していただいている会派の代表者の皆様にきちんと御説明をして、それでいいんじゃないだろうかという御理解をいただいたということでもあります。

以上です。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史委員 私たちも、予算に賛成したこともありますし反対したこともありますし、賛成している会派っていうのはいっぱいあるので、だから、どこの会派の代表の方に、そういう私が使った後女性職員に使ってもらい、そういう活用方法を御説明して納得してもらったのか、市民の方も分からないわけなので丁寧に御説明いただけますか。

○松永修巳議長 村越市長。

○村越祐民市長 間違っているかもしれませんが、無所属の会と共産党以外です。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史委員 無所属の会と共産党以外の会派の代表が、村越市長が女性用に開放して、シャワー室をですね、ガラス張りのシャワーを女性用に開放すれば、幾分か気を楽しんでいただい災害時私が使った後女性職員に使ってもらい、女性職員には安心してもらえると思うという説明をして納得されたというのが今の御発言で、無所属の会が入ってなくて安心いたしました。私は増田代表がこれに納得して帰ってきていたら、ちょっと怒っていたかもしれません。村越市長、ありがとうございます、手短な答弁。そのように答弁していただけて非

常にスムーズに進みます。

女性職員が市長室で利用することが前提となっていた際にはガラス張りだった部分が、想定使用者が救急隊員らに変わったからなのかどうか分かりませんが、少年自然の家に移設された際には、なぜかガラス張り部分にフィルムが貼られていたそうなのですが、この違い、フィルムを貼った理由というのを村越市長、御説明いただけますか。

○松永修巳議長 村越市長。

○村越祐民市長 詳細は承知しておりませんが、これももう既に動画を撮影して市民の皆さんにこのシャワーの設置に関して御理解いただけるようにこれから配信をする予定ですが、市長室にシャワーユニットがあったときは、外から見えることが一切ないんですね。二重にドアがありますので、こういう透明な素材だろうと曇りガラスだろうと特に問題はないわけです。現状、入院待機ステーションで活用していますが、入院待機ステーションは大きな浴場の中の隅に置いていますので、場合によってはその中でほかの方が使うこともあり得るという配慮の下、何かシートのようなものを貼ったんじゃないでしょうか。そういうふうを受け止めております。

以上です。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史委員 そろそろシャワーをやめようと思うんですけども、最後に、危機管理に際して必ず必要な施設として、5階にある3基のシャワーは市民に開放するわけで、村越市長が5階にあるシャワーに出かけていくとほかの職員が遠慮して浴びられないから市長室にシャワーをつくって、危機管理対応上絶対に必要だとの御説明だったんですが、危機管理上必要なものが今なくなっちゃっているんで、今の市川市というのは、災害が起きたら5階に3基あるシャワーは市民と職員が混在して使う、帰宅困難者とかがいた場合には市民も職員も帰宅困難者も一緒に使う、そこに村越市長が出かけていくと、ほかの職員は遠慮してシャワーを浴びられない状況になると、こういう理解でよろしかったでしょうか。

○松永修巳議長 村越市長。

○村越祐民市長 まさしくそういうことが起こり得ると思います。繰り返しですが、5階のシャワーの場所、それから市長室のシャワーがあった場所、それから入院待機ステーションに移したシャワー、全て動画できっちり撮って説明資料を作っておりますのでいずれ公開しますが、これも繰り返しで恐縮ですが、東日本大震災の際には、職員が1週間庁舎に寝泊りをしたと聞いています。首都直下型地震あるいはそれに類するような災害があった際に、恐らく四、五百人ぐらいの応援の職員だったり、うちの職員だったり、あるいは近隣から避難してこられた方々が庁舎で難をしのいだり、復旧、復興の仕事をすると思います。5階のシャワーというのは御覧になられているかと思いますが、廊下の奥に単に置いてあるだけですから、そこに500人の方々が、どうやって男性、女性含めて時間を分けるのかとか、順次入浴をするか、このオペレーションは大変なことだと思います。市長室、4階の市長室のエリアというのはセキュリティが確保されていますから、女性と男性、時間を分けてシャワーを浴びていただくのも管理が簡単ですし、そもそも5階の3台だけでは500人の方々が次々シャワーを浴びるには不十分ですから、それを簡単に早く増設するには、市長室の手洗いの中が一番安全で水回りも来ているので適切だったという判断をしたわけです。

議長の御英断で、例えばその議員の先生方の名前を大きくする、あるいは議場の階段が急ですから手すりをつける、あるいは1階の窓口に障がいをお持ちの方々に対して高過ぎるということでそれを直す、そういう庁舎の改善、改良というのは常に行っているわけです。その一環として、あくまで必要だから行ったことであって、議員がしきりに、御自身が露出されたいからでしょうけれども、様々なメディアで透け透けだとか、高級だとか何とかというふうにおっしゃっていましたが、そういうものではなくないということを改めて申し上げた

いと思います。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史委員 村越市長に申し上げますが、私は透け透けという言葉を使ったことは一度もありません。もしどこかの議事録、あるいは動画、何かで私が透け透けと言っているものをお示しいただければ認めます。ただ、今間違った発言は、この間も議長に怒られていましたよね。根拠に基づかないで人を誹謗中傷するのはやめなさいと、金子正議長のお言葉です。もう二度と聞けないお言葉ですから、どうか胸に刻んでいただきたいと思いません。

あとは、別に私が露出したいからっていつでもテレビに出れるわけじゃないんですよ。いつも何か越川がマスコミを呼んでとか、マスコミに報じさせたとか、私は別にマスコミを持っていないですし、何かこう、僕が言えば報じる、そういうことは、僕はマスコミを操れる力はありませんので、その点聞いている人が誤解ないようにお願いいたします。

シャワーの話に戻るんですが、そこまで必要な施設を何で取っ払っちゃうんですか。少年自然の家には新しくつけたほうが安いんですよ、125万円もかからないんですよ。まあちょっとね、長く言われると困るのでこれだけ指摘をして、あなたはそれだけ必要な施設を取っ払ってしまったと。この責任は重いと指摘して、もし仮にそれが事実であるとすれば、ちょっとちゃんと検証したいと思いますが、もしそれが事実だとするならば、それほどまでに重要な施設をあなたは取っ払ってしまったと、360万円もかけてつくったものを。その責任についてよく考えていきたいと思いません。

では次です。パワーハラスメントについて伺います。

大津副市長に伺います。あなたは、令和3年9月7日の本会議において、「まず越川委員、パワハラは一切ないということをおっしゃられています。私、今副市長ですけれども、総務部長時代に実際に私は経験いたしました」と御発言され、幾つかの事例を挙げられました。この御発言の意味を確認したいのですが、あなたは総務部長時代に私からパワハラ被害を受けたということでしょうか。

○松永修巳議長 大津副市長。

○大津政雄副市長 そのとおりです。あくまでもあのときに御答弁申し上げたのは一例です。一例です。そのときに申しあげましたけれども、例えば、挨拶しても返事や反応がなかった、これはすごく残念な思いをいつもしていました。で、打合せの約束をしても急遽中止にされることがありました。で、すごんだ視線でにらみつけられることもありましたということで、その一例を述べたものです。よろしければほかの事例も申し上げたいんですけれども。

〔越川雅史議員「どうぞ」と呼ぶ〕

○大津政雄副市長 これは、平成元年12月定例会です。本会議場で越川議員の質問で、意思決定する機関、行政経営会議、これは合議じゃなくて、書面じゃなくてです。きっちり会議体を開いて意思決定すべきじゃないかという御質問に対して、これは所管は企画なんですけれども、法令を司っている総務部長として意見を求められました。この際には、会議を開くいとまがないときについては書面決裁でも許されるというふうに認識しているというふうに私、御答弁させていただいて、そのときにはそれで答弁で終わりましたけれども、その後、議会終了後に、その当時第2庁舎、私、総務部長の席にいたところ、セキュリティラインを越えて執務室に入られて、私に直接言うことなく、5mぐらい離れた職員の席にずかっと、どかっと座って、これからは会議をするいとまがなければ書面の決裁でいいんだからなって私に聞こえるように、職員に対して大きな声で、誰にとまなく発言をされていました。で、捨てぜりふのように発せられて立ち去られました。私は、そのとき職員も戸惑いを感じていたと思いませんけれども、私自身も、私自身に対するこの議会でのやり取りに対する嫌がらせというふうに私

は受け止めました。受け手として大変不快で威圧感を感じて、言動を萎縮させる、そういう意図を感じました。やっぱり議会と執行機関というのは対等な立場で議論するというので、私は正常な関係を求めています。正常な関係を求めているので、その際に一例を申し上げたんです。とにかく私は一例を紹介したにすぎないので、ほかにも多分いたと思います。

なぜ総務部長当時にそういうことを発言しなかったのかと。これはやっぱり今申し上げましたように、議案の承認をいただくとか、予算の承認をいただくということで、私ども執行機関というのはお願いする立場です。やっぱりどうしてもそういう立場にあると、議員から申し受けた内容について一定程度対等とは言えないような立場で接する部分があると思います。それを逆手に取られて威圧的な対応をされてきたのかなというふうに、それをずっと我慢をしてきましたけれども、我慢をしてきた中で、やっぱり発言するというのは非常に勇気の要ることです。そういうことが今回の調査の中で明らかになってきたのかなというふうに思っています。これも一例です。ほかにもまだありますので。

○松永修巳議長 副市長、まとめてください。

○大津政雄副市長 ただ、挙手されていますのでこれで終わります。

以上です。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史委員 いや、部長の皆さんは我々に対して答弁者としていくわけで、何か質問に付度する必要もないですよ、議案を出すからといってへりくだる必要もないと思います。対等であり、また自信を持って庁内でいろんな稟議を通過して、これが市川市の、村越市長の予算です、議案ですと出してくるものを、堂々とやればいいじゃないですか。そんな中、お願いする立場だとかいうのは、ちょっとよその市議会がどうやってやっているのか、全国の総務部長がどういう気持ちでこの議会に臨んでいるのか、副市長というのがどういう指導をされているのか興味深いところではありますが、ちょっと時間がないのでまたやりましょう、大津副市長。全然構いません、またお話ししたいと思いますので、御準備のほどよろしく願いいたします。

それで、大津副市長は9月7日の本会議において、会派の部屋に呼び出されて——ちょっと待ってくださいね、時間ないので——同じ部屋にいた議員の方々もしっかり多分聞いている内容だと思いますとおっしゃっていましたが、その時、同じ部屋にいてしっかり聞いていた議員とは誰のことを指しているのでしょうか。私があなたを会派の控室に呼び出して、桐喝めいた口調で詰問していたにもかかわらず、見て見ぬふりをしていた無所属の会の議員、聞いていたのに私のパワハラ行為をとがめなかった議員、無所属の会所属議員でパワハラを黙認した議員というのは一体誰なのかお答えください。

いや、村越市長に聞いていないです。大津副市長が発言したので、大津副市長、お答えください。

○松永修巳議長 どちらも……。

○越川雅史委員 大津副市長が発言した内容を聞いていますので。さっき村越市長は自分のことは自分に聞けと言っておいて、今、大津副市長の発言を大津副市長に伺っているんです。なので、大津副市長が答えていただかないと、私の業務の妨げになるのでお願いいたします。

○松永修巳議長 質問者と答弁者の間でそごがありますので、ひとつ効率的な質疑応答をお願いしたいと思います。

大津副市長。

○大津政雄副市長 会派に呼びつけられたのは、私が総務部長のときですね。企画部長が会派の控室で、テスラの関係で市民の意見がどのぐらいあるのかという、そういうやり取りをしている中で、私、呼ばれたというふうに記憶しています。秋本議員から、市長不信任の12月議会の賛成討論の中でこの問題を取り上げられたというこ

とで、一方的にあの場では言われて、本当は秋本議員と話し合いをしたいなというふうに思っていました。

〔越川雅史議員「名前を挙げてください」と呼ぶ〕

○**大津政雄副市長** はい。そのときには、直接は越川議員とやり取りしていましたから、つい立てを隔てて控室の、たしか旧第2庁舎ですから。

〔越川雅史議員「だから、誰か名前を教えてください、時間がないんで」と呼ぶ〕

○**大津政雄副市長** 無所属の会の会派の、たしかそのときにいた——記憶ですよ、記憶で、秋本議員と長友議員と増田議員がおられたというふうに記憶しています。

以上です。

○**松永修巳議長** どうしましょう。どちらも冷静に。

はい。

○**越川雅史委員** ありがとうございます。意外と、何だろうな。そのときのこと、僕ちゃんと覚えていますよ。2019年6月26日ですね。テスラの質問前日なんです。私ね、あなたが総務部長のとき答弁調整に来たのはその1回だけなんです。呼んでないんですよ、私。しかも、来たのはあなたが夕方5時ぐらいになって急に来たんです。それで前日、質問の前日、テスラを迫及する質問の前日に急にどこどこ来て、それまで答弁調整云々かんぬんって、あなた全然出てこなかったのに急に出てきて時間つくってくださいって5時間際に言われて怒っていたという状況です。

秋本議員と長友議員と増田議員がつい立ての中にいたのを、記憶があやふやで名前を出されたら困るんですよ。ここまでパワハラ調査をして、ここまで長年にわたって越川議員についてパワハラがあって、あなたはずっと見てきて、ずっと経験してきて、総務部長も副市長も職員を守る立場であって、それで無所属の議員が、それだけ無所属の会の議員がパワハラ黙認議員が3人もいるんだったら、もっとちゃんとしっかりね、あそこの会派は3人いてもみんなパワハラ黙認するんだから答弁調整気をつけろと通達を出すとか、そういう立場で職員を守る立場ですよ。ですから、まあいいや、じゃ、もう1回聞きます。秋本議員、長友議員、増田議員、たしか記憶がじゃなくて、はっきり言ってください。

○**松永修巳議長** 大津副市長。

○**大津政雄副市長** まず、私がずかずか行ったというのは、それは間違いです。企画部長と答弁調整しているときに、総務部長を呼んでこいという発言があったので私がそこに参じたということが1点です。それは訂正をお願いしたいと思います。

それから、おられたというのは、その3人以外が確証がないから3人だということを申し上げました。ほかの議員がおられたかどうかというのは定かではないと、そういうことです。

○**松永修巳議長** 双方で手を挙げられても、議長としては裁量がないんですけども、取りあえず越川議員、簡潔にまとめてください。

○**松永修巳議長** 越川議員。

○**越川雅史委員** はい、分かりました。

今の御答弁、分かりました。そこは、じゃ、私が呼んだのか、私が呼んであなたが来たのか、そこは意見が食い違っていますが、ただ、私、この1回きりしかなかったあなたと答弁調整した覚えがないんですよ。なので、そこはまたやりましょう。

次に行きます。逮捕事案ですね。

〔「今やれよ、やったらいいよ」と呼ぶ者あり〕

○**越川雅史委員** ちょっと松永鉄兵議員が不規則発言をするので、議長、次やったら注意してください。

〔「自分が不規則発言さんざんしているんじゃないかよ」と呼ぶ者あり〕

○越川雅史委員 逮捕事案について伺います。あと10分しかないのです。

○松永修巳議長 不規則発言は御遠慮ください。

○越川雅史委員 逮捕事案について伺います。

村越市長は、12月定例会において私が県警の対応を伺った際、「越川議員も随分お親しくされているようですので、県警のほうに聞いていただければ適切な回答があるかと思えます」などと、あたかも千葉県警と私が本件逮捕事案をめぐる親しくやり取りし、その結果、本市職員が事情聴取を受けるに至ったかのような御発言をされました。

そこで村越市長に伺いますが、私と千葉県警とが親しい根拠、どのような事実に基づきそのような発言をされたのか。この点を伺っていますので、この点御説明ください。

○松永修巳議長 村越市長。

○村越祐民市長 議員のパワハラ問題に関しては、もはや市政の重大事項でありますので、ちょっと簡潔に先ほどの副市長のお話を補足させていただいた上で、簡潔に今の御質問にもお答えをしたいなというふうに思います。

これも私、先定例会でしたか発言したと思うんですが、1回目の市長選挙が終わった後、私は議会の傍聴に、これ、日付を調べればはっきりしますが、議会の傍聴に参りました。そのときに、私は無所属の会の会派室に呼ばれて、越川議員に呼び込まれて応接ソファーに座って、その横に越川議員が当時の総務部長と財政部長を呼び出して、しこたまどやしつけていました。その様子を、恐らく無所属の会の会派の所属議員の皆さん、大半その部屋におられて見ておられたと思います。はっきり記憶しています。ですので、無所属の会の会派の皆様が越川議員がパワハラをしていないなどと言うのは全くでたらめな言動であって、パワハラ容認する会派の皆さんがそろっておられるとはっきり申し上げたいと思います。

今の御質問でありますけれども、先ほど越川議員は、県警は不起訴処分を決めたと、決めただろうかというような御趣旨の御発言をされました。皆さんよく御存じのとおり、不起訴処分をするかどうかというのは県警が決めることではありませんので、越川さんは県警の仕事の在り方に関して、進め方に関してよく御存じでないのがこの発言でもってよく私も理解しましたので、越川議員が県警とそんなに仲よくないんだなということを今、理解いたしました。

以上です。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史委員 そのとおりです。私、県警のこと全然知らなくて、親しくしているから県警に聞いていただければと言うけれども、全く根拠がないんですよ。どういう根拠で、この議場において市長として御発言なさったのか。今違ったって分かったんですけども、根拠あって発言したんですよ。

○松永修巳議長 村越市長。

○村越祐民市長 越川議員が盛んにこの場で引用される幾つかの御発言、新聞報道等ですね、あります。この当該人物が庁内を歩いて、何か大きな声を出したとか何とかということを盛んに越川議員も言われていましたし、越川議員がそういうお話を庁内でして回っているということを私は職員づてに耳にしております。その越川議員の発言と思しき発言が幾つかの新聞にそのまま載っておりまして、越川議員がそのようなことをいろんな場所で言って回っておられるんだなということを理解していた次第です。

以上です。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史委員 だから私が警察と親しいと思った、だから県警が本市の職員を事情聴取したり資料を持っていったりしたと、そういう御認識ということですか。

○松永修巳議長 村越市長。

○村越祐民市長 そういうこともあり得るんじゃないかなというふうに思います。越川議員がいろんな場所で言っておられたことが、幾つかの新聞だったりいろんな場所から伝わってきますので、そうやって話をどうやってでも大きくしたいんだなというふうに越川議員がお考えであることがよく伝わってきております。

以上です。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史委員 それが根拠で、何か憶測のように聞こえるんですね。ここは別に堂々巡りになるので、これは聞いている人がいっぱいいるのでその方々が評価すればいいと思いますし、私が大きくしようとする警察が大きく動いてくれるって、私、警察と親しくないですから、県警の仕事のやり方も分かりませんので、大きな膨らませ方も知らないで、その点も、今日私が親しくないのが分かっていたように、私、警察の動きを大きくさせる力量もないですし、警察の仕事も知らないということで御理解いただければと思います。

私の持ち時間が限られていますので、ちょっと聞いている方が分からないと思うんですけども、ちょっと質問を進めていかないといけないので質問を続けます。

村越市長は12月定例会において、捜査過程に違法行為が行われたことを示唆しています。また、嫌がらせのような捜査にさらされてきたとおっしゃっています。また、村越市長は、先ほど私がパワハラを繰り返してきたみたいなの、職員に信じられない暴言を浴びせてきた、市長就任前からこういう場面に立ち会ってきたなどと言いながら、当時私をとがめることもなく、選挙での支援を願い出て、一緒に当選の万歳をし、政策協定を結び、それを実現し、また私が主催した会合にまで足を運んでいたかと思います。そんな極悪非道のパワハラ容認無所属の会集団を知っておきながら、そういうお付き合いを私ならしないんじゃないかなと思います。

また、12月定例会では、市議会議員が関与した不正受給について、これはもう私のことですがけれども、松井努議員が確たる証拠はございますとおっしゃっていたわけで、この場合、本市は詐欺事案の被害者であり、資料は全て生活支援課にそろっていて、刑事訴訟法第239条第2項において公務員には告発義務が定められていますから、村越市長はすぐに事実を調査して、調査結果に基づいて、犯人をかくまうことなく刑事告発しなければなりません。そういう話が出てから何日もたっていたにもかかわらず、福祉部長がまだ調査を開始しておりませんと答弁した際にも、こういうときこそ即座に手を挙げて、市長として、いや、今日にでも調査を開始しますとか、そういう手の上げ方をするんだったらいいと思うんですけども、そういうときには手を挙げずに、この答弁、訂正することもなく、そのまま議事録に残っています。

では、今回どうするおつもりなのでしょうか。まあ、村越市長が空き巣に入られたとか個人的なことであれば御判断はお任せいたしますが、本市職員が違法、不当な捜査を受け、嫌がらせのような捜査にさらされてきたのであれば、すぐにでも記者会見を開いてその被害を訴えて職員を守る姿勢を示す、職員のみならず俺は闘うんだと、安心して下さいと天下公に知らしめるべきじゃないですか。違法、不当な捜査をした捜査員に対しても特定をして刑事告発するとか、厳しい態度で臨むべきなのではないでしょうか。なぜ村越市長は、これはいつもなんですが、殊さら被害を強調することはあっても、その被害に対して適時適切に行動できないのでしょうか。

そこで伺いますが、あなたが主張するように、県警による違法、不当な捜査が真実であれば、職員が嫌がらせのような捜査にさらされてきたのが事実であれば、泣き寝入りすることなく、違法、不当な捜査をした捜査員をかくまうことなく事実を公表し、再発防止に努め、職員を守る必要があるかと思うのですが、その御意思がある

のかどうか伺います。

○松永修巳議長 村越市長。

○村越祐民市長 大変印象操作をされたいお考えの質問が多いので、丁寧にちょっと御答弁申し上げたいと思います。

違法、不当な捜査が行われたというふうにも信じております。それは、あくまで任意の調べであるにもかかわらず、調べというか、我々が捜査に協力をしているのにもかかわらず、長時間話を聞いたり、あるいは書類を持っていったり、そうした被疑事実なるものも何だかよく分からない、そういう状況で長時間対応する必要はないわけでありまして、場合によっては国家賠償請求等々、議員が御指摘のようにしっかり対応しなければいけないというふうに思いますし、県警それから警察署、しかるべきところに書面で市長名で抗議をしております。そのことをまず御理解いただきたいと思います。

それから、無所属の会がパワハラ容認の議員だというふうには私は先ほど申し上げました。応援を受けて問題があったんじゃないかと、大変私も後悔しております。事実、選挙戦の中で事務局をやっていた女性的一生懸命やっていた方は、越川さんの対応に困って大変頭を抱えて泣いているときもありました。越川さんが一生懸命私の当選のために動いていただいた場面もあったかもしれませんが、そうではなくて、大変越川さんの言動に困っていた方々が当時からたくさんいたということは、この際はっきり申し上げておきます。今のこの市議会の状況を見ても、大変過去の選挙戦において一緒にさせていただいた場面があったということは大きく後悔をしております。

それから……。

〔越川雅史議員「分かりました、逮捕事案の答弁をお願いします、逮捕事案」と呼ぶ〕

○村越祐民市長 何ですか。

〔越川雅史議員「じゃ、もういいです」と呼ぶ〕

○村越祐民市長 ですから……

〔越川雅史議員「不当な捜査を記者会見で言う意思だけ聞いている」と呼ぶ〕

○村越祐民市長 なぜ記者会見しなきゃいけないんでしょうかね。

〔越川雅史議員「いや、だから別に、じゃ、それを今から」と呼ぶ〕

○村越祐民市長 ですから、書面で抗議をしているというふうにも申し上げているわけです。しかも、繰り返し申し上げますが……

〔越川雅史議員「時間が、ちょっとごめんなさい、12時過ぎて」と呼ぶ〕

○村越祐民市長 きっちり丁寧に御答弁申し上げているつもりですけれども、何か問題ありますでしょうか。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史委員 本当に全然、こちらは何か答弁調整に応じないのがパワハラだと言われているんですけども、こっちは聞いていることに素直に答えてもらえなくて時間を使われること、これ、組織ぐるみでやられているような気になってしまいます。村越市長を筆頭にですね。

もう私の持ち時間が限られています。ちょっとまとめていきたいと思うんですけども、村越市長はこの人物を、私設秘書と認識している方に対し、私も再三言われましたけれども、印象操作をしているなどおっしゃっていますが、私たちから言わせれば、印象操作をしているのはむしろあなただと言いたい。雇用関係があろうがなかろうが、事務所の鍵とテスラの鍵を預けて、名刺を持たせて、初登庁以来複数年にわたって仮本庁舎までの送迎を頼み、市長室にも出入りを許している、議会にも現れたことがある。また、この人物が村越市長と特別に密接な関係を有していると市職員が疑うことなく認識しているから、比較的自由に顔パスのような形でこの庁内

を闊歩できていたのではないのでしょうか。さらには、エキスポネンシャル市川と称される1回2万円の会費セミナーの案内文の差出人であり、村越セミナー実行委員会事務局との肩書きが付され、当該人物の名前が記載されているお問合せ先として村越事務所の電話番号と、アットマークより前がこの方の苗字から成る「hirotami.jp」のメールアドレスが記載されています。そして、その案内文を持って市内事業者にパーティー券を売り歩いていた、それも一般的な車ではなく、村越市長の代名詞であるテスラを乗り回していた。そして、有罪確定後も村越市長は形式犯だとかばっているかのような発言をし、自身が設立したテスラを管理する法人の代表取締役を任せているわけですから、村越市長が幾ら抗弁をしたところで市民が到底納得できるものではないということを指摘します。

あと、市長選挙についてです。

無双の町を築くという響きは確かに格好いいんですが、国難を乗り切るために困っている方々に迅速に10万円届ける、自治体はこの給付の実務上ボトルネックになるようなことがあっていけない、申請から給付までは3週間から1か月を想定などと当初の威勢こそよかったものの、村越市長が打ち出したダウンロード申請により現場も市民も大混乱、本市がボトルネックになって、給付に最大2か月を要してしまった特別定額給付金、新産業や新サービスの創出に活用してもらい市民の利便性向上につなげていくのが狙い、県内では初めての取組などと、将来に不確実なことに期待をあおるいつものパターンでPRしながらも、事業に至った実績ゼロ件の非識別加工情報の提供、その他にも、65歳以上のワクチン接種について混乱を避けるため5歳刻みで予約受付開始などとPRしておきながら、予約システムには年齢制限機能が搭載されておらず、受診券が届いた方々が一斉予約開始状態となり大混乱、コールセンターの回線を3.3倍に増強しシステム改修も余儀なくされたワクチン接種予約などといった、この4年間の客観的な事実こそが村越市長の実務能力の有無、マネジメント能力の有無、先見性の有無を見事に表しており、こうした客観的な事実を踏まえれば無双の町を築くことができるのかどうか、答えは自明と言えるのではないのでしょうか。

最後になりますが、漢字にすれば、天下無双の無双ですが、この無双の町を築くというのは村越市長の夢想、これは漢字にすれば夢の想いとなりますが、夢の中の思いにすぎない。同じ文章を2度、3度書くぐらい我慢できるが、村越市政はワンスオンリーにしてほしい、今は市政を停滞させるときではないという我が会派に届けられた市民の声を村越市長にお伝えして、代表質問を終わりにして、長友議員にバトンタッチをいたします。

○松永修巳議長 この際、暫時休憩いたします。

午後0時7分休憩

午後1時開議

○松永修巳議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議事を継続いたします。

一般質問形式の質問を行います。

質問者、長友正徳議員。

○長友正徳議員 無所属の会の長友正徳でございます。通告に従いまして、初回から一問一答で一般質問形式の質問を行います。

まず1番目の大項目、新型コロナウイルス感染症第6波への対応についての(1)感染者(疑いを含む)に対する医療提供の状況についてです。

第6波における医療提供体制の逼迫状況は、目を覆いたくなるような様相を呈しています。最近、みなし陽性という言葉を見聞きすることが多くなりました。みなし陽性とは、感染者の同居家族に発熱症状が出た場合な

ど、検査をしなくても医師が感染者とみなすのだそうです。検査をしなければ、オミクロン株なのか、デルタ株なのか、季節性インフルエンザなのか、普通の風邪なのか見分けがつかません。オミクロン株ならモルヌピラビル等を早期に処方したり、デルタ株なら抗体カクテル療法を早期に実施したりしないと重症化のリスクが高まるそうです。検査をしなければこれらの処置ができません。保健所も発熱外来も逼迫していて、電話を何度かけ直してもつながらないそうです。検査キットが全国で足りなくなっているそうです。これにより、無料検査を担っているドラッグストアも行政検査を担っている医療機関も機能不全に陥っているとのことでした。

2月16日時点で千葉県内の自宅療養者数と療養等調整中の合計値は約4万2,000人でした。確保病床数は1,673床で、使用している病床数は1,139床で、使用率は68.1%でした。宿泊療養施設の確保、部屋数は2,290室で、使用している部屋数は329室で、使用率は14.4%でした。病床も宿泊療養施設も空いているのに、なぜ感染者を入れないのでしょうか。保健所も逼迫しています。千葉県では、医療機関からファクスで送られてくる感染者情報のHER-SYSへの入力作業を県職員がやっているそうです。ちなみに、神奈川県では自宅療養者に対する食料の配達をやめたそうです。感染者に買物に行かせるのでしょうか。自宅療養中の死亡が相次いでいます。中でも一番悲惨なのは、治療を受けることなく命を失う無念死が増えていることです。新型コロナに感染し、自宅や施設で容体が急変するなどして亡くなった人、つまり無念死が1月は全国で151人に上ったそうです。これらは医療提供体制の逼迫状況の一端でしかありません。

このような中で市川市は、第5波の後、第6波に向けて拡充されたとされている医療提供体制についてどのように把握されているのか、また、どのように支援されているのか伺います。

そして、2月14日発表で、市川市内の自宅療養者は4,030人で、入院調整中等が179人で、合計4,209人が自宅におられます。これらの自宅療養者等に対する医療提供体制について、市はどのように支援されているのか伺います。

○松永修巳議長 増田保健部長。

○増田浩子保健部長 千葉県は、昨年11月に第5波において医療提供体制が逼迫したことを踏まえ、新型コロナウイルスの感染拡大する局面を見据えた新たな病床・宿泊療養施設等確保計画を策定いたしました。この計画では、千葉県内全域の病床数が最大1,736床、宿泊療養施設は2,000室の確保に向け取り組むものとしており、昨年12月に新たに浦安市内に宿泊療養施設としてコンフォートスイーツ東京ベイを借り上げるなど、医療提供体制の整備を進めております。2月19日現在ですが、県は病床数が1,759床、宿泊療養施設を14か所、2,290室を確保し運用しております。また、本日より、千葉県では感染拡大に伴い発熱外来での検査が受けにくくなっている現状を踏まえ、重症化リスクが低いと言われている基礎疾患や妊娠の可能性がない50歳未満の方のうち、発熱などの症状がある方や濃厚接触者を対象に、無料で抗原定性検査キットを送付することとしております。

千葉県の医療体制や現状の把握につきましては、千葉県から公表された情報をはじめ、市川保健所と情報連携を図り把握しているところです。また、医療体制の支援についてですが、病床の確保や宿泊療養施設の設置など、新型コロナウイルス感染症に関する医療提供体制の整備は、感染症法などにより千葉県が行うこととなっておりますことから、本市といたしましては県の動向を注視しているところです。

次に、自宅療養者に対する医療提供体制の支援についてです。自宅療養者に対しては保健所が健康観察を行っておりますが、健康状態を保健所や医師、薬剤師、病院等と情報共有し役立てることを目的で、本市より介護保険で運用中の多職種連携システムを提供し連携を図っております。具体的に申し上げますと、このシステムに保健所が自宅療養者の健康状態の入力を行うことにより、医師がシステム上で自宅療養者の健康状態を確認した上で必要と判断した場合、往診などの診察を行っており、その際、医薬品が必要であれば薬剤師が配送していると伺っております。また、病院の医師とも連携が図られており、助言なども行われております。

システムの提供につきましては、本システムを有効活用することで自宅療養者への迅速な対応が行えると考え、提供し連携を図っているものであります。また、第5波においては、自宅療養者の体調が悪化し救急搬送する際、入院調整に長時間がかかることが問題となっておりましたが、本市では、入院するまでの間酸素投与などを行う待機場所として、昨年9月に少年自然の家に入院待機ステーションを設置したところであります。

以上でございます。

○松永修巳議長 長友議員。

○長友正徳議員 自宅療養者等に対して多職種連携システムを活用されているとのことでした。この活用状況について今後把握して下さるようお願いいたします。

第6波の新規感染者は、ピークアウトの兆しが見えてきたとも言われています。しかし、これは検査が逼迫していることによるのではないとも言われていますし、死者が急増していることを考えれば、依然として予断を許さない状況であることに変わりはありません。

昨年の9月定例会において、私は一般質問形式の質問として、野戦病院の整備についてと題した質問をしました。その思いは今も変わっていません。死者が急増していること、つまり、重症者が急増していることに鑑みれば、今でも野戦病院、つまり臨時医療施設の必要性が高まっているのではないのでしょうか。

そこで、千葉県における臨時医療施設の設置状況について伺います。

また、市川市が自ら臨時医療施設を設置することについて、市の見解を伺います。

○松永修巳議長 増田保健部長。

○増田浩子保健部長 初めに、臨時の医療施設の設置状況についてです。千葉県は、千葉市中央区にある千葉県がんセンター旧病棟に66床、千葉市稲毛区にあるちばぎん研修センターに110床を、また、今月新たに流山市の流山市民総合体育館に56床を開設し、合わせて232床を確保しております。

市が臨時の医療施設を設置することについてですが、これらの施設は新型インフルエンザ等対策特別措置法などで都道府県が設置することとされておりますことから、本市での設置については困難であると考えており、引き続き県の動向を注視してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 長友議員。

○長友正徳議員 全国の医療提供体制の逼迫状況は、マスメディアの報道により知ることができます。反面、市川市や葛南地域の逼迫状況はよく分かりません。市立の病院がないからなのではないのでしょうか。リハビリテーション病院を手放した後、本市には市立の病院がありません。市立の病院があれば、そこを通して近隣の医療提供体制の逼迫状況を知ることができます。リハビリテーション病院の経営状況が議論されている時期に、私はリハビリテーションを核にして総合病院にしてはどうかと提案しました。新型コロナウイルスのような感染症に対してフロントで闘う医療機関は公立病院です。公立病院は、消防や警察のような公共財の一つであることから、その経営が赤字なのか黒字なのかが問われる対象ではありません。次のパンデミックに備えて、市川市立総合病院を設置することについて検討を始めるべきではないかと考えます。

次に、(2)救急搬送困難事案の発生状況についてです。

新聞報道によれば、総務省消防庁は1月18日、救急車を呼んでもすぐに搬送先が決まらない救急搬送困難事案について、1月16日までの1週間で4,151件あったと発表したそうです。新型コロナウイルス感染の第5波のさなかだった昨年8月中旬の3,361件を上回り、過去最多となったとのこと。本市においても同様なことが起きているのではないかと懸念します。

そこで、救急搬送困難事案の発生状況について、第5波と比較しつつ、どのようなものか伺います。

○松永修巳議長 本住消防局長。

○本住 敏消防局長 お答えいたします。

救急搬送困難とは、総務省消防庁の調査基準で、医療機関への受入れ交渉回数が4回以上で、かつ、現場滞在時間に30分以上を要した事案となっております。初めに、第6波と第5波を比較するため、第5波は最も感染者が多かった昨年8月、9月の期間の中での45日間とし、第6波は今年の1月1日から2月14日までの45日間の統計とさせていただきますので御了承ください。

第6波の救急出動件数でございますが3,460件で、搬送困難事案は351件ございました。第5波の救急出動件数は3,421件で、困難事案は227件ございました。出動件数に占める搬送困難の割合は、第5波が約7%、第6波が約10%となり、本市の搬送困難率は第6波が3%ほど高くなっております。また、医療機関の受入れ不能理由のうち約半数がベッド満床で、高齢者の発熱や骨折などといった入院が必要となる事案で受入れが困難になる傾向となっており、第6波による新型コロナウイルスの感染拡大が救急車の受入れにも大きな影響を与えることが推測されます。

以上でございます。

○松永修巳議長 長友議員。

○長友正徳議員 第6波では、多くの病院でコロナ病床を増やしたため一般病床の数が減っているのではないかとされています。

ところで、市川市は昨年、新型コロナ対応の入院待機ステーションを市川市大町の少年自然の家に開設されました。その後、市は市長室に設置されていたシャワー室を同ステーション内に移設されました。その名目は、救急隊員や急変時に駆けつけた医師らのエッセンシャルワーカーが対処時に使用するというものでした。さきの御答弁によれば、第6波においては第5波より多くの救急搬送困難事案が発生しているとのことでございました。これらのうち、入院待機ステーションやシャワー室を使用した事案はあったのか伺います。

○松永修巳議長 本住消防局長。

○本住 敏消防局長 お答えします。

第6波に入り搬送困難事案が増加し、救急事案も長時間化の傾向にあるため、2月14日までに3名の方を一時的に入院待機ステーションに搬送し、搬送先が決定するまでの間、応急処置を行うなどして円滑な救急活動を行っております。消防局といたしましても、入院待機ステーションを使用することは安心できる環境の中で安定した酸素投与を行えるため、傷病者のストレス緩和につながるものと考えております。また、入院待機ステーションに設置されたシャワーユニットの使用でございますが、傷病者の観察を終え使用資機材の消毒を済ませた救急隊員が、職場内や家庭への2次感染を発生させない感染予防策として、これまでに2回、入院待機ステーションを引き上げる際に感染防止と衛生管理対策として使用いたしております。

以上でございます。

○松永修巳議長 長友議員。

○長友正徳議員 シャワー室を使用した事案が2件あったとのことでございました。関係者はほっとされたのではないかと推察します。

それはさておき、医療提供体制が逼迫した中での救急搬送でありますので、フロントで御活躍されている救急隊員の御苦労はいかばかりかと拝察申し上げます。頭が下がる思いです。医療提供体制が逼迫した中では、救急搬送が市民の最後の頼みの綱であります。どうか今後とも感染予防には十分留意された上で、救急搬送に御尽力くださるようお願いします。

次に、2番目の大項目、教育行政についての(1)ヤングケアラーに対する家族ケア負担軽減支援についてで

す。なお、ヤングケアラーについては、昨年の6月定例会にて公明党さんの西村敦議員が取り上げられました。その質疑応答を踏まえて質問をしてみたいです。

報道によれば、家族の介護に追われる子どもたちはヤングケアラーと呼ばれ、家族を世話する負担で睡眠や勉強の時間が不足し、本人の健康や進路に悪影響が及ぶ問題が起きているとのこと。国は、2020年度からの3年間を集中取組期間とし、自治体の施策を後押しするそうです。ヤングケアラーに法律上の定義はありませんが、厚生労働省は、本来は大人が担うべき家事や世話を日常的に行う子どもとしているそうです。厚生労働省が昨年公表した初の中高生を対象にした全国調査では、中学2年の5.7%、全日制高校2年の4.1%が該当しているそうです。家族の世話をする子どもは昔からいましたが、核家族化や共働きの増加で子どもに負担がかかりやすい環境になっているとのこと。介護や障がい者福祉の制度は当事者の支援が中心で、家庭のサポートは手薄だそうです。このように勉強に支障が出ているわけですから、ほうっておけません。

そこで、市川市はヤングケアラーについてどのように把握し、どのように支援されているのか伺います。

○松永修巳議長 小倉学校教育部長。

○小倉貴志学校教育部長 ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であることなどから表面化しにくいと言われておりますが、学校はヤングケアラーと思われる児童生徒を把握しやすい立場にあると認識をしております。そこで、教育委員会としては、校長会、教頭会、生徒指導主任会等の中で、教員がヤングケアラーに関する認識を持つとともに、子どもの様子を注意深く観察するように指導しております。

現在実施している学校の取組としては、定期的に行われている教育相談アンケートがあります。その中では、家庭生活も含めて悩み事、気になることなど、ヤングケアラーに関する記述ができる項目を入れるようにしております。そのほか学校では本人の訴えにより把握するケースや、欠席や遅刻、宿題や授業への取組状況、本人の様子などから担任が気づく場合もあります。児童虐待や不登校など個別の事情がある児童生徒については、特に注意をして観察をしております。アンケートやふだんの様子などからヤングケアラーが疑われる児童生徒については校内で情報共有を行い、必要に応じて関係部署や関係機関等と連携し、チーム体制で対応しております。

学校から教育委員会にヤングケアラーに関する報告や相談があった場合は、児童生徒の観察を継続的にお願いするとともに、適切な関係部署等を紹介し、連携を図るように助言をしております。現在、各学校から報告を受けたヤングケアラーと思われる児童生徒は10数名ですが、実際はもっと存在しているものと推測されますので、今後も積極的な把握並びに関係部署等との連携に努めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 長友議員。

○長友正徳議員 ただいまの御答弁につきまして、次の4点について再質問をしてみたいです。

まず1点目ですが、教育相談アンケート等によりヤングケアラーの把握に努めておられるとのことでしたが、家族や介護の世話をしているかといった具体的な聞き方をしたほうが把握しやすいのではないかと考えますが、このことについて市の見解を伺います。

次に2点目ですが、ヤングケアラーの疑いがあると判断した児童生徒については、必要に応じて関係機関等と連携してチーム体制で対応しておられるとのことですが、具体的にはヤングケアラーに対してどのような支援を行っておられるのか伺います。

次に3点目ですが、市内小中学校にはヤングケアラーが10数名いると推定されているとのことでしたが、高崎市に比べると少な過ぎるのではないかと考えられます。つまり、捕捉率が低いのではないかと考えられます。高崎市教育委員会のやり方を参考にされて捕捉率を上げることはできないか伺います。

次に4点目ですが、高崎市では、ヤングケアラーの負担を軽減するため、来年度からヘルパーを無料で派遣す

る取組を始めるとのことですが、本市でも同様の取組ができないか伺います。

○松永修巳議長 小倉学校教育部長。

○小倉貴志学校教育部長 4点の 御質問にお答えいたします。

1点目のアンケートの内容につきましては、家族の世話や家事の負担など、できるだけ具体的な質問となるように努め、あると答えた児童生徒には、誰の世話をしているかなど、さらに具体的な状況を尋ねている事例があります。また、ヤングケアラーの事例を表しているイラストを活用し、自分に当てはまるものを選択させたりしている事例もあります。今後は、このような事例を参考にし、児童生徒の心情に配慮しながら把握ができるよう、各学校へ周知してまいります。

2点目の関係部署との連携につきましては、校内ケース会議で関係機関と情報を共有した後、子どもを支援する相談窓口と連携して、ヤングケアラーとなる要因を確認いたします。その後、障がいや介護などの要因に応じて、相談窓口から家庭への福祉サービスを行う部署につなげたり、民生児童委員の協力を得て、家庭への継続的な状況把握を行ったりをしております。

3点目の捕捉率、認知率の向上につきましては、ヤングケアラーを幅広く捉えて、子どもの困り感を積極的に発見することは重要ですので、他の自治体の実態把握の仕方も参考にしながら、よりよい方法を研究してまいります。なお、実態把握に当たりましては、必ずしもヤングケアラーが悪いことと捉えられないよう、各学校の実情や発達段階に十分配慮して把握に努め、支援につなげてまいります。

4点目のヘルパー派遣につきましては、ケア対象者が既存の制度の中で支援が受けられない場合に有効と考えます。新たな取組として、高崎市の取組等を参考にしながら調査研究をしてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 長友議員。

○長友正徳議員 さきにも述べましたが、勉強に支障を来しているわけですから、ヤングケアラーを放っておくわけにはいきません。厚労省の調査によれば、中学2年の5.7%が該当しているとのことですから、市川市にも相当数のヤングケアラーがいるものと想定されます。教育委員会におかれましては、これまで以上にヤングケアラーの把握に努めていただきまして、福祉部やこども政策部と連携して、ヘルパーを無料で派遣することを含め、ヤングケアラーに対する家族ケア負担軽減支援を拡充してくださるようお願いいたします。

次に、(2)就学援助制度の利用促進についてです。

新聞報道によれば、内閣府は昨年の12月24日に子どもの貧困についての初の全国調査結果報告書を公表したとのこと。今回の調査対象で低所得層だった世帯のうち、義務教育でかかる学用品などを補助する就学援助を利用しているのは58.6%にとどまったとのこと。理由として、対象外だと思うからが最も多かったそうです。この調査結果に接して、私は、就学援助制度の捕捉率がかなり低いのではないかと考えました。2016年の6月定例会で私は一般質問として、子どもの貧困対策の推進についてのうち、就学援助制度の利用促進についてと題した質問をしました。そのときの就学援助制度の捕捉率は約8.7%でした。その後、大分時間がたちましたので、最近の就学援助制度の捕捉率はどのようなものか伺います。また、子どもの貧困についてどのように認識されているのか伺います。

○松永修巳議長 小倉学校教育部長。

○小倉貴志学校教育部長 お答えいたします。なお、御質問の中にありました捕捉率につきましては、私からは認定率としてお答えをいたします。

最初に、本市の認定率についてです。直近、令和2年度決算の就学援助の認定率は8.3%となっております。

次に、子どもの貧困率に関する認識です。子どもの貧困率調査は、厚生労働省が行っている国民生活基礎調査

の中の調査事項となっており、日本の世帯所得の中央値の半分に満たない所得で、かつ、18歳未満の子どものいる世帯が貧困家庭とされております。令和2年、厚生労働省の国民生活基礎調査による子どもの貧困率は13.5%となっております。子どもの貧困率に関しましては、子どもの貧困対策において重要な指標となっていると認識をしております。就学援助制度も貧困対策の柱の一つとして捉えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 長友議員。

○長友正徳議員 就学援助制度の捕捉率が8.7%から8.3%に下がっていることには驚きました。時代と逆行しているのではないかと考えます。いずれにしても、8.7%とか8.3%という捕捉率は低いのではないのでしょうか。先ほど子どもの貧困率は13.5%であるとの認識を示されましたが、捕捉率はこの程度であるべきなのではないのでしょうか。就学援助制度の対象は、生活保護を受けている要保護児童生徒と、それに準じて経済的に厳しい準要保護児童生徒とされています。なお、準要保護は各市町村の教育委員会が認定基準を決めることになっているとのことです。世帯の所得が相対的貧困線以下の世帯に属する児童生徒には支給されるようにすることが望まれます。なお、文科省によると、対象となる全国の児童生徒は2007年度は約142万1,000人で、全体の13.7%だったとしています。今後、捕捉率を上げることはできないか伺います。

○松永修巳議長 小倉学校教育部長。

○小倉貴志学校教育部長 本市の就学援助制度の対象は、公立の義務教育課程の児童生徒としております。市の裁量で認定基準を決定する準要保護につきましても、世帯所得が生活保護基準の1.1倍未満となっており、市民税非課税やひとり親などの認定項目についても9項目あることから、近隣市より項目数が多く、就学援助制度を受けやすい制度設計となっております。

子どもの貧困率と就学援助の認定率につきましては制度が異なりますが、社会状況の変化に対応し、必要な方へ確実に援助が行き届くことが重要だと考えます。今後は、本市の就学援助の制度設計についても、より望ましい方法があるのかどうか調査研究してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 長友議員。

○長友正徳議員 就学援助制度の認定基準は、世帯収入が生活保護基準の1.1倍未満とされているとのことでした。2009年の新聞報道によれば、長野県内の18市町村に対して聞き取ったところ、対象とする収入の基準が生活保護の水準の1.3倍から2.5倍まで差があったとのことでした。これに比べると、市川市の認定基準はかなり低いと言わざるを得ません。今後、認定基準の引き上げについて調査検討して下さるようお願いいたします。

それはさておいて、先ほども述べましたが、内閣府の調査によれば、低所得層のうち就学援助制度を利用している割合は58.6%だったそうです。理由として、対象外だと思うからが最も多かったそうです。就学援助制度の認定基準の周知が不足しているのではないかと考えられます。

そこで、2016年の6月定例会における質疑応答を踏まえて、今後、認定基準の周知をさらに徹底する取組について伺います。特に、受給対象かどうか不明な場合は気軽に相談してほしいといった旨の案内をすることができないか伺います。

○松永修巳議長 小倉学校教育部長。

○小倉貴志学校教育部長 制度の周知につきましては、前回の御質問時と比べて周知の機会を増やし、その方法も工夫しております。まず、市民に対しては、市公式ウェブサイトや「広報いちかわ」で年間2回の掲載をしております。就学前のお子さんを持つ保護者に対しましては、就学時健康診断時に新入学児童生徒援助費、いわゆるランドセル代の申請書を配布することで就学援助制度の周知を行っております。既に小中学校等に通学してい

る児童生徒の保護者に対しましては、第1学期始業式と第2学期始業式の2回にわたりお知らせ文書の配布をしております。また、就学援助制度は年度ごとに申請が必要になることから、年度の切り替え時の申請漏れを防ぐために、既に認定を受けている保護者に対し年度末の3月に在籍している学校より申請書を郵送し、4月にすぐに申請ができるようにしております。

保護者が制度を理解していない場合であっても、学校が保護者と面談した際、生活に困窮していると判断した場合は、制度を周知し、申請を促しております。また、御自身が対象かどうか不明な場合には学校や教育委員会へ相談していただけるよう、丁寧な周知に努めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 長友議員。

○長友正徳議員 市川市の就学援助制度の捕捉率が8.3%とのことでしたが、子どもの貧困率13.5%よりはるかに低いことには合理性がないのではないのでしょうか。世帯収入に関わる認定基準について、長野県の市町村に比べると、本市ははるかに低いことが分かりました。今後、この低い認定基準を引き上げることについて調査検討して下さるようお願いいたします。

子どもへの投資は、未来への投資です。子どもへの投資をちゅうちょするべきではありません。また、人への投資は地域経済を活性化することにもなります。こういった観点からも、子どもへの投資を重視して下さるようお願いいたします。

次に、3番目の大項目、福祉行政についての中黒、生活困窮者に対する自立支援相談の状況についてです。

マスメディアの報道によれば、生活保護に至る前のセーフティネットとして、生活苦に困っている人の相談を受ける全国各自治体の自立相談支援機関で、2011年度上半期の新規相談が計30万7,072件に上ったことが昨年12月25日に分かったとのこと。これは、厚生労働省が集計したものだそうです。新型コロナウイルス感染が広がった2020年の同期比では減少したが、感染が拡大する前の2019年同期比では約2.5倍で、依然として高い水準が続いているとのこと。市川市でも、コロナ禍の影響で生活困窮者が増え、自立相談が増えているのではないかと思います。

そこで、本市における自立相談の件数やその傾向、どのような相談が寄せられているのか、及びこれらの相談に対し本市ではどのような取組を行っておられるのか伺います。

○松永修巳議長 小泉福祉部長。

○小泉貞之福祉部長 お答えします。

本市では、生活困窮者自立支援制度の創設を機に、平成27年4月から市川市生活サポートセンターそらを立ち上げ、生活に困窮する方々に対して自立相談支援等を実施し、自立の促進を図っております。自立相談支援については、専門知識を持つ相談員が日常生活の中で困り事を抱える方が地域での自立した生活を送れるように支援を行っております。例えば、子どもがずっとひきこもっている、何とかしたいがどうしたらよいか分からない、収入があっても借金返済で生活費がなくなってしまう、失業して家賃の支払いが難しく、このままでは住む家なくなってしまうなどの相談が多く寄せられていますが、こうした相談に対しては、相談支援員が相談者の生活状況や悩み、困り事を伺いながら、一人一人に寄り添い、相談者にとって最適な支援プランを作成した上で、いわゆる伴走型の就労支援や家計支援に取り組んでおります。

最近の相談の傾向としては、新型コロナウイルス感染拡大の影響で仕事を失った方、収入の減少により家賃の支払いが困難な方などへの就労支援や家計支援をはじめ、高齢の親族からひきこもりの子どもについての相談が増えており、関係部署をはじめ高齢者サポートセンターなどと連携して支援を行っております。この相談支援機関については設置して7年目となりますが、市の公式ウェブサイトへの掲載やチラシの配布、さらには相談者の

方々の口コミなどで広がりつつあり、認知度も高くなってきております。相談件数についても、令和元年度は年間約600件ほどでしたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、4倍に当たる約2,400件と、相談に訪れる方が飛躍的に増加いたしました。本年度は、昨年12月末時点で約700件と減少傾向にありますが、生活に困窮する方への支援については短期間で終了するケースはまれで、多くは1年から数年にわたり支援が必要となる方が多いことから、コロナ禍での相談者数の増加も踏まえ、13名に相談員を増やすなど体制の強化を図りながら支援を行っているところでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 長友議員。

○長友正徳議員 コロナ禍の影響で相談件数が増えていることが分かりました。また、相談件数が増えたことに対し、相談員を増やすこと等により体制の強化を図りながら支援を行ってこられたことも分かりました。こういった対応は、相談者にとっては喜ばしいことでありますし、地域経済にとっては活性化につながることであります。よって、こういった市政への投資は今後もちゅうちょなくやったださるようお願いします。

ところで、生活困窮者が自立するためには就労する必要がありますが、就労のための支援はどのようなものか、及び自立した実績について伺います。また、これ以外の対応はどのようなものかについても伺います。

○松永修巳議長 小泉福祉部長。

○小泉貞之福祉部長 就労による自立に向けた支援でございますが、この相談支援機関が設置されている分庁舎C棟の中には、ハローワークの職員も常駐する窓口が設置されており、一人一人に合わせた就労支援をハローワークとの連携の下で実施いたしております。実績でございますが、令和2年度における就労支援プランの作成件数は約560件で、このうち就労により支援が終了したケースは約110件でありました。令和3年度につきましては、昨年12月末時点でプランの作成が約370件、このうち就労によって支援が終了したものは約90件となっております。なお、支援プランの作成には相談者の同意が必要となることから、相談者がプランの作成を望まない場合には、電話やメール等で相談を受け、アドバイスのほか、相談者に必要な情報提供などを行っております。また、就労による自立のほか、親族の元に戻るなどの理由により支援が終了することもあります。引き続き支援が必要な方には、例えば転居先の自立相談支援機関に引き継ぐなど、その方の自立に向けた支援を終わらせることのないよう努めているところでございます。

以上です。

○松永修巳議長 長友議員。

○長友正徳議員 就労により支援が終了した件数が多数あることが分かりました。言うまでもありませんが、生活困窮者に対する自立相談支援業務は、市民の暮らしを守り、ひいては命を守るための業務の最前線に位置するものです。何かと御苦労はあるかと思いますが、今後とも引き続きコロナ禍の影響による相談件数の増加に対しては、支援員の増加により対応することを含め、御尽力くださるようお願いいたします。

次に、4番目の大項目、水産業振興についての中黒、市川漁港整備工事に係る実施設計における誤りの原因究明と是正措置についてです。

去る2月2日に開催された議案等説明会において、市川漁港整備工事に係る実施設計における誤りについて概要の説明がありました。その瞬間、私は設計基準を確実にしなかったことに起因した誤りであることを直感しました。それはさておき、本件不具合について、まずは不具合を発見するに至った経緯や、不具合の原因究明の結果について伺います。

○松永修巳議長 菊田行徳支所長。

○菊田滋也行徳支所長 まず、経緯につきましては、昨年4月の新たな漁港の供用開始後、8月に台風10号が通

過した後に、岸棧橋を止めている35本の係留ぐいの先端にあるキャップが複数破損していることを確認いたしました。しかしながら、この時点においてはこうした事象は台風の影響によるものと考え、潮位や波浪が施設に与える影響等について調査が必要と判断いたしました。その後、今年1月、先月に市川市漁業協同組合より係留ぐいが低いのではないかと具体的な指摘をいただき、市において平成29年度に実施しました実施設計業務委託の成果品や設計参考図書、またマニュアル等の再点検を行った結果、係留ぐいの高さについて誤りを確認したものです。

次に、原因についてですが、実施設計業務委託における契約約款には法令遵守が明記されております。まず、関係法令である漁港漁場整備法には、「農林水産大臣は、漁港漁場整備事業の推進に係る基本方針を定めなければならない。」と記してあり、その基本方針に浮き棧橋の要求性能として、漁船を安全に係留すること、構造上安全なものとするのが明記されていますが、これを満たしていないと考えています。また、設計業務の成果品において、プレジャーボート用浮き棧橋設計マニュアルに準拠すると記載されているにもかかわらず、浮き棧橋の係留ぐいの高さの計算において、マニュアルで定める船舶の諸元、波浪状況等を考慮して適切に定めていなかったと考えています。具体的には、台風や発達した低気圧が通過することで潮位が上昇する高潮等による最高潮位として本来5.4mと設定するところ、月が地球に及ぼす引力等に起因する潮位の平均値である平均満潮位2.1mを使用して計算したことにより、係留ぐいが低く設計されたものであります。

以上でございます。

○松永修巳議長 長友議員。

○長友正徳議員 本工事に關わる実施設計は委託業務として行われたと聞いています。ということは、本件不具合に關わる責任は、発注者と受注者の双方にあります。まず、受注者側には設計基準を確実にするという点において最善を尽くさなかったという落ち度があります。一方、発注者側には、成果物の審査において本件不具合を見抜けなかったという落ち度があります。このようなことから、発注者と受注者は応分の責任を負わなければならないと考えますが、このことについて市川市の見解を伺います。

○松永修巳議長 菊田行徳支所長。

○菊田滋也行徳支所長 受託者は、市の仕様書に従い業務を進めるに当たり、複数の技術者が段階的に複数回業務内容を確認した後、照査技術者による照査を行っています。また、成果品においても、それぞれの技術者が関連する法令や技術的指針、使用しているマニュアル等に準拠しているかなどの確認をしています。先月、この設計の誤りについて受託者に確認を求めたところ、市に対し書面にて、係留ぐいの高さの検討が不十分であった、迷惑をかけて誠に申し訳ない、こういった申出がありました。

一方で、市といたしましても、委託した業務の履行を監督する責務がありますが、契約の履行のプロセスにおける打合せ等においてこうした誤りに気づくことができず、完了時にも見抜けなかったものであります。今後は、改めて本事案を精査の上、改修工事に係る費用負担等について受託者と協議を進めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 長友議員。

○長友正徳議員 本件不具合は安全に關わることであることから、責任分担はさて置いて、是正処置は受注者と協議の上早急に進めるべきであると考えます。

そこで、市川市は今後の是正措置と責任分担の協議についてどのように進めていかれるのか伺います。

○松永修巳議長 菊田行徳支所長。

○菊田滋也行徳支所長 係留ぐいの高さが現在のままですと、高潮や台風などの荒天時、潮位が上昇した際に浮き棧橋が係留ぐいから抜け、浮き棧橋や係留されている漁船が流されることで船体や漁港の一部が損傷するなど

の事故が起きるおそれがあり、市としては、こうした事故を防止するために早期に改修したいと考えています。なお、この改修に必要な設計業務は、当時の受託者が自身の負担において実施する旨を申し出ており、年度内早期完成に向け現在協議を行っています。また、改修工事は議決をいただいた後速やかに発注したいと考えており、これに係る費用負担等についても、今後受託者と協議をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 長友議員。

○長友正徳議員 本件不具合に接し、私は改めて設計基準を確実にしなければならないこと、つまり、設計は最悪値に対して行われなければならないことを再確認しました。私の前職のことで恐縮ですが、宇宙開発では、通常99.7%の確率で成功するように設計基準を設定します。こういった設計基準を設定するには、長年の経験と知識を必要とされます。本件不具合では、潮位の最悪値を設計基準として設定しなければなりません。それこそ百年に一度しか発生しないような潮位を設計基準として設定しなければなりません。受注者と発注者は、設計基準がそうなっているかどうかを第一に確実にしなければなりません。市川市におかれては、今後も多種多様な設計業務を発注されることと思います。どうか今後、本件不具合を肝に銘じて教訓として生かしていただきまして、本件不具合のようなことが再発することなきよう取り組んでいただきたいと思います。

次に、5番目の大項目、地球温暖化対策についての中黒、カーボンニュートラルに向けた取組についてです。施政方針の(4)人と自然が共生するまちの前半部分にカーボンニュートラルに向けた取組が書かれています。このことについて、次の5点について質問をしてみたいと思います。

まず1点目ですが、電気自動車の購入に関わる費用の助成について、現状と今後の計画について伺います。

次に2点目ですが、太陽光発電設備の設置に関わる費用の助成について、これまでの実績と今後の計画について伺います。

次に3点目ですが、公用車の電気自動車などへの切り替えについて、これまでの実績と今後の計画について伺います。

次に4点目ですが、電気自動車の充電施設の整備について、これまでの実績と今後の計画について伺います。

次に5点目ですが、エネルギーの地産地消や再生可能エネルギーの利用について、今後どのように進めているのか伺います。

以上5点について、御答弁をお願いします。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 お答えします。

まず、電気自動車の普及につきましては、本年度より本市単独の市川市電気自動車等導入費補助金を開始いたしました。本年1月末までの申請は14件です。来年度も引き続き市が補助することで、市内における電気自動車の普及を目指していきたいと考えております。

次に、太陽光発電設備設置への費用助成についてです。本市では、太陽光発電設備について、2000年度より他市に先駆け市単独で太陽光発電設備の設置補助を開始し、2011年度からは、県の補助を活用した設置費用の助成を行ってきました。さらに、本年度からは事業者を対象とした省エネ・創エネ設備設置費等補助金事業を開始し、太陽光発電設備のさらなる普及を目指しています。

市内の太陽光発電設備設置の普及状況につきまして、資源エネルギー庁が公表している固定価格買取制度情報公開用ウェブサイトのデータによりますと、市内に設置された太陽光発電設備の容量は約4万6,000kWであります。市では、2000年度から2021年度までで2,440件、約9,400kW分について太陽光発電設備の助成を行っており、引き続き市内における太陽光発電設備の普及に取り組んでまいります。公共施設への太陽光発電設備や蓄電池の

導入につきましては、新規で整備する施設や建て替えを行う施設を対象に、太陽光発電設備や蓄電池の導入について検討を進めております。

次に、公用車の電気自動車への切り替えについてであります。本市では、2030年までに公用車を電気自動車など環境性能を有した次世代自動車とする予定としており、昨年度は中古車の電気自動車を3台購入し、今年度は新車をリースにて5台導入いたしました。来年度も引き続き今年度と同様の台数を導入する予定としております。また、電気自動車の導入に合わせ、充電設備の設置も進めております。昨年度までに設置した第1庁舎、第2庁舎に加え、今年度は行徳支所及びクリーンセンターに、また、来年度は塩浜市民体育館及びクリーンスパ市川に充電設備を設置する予定としております。このうち、クリーンセンター及びクリーンスパ市川に設置される充電設備では、クリーンセンターのごみ焼却から得られる電力を活用し、エネルギーの地産地消と再生エネルギーの利用を図ってまいります。また、地域新電力会社の設立に向けた研究を行っております。

以上でございます。

○松永修巳議長 長友議員。

○長友正徳議員 地域エネルギー会社の設立について言及されました。市は、これまで数年にわたって地域エネルギー会社の設立に関わる調査検討をやってこられました。2020年度の新規事業として打ち出されるのではないかと考えたりもしましたが、骨格予算ということもあってそうされなかったのではないかと考えたりもしています。地域エネルギー会社は、エネルギーの地産地消や再生可能エネルギーの利用の促進にとって要であります。本当に環境に責任を持つ町を実現することを考えておられるのであれば、早急に設立しなければなりません。

そこで、近いうちに新規事業としてその設立を打ち出すことが可能なところまで調査検討が進んでいるかどうか、伺います。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 お答えします。

地域新電力会社の設立の有効性と安定した運営方法について検討を行い、設立に向けて共同事業者の募集要項を作成してきたところでございます。今後は、共同事業者を選定していく際の市が重視すべき評価項目などについて検討を進めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 長友議員。

○長友正徳議員 まだ時間がかかりそうな気配ですが、クリーンセンターで発電した電力を公共施設に送配電することは皆さんの視野に入っていると考えますが、地域エネルギー会社がないと、それを効率的に行うことはできません。エネルギーの地産地消を促進するためには、地域エネルギー会社を早期に設立しなければなりません。このことから、引き続き地域エネルギー会社の早期成立に向けて御尽力くださるようお願いいたします。

次に、6番目の大項目、経済政策についての中黒、経済指標、域内総生産、G R Pの活用についてです。

G D Pという経済指標がありますが、これは国内総生産のことを指しています。一方、地域単位でもうけを計算したものが域内総生産、グロス・リージョナル・プロダクト、G R Pです。都道府県や市区町村単位で計算されます。いろいろとネットで調べたのですが、埼玉県は市町村単位のG R Pを公表していることが分かりました。残念ながら千葉県は、市町村単位のG R Pは公表していません。市川市のG R Pが公表されていれば、市の経済状況のよしあしを端的に知ることができますので、市の経済政策の企画立案等に活用することが可能となります。

そこでまず、千葉県が市町村単位のG R Pを公表していないことについて、どのように把握されているのか伺います。また、G R Pのほかにもいろいろな経済指標がありますが、市川市はこれまでどのような経済指標をど

のように活用してこられたのか伺います。

○松永修巳議長 小塚経済部長。

○小塚眞康経済部長 お答えいたします。

地方自治体における域内総生産、G R Pは、主に経済規模の大きい都道府県や政令指定都市などにおいて、国の県民経済計算標準方法及び県民経済計算推計方法のガイドラインによって推計され、公表されております。政令都市以外の市町村の域内総生産の推計は、県が推計し市町村別に公表している例があります。千葉県では、県全体の推計を県公式ウェブサイトで公表しております。市町村別の域内総生産は推計されておきませんが、今後公表に向けて、現在推計方法などを検討していると聞いております。市町村が単独で域内総生産を推計している事例は少ないものと認識しております。その主な理由としましては、企業や市民の活動範囲のほとんどが市町村内で収まらないこと、地域全体を大局に捉えるという観点から、都道府県、政令指定都市、さらには都市圏域や商圏など一定規模の地域内での推計が効果があること、国が官民のデータに基づき地域の現状を把握することができる、通称R E S A Sと呼ばれる地域経済分析システムを構築し、平成27年4月から各市町村が人口、消費や産業状況、経済循環状況など、地域を横断したデータを把握することができ、さらに市町村間で比較分析を簡便に行われるようになったことなどが挙げられます。

本市では、新型コロナウイルス禍において様々な緊急経済対策に取り組んでまいりました。その制度設計に当たり、国の基幹統計である経済センサスや市内事業者の声などを活用してきました。経済政策の立案や検証等には、地域経済の現状を的確かつ客観的に捉えることが重要であります。そこで、国の地域経済分析システムの活用を促進するため、令和2年度、経済産業省から講師を招いて、市職員を対象に地域経済の分析事例を取り入れた研修を実施したところでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 長友議員。

○長友正徳議員 市は、これまで経済センサスを活用したり、地域経済分析システム、R E S A Sの活用を促進するための職員研修を実施したりしてこられたとのことでした。今後、市の経済政策の企画立案等のために、これらの経済指標に加えて、近い将来千葉県によって公表されるであろうG R Pをどのように活用していこうとされているのか伺います。

○松永修巳議長 小塚経済部長。

○小塚眞康経済部長 お答えします。

経済政策の企画立案時には、地域経済分析システム、県の域内総生産、国の基幹統計をはじめ、官民のオープンデータの経済指標、事業者の声、多様な情報を活用しております。将来、県が市町村別の域内総生産を公表した場合は、その推計なども活用し、効果的な政策の立案に努めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 長友議員。

○長友正徳議員 今後、G R P等の経済指標を活用して、科学的な経済政策の企画立案等を推進して下さるようお願いいたします。

以上で私の一般質問形式の質問を終わります。ありがとうございました。

○松永修巳議長 次の質問者、石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 無所属の会の石原よしのりです。それでは、今回は通告に従って7項目、一問一答で伺ってまいります。

まず、初めの質問は消防団についてです。

消防団員は、本市の常勤職員である消防局員とは別に、地域の消防活動を行う非常勤のボランティアです。地域に在住、在勤し、平常は別の仕事に就いていながら、非常時などに市内23か所の消防車を置いてある分団詰所に集まり活動します。日々訓練を受け、技術を習得し、高度な車両や機材を使って消防活動を行う消防局員に比べ、消防の知識や技術ではかきません。しかし、地域の事情に精通し、大災害で道が寸断され消防局の緊急自動車が出動できない場合でも、消火・救助活動に当たることができるという利点を持っています。そのため、地域消防の重要な役割を担っています。

ところが、本市の消防団員は定員が240名ですが、実際には定員を満たすことができていません。また、団員の高齢化が進み、平日日中は市内にいないサラリーマンの比率が増え、実質の出動可能人数が限られているのが実態です。また、新規入団者数や入団希望者数が少なく、団員確保に苦労しています。このままでは先行きが危ぶまれます。

今定例会に消防団員が災害出動や平常時に行う訓練や防災パトロールなどに参加した際の日当を1,000円増額するという条例改正案が提案されました。これは国が主導になって、消防団員の確保、そして充実のためにという政策だと思います。分かるんですが、果たしてこの日当増額だけで本当に団員確保、団員募集につながると考えているのか、本市の認識を伺います。

○松永修巳議長 本住消防局長。

○本住 敏消防局長 お答えします。

地域の消防・防災体制の中核的役割を担っている消防団ですが、近年、全国的な消防団員数の減少による地域防災力の低下が危惧されていることから、このたび、国より消防団員の処遇改善を図るための報酬額の基準が示されたところです。今回の条例改正では新たな出動報酬制度を創設し、消防団員の処遇の改善を図るもので、これにより、在籍する消防団員の士気の向上、活動に対する家族等の理解が得られるものと、改正による効果を期待しております。また、本市といたしましても、消防団員数の減少による地域防災力の低下を危惧しており、消防団の魅力を発信するために広報動画を作成し、市公式ウェブサイトやSNSを活用し、広く広報活動を行っております。この動画は、消防団員入団促進キャンペーンの一環として総務省が主催した消防団PRムービーコンテストで千葉県初となる最優秀賞を受賞し、ユーチューブやツイッターを通じて広く市民の方々に消防団の魅力をお伝えしたところであります。また、消防団員が自ら意見を出し合い、広報用のマグネット紙、QRコードや横断幕を制作するなど積極的に活動しているところでもあります。この動画などを目にした方から入団の問い合わせもあり、一定の効果があつたものと認識しております。

しかしながら、御質問者のおっしゃるとおり、今回の増額による待遇改善だけでは消防団員の確保が見込めるわけではございませんので、今後も消防団と連携を図り、地域に密着した様々な活動を通じて一人でも多くの方に入団していただけるよう、入団促進の強化に取り組んでまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 ありがとうございます。日当を1,000円上げたぐらいでそんなに人が集まるとは思っていないというのは、多分私も消防局長も共通認識なんだと思います。PR動画とかいろいろなことをやっているのは分かりますし、最優秀のPR動画が賞を得たことはよかったなと思っています。

私は3年前にも消防団についての質問をし、団員減少や団員不足で活動に支障を来している状況を明らかにし、団員確保のために、女性団員や学生団員の活用、活動内容の見直しや充実を図るよう要望しました。その際も本住消防局長から、しっかり検討し対応していくとの答弁をいただきました。しかしながら、実態は遅々として進んでいないのだと思います。今ここでそこを責めるものでもありませんが、改めて消防団員制度、消防団制

度の充実に真剣に取り組んでいただきますよう強く要請いたします。

次の質問に移ります。昨年、市川市男女共同参画基本計画第7次実施計画が策定されました。その中で、暴力を許さない社会の基盤づくりという課題の中に、性の商品化の根絶という施策が挙げられています。当然、売春やアダルトビデオなど性産業への規制は必要であり、厳しく対応してもらいたいと思います。しかし、性の商品化という語句は何を指すのか、どういう範囲まで当たるのか、非常に曖昧な点に問題があります。また、ただ性の商品化の根絶という項目に従って対策を考えたときに、芸術作品や文芸作品に対して安易に過度の規制をかけてしまうことがあっては大きな問題になるのではないかと思います。

文化の町を標榜する市川市においては、多くの芸術家、文化人が住まわれてきました。芸術、文芸を大切に考える市民が多いのであります。女性をモデルにした絵画や彫刻、小説の中の男女の関係に関する記述など、過度の規制をかけることがあってはならないと思います。特に漫画、アニメ、ゲームについては、同じ文芸作品の中でも一段と風当たりが強くなっているように思いますが、市川市には著名な漫画家や、また漫画やアニメの関係者、愛好者が多く住まわれています。この計画の性の商品化の根絶という施策についてはしっかりとした考え方を定めて、それを示しておくことが大変重要になってきます。

そこで、文化、芸術における性描写の規制について、本市の認識について伺います。

○松永修巳議長 植草総務部長。

○植草耕一総務部長 お答えいたします。

国は、平成12年12月に策定をいたしました男女共同参画基本計画において、女性に対するあらゆる暴力の根絶を掲げ、女性の性を商品化する売買春は、女性の尊厳を傷つけ人権を軽視するものであり決して許されるものではないとしました。一方、本市では、平成20年8月に改定をされました市川市男女共同参画基本計画におきまして、人権侵害、性暴力、性犯罪等に結びつく可能性のある性的表現を性の商品化と位置づけ、これを根絶するための啓発活動を積極的に推進することが必要であるといたしました。本市におきましては、まさにこの基本計画における記載が性の商品化の定義であると認識をしているところであります。

そして、基本計画に施策として掲げている性の商品化の根絶は、性的描写が含まれる創作物や創作活動を一律に排除することを意味するものではなく、女性が尊厳を無視され、性暴力や売買春等の被害者とならないよう、社会環境の整備に努めていくことを意味するものであると認識をしております。

次に、芸術作品や文芸作品における性的描写と性の商品化の関係についてであります。本市といたしましては、文化芸術の分野における創作物等において、単に性的表現が含まれることだけをもって、何ら議論されることなく直ちに有害物として公共の場から一律に排除したり、自由な創作活動を妨げたりすることはあってはならないことであると考えております。基本計画に定める性の商品化の根絶に向けた啓発活動を推進するに当たりましては、対象となる創作物や創作活動が人権侵害につながるものではないかどうかや、性暴力や性犯罪等に結び付く可能性はないかなど観点から、慎重かつ適切に判断することが必要であると考えております。

以上であります。

○松永修巳議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 割に明確に回答してくださったんで、私はちょっと安心していました。そうですね、性的暴力や売買春等の被害者にならないような社会環境の整備が重要だとか、それから、性の商品化というのは、やはり人権侵害や性暴力、性犯罪に結びつく可能性のあるもの、こういうのはきっちりと規制していくんだということですね、分かりました。ちょっとここでこの背景のことと例を挙げます。国連は、日本の漫画を暴力的なポルノ表現や児童ポルノを含むとして問題視してきました。女子差別撤廃委員会の報告書で、日本ではポルノ、ビデオゲーム、漫画、アニメなどが、女性や少女への性的暴力を推進していると指摘したり、国連関係者が日本を

バーチャルな子どもを性的搾取する表現の主要製造国と言及したりするなど、ある意味無責任な発言がされてきています。その果てには、そういった見解を基に、国連人権委員会の特別報告者が来日時の記者会見で、だから日本では女子学生の13%が援助交際をしているという根拠のない数字に基づく発言をし、さすがにこれには外務省が国連に抗議をして発言の撤回に至ったという事件もありました。

日本では文化芸術と受け止められている漫画やアニメなども、文化や歴史の違いから西欧社会では一段下に見られている現状があり、こういった理不尽な介入があり得ること。それに乗じて、悪意を持って過度の規制を求める動きも出かねないことなども押さえておかなければならないでしょう。市川市の取組の中でも、きちんと理性を持った取扱い、規制を考えていくことが大切だと思います。これだけ申し上げて、この項目を終わり、次に移ります。

3つ目、このほど東山魁夷記念館に多数の日本画の寄贈の申出があり、先月、市長が寄贈者の日本画家、川崎麻児さんより目録を受け取ったと伺いました。大変喜ばしいニュースです。この寄贈についての経緯、詳細を伺うとともに、このことを本市がどのように評価しているのか伺います。

○松永修巳議長 森田文化スポーツ部長。

○森田敏裕文化スポーツ部長 お答えします。

東山魁夷記念館は、平成17年11月、日本画の巨匠である東山魁夷が生涯の大半を過ごしたゆかりの地に開館しました。記念館では、現在通常展を年3回から4回、特別展を年1回開催しております。通常展は、記念館の所蔵作品の展示と併せて、東山魁夷の生い立ちや画家としての歩みを紹介するなど、手紙や画材といった関係資料を中心に、人間東山魁夷に焦点を当てた記念館の特性を生かした展覧会となっております。特別展は、借用作品を中心に、東山魁夷と関連した作家を交え多角的に紹介しております。昨年度の特別展、「日本画と歌舞伎の世界―東山魁夷と近代日本の名画―」では、松竹株式会社、株式会社歌舞伎座及び株式会社明治座所蔵の他の美術館等では見ることのない作品を展示いたしました。今年度の特別展、「川崎家の系譜〈東山魁夷と川崎家の画家たち〉」では、東山魁夷と姻戚関係にあり多数の日本画家を輩出する川崎家に着眼し、魁夷の岳父に当たる川崎小虎、魁夷の夫人、東山すみの弟に当たる川崎鈴彦及び川崎春彦、そして、川崎春彦の長女であり今回の寄贈申出者である川崎麻児氏まで、川崎家の画家たちの日本画作品を一堂に紹介しております。

次に、寄贈の申出についてであります。今回寄贈される予定の作品は、申出者の川崎麻児氏、以下麻児氏と申し上げますが、麻児氏本人の作品10点に加え、川崎春彦の作品12点の計22点となっております。なお、麻児氏の寄贈予定作品は、今回の特別展の展示作品の一部のほか、日本美術展覧会、いわゆる日展でございますが、日展の出品作を中心としており、同展における特選受賞作なども含まれております。

今回の寄贈のお申出は、記念館のこれまでの展覧会の実績や作品の管理状況などから、展覧会に御協力いただいた麻児氏と記念館との間に築かれた信頼関係によるところが大きいものと考えております。川崎家は日本画の名門であり、戦後の日本画壇において目覚ましい足跡を残した川崎春彦と、独自の世界観を保ちながら堅実な歩みを見せる麻児氏、お二人の多数の作品を本市の所蔵とすることは、記念館において大変貴重な財産になると考えております。

東山魁夷記念館は、本市の名誉市民であり、20世紀を代表する日本画家東山魁夷の偉業を発信する施設として開館しました。開館から16年の間、東山魁夷の研究と質の高い展覧会を企画、実施してきたことにより、多くの方から好評を得てまいりました。これらの積み重ねは記念館への評価を高め、関係者や関係機関との信頼関係を築くこととなり、今回のような多数の作品の寄贈につながったものと認識しております。今後も東山魁夷の研究と質の高い展覧会の企画運営、また、関係機関との関わりを大切にしながら、記念館の運営に努めてまいります。なお、寄贈いただく作品につきましては、今後、記念館での展覧会を企画するなど多くの方々に御覧いただ

けるような機会を検討してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 伺いました。大変喜ばしいことでございます。本市並びに東山魁夷記念館の関係者のすばらしい成果だと思います。一説では評価額で1億円を超えるような、こういった芸術品の寄贈を得たということは、ある意味東山魁夷記念館が1億円以上稼いだという意味でもあります。特に、これまで記念館において質の高い研究、展示企画を積み上げ、画家や美術評論家、美術関係者から高い評価を勝ち得た学芸担当職員の功績を称えたいと思います。

本市にとって東山魁夷は宝であり、文教都市と誇れる町であり続けるために、東山魁夷記念館のますますの発展に力を尽くしていただきますよう強く要望いたします。

次の質問、赤レンガ建物の件に移ります。

国府台の文教地区にある千葉県旧血清研究所跡地に残る赤レンガ建物は、明治時代に旧陸軍が建て倉庫として使用してきた、文化財としての価値が認められた文化遺産です。村越市長は4年前の市長就任後、すぐにこの赤レンガ建物を本市が千葉県から取得する方針を発表しました。そして、取得の意義や、市が取得した後の活用例などを示し、積極的にマスコミ取材に応じていましたので、いろいろな新聞、雑誌などで紹介されました。ですから、私は多くの市民とともに、本市が血清研究所跡地を取得し、赤レンガ建物の保存と併せて市民に喜ばれる活用が実現することを大いに期待しました。ところが、今に至っても進展せず、取得の目途さえ立っていない状況にあり、大変残念に思っています。

そこで、経過と現状について伺います。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

旧血清研究所跡地にある赤レンガ建造物に関しましては、平成30年に市長が県に赤レンガ建造物の保存と旧血清研究所跡地の一体的な公共活用を前提とした取得の意向をお伝えしております。このことにつきまして、県からは理解を示していただいておりますが、あわせて市には具体的な活用案を求められたことから、平成30年12月に全庁に活用案を募ったところ、防災、スポーツ、文化、公園など23件が提案されたところでございます。この地域は、周辺に数多くの教育機関が立地する文教地区でもあります。近接する学校との関係や地域の実情などを踏まえた上で活用案を検討し、今後行政案としてまとめていく必要があると考えております。県は、旧血清研究所跡地の移譲の前提となる土壌調査を平成22年度と平成30年度に行っており、その結果、基準値を超えた物質が確認されております。このことから、令和元年に赤レンガ建造物以外の建物の除却及び土壌改良を県において行うよう書面で要望しております。その際、県からは、建物内のPCB使用機器の除去及び廃棄作業を継続して進めることなどについて説明がありました。PCB使用機器の取り外しや廃棄については、県と適宜情報交換等を行う中で進捗状況の確認を行っております。旧血清研究所跡地を公共で活用していく上で、土地の安全性については一層の配慮が必要であることから、令和2年には土壌調査について改めてお願いしているところでございます。その後も、県へ訪問した際には担当部署への挨拶や、担当者との電話で協議の方向性の確認を行うなど、県とはこれからも協議ができる体制を整えております。赤レンガ建造物につきましては、市民団体からも保存を望む御意見をいただいております。また、今後は市民団体から要望されております赤レンガ建造物の見学につきまして県と協議をする予定となっており、この見学が実現した際には、敷地内の状況や赤レンガ建造物の現状につきまして把握していきたいと考えております。引き続き県と連絡を取り、情報の共有を図ってまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 土壌汚染の処理、P C B除去の問題で時間がかかり、まだ新型コロナ蔓延で県との話し合いが進んでいない状況は伺いました。ただ、県やコロナのせいばかりではないんじゃないでしょうか。県は、市川市が公共的な活用案を示したら譲るという条件を出したわけです。本市はいまだに有効な活用案をつくられていないのではないですか。活用案を示し、このように利用したいので土壌汚染処理やP C B除去を早く進めてください、市川市も協力しますと申し入れていれば、話はもっと進んでいたのではないのでしょうか。残念です。本件が速やかな進展に向かうよう取り組んでいただきたいと思います。

御答弁の中でも、市民団体などからも求められている赤レンガ建物の見学を、これから県と協議する中で実現を図っていくと言っていますので、まず第一歩として、この赤レンガ建物の見学の機会実現、早期の実現を図っていただきたいと要望して、次に移ります。

5つ目、次は環境問題です。

村越市長は、来年度の施政方針の中で、環境に責任を持つ町と就任以来繰り返して申し上げてきたと述べました。また、環境に責任を持つ町を実現しますとも述べられています。

そこで、まず最初に、村越市長の行ってきた環境対策としてマスコミでも大きく話題になったのは、テスラ車導入、生ごみ専用のスマートごみ箱開発、公用電気自動車の市民へのレンタルの3件だったと私は感じます。それぞれどういった政策だったのかお答えください。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 お答えします。

まず、テスラ車導入についてです。テスラ車等の電気自動車は、市内で発電した再生可能エネルギーを充電することにより、脱炭素化とエネルギーの地産地消を推進するものと認識しております。

次に、生ごみ専用スマートごみ箱、通称スマートi-BOXは、市民が24時間いつでも生ごみを捨てられる生ごみ専用のごみ箱として開発を進めているところでございます。スマートi-BOXは、内蔵されているセンサーにより蓄積量を把握することができ、効率的なごみの収集が可能となっております。また、収集した生ごみはバイオガス化することを検討しており、生ごみの資源化と市民の利便性の両立に寄与するものと評価しております。

最後に、EVカーシェアについてです。カーシェアは、車という財産を共有することにより環境に優しいライフスタイルへの転換につながるものです。電気自動車の貸出しを通して、本市の環境へ配慮した取組について市民に理解していただくものであると評価しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 今、3つの施策についての概要を答えてもらいました。私の質問は、それぞれの評価でございます。

では、まずテスラ車ですが、結局導入した後、大きな批判を浴びて契約解除せざるを得なくなった本事業について、振り返ってどう評価しているのか伺います。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

循環型社会の形成、地球温暖化対策をはじめとする環境問題については、最重要課題の一つとして位置づけてまいりました。テスラ社製電気自動車の導入は、クリーンセンターの建て替え計画などを含めたエネルギーの地産地消の取組の一環として導入いたしましたところでございます。現在のテスラ社は単なる電気自動車のメーカーで

はなく、環境問題に取り組むクリーンエネルギー企業として認知されていると理解しております。同社の株価が大幅に上昇したことがマスコミ等にしばしば取り上げられており、これは未来を先取りするビジョンや環境に挑戦する姿勢が支持されたもので、期待の表れであると認識しております。本市といたしましても、このようなテスラ社の姿は参考とすべき姿の一つだと考えております。

テスラ社製電気自動車の導入に際しては、環境政策としての位置づけなどの説明が十分でなかったことにより、議員や市民の皆様には理解が得られなかった点や、車両導入までの政策決定過程が不透明であるという御指摘については反省すべき点と認識しております。一方、テスラ社製電気自動車の導入により環境問題へ一石を投じたことで、その波紋は大きなものでありましたが、市として環境問題に積極的に取り組み、エネルギーの地産地消に向けた姿勢を対外的に示すことができたと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 テスラという会社が環境問題に取り組む評価の高いクリーンエネルギー企業だと、そんなに褒めて言うんだったら、その後テスラと協力関係をつくり共同事業でも始めればよかったんじゃないか、あるいはそういうことを探ればよかったんじゃないかと思いますが、そのような動きもありませんでした。テスラ車導入は政策決定プロセスが不透明で、環境政策としての位置づけが市民に分かるように説明できなかったことは反省点だとの答弁をいただきました。そうでしょうね。この強引なテスラ車導入で、全国から市川の評判が下がったことについてはどのように考えているのでしょうか、お答えください。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

テスラ社製電気自動車の導入の波紋は、報道等により大きく広がったものと認識しております。その多くは、外国車であることやリース料が高額であるという本市が掲げる環境施策とは別の面に焦点が当たり、評価がなされたものと捉えております。今後は、本市の環境施策が広く周知され、環境に責任を持つ町として評価されるよう取組を進めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 評価が、全国から悪評というのか、我々がどこに行ってもやっぱりこの評判はついて回ったし、聞いているところです。そこは真摯に受け止めていただきたいと思います。

次のスマートi-BOX、生ゴミ専用スマートi-BOXですね。これについて伺いますが、開発で不具合が相次ぎ、いまだに実証実験すらできていない状況にある本事業についても振り返って評価をお願いします。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 令和元年度に開発をいたしましたスマートi-BOXにつきましては、令和2年度にごみの投入扉を開閉するためのセンサーや、使用者を認識するQRコードリーダーの動作に不安定な動きが確認されました。この動作不良は、夏の炎天下の高温に電子部品が耐えられなかったことが原因であり、様々な気象条件に耐え、安定稼働する機器の開発が課題であると判明しました。この課題を克服するための改良を現在も継続中でございます。

本事業は、コロナ感染拡大を原因に事業の進捗が遅れが生じていると認識しておりますが、都市部での生ゴミ収集方法の検討として着手したものであり、引き続き動作等の確認を行い、市民の利便性の向上が図れるか等について評価していきたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 開発で苦労している本事業に、お聞きしたところこれまで約300万円をかけたと同っています。新年度に次の段階の実証実験に進めば、それには生ごみ回収委託料金など、さらに500万円もかかるわけです。問題があれば、改良費にまた何百万円もかかります。結局実用にならずに、無駄金だったということにならないことを望みます。

3つ目の公用電気自動車カーシェアリング事業です。結局昨年1月から2か月半やってみて、その後継続できずに今やめてしまっている本事業について、振り返ってどう評価しているのか伺います。

○松永修巳議長 金子財政部長。

○金子 明財政部長 お答えいたします。

昨年度実施いたしました電気自動車のカーシェアリング事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、公共交通機関を避けて自動車を利用したいというニーズが高まっていたことから、ふだん公用車として使用していない休日に、市民の皆様に電気自動車を活用していただけるよう実証実験を行ったものでございます。実施期間は約2か月半と短い期間でありましたが、貸出し実績は延べ72回のうち55回の利用があり、稼働率は76%と高く、市民の電気自動車に対する注目度の高さがうかがえました。また、本事業を通じて利用者からは、公用車なので安心感があった、今回の取組に興味を持ったなどの意見も多く、環境エネルギー問題に対する取組といたしましては一定の成果があったものと考えております。現在は、実証実験を行った際に判明した運用面などの課題を整理するとともに、他市町村の事例も参考にしながら、電気自動車のカーシェアリング事業の進め方を検討しているところでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 市民が関心を持ったとか電気自動車に関心を持った、その成果というのは分かりますよ。けれども、本事業は実証実験だったわけですが、貸出し実績は僅か55件。ところが、それに対する業者への委託料など、この実証実験するために約1,200万円もの経費をかけています。課題を整理して事業の進め方を検討しているという御答弁ですが、実証実験終了後もう1年近くたつのに、本格的な公用車のカーシェアリング事業に、その構想すら結びついていないというのはどういうものなのでしょうか。今、3つの施策について振り返りと評価を伺いました。環境のテーマに一石を投じたというのは分かりましたが、これら未来型の先進技術型の環境の目玉政策、結局はみんなうまくいかなかったという残念な結果です。

そこで伺いますが、そもそも市長は環境あるいは環境問題というものをどういうものと認識しているのでしょうか。そして、この4年間、環境に関してどう取り組んできたのか、これについて伺います。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 お答えいたします。

市長は、選挙公約に暮らしと環境を守るを掲げており、環境問題については自然環境、地球環境など重要な問題であると捉えており、特に世界的な問題である地球温暖化については、本市においても喫緊の課題と認識しております。また、平成30年6月定例会の所信表明では、リサイクルを徹底する仕組みの構築とごみの減量などを取り上げ、令和2年度に策定いたしました第3次環境基本計画につきましても、ごみの減量と資源化を基本理念に定め、環境に責任を持つ町として循環型社会の形成を目指すことが必要であると認識をいたしました。さらに、地域エネルギー計画を策定し、エネルギーの地産地消や再生可能エネルギーの促進に取り組みました。

この計画は、ごみを資源と捉え、クリーンセンターの発電の地産地消や再生可能エネルギーの利用促進に関する取組をまとめたもので、地球環境の取組について、地域で排出される二酸化炭素の削減を目指す第2次地球温

暖化対策実行計画（区域施策編）や、市の事務事業から排出される二酸化炭素の排出量の削減を目指す事務事業編と関連づけて推進するものです。

また、県が老朽化等を理由に廃止した行徳野鳥観察舎を市が整備運営することといたしました。施設は、観察スペースのほか、1階にはカフェを設置し、行徳近郊緑地の自然に触れ合え、気軽に休憩できる施設あいねすととして開館いたしました。生物多様性については国が次期国家戦略の見直しを進めており、平成26年度に策定した市の生物多様性市川戦略について、本年度策定後の取組状況の評価を行ったところでございます。今後、国の生物多様性国家戦略の見直し作業を注視しながら、市の戦略の見直し作業を進めてまいります。

4年間の評価でございますが、ごみの減量資源化及びエネルギーの地産地消や再生可能エネルギーの導入に関する施策の方針をまとめましたので、今後具体的取組を進めていく予定であります。そこで、クリーンセンターの廃棄物発電の地産地消について検討を行い、地域新電力会社設立の有用性を確認できましたので、市が主体となった地域新電力会社の設立に向け、検討も進めております。さらに、EVカーシェアの実証実験を実施し、本市の環境へ配慮した取組について市民に理解していただくことができたことと評価しております。バイオマスである生ごみの資源化にも取り組み、都市部である本市の生ごみ収集方法の検討としてスマートi-BOXの開発に着手し、課題の克服に努めております。あわせて本市における生ごみの資源化方法についても検討を行っており、環境負荷の面においてバイオガス化にメリットがあると判断いたしました。

エネルギー関連以外にも、コロナ禍の影響による公衆衛生に関する不安を解消し、市民に安全、安心を感じていただくことを目的に、ごみの収集体制の見直しや、高齢者等世帯ごみ出し支援事業等の公衆衛生の向上に寄与する施策を進めてまいりました。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 環境問題の認識について、御答弁のとおり環境問題は広く捉える必要があり、自然保護も生活環境の改善も、そして地球環境問題も重要なテーマだという御答弁、最初にいただきました。全くそのとおりです。そのとおりにしっかり考えていただければ、おのずと具体的な施策が出てくるんだろうと思っています。

何より重要なこと、環境問題を考えるときに重要なことは、人類がこのままの経済活動や生活を続けていくと地球はもたない、我々の子どもや孫の世代には今ある快適な生活を送ることができなくなるだろうということですので。そういった危機を避けるために、今まさに積極的に取り組んでいかなければならない問題です。

今、答弁の中に4年間の環境政策、どんなことをやってきたかをまとめていただいたわけですが。その割には4年間で行ってきたことは、野鳥観察舎の建設を除いてあまり具体的な成果に乏しく、ちょっと残念な思いです。あえて言えば、高齢者のごみを個別に引き取りに行く施策、これはどちらかというと私は福祉政策だと思いますけれども、こういうことをやったとか、あるいは地域新電力会社設立の計画を立てた、これもこれからやっていただきたいことですが、この地域新電力会社といっても、結局はクリーンセンターで発生する電気を公共施設あるいは若干の一部の市内で使ってもらうだけの会社。市民あるいは市民団体を巻き込んでいかないと新電力会社というのは全然駄目ですよ。そういった市民やNPOなどが造った太陽光発電所だとか、いろいろな電気を、この新電力会社が地域で活用し、普及させ、あるいはさらに発電箇所を造っていく、そういったところまで巻き込んでいくことこそ、私は新電力会社の地産地消エネルギー計画、エネルギー対策だと思います。そういったところへどんどん進めていっていただけますよう、これからの環境政策、頑張ってくださいと思います。

次の質問に移ります。6つ目は、タウンミーティングについてです。

市長は4年前の選挙のときに月例のタウンミーティングを開催し、政策決定のプロセスを明らかにしますと公約しました。ところが、このタウンミーティングは1年ほどしか続かず、その後2年間全く開かれることなく現在に至っています。これについての市長の認識と評価を伺います。

○松永修巳議長 麻生広報室長。

○麻生文喜広報室長 お答えいたします。

タウンミーティングは、決められたテーマについて市長と市民の皆様が意見交換するものでございます。そのテーマには、市の子育て施策やごみの処理といった市民に身近なもののほか、市が考える持続可能な低炭素社会のまちづくりや、未来の市役所の在り方という政策的なものも設定してまいりました。市長就任後から令和2年2月までの約2年間でございますが17回開催され、約1,100人の方に御参加いただいたところでございます。いずれのテーマでも有意義な意見交換が行われ、市民の方の生の声を聞く有益な機会となったと認識しております。また、タウンミーティングが市政に関心を持っていただくきっかけとなり、市民の皆様と相互理解につながり、政策への御理解にもつながったものと考えております。このような意見交換の中で政策プロセスが明らかになってきたものと認識しております。その後は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、残念ながら実施を見合わせているところでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 市長は、就任翌月には公約どおり最初のタウンミーティングを開き、その後1年ほどはほぼ毎月タウンミーティングを開かれたこと、これは私、高く評価したいと思います。しかし、テスラ車の導入に市民の批判が沸き上がったときを境にして開催頻度が少なくなり、参加者が自由に質問や意見を言えない形に変わっていったことは残念です。そして、2年前にコロナの流行で全面休止に至ってしまいました。しかし、タウンミーティングを開けなかったとしても、市民の声を聞くことや、市民に政策決定のプロセスを明らかにすることが重要であることには変わりません。

それでは、タウンミーティング休止後はどうやって一般の市民に政策決定のプロセスを伝え、また一般市民の声を聞くことを実践してきたのか伺います。

○松永修巳議長 麻生広報室長。

○麻生文喜広報室長 お答えいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、多くの方を集めて行うタウンミーティングの開催を見送っていましたが、新型コロナウイルスの感染状況が落ち着き始めました昨年の10月ごろから再開に向けて準備を始めたところでございました。今後、再び感染が急拡大することも考えられたことから検討した結果、感染の拡大を防ぐため、試行的に広い空間で参加人数を絞って開催することとし、自治会活動をされている皆様や災害ボランティアの活動をされている皆様など、市内で活動する団体の方を対象に、市の施策をお知らせし意見交換を行う懇話会を2か月間で4回開催いたしました。また、市民まつりや行徳神社巡りなど、感染対策をして行われたイベントに市長が足を運び、直接市民の方と触れ合う機会もつくりました。ほかにもオンラインでのセミナー等も開催し、市の情報を市民の方にお伝えするとともに、市民の方から意見を伺ってまいりましたが、現在、オミクロン株の感染急拡大により、それぞれの事業は中止しております。

コロナ禍において感染拡大防止が最優先となりますので、感染者数の状況を見ながらタウンミーティングという枠に捉われず、市民の声を伺う機会を設けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 昨年10月以降、市長側から声をかけて特定の組織の方と4回の懇話会を開催したこと、またオンラインセミナーに参加したという答弁でしたが、それは一般の市民との意見交換とはちょっと違うような気がします。コロナのせいで市民と接するチャンスがなかったというのであれば、タウンミーティングのオンライン開催もそうですけれども、人が密にならない場所や屋外での開催、あるいは、それができなければ日頃から自ら市内を歩いて市民の声を拾うなどの対応もいろいろあったのかもしれませんが。

今振り返ってみれば、テスラ車問題にせよシャワー室問題にせよ、市長が市民の声を聞いていないのが、騒動が大きくなり市川市の評判を落としてしまった主な原因ではないかと思われるんですが、いかがでしょうか。

最後の質問に移ります。新庁舎の運営についてです。

この市役所新庁舎は、2年前の8月から使用が始まりました。新庁舎はセキュリティー対策として執務室を壁で仕切り、入り口の扉で、この我々が持っているセキュリティーカード、これによって入退室を管理しています。個人情報などにあふれている市役所の執務室に一般市民が自由に立ち入って問題を起こしてはいけませんので、セキュリティー対策は重要です。新庁舎の使用開始の数か月後に、私たち議員のセキュリティーカードでは職員執務室に立ち入ることができなくなりました。これまで自由に、自由じゃないですね。これまで必要に応じて職員執務室に向き、職員に尋ねたり打合せをしたりしていた議員は立入りを一切禁止されてしまったわけです。これにより、議員の役所内の情報収集や職員とのコミュニケーション、さらには職員の緊張感維持などに支障が出ていると感じるのですか、このことをどう認識しているのか伺います。

○松永修巳議長 村越市長。

○村越祐民市長 まず、誤解がおありなようですのでそれを正しておきたいんですが、この第1庁舎が開設した段に当たって議員の皆さんの執務室への立入りを制限したわけではなくて、これまでも仮本庁舎で我々仕事していたときも、議員の皆さんにセキュリティーラインを設けて、入っていただけない区画を設けていたわけですが、けれども、午前中の質疑の中で答弁があったように、ごく一部の、ごく1人の大変行儀のよろしくない議員が傍若無人の振る舞いを執務室内で盛んに繰り返しているということがあったわけです。これを何とかしなければいけないということで、万やむを得ずこちらの庁舎が稼働した際にその運用を徹底したというだけであって、前の仮本庁舎のときからそのようなルールだったということをぜひ御理解をいただきたいと思います。

情報収集、それからコミュニケーション、我々のほうから議員の先生方のほうに伺ってしっかりさせていただいていますし、例えば1階のスペース、それから、この議会の6階の応接等々で連絡を取り合っていることができるわけですから、何ら支障は出ていないと思われま。職員の緊張感、むしろ一部の、ごく1人の議員がそうやって職員に対して嫌がらせをする、強く迫る、そういうことがあって、むしろ無用の緊張感というか、むしろ圧迫、そういうことがあったんじゃないでしょうか。むしろ職員はリラックスして自由闊達に仕事をするべきであって、無用の緊張感、議員からもたらされる、こういうことは一切私は必要がないと思っています。ですので、御指摘は一切当たらないということを申し上げたいと思います。

以上です。

○松永修巳議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 市長から御指摘は一切当たらないというふうにお伺いしました。先ほども言ったように、セキュリティーが重要だと私もさっき言ったとおりです。その中で、では私たちが、さっき、今市長はごく1人とかごく一部と言いましたけれども、基本的にはセキュリティーのところについての我々節度を持った上で、実際には、私は自分自身もそうですし、多くの議員は必要に応じて執務室に行って、皆さんのところへお伺いしていたことは事実です。そのときに脅していたかの話は別にして、当然いい関係を持って、そして情報交換するからいろんなお話しがスムーズにできたと思っています。これはルールがどうだからというのはちょっと別にし

て、私のほうからしてみたら、御答弁の中で、議員が連絡したら職員のほうから我々のほうに出向くし、電話やメールとかでちゃんと答えをするから全く支障はないっておっしゃったけれども、支障がないかどうかというのは我々のほうはどう感じているかのこともあると思うんですよ。市民のために様々なことを市役所の担当部署に問い合わせたり、調査をしたり、申入れをしたり、お願いするために私たちが職員と話す必要がある。この議員側が支障を感じていると言っているのであれば、やはり支障がないと決めつけるのはおかしくないでしょうか。認識が間違っているというのはどっちが認識が間違っているのか。セキュリティーを守りながら、どうしたら議員と職員がスムーズに対応ができるのか、そのためにはどういうルールを変えるか、直すか、あるいはどういうふうに工夫するかという改善をすればいいのかを検討するというのが、私は話じゃないかと思っています。

この点については、今のルール云々じゃなくて、やっぱり前向きに考えてもらいたいと思っているので今回この話をしています。この点については要望というのか、私の見解をお示した上で次の質問に移りたいと思います。

さて、次の新庁舎の質問は職場レイアウトです。

新しい庁舎をオープンするに当たり、村越市長は従来型の執務室の配置は時代遅れで、新しい考え方で未来に対応するレイアウトを考えたとのこと。その結果、職員の執務スペースが市民から隔離され、全く目に入らなくなった部署がある一方、市民が行き来するオープンスペースにさらされた部署もあります。開庁後1年以上この形で業務を行ってきましたが、その経験を踏まえて、このことについての功罪と、どう認識しているのか伺います。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

第1庁舎のレイアウトは、窓口などの業務を行うフロントと内部業務などを行うバックヤードに区分し、バックヤードは、主にセキュリティーライン内に配置をしております。2階フロアのフロントとしては、子ども、福祉、税などの各種手続の窓口があるほか、市民活動支援スペースを活用した文化、経済や市民活動の活性化を促すことに関係する業務を所管する部署を配置したものでございます。しかし、コロナ禍の中で開庁した第1庁舎の2階のスペースは、主に確定申告の会場やワクチンの集団接種会場などとして利用しており、現在は市民活動支援スペースとして十分に活用できていないことは認識しております。今後、新型コロナウイルス感染症が収束した際には、現在オンラインで実施している企業相談やイベント等の活動に併せ、2階の市民活動支援スペースや1階の市民等交流スペースを、市民の皆様が集い、対面で活動が行えるような場として活用いただけるよう取り組んでまいります。その上で、レイアウトの効果や課題を検証し、必要に応じて改善してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 十分に活用されていないのはコロナのせいだと、コロナのせいで1階の市民交流スペースなどが当初見込みどおりの活用ができていないために、この突飛な、いや、先進的な職員執務室レイアウトが生かされていないのだ、コロナ収束の際には市民交流スペースを使ってもらえるよう取り組んで、その後検証して必要なら改善するという御答弁でした。言いたいのは、いつコロナは収束するんですか。近いうちに収束すると思っているのでしょうか。今はウィズコロナの時代をどうするか考えるときです。職員は、このコロナ禍で現在の現状の課題に一生懸命取り組んで仕事をしています。そこで、やっぱりこの職場レイアウトの中で、不都合や、やりにくいというような声があればあるとしたら、これはやっぱり考えなければいけません。開庁後1年たつて、課題も整理せずに改善も考えないと平気で答弁する気が私は知れません。やっぱり現状、功罪をしっかりと

検証していく必要はあるんじゃないかと思います。本テーマについてはまた場を改めて取り上げたいと思います。

以上で私の質問は終わります。ありがとうございました。

○松永修巳議長 この際、暫時休憩いたします。

午後 2 時59分休憩

午後 3 時30分開議

○松永修巳議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議事を継続いたします。

代表質問を行います。

日本共産党、廣田徳子議員。

[廣田徳子議員登壇]

○廣田徳子議員 日本共産党の廣田徳子でございます。会派を代表しまして質問をさせていただきます。一般質問形式では、やなぎ美智子議員、清水みな子議員、金子貞作議員が行います。

この間、村越市長の下で、公共施設の使用料の値下げ、野鳥観察舎のあいねすとのオープン、子ども医療費助成では小学校4年生から中学3年生の保護者の所得制限をなくしました。また、不妊治療、産後ケアなども充実してきました。しかしながら、新庁舎の追加工事、市長室のシャワー、未来創造会議の実証実験、加えて新型コロナウイルス感染拡大で減収対策緊急支援給付事業、アーティストの支援の文化芸術活動緊急支援事業、キャッシュレス決済普及促進事業などが本市独自で行われてきましたが、誰もが受けられる支援ではないことや、一時しのぎの事業もあります。また、大きな旗を掲げたにもかかわらず姿を変えた事業や、いつの間になくなっていく事業、電気自動車のカーシェアリングは1,300万円かけて実証実験だったとのこと。議会や市民への十分な説明もない事業もありました。今後、どなたが市長になったとしても、やるべき事業は継続しますし、緊急性を持たない事業については方針を変えられることもあるでしょう。施政方針で、誰一人取り残さない、多様性が尊重され安全に安心して暮らせる持続可能なまちづくりの実現については切にお願いしたいと思います。

今年に入り、オミクロン株の急激な拡大で毎日何百人という感染者がいる中で、本市の果たす役割はどこにあるのでしょうか。県の事業だから、保健所がないからなどということは理由にはなりません。市内に住んでいる人が、県の事業だとか、市川市にある保健所が、あれは県の保健所だと言われても理解されない方も多いはず。自宅療養者に生活支援セットを、市の職員の方が広い市内を配っていただいていることも承知しています。1月後半から2月にかけては市民のこんな状況も多く、私のところにも相談がありました。発熱やせきでつらいときにネットで調べ、千葉県のコールセンターや市川の相談窓口にも何度も電話してもつながらず、電話の相手もテープで、順番におつなぎします、お待ちくださいなら期待して待つものの、そうではなく、おかけ直してくださいと流れ切られてしまう。発熱外来を行っている医者を探して電話をしても通じない、熱があるので検査をしたいという4日後の予約しか取れない状況でした。仕方なくあちこち電話をかけて通じたのが2つ先の駅、タクシーを呼ぶわけにはいかず自転車で行こうと思っていたところ、家族も熱が出て自転車の後ろに乗せていくという始末。熱のある中、子どもの学校に欠席の連絡をしなくてはならない、御飯の準備をしなくてはならないと本当に困っていました。

県内では千葉市と船橋市の感染者が多いといいますが、千葉市は市川市の約2倍、船橋は約1.3倍の人口ですから、人口比で言えば市川市のほうが多いときもありました。感染しても症状が出にくいので、気づいていない感染者が毎日発表されている5倍から10倍はいると専門家は言います。また、健康観察についても、千葉県は2

月4日から変更しています。

そこで、以下の質問をさせていただきます。コロナ感染拡大の対応について伺います。

まず1つ目はPCR検査についてです。千葉県は、昨年度末から1月31日までウエルシアで検査ができるということでしたが、31日を待たずにキットがなくなってしまったということです。県は、当面の間延長すると言っていますが、いつまでとははっきりしません。そのようなことがますます市民を不安にさせているのだと思います。ウエルシアや本八幡駅近くの検査センターで実施している無料のPCR検査、抗原検査はどこが実施し、どのような実施方法なのか。現在、市民が抗原検査を受けられないとの声が上がっていますが、行政からこれらの検査機関に検査キットを送ることはできないのか伺います。

(2)として、自宅療養者への支援についてです。千葉県は、今月4日に感染者の健康観察を、50歳未満とそれ以上の方の対応を変更すると報道しました。これまで亡くなる方が少ないとされていたオミクロン株ですが、自宅や高齢者施設で亡くなる方が急増しています。千葉市では40歳未満を継続し、柏市でも50歳未満に電話連絡をしているということです。市川市は保健所がないからだと言われるでしょうが、自宅療養者の支援はどのようにされているか伺います。

(3)として、感染者、濃厚接触者の把握についてです。次に感染者が出た場合、デルタ株と違い、オミクロン株は感染力が大変強く、非常に多くの濃厚接触者が発生していると思われれます。感染症については医師の判断によって決定されるが、濃厚接触者については、どの部署がどのように決定しているのか伺います。

次に、村越市長の4年間に行った事業の課題についてです。

(1)として、DXの推進についてです。デジタルトランスフォーメーションを進めてきましたが、この事業にこの間どの程度費用がかかっているか伺います。また、今後ランニングコストはどのくらいかも一緒に伺います。

(2)として、高齢者支援マッチングシステムについてです。高齢者に特化したサービスを受けたい人と提供する人が、パソコンやスマホで情報を共有するアプリがありました。利用したい高齢者が6,552人、企業等の登録が51団体、情報が少ないことや、情報を得ることが困難だという御意見も聞いています。もともとはお弁当の配食業者からの相談でした。独り暮らしの高齢者が食事に困っていることを想定し、何とかならないかというのが始まりでした。令和3年度の予算では、高齢者支援マッチングシステムと書かれていたものが、令和4年度の予算書では名前を変え、支え合いマッチングシステムになっていました。経緯と現状と課題について伺います。

(3)のバイオマス活用促進事業についてです。市民から出される燃やすごみの回収は週3回でしたが、2回に減りました。1度に出すごみの量が増え、清掃業者は1袋が重たくなり、さらに重労働になったと話していました。収集に時間がかかるということも聞きました。3回に戻してほしいと要望すると、村越市長は週に2回だとか3回ではなく、毎日24時間ごみが出せるようになるとおっしゃいました。収集回数が2回にやっと慣れてきた頃、新型コロナウイルス感染拡大になり、家庭からのごみの量が急激に増え、感染防止や衛生面から再び3回になりました。この事業は足かけ4年になろうとしています。なかなか前に進まない事業のスマートi-BOXですが、新年度予算には組み込まれていませんでした。クリーンセンターに置いてあったi-BOXも10台から6台になっていましたし、もうこの事業はなくなるのだと思いました。しかし、まだ改良を重ねてもらっているというではありませんか。大変驚きました。これまでの取組と、その中で分かった課題を伺います。

次に、新年度予算の内容についてです。

1つ目として、あんしん住宅助成事業補助金についてです。本市の人口は昭和30年代後半から急増し、昭和53年までに毎年約1万人増加してきたといえます。その頃建てられた分譲マンションはリフォームが必要になり、多くの方がこの助成金を必要としています。また、コロナ禍で家にいることも多く、テレワークで家の中に仕事

場が必要になった方も多いと思います。住みやすさを求めリフォームされる方もいます。また、世帯数の推移は昭和35年に約3.7万世帯であったものが、平成29年には約23.9万世帯と増加しているのに対し、1世帯当たりの人口は、昭和35年は4.2人から平成29年には約2人に減少しております。核家族化及び独居化の傾向が顕著に表れています。高齢化に伴い、家の中により安全性を求めています。あんしん住宅助成制度は、なくてはならない市民への支援だと考えます。この概要と利用状況を伺います。

(2)として、外環道路菅野上部整備事業について伺います。行徳に住んでいる私はまず訪ねることがありませんが、先日、菅野駅周辺を見てきました。通行する人もいませんでした。京成線のホームには学生が数人いましたが、周りに店もなく、閑静な住宅地で、大きな建物も今後建てられない地域だと聞いています。駅の両側にタクシープールや、一方に大型自動車を含む駐車場をつくる必要性を感じられませんでした。今回の整備はどのような経緯で行われることになったのか伺います。

(3)として、スマート農業推進事業補助金についてです。この事業は、令和2年度の予算247万5,000円、実績は1件。令和3年度は74万3,000円の予算、そして新年度予算は24万8,000円となっています。どのような経緯でこの事業を始めたのか、また、どんな種類があるのかを伺います。

次に、保育関連事業についてです。

(1)待機児童数の見込みについて。ここ数年で保育園の整備が進みました。本市の保育園は公立、民営、認定こども園、小規模保育事業所など200施設に手が届きそうな数です。民間にはそれぞれ特徴がありますが、中には保育士の処遇に問題がある園や、保育というより託児所に近いとそこで働いている人が話すような園もあります。どこに預けていても健やかに成長してくれればと保護者は願っています。令和3年度当初は、国基準で待機児童ゼロという長年の願いがかないませんでした。新年度の見込みも先順位者の答弁で理解いたしましたので、私からは、この3月に小規模事業所を卒園する2歳児について、卒園後の入園先、いわゆる受皿が確保されているのか伺います。

(2)として、公立保育園の民営化についてです。民営化については何度も伺ってきたところですが、現在木造の園舎である7園については民営化が進められているようです。進捗状況を伺います。

(3)として、保育士等の処遇改善について。昨年暮れ、内閣府子ども・子育て本部から出された保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特別事業について伺います。どのような内容のものか、3%程度(月額9,000円)の処遇改善としています。実施要項や補助金の算出方法、具体的にどのように賃金改善に反映されるのかを伺います。

最後に、消費税インボイス制度導入の問題点に対する市の認識についてです。複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、2023年の10月1日から適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度が始まります。インボイス制度への登録申請は既に昨年の10月より始まっており、来年の3月までに登録しなければなりません。インボイス、つまり適格請求書とは仕入税額控除ができる請求書のことです。この発行は今申し上げた登録をしなければ適用されないということです。現在は、一般的に前々事業年度の課税売上が1,000万円以下の事業者を免税事業者といい、免税事業者のままだと適格請求書を発行することができません。このことで、インボイス制度に登録した事業者が免税事業者と取引をしても仕入税額控除を受けることができないので、取引先にしなくなる可能性が出てきます。つまり、仕事が減ってしまいます。現在の免税業者もインボイス制度の登録はできますが、消費税を納税する義務が発生し、結果的に収入が減ることになります。中小業者はコロナ禍で収入が減っている上に消費税を払うことになりダブルパンチです。さらに、この適格請求書には、適格請求書発行の事業者の登録番号や取引年月日、その内容、税率ごとに区分して合計した額、税率ごとに区分した消費税額など、書類の交付を受ける事業者の氏名または名称、これらが全て記載されていなければならないので、そのための設備投資も負担になります。インボイスは、課税業者である適格請求書発行事業者しか発行できません。そのため、仕入れ先にインボイ

スが発行できない免税業者がいた場合、免税事業者と課税事業者を分けて経理処理をする必要が出てきます。結果的に納税事業者を増やすことになり、全国中小業者団体連絡会や全国フランチャイズ加盟協会の会長などはこの導入に反対をしています。コロナ同様、市内で困っている業者がいるわけですから、国の制度だというだけでは済まされません。市としてどのように考えているのか伺います。

以上、初回の質問とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○松永修巳議長 質問は終わりました。

答弁を求めます。

増田保健部長。

○増田浩子保健部長 私からは、大項目、コロナ感染拡大への対応についてのうち、PCR検査についてお答えいたします。

現在、薬局や検査センターで実施している無料のPCR検査や抗原検査は、千葉県新型コロナウイルス感染症に係るPCR等検査無料事業によるもので、千葉県が事業主体となり実施しております。この検査は、オミクロン株が急拡大している状況を踏まえ、千葉県が感染に不安を感じる発熱などの症状がない無症状の方を対象に無料で検査を実施しているもので、実施期間は令和3年12月28日から令和4年1月31日までとしておりましたが、その後の感染状況を踏まえ、現在は当面の間までとなっております。

検査方法ですが、PCR検査か抗原検査キットによる抗原定性検査で、どの検査方法を採用しているかは検査を実施している薬局や民間検査機関等の実施事業者により異なっております。実施事業者は、あらかじめ千葉県に検査実施拠点として登録し検査を実施することとしており、令和4年2月16日現在、市川市内では11か所で検査を実施しております。検査を希望される方は、検査実施拠点に本人確認できるものを持参し申込みを行い検査をすることとなります。

現在、オミクロン株の流行により全国的に検査需要が高まっていることから、抗原検査キットの数が不足し、薬局や検査センターの在庫も少ないとの報道がなされております。千葉県に確認したところ、PCR検査等の検査キットの選定や購入は事業者が行うこととしており、千葉県が一括購入していないことから、本市で検査キットを購入し検査実施拠点に送ることは困難であると考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 小泉福祉部長。

○小泉貞之福祉部長 私からは、大項目、コロナ感染拡大への対応についての(2)と、村越市長の4年間に行ってきた事業の課題についての(2)についてお答えします。

初めに、自宅療養者への支援、とりわけ本市の行っております食料支援の現状です。

昨年度より、本市では外出を制限され、食料品や日用品の調達が困難となる自宅療養者とその家族の方に向けて、1週間分の食料や日用品などを詰め合わせた生活応援セットを自宅に届ける事業を、保健所との連携の下、実施しております。昨年度は41世帯85人の方に生活応援セットをお届けしており、おおむね想定した範囲で推移しておりました。しかしながら、今年度は4月から7月末までの3か月間の実績が、幸いにも3世帯で7人という緩やかな伸びであったものが、第6波が始まった今年1月末には累計で130世帯242人に急増し、2月に入った今も感染は収まっておらず、1日当たり平均26世帯から申込みがあるというのが現状であります。

次に、高齢者マッチングシステム、いちかわ支え合いネットの導入の経緯及び現状と課題についてです。いちかわ支え合いネットにつきましては、現状の社会保障制度では対象となる年齢や支援内容に一定の制限があり、日常生活に不便を感じている方が多いことから、デジタル技術の活用によって多様なサービスを提供し、便利で暮らしやすい市民生活を実現していくために、DX事業の一環として令和2年4月より実証実験という形でスタ

ートしたものであります。その後、令和2年度の実験結果を踏まえ、昨年8月には、高齢者はもとより全ての世代が使いやすいよう改善を図ってまいりましたが、依然としてこのシステムについては、どこにあるのかアクセスする場所が分かりにくく探しにくい、また、掲載されている社会参加メニューが生活支援メニューに比べ少ない、あるいはパソコン操作の苦手な高齢者にも使いやすいシステムにしてほしいなどの御意見が引き続き寄せられておりますことから、周知方法をはじめ、メニューの充実や操作性を向上させることが課題ではないかと認識しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 水野危機管理監。

○水野雅雄危機管理監 私からは、コロナ感染拡大への対応についての(3)の濃厚接触者についてです。

現在、保健所の業務が逼迫しており行動歴などの調査が十分にできない状況となっていることから、各事業所で濃厚接触者の選定を行っています。本市も一事業者として、職員が感染者となった場合や同居の家族が陽性者となった場合などに職場での濃厚接触者を選定しています。これは第5波で感染が拡大したときも同様でありまして、市では、事前に保健所と調整し、濃厚接触者の選定について独自に職場における集団感染防止に関する対応措置を定めて対応しています。オミクロン株は従来よりも感染力が高いとされていることから、濃厚接触者の範囲を広げて選定するなど、職員から感染者が発生した場合でも市役所が感染源とならないように対応しています。感染者の急増に伴い職員に関する調査件数も増えておりまして、1月はおおむね250件、2月は現在のところおおむね300件となっています。実務については、総務部の健康経営担当室が実施しています。

以上です。

○松永修巳議長 稲葉情報政策部長。

○稲葉清孝情報政策部長 私からは、村越市長の4年間に行ってきた事業の課題についてのうち、(1)DXの推進についてお答えいたします。

本市は意識変革、システム改善、業務改善、窓口改革、そしてサービス改革の5つの視点からデジタルトランスフォーメーションに取り組んでまいりました。各視点における事業費としては、意識変革として、推進体制の整備や職員の意識改革などに約9,400万円、システム改善としては、情報システムの全体最適化を見据え、現行システムの分析や最新の動向、さらに今後の方針などに約2億8,000万円、業務改善として、業務の効率化や働き方改革に資する仕組みの導入などに約4,600万円、窓口改革としては、ワンストップサービスの実現のほか、オンライン申請の拡充のための各種システムの導入やウェブサイトの再構築などに約13億3,000万円、サービス改革としては、直面する社会課題へ迅速に対応するための仕組みなどに約7,300万円となっております。

次に、骨格予算についてです。計上しております主なものは、各システム環境を運用するためのもので、システム改善に係るクラウド環境を運用するための予算約3,700万円、業務改善に係るテレワーク環境の運用やRPAの活用などに約2,700万円、窓口改革に係るワンストップ窓口の運用や電子市役所の基盤となるウェブサイトの運用などに約4億8,400万円となっております。

以上でございます。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 私からは、村越市長の4年間に行ってきた事業の課題についてのうち、(3)バイオマス活用促進事業についてお答えいたします。

生ごみ専用スマートごみ箱、スマートi-BOXにつきましては、開発業者と協議し、投入扉を開閉するためのセンサーやQRコードリーダーなどの不具合について、開発業者の費用負担によって改良作業を進めております。令和2年度に耐熱性対策としてごみ箱の基盤に冷却ファンを設置いたしましたが、十分な効果が得られませ

んでした。そうした中、令和3年3月に開発業者から、コロナ感染拡大を原因とした業績悪化を理由に、自動開閉式の開発を中断するとの通知を受けました。市は、開発業者に対し、引き続き耐熱性対策の検討を進めることを指示し、電子部品の耐熱性を向上させた足踏み式の暫定品が令和3年5月に納品されました。暫定品による耐候性を確認したところ、これまで動作不良は現れておりません。令和3年10月には開発業者から自動開閉式の開発再開の報告があり、現在自動開閉式の改良を進めているところです。現在の改良作業は、生ごみ投入扉を安全に開閉できるよう、モーターやセンサーの調整を進めているところでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 川島街づくり部長。

○川島俊介街づくり部長 私からは、新年度予算の内容についての(1)あんしん住宅補助金についてお答えします。

あんしん住宅助成事業補助金は、住宅の性能を向上させるための改修工事費用を助成することにより、安心して快適に居住することができる住宅の普及を目的とした事業でございます。本事業の対象となりますのは、自己が所有し居住する住宅や分譲マンションの共用部分となっております。補助金額につきましては、対象工事費の3分の1として限度額は10万円としておりますが、一定の条件を満たす耐震性の向上については、対象工事費の2分の1として限度額を30万円としております。また、分譲マンションの共用部分バリアフリー化や浸水対策などについても、住宅戸数に10万円を乗じた額または対象工事費の3分の1として、限度額100万円を助成しております。

次に、あんしん住宅助成制度の対象メニューについてですが、大きく分けて4つございます。具体的なメニューの一例を申し上げますと、1つ目として、バリアフリー化に資する手すりや部屋の段差解消、トイレを和式から洋式へ変更するもの。2つ目は防災性の向上として、壁や基礎の補強や屋根の軽量化、感震ブレーカーを設置するもの。3つ目は省エネ化として、窓の断熱化や屋根への高反射率塗料の塗装、お風呂を高断熱浴槽へ変更するもの。4つ目に子育てに対する配慮として、15歳までの子どもがいる世帯への部屋の改修工事となります。

利用実績といたしましては、令和2年度は個人の住宅で256件、分譲マンションとして2件の合計258件の申請がございました。内訳といたしましては、バリアフリー化が15件、防災性の向上が11件、省エネ化が225件、子育てに対する配慮が7件となっております。

以上でございます。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 私からは、大項目、新年度予算の内容についてのうち、(2)についてお答えします。

菅野駅周辺の整備につきましては、外環道路上部の蓋かけ部の有効利用として検討が重ねられ、東京外郭環状道路に関連する特別委員会で御検討いただいた後、最終的には国の検討機関である高架下等利用検討会の承認に基づいて計画を策定したものであります。菅野駅周辺の整備概要としましては、駅の北側には車両が25台程度止められる時間貸し駐車場を設置し、そのほかタクシープールや大型車2台分の待機所をロータリー内に整備いたします。また、駅入り口と駅の南北をバリアフリーで結ぶ歩道橋の階段下スペースを活用した駐輪場を整備いたします。一方の駅南側には、タクシープールと歩道橋の階段下への駐輪場を整備いたします。このような整備によりまして、駅利用者や地域住民の方々の利便性を向上させるとともに、放置自転車の解消を含めた安全性の確保等を図っていくものであります。

以上でございます。

○松永修巳議長 小塚経済部長。

○小塚眞康経済部長 私からは、新年度予算の内容についての(3)と、消費税インボイス制度導入の問題点につ

いてお答えいたします。

初めに、スマート農業推進事業補助金についてであります。

農作業は、人手や熟練者の技能に頼るところが多く、省力化や人手の確保、作業負担の軽減が課題であります。スマート農業は、これらの課題を解決するため、ロボット技術や情報通信技術など先端技術を駆使し、農業の省力化や精密化、作物などの高品質化を推進する新たな農業であります。本市では、令和2年度、農作業における省力化、軽量化を進め、効率的な農業経営を図ることを目的としたスマート農業推進事業を創設し補助を行っております。補助対象は、センサー等により得られた情報を解析し、自動で動作を行うロボット草刈り機、人に追従して動く自動運搬車、農作業時の運動を補助し身体への負担を軽減するアシストスーツなどがあります。この事業は、これらの機器を導入する経費の一部を補助するもので、補助率2分の1、上限額50万円であります。新年度は、ロボット草刈り機1台、またはアシストスーツ1機の導入を補助する予算を計上しております。

次に、消費税インボイス制度導入の問題点についてであります。

本市では、これまでインボイス制度の導入や国の補助制度について、事業者や商店会にチラシの配布、市公式ウェブサイト、メールマガジン等で周知してきました。また、市川商工会議所では、インボイス制度に関する講習会や個別相談会を開催してきました。インボイス制度導入に伴う影響につきましては国も想定しており、経過措置を設けるなどの配慮をしております。具体的には、免税事業者の取引先の仕入れ税額控除について、令和5年10月の制度実施後3年間は消費税相当額の8割、その後の3年間は5割の控除が可能となります。また、インボイス制度への対応に関するQ&Aを国税庁のホームページで公表しております。国は、中小企業生産性革命推進事業における持続化補助金で、インボイス発行事業者に転換する場合、環境変化への対応を支援する特別枠を創設し、上限額の引き上げを予定しております。また、IT導入補助金においても、今後インボイス制度への対応を見据えたソフトウェアやレジ等の導入費用も補助対象とすることを予定しております。本市としましては、引き続き制度への理解や国の補助金等の情報について、市公式ウェブサイトやメールマガジン等で周知してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 大平こども政策部長。

○大平敏之こども政策部長 私からは、保育関連事業についてお答えいたします。

まず、(1)の待機児童数の見込みについてでございます。令和3年度の整備につきましては、令和4年4月1日までに15園が開園する予定となっております。このうち、小規模保育事業所を卒園された2歳児、いわゆる3歳児の入園が可能な保育園は、認可保育園が5園、認定こども園が4園となっております。3歳児の定員につきましては、令和3年4月1日から106人増える予定でございます。このほか小規模保育事業所を卒園された2歳児につきましては、今年度から別枠での利用調整を行うこととしており、3歳児からの入園が円滑に進むよう努めております。本市といたしましては、保育園整備による3歳児の定員増や現在実施している利用調整により、3歳児の受皿はおおむね確保できるものと考えております。

次に、(2)の民営化を行う7園の進捗状況についてでございます。東大和田保育園につきましては、公募を経まして昨年12月に設置運営事業者を選定し、令和4年度に園舎の建設及び引継ぎ保育を実施した上で、令和5年4月1日から運営事業者による保育園の運営を始める予定となっております。北方保育園につきましては、園舎の北側にある北方児童公園の一部を移転先として決定し、現在は令和4年度に新たな運営事業者を選定するための公募の準備を進めております。なお、民営化の予定時期は令和6年4月1日となります。大洲保育園につきましては、移転先となる代替地を昨年10月に市川市土地開発公社が代行買収しており、今後本市が買戻しの手続きを行い、令和7年4月1日の民営化に向けて準備を進めてまいります。大和田保育園につきましては、現在の東大

和田保育園跡地を移転先として決定し、令和7年4月1日の民営化に向けて準備を進めてまいります。最後に、中国分保育園、若宮保育園及び富貴島保育園につきましては、令和8年度の民営化に向けて準備を進めております。

最後に、(3)保育士等の処遇改善についてお答えいたします。御質問のありました保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業は、令和3年11月19日に閣議決定されたコロナ克服・新時代開拓のための経済対策により、保育士、幼稚園教諭等の収入の3%程度引き上げを令和4年2月から実施するとされたことを受けまして、国が策定した実施要領に基づき処遇改善を行うための補助金を交付するものでございます。実施期間は令和4年2月から9月となっており、令和4年10月以降は毎月保育園、幼稚園等の施設に支払われる運営費の算定基準となる公定価格の見直しにより同様の対応を行うものとされております。実施要件といたしましては、賃上げ効果が継続される取組の実施を前提としていることから、基本給または毎月支払われる手当により補助額以上の賃金改善を行うこととされています。このため、補助金交付申請の際には賃金改善計画書の添付を求めるとともに、全ての職員に賃金改善に関する具体的な内容を周知することとなっております。

補助金の算定方法は、各施設の令和3年度の平均利用児童数に補助基準額を掛けて積算するもので、賃金改善に伴って各施設が負担する社会保険料についても基準額に含まれております。賃金改善の対象者は、保育士や幼稚園教諭以外に、調理員や事務員といった職種を対象とすることも可能で、施設による柔軟な運用が認められております。対象施設といたしましては、私立保育園、私立幼稚園のうち施設型給付費を受ける施設、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、家庭的保育事業所としているところですが、また、公立の保育園、幼稚園も対象となっております。今後のスケジュールといたしましては、令和4年2月、3月分については、補正予算の議決後、3月初旬より施設からの申請を受理し、審査後に交付を行ってまいります。各施設からは、対象職員に対して3月中に2か月分をまとめて一時金として支払われるものと考えております。また、令和4年4月から9月分につきましては毎月の給与に含めて支払うものとされていることから、年度当初に6か月分を概算で支払い毎月対応していただくこととなります。

本事業の目的である保育士等の賃金改善が確実に行われるよう、本市が行う申請書類等の審査に当たっては、既存の公定価格制度による処遇改善加算の審査資料と突合し、職員一人一人の処遇の改善状況について確認するなど、保育士等の賃金改善が確実に図られるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 答弁は終わりました。

廣田議員。

○廣田徳子議員 伺ってまいりました。これからは一問一答で再質等を行っていきたいと思います。よろしくお願いたします。

まず、コロナ感染拡大への対応についての(1)です。現在ドラッグストアなどで行っている無料の検査について理解しました。しかし、先週の14日から対象者を以下のように限定し、無料のPCR検査が受けられます。市川市内在住の市民で無症状の方のうち、妊婦及び妊婦と同居する家族の方、やむを得ず重症化リスクの高い方と接する機会がある方、濃厚接触者等と接した疑いがあり感染の不安を抱えた方とありますが、よくよく読んでみますと、市川市内在住の市民で無症状の方のうち、妊婦及び妊婦と同居する家族の方は限定されますが、その後のやむを得ず重症化リスクの高い方と接する機会のある方、濃厚接触者等と接触した疑いがあり感染の不安を抱えた方というのは多くの方が該当するのではないのでしょうか。また、18日、千葉県より千葉県新型コロナウイルス感染症検査キット配付・陽性者登録センターの設置についてという報道がされました。対象者は、濃厚接触者または軽度の症状がある方で、以下の条件を全て満たす方。県内在住、50歳未満、基礎疾患がなく、妊娠の可能性

がない方だそうです。そして、陽性が確認された方は自らこの設置された陽性者登録センターに連絡をするとのことです。発熱外来の予約が取りにくいことを踏まえてこのようになったそうです。それだけ県内医療機関、保健所が大変な状況になっているということです。これについては再質問はありませんので、次に進みます。

自宅療養者への支援についてです。新年度の重点推進プログラムに食料、日用品等の支援を行うとの記載があり、見込み数が125セットということです。コロナが収束して今後このような支援がなくなることが理想ですが、現状を見るとそうはいかないように思います。緊急に必要性があれば対応できるのかを伺います。

○松永修巳議長 小泉福祉部長。

○小泉貞之福祉部長 依然としてコロナ禍の収束が見通せない状況の中で、現時点で新年度何セット分の予算があれば過不足なく自宅療養者への対応が可能であるとは申し上げにくいところではありますが、今後の感染状況の推移なども注意しつつ、必要があれば柔軟に予算の確保を図り、臨機応変に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 安心しました。ここに来て重症者が増えています。一人暮らしや、一人暮らしでなくても家族全員が濃厚接触者になれば自宅から出られない日々が続きます。食料品や日用品は消耗品ですので、ぜひ柔軟な対応をお願いします。

次に、(3)です。感染者、濃厚接触者の把握について、職場で対応されていることが分かりました。同居している家族が感染した場合、濃厚接触者になります。市の職員が、御本人は発症していなくても家族が陽性となり濃厚接触者となった場合、感染してしまった場合、職場の復帰についてどのように決めているのかを伺います。

○松永修巳議長 水野危機管理監。

○水野雅雄危機管理監 濃厚接触者である同居家族の待機期間は、現在では陽性者の発症日または陽性者の発症日より同居内で感染対策を開始した日のいずれか遅いほうから7日間となっています。濃厚接触者は、この待機期間が終了した後も、陽性者の療養が終了するまでは検温などの健康状態の確認、そして感染対策を徹底することとされています。本市は、厚生労働省からの通知によるこの考え方を基本としながら、職場復帰の対応を行っています。また、職員が家庭内で感染してしまった場合には、療養終了日について保健所からの助言もいただきながら、最終的には健康経営担当室の保健師による体調確認をした後に復帰させることを基本としています。

以上です。

○松永修巳議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 ケース・バイ・ケースであることも承知しています。家庭内に小さなお子さんがいたり高齢者がいたりすれば、注意すべきことも異なり、場合によっては健康観察も必要になります。3回目のワクチンはまだまだ進んでいるとは言えません。しかし、集団接種会場が増えたことや、5歳から11歳の子どもたちへのワクチン接種に期待して、コロナ感染症の一日も早い収束を願い、次に進みます。

大きな2つ目です。村越市長の4年間に行ってきた事業の課題について伺います。

(1)です。高額な費用がかかり、また品物ではないのではっきりした基準もなく、正直高いのか安いのか見当がつきませんが、これだけの費用をかけてこの事業の効果をどのように考えているかを伺います。

○松永修巳議長 稲葉情報政策部長。

○稲葉清孝情報政策部長 お答えいたします。

これまでの取組の効果としては、意識変革では、職員が自らの仕事に誇りを持ち、挑戦する気持ちを持ち続けられるよう、3年間にわたり職員研修を継続した結果、各所管部署から300を超える手続やサービスのオンライ

ン化の提案が寄せられるなど、担当職員の意識の変化を実感しているところです。業務改善では、働き方改革の一環として進めたテレワーク環境の整備により、コロナ禍における職員の感染リスクの低減に大きく寄与したものと認識しております。さらに窓口改革では、来庁者が手続のために複数の部署を渡り歩くのではなく、職員が来庁者の元を訪れるという視点を180度変えた新たなサービスを実現したほか、行徳支所などの既存窓口においてもサービス向上のためのレイアウト変更などを実施しております。また、サービス改革では、学校や福祉、保健などの各部門が持つ個別情報を集約することで児童虐待のリスクを分析するシステムや、支援を必要とする人と様々な生活支援の提供者とをマッチングするシステムなどを運用することにより、デジタルの強みを生かし、社会課題への対応を支援しております。このような各施策の効果は、前例に捉われず新たな視点や発想で業務を見直したことにより生み出されたものと認識しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 一言でDXといっても様々であるということも理解しました。国に先駆けて行っている事業のうち、例えば、以前本市では住民基本台帳カードを市民に持っていただき、あちこちに機械を置いて市民サービスを行っていましたが、マイナンバーカードの普及に変わり住基カードのシステムが無駄になってしまいました。先駆けた施策の結果、今行っている本市の事業の中で手戻りや無駄が生じることはないのか伺います。

○松永修巳議長 稲葉情報政策部長。

○稲葉清孝情報政策部長 お答えいたします。

本市のデジタルトランスフォーメーションは、市民サービス向上のための1つの答えであり、その手段として、デジタル技術の積極的な活用が必要と考えております。国においてもデジタル技術の活用による行政サービスの向上が検討され、随時仕組みの構築などが図られるものと承知しております。そのため、本市においても各施策の実施に際しては、技術面の検討に加え、国をはじめ関係機関の動向などを注視しつつ判断してきており、国等の施策との間にそごが生じないよう配慮しているところです。なお、全国の自治体に先駆け策定した市川市DX憲章は、先進事例として国がまとめた自治体DX推進手順書参考事例集にも掲載されるなど、本市は自治体におけるデジタルトランスフォーメーションのトップランナーとなっているものと自負しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 私もネットで、総務省が昨年7月7日に報告している自治体DX推進手順書参考事例集を拝見しました。全国で15都府県、49市区町村の取組が掲載されていました。山間部で高齢者が多く回覧板を回すことが困難な地域では、電子回覧板に変えることで行政の連絡がスピーディーに周知されるようになったという事例も載っていました。様々な地域で特色ある取組が紹介されています。LINEを活用した住民票の交付申請、駐輪場の利用許可申請、罹災証明書交付申請の3業務のサービスを今停止していますが、今後の対応はどのように考えているのか伺います。

○松永修巳議長 稲葉情報政策部長。

○稲葉清孝情報政策部長 お答えいたします。

令和3年3月にLINE株式会社による関連会社への監督体制の不備並びに海外のデータセンターでの個人情報の保管などを重く受け止め、御指摘のとおり、LINEによる住民票交付申請、駐輪場利用許可申請、罹災証明交付申請の3業務についてサービスを停止いたしました。その後、国からはLINE上で個人情報を取り扱う場合にはLINE社とは別にシステムを整備するとして自治体のLINE利用に関するガイドラインが公表されております。そこで、本市においても厳格な本人確認を必要とする手続につきましては、LINEとは別の公的

個人認証機能を有するシステムで取り扱うよう、年度内をめどに整備してまいります。一方、広く市民にお知らせする情報などにつきましては、これまでと同様に普及率の高いLINEを活用し発信してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 パソコンなど不得手な方もまだまだ多いと思います。この間、ワクチン接種の予約を取る際にも、電話が通じなくて多くの方が困っていました。急遽、公民館などで相談に乗りますということで長い列ができたことも記憶に新しいことだと思います。先順位者の質問の中でも、今後周知をしてほしいという内容が幾つもありました。市の広報に載せた、または市のホームページに載せましたということだけでは周知されたことにはなりませんので、今後の取組に期待をいたします。

次に、(2)です。実験は高齢者に特化したものだと記憶しています。全ての世代が利用できるものにする、市川市のホームページからたどり着くことも難しく、さらに必要なサービス、高齢者の望むものにたどり着くことがますます困難になります。苦手な高齢者でも簡単に探せるようにしていただきたいと考えますが、どのように進めていくのかを伺います。

○松永修巳議長 小泉福祉部長。

○小泉貞之福祉部長 お答えします。

高齢者が利用しやすいシステムとするためには、分かりやすさや見やすさも必要となりますが、まずはパソコンなどの操作が苦手な高齢者の方でも、使用する機器を問わず、そのシステムに簡単にアクセスできることが肝要であると認識しております。既に市のホームページではいちかわ支え合いネットの入り口となる画像バナーをトップページに貼り付け、ここをクリックしていただくことで速やかに入り口にたどり着けるよう設定しておりますが、今後とも高齢者の方がさらに利用しやすいものとなるよう、実際に使われている利用者の方や登録事業者の御意見、御要望なども定期的に伺いながら、よりよいシステムとなるよう改善を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 多様な住民の暮らしと、それに寄り添うきめ細やかな行政サービスを継続して行っていただけるようお願いして、次に移ります。

(3)のバイオマス活用促進事業についてです。日本初の事業ですから、うまくできないということもあると思います。自動開閉式の開発がうまくいった場合、またうまくできなかった場合の対応について伺います。

また、毎回お話しさせていただいていますが、本市の道路事情や集合住宅の多い地域など課題は様々です。どのような場所に置くのか伺います。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 お答えします。

今後の対応につきましては、自動開閉式のスマートi-BOXの開発の進捗を確認しながら、開発の段階で順調に進むこと、進まないことを見極め検討してまいりたいと思います。スマートi-BOXの設置場所につきましては、公共施設や車両や歩行者の通行の妨げとならない場所を、市民の利便性を勘案した上で検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 バイオマス活用促進事業では、バイオマスの収集から活用に至るまで、地域の中で住民の合意

の下進めていくことが必要だと思います。仮にi-BOXの不具合がよくなっても、収集してほかの地域の企業に委託し、発電し、本市の収入にはならないと聞いています。本市に合う方法を改めて考える必要があるのかと思います。今年の1月から、東京の町田市ではバイオエネルギーセンターが本格稼働を始めたそうです。バイオガスを使って発電した電力は施設内で使い、余剰分は売電。バイオガス化施設と焼却施設は独立しているために、災害時に外部電力が断たれた場合でも焼却施設の早期立ち上げが可能になり、復旧後は非常用電力として使用することもできるそうです。本市においても市内で活用できるような仕組みを考えていただきたいと要望して、次に進みます。

新年度の予算についての(1)あんしん住宅助成事業補助金についてです。制度の概要と申請の状況は理解しました。制度の内容、実績についてももう少し詳細をお聞かせいただきたいと思います。

具体的に、1件当たりどのくらいの金額を助成しているのか。年度初めに受付を始めてどのような推移で申込みの枠が埋まっていくのかを伺います。

○松永修巳議長 川島街づくり部長。

○川島俊介街づくり部長 お答えいたします。

1件当たりの補助金額につきましては、メニュー内容により限度額が異なりますことから一概にお示しすることは難しいところではございますが、令和2年度の各メニューの補助金額を単純に申請件数で割り込んだ金額で申し上げますと、バリアフリー化で約7万2,000円、防災性の向上では約22万3,000円、省エネ化では約9万2,000円、子育てに対する配慮については約8万8,000円となっております。

次に、申請の状況につきましては、令和2年度はコロナ禍において緊急事態宣言の発令もありましたことから6月8日から受付を開始しており、申請件数の推移を月ごとでまとめますと、6月が64件、7月が38件、8月も38件、9月が60件、10月の58件の申請を受け付けたところで、申込枠の上限に達したところでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 伺いました。ただ、あんしん住宅助成制度が執行する推移については、申請開始からおよそ4か月で受付の上限に達するようでは、この制度を利用したいと計画している市民が、時期が少し遅くなったために今年度は終わりということでは助成が受けられないこととなります。以前にも増して、コロナ禍で家で過ごす時間がますます増えて、家庭内で安心して生活ができるリフォームの需要が増大しています。高齢化社会への対応や、地震で市民の命を守るためにも申請を多く受けられるよう、ニーズに合わせた助成制度のメニューの見直しや助成金額の増額、補正予算での対応などを行うことができないのか、再度伺います。

○松永修巳議長 川島街づくり部長。

○川島俊介街づくり部長 お答えいたします。

あんしん住宅助成制度は、平成25年度より事業を開始して以降、これまでも市民の方々のニーズや生活様式の変化に合わせて適宜助成メニューの見直しを行ってきたところでございます。具体的に申し上げますと、平成26年度には分譲マンション共用部分のバリアフリー化と浸水対策を、平成27年度には感震ブレーカーの設置、平成28年度には子育てに配慮した部屋の改修、平成30年度には屋根の高反射率塗料の塗装など、安全性や省エネのニーズに応じたメニューの拡充を進めてきたところでございます。一方で、御指摘のとおり、近年は申請を開始してからおよそ4か月で受付枠の上限に達しており、申請の全数をお受けすることができていないことは認識しております。今後は、既存のメニューと申請実績を比較分析するとともに、新たなメニュー内容の見直しや拡充と併せて、必要に応じた補助金額の精査、研究をしまいたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 これまでにも様々な見直しを行っていただいているところです。ぜひ市民のニーズに合わせ今後も見直しを行っていただき、また、補助金が足りない場合には追加をしていただくなど対応していただきますようお願いいたします。

次に、(2)です。骨格予算のみの中で、なぜ今回整備する必要があったのか、この事業は市が単独で行う事業なのかを伺います。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

本事業は、国による外環道路蓋かけ部の整備をはじめ、鉄道事業者が実施している駅舎のバリアフリー化工事、さらには市が令和元年度に整備しました菅野駅北口公園などと一体的に計画されたものの一部であり、市の単独ではなく、関係機関と協力の下、一体的かつ継続的に進めている事業であります。令和4年度に実施する工事は、当初から駐輪場やタクシープール等の早期の供用開始に向けて菅野駅のバリアフリー化工事の完了後、速やかに整備に着手することとしたものであり、本年度は、国とこれら施設の占用協議等を進めてきたものであります。

以上でございます。

○松永修巳議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 今回の整備は、初回の御答弁で外環特別委員会などを経て計画的に進められてきた事業であることは理解しましたが、地元住民の声はどのように取り入れたのか伺います。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

菅野駅周辺整備の計画に当たっては、これまでに駅北側は菅野2丁目、菅野3丁目自治会、駅南側は平田自治会の方々と協議し、意見をお聞きしながら計画案を作成し、これを東京外環状道路に関連する特別委員会の中で御検討いただき、計画としてまとめたものであります。

以上でございます。

○松永修巳議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 高層住宅も近くにはなく、今後、駅の利用者が爆発的に増えるとも思えません。確かに外環によって分断された駅の北口と南口は、それぞれ行く方向が違えば、それぞれにタクシー乗り場も必要かもしれませんが、タクシープールまで必要でしょうか。今後の利用状況を見て、さらに住民にとっての有効活用を検討していただきたいと思います。

次に、(3)のスマート農業推進事業補助金について再質問いたします。農業者に対し、スマート農業推進事業補助金制度をどのように周知しているのか。また、農業者の経営規模や形態に即した周知方法についてどのように考えておられるのか伺います。

○松永修巳議長 小塚経済部長。

○小塚眞康経済部長 お答えいたします。

この事業は、JA市川を通して農業者に周知しております。また、補助対象となるロボット草刈り機、自動運搬車、アシストスーツなどを農業者が実際に体験できる実演会を市内の圃場などで開催しております。スマート農業は、農作業における省力化、軽力化だけではなく、先端技術を駆使した生産管理を行うことで、これまで熟練者の経験に頼っていた栽培技術を継承していくことも可能であります。このことから、農業後継者や新規就農者、今後経営規模を拡大し地域農業の中心的な担い手となる若手の農業者を中心に周知を図ることが効果的と考

えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 ロボット草刈り機やアシストスーツなどは複数の業者が作成、製造していると思いますが、市は補助の対象とする製造業者を指定しているのかどうか伺います。

また、当初予算を上回る補助要望があった場合には、どのように対応するのか伺います。

○松永修巳議長 小塚経済部長。

○小塚眞康経済部長 お答えいたします。

スマート農業推進事業の補助対象となる機器を製造する業者の指定はありません。

農業者から当初予算を上回る要望が寄せられた場合には、J A市川との協議や補助の緊急性などを勘案し、予算執行の優先順位を見直すなど、可能な限り要望に応えられるよう検討してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 介護の分野などでも開発が進められているようですが、今後需要が増えれば性能もよくなり、価格も安くなると思います。農家の方たちも、今は高いので様子を見ているのかもしれませんが。引き続き周知をしていただき、市内の農業推進の一役を担っていただくようお願いいたします。

次に、保育関連事業についてです。(1)、再質問をさせていただきます。就労型預かり保育を実施している私立幼稚園は何園あるのか。また、これらの幼稚園において就労型預かり保育を利用できる受皿はどのくらいなのかを伺います。

○松永修巳議長 大平こども政策部長。

○大平敏之こども政策部長 お答えいたします。

就労型預かり保育を実施している私立幼稚園は、30園中17園となっております。また、これらの幼稚園において就労型預かり保育を利用できる児童数はおおむね300人となっております。

以上でございます。

○松永修巳議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 分かりました。これまで小規模保育事業について数多く整備してきたと認識していますが、今後の小規模保育事業所の整備見込みについて伺います。

○松永修巳議長 大平こども政策部長。

○大平敏之こども政策部長 お答えいたします。

以前から待機児童の多くは2歳以下の低年齢児であったことから、待機児童対策を行う上でも小規模保育事業所の整備が必要でありました。また、利用者の利便性の高い地域、主要駅周辺などは、認可保育園を整備する規模の用地確保が困難であったことから、待機児童対策を進めるために小規模保育事業所の整備は極めて有効な手段でありました。平成28年度から小規模保育事業所の整備を開始しまして、令和4年4月1日に開園予定の園を含めまして52園を整備してまいりました。

今後の小規模保育事業所の整備見込みについてでございますが、3歳児定員とのバランスを考慮しながら、待機児童ゼロを継続するために整備を進めてまいります。令和4年度当初予算では11園を整備する予定であり、そのうち認可保育園8園、小規模保育事業所3園を計画しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 廣田議員。

○**廣田徳子議員** 地域によって、特に市川駅北口周辺は小規模保育事業所が多く、今後の受皿対策が必要かと思われます。保育園の安定的な運営と保育内容を注視しながら進めていただきたいことをお願いして、次に進みます。

公立保育園の民営化についてです。公共施設個別計画案の第3期以降について、園舎の建築年数、構造、状況などにより民営化を検討しますとあります。残りの14園についても民営化ありきの方向で検討していくのか伺います。

○**松永修巳議長** 大平こども政策部長。

○**大平敏之こども政策部長** お答えいたします。

公立保育園につきましては、公共施設等総合管理計画及び公共施設個別計画の方針において、民間施設の活用や民間移譲をする施設とされていることから、建て替え時期を見極めて民営化等を検討していくことになります。また、各園の建築年数や施設状況により建て替えの目安となる時期が10年以上先の施設もあることから、長いスパンの計画の中で、施設の状況や地域での需給バランス、医療的ケア児や障がいのある児童への対応、待機児童の状況などを総合的に勘案しながら判断していくこととなっております。

以上でございます。

○**松永修巳議長** 廣田議員。

○**廣田徳子議員** 建物の構造から言えば、これはあくまでも材質からですが、一番古い鬼高保育園は1973年築ですから、建て替えが必要だと思われるのは2033年頃だと思います。子どもの数や保育のニーズ、また、この間民営化する保育園の今後を十分検証していただき、保育園の在り方を検討していただきたいと思ひます。

再々質問をさせていただきます。公立保育園等を整備する財源について、不交付団体であっても公共施設最適化事業債、公共施設等総合管理計画に基づき実施する既存の公共施設の集約化や複合化、その事業のうち全体として延べ床面積が減少するものに限られますが、複数の保育所や幼稚園を統合する場合に対象となり、10年後、20年後の保育需要など見直しを行う上で検討することもできるのではないかとと思ひますが、様々な手法を取り入れ、公立保育園を残すことはできないのかを伺ひます。

○**松永修巳議長** 大平こども政策部長。

○**大平敏之こども政策部長** お答えいたします。

公立保育園の民営化の理由の一つとして財政的な負担を軽減していくこともありますが、民間のノウハウを生かした園の運営や施設整備が実施されることにより、民営化後の保護者の満足度が高くなるメリットがあります。また、民営化は、単に公立保育園の保育内容を引き継ぐだけではなく、公募において市が運営事業者に対し公立保育園の保育内容を上回る提案を求めることにより、さらなる保育の質の向上が図れることから、民営化を進めていくものでございます。

以上でございます。

○**松永修巳議長** 廣田議員。

○**廣田徳子議員** 改めて言うまでもありませんが、市町村における子どもに関する政策の規範は、日本国憲法、子どもの権利条約、児童福祉法等であるはずです。日本には子どもの権利条約批准後の22年目の2016年に初めて国内法で子どもを権利の主体として位置づけました。児童福祉法第1条で、全ての子どもは児童の権利に関する条約の精神にのっとり、中略、その心身の健やかな成長及び発達、中略、をひとしく保障される権利を有すると定めています。保育園であれ、幼稚園、認定こども園であれ、市が直接子どもたちの就学前の教育、保育を実施することから、撤退し、市が行う仕事は保護者が私人と契約する教育、保育の費用の一部を認定、支給するということだけに姿を変えていいのでしょうか。子どもの育ちと子育てに必要な教育、保育が、父母らの自己責任で

市場から調達するシステムになれば、様々な障がいがあって早い時期から丁寧な支援が求められる子どもたち、家庭的な配慮が求められる子どもたち、地域的、家庭的リスクがある子どもたちの教育、保育が十分に、かつ差別なく平等に確保されないおそれがある。さきに述べた政策の規範に照らすならば、子どもたちの育ちを保障する保育には、公的保障のシステムが貫徹されなければならないと考えます。

市が私立保育所に対し配置基準改善、経験ある保育士の確保、発達支援保育や地域子育て支援事業の充実の補助など、しばしば基準に用いられるのが公立保育園です。ただ預かればいいという保育ではなく、子どもの育ちを支える質の伴った保育を保障する上で、保育内容にも直接市が責任を持つ上で、公立保育園の存在は大変重要であると考えます。

また、公立保育園の保育士等は国民全体の奉仕者で、日本国憲法を遵守する義務がある一般行政職員という性格です。市町村は強大な権限と財政、人員を駆使して、大きな災害時でも住民の命と生活を守る役割を果たしています。公立保育園もその一端を担っています。今回のコロナ禍に関しても、大変大きな役割を担っていると私も考えます。公立保育園を21園運営しつつも、不交付団体でありながら毎年財政調整基金を積み立てているこの市川市において、公立で残せない理由はないと考えます。

次に、(3)の処遇改善について伺います。国からは、今年2月から9月まで国が全額負担するとのことですが、10月以降はどうなるのか、市の負担はどのくらいになるのか伺います。

○松永修巳議長 大平こども政策部長。

○大平敏之こども政策部長 お答えいたします。

事業の実施に必要な財源につきましては、実施期間である令和4年2月分から9月分までは国から全額が支払われることから、市の負担はございません。これに対しまして、令和4年10月以降は公定価格の見直しにより対応するとされており、この制度では市は費用の4分の1を負担することになっております。具体的な影響額といたしましては、2月補正予算案による令和4年4月から9月までの事業額が2億3,750万円と見込んでおりますので、令和4年度の10月から3月までに必要となる市の負担額はその4分の1、おおむね6,000万円程度になるものと考えられます。

以上でございます。

○松永修巳議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業に基づく本市の公立保育園に勤務する保育士等の給与等の処遇改善についてはどのようにお考えなのか伺います。

○松永修巳議長 植草総務部長。

○植草耕一総務部長 お答えいたします。

本市の公立保育園に勤務する保育士等につきましては、身分上、正規職員、フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員の3つに分かれております。これらのうち、正規職員の給与につきましては、民間の保育士等の給与水準を既に3%以上上回っている状況にあり、また、事務職や技術職などの一般行政職と同一の給料表や同一の昇給昇格基準が適用されていることから、給与の処遇改善は必要ないものと考えております。また、フルタイム会計年度任用職員につきましては正規職員に準じた処遇としているため、同様に給与の処遇改善は必要ないものと考えております。一方で、パートタイム会計年度任用職員につきましては、他の自治体や民間の賃金水準等を考慮した報酬額を設定しておりますが、現状では、民間の保育士等の給与水準は上回っているものの、時給単価は近隣自治体より下回っている状況にあります。

そこで、本市の公立保育園に勤務する全てのパートタイム会計年度任用職員の時給単価につきましては、本年2月と3月について3%の引き上げを行い、さらに4月以降については新年度の当初予算で設定した新たな時給

単価について、さらに3%の引き上げを行うこととしたものであります。

以上であります。

○松永修巳議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 公立保育園においては、会計年度職員のうちパートタイムの処遇だけを改善するという事です。全額国が補助を出すと言っているこの2月から9月の間だけでも、本市の公立保育園に勤務する正規及びフルタイムの会計年度職員に給与または処遇改善を行うことはできないか伺います。

○松永修巳議長 植草総務部長。

○植草耕一総務部長 お答えいたします。

ただいまもお答えをいたしましたとおり、本市の保育園に勤務する正規職員の給与につきましては、既に民間の保育士等の給与水準を上回っている状況にあり、また、事務職や技術職などの一般行政職と同一の給料表や同一の昇給昇格基準が適用されていることから、一時的でありましても正規職員間において処遇に差を設けることは適当ではないため、給与の処遇改善は考えてございません。また、フルタイム会計年度任用職員につきましても正規職員に準じた処遇としているため、同様に給与の処遇改善は考えていないところであります。

以上であります。

○松永修巳議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 国は、事業の概要を保育士や幼稚園教諭等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置を令和4年4月から実施するとしていますが、それぞれの施設の子どもの定員に対する職員数、これは国の基準の公定価格であり、実態は職員の数もそれ以上に雇っているところが多く、事業所によってこの9,000円という金額はばらばらになる可能性のほうが強いです。9,000円が独り歩きして、誰もが9,000円もらえるというふうに勘違いしているのではないのでしょうか。コロナ禍で小さな子どもを預かる保育園では、庁舎内のようにアクリル板を置くこともできず毎日過ごしています。何らかの改善があってもいいと考えます。公立、民間問わず、この制度の誤解のないように丁寧に周知してくださることをお願いいたします。

最後の質問です。消費税インボイス方式の導入についての問題点に対する市の認識について再度お伺いします。

今後、国が持続化補助金やIT導入補助金においてインボイス制度の導入に伴い補助を行うということですが、具体的にはどのような内容なのか伺います。

○松永修巳議長 小塚経済部長。

○小塚眞康経済部長 お答えいたします。

昨年12月、国の令和3年度補正予算が成立しました。この中に生産性革命推進事業の補正予算として約2,000億円が計上されております。これは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも生産性向上に取り組む中小企業、小規模事業者を支援するもので、インボイスへ対応するために必要なITの導入や、環境変化への取組なども対象となります。一例を申し上げますと、インボイス制度に対応するためにレジを購入した場合、補助額20万円、パソコンやタブレットを購入した場合、補助額10万円を上限に購入費用等の2分の1を補助するものです。さらに、会計ソフトなどのソフトウェアの購入費用なども補助されます。

以上でございます。

○松永修巳議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 この制度で国は消費税を払う事業者を増やすことが目的であると言わざるを得ません。免税業者にとってはインボイス制を選択できると言われていますが、当事者からは、課税業者になって数十万の売上げ

を失うのか、取引から排除されるのか、この2つしか選ぶことができない、選択とは言わないとの声が上がっています。インボイス方式導入の際の一時的な補助があったとしても、この先収入が下がり事業を継続できない可能性も出てきます。市内中小企業、小規模事業者のために、ぜひ国に導入の中止を要望していただくことをお願いして、私の代表質問を終わります。ありがとうございました。

○松永修巳議長 お諮りいたします。本日はこれをもって延会したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 異議なしと認めます。よって本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

本日はこれをもって延会いたします。

午後4時56分延会

第 5 日

令和4年2月22日（火曜日）

令和4年2月市川市議会定例会議事日程（第5号）

令和4年2月22日（火曜日）午前10時開議

- 第1 議案第55号 市川市個人情報保護条例の一部改正について
- 第2 議案第56号 市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第3 議案第57号 市川市国民健康保険税条例の一部改正について
- 第4 議案第58号 市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正について
- 第5 議案第59号 令和3年度市川市一般会計補正予算（第14号）
- 第6 議案第60号 令和3年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第7 議案第61号 令和3年度市川市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第8 議案第62号 令和3年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第9 議案第63号 令和3年度市川市下水道事業会計補正予算（第5号）
- 第10 議案第64号 令和4年度市川市一般会計予算
- 第11 議案第65号 令和4年度市川市国民健康保険特別会計予算
- 第12 議案第66号 令和4年度市川市介護保険特別会計予算
- 第13 議案第67号 令和4年度市川市後期高齢者医療特別会計予算
- 第14 議案第68号 令和4年度市川市下水道事業会計予算
- 第15 議案第69号 財産の減額貸付について
- 第16 議案第70号 財産の減額貸付について
- 第17 議案第71号 教育委員会委員の任命について
- 第18 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第19 諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第20 諮問第6号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第21 諮問第7号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第22 報告第36号 専決処分の承認を求めることについて
- 第23 報告第37号 専決処分の承認を求めることについて
- 第24 報告第38号 専決処分の報告について
- 第25 報告第39号 専決処分の報告について
- 第26 報告第40号 専決処分の報告について
- 第27 報告第41号 専決処分の報告について

（代表質問） 日本共産党

【一般質問形式】 やなぎ美智子議員、清水みな子議員、金子貞作議員

緑風会 第1 竹内清海議員

【一般質問形式】 青山ひろかず議員

立憲民主・社民 かつまた竜大議員

【一般質問形式】 中町けい議員

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第55号 市川市個人情報保護条例の一部改正について
日程第2 議案第56号 市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第3 議案第57号 市川市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第4 議案第58号 市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正について
日程第5 議案第59号 令和3年度市川市一般会計補正予算（第14号）
日程第6 議案第60号 令和3年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第7 議案第61号 令和3年度市川市介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第8 議案第62号 令和3年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第9 議案第63号 令和3年度市川市下水道事業会計補正予算（第5号）
日程第10 議案第64号 令和4年度市川市一般会計予算
日程第11 議案第65号 令和4年度市川市国民健康保険特別会計予算
日程第12 議案第66号 令和4年度市川市介護保険特別会計予算
日程第13 議案第67号 令和4年度市川市後期高齢者医療特別会計予算
日程第14 議案第68号 令和4年度市川市下水道事業会計予算
日程第15 議案第69号 財産の減額貸付について
日程第16 議案第70号 財産の減額貸付について
日程第17 議案第71号 教育委員会委員の任命について
日程第18 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第19 諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第20 諮問第6号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第21 諮問第7号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第22 報告第36号 専決処分の承認を求めることについて
日程第23 報告第37号 専決処分の承認を求めることについて
日程第24 報告第38号 専決処分の報告について
日程第25 報告第39号 専決処分の報告について
日程第26 報告第40号 専決処分の報告について
日程第27 報告第41号 専決処分の報告について

(代表質問) 日本共産党

【一般質問形式】 やなぎ美智子議員、清水みな子議員、金子貞作議員

緑風会 第1 竹内清海議員

【一般質問形式】 青山ひろかず議員

立憲民主・社民 かつまた竜大議員

【一般質問形式】 中町けい議員

出席議員 40名

やなぎ 美智子

金子 貞作

長	友	正	徳
佐	直	友	樹
つ	ち	正	順
小	山	直	人
つ	か	た	か
国	こ	ひ	ろ
石	松	た	か
清	原	み	な
廣	水	徳	子
増	田	好	子
中	田	け	い
久	町	隆	志
浅	川	さ	ち
中	野	よ	し
細	村	伸	お
石	田	み	一
青	原	ひ	子
大	山	た	か
小	保	文	か
高	泉		し
石	坂		人
秋	原	よ	進
か	本	し	の
西	た	の	り
宮	村	竜	子
中	本		大
松	山	幸	敦
荒	永	鉄	均
稲	木	詩	紀
加	葉	健	兵
松	藤	武	郎
越	永	修	二
大	川	雅	央
堀	場		巳
か	越		史
松	づ		諭
竹	井	清	優
岩	内	清	勉
	井		努
			海
			郎

欠席議員 1名

鈴木雅斗

説明のため出席した者の職氏名

市長	村越祐民
副市長	笠原智
副市長	大津政雄
代表監査委員	菅原卓雄
教育長	田中庸惠
危機管理監	水野雅雄
広報室長	麻生文喜
総務部長	植草耕一
企画部長	小沢俊也
財政部長	金子明
市民部長	市來均
経済部長	小塚眞康
福祉部長	小泉貞之
子ども政策部長	大平敏之
環境部長	根本泰雄
街づくり部長	川島俊介
道路交通部長	藤田泰博
教育次長	松丸多一
生涯学習部長	永田治
学校教育部長	小倉貴志

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	川島智
事務局次長	板垣道佳
議事課長	佐藤暢一
(議事担当)	
主幹	米津孝成
副主幹	金子貴一
主査	尾本悠
主任書記	高柳陽一
(調査担当)	
主幹	上原高
主査	前田悠
主査	岡澤英康
主任書記	武田悠大

○松永修巳議長 ただいまから本日の会議を開きます。

○松永修巳議長 日程第1議案第55号市川市個人情報保護条例の一部改正についてから日程第27報告第41号専決処分の報告についてまでを一括議題とし、昨日の議事を継続いたします。

これより日本共産党の一般質問形式の質問を行います。

日本共産党、やなぎ美智子議員。

○やなぎ美智子議員 日本共産党、やなぎ美智子です。

最初の質問は、オスプレイ市内上空飛行についてです。(1)陸上自衛隊木更津駐屯地オスプレイ配備、陸上自衛隊相馬原演習場訓練などへの市の認識について、(2)市の対応について、併せて伺います。

市民から、昨年12月2日にオスプレイが市内上空を飛行したとの目撃情報が寄せられました。オスプレイは陸上自衛隊木更津駐屯地に暫定配備が開始されています。墜落事故や緊急着陸事案が報道されている危険な軍用機です。そのために、木更津配備の撤回や訓練中止を求めて防衛省への要請行動や集会が取り組まれています。そのオスプレイが市内上空を飛行することは、墜落事故などがあった場合に市民が巻き込まれるおそれがあることは否定できないと考えられます。

市は、昨年12月2日の市内上空飛行について認識をされていたのかどうか伺います。

また、オスプレイの市内上空飛行について目撃情報を寄せてきた市民の方からは、事前に知らせてほしいとの要望があります。事前に市民に知らせることはできないのか伺います。

○松永修巳議長 答弁を求めます。

水野危機管理監。

○水野雅雄危機管理監 自衛隊は、オスプレイの飛行経路について原則非公開としています。令和3年12月2日の飛行について自衛隊に確認したところ、訓練のため、木更津駐屯地と群馬県にある相馬原駐屯地の間を飛行し、その際、江戸川放水路上空を飛行経路としたと聞いています。今後、自衛隊や県から本市上空飛行に関する情報提供があった場合には市民の皆さんに周知します。

以上です。

○松永修巳議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 私がオスプレイについて今定例会で取り上げることになった経緯を述べた上で、この質問をまとめます。私は、2005年に発足した超党派による議員のネットワーク、九条の会・千葉地方議員ネットの活動に参加しています。2020年7月、陸上自衛隊木更津駐屯地に暫定配備されたオスプレイの現地視察に参加しました。船橋市の薬円台公園で開催されている、オスプレイいらない！習志野・八千代・船橋市民集会に参加しています。

昨年12月3日、千葉日報は、12月1日、館山基地に緊急着陸したオスプレイについて、館山市の金丸市長は、夜間の市街地上空における飛行であったため、飛行ルート上では騒音が響き渡り、市民からの問合せや不安の声が寄せられているとコメントしていますと報じています。

昨年12月24日、日本共産党千葉県委員会が行った防衛大臣へのオスプレイの運用及び訓練中止、配備撤回に関する要請書の提出行動に参加しました。館山基地への緊急着陸について、原因や対策について質問が出されましたが、これに対する防衛省からの回答は一切ありませんでした。オスプレイが市川市内の上空を飛行したのは、館山基地に緊急着陸した12月1日の翌日、12月2日でした。行徳バイパス付近でオスプレイを目撃したことを市

に電話で伝えた市民からは、市内上空をオスプレイが飛行していることを市民に知らせてほしい、市は市民から目撃情報が寄せられたときには丁寧な対応をしてほしいとの要望が寄せられています。この市民の声に添えていただくことを要望します。

最後に、墜落や緊急着陸などを起こしている危険な軍用機であるオスプレイの木更津配備撤回、訓練中止を求めていくことを千葉県と市に要望して、次の質問に移ります。

次の質問は、介護職員の処遇改善についてです。保育士への処遇改善については、昨日、廣田議員が取り上げました。私からは介護職員への処遇改善について伺います。

これまでの介護職員の処遇改善施策は具体性に欠け、実効性が乏しかったように私は感じています。今回の国費での介護職員処遇改善支援補助金については大きく報道されています。2月から9月まで月額9,000円の賃上げが実現すると介護職員は期待しています。今度こそ期待外れにならないようにと願っています。

最初に、(1)処遇改善交付金の交付対象事業所数、対象人数と市の対応について伺います。

○松永修巳議長 小泉福祉部長。

○小泉貞之福祉部長 お答えします。

介護職員処遇改善支援補助金については、令和3年11月19日に閣議決定されたコロナ克服・新時代開拓のための経済対策に基づき、介護職員の収入を3%程度、月額で9,000円程度引き上げるための措置として、都道府県が介護職員を対象とした賃上げ効果が継続される取組を行う事業者に対し必要な経費を補助するもので、令和4年10月の介護報酬の改定に先立って、この2月から前倒して実施するものでございます。補助金の申請に当たっては、事業者は千葉県に賃金改善のための計画書を提出し、申請が認可されると千葉県国民健康保険団体連合会が補助金を支払い、補助期間終了後、各事業所は県に賃金改善の実績報告をする必要がございます。この補助金の申請については各事業所の判断に委ねられており、窓口は千葉県となっておりますことから、交付対象事業所数や対象人数等の詳細を把握することは難しいため、本市としては、事業所からの申請漏れがないよう、市公式ウェブページを通じて制度周知を行っているところでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 再質問です。制度周知がされているか否かをどのように判断されるのか伺います。

申請状況を県に確認することはできるのかどうか伺います。

また、職員本人に月額9,000円の引上額が交付されるための方策について、市はどのように考えているのか伺います。

○松永修巳議長 小泉福祉部長。

○小泉貞之福祉部長 お答えします。

現段階で市内全ての事業所に対して、この制度が広く周知されているかどうかを個別具体的に確認や把握をしていくことまでは考えておりませんが、先ほど申し上げた周知方法にて、できる限り広く周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、申請状況の確認につきましては、既に県より、現段階では情報の開示は困難との回答を得ております。

また、職員本人への交付手順であります。県において当該補助金申請の一連の手続を通して、申請時における審査や実績報告の確認を行うと聞いておりますので、介護職員等への賃金の改善は適正になされるものと認識しております。

以上です。

○松永修巳議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 まとめます。今月2月17日、千葉日報は、千葉県当初予算案についての記事を掲載しています。その中で介護職員の処遇改善についての問題点を挙げています。それは、県は介護職員処遇改善に21億2,000万円を確保した。ただ、国の制度設計が完成しておらず、介護現場で戸惑いもあると指摘しており、円滑な事業実施を目指すとの内容です。国の制度設計が完成しておらず、介護現場で戸惑いがあるなど、このままでは賃金改善が適正になされるものとは到底思われません。市として、県を通じて国に対し、早急に制度設計を完成させるように求めてください。

また、県は予算を確保したわけですから、市として確実に介護職員の処遇改善が図られるよう県に求めてください。

ここまでは9月までの対応についてでした。

次に、(2)介護報酬が改定される2022年10月以降の市の対応について伺います。

○松永修巳議長 小泉福祉部長。

○小泉貞之福祉部長 国は、令和4年10月以降については、臨時の介護報酬の改定を行うことにより、介護職員の処遇改善を継続していくとしております。報酬改定の詳細については、現在、国の社会保障審議会介護給付費分科会において議論が始まっておりますが、本市としては、引き続き議論の動向を注視していくとともに、事業所に対しては、こうした議論の経過など情報をお伝えしていく中で、より多くの介護職員の処遇改善につながるよう支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 再質問です。介護職員の処遇改善を継続していくためとし、10月以降は国費から介護報酬上での対応への切替えとのこと。そのような対応では、自治体負担、サービス利用者や被保険者の新たな負担が懸念されます。さらに、本年10月からは後期高齢者医療費窓口負担2倍化が予定されています。昨年8月からは介護保険施設における負担限度額の変更で利用者負担が約2倍になっています。これ以上の利用者負担は困難だと考えますが、市の考えをお聞かせください。

○松永修巳議長 小泉福祉部長。

○小泉貞之福祉部長 お答えします。

介護報酬の改定については、制度の持続可能性を確保していく観点から、これまで給付と負担の見直しが行われてきているものと認識しております。現在、国においては、介護報酬の改定内容について議論が始まっておりますので、引き続き国の動きを注視するとともに、介護報酬の改定内容が直ちに新たな自治体負担や利用者負担につながっていくのかどうか、正確な情報の把握に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○松永修巳議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 まとめます。今月2月7日に開催された社会保障審議会の分科会で、介護職員の賃上げは別財源とする案に対して、委員からは、利用者負担や保険料の増大につながるなどの異論、批判が出されています。異論、批判が出るのは当然だと思います。市が独自の上乘せ支援策などで市民を守りつつ、国の責任を求めたいことを要望します。

次の質問は、介護施設等整備事業についてです。

介護職員、看護師の確保が困難な中、介護と医療を必要とする在宅療養者は増加を続けています。定期巡回・随時対応型訪問介護看護は募集しても応募がなく、過去には事業継続が困難で事業を中止した事業所もあります。この事業は人材確保が困難で、経営的にも採算性が合わないと言われております。看護小規模多機能型居宅介

護は現状ゼロです。第8期の市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画では、令和3年度に1か所整備が計画されていました。看護小規模多機能型居宅介護では退院直後の在宅へのスムーズな移行、がん末期などのみとり期、家族に対するレスパイトケア、相談対応による負担軽減などへの対応ですから、経験豊富な専門職の確保が必要です。さらに、医療機関との連携がこれまで以上に求められる事業でもあります。多様なニーズがある介護分野ですが、限られた社会的資源を最大限有効活用して、優先度も踏まえた整備計画が求められていると思います。

そこで、市民が求めている介護施設整備計画について伺います。

介護施設等についての整備計画に沿った整備が行われているのか。また、課題について伺います。

○松永修巳議長 小泉福祉部長。

○小泉貞之福祉部長 施設整備につきましては先順位者にもお答えいたしましたがおおむね多くの市民の皆様のお意見や御要望を反映した第8期の整備計画に沿った進捗になっているものと認識いたしております。しかしながら、整備を予定するサービスのうち、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や看護小規模多機能型の居宅介護に関しましては、必ずしも順調に進捗しているとまでは言えないのが現状であります。この原因については、専門職人材の確保や事業としての採算性が要因と分析しておりますので、今後の計画期間の中で円滑に整備が図られるよう、対策を講じた上で取り組んでまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 まとめます。令和4年度は第8期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の2年目に入ります。募集しても応募がないので計画は先送りということでは何のための計画かということになります。市には、市民等意向調査に寄せられた貴重な意見を計画に反映させ、実現する責任が求められていると思います。計画の作成に当たり村越市長は、在宅医療と介護の連携の下、住み慣れた自宅で安心して最後まで暮らし続けることができることを目指して策定いたしましたと述べています。ならば、切実に求められている定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護の整備が計画倒れにならないように求めて、私の質問を終わります。

○松永修巳議長 次の質問者、清水みな子議員。

○清水みな子議員 日本共産党の清水みな子です。一般質問形式で質問いたします。

まず、コロナ禍の弱者対策についてです。

前定例会では、コロナ禍の弱者対策として子どもの居場所づくり、子ども食堂などを聞きました。また、生理の貧困、生理用品を全ての学校、公共施設について伺いました。千葉県にも女性団体の皆さんと要望してまいりましたが、今年1月から全ての県立高校の女子トイレ個室に生理用品を置くことになりました。本当によかったと思います。弱者対策はもっともっと多岐にわたって必要かと思えます。

新聞報道で、21年度警察庁発表児童虐待通告では過去最高の10万8,050人となっています。また、女性の自殺、子どもの自殺、DVや虐待死なども数多く発生しています。これらを含めて多面的な支援が必要な方たちが増えてくるのではないのでしょうか。こういうときに自治体の役割、これは今後ますます重要になっています。

そこで、今回は大学生や専門学校生に対する支援について伺います。コロナ禍における支援策は、例えば18歳以下のお子さんのいる世帯、低所得者世帯、事業者などが主な対象となっており、大学生や専門学生のいわゆるはざま世代には十分な支援が行き届いていないのではないかというふうに思います。知り合いの若者たちが月に2回、大学生などを対象に食材サポートを続けています。毎回たくさんの方が来ているそうです。前回もお話ししましたが、特に家庭菜園をしている人たちからたくさん野菜を提供されたときには、野菜は高く買えな

い、大変助かりますと言って持っていかれたそうです。

そこで、はざまになっている大学生や専門学校生に対する支援、この市の取組について伺います。

○松永修巳議長 小泉福祉部長。

○小泉貞之福祉部長 お答えします。

コロナ禍で親族からの仕送りの減少やアルバイト先がなくなるなどし、生活に困窮する学生の報道もございますが、本市では学生も含め職業、年齢を問わず、生活に困窮する方を支援する市川市生活サポートセンターそらが相談窓口となり、相談者の状況に応じた支援を行っております。学生向けの支援につきましては、コロナ禍という状況でもあり、学業を続ける上での様々な支援制度が用意され、広く知られるようになってまいりましたが、まだ制度をよく知らない学生もおりますことから、これらの支援情報の提供はもとより、食料支援なども併せて実施してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 清水議員。

○清水みな子議員 本市では生活サポートセンターそらが相談窓口となって様々支援をしているということですが、学生への様々な支援制度、これはあまり学生には周知されていないのではないかとこのように思います。

そこで、こういう情報を広く発信することが必要ではないかというふうに思います。本市では幾つかの大学、短大などと包括協定を結んでいると思いますが、今後どのような対応が考えられるのか伺います。

○松永修巳議長 小泉福祉部長。

○小泉貞之福祉部長 お答えします。

本市では、包括連携協定を締結する市内全ての大学のほか、市外の大学1校に市川市生活サポートセンターそらのチラシを置いていただき、学生の方が生活に困窮した場合、すぐに相談支援機関につながるよう周知に努めております。御指摘の様々な支援制度の活用も含め、引き続き市の公式ウェブサイト等を利用し、さらなる情報の発信に努めてまいります。

以上です。

○松永修巳議長 清水議員。

○清水みな子議員 伺いました。四街道市では、新型コロナの感染拡大に伴い帰省が困難な同市出身で県外に居住している学生への支援として、四街道市でできた特産品、お米や野菜などを詰め合わせした四街道ふるさとの味お届け便を送付したと報道がありました。市内に保護者が居住し、県外で生活をしている18歳から25歳の大学生や専門学校生が対象で先着200名としていましたが、申請は83人ということでした。はざま世代にはうれしいお知らせだというふうに思いました。市では政策推進課が担当しています。担当者は、コロナの影響で収入やアルバイトが減ったという声がアンケートなどであった、少しでも生活の支援になればいい、遠くで頑張っている皆さんを市は応援しているというメッセージになればと呼びかけたということです。この報道で知れて、とてもよい取組だと思いました。その際、四街道市の経営企画部政策推進課というところが担当しているということです。はざま世代の担当者は、それぞれの市でもないということです。子どものことはこども政策部、高齢者支援については福祉部などありますけれども、若者担当がないということで、ぜひ企画部でははざま世代の担当部署をつくる方向、これを検討していただきたいと思います。

それから、東京都の取組としても、東京都若者総合相談センター、若ナビαという窓口があります。どんな悩みでも大丈夫、電話でもメールでもLINEでも直接の面接でもオンラインなど多彩です。御本人だけではなく、御家族の相談にも乗っています。東京都都民安全推進本部が問合せ先ですが、社会福祉法人やまて福祉会が

委託をされて運営しています。

千葉県も調べてみました。ライトハウスちばというのがありました。子ども・若者総合相談センターですが、39歳までのワンストップ総合窓口というふうになっています。いちかわ・うらやす若者サポートステーションやジョブカフェちばというのがありますが、これはお仕事、就労支援が主です。ぜひはざま世代の支援をお願いします。ホームページにもリンクを貼るなどしてください。

さらに、コロナが2年続き、3年、4年と長引けば長引くほど病んでくる方が多くなるのではないのでしょうか。20日付の東京新聞に、コロナ禍で孤独を感じている人が多く、孤独のときは鬱や依存症などのリスクを高め、がんの克服にも回復にも悪い影響をもたらすというふうに言われています。マウスを使って実験をしているそうです。家族や仲間がいないと駄目、おもちゃなどでは回復しないということです。今後もコロナ禍の弱者対策について取り組んでいきたいと思えます。

次の質問に移ります。小中一貫校についてです。(1)は通称東国分爽風学園、(2)は通称信篤三つ葉学園についてです。

(2)は先順位者の質問、答弁がありました。こちらも通称東国分爽風学園のように校舎一体型ではなく、小中一貫型小学校・中学校として取り組んでいくことが分かりました。信篤三つ葉学園は今年の4月からということです。爽風学園での取組課題を明確にして、今後の通称信篤三つ葉学園の運営をぜひしていただきたいというふうに思います。

それで(1)の爽風学園について伺います。昨年4月から東国分中学校を中心に曾谷小、稲越小と、3校を通称東国分爽風学園としてスタートしました。3校それぞれの校舎があり、3人の校長先生がいて、どんなことができるのだろうか、私はイメージが湧きませんでした。令和2年12月定例会で廣田議員が義務教育学校について質問しています。その答弁によりますと、曾谷小学校の建て替えの時期を迎えるに先立ち、東国分中学校ブロックを検討していること。また、一体型校舎ではなく併設型の小中学校とすることで、既存の小中学校の枠組みは残したまま、義務教育学校に準じて9年間の系統性を確保した教育課程を編成し、実施できる学校だということでした。

そこで1年間取り組んでみたわけですが、今年度、東国分爽風学園で実施した取組と、それに対する児童生徒、保護者の感想などを伺います。

○松永修巳議長 小倉学校教育部長。

○小倉貴志学校教育部長 本年度実施した取組といたしまして、まず、東国分中学校、曾谷小学校、稲越小学校の3校で目指す教育のビジョンを示した東国分爽風学園のグランドデザインを設定いたしました。また、小中一貫教育の特例として認められている新しい教科の検討や、東国分中学校の教員による小学校6年生を対象とした算数の乗り入れ授業、3校をオンラインでつないだ合同集会などを実施いたしました。これらの取組に対して乗り入れ授業を体験した児童からは、分かりやすかった、算数をもっと好きになったなど、肯定的な意見が多くありました。実際に授業を行った教員からも、貴重な体験をさせていただいた、体制を整えば来年度も実施したいという感想がありました。また、3校の保護者に対して今月行った意識調査の回答の中では、小中一貫教育をさらに進めてもらいたいという意見や、現状では効果がまだ見えない、教科担任制や部活動に期待しているといった意見があり、今後の取組のさらなる充実が求められているものと認識しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 清水議員。

○清水みな子議員 今の御答弁で、中学校の教員による小学校への乗り入れ授業を実施したとありました。東国分中学校に進学する児童は曾谷小、稲越小だけではないと思います。国分小、中国分小からも進学すると思いま

すが、曾谷小、稲越小以外の児童へはどのような配慮をしているのか伺います。

○松永修巳議長 小倉学校教育部長。

○小倉貴志学校教育部長 曾谷小学校と稲越小学校以外で東国分中学校に進学してくる児童や保護者に対しては、不安や疎外感を感じることがないように、東国分爽風学園の教員が作成したプロジェクト会議だよりを隣接している国分小学校、中国分小学校の保護者にも配付しています。さらに、東国分中学校の生徒会が作成した中学校生活に関する説明動画の配信や東国分中学校の部活動の体験なども隣接している小学校の児童も対象に含めて実施する予定です。

以上でございます。

○松永修巳議長 清水議員。

○清水みな子議員 近隣の児童生徒への配慮はもちろんですが、教員も4月に異動します。これまで東国分中学校や曾谷小、稲越小に在籍した教員は小中一貫教育についていろいろと議論をし、取組を進めていると思いますが、この3校以外の学校の教員の方、いろいろ聞いてみますと、全くというほど理解をされていない、また知られていないということも思われます。教員への周知、これはどのように考えているのか伺います。

○松永修巳議長 小倉学校教育部長。

○小倉貴志学校教育部長 市内の教員への周知につきましては、まず、教育委員会が校長会で義務教育学校の検討状況や小中一貫型小学校・中学校の設置について説明を行い、その後、各校長から自校の教職員に周知することとしております。今後は教員の小中一貫教育に対する意識をさらに高めるため、塩浜学園や東国分爽風学園などにおける小中一貫教育の取組を校務支援システムの掲示板などを活用して周知を図るとともに、「広報いちかわ」や市の公式ウェブサイトなども適切に活用してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 清水議員。

○清水みな子議員 爽風学園が1年間行いました。さらに、塩浜学園もその前に行っていますけれども、新しい教科の検討などもこれからではないかというふうに思います。コロナ禍では学校行事の合同実施、また部活動なども交流できていないのかと思います。よく小中一貫校のデメリットとして、教員の負担が増えるのではないかという懸念する声があります。小学校と中学校の教員が打ち合わせる時間、また合同研修の時間も増える。さらに、小学校、中学校の教員免許のことも今課題になっています。それでなくても、教員の多忙化は多くの教員から出されていることですので、教員の負担軽減をどうするのかというのも今後の課題ではないかと考えます。児童生徒の側から見れば、例えばいじめが存在するときに逃げ場がない、これまで小6の児童がリーダーシップを發揮していたけれども、そのリーダーシップを發揮する場がない、中学校1年生の生徒が小学校気分が抜けないなど、幾つか挙げられています。このような課題も今後取り上げていくのかと思いますが、児童生徒、保護者へのアンケートは取っているようですが、教員に対してもぜひアンケートを取っていただいて今後の参考にさせていただきたいというふうに思います。どうぞよろしくお願いします。

次に、学習交流施設市本について伺います。

(1)は現状と課題です。昨年11月にオープンした学習交流施設市本ですが、昨年の予算は6,132万円でした。内装にもかかったと思いますが、中は明るくきれいになり、外観はそのままということです。担当者の方はそのギャップがいいんだというふうにおっしゃっていましたが、私はちょっとそうは思えません。市本の看板もとても小さいもので、この前、市本の前で待ち合わせをしましたが、全く気づかれませんでした。来年度の予算は3,110万円がついております。これは委託費かと思われませんが、どのような積算でこの3,000万円を計上したのか伺います。

○松永修巳議長 永田生涯学習部長。

○永田 治生涯学習部長 学習交流施設市本は市直営の施設ではございますが、本を介して学びと交流を促進するという、これまでの市の施設にはなかった特色を有しております。このことから事業目的達成のため、民間事業者の知見を導入し、その運営の多くの部分を委託することといたしました。市本の運営に関する委託料といたしまして、令和4年度当初予算に3,000万円を計上しております。その内訳といたしましては、施設の日々の運営を行う施設運營業務として約1,820万円、毎月のテーマの決定や本の選書、また、本を介して利用者同士がつながる仕掛けとしてのイベントの企画や広報活動を行う企画制作業務として約1,130万円、このほか、施設の清掃費等の経費として約50万円となっております。特に施設の周知や利用者同士の交流の促進には民間事業者の知見が必要かつ重要なものであると考えており、この予算を有効に活用していく必要があると認識しております。

なお、企画制作に関する会議には教育委員会の職員も参加しており、事業の目的を踏まえた運営ができるようにしております。

以上でございます。

○松永修巳議長 清水議員。

○清水みな子議員 委託料の積算をお聞きしました。市の直営であるけれども、直営ではない、図書館でもない、集会室でもない、喫茶店でもない。一体、学習交流施設とは何なのか、ちょっと中途半端な施設と思います。先順位者の方は隠れ家的存在とおっしゃっていましたが、市が年間3,000万円をかける意義があるのか、甚だ疑問です。

次に、(2)の今後の取組について伺います。毎月テーマを決めて本を紹介するということでした。今後、市本をどのように運営していくのか、市の考えを伺います。

○松永修巳議長 永田生涯学習部長。

○永田 治生涯学習部長 市本の主な利用者として社会人や大学生を想定しておりますことから、通勤や通学の途中などに気軽に立ち寄りいただき、新たな学びのきっかけとなり、かつ利用しやすい施設運営に努めてまいりたいと考えております。これまでに1日平均約50人の方に利用されており、インスタグラムのフォロワー数も800人を超えるなど多くの方に関心を持っていただいておりますが、より多くの方に御利用いただけるように取り組んでまいります。例を挙げますと、市本では毎月テーマを決めて、そのテーマに関連した本を紹介しておりますが、4月のテーマは、来館者やSNSで募集を行い、提案いただいた多くのテーマを基にワークショップを経て決定することといたしました。このように利用者の意見を反映する機会を持つことで利用者の増につながるものと考えております。また、毎月のイベントを開催することで、テーマや本に対する興味を広げて新たなジャンルの本を読むなど学びの継続につなげるとともに、同じテーマや本に興味を持つ方を結びつける機会を提供してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 清水議員。

○清水みな子議員 1日、今、約50人ということですが、ちらっと足を運んだ、中をぐるっと見た方も含めて50人というふうにお伺いしました。私はそういう方は何人いて、さらに椅子に座って本を読んでいる方、どのぐらいかなというふうに思って聞いたんですけれども、そこまでは分からないというふうに言っていました。1人、長い方でどのぐらいいるのかなとか、いろいろ考えるんですけれども、そういうのも、例えば中に2人の女性の方がいらっしゃるんですけれども、その方がちらっと来た方は右側に置くとか左側に置いて、何人中でもどのぐらいの人が利用しているのかというのは分かるのではないかなというふうに思います。

この施設のコンセプトの一つとして「学びと交流を育む居心地良い空間」とありますが、窓側のカウンターは

1人で居心地よく過ごすには快適な空間だというふうに思いますが、気軽に立ち寄っていただくということでした。8席埋まっていたら、入っても座れません。私がこの前のぞいたときは、自ら持ってきた本を読んでいる人がほとんどでした。パソコンを持ち込んでいる方もいらっしゃいました。おとといの日曜日ものぞいてみました。赤ちゃん連れの御夫婦がおりまして、席はほぼ埋まっていたので座ることはできませんでした。壁際の本棚を見て、前も一度行ったんですけれども、上と下が入れ替えできるのかなというふうに思っていたんですけれども、上のやつと同じ高さで同じ大きさなので入れ替えることはできなくて、上は本はない。何か物が置いてあるだけで、結局、上の空間、上の本棚は何だろうかというふうに、もったいない空間かなというふうに思いました。本当に狭い空間ですし、今後イベントを開催するというふうに答弁ありましたけれども、どのような内容を考えているのかというのを再質問します。

○松永修巳議長 永田生涯学習部長。

○永田 治生涯学習部長 市本では現在、毎月2回イベントを開催しております。1回はテーマに関してゲストを招いてのトークライブや読書会でございます。このイベントは参加者を募集して直接観覧いただくほか、ライブ配信及びアーカイブ配信を行っています。11月には「『読書のたのしみ』を話そう」、1月には「書くことのたのしみ」と題して行いましたが、アーカイブ配信では11月は300回以上、1月も150回以上視聴されております。もう1回は市本ブックバトンと称して、市川にゆかりのある方をゲストに迎えてお気に入りの1冊や読書にまつわる話、御自身の活動内容などを御紹介いただくトークイベントでございます。オープンの11月には、市内在住のミステリー作家である石川智健氏をゲストに迎えてお勧めの本などについてお話をいただきました。このイベントはInstagramによる配信のみではございますが、毎月150回以上視聴されております。今後もこのようなイベントを継続することで、ゲストを中心とした交流やコミュニティの形成につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 清水議員。

○清水みな子議員 市本ですけれども、市川駅を利用している人は分かるかもしれませんが、先ほど言いましたけれども、市本の前で待ち合わせしても通り過ぎちゃったりする人もいるわけです。バスを利用している方は市本の前は通りませんので、分からないかもしれません。本八幡や行徳方面の方も知らない方が多いのではないのでしょうか。わざわざ市川駅にまで来ないのではないかというふうに思います。ごく一部の人しか使わない施設に毎年3,000万円の予算。本当に必要な施設なのか、市民のニーズに合ったものなのか、ぜひ考え直してほしいというふうに要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

○松永修巳議長 次の質問者、金子貞作議員。

○金子貞作議員 日本共産党の金子貞作です。通告に沿って質問をいたします。

まず、健康まちづくりについてです。

(1)の健康増進事業の取組及び効果について伺います。市川市は健康都市いちかわを宣言し、様々な健康施策を実施しています。また、健康増進計画にのっとり、生活習慣病予防などに取り組んできています。さらに、市川市はSDGsの目標3「すべての人に健康と福祉を」の達成を目指していると思います。様々な事業を、企画部が全体を管理していると思います。

そこで、他市における健康に関する事業には、レセプト分析を通じて課題を抽出し、効果的な事業展開を行うものや医療費適正化に向けた糖尿病対策などがあります。それらの取組は運動や食生活の改善などに波及します。健康寿命推進に向けた市川市のこれまでの取組とその効果について伺います。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

本市は、平成16年にWHO憲章の精神を尊重した健康都市いちかわ宣言を行いました。これは保健医療の分野だけでなく、福祉や環境、教育、まちづくりなど、市民の健康に深く関わっている様々な分野において、市民の健康の向上を目指すものです。この宣言に基づいて健康診査、生活習慣病予防、介護予防のほか、小中学校におけるヘルシースクール、町のバリアフリー化、水質保全対策などの取組にそれぞれ健康という視点を持って推進してきました。取組の効果については、様々な健康に関する指標によりはかることができます。宣言をした平成16年と近年の数値を比較して改善した指標の例を挙げますと、生活習慣病と関係する喫煙率は23.1%から14.7%に低下、公衆衛生に関係する下水道普及率は61.2%から75.3%に向上、市民の運動やストレス解消に寄与する公園の面積は1人当たり2.72㎡から3.56㎡に増加、光化学スモッグ注意報の発令件数は年間11件から1件に減少、ごみの排出量は16万7,521 tから13万5,724 tに減少しました。これらの指標から、様々な取組が市民の健康に対してよい影響を与えるものと評価しております。

また、保健医療の分野の取組を一体的に推進するため、本市では健康増進法に基づいた健康増進計画を策定しております。平成18年3月に策定した市川市健康増進計画は、平成28年度から令和7年度までの10年間の計画期間とした第2次健康いちかわ21として進めております。この計画では健康寿命の延伸と健康格差の縮小を基本理念に掲げており、市民の生活習慣や肥満度、医療費の状況などから本市における課題を抽出し、生活習慣病の予防、感染症対策、健康づくりのための社会環境の整備の3つの分野において目標を設定しています。現在、中間報告の策定作業を進めており、今年度中には課題や改善点等の問題を洗い出し、残りの計画期間に向けて、コロナ禍である現状を踏まえて報告書をまとめていきたいと考えております。

次に、健康寿命についてです。昨年12月に厚生労働省から令和元年の健康寿命の発表がされました。国からは、前回調査の平成28年と比較して、男性が0.54歳延伸して72.68歳、女性が0.59歳延伸して75.38歳と発表されました。また、県の健康寿命は、男性は72.61歳、女性は75.71歳で、女性については国の平均を上回る結果となっている一方、男性については、これまでは国の平均を上回っておりましたが、令和元年は0.07歳下回る結果となりました。また、国や県の健康寿命は、算出の元となる国民健康基礎調査から抽出しており、市町村別の数値は算出することができないため、国や県と直接比較する数値はございませんが、本市では、要介護度を使った独自の算出方法によって健康寿命を算出しており、それによると、本市の健康寿命は平成20年から平成29年までの間、男性は0.96歳延伸して82.54歳、女性は0.95歳延伸して85.75歳となっております。今後も様々な分野から健康という視点を踏まえた取組を進めるとともに、市民の体と心の健康づくりを支える健康いちかわ21に取り組んでいくことで健康都市いちかわを推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 金子議員。

○金子貞作議員 様々な取組を行い、成果も出ている部分が見られます。女性の健康寿命は、国平均よりも延伸しているということが分かりました。健康については、市民の意識向上が大変重要になってきます。しかし、平均寿命は男性81.41歳、女性87.45歳ですから、健康寿命と平均寿命の差が男性では10年、女性では約13年間、健康でない生活を送っていることとなります。いわゆるフレイル、介護、入院などの状態の人が多くいるということです。この健康格差をいかにして縮めていくかということで、各地域でもいろいろ努力をされておりますが、市川市には健康意識の向上に向けた具体的な取組が見えてきません。

例えば船橋市や松戸市では毎年健康まつりを開催し、健康意識の向上を図っています。私も見ましたけれども、市民が参加する、こういうやり方で非常に好評であります。今、コロナで中止はされておりますけれども、これからのイベントは、コロナ禍でも感染対策を取りながらやれるイベントを実施していくということが求めら

れてくると思いますが、特に2年間、コロナ禍を経験し、健康に関する意識が高まっている今こそ、健康の増進を図るイベントなどの開催が必要だと思います。医師から健康指導を受け、それから体力測定で実年齢との差を知ることなどで健康に関する意識が向上し、健診率の向上にもつながっていくと思います。健康意識の向上に向けた取組について再度伺います。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

本市では、市民の健康意識の向上を図る取組として、これまで健康に関する講演会やタオル体操、体力測定などを行う健康フェスタを平成29年から令和元年にかけて3回開催しております。そのほかにもスポーツイベントや健康診査、健康相談を実施するなど、健康意識の向上を図ってまいりました。コロナ禍では生活習慣病のリスクと重症化の関係性も報告されていることから、今後は健康に対する意識と知識の向上を図るための施策がこれまで以上に求められてくると考えております。市民の健康意識の向上のためにこれまで開催してきたイベントについては、感染状況を踏まえながら開催の是非を慎重に判断する必要がありますが、一方で、イベントの開催が参加者や地域にもたらす効果は非常に大きいものであると認識しております。令和6年には健康都市いちかわの宣言から20周年という節目の年を迎えます。市民による健康都市推進の取組を支援する認定NPO法人健康都市活動支援機構や健康都市の普及啓発を担う健康都市推進員との連携により、市民が自らの健康に対する意識を高めるための取組を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 金子議員。

○金子貞作議員 市川市は市民まつりとか、商業祭りとか、いろんな、今、中止になっていますけれども、やっておりますが、健康祭りはなぜやってこなかったのかなというのを私も不思議に思いました。船橋も11年前から健康まつりをやるようになったようであります。医師会が中心となって、いろんな実行委員会形式でやっていると思います。

私の知り合いが最近がんで亡くなりました。60代の人ですが、友人によれば、一度も検診を受けたことがなかったということです。病院に行ったが、がんが全身に転移し、入院して3か月で亡くなりました。毎年検診を受けていれば自分の健康状態が分かり、健康に気をつけ、健康寿命の延伸になっていくと思います。今、公衆衛生の重要性、健康意識の高まりの中で、健康祭りなどのこういうイベントを毎年同じ時期にやるとか、こういったことをぜひ検討をお願いしたいと思います。

次に、(2)の市川市の健康戦略策定の考えについて伺います。コロナ禍により多くの市民が運動不足になったと思います。特に足腰が弱くなると、転倒、骨折、寝たきりといった流れにつながるケースが多くなります。富山市では、筋力増強の大切さも考えながら歩くことを健康戦略にしています。歩くことは生活習慣病対策や高齢者の介護予防などに加え、公共交通利用者の増加やコミュニティーの活性化、地域経済の活性化など、都市活動にも多面的な効果をもたらすとしています。歩くことをキーワードとして健康まちづくりに取り組んで効果を分析するとともに、市民が日常的に歩き、健康に暮らす新たなライフスタイルを戦略としています。また、品川区では子どもの登下校の朝8時頃、そして下校する午後3時、通学路を守る83運動というものもあります。これは高齢者の方々が子どもの見守りを通学路でしていただくということで、高齢者もやはり子どもの顔を見ると元気が出ると、こういったようなことで、実証実験ですけれども、今行おうとしております。

コロナを受けて、またSDGsを踏まえた上で市川市はこれからどうすべきか、今後の在り方を示す健康戦略を検討すべきと考えますが、市の見解を伺います。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症は、市民生活及び自身の健康に対する意識に大きな影響を及ぼしております。特に健康への影響は、スポーツ施設等に通えないことによる運動不足、不適切、不規則な食事がもたらす低栄養や栄養過多、将来に対する不安による過剰なストレスなど、様々です。新型コロナウイルス感染症が終息に向かっても、引き続き行政から正確な感染状況や健康増進に関する情報を発信していくとともに、市民一人一人が定期的な健康診査と規則正しい食生活、適度な運動、例えばウォーキングなどにより、少しでも早く日常の生活に戻るように取り組むことが重要であります。また、これらの行動はSDGsにおける目標「すべての人に健康と福祉を」にもつながっていることから、今後は2030年を達成目標としたSDGsを意識しながら、まずは健康いちかわ21を本市の健康に関する戦略として、その達成に向け関係各部署と連携して、健康に関する様々な施策を推進していく必要があると考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 金子議員。

○金子貞作議員 健康寿命の延伸と健康格差の縮小、これが大事なわけですがけれども、東京の足立区では、東京23区の中で医療費の支出が高いことから分析した結果、糖尿病の人が重症化し、人工透析になっている人が多いことが分かり、糖尿病対策に特に力を入れて効果を上げているということを知っております。健康寿命を延ばすためにレセプトの分析や市川市の特徴のある施策を出していくことも必要ではないかと思えます。

それから、高齢者も障がい者もやはり役に立ちたいと。生きているときは人の役にも立ちたいんだと。高齢だからおとなしくしてなさいじゃなくて、子どもの見守りでもいいんです。歩くこと、自分がそのことによって役に立つ。あるいは生きがいを見つけて、趣味をやるということもいいけれども、やはり足腰が弱らないようにするということが非常に大事であります。歩くということはお金もかかりません。いつでもどこでもできるウォーキングです。歩く目的は、出かける機会をつくることで動機づけがされるとともに地域内でもつながります。スマホには自分の目標歩数を設定し、自動的に毎日の達成度を表示する機能もあります。専門家の話ですと、アメリカの調査では1日8,000歩が非常に望ましいというふうに言われております。正しい歩き方の普及とともに、歩くという取組について市の考えを伺います。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

コロナ禍においては、外出自粛や通勤、通学を控えたことによって、日常的な歩くという行動が減ることで人と接する機会も減少しています。歩くということは生活習慣病予防のほか、筋力を保ったり骨を強くするなどの身体面だけでなく、仲間と話しながらウォーキングをすることによるストレス解消など、精神面における効果も期待できます。本市では健康都市いちかわ宣言後、平成19年から毎年2日間にわたって下総・江戸川ツーデーマーチを開催しております。この大会には、本市と同じく健康都市連合に加盟している韓国の原州市からも参加していただき、市内の名所旧跡を巡るといった全国規模のウォーキングイベントとして位置づけられております。コロナ禍によって、多くの市民が健康を意識した活動の重要性を共有しています。本市といたしましては、今後も歩くことを含めた各年代に応じた適切な運動の有効性を伝えるとともに、様々な事業を通して市民の健康増進に向けた活動を支援してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 金子貞作議員。

○金子貞作議員 私、先ほども言いましたけれども、健康都市宣言を行っているんですけども、具体的な対策が我々議員が見えないわけですね。例えば春に健康祭りをやる、11月には市民まつりをやるとか、そういうイベ

ントを通して、やはり健康祭りに行ってみようかなど。先生から問診を受けて、いろいろこうしなさいと言われていたり、実年齢を分かることで運動しなくちゃとか、たんぱく質を取らなきゃ駄目とか、そういうふうによっぴり考えるようになっていくわけですね。例えばスーパーに買物へ行くのにリュックサックを背負って行くと。自分がどういうコースで行けば、例えば目標8,000歩、リュックサック背負って、このコースへ行けば、帰って来れば8,000歩になるとか、いろんな四季折々のコースを決めてやれば、花が咲いていたり、あるいは紅葉のきれいなところとか、そういうようなことが分かるようになりますので、やはり戦略として、市川らしい特徴をもっとはっきり出すということが必要だと思うんですが、市長の見解を伺います。

○松永修巳議長 村越市長。

○村越祐民市長 御指摘、大変ごもっともだと思います。特にコロナで大変心配しなければいけないのは、医師会の先生方、歯科医師会の先生方、はっきりおっしゃっていましたが、やはりステイホームということで、本来であれば定期的な健診、診療というのは受けなければいけないのに、健診に来る患者さん、市民の皆さんが非常に少なくなっているというお話がありました。健康維持というのは、コロナであってももしっかり続けなければいけないことですので、いち早くコロナ禍を脱することが大事ですが、コロナ禍にあっても、市民の皆さんの健康維持のために市は引き続き努力をしなければいけないというふうに思っています。確かにいつまでもタオル体操とか乾布摩擦とか言っていられないというふうに思っていますので、先生御指摘のように、市川らしく、楽しく健康になれるウォーキングを生かした取組を進めることは大事だと思います。

私どもは今、いちかわ未来創造会議という取組をずっと続けています。これの会長は渋谷健司先生とおっしゃって、公衆衛生、保健医療の専門家でいらっしゃいます。先日、この未来創造会議で、市内の中高生を混ぜて会議をやるという試みを行いました。つまりは中学生、高校生というのは投票する権利がありませんが、我々よりも長く市川市で暮らしていく存在です。将来の社会を担う子どもたちにぜひ市政運営に前向きな意見を出してもらおうということでそうした会議を行ったんですが、ある中学2年生の生徒さんが歩行年齢というコンセプトを打ち出して、高齢者が歩くときに足が上がらなくなるので、この歩行年齢というのを携帯を使って計測して、歩行年齢が下がらないような取組を市でするべきじゃないかという提案をしてくれました。この子は、御自身のおじいちゃんがフレイルになって、足が上がらなくなって転んでしまうのを見て、歩けなくなっていることに問題があるんじゃないかと考えて、そういうことを思いついたそうですけれども、とてもいいアイデアなので、単に中学生のアイデアを大人が評価して終わるんじゃないかに、市の健康づくりにぜひ取り入れたらどうだということで検討を進めています。

ツーデーマーチというと、なかなかびんどこないですけども、例えば市民まつりの際に行徳神社巡りというのをやっています。携帯を使って、所定のお寺さんを回ることで景品がもらえるということで、これも大変好評をいただいています。DXを用いて楽しく健康になれる、そして得をするということを実践して市川らしく考えていくべきだというふうに思っていますので、ぜひ深掘りをしていきたいなというふうに思っています。

以上です。

○松永修巳議長 金子議員。

○金子貞作議員 コロナはいつ終息するか分かりません。ウィズコロナで、歩くことは何ら感染することはないわけですから、やっぱり大いに健康意識を高めていく上でも歩くことを推奨していただきたいなというふうに思います。江戸時代は公共交通があまりありませんから、1日大体3万歩歩いていたそうであります。そのぐらい歩くということが基本なんだと。何でも車に乗って買物に行くという、これは便利で簡単ですけども、やっぱり高齢になれば歩くことを基本にした、そういう健康対策をぜひ推奨していただきたいということを申し上げて、次の質問に移ります。

交通行政について、北総線の運賃引下げに対する本市の対応及び認識について。

北総線は令和4年10月から運賃の引下げが行われます。市民から、通学定期引下げなどは評価できるが、全体として引き下げ率は15%程度であり、値下げの幅が少ないという声があります。議会で運賃が高いという市民の声を機会を捉えて発言していくと答弁しています。市のこれまでの対応及び引き下げ幅に対する認識について伺います。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

北総線は千葉ニュータウンと東京都心を結ぶことを目的に計画されたもので、京成高砂駅から新鎌ヶ谷駅を経て印旛日本医大駅間を走る鉄道路線です。北総線の運賃が高額となっている理由としましては、運行開始までに要した膨大な建設費が借金となっていることが主な原因となっております。また、北総線は千葉ニュータウン事業が当初34万人の計画人口を見込み、そこに住む方々の足として整備されたものでありますが、令和3年12月末時点の居住人口は、ニュータウン内の白井市、船橋市、印西市の3市合計で約10万5,000人と、ニュータウン事業の計画を変更した現在の計画人口の14万3,300人にも届いていない状況であることから、鉄道事業の収益上から見ると、ニュータウン人口の増加が大きな課題となっていたところであります。しかしながら、鉄道事業者によるこれまでの努力と関係者からの度重なる経営支援により、令和4年度に累積損失が解消される見込みとなりましたことから、令和3年11月19日に北総鉄道株式会社から、令和4年10月1日に値下げを行う予定が発表されたところであります。

この値下げの内容といたしましては、現行運賃より全体として15.4%値下げされ、通学定期は64.7%の減、通勤定期は13.8%の減、定期外につきましては11.6%の減となります。この根拠としては、鉄道事業者がポストコロナにおける輸送動向や沿線の将来を展望したこと、さらには利用者の声、沿線自治体における子育て世帯の支援などのまちづくり施策との整合性などを総合的に勘案し、決められたものとのことです。中でも通学定期につきましては、家計への負担に直結することに鑑み、子育て世帯への配慮や若い世帯の入居促進につながるよう大幅な値下げを行ったものであり、普通運賃と通勤定期につきましては、会社の経営の持続性や安定性を確保できる範囲での値下げが行われるものであります。

そこで本市のこれまでの対応でございますが、北総線の運賃については、これまでも市民の声を沿線自治体として、また県や沿線自治体とともに株主でもありますので、株主の立場として伝えてきたところであります。また、平成22年度から26年度までは、北総鉄道支援事業として運賃値下げに必要な原資となる補助金の交付や、平成27年度から29年度までは、耐震化事業に要する経費の一部としての補助金の交付により支援をしてまいりました。さらには、平成21年度に北国分駅、令和2年度に大町駅において、バリアフリー施設の設備に要する経費の一部として補助金の交付をしてきました。このような金銭的支援以外にも、県沿線6市などで構成する北総線沿線地域活性化協議会を通じて北総線及び沿線地域の活性化に資するイベント等への後援や協力を努めてまいりました。このたびの値下げに対する本市の認識としては、北総線の累積損失を解消し、運賃の値下げに至ったことについては、鉄道事業者の努力を含め、これらの支援活動等により一定の成果が現れたものと考えております。また、今回の値下げ幅につきましては、コロナ禍にありながら北総線の利用者の増加に向け沿線価値の向上を図るため、通学定期運賃を大幅に引き下げるなど、会社として最大限の努力によるものと認識しており、高く評価しております。今後も県及び沿線市と協調し、沿線の活性化に努めたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 金子議員。

○金子貞作議員 通学定期は子育て支援という政策目的で、これは大幅な引下げをしていただきました。これは

私も高く評価しております。しかし、これまで私も議会で言ってきましたけれども、京成本線と比べて運賃が2倍高いということで、利用者がやっぱり少ないという問題も出てきているわけであります。

そこで、私の議会の質問で市長も機会あるごとに発言していくという答弁をされておりますけれども、もっと引き下げる、この考えについて市長の見解を伺います。

○松永修巳議長 村越市長。

○村越祐民市長 北総線の経緯に関しては、今、道路交通部長から答弁があったとおりです。これは分かりやすく言えば、生まれながらに借金をしよわされて40年以上、でっち奉公を続けてきたと。それがようやく自分の足で立つことができた。借金がなくなって、お客さんがもっと喜べるような経営努力をようやくできるようになったというお話だと思います。

度々社長が見えて様々な意見交換をさせていただいておりますけれども、今回の値下げ、特に子どもたちの通学定期を、子育て世帯の負担を減らしたいという思いで経営判断されたということは大変大きな経営判断、努力であり、私は了としたいなというふうに思っています。もちろん地域の皆さんからすると、まだまだ料金が高いんだということはあるんだと思いますが、今、社長以下、大変な経営努力をされておりますので、ぜひ温かく見守っていく必要があるというふうに思いますし、最終的には利用者の皆さんが納得されるようなサービスを提供していただけるように、市民の皆さんから様々な声があるということを私からも社長にしっかりお伝えしたいと思っております。

以上です。

○松永修巳議長 金子議員。

○金子貞作議員 分かりました。値下げできる根拠はさらにあるんですね。鉄道使用料の改善をすれば、もっと引き下げることはできるということ、北総線の運賃値下げを実現する会の皆さんが試算しておりますので、その点も今後、決算状況なども判断しながら、引下げの努力を機会あるごとにまたお願いしていただきたいというふうに思います。

次に、働き方改革について、市職員のパワーハラ問題について。

改正労働施策総合推進法が2019年5月29日に成立し、ハラスメント対策の強化が義務づけられました。半年前、私に市の施設で働く委託労働者から、市の職員からパワーハラのような行為があると、そういう通報を受けました。そして、市の担当者に調査、対応をお願いしました。このような委託労働者の場合、市の対応はどのようになるのか伺います。

○松永修巳議長 植草総務部長。

○植草耕一総務部長 お答えいたします。

ハラスメントは個人の尊厳と人格を不当に侵害し、また業務の円滑な遂行や職場環境を悪化させる重大な問題であります。本市は職員服務規程において、パワーハラスメントをはじめ、あらゆるハラスメントを禁止し、研修や啓発など、様々な機会を通じて発生防止に努めているところであります。また、この規程は職員間のハラスメント事案だけでなく、職員からの受託業者の従業員などに対するハラスメント事案につきましても適用されるものであります。

そこで職員から受託業者の従業員に対してパワーハラスメントがあった場合の対応についてであります。職員間のパワーハラスメントの事案と同様に、ハラスメントの防止等に関する要綱に基づき対応を行うこととなります。具体的には相談者である受託業者の従業員の同意を得た上で、職員課健康経営担当室が業務の委託をしている所管課とともに当該従業員やパワーハラスメントを行ったとされる職員からヒアリングを実施するとともに、事案に応じて、それを見た者や聞いた者に対してもヒアリングを実施し、事実確認を行います。

なお、ヒアリングを実施する際には相談者等に不利益がないことや秘密は厳守することなどを十分に説明いたします。そして、ヒアリング等による事実確認の結果、職員服務規程に定めるパワーハラスメントの4要件、すなわち1つ目といたしまして、職務上の地位その他の職場内の立場の優位性を背景にしていること、2つ目といたしまして、業務の適正な範囲を超えていること、3つ目といたしまして、その職場の従事する者に対して行われたものであること、4つ目といたしまして、精神的苦痛もしくは身体的苦痛を与える行為または職場環境を悪化させる行為であることの全ての要件に該当すると認められた場合にはパワーハラスメントがあったものと認定し、職員の懲戒処分の指針に基づき、職員に対して人事管理上の措置を行うこととなります。また、パワーハラスメントとまでは認められない場合であっても、不適切な言動が認められた場合には今後同様の言動を繰り返さないよう、当該職員に対して厳重注意等を行い、再発防止に努めてまいります。

以上であります。

○松永修巳議長 金子議員。

○金子貞作議員 委託労働者であっても、市の服務規程が適用されるということでもあります。それで、私に通報した方が直接パワハラを受けたわけじゃないんですけども、その方ははっきり物を言える人ですから、その人にはパワハラしないんですが、女性労働者、あるいは高齢者に、掃除したのに汚い、掃除がなっていないとか、あれこれ指示をしたり、大声出したり、こういったような行為が行われたと、その通報者からお聞きしました。それで私は通報者から話を聞いて、パワハラ的な行為だけじゃなくて請負業務違反ですよ。コンプライアンス違反も、もしこれが事実とすれば行われていたと。二重の意味でこれは看過できない、そういう行為であるかもしれないということでもあります。

それで私は半年前、対応をお願いしたんですが、この1月にその後どうですかというふうにお聞きしましたら、まだ何も変わってないと。対応が遅いというふうに言われたんですが、個別の事案についてはなかなか答えられないと思うんですが、なぜ遅かったのか、この点について伺います。

○松永修巳議長 植草総務部長。

○植草耕一総務部長 お答えいたします。

職員間のハラスメント事案に限らず、職員と受託業者の従業員との間のハラスメント事案につきましても、職員課健康経営担当室は問題解決に向けて速やかに対応をしなければなりません。他方でハラスメントの有無を認定するに当たりましては、当事者からのヒアリングを入念に行い、ハラスメントを行ったとされる職員の具体的な言動が先ほど申しあげましたパワーハラスメントの4要件に該当するかどうかを慎重に検討する必要があります。また、ヒアリングを進めていく中で、当事者の主張する事実に相違がある場合には、さらにヒアリングの対象範囲を広げ、目撃者や周囲にいた者など、複数の者から事実確認を行う必要があるため、一定程度の時間を要する場合も少なくございません。いずれにいたしましても、ハラスメントは個人の人権を不当に侵害し、また職場環境を悪化させる重大な問題でありますことから、受託業者の従業員からの相談や訴えがあった場合につきましても、速やかに対応し、良好な職場環境を形成する必要があると考えております。

以上であります。

○松永修巳議長 金子議員。

○金子貞作議員 私、通報者から、既に2人辞めていると。もう1人も辞めたいと、こういう話をしているというのを伺っております。先ほども言いましたけれども、国もハラスメント対策を強化するように求めています。今、服務規程にはパワハラ禁止、それから定義も書かれておりますけれども、私はさらに踏み込んだ市の方針なりルールを決める。それから、もっと言いやすい環境整備を整えていくということについて、部長、どうですか。

○松永修巳議長 植草総務部長。

○植草耕一総務部長 お答えいたします。

パワーハラスメントにつきましては、先ほども申し上げましたように、パワーハラスメントに限らず、ハラスメントですけれども、職員課の健康経営担当室というところがございます、まずそちらに相談を受けるようになってございます。その職員はあらかじめ研修も受けまして相談を受けるような職員になっておりますので、相談はしやすい体制が一定程度できているというふうに認識をしております。

以上であります。

○松永修巳議長 金子議員。

○金子貞作議員 やっぱり立場の弱い人はなかなか言えないんですよ。特に委託労働者とか、非正規労働者とか、こういう方々は声を上げづらいんです。やっぱり声を上げてほしいんだという、そういう相談しやすい環境をぜひ整えていただきたいと思います。

次に、(2)の職員のコンプライアンス及び接遇について。

近畿財務局の赤木俊夫さんが、上司から決裁文書を改ざんする行為を指示され、そのことを苦にして遺書を残して自ら命を絶つという痛ましい事件がありました。この事件に対する市の認識と職員へのコンプライアンス研修の実施内容について伺います。

次に、接遇についてですが、最近市民から職員の対応が悪いという相談を受けました。市民の信頼を得るためにはコンプライアンス確保と同時に接遇も大切です。

そこで、市民から職員の接遇に関してどのような苦情が寄せられているのか、状況を伺います。

○松永修巳議長 植草総務部長。

○植草耕一総務部長 お答えいたします。

初めに、近畿財務局職員の赤木俊夫さんの事件に対する本市の認識と職員へのコンプライアンス研修についてであります。財務省における決裁文書改ざん等の問題につきましては、行政全体への信頼を損ねるものでありますことから、本市におきましても、この問題を重く受け止め、コンプライアンスの確保を徹底していく必要があると考えております。また、職場の問題に起因して、職員が自ら命を絶つという事態は決してあってはならないものと考えております。本市におきましては、コンプライアンスの確保に向けて、機会あるごとに公務員倫理や服務規律の徹底を図るとともに、職員に対してコンプライアンスに関する研修を実施しているところであります。具体的には、これまで職員採用時に研修を実施するとともに、管理職に対しましても毎年度実施をしてまいりましたが、やはりコンプライアンスの確保は全ての職員がしっかりと認識をしなければならぬ最も基本的な事柄でありますことから、今年度からは全職員を対象に研修を実施しているところであります。

詳細を申し上げますと、職員を3つの階層に分け、まず非管理職につきましては、行動チェック票を用いて日頃の行動を振り返り、事故、不祥事を未然に防ぐことを学ぶ研修を、次に業務遂行の中心となる主幹職につきましては、事故、不祥事の防止に向けたマネジメントの手法を学ぶ研修を、最後に課長職以上の管理職につきましては、公私ともに高い倫理観を部下に示し、事故や不祥事を未然に防ぐための職場風土づくりに関する研修を行っているところであります。コンプライアンスの確保は、職員一人一人の意識の醸成を継続的に図っていくことが重要でありますことから、引き続き全職員を対象とした研修を実施してまいります。

次に、職員の接遇についてであります。職員の接遇に対する苦情につきましては、基本的には各職場において対応し、必要に応じて改善策を講じているところでありますが、各職場において対応に納得されないなどの理由により、人事課に寄せられる苦情の電話件数は月に平均8件程度であります。苦情の内容は様々であります、職員によって対応が異なる、窓口での対応が冷たいなどの意見をいただいております。

以上であります。

○松永修巳議長 金子議員。

○金子貞作議員 コンプライアンスの確保を図るためには研修だけでなく、上司による不適切な命令がされた場合に、職員がそれを正すようなことができる体制が重要だと思いますが、市の認識を伺います。

待遇に対する苦情が入っているということですが、現下のコロナ禍においては、人々の間にストレスがたまり、様々な事件が起きています。例えば大阪の心療内科クリニックの火災は計画的な犯行で、25人もの貴い命が犠牲となりました。本当に痛ましい事件です。市民の信頼や協力を得ていくためにも、職員の待遇については一層の改善が必要だと思いますが、本市の見解を伺います。

○松永修巳議長 植草総務部長。

○植草耕一総務部長 お答えいたします。

コンプライアンスの確保を図るためには、上位の職員からの職務命令が不適正であると思慮される場合に、下位の職員が直接指摘をしたり、さらなる上位の職員に報告や相談をしたりすること、あるいは、できることが重要であると認識をしております。そのためには上司、部下の立場にかかわらず、互いの意見を率直に出し合い、また積極的に情報の共有を図る必要があることから、風通しのよい職場環境の構築が何より必要であります。そこで管理職に対するマネジメント研修におきましては、その重要性を再認識してもらう内容を加えておりますほか、職員同士のコミュニケーションを図る場の一つとして朝礼や終礼を行うことで、その実現に努めているところであります。

次に、職員の待遇につきましては、これまで入庁時の研修をはじめ待遇リーダー研修、障がい理由とする差別解消の推進研修、その他窓口研修など様々な取組を行い、全庁的な向上に努めてまいりました。また、市民から寄せられました苦情に対しましては、所属の特定が可能な場合には事実確認をした上で、所属長を通じた指導により待遇の改善向上につなげているところであります。現下のコロナ禍におきましては、人々がマスクを着用しているため顔の表情が分かりづらく、互いの思いを読み取ることが難しかったり、声が聞きづらかったりすることから、職員には特にコロナ禍における待遇が求められております。そこで今年度の新規採用職員研修におきましては、コロナ禍を踏まえた待遇研修を実施したところであります。いつの時代にありましても、市民一人一人の状況やニーズを的確に把握し、真摯に対応していくことが市政への信頼につながりますことから、コロナ禍における待遇だけでなく、引き続き時代の変化や市民ニーズに寄り添った適切な待遇の実現に努めてまいりたいと考えているところであります。

以上であります。

○松永修巳議長 金子議員。

○金子貞作議員 個人が組織の犠牲になるということは少なくありません。これぐらいのことで我慢するのではなく、それぞれが声を上げること、理不尽があれば声を出す、もっと声を上げていくしかありません。このように赤木雅子さんも言うております。そして、今、さらに生きづらい社会になっています。誰一人取り残さない、共に生きようと言いつけられる職員として職務を全うしていただきたいということを最後にお願ひして、私の質問を終わります。

○松永修巳議長 以上で日本共産党の一般質問形式の質問を終わります。

理事者の入替えをお願いいたします。しばらくお待ちください。

〔理事者入替え〕

次に、代表質問を行います。

緑風会第1、竹内清海議員。

〔竹内清海議員登壇〕

○竹内清海議員 緑風会第1の竹内清海でございます。会派を代表し、通告に従いまして代表質問させていただきます。

昨年末よりオミクロン株の大流行により、我が国においても新型コロナウイルス感染症の第6波が押し寄せてまいりました。ピークは過ぎたとの報道もありますが、まだまだ予断を許さない状況であると思います。

そのような中においても、医療や福祉、教育などの最前線で奮闘されている方々に感謝するとともに、本市においても円滑なワクチン接種や様々な感染予防対策を講じている保健部をはじめとした市の職員の皆様に改めて感謝を申し上げます。

それでは、本市を取り巻く課題や今定例会に提出されている議案などについて順次質問させていただきますので、御答弁よろしくお願いたします。

初めに、(1)の環境政策についてであります。

地球温暖化による異常気象や災害が世界各地で発生しており、本市においても温室効果ガスの削減を着実に進めていく必要があると考えております。本市における温室効果ガスの削減には、行政のみではなく、市民や地元企業、金融機関の協力を得ることが重要であります。

そこで伺います。市は、どのような計画に基づいて2050年のカーボンニュートラルを実現するつもりなのか。

また、環境省は2050年に二酸化炭素を実質ゼロにすることを目指すことを表明した団体を温室効果ガス排出実質ゼロ表明団体としています。環境に責任を持つ町として、温室効果ガス排出ゼロ表明団体を表明する意思があるか、お伺いをいたします。

次に、(2)の病児・病後児保育について伺います。

施政方針の4ページ目では、「さらに、子どもの病気などの治療中や回復期に家庭での保育が難しい方を対象として、診療所併設型の施設や保育園でお預かりする病児・病後児保育を行います」とあります。お子さんが病気になってしまったけれど、保護者の方もどうしても仕事が休めない、そのようなときのためにこの病児・病後児保育施設を整備していくことは大変重要な取組であると思います。また、共働き世帯が増加しておりますので、今後一層需要が高まっていくものと感じております。

そこで、改めて病児・病後児保育の必要性について、市長のお考えをお伺いたします。

次に、(3)の菅野駅周辺整備について伺います。

外環道路の市川区間が平成30年度に開通し、市内の交通環境が大きく改善されたと実感している市民は多いのではないのでしょうか。この外環道路は京成菅野駅と国道14号とはアンダーパスにより整備され、菅野駅周辺はいわゆる蓋架け構造となっており、この蓋架け部の上部利用については、過去に私も外環道路特別委員会の委員として、蓋架け上部利用の現地視察をはじめ委員会においても議論してまいりましたが、菅野駅の南側には平田緑地と一体感のある景観に配慮したロータリーと、北側にはロータリーと公園が計画され、これに基づき一昨年度には菅野駅北口公園が整備されました。この地区には大きな公園がありませんでしたので、今ではたくさんの方々に利用されて大変喜ばれていると聞いております。そして、いよいよ新年度はロータリー部での整備に着手するとのことで、施政方針の中にも、菅野駅周辺を整備することで駅を利用する方や周辺住民の利便性を高めるとあります。

そこで伺いますが、整備の概要については先順位者への答弁でおおむね理解いたしましたが、具体的な点として大型車の待機所や駐車場などが整備されるとのことですが、この整備によってどのような効果を期待しているのか。また、スケジュールについても併せてお伺いたします。

次に、(4)の農業の活性化について伺います。

施政方針では、農業者への支援により農業を活性化させるとのことですが、本市の農業は住宅地に隣接した限られた農地で効率的な農業経営を行う必要があると思います。このように営農環境が厳しさを増す中、本市では、市の北部を中心に長年高い栽培技術を継承し、県内有数の産出額を誇る梨やビニールハウスなどの園芸用施設で野菜や花卉の栽培が盛んに行われております。

そこで、本市の農業の現状と課題並びに農業を活性化するための市の支援制度について伺いをいたします。

次に、(5)の自治会への支援について伺います。

自治会は地域社会における中心的な担い手となり、公共的な役割を果たすとともに市政運営に欠かせない大切なパートナーとして、地域の課題に対し市と協働して取り組み、市の発展に大きく寄与しているものと思います。昨年4月には市川市自治会等を応援する条例を市は制定し、自治会を応援していることは承知をいたしております。それから間もなく2年がたちますが、この2年間は皆さんも御承知のとおり、新型コロナウイルス感染症との闘いでもありました。自治会の活動は一部制限しなければならない状況となり、思うような活動ができないとも伺っております。自治会からは、この間も自治会の新規加入世帯がなかなか増えない、自治会役員の担い手不足から高齢化が進んでいるなど、今後の自治会運営に不安を抱えていると多くの自治会から伺っております。

そこで質問をいたします。施政方針にある「自治会活動をサポートする」とのことですが、本市はどのような支援を行っているのか伺いをいたします。

最後に、教育行政運営方針から史跡曾谷貝塚の整備について伺います。

近年、日本の縄文遺跡群がユネスコの世界文化遺産に登録されるなど、縄文文化に対する関心が高まってきております。そして、市内には曾谷貝塚をはじめ堀之内貝塚、姥山貝塚と、国の史跡の指定を受けている3つの貝塚があるなど、縄文の遺跡は本市の歴史的な象徴とも言えるものであると思います。

そのような中、教育行政運営方針の2ページ目では、「史跡曾谷貝塚の本質的価値を示す総括報告書の刊行に向け、基礎データの収集・分析を進めます」とありますが、曾谷貝塚につきましては、これまで公有化を進めてきていると認識していますが、現在の進捗状況と今後の整備の考え方についてお聞かせください。

以上、1回目の質問とさせていただきます、御答弁により再質問させていただきます。

○松永修巳議長 答弁は休憩後にお願いしたいと思います。竹内議員、御了承ください。よろしく申し上げます。

この際、暫時休憩いたします。

午前11時51分休憩

午後1時開議

○松永修巳議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議事を継続いたします。

緑風会第1の質問に対する答弁を求めます。

村越市長。

[村越祐民市長登壇]

○村越祐民市長 緑風会第1の代表質問にお答えします。

初めに、環境政策についてです。本市では、2050年のカーボンニュートラルの達成に向けた国の地球温暖化対策計画を受け、これまでに3つの計画を策定しております。エネルギーの地産地消や再生可能エネルギーの利用促進を図ることを目的とした市川市地域エネルギー計画、市域における二酸化炭素削減を目指すための第二次市

川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を令和2年度に策定し、2050年にカーボンニュートラルの達成を目指すことを明記しました。また、本年2月に策定した第三次市川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）では、市内最大規模の事業者である市の事務及び廃棄物処理から排出される二酸化炭素の排出量を、国の目標を上回る50%削減することとしました。これらの計画を策定したことで、市民をはじめ地元企業や金融機関など、多様な主体の御協力をいただける体制が整い、環境に責任を持つ町として、2050年にCO₂を実質排出ゼロにすることを目指す自治体であるカーボンニュートラルシティを表明いたします。

次に、病児・病後児保育の必要性についてです。病児・病後児保育は、働き方の変化や核家族が増える中で病気の子どもが安全に過ごし、保護者の方が安心して子どもを預けられる保育環境を備えた施設で、御家庭で子どもの看護を行うことが困難なときに子育て支援をする大切な役割を担うものです。子育てをさらに支援するため、令和4年3月に本市で初めて病気治療中のお子様をお預かりする病後児保育施設を開設します。今後も多様な保育ニーズに合わせ、病児・病後児保育施設の整備を進めます。

以上、私からの答弁といたします。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 私からは大項目、施政方針の(3)についてお答えします。

菅野駅周辺につきましては、外環道路上部を利用して駐輪場や駐車場、タクシールール、大型車待機所などを整備してまいります。御質問の期待される効果といたしましては、菅野駅の乗降客数は現状で市内鉄道駅の中では少ないほうではありますが、本整備によりまして交通結節点としての機能が大幅に拡充されるとともに利便性も高まることなどから、これまで以上に利用しやすい駅になるものと考えております。具体的には、菅野駅は近隣に東京歯科大学市川総合病院が立地していることや、市川や本八幡地区にも近接するという好立地にあることから、タクシールールの整備により、高齢者の方々をはじめとしたタクシー利用に便利な駅となることが期待されます。また、駐車場の整備は、パークアンドライドによる公共交通機関の利用促進につながるものと考えております。さらには、大型車待機所の整備によりまして大型バスが2台止められるようになり、地元にとどまらず、多くの学校や自治会でのイベントなど、バス利用時の発着場所として運用していくことを考えております。また、緊急車両の駐車場所や移動交番の設置場所としての運用も考えており、これにより地域の交流が促進され、さらに安全、安心が高まることが期待されます。このほかにも駅前ロータリーとエレベーターつきの歩道橋が整備され、加えて駅舎がバリアフリー構造となりますことから、駅利用だけでなく、南北地域間の行き来も容易になります。

次に、整備スケジュールにつきましては、現在、菅野駅では、バリアフリー化工事が京成電鉄により本年3月末までに完成する予定で進められており、駅前ロータリー一部はNEXCO東日本による工事が本年5月中旬まで行われる予定となっております。このため、本市の工事は5月中旬以降に着手する計画として令和4年度中の完了を目指しております。

なお、供用開始時期につきましては、令和5年4月から駐輪場、タクシールールの供用を予定しており、駐車場につきましては、管理用施設の設置スケジュールから、その後、半年以内をめどに供用する予定で進めております。

以上でございます。

○松永修巳議長 小塚経済部長。

○小塚眞康経済部長 私からは施政方針(4)農業の活性化についてお答えいたします。

本市は都心から約20km圏内に位置し、住宅都市として発展してきております。一方で消費地に近いなどの強みを生かし、市の北西部を中心に果樹や野菜、花卉栽培などの農業が盛んに行われております。しかし、高齢化問

題や後継者などの担い手不足、農地の保全や活用、地域住民の農業理解の醸成などの課題があります。国は都市農業の安定的な継続を図ることを目的に、平成27年、都市農業振興基本法を制定し、これに基づき都市農業振興基本計画を策定いたしました。この計画において、都市農地の位置づけを宅地化するべきものから都市にあるべきものへと大きく転換しております。本市におきましても、農業の将来にわたり、農地の保全と農業の振興を目的としたいちかわ都市農業振興プランを平成28年に策定しております。農業者への支援といたしましては、この都市農業振興プランの基本方針の一つである活力に満ちた農業の推進に基づき、農業者が将来にわたり持続的な農業を行うための様々な事業を展開しております。新年度の主な取組といたしましては、施設園芸支援事業、ちばの園芸産地整備支援事業、スマート農業推進事業、減農薬栽培推進事業などがあります。

初めに、施設園芸支援事業であります。本市の農業は、生産者と消費者の距離が近いメリットを生かし、生産者の顔が見える安心、安全で新鮮な野菜や花卉を迅速かつ安定的に供給することで付加価値を高めております。この事業は、野菜や花卉などの付加価値の高い農作物を栽培するための園芸用施設の新設や規模の拡大、または施設機能の向上に対して経費の一部を補助するものです。

次に、ちばの園芸産地整備支援事業であります。この事業は、高品質な農作物を安定的に供給するため、生産管理機械などの導入に対して経費の一部を補助するものです。この事業では、例年、梨生産者の農薬散布機械導入に補助しておりますが、新年度は新たな取組として、ドライフルーツの加工機械の導入に補助を予定しております。梨生産者が梨を栽培するだけでなく、加工などで新たな商品価値を生み出すなど経営の多角化、将来的には6次産業化につながることも期待しております。

次に、スマート農業推進事業であります。この事業は梨栽培の効率化や軽労化、人手不足を解消するために、ロボット草刈り機やアシストスーツなどの導入に対して経費の一部を補助するものです。

最後に、減農薬栽培推進事業であります。梨の栽培において害虫を駆除するため、防虫剤を散布しております。今後、防虫剤などの散布回数を減らし、食の安全や環境に優しい農業を推進することは重要であります。この事業は、害虫の発生を抑制することにより防虫剤の散布を減らす効果がある性フェロモン剤を導入する経費の一部を補助するものです。

このように農業者への支援につきましては、これまでの農作物の生産に関する支援に加え、加工や流通、販売など、幅を広げた農業経営全体を見据えた事業となっております。これからもJAいちかわなど関係機関と協力し、本市農業者の経営基盤の強化、農業の活性化に向けて支援を続けてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 市來市民部長。

○市來 均市民部長 私からは(5)自治会への支援についての御質問にお答えします。

令和2年4月に自治会等を応援する条例が施行されてから、市は自治会を応援するために補助金の新設や見直しを行い、自治会の支援の拡大に努めてまいりました。具体的には自治会の創意工夫により、地域を活性化する効果が期待できる新しい事業に対する自治会等提案地域活性化事業補助金や、自治会が行う夏祭りや餅つき大会などの備品購入費などの一部を補助する自治会コミュニティ活動支援補助金を新設いたしました。また、掲示板の設置費用等、補助金の補助率と限度額を引き上げ、掲示板修繕の補助制度を新たに設けました。自治会等集会施設の新築に対する補助金では、木材の高騰により建築費が高額になったことに対応するため、補助金算定に用いる建築単価の上限を撤廃いたしました。自治会加入率につきましては、今年度は53.2%で、昨年度と比較して0.7%の減少となりました。自治会への加入世帯を増やすことや加入率を上げることは、自治会と市の共通の目標でございます。自治会の役員の方などは新規加入を促すため、転入者や自治会未加入者に対して加入リーフレットやごみ袋、防犯グッズなどの啓発物資を持参し、丁寧に自治会の役割やメリットを説明して加入につなげて

いただいていると伺っております。本市としましては、自治会に啓発物資の提供など、引き続き加入率向上に向け支援してまいりたいと考えております。また、そのほかのPRとして、第2庁舎に懸垂幕の設置や、自治会にお配りしているのぼり旗をリニューアルいたしました。また、加入促進の事業として、本市への転入手続の際に訪れる市民課の窓口などにミニのぼり旗の設置やコミュニティバスの車内広告、京成バスの車内でのアナウンスなども新たに取り組みました。さらには自治会PRアニメーションを作成し、ユーチューブ動画などで公開することも予定しております。今後も様々なツールを活用しながら自治会加入促進に努めてまいります。

次に、人材育成についてでございます。自治会役員の高齢化が進んでいるため、一部の自治会では、自治会が主体となって行っているお祭りなどのイベントや防犯活動などの様々な活動に支障を来すおそれがあることが考えられます。そこで市は、次世代の担い手の育成を目的に地域活動育成塾を毎年開催しております。地域活性化に関する問題を専門とする講師を招き、講義形式とグループディスカッション形式の2部構成で行ってまいりましたが、今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、講義形式で開催することができませんでした。そのため、コロナ禍での自治会活動やITの活用についてDVDを作成し、全自治会に配付いたしました。DVDの視聴後は、どのような支援があれば加入率の向上、担い手不足の解消につながるか等のアンケート調査を行い、今後の自治会への支援につなげていきたいと考えております。

また、自治会連合協議会の事業でございますが、例年6月に新たに自治会長となった方を対象に、新会長の不安な気持ちや疑問点について少しでも解消できるように新会長研修会を開催しております。市は研修会の事務局となり、市の職員が研修会参加者に対して、補助金や市からの支援について説明するなど協力しております。これからも自治会への加入促進を応援するとともに、地域住民と市にとって大きな役割を担っている自治会が安定的に運営できるように支援してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 永田生涯学習部長。

○永田 治生涯学習部長 私からは史跡曾谷貝塚についての御質問にお答えします。

曾谷貝塚は曾谷の市街地内に位置し、東西約210m、南北約240m、史跡の広さは約5万㎡で、単体の馬蹄形貝塚としては日本最大級の規模を誇ります。公有化の進捗状況でございますが、昭和54年に国の史跡に指定されて以降、公有化を継続的に進めてまいりました。本年度は約760㎡を取得する予定で、その結果、令和3年度末の公有化率は約78%となる見込みでございます。また、いまだ取得に至っていない土地につきましても、地権者の方々の意向を十分に踏まえながら、引き続き公有化を進めてまいります。

次に、今後の整備の考え方でございます。曾谷貝塚は先ほど申し上げましたように、大規模な貝塚であり、また出土したときは縄文時代後期の典型的な土器に位置づけられるなど、日本の考古学にとって重要な遺跡であります。そこで、令和4年度はこれまでの調査結果をまとめ、史跡曾谷貝塚の本質的価値を示す総括報告書の作成に着手し、令和5年度中の完成を予定しております。その後、この総括報告書の内容を踏まえ、令和6年度から作成に着手する予定である保存活用計画の中で、貴重な史跡をしっかりと保存しながら史跡の価値を広く知っていただくための活用整備の方針を進めていくこととなります。現在、曾谷貝塚は地域のイベントなど、市民の交流の場として広く活用されていることなどから、整備に当たりましては、近隣住民の皆様の御意見もお聞きしながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 答弁は終わりました。

竹内議員。

○竹内清海議員 それぞれ御答弁をいただきました。大変ありがとうございます。

それでは、順次質問、また要望等をさせていただきたいと思います。ここからは一問一答でお願いいたします。

まず初めに、(1)の環境政策についてでございます。温室効果ガス排出実質ゼロ表明団体を表明したわけですね。また、環境に責任を持つ町、これは本当に大変重い責任かなというふうに思っております。そうした中で市長の強い思いを伺ったわけでございます。世界、大変多くの国で2050年、カーボンニュートラル達成に向けて進めておりますけれども、そこで調整していくということなんです。

そこで再質問させていただきますけれども、本市において2050年のカーボンニュートラルを達成するために、具体的にどのような取組を行うのか、お聞かせいただきたいと思います。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 お答えいたします。

2050年のカーボンニュートラルを達成するため、市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づき、住宅、事務所への太陽光発電設備の導入や建物の省エネ改修、市民、事業者の電気自動車等の購入などを推進することで、地域で排出される二酸化炭素を削減してまいります。これに加え、市の事務及び廃棄物処理により発生する二酸化炭素を削減するため、市川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、公共施設への太陽光発電設備の導入や公用車の電気自動車への転換などを進めてまいります。また、クリーンセンターで焼却する紙ごみやプラスチックごみの削減を図るとともに地域新電力会社を設立し、クリーンセンターで発電された廃棄物由来の電気を公共施設で活用することで再生可能エネルギーの地産地消による活用を進めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 竹内議員。

○竹内清海議員 市川市、本市においても、2050年のカーボンニュートラルを達成するための取組について御答弁をいただきました。今後、環境に責任を持つ町、先ほどお話しされましたけれども、もちろん市役所をはじめ市民や地元企業など、先ほども言っておりましたけれども、3つの計画を策定され、目標達成に向けての取組として太陽光発電設備、電気自動車購入費補助金交付事業、地球温暖化対策実行計画など、2050年のカーボンニュートラル達成に向け、目指す体制が整ったと今お聞きしたわけでございます。カーボンニュートラル達成には、もちろん二酸化炭素を減らすことは当然なんですけれども、イコール、再生エネルギーを増やし、それを利用することが私は最も重要なのかなというふうに思います。

そこで再度お聞きしますが、市川市において、公共施設での電気使用量に対する再生可能エネルギーの導入率を2030年度100%を目標としております。大変きつい目標なのかなと私は思いますけれども、あと8年後でございます。現時点、現在の再生可能エネルギーの導入率をまずお聞かせいただきたいと思います。

それと新電力会社を設立するということなんですけれども、どのような立場の電力会社になるのか。そして、クリーンセンターで発電された電気を公共施設で利活用するということなんですけれども、活用方法をお聞かせいただきたいと思います。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 本市における公共施設の再生可能エネルギー導入率は、平成30年度の実績で約14%でございます。現在検討している地域新電力会社は本市が関与し、民間の活力を活用した小売電気事業者であり、官民共同出資により設立することを考えております。この地域新電力会社を小売電気事業者とすることにより、クリーンセンターのCO₂排出ゼロの電力を公共施設に供給することが可能となります。

以上でございます。

○松永修巳議長 竹内議員。

○竹内清海議員 お伺いいたしました。本市の現在の再生可能エネルギーの発電の割合は14%というふうに言いましたけれども、ちょっと低いのかなというふうに思います。日本の国が2020年で19.8%達成しているんですね。ですから、先ほど言いましたように、8年後には100%を目標だということなんですけれども、かなりハイペースで進めていかなければいけないのかなというふうに私は感じております。

それと新電力会社、クリーンセンターで発電された電気を公共施設で使うということなんですけれども、これは本当に素晴らしいことだと思います。まさに再生可能エネルギーを庁舎、あるいは学校、また公民館等々で新電力会社として使うのかなというふうに想定されますけれども、ぜひその辺はしっかりとやっていただきたいと思います。

ちなみに私、仕事が石油関係の仕事をしておりまして、今回、電気自動車等々の話をすると、我々の業界から怒られちゃうのかなってちょっと心配しているんですけれども、でも、これは何が何でもカーボンニュートラルを目指すということで、世界、多くの国がやっておりますし、これはどんな企業であろうとやっつけていかなきゃいけないというのは分かっておりますけれども、まず日本の火力発電、化石燃料による火力発電なんですね。76.3%が化石燃料。原子力は、たったの3.9%しかございません。ですから、電気をつくっても、かなり多くの温室効果ガスを排出しているということだけは、電気自動車であろうと、二酸化炭素を排出している電気で走っているのかなということだけ感じていただければと思います。

ただ、クリーンセンターで発電した電気を市の公用車が使えば、これまた、全然考えが違うわけでございます。これは本当にカーボンニュートラルにすごく合致しているのかなというふうに思います。市長は3年前、4年前ですか。環境問題に特化して電気自動車を購入しました。まさにクリーンセンター内で発表されたんですけれども、私は、これは市川市をPRするには、ある意味では非常に先進的だったのかなと思っております。中には日産リーフという電気自動車とかありますけれども、やはり電気自動車という先進的、世界で一番進んでいるのがテスラ社の車かなというふうに私は思っておりました。ただ、それがくしくもちょっと派手な自動車だったので、私自身も、いいことしていただけれども、ちょっと残念な部分もありましたけれども、それはそれとして、市長の環境に対する思いを感じる部分もございますので、これからもぜひ2030年、8年後、100%目標に向け頑張っていただきたいと思います。これは結構でございます。

次に、病児・病後児保育でございます。こちらも市長に御答弁いただき、ありがとうございました。病児・病後児保育、子育て支援の一つとして大変大きな役割を担っていることは私も認識をいたしております。国の少子化対策の一つとして、女性の意識調査。まず、保育サービスの充実として1番に挙げられるのがやはり待機児童解消問題です。次に、今質問しております病児・病後児保育の充実というのが今2番目にニーズが高いそうでございます。ですから、これは非常に大切な事業かと思っております。

そこで1点お伺いいたしますが、病児・病後児保育の現在の実施状況と今後の対応についてお聞かせいただきたいと思っております。

○松永修巳議長 大平こども政策部長。

○大平敏之こども政策部長 お答えいたします。

初めに、現在の実施状況といたしましては、令和4年2月現在、病気の回復期の児童をお預かりする病後児保育事業を市内3か所で行っております。いずれも保育園に併設する施設となっており、市内を北部、中部、南部の3つの区域に分けますと、北部では北国分にあります風の谷こども園、中部では市川南保育園、南部では妙典にありますあじさい保育園の3施設となっております。病気の治療中の児童をお預かりする病児保育事業につきましては、本市ではこれまで実施できておらず課題となっておりましたが、現在、中部区域の南八幡において、小児科等のクリニックに併設する病児保育施設を令和4年3月の開設に向けて整備を進めているところでござい

ます。同施設では病後児保育も併せて実施することから、病児・病後児保育施設として開設することになっております。

次に、今後の対応といたしましては、病後児保育については市内の3区域で事業を実施していますが、病児保育は今年度初めて中部区域に1か所開設予定となっていることから、今後はその他の区域におきましても整備を進めていく必要があるものと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 竹内議員。

○竹内清海議員 御答弁いただきました。現在、市内の3か所で病後児保育を実施していること。まさに市内を北部、中部、南部と、バランスよく3つの病後児保育施設があること、分かりました。また、今年の3月には市内で初めて病児・病後児保育を実施する施設が開設することも今分かったわけでございます。

そこで、新たにオープンする病児・病後児保育施設について、所在地と定員、また従事するスタッフなどについて、もう少しお聞かせいただきたいと思っております。

○松永修巳議長 大平こども政策部長。

○大平敏之こども政策部長 お答えいたします。

現在整備を進めている病児・病後児保育施設の所在地は南八幡3丁目となっており、JR本八幡駅南口から徒歩5分程度の立地となっております。交通の利便性が高いことから、より広域のニーズに対応できるものと考えております。利用対象者は、市内にお住まいの生後57日目から小学校3年生までの児童で、かつ保護者の就労等により保育を必要とすることが要件となります。また、市外にお住まいであっても、市内の保育所等に通所している児童は対象といたします。利用定員は9名で、内訳は病児保育の定員が6名、病後児保育の定員が3名となっております。スタッフの配置基準といたしましては、利用児童10人に対して看護師1名以上、利用児童3人に対して保育士1名以上を配置することとしています。また、児童の容体が急変した場合には併設するクリニックの医師が対応してまいります。設備面では、施設内に保育室のほかに児童の静養または隔離の機能を持つ安静室を設置いたします。病気のお子様をお預かりする施設であることから、事故防止や衛生管理に最大限の配慮を行いつつ事業を実施してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 竹内議員。

○竹内清海議員 場所、また定員、従事するスタッフ、御説明をいただきました。ありがとうございます。まず、場所が本八幡駅南口から徒歩5分、非常に交通の利便性のいい場所かと思っております。働く方々にとっては、ちょうどいい位置にできるのかなというふうに思いました。また、小児科のクリニックが併設とのことで、仮にお子さんの状態が悪くなった場合でもすぐに医師が対応していただけるということですので、保護者の方々は安心して預けることができるかと思っております。今後ますます必要とされる施設だと思っておりますので、できれば市内南部、北部地域にも病児・病後児保育と同じように設置していただけますよう、これはちょっと要望なんですけれども、お願いいたします。この質問は終わります。

次に、菅野駅周辺整備について、先ほど御答弁をいただきました。駐車場やタクシープール、また大型車の待機所を確保することについて、市が期待している部分は分かったわけでございます。私もこれらの施設ができることで、今までは菅野駅というのは道も狭くて、なかなか地味な印象のある駅だったんですけども、今度は非常に大きく生まれ変わるのかなというふうに期待をしたいと思います。皆さんも行ったことがある、多分御存じかと思っておりますけれども、外環道路ができる前までは本当に狭い道で、菅野駅、多分乗降客もかなり少なかったのかなというふうに思っております。それがいよいよ、スケジュールをお聞きしましたけれども、令和4年度中の

完成を目指していることで理解をさせていただきました。

そこで少し質問させていただきますけれども、今回整備する駐車場や駐輪場の運営ですね。どのように運営を行うのか。また、大型車待機所、学校や自治会のイベントでも活用を考えていくとのことですが、管理方法についてどのように行うのか、お聞かせいただきたいと思います。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

駐車場の運営としましては、民間事業者が運営管理する在り方などを検討しているところであります。また、駐輪場につきましては、定期使用と1回使用を併設した市営駐輪場として開設する予定としております。

次に、大型車待機所につきましては、通常は車止めと鎖等で閉鎖し、本市が管理いたします。この大型車待機所の利用に当たっては事前の申請手続等を考えておりますので、自治会等の方々などにも容易に御利用いただけるようにしてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 竹内議員。

○竹内清海議員 ありがとうございます。駐車場と駐輪場については、使用する市民の方が利用しやすいような適切な管理をお願いしたいと思います。

それと東西にしても、この場所は市川市のちょうど中央部分に当たるのかな。南北にしてもそうですけれども、距離があまり遠いところは利用するのがなかなか難しいと思いますけれども、ちょうど何となく中間地にあるのかなというふうに思っております。市川、八幡中間の場所、そして大型バスが駐車できる場所、こういう場所は今本当になかなかないかと思えます。今、自治会、あるいはいろんなサークル、団体が小旅行、あるいは慰安旅行するときに、バスを止める場所というのは非常に難儀しているわけですね。ですから、菅野駅前ロータリーに2台のバススペースができるということですので、有効に活用していただけるよう、行政としてPRしていただきたいというふうに思います。

私、これをちょっといただいたんですけども、菅野駅、こんなきれいなロータリーになるわけですね。市川市の菅野駅、緑地のある横にこんなロータリーができるということで、どうぞ道路交通部を中心に大いにPRをしていただき、いろんな形で利用できるよう頑張ってくださいと思います。これは結構でございます。終わります。

次に、農業の活性化についてでございます。先ほど部長の答弁で、これまでの支援に加えて、今後さらに支援の受入れを広げていくということにはよく分かりました。市川市の農業、先ほども申し上げましたけれども、都市近郊農業ということで大変難しい部分もありますけれども、今現在、市川市の梨を中心に一生懸命頑張っている農家がたくさんあるわけでございます。都市農地、よく言われます。新鮮な野菜、農産物の供給、そして農地は大きな防災機能を発揮する。また、良好な緑の景観など、多分多くの市民の方々はこの都市農地に恩恵を受けていることと思えます。

そこで再度お聞きいたします。それでは、新年度に予定しているそれぞれの補助事業の補助率や支援の内容など、もう少し具体的にお聞かせいただきたいと思います。

○松永修巳議長 小塚経済部長。

○小塚眞康経済部長 お答えいたします。

初めに、施設園芸支援事業は補助率、補助対象経費の2分の1、上限額は新規拡大が4,000万円、機能向上が100万円であります。新年度は園芸用施設の新設1件、施設機能向上のための改修5件の支援を予定しております。

次に、ちばの園芸産地整備支援事業は補助率、補助対象経費の2分の1であります。新年度はドライフルーツの加工機械1台の導入の支援を予定しております。

次に、スマート農業推進事業は補助率、補助対象経費の2分の1、上限額50万円であります。新年度はロボット草刈り機1台またはアシストスーツ1基の導入の支援を予定しております。

最後に、減農薬栽培推進事業は補助率、補助対象経費の3分の1であります。新年度は性フェロモン剤を導入する梨生産者の団体に支援を行う予定であります。

これら新年度の予算につきましては、主に農業従事者からの要望をJAいちかわが取りまとめ、その内容を精査して予算計上しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 竹内議員。

○竹内清海議員 新年度に予定している事業の内容は分かりました。大変多くの事業をされているわけですが、今、いろんな補助金を伺いました。上限4,000万というのもあるということで、非常に高い金額が予算の中に入っているのかなというふうに今感じたわけでございます。市は限られた予算の中で支援を行っていくと思えますけれども、農業者から多岐にわたる支援の要望があった場合、市は支援の実施方法としてどのように対応していくのか、お聞かせください。

○松永修巳議長 小塚経済部長。

○小塚眞康経済部長 お答えいたします。

農業者から予算を上回る要望が寄せられた場合にはJAいちかわと協議の上、緊急性などの観点で内容を精査し、補正予算などによる対応を検討し、切れ目のない支援に努めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 竹内議員。

○竹内清海議員 切れ目のない支援をお願いしたいと思います。安定した農業経営を図るために高品質の農産物を生産することに加え、流通から販売まで農業経営全体を通して支援することが大変重要だと思います。そのような農業者の経営状況に即した支援を市も検討していただき、今後も直接農業者からの声を聞いて、よりよい営農環境の整備につながる支援に取り組んでいただきたいと思います。とにかく直接農業者からの声を聞いて、それに応えていただきたいと思います。要望しておきます。よろしく願いいたします。

次に移ります。自治会への支援についてでございます。

今年度の自治会加入率53.2%と伺いました。私が過去にお聞きしました自治会の質問の中で加入率を聞いたとき、2005年、17年前になります。65%。今は53.2で17年前は65。2015年、7年前、58%、そして今年度は53.2と、減少傾向が続いているのが実情でございます。

そこでお聞きいたしますが、自治会活動をサポートし、市と自治会は協力して加入促進に取り組んでいることは分かりました。やっぱり加入促進というのは私は非常に大事だと思います。その中で補助金の新設拡大、見直しをする中で、具体的に掲示板の新設補助金の補助率と限度額の引上げ、そして大変大きな金額になりますけれども、自治会等集会施設の建築単価の上限を撤廃したとのことですが、もう少し詳しく説明していただきたいと思えます。

○松永修巳議長 市来市民部長。

○市来 均市民部長 お答えします。

自治会の掲示板の補助につきましては、自治会が新たに掲示板を設置した場合の補助率を50%から60%に引き上げ、併せて補助限度額を2万5,000円から6万円に引き上げたものでございます。また、新たに掲示板の修繕

費の補助制度を設け、補助率を2分の1、補助限度額を1万円としたものでございます。これにより自治会の広報活動が充実していくものと考えております。

次に、集会施設の新築に係る補助金の建築単価につきましては、実際の建築単価と比べると低い設定となっており、自治会の負担が大きくなる事例が見受けられました。近年の建築単価は、原材料費や人件費などの高騰により設定額を超えており、自治会が集会施設の建設に取り組みやすいように建築単価を撤廃し、改善を図ったものでございます。

なお、補助金の上限額は1,500万円となっております。

以上でございます。

○松永修巳議長 竹内議員。

○竹内清海議員 今、部長の答弁で、私、ちょっと気づいた。集会施設建設費補助金、一応上げたというふうな感じだったんですけども、結果的には1,500万円が上限ということで一緒なんです。ですから、これはちょっと残念ですけども、いずれにしても、加入率の向上や役員の担い手不足解消につながるような結果を注視していただき、これからもいろいろまた補助金等々を考えていただきたいと思います。

そこで、もう1点だけ伺いたいします。他市では自治会に対し定期的の実態調査を行い、自治会の現状や課題を把握しているところもあるというふう聞いております。本市でも自治会に対して、このような実態調査を行ったことがあるのか伺いたいします。

○松永修巳議長 市来市民部長。

○市来 均市民部長 お答えします。

自治会に対する実態調査は平成26年度に調査を行っており、調査結果については自治会連合協議会創立50周年の記念誌に掲載いたしました。実態調査は自治会の現状や抱える課題を的確に把握し、効果的な支援の指標として活用できるものと考えております。前回の調査から7年ほど経過していることから、実態調査を実施してまいりたいと考えております。また、調査内容につきましては、自治会の声が反映できることを第一に検討してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 竹内議員。

○竹内清海議員 実態調査、7年間はちょっと空白があったということで、ぜひ実態調査をやっていただきたいと思います。本当に今、自治会加入率もそうですけれども、担い手不足、大変な問題だというふう聞いております。自治会の担い手不足の解消など、いろいろ対応していると思いますけれども、どうかまた引き続き課題解決に向け、いろいろ自治会の方々と相談しながら進めていただきたいと思います。

私、他市の自治会のホームページを見たんですけども、役職手当ですね。本来はもらうとか、お金を取るとかという団体ではないと思います。ボランティア的な組織かと思いますが、自治会の役員の方々に役職手当を出して非常に活発に動いている自治会もあるというのを聞いております。いずれにしても、他市の状況も調査研究をしていただきまして、自治会加入促進、また担い手不足解消になるような参考事例があれば、ぜひ本市でも取り入れていただければと思います。引き続き自治会への積極的な支援を行っていただくことを要望いたしまして、この項目は終わります。

最後に、史跡曾谷貝塚について伺いたいします。

整備方針の具体的な検討が令和6年度以降になるということは承知いたしました。将来的にどのような整備を想定しているのか。まず、現段階の考えをお聞かせください。

○松永修巳議長 永田生涯学習部長。

○永田 治生涯学習部長 お答えいたします。

曾谷貝塚は国の指定史跡でありますことから、整備には大幅な制限がかかることとなります。例えば出土した土器などの遺物を展示する博物館のような施設を建設することは地中の埋蔵文化財に大きな影響を与えますことから難しいものと考えております。また、市民の交流スペースとして活用されている現状を踏まえ、広場機能の維持も望まれるものと考えております。

一方、全国の史跡の活用の事例といたしましては、近年、史跡の内容を分かりやすく伝える方法としてIT技術の活用が多く見られます。本市でも史跡堀之内貝塚において、現地の説明看板から最新の発掘調査の結果を基に再現した当時の風景や生活の様子をコンピューターグラフィックスで鑑賞できるようにしております。今後も引き続き全国の事例を研究し、整備方針の検討に役立ててまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 竹内議員。

○竹内清海議員 まずは、私が気になるのが用地取得率なんです。令和3年で78%まで来たということで、まだ残念ながら22%残っているわけでございます。今、市川に3つありますけれども、他の2つは100%取得済みということで形ができて上がっているわけなんですけれども、曾谷貝塚だけが用地取得、残念ながら78%、まだ22%残っているところで、二十二、三年前、私が議員になって一番最初、平成11年に質問したときの用地取得率、ちょっと調べてみたんですけれども、47.8%でした。そして平成30年度、大分間が空きますけれども、68.15、そして今年度、昨年末78ということで、それなりに進んできておりますけれども、大変広い面積の曾谷貝塚でございますから、なかなか思うようにいかない。そしてまた、用地区域内にもう住宅が建っているということで、これからも用地取得していくには若干時間がかかってしまうのかなということは理解できるわけでございます。

しかし、あの広大な広さの曾谷貝塚、草だけの曾谷貝塚でいいのかなということは、私を含め近隣、また市内の多くの方々が疑問に思っていることと思います。今の考古博物館、非常に老朽化しておりますので、曾谷貝塚のところにもでも移設できればいいのかななんて考えたこともあるんですけれども、国の史跡であることから、それは規制があって無理なのかなということはおおむね理解いたしますけれども、いずれにしても、今後、何とか多くの市民に利用していただけるような曾谷貝塚に少しでも近づけていただきますよう努力をしていただきたいと思います。この件は結構でございます。

最後に、ここまで多岐にわたり質問させていただき、それぞれ御答弁ありがとうございました。最後となりますが、今年度末をもって退職となられる理事者の方々におかれましては、本当に長い間、御公務、大変お疲れさまでございました。退職された後も健康には十分留意させていただきますとともに、これからも市川市の発展に寄与していただきますようお願い申し上げます、私、会派緑風会第1の代表質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○松永修巳議長 次に、一般質問形式の質問に移ります。

青山ひろかず議員。

○青山ひろかず議員 緑風会第1の青山ひろかずでございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、江戸川第一終末処理場北側市道8133号の整備について質問します。

現在、妙典地区の南部では、県による江戸川第一終末処理場の整備と市川市における地域コミュニティゾーンの整備が進められております。私も先日、この現場を見てまいりましたが、最近では江戸川第一終末処理場の工事進み、また、地域コミュニティゾーンのほうも保育園や公園の整備などが大分進んできております。以前、この場所と比べると見違えるほど環境が変わってきております。私も含め、地元の多くの人たちがこれらの整備

の完成を心待ちにしております。また、これらの整備と合わせて、現在、この地域コミュニティゾーンとの境にある市道8133号の工事も進められております。この道路についても、工事が始まる前までは大変道幅が狭く、しかも、処理場側の敷地からは鬱蒼とした草木が道路側に迫り、通るのもちゅうちょするような状況で、防犯面などから見ても危ないなと感じるような道路でした。しかし、現在工事が進められている地域コミュニティゾーン付近では道幅も広くなり、今までにない見通しのよいものとなっており、完成後はどのようなようになるのか期待しているところであります。

そこで質問いたします。現在、地域コミュニティゾーン北側で工事している市道8133号の工事概要と進捗状況、今後の工事予定について伺います。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

地域コミュニティゾーン北側前面にある市道8133号は、もともと幅員約4mから6mで、ガーデナー通りとの交差点から約320mの区間を除き、歩道が整備されておられません。このような状況では、整備が進められている地域コミュニティゾーン施設へのアクセス道路といたしましては、今後増加する交通量を安全かつ適正にさばくことが困難となるため、今回のコミュニティゾーンの整備に合わせ、塩焼4丁目10番地先、行徳ニューハイツ東側交差点から妙典排水機場までの約330mの区間を標準幅員12mに拡幅する整備を実施することとしたものでございます。計画している幅員構成は、7mの車道部とその両側に2.5mの歩道を整備するもので、コミュニティゾーンを利用する方々が安全に往来できるようにするものでございます。工事の進捗状況といたしましては、昨年6月から行徳ニューハイツ東側交差点付近の道路拡幅部の造成工事に着手し、排水施設や道路照明灯の設置を進め、今後は舗装の工事を行い、今年度末までの供用開始に向け整備を進めているところでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 青山議員。

○青山ひろかず議員 御答弁ありがとうございました。現在のところは、まず、コミュニティゾーンまでの安全なアクセス道路を整備するという目的でコミュニティゾーン周辺の区間で整備を行っているということですので、この件につきましては分かりました。

では、再質問したいと思いますが、先ほどの答弁で、コミュニティゾーンに来る人が安全に行き来できるように整備するということが、具体的に安全面でどのように配慮しているのかお聞きしたいと思います。

また、もう一つ、地域コミュニティゾーン内の施設は景観にも重点を置いて整備しているということを聞いておりますが、この道路整備の中でも景観的な視点を取り入れた整備をしているのかお聞きします。

以上2点についてお伺いします。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

安全面に配慮した点につきましては、沿道にお住まいの方々の生活道路であることや、地域コミュニティゾーン内には保育園や児童発達支援センター等も併設されることから、これらの利用者に配慮し、ベビーカーや車椅子が容易にすれ違えることができる幅の歩道を両側に整備しております。また、道路の線形につきましては、妙典排水機場前はもともと90度に近い曲がり角になっておりましたが、通行車両の運転者が通行する先を容易に見渡すことができる緩やかなカーブに改良するとともにガードパイプを配置し、歩行者と車両との接触の危険を低減するなど、安全性の向上を図っております。景観に配慮した点につきましては、地域コミュニティゾーンとの一体感を演出するため、ゾーン内の景観デザインと統一した歩道のインターロッキングブロック舗装や道路照明灯を採用しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 青山議員。

○青山ひろかず議員 御答弁ありがとうございました。安全性や景観なども十分に考えて整備しているということが確認できました。今後は工事が無事に進み、アクセスしやすい道路になることを期待しまして、1についてはこれで結構でございます。

それでは、次に移ります。市道8133号の全体計画についてです。

今回の整備ではコミュニティゾーン周辺の整備ということでしたが、地元としては、今回の区間も含め、高浜交差点から妙典方面に向かうガーデンナー通りまでの全線の整備を望んでいます。この道路については、かつて江戸川第一終末処理場事業化に当たり、地元の人たちと県と市が協議した中で幅員などの計画が進められたと聞いております。

そこで質問しますが、この道路の全体計画についてはどのような計画になっているのか、これまでの経緯などを含めてお聞きします。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

市道8133号の一部である処理場計画地北側道路の拡幅につきましては、平成15年3月に地権者、周辺自治会、千葉県、市川市を構成メンバーとして設置された江戸川第一終末処理場計画地検討会において検討されております。この検討会は、千葉県知事が本行徳石垣場・東浜地区に江戸川第一終末処理場を設置することを表明した後、処理場用地として都市計画決定されていた約48haの土地利用計画を検討するために設置したものでございます。検討会では、同年3月から12月までの間に6回の会議と地権者全体説明会などを行い、土地利用計画の取りまとめを行いました。このときの土地利用計画の中で、計画地北側の道路は12mに拡幅するとの方針が示され、地域コミュニティゾーン前からガーデンナー通りまでの区間は幅員12mに拡幅する計画とされたものでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 青山議員。

○青山ひろかず議員 御答弁ありがとうございました。地元との話合いの中で幅員12mの道路が計画されていることが分かりました。12mということは、現状が6mぐらいなので多分拡幅されるということになります。今は6mぐらいですね。だから、倍ぐらいの幅になるわけですね。

そこで再質問いたしますが、現在処理場が整備されている周辺では、既に県による用地買収が進んでおり、見た目には空き地になっている状態に見えます。今にでも整備ができるように思いますが、今後の整備に向けての現在の状況などについてお伺いします。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

市道8133号の処理場北側部分につきましては、全体幅員を12mに拡幅することが検討会で示されたものの、歩道の形態や車道の車線構成等の細かな幅員構成までは決定されておりません。また、拡幅により処理場敷地部分にも範囲が及ぶため、整備に当たっては、まず道路の幅員構成や施工区分について千葉県との協議が必要となります。このため、現在は千葉県の下水道関係部署と道路の幅員構成や施工区分等について協議しているところでございます。千葉県との協議が完了した後は、詳細な道路の線形や交差点形状等について千葉県警察と協議を行い、線形が確定した後は千葉県による終末処理場の整備に合わせて道路整備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 青山議員。

○青山ひろかず議員 ありがとうございます。現在、県と整備に向けた協議中であることが分かりました。地域コミュニティゾーンについては、着実に整備が進められており、完成後には行徳地域全体の新しいシンボルとなるような施設になると思っております。そうしたことから、その周辺環境についてもきちんと整備していただければと思います。特にこの道路がガーデナー通りまで拡幅されると、抜け道として利用する車両が多くなると思います。安全面からは、交通監視カメラを設置するなどして交通状況を把握できるようにしてもらいたいと思いますので、御検討をよろしくお願いいたします。

今後、全線が拡幅され、安心して歩ける歩道空間が整備されれば、幸地区や行徳総合病院方面からも地域コミュニティゾーンや、その先の江戸川に行くための安全、安心な通り道となることが想像されます。しかし、今のところは市と県とで実現に向けて協議中ということですので、ぜひともガーデナー通りまでの整備に向けて早期に取り組んでいただくようお願い申し上げます。この件に関しては、これで結構でございます。

次に、消防行政についてでございます。

令和3年12月定例会において、行徳地域における消防救急の現状と今後の消防救急活動の考え方について一般質問いたしました。その際、行徳地域の災害状況について、市川市、他の3消防署と比較して、南消防署の管轄する災害件数が火災、救助、救急などにおいて件数が一番多いとのことでした。また、行徳地域は大規模な倉庫や工場が建ち並び物流の一大拠点となっており、交通量も多く、臨海部には石油コンビナートがあり、火災が発生した場合、消火活動が困難になることが予想されます。本市の3分の1に当たる16万5,000人の方が行徳に暮らしているため、ここに暮らす方々の安心、安全を守るために消防救急機能の向上が必要となります。

12月の定例会で、そのためには南消防署建て替えとその機能を強化することが必要だと思いましたが、その際の答弁で、南消防署の建て替え候補地について、民有地についても範囲を広げて検討を進めているということでした。

そこで、その後の進捗状況についてお伺いします。

○松永修巳議長 本住消防局長。

○本住 敏消防局長 お答えします。

南消防署の建て替えにつきましては、老朽化による単なる建て替えではなく、行徳地域の消防力の充実強化を図る消防行政の重要課題、懸案事項として捉えております。また、南消防署を市南部地区の消防防災拠点として整備するためには、消防庁舎の建て替えだけではなく、緊急消防援助隊などの応援部隊の集結場所、宿営場所のほか、災害対策用自家給油所、ヘリポート、防災倉庫などを整備し、地域の安全、安心の要としての消防防災機能を強化する必要があることから、移転先の選定には相応の敷地面積や消防署、出張所の配置など、警備体制を考慮しながら進めてきたところでございます。しかしながら、公有地からはなかなか適地が見つからなかったことから、民有地まで選択肢を広げて検討してきたところ、候補地として立地条件や敷地面積に適した土地が見つかったことで地権者との交渉を進めることが可能となりました。これにより、市民の安全、安心につながる市の重要施策であるこの事業について、行政経営の視点から総合調整を図る必要が生じ、まず、南消防署の移転建て替えに合わせて拠点機能と防災機能を備えた南部消防防災拠点施設を設置して、地域の安全、安心と災害に強い安全な町を実現すること、次に、南消防署が移転した跡地に出張所を新設し、1署3出張所体制とすることで消防力の充実強化を図ることの2点を全体構想とした市川市南部地区消防防災施設整備事業計画について、先月、行政経営会議に諮ったところでございます。その結果、地域に根差した身近で開かれた施設とすることといった様々な意見をいただき、庁内合意が図られたところでございます。現在は地権者との交渉と合わせ、関係部署と

連携調整を図り、本事業の完成に向け着実に前進させているところでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 青山議員。

○青山ひろかず議員 御答弁ありがとうございました。行徳地域の消防救急体制の充実をさせるために大規模な消防拠点をつくることは私の悲願であり、行徳に住む方々の願いでありました。また、ここまで御尽力をいただいた皆様には大変感謝申し上げます。

御答弁にあったように、新しい施設には緊急消防救助隊などの応援部隊の集結場所やヘリポート等を備えた大規模なものとなりそうです。これが完成すると、市川市は近隣だけでなく、遠方地域との連携も可能となり、消防救急体制機能が大いに向上すると考えられます。また、南消防署跡地には出張所が新設されるということで、行徳地域の消防力は格段に上がると思います。

それでは、このような充実した消防救急体制が具体的にいつできるのか、南消防署の移転及び跡地を出張所とするスケジュール等、今後の進め方についてお伺いします。

○松永修巳議長 本住消防局長。

○本住 敏消防局長 お答えします。

事業のスケジュールでございますが、南消防署移転建て替えにつきましては、まず用地取得に向け、地権者の方と交渉を進めてまいります。併せて財政部と必要な予算措置について調整を図りながら進め、地質調査、基本設計、実施設計、工事着工のスケジュールにのっとり完成を目指すこととなります。

なお、今のところ用地取得から完成までは、おおむね4年から5年かかるものと見込んでおります。

また、出張所の新設につきましては、南消防署の移転後、その跡地に建設する構想でありますが、建物の用途などにあっては地域の実情に見合った施設とするなど、今後様々な検討を加えていく必要があると考えております。

今後の進め方につきましては、南消防署の移転、行徳出張所の建て替え、新出張所の建設と、それぞれの段階において適宜関係部署と調整を図りながら進めてまいります。本事業はまだ緒についたばかりでございますが、消防局といたしましては、市民の皆様の安全、安心につながる本事業の実現に向け、しっかりと取り組み、完成へと進めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 青山議員。

○青山ひろかず議員 どうもありがとうございました。このように、南地区の消防力が格段に向上することは大変うれしいことであります。ぜひとも早急に進めていただきたいというふうに思っております。

それでは、最後に市長、消防機能強化について一言お願いします。

○松永修巳議長 村越市長。

○村越祐民市長 この行徳地区の防災力、消防機能の強化に関して、先生におかれましては、熱心に問題提起、後押しをいただき、この場をお借りして感謝申し上げます。

やはり行徳の市民の皆様からすると、お隣が浦安でありますので、人口もほぼ同じぐらいということで、行徳地区の市川市民の皆様様の様々な課題に関して、北部と遜色がないようにしなければいけないということで事業を行ってまいりました。特にこの消防機能の強化に関しては、浦安と比べると、まだ浦安のほうが機能が大きいところがあります。ですので、浦安と比べて遜色のない体制をいち早くつくるのがとても大事だというふうに思います。

もとより災害に強い町、防災機能が優れた町、強靱なまちづくりということが長く市川の町を選んで住み続け

ていただく一番大事な要素でありますし、そこのまちづくりを市が怠ることはあってはいけないというふうに思いますので、今、消防局長から具体的なスケジュールが示されました。1つの課題は、候補地が決まったわけがありますけれども、地権者もぜひ行徳の皆さん、市に協力をしたいというお言葉をいただいています、場所を移っていただいて、その方々が事業を継続しなければいけないという課題もあります。ですので、なるべく早く南署の移転、防災力の強化が成就できるように一生懸命力を尽くしてまいりたいというふうに思いますので、引き続きの御協力をお願いしたいと思います。ありがとうございます。

○松永修巳議長 青山議員。

○青山ひろかず議員 ありがとうございます。ぜひとも早急に着実に進めていただきたいと思っております。

これで私の一般質問を終わりにいたします。ありがとうございます。

○松永修巳議長 この際、申し上げます。鈴木雅斗議員による一般質問形式の質問につきましては、同議員が出席停止となっておりますので、行わないこととし、次に移ります。

次に、代表質問を行います。

立憲民主・社民、かつまた竜大議員。

〔かつまた竜大議員登壇〕

○かつまた竜大議員 皆さん、こんにちは。立憲民主・社民の代表質問を行います。総括質問者として私、かつまた竜大、最初に質問させていただきます。初回総括2回目以降一問一答ということでよろしく願いいたします。

通告に従いまして、まずは施政方針からです。

施政方針の中の「将来都市像の実現に向けて（主な施策）」の(3)といたしまして、「安全で快適な魅力あるまち」とございます。下水道総合地震対策事業の概要とマンホールトイレの運用について伺います。

こちらは2011年3月11日、東日本大震災のときに、隣の浦安市では下水道のマンホールが浮上する被害が生じたのは私も確認をいたしました。3月15日、新浦安駅の周辺、舞浜駅の周辺、また市川市内では塩浜中学校を見てまいりましたが、マンホールが本当に持ち上がっている、飛び出ていると、そういう液状化の被害の状況を見てまいりました。このように、下水道施設が地震による被害を受けると市民生活に甚大な影響を及ぼすと考えます。

そこで、本市で現在行っている下水道総合地震対策事業の概要について伺います。

また、実際に災害時にマンホールトイレを使用する場合、誰がどのように運用するのか伺いますが、特にこのマンホールトイレに関しましては、私、以前、小学校区防災拠点協議会のメンバーであったんですが、その参集訓練の際に、メンバーの方からこういったマンホールトイレを学校にも整備をしてもらいたいという要望が出ておりましたので、まずは下水道総合地震対策事業の概要と、そして、このマンホールトイレの運用について伺いをしたいと思います。

続きまして、同じく施政方針から「将来都市像の実現に向けて」の(4)「人と自然が共生するまち」ということで、これは読ませさせていただきますが、8ページからです。「じゅんさい池緑地では、水源の水量が少なくなることによる水質の悪化を防ぐため、新しい井戸を増設することで水辺の生物や植物の生育環境を維持します」となっております。この新しい井戸の増設に関して概要と課題をお伺いしたいのですが、まさにこのじゅんさい池緑地では、水源の水量が少なくなることによって水質の悪化が問題となっております。これは議会の中でも、何人かの方が過去にも質問されているかと思いますが、私は新たな井戸が増設されることは大変よいことであると思っております。新しい井戸の増設に関しまして伺いをしたいと思います。

続きまして、今度は教育行政運営方針のほうに行きます。運営方針の中の『人をつなぐ 未来へつなぐ 市

川の教育』の実現に向けて（主な施策）」の(2)番でございます「学校における学び」の中の3ページ、「国際化の進展に伴い増加している、日本語指導を必要とする児童生徒が日本の学校生活に円滑に適応できるよう、通訳講師の派遣やAI翻訳機を活用し、日本語指導をはじめとした学習支援の充実を図ります」となっています。

今、市川市は人口50万人です。その中で外国人の方は約1万7,000人とされておりまして。今のコロナ禍という状況で、外国人の方が人工的に増えるという状況はないかもしれませんが、まさしくコロナ後においては、日本は少子高齢社会の中で、外国人の方にお仕事等をお願いしないと成り立たないと。例えば介護の仕事などがございすけれども、そういった状況の中にあります。当然、そういった中で、家族と一緒に日本に住まわれる外国人の方もいらっしゃるわけでありまして。日本語指導を必要とする児童生徒の現状と日本語指導をはじめとした学習支援の概要について伺います。

続きまして、当初予算案説明からお伺いをしたいと思います。

すばらしいこの本、当初予算案説明の57ページです。外環道路菅野上部整備事業ということで、もう既にこちらは、それこそ直前の緑風会第1の竹内代表が質問されておりました。また、その前の先順位の方も質問をされておられますので、もうかなり聞かれてしまっているような状況でございます。これに関しましては一応私も上げられておられますので、まずは整備事業の概要について。

そして伊としましては、バス路線新設の進捗状況と大型車待機場所の運用についてということで書いておられますが、先ほどの先順位の方の竹内代表の質問で、大型車待機場所の運用についてはほぼ聞かれておられますので、これは結構でございます。残るバス路線新設の進捗状況についてお伺いをしたいと思います。

ちなみに、この外環道路の菅野上部整備事業、私は外郭環状道路特別委員会に以前所属していたときに、今でもそうでございますが、蓋架けという状況を2回ほど見に行った記憶がございます。第二京阪の蓋架けということで見てまいりました。また、既に答弁をお聞きしておりますけれども、パークアンドライドの質問も過去にさせていただいております。私が初めて議員になった最初の議会、2007年、平成19年の6月定例会において、また、2018年も2月定例会においてパークアンドライドの質問をさせていただきましたが、それが今回実現すると。25台の駐車場ということでお聞きしておりますが、非常によかったなど。まさにこういう時代が来たのかなという思いであります。それとともに、この蓋架けの問題に関しましては2018年の9月定例会で質問しております。ようやく完成に至るのかなと、そういう思いでございますけれども、お伺いをしたいと思います。

続きまして、これは住まい・まちづくり行政と地域振興についてということでお伺いをさせていただきたいと思っております。これはマンションに関する質問でございます。過去、マンション問題に関しましては何回か質問してまいりました。その経過等も聞きたいということで今回上げさせていただきました。

まず(1)としましては、マンション管理士派遣事業の現状と課題について。

市川市では、マンション管理士を分譲マンションの管理組合に派遣し、維持管理の問題等についてアドバイスする事業を実施しております。5年前にも質問しましたが、改めてその後の派遣状況と、5年が経過した中でマンション管理の新たな課題について伺います。

(2)といたしましては、分譲マンション実態調査の内容と結果についてでございます。

(1)と同様に、平成27年度に実施しました分譲マンションの実態調査から5年が経過し、一昨年でございますけれども、令和2年度に実施されました調査について、過去の調査と比べてどのような変化が見受けられたのか。また、その実態調査から見える今後の方向性について伺います。

最後です。(3)といたしまして、マンション居住者の自治会加入促進に関する対応と現在の状況についてでございますが、マンションが新築をされても、居住者の方は地域の自治会には入らないということが多くあります。私は、この地域の自治会に加入をしてもらって地域とのつながりを持つということがとても大切である、必要であ

と考えています。この問題に関しましても過去質問しておりますけれども、マンション居住者の自治会加入の対応と現状についてお伺いをしたいと思います。

以上、立憲民主・社民の代表質問形式の中の総括質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○松永修巳議長 質問は終わりました。

答弁を求めます。

高久水と緑の部長。

○高久利明水と緑の部長 私からは施政方針の(1)、(2)についてお答えいたします。

初めに、(1)「安全で快適な魅力あるまち」の下水道総合地震対策事業の概要とマンホールトイレの運用についてでございます。大規模地震時における下水道管渠の被害は、地震の揺れにより管渠の破断やずれが生じることで流下機能の喪失が考えられます。また、液状化が起きるとマンホールが浮上し、マンホールと管渠の継ぎ手部にずれが生じ、流下機能の喪失や交通の阻害要因となることから、公衆衛生や市民生活などに重大な影響を及ぼすことが考えられます。

そこで本市では、平成27年度に下水道総合地震対策計画を策定し、平成28年度から令和7年度までの10年間に整備すべき優先路線を定め、耐震化を進めているところであります。

なお、この事業は国の交付金対象事業であり、国費率は補助対象事業費の2分の1となっております。

本計画では、災害時の復旧の要となる緊急輸送路の交通機能の維持の重要性を踏まえ、緊急輸送路下の管渠の耐震化とマンホールの浮上防止対策の実施及び震災時の市民避難の拠点となる避難所となっている小学校の衛生環境の保持のため、避難所から流末までの管渠の耐震化を優先的に進めることとしています。また、学校等に整備しているマンホールトイレについては、災害時に学校が避難所となった際、施設のトイレが使用できなくなる場合に使用することを想定しています。したがって、このような状況になった場合でも避難所のトイレ環境を確保するため、耐震対策に合わせて災害時に迅速に設置できるマンホールトイレを計画的に整備することとしています。

続きまして、整備したマンホールトイレの運用についてですが、マンホールトイレは災害時に使用することとなりますので、被災した状況下でもスムーズな運用ができるよう、市の職員や施設管理者が事前にマンホールトイレの設置訓練などを継続して行ってまいります。

次に、(2)「人と自然が共生するまち」のじゅん菜池緑地の新しい井戸増設に関する概要と課題でございます。じゅん菜池は、区域北側にある水生植物池から通称中池及び下池と呼ばれる池が一体的な構造となっており、池の水は最上流の水生植物池から中池、下池へと流れ、下池から区域外に放出されます。じゅん菜池には現在6基の井戸が設置されておりますが、5基は水生植物池周辺に設置され、残る1基は下池に設置しております。水生植物池周辺にある5基の井戸のうち4基は、老朽化による破損により井戸内に土砂が流入してしまっており、ほとんど機能していないことから、夏場には水の滞留によりアオコの発生による異臭が問題となることもあります。現在、じゅん菜池では、千葉商科大学との包括協定の一つであるじゅんさい池プロジェクトにおいて定期的に水質が計測されていますが、水源の不足による水質の悪化が指摘されており、水質の改善が課題であると考えております。今回整備予定の井戸につきましては、水生植物池周辺に設置し、現在機能していない井戸4基分の水量を賄うもので、この井戸が整備されることで安定した水量が確保できることから水質が改善され、水辺の植物や生物の生育環境の向上につながるものと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 小倉学校教育部長。

○小倉貴志学校教育部長 私からは教育行政運営方針に関する御質問にお答えします。

初めに、日本語指導を必要とする児童生徒の現状についてです。本市の公立幼稚園、小中学校における日本語指導を必要とする園児、児童生徒は過去5年、増加傾向にありましたが、現在は新型コロナウイルスの感染拡大に伴う入国制限の影響により一時的に減少しております。それでも、本年度は200名程度の園児、児童生徒が日本語の指導を受けております。地域的な傾向としましては、東京メトロ東西線沿線に集中してはいましたが、最近ではJR総武線沿線の幼稚園、学校にも増えてきました。

次に、日本語指導及び学習支援の概要についてです。外国から年度途中で編入し、日本語指導を必要とする児童生徒に対しては、学校生活適応支援として市川市国際交流協会の協力をいただき、市内小学校3校において就学前日本語指導教室を実施しております。入学後は派遣申請のあった公立幼稚園、小中学校等に通訳講師を派遣し、日本語指導や学校生活への適応支援、学習支援等を行っています。また、日本語指導を必要とする児童生徒が多く在籍する小中学校等には県費による加配教員を配置し、日本語指導教室、いわゆるワールドクラスを設置しています。令和3年度は小学校5校、中学校2校、義務教育学校1校に設置しておりますが、県費の職員に加え、本市におきましては、市費会計年度任用職員を6校に配置し、学習指導等を実施しております。

なお、ワールドクラスにはAI翻訳機ポケットを貸与しており、日常的な学習支援に使用するほか、通訳講師不在時や急な生徒指導等の対応などに使用しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 私からは大項目、当初予算案説明のA及びイについてお答えします。先順位者への御答弁と重なる部分もありますが、御了承願います。

初めに、アの菅野駅周辺整備事業の概要といたしましては、これまで外環道路の蓋架け上部を利用して公園や駅前の施設を計画してまいりました。その施設の概要といたしましては、駅北側には大型車待機所、駐車場、タクシープール、駐輪場を整備いたします。また、南側にはタクシープールと駐車場を整備いたします。

次に、イのバス路線新設の進捗状況でございます。この地域では、京成バス株式会社が市道0124号、通称菅野通りにおいて、JR線の市川駅と本八幡駅及び市川駅と市川学園を結ぶ路線バスを運行しております。菅野駅の乗り入れにつきましては、京成バス株式会社によりますと、コロナ禍によりバス利用者が減少したため、現在の系統における運行便数の維持を最優先としており、現段階においては検討に至っておりませんとのことでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 川島街づくり部長。

○川島俊介街づくり部長 私からは大項目、住まい・まちづくり行政と地域振興についての(1)、(2)についてお答えいたします。

初めに、(1)マンション管理士派遣事業の現状と課題についてです。分譲マンションは、一般的に区分所有者による管理組合から委託された管理会社において建物の維持管理が行われているところでございます。しかしながら、区分所有者の多くは、建物の維持管理等に必要な専門知識や経験を有していないことや、意識、価値観などが異なる区分所有者間の合意形成が必要であることなど、分譲マンションならではの特殊性がございます。加えて区分所有者の高齢化や管理組合の役員の担い手不足といった運営上の課題や不安要素を抱えている分譲マンションも多くなってきております。これらのことより、本市では平成23年度より分譲マンションの管理組合などに適正な管理運営ができるよう、マンション管理士の派遣事業を行っています。この事業は、本市が千葉県マンション管理士会と覚書を取り交わし、登録されている管理士を1組合当たり年間5回まで無料で派遣するものがございます。派遣実績でございますが、令和元年度が14回、令和2年度が9回、今年度は1月末時点で15回と

なっております。

これまでの主な相談内容につきましては、管理組合の運営方法や管理規約の見直しといったものが大半でございました。しかしながら、築年数が経過したマンションの増加に伴い、昨今の傾向といたしましては、長期修繕計画の作成方法や大規模修繕に関する注意事項など、建物の改修方法を課題とした相談が見受けられるようになってきております。このようなことから、マンション管理の派遣事業を御利用された管理組合からは、無料で専門家のアドバイスが受けられるので今後も利用したいとの意見をいただいております。本市といたしましても、適切なマンション管理の支援や指導につながるとともに、本市におけるマンションの実態把握を進めるためにも、今後もマンション管理士の派遣事業を継続して活用してまいります。

次に、(2)分譲マンションの実態調査の内容と結果についてお答えします。

本市では、安全で快適な住環境づくりの施策検討の基礎資料とするために、分譲マンションの現状と課題について、平成12年度から5年ごとの実態調査を行い、令和2年度に5回目の調査を実施いたしました。今回の調査方法といたしましては、本市からマンション管理組合の理事長宛てに調査票を郵送し、御記入後に返送していただく郵便調査で実施いたしました。調査対象は、令和元年12月末までに建てられた3階建て以上の分譲マンションとしており、市内745棟が対象となり、その回収率は43.5%となっております。

前回、5年前の調査結果との変化でございますが、前回は昭和56年以前の旧耐震基準の分譲マンションを対象としておりましたので、今回の調査結果と単純に比較はできないものの、変化のあった特徴的な項目といたしましては、マンションの総戸数に占める空室率で、5年前の3.4%に対して今回は1.7%と半減していること。大規模災害に備えて定期的に防災訓練を実施しているが、5年前の43.9%に対して今回は68.2%と24.3ポイントの増となっており、改善傾向が見受けられます。一方で、長期修繕計画を作成していない管理組合が全体の1割程度あり、また、3か月以上管理費などを滞納している世帯があると答えた管理組合が全体のおよそ3割近くあることが分かりました。

これらの結果を踏まえた今後の方向性についてでございますが、築年数が経過したマンションがさらに増加していくことで、大規模修繕工事や耐震改修を問題とする管理組合が増加していくものと考えております。加えて管理組合の運営に関心が低い区分所有者の増加により、建物の適正な維持管理に必要な管理費や修繕積立金などの不足も深刻な問題となってくるものと懸念しております。このことから本市といたしましても、マンション管理士の派遣事業の拡充や、国や県などのマンション関連制度の情報を注視するとともに、新たなマンション施策の検討や維持管理への適切な支援に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 市來市民部長。

○市來 均市民部長 私からは住まい・まちづくり行政と地域振興についての(3)マンション居住者の自治会加入促進に関する御質問にお答えします。

マンション居住者の自治会への加入につきましては、マンション自体が自治会を組織している場合はマンションの自治会に加入し、組織されてない場合は地域の自治会に加入することとなります。独自の自治会を立ち上げていないマンションの場合については、地域の自治会が居住者に対して、自治会への加入について説明を行うこととなりますが、新築マンションはほとんどがオートロック付きのマンションとなっており、インターフォンにて断られたり、管理人に協力を求めてもなかなか応じてくれないなど、活動に苦慮していると聞いております。そのため、マンション居住者の自治会への加入の促進策として、マンション事業者に対して加入促進リーフレットを配付しております。

また、新築マンションの入居の際が自治会への加入のよい機会と捉え、マンションの新築情報を得た際に入居

者説明会で配付されるチラシに自治会への加入のお願いを掲載できないか、地元自治会とともにマンション事業者と交渉しておりますが、現在のところ、残念ながら掲載には至っておりません。自治会への加入に当たっては、効果のあった事例や取組をまとめた自治会加入促進マニュアルを本市と自治会連合協議会とで作成しており、皆様に活用していただいているところでございます。今後もマンション住人の自治会への加入率向上により効果的な加入促進方法を研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 答弁終わりましたが、かつまた議員さんにお問い合わせなんですが、再質問は休憩以降にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。御協力ください。時間が時間ですので。

暫時休憩いたします。

午後 2 時46分休憩

午後 3 時20分開議

○松永修巳議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議事を継続いたします。

かつまた竜大議員。

○かつまた竜大議員 それぞれ答弁をお伺いしました。では、2回目以降一問一答で再質問をさせていただきたいと思います。

まずは、施政方針の(3)の「安全で快適な魅力あるまち」の中の下水道総合地震対策事業の概要とマンホールトイレの運用についてはお伺いをいたしました。まずは下水道総合地震対策事業のほうですが、ポイントとしましては、災害時の復旧の要となる緊急輸送路の維持と。それに伴った管渠の耐震化、マンホールの浮上抑制対策、そしてあと、避難所となっている小学校の衛生環境保持のためマンホールトイレ設置ということでお伺いをしました。このマンホールトイレは行徳の新井小学校に12基つくられるということですので、完成した後、見てみたいと思っております。

あと施政方針ということで、(2)のほうです。「人と自然が共生するまち」の中のじゅん菜池緑地、ここに新しい井戸を増設するという、こちらもお伺いしました。私は、これを非常に歓迎しております。ただ、この後、後順位の方も質問されるということで、この辺でとどめておきたいと思いますが、この(1)と(2)に関しまして防災という視点で見えていきますと、いろいろ興味深い点があると思います。

意見ということですが、つい先日、江戸川区の篠崎公園に行っていました。あそこは防災公園にもなっているんです。ちょうど江戸川を挟んで対岸にある篠崎公園でございますけれども、あそこに防災用の井戸があり、かつトイレ用の、あれは下水道とは別ですけども、大洲防災公園、広尾防災公園と同じような仕組みのいわゆる便槽というんですか、そこにトイレが設置できるようにということで、江戸川区の篠崎公園にもございましたが、あそこは25個つくられるようになっていました。ただ、大洲防災公園と広尾防災公園と違うのは防災井戸がついているところなんですよね。あれは非常に興味深いなというか、東京都では結構防災井戸をやっています、いろいろ調べてはいないんですが、ここ最近ですと、あと分かったのは、見てきましたけれども、荒川区役所です。本庁のところにも防災井戸がついていました。

以前、私も質問の中で、こういった防災井戸というものを提言させていただきましたけれども、流す水が必要なんですよね。ですので、マンホールトイレの場合、小学校の受水槽の水を使うという方法があると思うんですけども、何かのための防災井戸というのは今後やはり考えていただければと思います。小塚山公園のほうにはつくっていただいたということでとても感謝しておりますが、実際の避難場所における防災井戸というのも、

井戸がもし掘って出るのであれば使えるようにしてもらえればなという思いがあります。それとともに、じゅん菜池緑地の井戸に関しましても、何かあったときに防災用の井戸としても使えるような形にならないか。そこは要望といいますか、意見として述べさせていただきたいと思います。

施政方針に関しましては以上でございます。

続きまして、教育行政運営方針に関してでございます。学校教育部長の答弁、お伺いをいたしました。非常に興味深い答弁でございまして、特に最近ではJR総武線沿線の幼稚園、学校にも外国人の方の子どもさんが増えてきました。まさに私、2年前でしょうか、同じような御相談をいただきまして、幸いそこは中国人の御夫妻の子どもさんなのですが、早い段階で小学校に上がる数年前から来ていたということで、子どもの場合、非常に環境に適応するというか、言葉も覚えるのが早いということで、あまり困っていらっしやらなかったようなんですけども、まさに今、答弁にあったようなことが起きているのかなということを感じました。

そこで、答弁の中でいろいろと教わったわけでございますけれども、少しお聞きしたいことがあります。まず、ワールドクラスということで聞きました。日本語指導教室ということですが、こちらが8校あるということでありましたので、学校名などもお伺いをしたいと思います。

あと、その8校に貸与されておりますAI翻訳機ポケットですね。それに関して、その有用性を聞きたいと思います。よろしく申し上げます。

○松永修巳議長 小倉学校教育部長。

○小倉貴志学校教育部長 令和3年度のワールドクラス設置校は、行徳小、新浜小、塩焼小、富美浜小、南新浜小、第七中、大洲中、塩浜学園の8校となっております。また、市費負担会計年度任用職員の配置校は宮田小、鬼高小、大洲小、第六中、富美浜小、塩浜学園の6校で、富美浜小、塩浜学園においては、支援を要する児童生徒数が多いことから、県費の教職員と市費負担会計年度任用職員の2人体制で臨んでいます。ワールドクラスには、中国語、タガログ語、ネパール語、ヒンディー語などを母語とする児童生徒が多く在籍しているため、AI翻訳機が必要となります。昨年度末に調査を実施したところ、学校からは、指導や児童生徒とのやり取りについて大変有用であるとの回答をもらっております。回答の中には、指導者と児童生徒とのコミュニケーションが1層取れるようになったことで児童生徒の笑顔が増えた、会話がスムーズにできることで授業内容が充実したなどの意見がございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 かつまた議員。

○かつまた竜大議員 答弁をお伺いしました。承知しました。やはり行徳地域に多いということで、そこは分かるなど。違うところは大洲中学の夜間学級ということで、大洲中の夜間学級、私も相当前ですけども、授業参観というか、お邪魔させていただきましたけれども、外国人の方が非常にたくさんいらっしやるということで驚きました。いずれにせよ、いろいろと努力されていると。県費の方々に加えまして市費負担、場合によっては2人体制でやっていたらいいということ非常にありがたいと思います。

また、ポケットのこともお伺いしました。非常に便利に使われているということで、肝心のポケット、私も使ってみたいなと思ったんですが、結構いいお値段するんですよね。3万円以上なんですかね。ということで、すみません、まだ使わせていただいたことがないんですけども、機会があれば、私もこのポケット、何かの機会に使ってみたいなと思います。いずれにせよ、まさにこういったICT機器が非常に進化しているという中で、それをうまく活用されているなということがよく分かりました。

ただ、やはり気になるのは、最初の質問のときにも少し言いましたけれども、こういった行徳地域を中心に非常にしっかりと対応されているんですけども、問題としましては、このワールドクラスが設置されていない学

校へ入学や編入をされたお子様の場合、どのように対応されているのか。ワールドクラス非設置校における支援についてどのように対応されているのか、そこも聞きたいと思います。お願いします。

○松永修巳議長 小倉学校教育部長。

○小倉貴志学校教育部長 日本語指導を必要とする児童生徒が市内の小中学校等に入学や編入を希望された場合、ワールドクラス設置校への指定学校の変更も可能ですが、居住地によってはワールドクラスの設置されていない学校へ入学や編入する場合も出てまいります。ワールドクラスが設置されていない学校においては、通訳講師の母語による指導のほか、担任をはじめ管理職や担任外の教職員等が校内体制により支援に当たっております。担任外の教職員のサポートとしては、市費負担のスクール・サポート・スタッフが授業の中で個別に支援を行ったり、教務主任等が別室で指導を行ったりしています。支援を要する児童生徒の人数や日本語の学習到達状況を鑑みながら、引き続き県にワールドクラス設置に関わる加配を要望するとともに、市費による通訳講師の派遣など、市としてできる支援を行ってまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 かつまた議員。

○かつまた竜大議員 部長、お伺いしました。ワールドクラスが設置されていない学校においては、通訳講師の方、母語による指導のほか、担任の方、あと管理職や担任以外の教職員の方が支援に当たっていると。市費負担のスクール・サポート・スタッフ、SSSの方は授業の中で個別に支援をしたりと、そのようなことをお伺いしました。

いずれにせよ、先ほどの最初の部長答弁にありましたが、今、コロナ禍で止まっているような状況でありますけれども、今の日本の仕組みの中で、今後とも外国人の方は市川市においては増えてくるでしょうし、その子どもさんたちも増えてくる可能性は、コロナ後かもしれないけれども、非常に高いかなと思っておりますので、ぜひ今後ともこういった対応のほう、しっかりやっていただければありがたいと思います。今回いろいろとお伺いしましたが、非常に安心しましたので、今後ともよろしくお願いをしたいと思います。どうもありがとうございます。

続きまして、次の再質問に移りたいと思いますが、次は当初予算案の説明です。当初予算案の説明の57ページの外環の道路、菅野上部整備事業ということで道路交通部長から御答弁いただきました。既に先順位の方からいろいろと聞きましたので、よく分かりました。私は過去にも、この蓋架けの部分の質問をさせていただいたとお話をしましたが、当時の2018年、お話をしましたところ、平成32年、令和2年完成予定ということで、京成菅野駅のバリアフリー化が行われるというような答弁だったかと思いますが、結局、それも今、2年延びています。今年の4月にはということで、私も京成菅野駅、見てまいりました。降りまして、特に北側のほうをいろいろと見させていただきましたけれども、あそこは、まだ私が行ったときは本当に工事している最中で、駅に近いところは全然入れなかったんですが、外から見たような感じ、また駅のホームから見たような感じでした。そして、駅を降りて北側、公園のほうからのぞかせていただきましたけれども、あそこは北側の公園もクロマツが移植されたりとか、しっかりと整備をされていると。あれは道路事業者側のほうが整備をしたという形かと思っておりますけれども、一体的な整備ということで、やはり大事なのは京成菅野駅のバリアフリー化に合わせて、あそこを整備する、完了するということが課題かなと思います。部長の答弁、よく分かりましたので、あとは今後どういう形になるか、非常に楽しみにしております。市川でもパークアンドライドが進むということで、どのような展開となっていくか。

ちなみに1件御紹介したいんですが、私は公共交通をもっともっと促進していくべきだという考えであります。これは環境問題、脱炭素という中で、自家用車を使用するよりも公共交通、鉄道、バス、タクシーを利用し

たほうがいいという考えを持っておりますけれども、あそこには北にも南にもタクシーがプールといますか、できると。さらには、バスとして使えるんでしょうかね。大型車のそういう場所ができるということが今回の質問の中で分かったわけですが、そういった、例えば肝心の、あと京成バスに関しては今事業に関して非常に厳しい状況なので、私が外環委員会のときには、あそこにバス停ができるという話でしたけれども、できないということが分かりました。これはもう情勢的に仕方がないですね。

ただ、バス会社さんなどは、例えば観光バスなどはいろいろと努力されております。京成バスの場合、観光バスは京成バスシステムのほうが担っておりまして、京成バス本体としては、成田と羽田を結ぶバス、成田または羽田に行くバスを高速バス中心にやっているかと思いますが、あの高速バス事業はコロナ前と比較すると売上げが9割落ちたみたいな話も聞いておりますので、ぜひバス会社さんが例えば観光バスを待つようなスペースとしても使えるようにいろいろと工夫をして、そういったバス会社さんがいろんな形で営業にプラスになるように市としても協力をしてもらいたいなど、そういう思いであります。

また、先々、コロナ禍が終了してエンデミックですか。そういう状況になってくれば、またあそこから京成バスがバス停をつくりたいというお話になるかもしれませんので、そのときにはぜひぜひ、また推進をしてもらいたいなど、そういう思いでありました。質問、お伺いしました。再質問はございません。

続きまして、最後、住まい・まちづくり行政と地域振興についてということであります。

最初に、マンション管理士派遣事業の現状と課題についてということで(1)の答弁いただきました。よく分かりました。特に注目すべき答弁としましては、最近の質問の内容が、以前は管理組合の運営方法や管理規約の見直しが大変であったということが、最近では長期修繕計画の作成方法とか大規模修繕に関する注意事項など、建物の改修方法を課題とした相談が見受けられるようになってきたと、こういうことをお聞きしたわけでありました。これは非常に興味深いことで、よく分かりました。私もマンションの住民でございまして、管理組合役員を今でもやっております。それこそ、この管理士派遣事業を使わせていただきましたが、私が利用させていただいたときは、まさに規約の改正ということで、民泊駄目ですよということの規約にしたいということで、最初、この事業を使わせていただいて、そこで御紹介していただいた管理士さんの方にその後お願いをしたと、そんな経過がありまして、非常に助かったなという思いがあるんですが、最近は相談の内容が変わってきたということで、今、市川市内には、要するに年数が経過したマンションがたくさん増えてきたということなのかなと。20年、30年、40年と、そういうマンションが増えてきたということを現しているのかなと思います。いずれにせよ、こちら、(1)のほうは了解しました。

また、関連ということで次に移りたいと思いますが、(2)の分譲マンション実態調査の内容と結果についてということで、こちらの答弁お伺いしました。私も、ざっとですけれども、こちら読まさせていただきました。いろいろと参考になりまして、こういった報告書があると、この存在自体を知らないマンションの管理組合の方々も多いのかなと思いますので、こういった丁寧な報告書を作っているということ、より多くのマンション管理組合の理事長さんたちに知ってもらいたいと思います。答弁のほうもよくよく聞かせていただきまして、いろんなことが分かりました。ちょっと驚いたのは空室率が半減していることであたりとか、それぐらい市川市内のマンション、まだまだ人気があるのかなと。令和2年の段階でございましてね。あと、防災訓練を実施しているところが24.3ポイント、相当増えましたね。約70%ということで、それだけマンション住民の皆さんも防災に関しての関心が高くなっているということなんですか。

それと非常に気になったのが、やはり長期修繕計画を作成してない管理組合が全体の1割程度、12.3%あるということです。ここはすごい気になりましたが、もしかしたら築年数が浅いマンションなのかなと。ただし、私はマンション住民で分譲マンションに住んでおりますけれども、修繕積立金を払う際において、やはり長期修繕

計画があって、それに対しての修繕積立金なわけでありますから、本来的には長期修繕計画がないのはおかしいかなと思いますので、ぜひぜひこういったところ、(1)と(2)は、そういった意味ではつながっているといいますか、分譲マンション実態調査の中で分かったこと、そこで課題をマンション管理士派遣事業の中で解決していただくと、こういう方向に行っていただければありがたいなと思います。

さて、そういった中で、この(2)のほうに関してでございますけれども、もう少し詳しく聞きたいと思うんですけども、今少しお話をしましたが、今後増えてくる年数の経過したマンション、高経年マンションの課題や、あと管理不全のマンション問題は市民生活への影響も大きいとともに、本市にとっても重要な課題と考えております。そのようなマンションに対しまして、本市として何かサポートできるような施策は考えられないでしょうか、お伺いしたいと思います。

○松永修巳議長 川島街づくり部長。

○川島俊介街づくり部長 お答えいたします。

御指摘のとおり、今後、築年数が経過した、いわゆる高経年マンションの増加に対する課題や管理状況の不全なマンションの問題に対する取組が重要であるものと認識しているところでございます。今後は、この分譲マンション実態調査結果を活用して新たなマンション管理の課題を研究していくとともに、国や県などが実施するセミナーなどで情報交換を積極的に行い、適切なマンション管理の推進につながる有用なサポート施策を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 かつまた議員。

○かつまた竜大議員 街づくり部長、お伺いしました。了解しました。

あと課題としましては、やはり民間の方というか、市川の場合ですと、私は、きっかけは市川市マンション管理組合協議会の皆さんの活動の中でマンションの勉強会をしたという経過がございます。こういったところへの支援もぜひぜひやっていってもらいたいなと思っております。

(1)、(2)は以上で結構です。

続きまして、最後の(3)のほうに行きたいと思います。マンション居住者の自治会加入に関する対応と現在の状況についてということで、答弁、市民部長からお伺いしました。どうもありがとうございます。答弁聞いておりますと、やはり新しいマンション、新築マンションの場合は難しいのかなという思いがしました。実際、自分がどうだったかなと。最初、マンションを購入したときとか、そういったときのことを考えると、最初、新築の段階ですと、自治会に加入してもらおうというのは、今、私は非常に難しいと思っております。いろいろやっていただいて、こういうことを言うてしまうのはちょっと失礼なんですけど、ただ、何かしら努力をして何とか入っていただければなと思っております。

そういった意味で今思うのは、もっと自治会に加入することのメリットというのかな、そういったものを明確にすれば、マンション居住者の方々も自治会に加入しようと、そういう加入率も上がるのではないかなと思うんですけど、そこに関しましてお考えをお伺いしたいと思います。

○松永修巳議長 市來市民部長。

○市來 均市民部長 お答えします。

マンションの居住者は市外から転入される方も多く見受けられ、居住者の状況によっては地域とのつながりが希薄になり、孤独になることが心配されます。地域の自治会へ加入することは、回覧板などを通して地域の情報や市の情報を入手できるほか、夏祭りや餅つき大会など、地域の交流に参加することで近所の方と顔見知りになり、子育てや介護、災害時などに助け合う、いざというときの支え合いにつながる大変メリットのあることだと

考えております。引き続き自治会加入のメリットを周知し、マンション居住者の自治会への加入が向上するよう、自治会と協力して取り組んでまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 かつまた議員。

○かつまた竜大議員 市民部長、お伺いしました。そうですね。自治会へ加入するということ、いろいろなメリットがあると思いますので、ぜひぜひそういった情報が伝わるようにしてもらいたいと思います。

私は今回、街づくり部と市民部に(1)、(2)、(3)ということで質問をさせていただきましたけれども、今私が思うのは、御提案ですが、マンションに住んでいても、今、この報告書の中で分かったように、あと管理士さんの派遣事業の中でも分かってきたように、相談をする事項としましては、大規模修繕工事のことなどが多いと。そうすると、築年数20年、30年、そういったマンションでそういう問題が発生しているのかなと。

そういったときに、例えばいろんな方が住んでいらっしゃるのので一概には言えないんですけども、やはり購入するボリュームゾーンってあると思うんですけども、大体40歳ぐらいの方がもし購入して、20年経過したら60歳、30年経過したら70歳ということで、そういう段階になってくると地域ともいろんなつながりができたりして、そういう中で地元の自治会というか、自治会に加入している人と知り合ったりとか、いろんなつながりができくと思うんです。そういった意味では市民部の皆さんにお願いをしたいし、そこで街づくり部の皆さんにサポートしてもらいたいのは、そういった築年数がある程度経過した、例えば20年とか30年経過したマンションに対しまして、改めて自治会の加入のお誘いをするような、そういう仕組みができないものかなと私は思っております。そこは街づくり部と市民部で横串を刺すではないですけども、連携していただいて、自治会の加入者がなかなか増えていかないとか、あと今、役員になり手がいないというのは本当に大きな問題だと思います。実際、私が住んでいる地域でも、そういう課題がございますので、ぜひぜひ市民部、街づくり部で連携をしまして、そういった課題に関しましても取り組んでいただければありがたいと思います。最後、要望とさせていただきます。

私からの代表質問形式の総括質問はこれをもって終了いたします。この後、中町けい議員の一般質問形式の質問に移りたいと思います。どうもありがとうございました。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 大変申し訳ございませんが、発言の訂正をお願いいたします。

先ほどの外環道路菅野上部整備事業における整備事業の概要に対する答弁におきまして、駅南側にはタクシープールと駐車場を整備いたしますと申し上げましたが、正しくは、駅南側にはタクシープールと駐輪場を整備いたしますでありますので、訂正をお願いいたします。

○松永修巳議長 ただいまの申出のとおり訂正を許可いたします。

次に、一般質問形式の質問に移ります。

中町けい議員。

○中町けい議員 会派立憲民主・社民の中町けいでございます。通告に従い、一問一答にて一般質問形式の質問を行わせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

まず、大項目の動物虐待事件についてです。

1番、事件発生後の対応について。昨年12月5日に大洲地区の土手沿いにて、飼い主がいない猫6匹が腹部などを切り裂かれたような状態で発見された動物虐待死事件が発生しました。私のもとにも事件発生後に市民の方より連絡があり、市はなぜこの事件を発表しないのか。残忍な事件であるがゆえに、子どもや人が巻き込まれることを懸念して早く発表されたほうがよいのではないかなど声が寄せられました。その後、事件から16日が経

過した12月21日には全国的に報道され、多くの市民が今回の事件を知るところとなり、注目されました。市川市では、12月21日の16時16分に市公式ツイッターにて、現在警察による捜査中であり、近隣パトロールを強化しております。動物の虐待は許されない犯罪です。目撃情報等がありましたら市川警察まで御連絡くださいと発信し、初めてこの事件に触れました。

そこで質問ですが、事件発生から16日後にマスコミが事件を取り上げてからコメントを発しておりましたが、なぜ16日の期間が発生したのでしょうか。

また、この間、どのような対応をしていたのでしょうか。この点についてお伺いをします。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 お答えいたします。

市には、事件の翌日に市民から問合せがございました。警察へ照会いたしましたところ、捜査中の案件のため、情報については非公開であるとのことでありました。そこで、市では今回の事件が報道されるまでの間、近隣の小中学校、保育園及び幼稚園の保護者に対し、警察の了承を得た上で注意喚起のメールを発したほか、青色防犯パトロールによる大洲地域の重点的な巡回や、江戸川の現場付近に通じる複数の路地に、動物虐待は犯罪である旨のポスターを掲示するなど、庁内関係課が連携し、対応いたしました。

以上でございます。

○松永修巳議長 中町議員。

○中町けい議員 事件を受けまして、周辺のボランティアの方が動物虐待防止のポスターを貼ったり、自治会に相談に行き、許可をいただいて、事件について目撃情報がある方は警察に御相談くださいという自前のポスターを作ったり、避妊・去勢手術を行わない、単なる餌やりを防止するためのマナーを守った猫への餌やりをしようなどのポスターを作って、動物愛護に対する地域の理解につなげるための活動をしていたり、私の目にはボランティアの方々のほうが精力的に動いているように見受けられました。また、私個人としまして、なぜ発表に16日もかかったのか、マスコミが取り上げていなかったら、ひょっとしたら何もコメントをしなかったのかと疑問に感じましたが、見方によっては、騒ぎ立てることによる2次被害発生防止効果もあるでしょうし、警察が捜査中のため情報非公開とのことで理解しました。

そこで再質問となりますが、事件発生後、県の保健所や警察とはどのような連携をしていたのか、お尋ねをします。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 市では、保健所と情報共有の体制の確認を行い、連携を図ってまいりました。警察に対しても、事件を公表する際などは情報提供をいただくよう依頼し、連携を図り対応してまいりました。

以上でございます。

○松永修巳議長 中町議員。

○中町けい議員 先ほどもお伝えさせていただきましたが、今回の事件当初より、市民の方から相談を受けておりました。そこで警察が主体で捜査している状況でもあったことから、昨年12月27日に守屋貴子県議を通じ千葉県庁に行き、千葉県警及び福祉課の担当者とは意見交換をし、早期の犯人逮捕及び安全対策に向けた警察機関との連携強化、動物虐待防止及び動物愛護に向けた取組の強化について、熊谷県知事宛ての要望書を提出してきた経緯でございます。その後、1月7日に千葉県から各市町村担当課長宛てに動物愛護並びに動物虐待防止について、いまだ県内で動物虐待が後を絶たない状況であるために周知への協力依頼が届いているかと思っております。ぜひ動物愛護並びに動物虐待防止についての取組の強化や周知の徹底をお願いしまして、次の質問に移ります。

2番、今後の対策について。これまでも市内で幾つもの動物虐待事案がありましたが、その多くがいまだに犯

人が見つかりません。今回の事件も、あれから2か月以上経過していますが、まだ犯人逮捕に至っていない状況で、今後も同様の事件や、場合によっては人が巻き込まれてしまうのではないかと懸念もあります。

そこで、動物虐待の再発防止や市民の安全対策において、県との連携も含めて今後の対策をどのように考えているのか、お尋ねをします。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 動物への虐待は、人に対する事件が起きる前兆として捉えられることもございます。動物虐待の再発防止対策といたしましては、今後も人の命が大切なように、動物の命についても、その尊厳を守るという動物愛護精神の普及啓発と併せ、動物への虐待は犯罪であることを様々な機会を通じ周知を進めてまいります。また、警察や保健所など、県の機関とも情報の共有と連携を図りながら町の安全、安心の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 中町議員。

○中町けい議員 今回、全国的なニュースとなり、私も反響の大きさに大変驚きました。これまでも市内では残忍な動物虐待事件があって、千葉県や市川市はどのような対応を行っているのか、これから再発防止に向けてどのような取組を行うのか注目されております。今回の事件では、私自身も県や市はどのように動いているのか伝わってこない、危機感もあまり伝わってこない、不満だという厳しい御意見も承ってきました。悪いのは当然このような事件を起こした犯人ですが、犯人が逮捕されない間は、どうしても県や市の対応に不満がいつても現実であります。多くの方が心を痛めた事件でありますので、引き続き再発防止に力を入れ、警察機関と密に連携し、早期の犯人逮捕に全力で取り組んでいただくことを要望させていただきます。

次に大項目、市独自の譲渡希望者と里親を結ぶためのマッチングシステムについてになります。

先ほどは動物虐待事件について触れましたが、問題は、飼い主のいない動物をどうやってこれ以上増やさずに新しい飼い主さんを見つけることができるかだと思います。これまでどおり避妊・去勢手術をしていくことも大切なことですが、並行して保護した動物をどう新しい飼い主さんにつなげるかということです。仮に保健所に保護をお願いしたとしても、最終的に飼い主が見つからないと殺処分の対象となる可能性がありますので、なかなか保健所にも頼りづらいと聞きますし、では個人が保護して飼うか、または次の飼い主が見つかるまで一時的に保護するにしても、餌や健康管理の問題など負担が大きかったり、お住まいの状況的に保護自体が難しい場合や、コロナ禍でなかなか譲渡会もしづらい状況が続く、既に何匹も保護している方々が市川にもいっしょや、手いっぱいな部分もあるとも伺っております。そもそも飼い主のいない動物だからこそ、虐待や遺棄などの問題が発生しやすいので、やはり新しい飼い主を見つけるための市独自の対応策が必要だと思います。

そこで、以前から度々要望しております譲渡希望者と新しい飼い主を見つけるための本市独自のマッチングシステムの導入に向けてのお考えについてお尋ねをします。

また、導入に当たり、どこが課題や障害になり得るのか、併せてお尋ねをいたします。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 お答えいたします。

市では、飼い主のいない動物を増やさないために、ペットの終生飼養と遺棄の防止について啓発を行うとともに、新たな飼い主を探すために譲渡会を主催したり、千葉県や団体が開催する譲渡会の案内をしております。また、飼い主のいない猫については、餌やふん尿の管理と不妊・去勢手術を行い、地域のルールに基づいて適正に飼育管理していくことにより、将来的に飼い主のいない猫をなくしていく地域猫活動を推進しております。動物のマッチングシステムにつきましては、飼い主が飼えなくなった犬、猫と里親希望者とのマッチングサイトを千

千葉県と財団法人千葉県動物保護管理協会がそれぞれ運営しておりますことから、市公式ウェブサイト等にて広く周知しております。これらのサイトは対象地域が広いことから、利用者数やマッチングの機会が多いため、より譲渡や譲受けの条件に合った里親や犬、猫を探せるというメリットがあります。また、近年は民間のアプリもありますことから、現在のところ、市独自のマッチングシステムの構築は考えておりません。

以上でございます。

○松永修巳議長 中町議員。

○中町けい議員 ありがとうございます。今、御答弁をいただいた県の2つのサイトについてですけれども、これまでこのサイトを経由した市内でのマッチングの実績について再質問させていただきます。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 千葉県動物愛護センターが運営しているシステムでは、令和2年4月1日の運用開始から令和3年12月末までの累計で、犬、猫の譲渡希望が591頭、飼い主の希望は476件あり、譲渡の成立は270件でした。このうち、市川市内の譲渡の成立は26件でございます。また、公益財団法人千葉県動物保護管理協会については、令和2年度の実績として、犬、猫の譲渡希望が609頭、飼い主希望は103件あり、譲渡成立は41件でした。こちらは市川市内の成立件数は不明とのことでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 中町議員。

○中町けい議員 実際に私もサイトを拝見しましたが、市川市から譲りたい方の情報は、犬と猫の出会いの場に猫が1匹、千葉県動物保護管理協会のサイトには写真の掲載していない12匹の猫が掲載してありました。千葉県動物愛護センターの犬と猫の出会いの場がトータル20か月で26件の成立ということは、月に1件ペースの成立率。千葉県動物保護管理協会のサイトの令和2年度のマッチングが県内全体で41件で、市町村別の成立数は分からないということでした。これは環境部さんには日頃から期待しているからこそ厳しい評価になりますが、私自身は、月に1件のペースの成立率に対して順調に稼働していると言えるほどの評価はできません。毎年、避妊、去勢の助成をしてもこのペースでしたら、飼い主のいない猫が増えていくペースのほうが明らかに多いと思うからです。

以前、中核市を目指すビジョンの中に、将来的には動物愛護センターという文言も拝見しましたが、中核市を目指す前に現時点の権限の中でやれることはどんどん進めて、何年以内には飼い主のいない動物はゼロにするくらいの目標と志をぜひ持っていただきたいと思います。

また、コロナ禍が始まって間もなく2年が経過しようとしておりますが、これまでの譲渡会の開催状況、今後の譲渡会の開催のめどはどのようになっているのかお尋ねします。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 犬の譲渡会につきましては、ボランティア団体が塩浜ドックランを会場として開催しております。令和2年度は新型コロナウイルスの感染状況により中止とした月もございましたが、計7回開催し、本年度につきましては12月末までに7回開催しております。猫の譲渡会につきましては、室内での開催であるため、令和2年度以降は感染拡大防止の観点から開催を見送らざるを得ない状況となっております。

そこで、本年2月には初めての試みとして、譲渡希望の猫の写真や特徴を記したプロフィールを里親希望者へ送付する書面譲渡会を実施したところであり、今後はこの効果を検証してまいりたいと考えております。譲渡会につきましては、今後も新型コロナウイルスの感染状況を見極めながら適切な時期に開催できるよう努めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 中町議員。

○中町けい議員 繰り返しになりますが、私は飼い主のいない動物を市で引き取ってくださいと言っているわけではなく、譲渡希望者と飼い主希望者を結ぶためのプラットフォームとなるマッチングシステムを提案しています。先ほど御答弁をいただきました書面譲渡会についても、試してみないと分かりませんが、そこまでアナログの方法で仲介するのであれば、システムがあったほうが職員さんの負担も軽くなると思います。

また、マッチングシステムの優れているところは、仮にコロナが続いて譲渡会が開催できなくても、理論上インターネットで24時間365日稼働ができ、万が一病気などの事情でどうしても飼い切れなくなってしまった場合に、飼い主が責任を持って新しい飼い主さんを探せるわけです。本市としては、県のマッチングサイトがあるから十分というお考えだと思いますが、市独自のマッチングサイトと譲渡会を連動することによって、サイトから譲渡会に来るきっかけにつながったり、成立率も増加するメリットや、譲渡希望者と飼い主希望者のやり取りや、トライアルにしても、お互いの住まいが近い方同士のほうが安心につながる側面もあります。

昨年の11月には、柏井町の姥山公園に10匹近くの子猫が段ボールに入って遺棄をされたとも伺っています。無責任な人間が、誰かがどうにかしてくれるだろうと置いていったのだろうと推測しますが、これも飼い主を見つけるツールがもっと浸透していれば、ひょっとしたら、また話は変わってくるかもしれません。昨年12月に発生した江戸川河川敷の痛ましい事件を契機に飼い主がいない動物を減らしていくには、市川市として何ができるのか。ぜひ動物愛護の先進自治体となる姿勢を示してほしいと願っていますので、この点をお願いしまして、次の大項目に進ませていただきます。

次に、大項目、江戸川周辺の諸課題についてお尋ねします。

1番、江戸川河川区域内道路の交通状況について。大洲地区周辺、江戸川土手沿いの江戸川河川区域内道路は、通常バイクや自転車は通行禁止となっており、バイク禁止の標示やカラーコーン等は見かけますが、いまだバイクの往来が多い状況だそうです。

そこで、市としてはどこまで認識し、どのような対応をしているのか。

また、近隣からどのような声が上がっているのかについてお尋ねをします。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

江戸川土手沿いの道路は、大和田2丁目地先の秣川排水機場から大洲3丁目地先へと続き、本市が国から河川法の占用許可を受け管理しており、市民生活に利用されている道路でございます。この江戸川河川区域内道路のうち、大和田2丁目地先から5丁目地先の約600m区間につきましては、住宅が接する道路として車両やバイクの通行が可能な道路となっております。また、これより市川側の大洲2丁目及び3丁目地先の区間につきましては、車両やバイクの通行は認めていないことから、道路センターに車止めやゲート状の柵を設置するとともに、さらに産業道路側から当該道路に接続する箇所においても車止めを設置し、車両の通行ができないものとしております。このように通行禁止の措置は行っておりますが、バイクの進入は構造上可能であるため、この区間ではバイクの通行が見受けられる状況でございます。しかし、この道路につきましては、両区間とも道路交通法が適用されていないことから、バイクの通行違反等の取締りができない状況となっております。

このような中、大洲2、3丁目地先の区間においては、沿道の市民の方からバイクの通行を認めてほしいとする御要望がある一方で、バイク通行禁止の周知をもっと徹底してほしいとの御意見も寄せられています。また、車両の乗り入れを希望する御意見も市に寄せられています。この区間は車両の通行を認めていない道路でありますことから部分的な乗り入れはできないことを説明しております。この区間におけるこれまでの市の対応といたしましては、平成29年頃、大洲地先沿道の市民の方から、バイクが通行し危険であるとの御意見を受けたこと

から国と協議し、歩行者等の安全確保の観点でバイク通行禁止の看板や電柱幕を設置し、周知を図ってきたところでございます。今後も引き続きバイクの通行状況等の把握に努め、必要に応じてバイク通行禁止の看板などの追加設置や沿道自治会に対しましてチラシ等を配布し、啓発を行ってまいりたいと考えております。また、車両につきましましては、誤って進入しないよう、既存の車止めの点検を定期的に行ってまいります。さらに、このような対応のほかにも、市ではパトロールなどを行い、国とも調整を図り、歩行者等の安全確保に努めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 中町議員。

○中町けい議員 丁寧な御答弁ありがとうございます。江戸川土手沿いの大洲2丁目及び3丁目地先の区間は、過去にも様々な経緯を経て現在は車両やバイクの通行は認められていないということで理解しました。この通りは日頃から散歩やウォーキングなどを行っている方々もおりますので、引き続き安全対策をお願いします。

また、同じく江戸川沿いの稲荷木地区の行徳橋信号機の下に位置する土手沿いの道路は幅員が狭く、さらに一方通行と交互通行が混じっており、車がすれ違いできず困っているという声をお聞きしますが、この稲荷木地区の土手沿いの道路の拡幅や安全対策はどのように考えているのか、再質問でお尋ねをします。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

稲荷木地区の行徳橋下にある土手沿いのこの道路も、市が河川区域内の占用許可を受け管理しており、稲荷木方向から進入した約50m区間は交互通行で、その先は新行徳橋の下まで一方通行となっております。御質問の交互通行の箇所につきましましては、現状、道路幅員が約4.6mで、電柱がある部分では有効幅員が約3.5 mとなっております。道路の拡幅についてでございますが、市内には当該箇所よりも見通しや交通量等の状況が悪く、拡幅が必要とされる道路が多数残されておりますことから、これらを順次整備している状況でありますので、この道路につきましましては、拡幅整備の優先度から見ますと必ずしも高くないものと考えております。拡幅以外の安全対策といたしましては、現状、この箇所の交差点には丁字路を示すマークやドット線などを既に設置しておりますことから、電柱を民地側に移設するなどの局所的な対応が考えられます。

なお、カーブミラーの設置につきましましては、現地は見通しがよい交差点であることから肉眼で確認するほうが安全と考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 中町議員。

○中町けい議員 この通りは途中までの間、約五、六十mが交互通行となっております。道路の幅員も狭く、電柱も道路側にあるためにすれ違いが難しく、双方向から車が来ると、恐らくどちらかが下がらないと難しいくらいの通りです。すぐの解決方法は難しいかもしれませんが、まごころゾーンでの対応や電信柱に譲り合い等の安全対策を講じてもらい、交通トラブルや安全対策に引き続き御尽力いただきますようお願いをしまして、次の質問に移ります。

2番、防犯対策について。同じく大洲地区や大和田地区の江戸川土手沿いの防犯対策について質問します。

江戸川土手沿いは夜になると暗く、特に空き巣に狙われやすいとの声を聞いています。実際、江戸川の河川敷は、江戸川土手沿いの住宅に比べますと小高い位置にあり、住宅によっては河川敷から家の中が見えやすい状況であったりします。

そこで、大洲地区の江戸川沿いの暗さ対策などはどのように考えているのか、お尋ねをします。

○松永修巳議長 市来市民部長。

○市来 均市民部長 お答えします。

大洲・大和田地区の暗さの対策といたしましては、地域の自治会が防犯灯を設置することで対応しており、防犯灯を設置した自治会に対して、設置及び電気料金に対して補助金を交付して支援しております。大洲・大和田地区の防犯灯の設置の現状といたしましては、防犯灯の設置数は1,305か所、そのうちLED灯が760か所、LED化率は約58%となっております。市全体の防犯灯のLED化率は約69%であり、この地区のLED化率が若干進んでいない状況がございます。明るさや暗さは、それぞれの方の感覚によるところが大きく、また場所などによって違ってくると思われますが、同じワット数では、LED灯のほうが蛍光灯よりも明るく、LED化率の低さが暗いと感じる要因の一つではないかと考えられます。

本市の防犯灯の設置への補助金の主な内容につきましては、現在主流となっているLED灯の場合で申し上げますと、設置に係る補助金は設置費用の95%、1灯当たり5万7,000円を限度に補助しております。蛍光灯を設置した場合よりも補助率や限度額を引き上げるなど、LED化を推奨し、将来的にはLED化率100%を目指しているところでございます。このことから大洲・大和田地区につきましても、この補助金を活用していただき、地域の防犯意識の高揚や安心、安全な環境の整備に役立てていただけるよう支援してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 中町議員。

○中町けい議員 大洲地区の江戸川河川区域内道路をはじめ周辺の方々から、先日の猫の虐待事件もあり、防犯対策上やバイクの往来による安全対策を強化してほしいという声をいただいております。また立地上、産業道路から江戸川が突き当たりとなっております、日頃から青パトも入ってこれないエリアとなっておりますので、どうしても防犯安全対策上、共に死角になりやすいエリアとのことで、特に防犯カメラの設置の要望も伺っておりますが、本市独自の財源での防犯カメラ設置の実現性について、再質問にてお尋ねをします。

○松永修巳議長 市来市民部長。

○市来 均市民部長 お答えします。

地域からの防犯カメラの設置要望につきましては、自主防犯パトロールを継続して1年以上行う自治会等が防犯カメラを設置する場合に設置費用の2分の1、1台当たり20万を限度に補助する制度を平成28年度より実施しております。今後もこの制度を活用していただき、地域における犯罪の抑止と体感治安の向上を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 中町議員。

○中町けい議員 地域から防犯カメラの設置の要望は自治会経由で上げてくださいという理屈は分かるんですけども、中には自治会に所属をしていない方や、マンションにお住まいになっていて、自主的にマンション内に防犯カメラを設置している様子も拝見します。市としても、自治会がない駅周辺に市の財源で防犯カメラを設置している箇所があるそうですが、駅前周辺以外にも防犯上死角になりやすいエリアは重点地区として、ぜひ市の判断と財源で検討していただきますよう要望させていただきまして、会派立憲民主・社民の質問を終了させていただきます。

○松永修巳議長 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後4時21分散会

第 6 日

令和4年2月24日（木曜日）

令和4年2月市川市議会定例会議事日程（第6号）

令和4年2月24日（木曜日）午前10時開議

- 第1 議案第55号 市川市個人情報保護条例の一部改正について
- 第2 議案第56号 市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第3 議案第57号 市川市国民健康保険税条例の一部改正について
- 第4 議案第58号 市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正について
- 第5 議案第59号 令和3年度市川市一般会計補正予算（第14号）
- 第6 議案第60号 令和3年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第7 議案第61号 令和3年度市川市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第8 議案第62号 令和3年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第9 議案第63号 令和3年度市川市下水道事業会計補正予算（第5号）
- 第10 議案第64号 令和4年度市川市一般会計予算
- 第11 議案第65号 令和4年度市川市国民健康保険特別会計予算
- 第12 議案第66号 令和4年度市川市介護保険特別会計予算
- 第13 議案第67号 令和4年度市川市後期高齢者医療特別会計予算
- 第14 議案第68号 令和4年度市川市下水道事業会計予算
- 第15 議案第69号 財産の減額貸付について
- 第16 議案第70号 財産の減額貸付について
- 第17 議案第71号 教育委員会委員の任命について
- 第18 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第19 諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第20 諮問第6号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第21 諮問第7号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第22 報告第36号 専決処分の承認を求めることについて
- 第23 報告第37号 専決処分の承認を求めることについて
- 第24 報告第38号 専決処分の報告について
- 第25 報告第39号 専決処分の報告について
- 第26 報告第40号 専決処分の報告について
- 第27 報告第41号 専決処分の報告について

（代表質問） 自由民主党 細田伸一議員

【一般質問形式】 かいづ 勉議員

緑風会 第2 松永鉄兵議員

【一般質問形式】 松井 努議員、石原みさ子議員

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第55号 市川市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第2 議案第56号 市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正に

ついて

- 日程第3 議案第57号 市川市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第4 議案第58号 市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正について
日程第5 議案第59号 令和3年度市川市一般会計補正予算（第14号）
日程第6 議案第60号 令和3年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第7 議案第61号 令和3年度市川市介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第8 議案第62号 令和3年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第9 議案第63号 令和3年度市川市下水道事業会計補正予算（第5号）
日程第10 議案第64号 令和4年度市川市一般会計予算
日程第11 議案第65号 令和4年度市川市国民健康保険特別会計予算
日程第12 議案第66号 令和4年度市川市介護保険特別会計予算
日程第13 議案第67号 令和4年度市川市後期高齢者医療特別会計予算
日程第14 議案第68号 令和4年度市川市下水道事業会計予算
日程第15 議案第69号 財産の減額貸付について
日程第16 議案第70号 財産の減額貸付について
日程第17 議案第71号 教育委員会委員の任命について
日程第18 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第19 諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第20 諮問第6号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第21 諮問第7号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第22 報告第36号 専決処分の承認を求めることについて
日程第23 報告第37号 専決処分の承認を求めることについて
日程第24 報告第38号 専決処分の報告について
日程第25 報告第39号 専決処分の報告について
日程第26 報告第40号 専決処分の報告について
日程第27 報告第41号 専決処分の報告について

（代表質問） 自由民主党 細田伸一議員

【一般質問形式】 かいづ 勉議員

緑風会 第2 松永鉄兵議員

【一般質問形式】 松井 努議員、石原みさ子議員

出席議員 40名

や	な	ぎ	美	智	子
金		子	貞		作
長		友	正		徳
佐		直	友		樹
つ	ち	や	正		順
小	山	田	直		人
つ	か	こ	し	た	かのり

国	松	ひ	ろ	き
石	原	た	か	ゆ
清	水	み	な	子
廣	田	徳		子
増	田	好		秀
中	町	け		い
久	保 川	隆		志
浅	野	さ		ち
中	村	よ	し	お
細	田	伸		一
石	原	み	さ	子
青	山	ひ	ろ	か
大	久 保	た	か	し
小	泉	文		人
高	坂			進
石	原	よ	し	の
秋	本	の	り	り
か	つ ま た	竜		子
西	村			大
宮	本			敦
中	山	幸		紀
松	永	鉄		兵
荒	木	詩		郎
稲	葉	健		二
加	藤	武		央
松	永	修		巳
越	川	雅		史
大	場			諭
堀	越			優
か	い づ			勉
松	井			努
竹	内	清		海
岩	井	清		郎

欠 席 議 員 1 名

鈴 木 雅 斗

説明のため出席した者の職氏名

市 長 村 越 祐 民

副市長	笠原	智
副市長	大津	政雄
代表監査委員	菅原	卓雄
教育長	田中	庸惠
危機管理監	水野	雅雄
広報室長	麻生	文喜
総務部長	植草	耕一
企画部長	小沢	俊也
財政部長	金子	明孝
情報政策部長	稲葉	清均
市民部長	市來	眞康
経済部長	小塚	敏之
子ども政策部長	大平	田子
保健部長	増田	浩泰
環境部長	根本	田博
道路交通部長	藤田	久利
水と緑の部長	高丸	多一
教育次長	松丸	田治
生涯学習部長	永田	倉志
学校教育部長	小倉	貴

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	川島	智
事務局次長	板垣	道佳
議事課長	佐藤	暢一
(議事担当)		
主幹	米津	孝成
副主幹	金子	貴一
主査	尾本	悠一
主任書記	高柳	陽一
(調査担当)		
主幹	上原	高悠
主査	前田	英康
主任書記	岡武	田悠大

○松永修巳議長 ただいまから本日の会議を開きます。

○松永修巳議長 日程第1議案第55号市川市個人情報保護条例の一部改正についてから日程第27報告第41号専決処分の報告についてまでを一括議題とし、議事の継続をいたします。

これより代表質問を行います。

順次発言を許可いたします。

自由民主党、細田伸一議員。

〔細田伸一議員登壇〕

○細田伸一議員 おはようございます。会派自由民主党の細田伸一です。

まず、金子正先生の御逝去に接し、会派一同、心より御冥福をお祈り申し上げます。個人的には7年そこそこのお付き合いでしたが、地域が多少重なっている関係で、地元のお祭りや会合などではよくお会いいたしました。昨年11月にも開催された陸上自衛隊松戸駐屯地の式典行事でも御一緒させていただいた際、毎回毎回この自衛隊の式典に参加して、あなたは偉いねなどと笑いながらおっしゃられたことが、妙に印象に残っております。残念でなりません。

では、質問に移ります。

コロナ禍での生活を強いられた既に2年以上が過ぎ、ウィズコロナという言葉が言われ始めたのもつかの間、デルタ株やオミクロン株など感染力の強い変異株が猛威を振るっております。重篤化する割合は少ないとはいえ、免疫力が低下している方や内部疾患をお持ちの方には、極めて深刻な生活環境であると言えます。我々の免疫力を強く保つには、日々の生活、特に食生活習慣が強く影響していることは言うまでもありません。昨年の施政方針の中では、(3)において、「夢・活力あるまちづくりに関する分野」の項で、「本市には、自然、食、芸術、史跡、スポーツ施設など様々な地域資源があります。地域や民間企業などと協力してそれらを結びつけ、魅力ある観光資源へと発展させていきます。そのことにより、本市に関心を持ち続ける人が増え、新しい流れを生み出すことができます」とあります。また、一昨年の施政方針の(3)「活力のあるまちづくり」の項では、「自然、食、芸術、史跡、交通インフラなどの様々な地域資源をコンセプトに基づいて結びつけることで、魅力ある観光コンテンツが生まれます。そして、効果的なプロモーションにより、地域への興味を高め、人を惹きつけます」と、それぞれ述べられております。確かに令和4年度施政方針でも、梨の栽培やノリの養殖などには触れておりますが、食生活そのものの重要性には触れておりません。施策として取り組む予定でしたが、想定外の社会環境により実施できなかったことと、もともと施策の中に入れていないのでは、取組姿勢とその認識、結果において全く異なってまいります。施政方針の中に、市民の健康、特に食生活についての方針が示されておりましたが、取組はどのようになっているのでしょうか、伺います。

次に、教育行政運営方針です。

施政方針と少し重なりますが、教育行政運営方針の中に(1)「必要な食習慣を身に付け、基礎体力を向上させるために、食育と体力づくりを進めます」とありますが、どのように進めるのでしょうか、お聞かせください。

2として、「命を大切に作る心や他人を思いやる心、人権意識、規範意識、自主性や責任感を育成するために、学校支援実践講座を受講した地域の方々に積極的に協力を促し、道徳教育の充実を図ります」とありますが、どのような取組なのでしょう、お聞かせください。

次に、市の組織について。

自治体とは、一定の地域でそこに住む人のために、法律で定めた権利を主張、行使し、公共事務の処理やサービスを提供する行政機関であるということは、今さら言うまでもないことです。多種多様なサービスを提供し生活を手助けする、住民にとっては身近な存在と言えます。それだけでなく、国や地方自治体間との役割分担、調整、地方自治の運営方針の決定から社会福祉、まちづくりの推進などなど、その役割は多岐に及びます。本市においても、以上のような自治体の制度趣旨を実現するために、様々な補助機関が設置されており、多岐にわたる市の施策事業を議論する各種委員会以外にも、多くの審議会、協議会が設置されていることと思います。

そこで質問ですが、(1)審議会の設置数と設置要件、委員の選任方法について。(2)協議会の設置数と設置要件、委員の選任方法について。(3)設置された審議会、協議会の廃止について、その概要を伺います。

次に、都市基盤の整備についてです。

外環道路の開通に伴い、外環道路に接続する市中道路の中には、交通量が増加した道路と減少した道路があります。都市計画道路3・6・32号は交通量の減った道路の一つと言えます。外環道路の接続部から東側の行徳街道まではほぼ直線で、見渡しもよくなった分、通行車両の速度も上がっており、その間、約600mの区間は信号もなく、危険だとの指摘を、先日市民から受けました。(1)として、この区間に信号機を設置することはできないか伺います。

次に、外環道菅野上部整備事業についてですが、既に先順位の方の質問でも出ており、その概要、進捗状況はおおむね理解できましたが、1点だけ伺います。(2)として、菅野駅周辺における駐輪場の整備はどうなるのでしょうか。

次に、上下水道についてです。

法定耐用年数を超えている市内水道管の距離について。(2)として、水道管の破損による水漏れ被害に対する市の責任について。そして、(3)下水道総合地震対策事業におけるマンホールトイレの整備について。本市で実施している下水道総合地震対策事業の概要につきましては、先順位者の答弁でおおむね理解しました。本事業の中で行っているマンホールトイレの整備は、いざというときの大切な取組であると認識しております。整備に当たっては、健常者だけでなく、障がい者のことも考慮するのは言うまでもないことです。そこで、現在のマンホールトイレの整備状況と障がい者用トイレの設置について、どのように考えているのかお聞かせください。

次に、新型コロナウイルス感染症への対応について。

飲食店に対する補償や協力金については、多くの市民が知っていることですが、飲食店以外の事業者は、その事業形態にもよるのでしょうか、補償や協力金なるものが存在するのか、しないのか、あるいはそれをどこで調べればいいのか、担当する省庁、役所窓口はどこなのか、なぜ飲食店ばかりを優遇するのかというような問合せが、いまだ後を絶ちません。国では、省庁ごとに様々な補助金制度を設けていたのではないかと記憶しておりますが、このたび国の事業復活支援金の受付が開始されたということです。この事業復活支援金は、飲食店以外にも多くの事業者が対象になると思いますが、その周知の在り方について伺います。

最後に、成年年齢引下げについてです。

2022年4月1日から施行される民法の一部を改正する法律、いわゆる成年年齢を18歳に引き下げることへの対応について、その概要も含めお伺いをいたします。

以上、初回質問といたします。

○松永修巳議長 質問は終わりました。答弁を求めます。

小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 私からは大項目、施政方針の中に市民の健康、特に食生活についての方針が示されていないが、どのように取り組むのかのうち施政方針についてお答えいたします。

施政方針は、市長が新年度の市政運営の基本方針や重要な施策についての姿勢などをお示しするものでございます。新年度の施政方針の主な施策のうち「真の豊かさを感じるまち」における市民の健康に関する分野につきましては、新型コロナウイルス感染症に関する施策をはじめ、妊産婦、育児に関する施策、スポーツ施策のほか、未来を担う子どもたちのための施策などで構成をしております。施政方針の各分野の内容は、それぞれの担当部署が担っている様々な施策のうち、主に予算に計上されているものを中心に記載しており、このたびの施政方針につきましても、令和4年度の骨格予算の主な施策や継続的に進める施策などに基づいて作成をしております。

以上でございます。

○松永修巳議長 増田保健部長。

○増田浩子保健部長 私からは食育の取組についてお答えいたします。

本市は平成20年1月に市川市食育推進計画を策定し、食育の推進に努めてまいりました。現在は平成30年3月に策定いたしました第3次市川市食育推進計画に基づき取組を進めているところです。具体的には、「健康で豊かな食生活を営むまち市川市」を基本理念に、「健康な体と豊かな心をつくる食育の推進」、「食の流通と食文化継承を通じた食育の推進」、「連携・協力体制を強化した食育の推進」の3つの柱を掲げ、ライフステージに応じた事業を実施しております。現在はコロナ禍での事業の推進となり、やむを得ず中止とした取組もございまして、内容の見直しなどを行い、感染のリスクなどを考慮しながら事業を進めております。

具体的な取組を申し上げますと、大人の食育講習会では、コロナ禍によるストレスや生活リズムの乱れなどを振り返り、元気な体と心を取り戻すためのレシピの紹介や実演を行っております。また、日本の伝統的な行事食を次世代に伝えるため、短時間で調理ができ、気軽に取り組めるワンプレートおせちの動画配信も行いました。さらに新たな取組といたしまして、クイズ形式により市川市の特産物を知り、食育を学ぶため、リーフレットを作成し、市内の小学校や保育園などに配布、教材として活用いただいております。毎年実施しておりました食育講演会は、残念ながら中止にせざるを得ませんでした。現在、地元生産者などと連携し、食育動画の作成を行っております。動画の内容は、地元で取れる野菜を使い、親子で収穫や調理体験を行い、おいしく楽しく食すまでを紹介していく予定で、年度内の配信に向け準備を進めているところです。今後も感染状況を見極めつつ、食への関心を高め、健康的な食生活につながるよう、食育事業に取り組んでまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 小倉学校教育部長。

○小倉貴志学校教育部長 私からは教育行政運営方針に係る御質問にお答えいたします。

初めに、(1)学校における食育についてです。本市では、子どもたちが健康について自ら考え、行動し、望ましいライフスタイルの確立を図ることを目的に、ヘルシースクール推進事業を行っております。その事業の取組の一つとして、毎年、体力テストやライフスタイル調査を実施し、児童生徒の健康状態を把握していますが、新型コロナウイルス感染症の影響で子どもたちの体力低下や生活リズムの乱れが見受けられます。こうしたことから、体力づくりや心の安定の土台となる正しい食習慣を身につけるため、各学校では食育を進めております。

具体的には、3食しっかり食べるといった望ましい食習慣や、栄養バランスの取れた食の重要性についての授業を行うほか、調理実習などの体験学習にも取り組んでおります。また、現代的な課題である食品ロスの抑制を子どもたち自身の問題として捉えられるよう、SDGsの観点も取り入れ、身近な環境を意識した食育も推進しております。それらの食育を進めるためには、家庭との連携も大切となります。給食だよりやホームページ等を活用し、食の重要性について家庭への啓発にも努めております。

さらに、学校給食を通して効果的な食育を推進するに当たっては、栄養士が中心となり、各学校で栄養バラン

スの取れた献立の共有や活用も必要であります。学校の給食室と教育委員会をネットワークで結ぶ学校給食栄養価計算システムは、そうした機能を兼ね備えており、食育を推進する上でも大変有効であることから、このシステム導入に伴う経費について、令和4年度当初予算に計上させていただいたところでもあります。

続いて、(2)道徳教育の一環として行っている学校支援実践講座についてです。初めに、現在の取組状況についてです。学校支援実践講座は、学校を含めた地域全体でのいじめの未然防止を目的とした市川市独自の取組であり、平成25年度から事業を開始しております。内容といたしましては、地域住民が本事業の趣旨や進め方等の研修を受けた後に、小中学校の道徳の時間に行われる交流会に参加します。そこでは、いじめ、人権侵害などのトラブルに発展しかねない例をテーマに挙げて、五、六人に分かれた子どもたちの班に地域住民がファシリテーターとして1人ずつ入ります。ファシリテーターは子どもたち一人一人の意見を丁寧に聞き出し、発言内容を全体で共有したり、整理したりする役割を担います。教育委員会では、交流会における地域住民のスキルを上げるため、年2回の研修会のほかに、外部講師を招いた講演会を年1回開催しております。なお、今年度の交流会は、新型コロナウイルスの影響で例年より少ない小学校12校、中学校2校、計55学級で開催いたしました。

続いて、事業の効果についてです。児童生徒にとっては、少人数のグループにより本音で話すことができ、そこに地域住民が関与することで、地域には自分たちを大切に思っている大人がいるという安心感を得ることができます。学校にとっては、児童生徒の深刻ないじめの未然防止に役立つとともに、ふだん見せない児童生徒の姿を発見できます。地域住民にとっては、話し合い活動での支援をすることで、児童生徒の力になっている充実感を味わえ、地域コミュニティーの活性化に役立つなど、それぞれの立場にメリットがある取組となっております。

以上でございます。

○松永修巳議長 植草総務部長。

○植草耕一総務部長 私からは大項目、市の組織について及び成年年齢を18歳に引き下げる民法改正への対応についての大きく2点の御質問にお答えいたします。

初めに、審議会の設置数と設置要件及び委員の選任方法についてであります。審議会は地方自治法第138条の4第3項の規定により、法律または条例に基づき、市長や教育委員会などの執行機関に置かれる合議制の機関であり、法的には附属機関と呼ばれ、執行機関が専門的な知識や各種団体の意見などを行政運営に反映させるため、その諮問に応じて審査や調査、審議を行い、執行機関に答申をするものであります。名称は審議会、審査会、委員会など様々であります。一般的には諮問機関と呼称されております。また、審議会等の委員につきましては、その目的や機能により多様であり、学識経験者、議会の推薦した議員、市民の代表者、関係団体の推薦を受けた者、関係行政機関の職員などにより構成されておりますが、具体的にどのような方を委嘱するかは、その設置根拠となる法律または条例に規定をされております。これらの委員は非常勤の特別職として委嘱しておりますので、報酬を支給しております。令和4年2月1日現在、本市には58の審議会等が設置をされております。

次に、協議会の設置数と設置要件及び委員の選任方法についてであります。協議会は外部の有識者や実務経験者などを招いて、それぞれの立場から行政運営に関わる事項等について、有用な御意見を表明していただいたり、意見を交換していただいたりする場であり、審議会等のように会としての意見の集約はしていただかないことから、要綱等の内規により設置をしております。名称は、協議会、検討委員会、連絡会など様々であります。また、協議会等の構成員につきましては、審議会等と同様に、どのような方を委嘱するかについては、要綱等の内規で規定をしております。協議会等の構成員は公務員ではなく、私人として会議に参加をいただいておりますので、報償金を支給しております。令和4年2月1日現在、本市には23の協議会等が設置をされております。

す。

最後に、審議会及び協議会の廃止についてであります。審議会や協議会等が廃止される場合といたしましては、その設置目的や任務が達成された場合や、統廃合により審議会等が廃止される場合、また、審議会については設置の根拠法令が廃止される場合がございます。最近の例で申し上げますと、地方卸売市場運営審議会が廃止された例があり、平成30年4月1日からの地方卸売市場の民営化に際し、地方卸売市場の設置及び業務に関する条例を廃止したため、廃止となったものであります。

続きまして、令和4年4月1日から施行される民法の一部を改正する法律により、成年年齢が18歳に引き下げられることへの対応についてであります。初めに、民法改正の要点を申し上げますと、平成30年6月に民法の一部を改正する法律が成立し、令和4年4月1日から民法の定める成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることとなりました。民法の定める成年年齢には大きく2つの意味がございます。1つは、1人で有効な契約を締結することができる年齢という意味、もう一つは、父母の親権に服さなくなる年齢という意味であり、いずれも20歳から18歳に引き下げられることとなりました。なお、あわせて女性の婚姻開始年齢が16歳から18歳に引き上げられ、男女ともに18歳に統一されたものであります。

この成年年齢の引き下げによって変わる点といたしまして、18歳、19歳の者が親の同意を得なくても様々な契約をすることができるようになります。幾つか例を申し上げますと、携帯電話を1人で購入することができるようになる。一人暮らしのために1人でアパートを借りることができるようになる。あるいは1人でローンを組んで自動車を購入することができるようになるなど、これまでは親の同意がないとできなかった契約行為が1人でできるようになります。また、親権に服さなくなる結果、自分の住む場所を自分の意思で決定できたり、進学や就職などの進路についても自分の意思で決めることができるようになります。

一方で、民法の成年年齢が18歳に引き下げられましても、飲酒や喫煙をすることができる年齢は、健康面への影響等を考慮して、20歳のまま変わらないほか、競馬や競輪などの公営競技につきましても、青少年保護の観点から同様に20歳のまま変更はございません。

今回の成年年齢の引下げは、市民生活に関する基本法である民法において、18歳以上の者を大人として取り扱うことにより、新たに18歳、19歳の者の自己決定権を尊重するものであり、その積極的な社会参加を促すことが期待をされているところであります。

以上であります。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 私からは大項目、都市基盤の整備についての(1)、(2)及び上下水道についてのうち(1)、(2)についてお答えします。

初めに、都市基盤の整備についての(1)都市計画道路3・6・32号整備事業についてです。都市計画道路3・6・32号は、市川南3丁目を起点とし鬼高3丁目を終点とする延長約3.9kmの道路でございます。本市では、外環道路接続部から東側の約650mの区間を幅員16mに拡幅整備するため、平成27年7月に事業化し、平成28年度からの用地の取得を進め、本年1月末における用地取得率は、面積ベースで約97%となっております。工事の進捗状況といたしましては、現在、拡幅整備に支障となる電柱やガス管などのライフラインの移設や、南側の歩道整備に着手しており、道路全体は令和7年度末までの工事完了を目標に整備を進めております。御質問の当該区間への信号機の設置につきましては、事業化前の平成26年及び事業中の平成30年に地元から要望がありましたマルエツ南八幡店東側にある通称みよし通りとの交差点に信号機を設置することができないか、市川警察署と協議をしております。平成26年の協議では、道路内北側の歩道が全面水路であることや、南側の歩道は幅員が狭いなど、構造的に信号機の設置が困難であることから、将来、道路を整備する際に改めて検討することといたしました。その

後、平成30年の協議では、外環道路の開通に伴い同道路と交差する大和田4丁目北交差点に信号機が設置されたため、信号機間の距離が近くなり過ぎることから、通常の信号機の設置は難しいが、交通の状況によっては押しボタン式のものであれば可能かもしれないとのことでございました。

このような経緯から、今後、道路整備完了後における交通状況の変化を見極めた上で、市川警察署と信号機の設置について協議をしております。

次に、(2)外環道路菅野上部整備事業の菅野駅周辺における駐輪場整備はいつになるのかについてお答えします。菅野駅周辺整備に合わせて整備いたします駐輪場は、菅野駅北側及び南側とを結ぶ歩道橋下鉄道沿いに設置いたします。この駐輪場の収容台数は、北側と南側を合わせまして、自転車は約170台、自動二輪車は約10台を予定しております。今後のスケジュールとしましては、現在、現地では京成電鉄株式会社による駅舎のバリアフリー化工事とNEXCO東日本による駅前ロータリーの整備工事が行われており、令和4年5月中旬頃に完了予定となっております。本市は、このNEXCO東日本による工事の完了後、駐輪場など駅周辺施設整備の工事に着手しております。駐輪場の供用開始時期につきましては、令和5年4月を予定しております。

続きまして、上下水道の(1)と(2)についてです。

初めに、(1)の法定耐用年数を超えている市内の水道管についてでございます。県営水道の給水区域は、千葉県企業局市川水道事務所へ確認しましたところ、市川市を含む11市にまたがり、その面積は約566km²で、県全体面積の約11%に及んでおります。また、県営水道の浄水場や給水場は、昭和30年以降に建設されたものが多く、特に高度経済成長期である昭和40年代から50年代にかけて集中的に建設され、水道の本管も同時に整備されました。県営水道が保有する管路の状況といたしましては、令和2年度末での総延長が9,207kmで、そのうち耐用年数が40年を超えている管路の延長は2,367kmということであり、管路の経年化率は25.7%と示されております。なお、本管については順次改修や更新がされているとのことであります。

御質問の市内の水道管の距離でございますが、県では市ごとの水道管の距離は算定していないため、法定耐用年数を超えている管路の距離についても算定をしていないとのことであります。

次に、(2)の老朽化等により破損して水漏れ被害が発生した場合、その責任の所在と市の責任についてでございます。水道管の本管や供給管の布設につきましては、公道であれば道路管理者による道路占用許可を受け、また、私道等民地内であれば土地所有者の承諾を得て工事を行うことが原則であります。これを踏まえ、水道管の破損による責任につきましては、千葉県企業局水道事務所に確認したところでは、公道及び私道等内で本管扱いのものは県の責任になるとのことでございます。また、本管から分岐する供給管につきましては、道路と宅地の境界線からおおむね2m以内に設置されている水道メーター等までは県が責任を負うことになり、これ以外は個人の責任とのことでございます。このように責任の所在が区分されていますが、その詳細につきましては、水道管理者である県の判断を仰ぐものとなります。なお、これまでに事例はございませんが、公道における道路の不具合が起因するものは本市が対応することとなります。

以上でございます。

○松永修巳議長 高久水と緑の部長。

○高久利明水と緑の部長 私からは上下水道についての(3)下水道総合地震対策事業におけるマンホールトイレの整備についてお答えいたします。

マンホールトイレの整備は、災害時の避難所となっている小学校39校全てについて、将来的にはマンホールトイレを設置していくこととしております。このうち、まずは令和元年度から令和7年度までの7年間で公共下水道整備区域内の当面建て替え計画のない10校について、マンホールトイレを設置する予定であります。現在の整備状況としましては、そのうち5校の整備が完了しており、残り5校についても令和7年度末の整備完了に向けて

取り組んでいるところであります。また、それ以外に塩浜学園においては、学校の建て替え事業にてマンホールトイレを整備しており、これと合わせると、現在までに6校への整備が完了しております。

本市のマンホールトイレの設置数の目安としましては、避難者200人に対して1基設置することとしており、設置基数の内訳は、障がい者用トイレを1基、小便器が4台ついた男子用トイレを1基、残りは一般トイレを設置します。設置事例としましては、令和元年度に設置しました新浜小学校は、想定避難者数が約1,800人であることから、9基を設置しており、その内訳としましては、障がい者用を1基、男子用を1基、一般用が7基となっています。また、マンホールトイレ1区画のサイズは、一般用が幅0.9m、奥行き1.1mであり、障がい者用が幅1.1m、奥行き1.8mで、車椅子が格納でき、介助者が作業できるスペースが確保されたもので、一般用と比べ約2倍のサイズとなっています。また、マンホールトイレの囲いとしましては、震災時に対応するものであることから、数人で簡単に組み立てられ、かつ耐久性があり、プライバシーに配慮したパネル式のものを採用しています。

本市としては、今後も関係部署との調整を図りながら、マンホールトイレの整備を進め、災害時の避難所における快適で衛生的なトイレ環境の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 小塚経済部長。

○小塚眞康経済部長 私からは大項目、新型コロナウイルス感染症への対応についてにお答えいたします。

事業者に対する補助金、協力金の周知につきましては、幅広い事業者が対象となる国の持続化給付金、一時支援金や月次支援金、県の飲食店向けの協力金などの情報を主に市公式ウェブサイトや広報紙、商工会議所の会報に掲載し、周知に努めてきました。しかし、本市の中小法人等事業継続支援金の受付を行っている際に、令和3年4月から10月の売上げの減少に対して実施された国の月次支援金制度の存在を知らなかったとの声が少なからずありました。このことから、思いのほか周知が行き渡っていなかったことを実感した次第であります。

1月31日から受付を開始している国の事業復活支援金は、月次支援金に比べて給付要件が緩和され、多くの事業者が対象となる可能性があります。このことを踏まえまして、これまで以上に周知に努めております。具体的には、市公式ウェブサイトへの掲載のほか、事業復活支援金のリーフレットを商工会議所、法人会、青色申告会、工業会、商店会といった関係団体はもとより、飲食店、理美容業、運送業、青果や食肉といった様々な業種の団体や組合などに、各団体等の会員数に応じて配布しております。また、本市の中小法人等事業継続支援金を申請された方には、申請者本人に直接電子メールを配信するなど、可能な限り幅広く周知を行っております。

以上でございます。

○松永修巳議長 答弁は終わりました。

細田議員。

○細田伸一議員 それぞれに御答弁ありがとうございました。では、順にちょっと再質問してまいります。

まず最初の施政方針のところですね。今年度の施政方針の中に食というところがなかったので、どうしちゃったのかなというふうに、私ずっと、もう何度も何度もこの場で、食べるということのは大切だよということを質問してまいりまして、私自身も自分のライフワークのような取組として食の重要性ということを啓蒙している立場にあります。そこで、2019年でしたかね。市長はカゼルタとの提携を組んで、提携内容が食育、そして文化、歴史、また観光交流、そういうことをやる。その中に、文化芸術、歴史とか観光交流というのはよくある話ですか、食育というのを交ぜていたというのは非常に私、興味がありまして、これからどうなるのかなど。やはり町というのは、以前にも申し上げたかもしれませんが、1階のところ、路面にはいろんな飲食店が集まって、そこに人の交流が生まれる。にぎやかな活性化した町を創出するような、そういうようなものを思い描いておりまし

た。残念ながら、これは市川市だけではない。日本全国、世界中でのコロナ禍により、計画していたものがなかなかできなくなってしまうということは理解できます。今、御答弁を伺いまして、企画部長の答弁をいただきまして、それはそうだろうなということで理解をいたしました。

ただ、では、どういうふうに今年度、取組をしていくのかな。人々の、市民の健康を守っていくために、食生活という部分でどのような取組をしていくのか、この辺を改めてお伺いした次第です。それぞれにこれも保健部からも答弁をいただきまして、その取組、しっかりしているなということは改めて感じた次第です。ただ、やはり私から見えて、まだまだ不十分なところというのがあるんですね。例えば和食の行事食なんていうのも、これは重要だと思うんですが、果たしてこれは次世代へ伝えることは重要かもしれませんが、それを浸透させているのかなというのが以前から強くあるわけですね。また、それに関連して気軽に取り組める「手軽におしゃれにワンプレートおせち」の動画、これを見ましたけれども、15分というのはちょっと長いような気がします。「キューピー3分クッキング」、あれは3分間だからいいと思うんですね。一般の我々男性なんかでも、ちょっと面倒くさいなというような、作りにくいなというようなものでも、分かりやすくできていますよね。「キューピー3分クッキング」、それイコール食育かどうかはともかくとしても、市民の皆様、市民だけじゃない多くの方が楽しみながら、気軽に見られるような動画作りが今後は必要ではないかな、そのように感じます。

つい昨日ですか、おとといもちょっと何となく見てみたアクアパッツァ作りなんていうのも、キューピーの3分間で分かりやすくやっていますよ。あれだったら男性の方でも、ちょっとこれを休日に今度やってみようかなとか思いますからね。そのようなちょっと楽しくなるような、そういう動画作りをお願いしたいと思います。

また、食育動画の作成を行っているということですが、例えば畑に行ってお芋掘りとか、そういうものは果たして楽しいのかなと。そういうのは重要だと思うんですよ。どういうふうに我々の食べているものというのが、そこから流通経路、トレーサビリティなんていう言い方を最近ではしているようですが、どういうところから来ているのかなというのを知る上では非常に重要なことだと思います。しかし、それ自体があまり食育とか食に対してのモチベーションを上げていくようなものには直接はつながらないような気もしなくもありません。また、先ほど申し上げましたように、1本当たり10分、15分はちょっと長いですよ。もし作るなら、今どのように作っているのか、私は分かりませんが、やはり気軽に見られる内容がいいと思います。例えば、食育という、世界中ではこれはフードエデュケーションというような言い方をしているようですけども、世界各国このような食を通して教育をしていく。子どもたちの情操教育に寄与するような、そういう取組というのは世界中で行われているようです。例えば、よく昼間のテレビでもありますね。「サラメシ」なんていって働く人のお昼御飯をのぞかせて、そこで一言、仕事上の交流を持ったりして、食事も紹介していきながら、誰が作っているんですかとか、これはどういうものですかとか。例えば市長のお弁当をのぞいてみるとか、そこで何か市長との会話をしながらというような動画とか、市長じゃなくてもいいですよ。普通の職員だっていいんです。もしかしたら議員だっていいかもしれませんけれども、副市長とか職員の方々、そんなものも今後考えてみていいんじゃないかなというふうに思いました。この辺のところは、しっかりとこの計画の中で入っているようですから、あえてそのことは言いませんが、要望として、こういうちょっと面白い角度からの、面白い視点からの取組というものも提案、要望させていただいて、この大項目は終わりにいたします。

次に、教育行政ですね。やはり必要な食習慣を身につけるため。子どもというのは、どうしても大人と比べて、まだ子どもですから、自分で選ぶにくいですね。家で作るもの、学校で出されるもの、それを食べるしかない。その中で体をつくっていく。非常に自分の目の前、生活環境というものが、これから自分が食を選択していく、食選力なんていう言い方をしますけれども、影響していくのかなというふうに感じます。

先ほど答弁の中で、今でこそ誰もが聞いたことのあるSDGsというようなことをおっしゃっておられまし

た。SDGsの観点を取り入れた食育ということなんですけれども、このSDGsというのは日本語で言っても持続可能な開発目標ということで、ちょっとよく分かりにくい気がします。改めてここで伺いますが、SDGsの観点を取り入れた食育というのはどういうことでしょうか。

○松永修巳議長 小倉学校教育部長。

○小倉貴志学校教育部長 SDGsの学習では、給食の廃棄率を減らすことや水の汚染を最小限に抑えることなど、日々の給食を教材にしますと、児童生徒は実感を持って授業に臨み、主体的に学習を進めることができます。例えば栄養士が自校や市川市における給食の廃棄率をデータ化して示すことにより、児童生徒は身近で具体的な目標を意識し、望ましい行動変容につながります。このように、学習に広がりや深まりを持たせることによって、持続可能な社会のづくり手としての自覚が芽生えることを期待しております。

また、教育委員会では、新型コロナウイルス感染拡大に伴う学校閉鎖や学年閉鎖が発生した際に、キャンセルができず使い切れない食材を市川こども食堂ネットワークで活用していただいておりますが、このような取組も児童生徒が食品ロスを考える機会になるものと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 細田議員。

○細田伸一議員 このSDGs、17の世界的目標と169の達成基準、230の国際的な開発目標というようなものがうたわれております。ただいま再質問に対する御答弁において、子どもたちに身近で具体的な目標を考えさせ、持続可能な社会のづくり手として育てていきたい、これはまさに必要なことで、極めて大切なことだと思っております。

では、ちょっと改めてここで詳しくお伺いしたいんですが、身近で具体的な目標というのは、これは一体どういうことを指すのか。これは再度ちょっと御答弁お願いします。

○松永修巳議長 小倉学校教育部長。

○小倉貴志学校教育部長 食育では成長期に必要な栄養素をバランスよく食べるよう指導しております。苦手なものを少しずつ食べられるようになることが、体の成長や体力の向上だけでなく、食品ロスの減少にもつながると考えております。御質問の子どもたちにとって身近で具体的な目標の例といたしましては、給食の残菜率を数%下げるといったことや、下水の汚泥を数kg減らすといったことが、実践しやすい目標として考えられます。残菜率等のグラフを作成し、自分の学校の学年ごとの割合や近隣の学校との数値を比較すると子どもたちの意欲が向上し、さらに残菜率等を下げる行動につながります。子どもの頃に身につけた食習慣は、その後の成長と生涯にわたっての健康づくりに影響します。正しい食習慣を身につけさせ、さらに限りある資源を大切にするという気持ちを食を通して育んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 細田議員。

○細田伸一議員 ありがとうございます。子どもの頃の食生活というのは本当に重要で、以前、給食の試食会なんか何度かお邪魔させていただいたことがあります。しっかり塩分とかそういうもの、また、残菜率というんですかね、残菜率、こういうのも毎回毎回計算して、どういうふうにしたら残菜が出ないのか、どういうふうにしたらおいしく子どもたちが食べて、それが体力をつくり、無駄がなくなるのかということを既にいろいろ取り組んでいるということのようですけど、非常に驚いた記憶があります。ぜひ新しいシステムをこれから導入すると――したんですかね。導入するということですから、以前、給食のおいしい町市川なんていうことも保護者の方から私聞いたことがあります。ぜひ継続してこの辺は取り組んでいただければと思います。ありがとうございます。じゃあ、この項は……。

続きまして、同じ教育行政のところですね。命を大切にするというところで、学校支援実践講座というものがあると、そのように伺いました。地域の方がファシリテーターというんですかね、その会を上手に運営するような、いろんな意見をまとめて進行していくような、そういう役割を担って、そして子どもたちからいろんな意見を抽出するというような、そういうような会ではないかなと思います。この学校支援実践講座というのは、もう市川市として取り組んで何年かたつのではないかなと思いますけれども、この具体例というんですかね。具体的にはどういうことを子どもたちとその地域の方々がしているのか、その辺ちょっとお伺いいたします。

○松永修巳議長 小倉学校教育部長。

○小倉貴志学校教育部長 具体例についてお答えいたします。

幾つかあるテーマの中に、いじめかどうかを判断しにくい、からかいをテーマにした架空事例を扱った学級があります。これは、お笑い芸人のやり取りのように、からかわれている児童がいて、本人も楽しんでいるように見えるので、周りの子は笑って見ているんですが、一部の子たちは、このままでいいのかと気になっている、そういう場面設定です。交流会では、それぞれの登場人物がどう思っているのか、からかわれている側が辛い場合には、楽しい雰囲気をつくられると、さらにつらくなってしまうこと、周りで笑っていることや何もしないのは、いじめを認めていることにもなりかねないので、状況をよく見て、時には静止する勇気を持つことも大切だといったことが話し合われました。児童からは、困っていたらどうすればよいか分かった、担任の先生からは、意見を言うのが苦手な子が積極的に意見を言っている姿が見られ、学級づくりにも有意義な時間だった、地域住民の方からは、子どもたちがたくさん意見が言えて役に立てたことがうれしいなどといった感想が見られました。これまでは、交流会後の検討の時間はなかなか持てませんでしたが、今後は、どのように児童生徒に聞いたら効果的であったかなど、地域住民の聞き取り力アップのために事後検討会を実施し、学校支援実践講座をさらに充実させていくよう努めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 細田議員。

○細田伸一議員 ふだんなかなか意見を言えない子どもたち、そういう輪の中に地域の方々が入り、黙ってしまうような子どもたちから、本当はどう思っているのかというような意見を引き出すことというのは非常に重要なことで、また、子どもたちももしかしたらすっきりするのもかもしれませんね。そういう心情を吐露できるというんでしょうかね。ふだん言えないようなことを言ったり、また、ちょっとこの判断は難しいなというような先ほどのお笑い芸人のことが事例に出ていましたが、どっちが正しいのかなというようなのが分からないことをファシリテーターの方々の誘導というわけじゃありませんけれども、その進行によって上手に子どもたちの心情を吐露し、そして次の日にまた生かしていくというようなことは重要なことだと思います。しかし一方で、地域住民といっても、確かに講座を受けているのかもしれませんが、しかし、一律にそれなりの基準を超えている、不適切な言い方かもしれませんが、もしかしたらあまりふさわしくない方というんでしょうかね、そういうファシリテーターとしてちょっとなという方方も、もしかしたらいるかもしれません。また、それ以外に幾つか課題も今後あるのかもしれませんが。

そこでお伺いしますが、この学校支援実践講座に参加する地域住民、これはどういう方々で何人ぐらいいるのか。あわせて、現状また今後の課題などどのようなものが考えられるか、そしてその対策、この辺についてお伺いいたします。

○松永修巳議長 小倉学校教育部長。

○小倉貴志学校教育部長 初めに、参加する地域住民についてです。市内在住・在勤であれば、どなたでも応募できますが、民生委員・児童委員や学校運営協議会委員など、日頃から子どもたちに関わりのある方が多く、ど

の方も子どもたちの健全育成に関心があり、少しでも力になりたいという強い意欲をお持ちである方でありま
す。今年度は88名の方に御参加をいただきました。

次に課題についてです。学校支援実践講座では、交流会の開催数が平成29年度は65学級、平成30年度は104学
級、令和元年度は121学級と年々増えてきましたが、学級数に見合う十分な人数の地域住民の方が集まらないこ
とが課題となっています。地域住民の数が不足した場合には、教育委員会の職員が入って対応しておりますが、
今後さらに実施する学級数を増やしていくには、交流会に参加していただく地域住民が、少なくともあと20名か
ら30名程度必要と考えております。

対策といたしましては、市民への周知をさらに広げるとともに、各中学校ブロックの地域コミュニティーを活
用することで、地域の子どもの力になれる近隣の地域住民を募るなど、様々な工夫により人材確保に努めて
まいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 細田議員。

○細田伸一議員 おおむね学校支援実践講座の在り方、また参加される地域の方、ファシリテーター、そしてそ
の運営や、また、少々課題もあるようですけれども、これからちょっと人数を増やしていきたいとか、そういう
ものをお伺いして、なるほどなと思ったところです。これは重要というか、非常に興味深い大切な取組ではない
かなと思うんですね。先日、ちょっと交流会の模様というか、お伺いしたところ、子どもたちの中には、この会
に出た後、道徳には答えがないからいろいろな意見を出して楽しかった、途中思いつかないところがあったけれ
ども、いつもと違って友達と話し合っているから、出てこなかったときも友達の意見を聞いてから思いつくと
ころができるというような、いつもはできないことを、この交流会に参加して、自分はやることができたとい
う一種の自信というんでしょうかね。そういうものにも結びついてくるような、そういう効果が既に出ているよ
うに思います。

先日、教育長はおっしゃっていましたね。これからの教育というのは、1足す1が2という決まったことでは
なく、答えがないものを導く力、そういうものを引き出す力、そういうものを養えるのが、これからの教育に必
要なことである。たしかそのようなことをおっしゃっていたような気がします。まさにそういう子どもたちの持
っているものを、内面のものを引き出す効果がある取組が、この学校支援実践講座ではないかなと。ただ、これ
はちょっと考え過ぎかもしれませんけれども、ごくまれに大人の方が子どもを膝に乗せて体を触っていた、そ
ういうあまりよろしくないようなことにも、これは1時間、2時間やるわけでもんね。また、最近はLINEな
んか小学生は誰でもやっていますからね。そういうSNSなんかで独自のやり取りをしてしまうとかという、ち
よっと変なほうに行かないような、ここはやはり考え過ぎかもしれませんが、ちょっと注意をしていただきた
い。これはもうぜひ積極的に取り組んでいただきたいなと思います。ありがとうございます。

では、次の項目ですね。審議会や協議会、この設置に関して、委員会とかそういうものは我々議員も出ていま
すし、職員の方も年中一緒に取り組んでいますから、大体どれぐらいのものがあるのかなというものは、ある
程度察しがつくところです。しかし、協議会、もしかしたら懇談会というような名前もあるかもしれません。先
ほどの答弁によれば、附属機関は58今あって、そしてこの協議会というものは、実はちょっと少ない数ですね。
23ですかね。普通であれば、もし必要であれば、その附属機関と同じぐらい数がついていいんでしょうけれど
も、この協議会のほうの数が少ないということは、何か設置する要件、先ほど法に基づくというような答弁をさ
れておりましたが、法令に基づくもの、また要綱に基づくもの、また、これは設置する必要があるのかなとい
うような、そういう一種の基準のようなものがあるのではないかな、あるいは誰が判断するのかな、そうい
うふうに思うんですね。

そこで質問なんですけれども、この附属機関58、協議会は23設置されており、附属機関に比べ協議会の設置数が少ない。協議会は要綱等によって設置されるということですが、どういう場合に、誰の判断で設置をされているのか。また、その手続などはどういうふうな手続になっているのか、その辺をお伺いいたします。

○松永修巳議長 植草総務部長。

○植草耕一総務部長 お答えいたします。

初めに、どのような場合に協議会を設置するかにつきましては、協議会は附属機関である審議会のように、専門家が集まって合議により意見を1つに集約して答申をしていただくものではなく、参加者一人一人から多様な意見をいただいたり、意見交換をしていただく場合に設置をするものであります。また、協議会を設置するかどうかは、協議会の任務や意見の一致を求めるかなどによって判断をすることとなるため、設置の基準は定めてございません。

次に、協議会の設置を誰が判断するかにつきましては、協議会の意見等は市の行政運営の参考といたしましたり、市の施策に反映をさせたりするものであることから、当然、設置の判断は市長等の執行機関が行うものであります。なお、協議会を設置するまでの流れを申し上げますと、予算措置、要綱等の制定、協議会の構成員の人选、そして委嘱であります。

以上であります。

○松永修巳議長 細田議員。

○細田伸一議員 協議会の設置の基準や、また、その流れについてある程度理解できました。基準というのは特に決めていないということ、そして、その設置の判断は市長等執行機関、恐らく部長以上、副市長、市長、この辺が含まれるのではないかなというふうに理解をいたしました。

この質問を私が提出した後に、武蔵野市のことでちょっと問題になりましたね。武蔵野市では、いわゆる附属機関と認識していたことが、その手続から、その設置の在り方から、どうも附属機関ではないんじゃないか。でも、中身は附属機関であるという非常に大きな食い違いが生まれていたと。これが行政運営上の意見聴取、情報や政治等に関して助言を求める等の場と位置づけ、附属機関ではないとする説明資料を配付。市の担当幹部は取材に、附属機関ではなく市長の私的諮問機関と位置づけたというような報道がされました。しかしながら、実際にはここに参加している方たちは報酬をもらっていたわけですね。中には、元行政職の方もいれば大学の先生、その専門の勤めている方もいらっしゃる。にもかかわらず、もう何年もその職にありながら、これは附属機関ではない。しかしながら、中身に関してはもう完全に附属機関だというような、このような報道がありました。

そこで、ちょっとお伺いいたしますけれども、武蔵野市では自治基本条例の原案をつくった懇談会が市の要綱に設置されていることが明らかになった。この懇談会が地方自治法に基づく附属機関に該当するのではないかと報道がされていたのは、今お話ししたとおりです。ただいま御答弁いただいたところですが、ほかの町では大きな問題になっていることが、どのようなものが地方自治法に基づく附属機関に当たるのか、この辺を改めてお伺いいたします。

○松永修巳議長 植草総務部長。

○植草耕一総務部長 お答えいたします。

先ほども御答弁をいたしましたとおり、審議会や審査会と言われるものは地方自治法に基づく附属機関に当たるものであります。その要件といたしましては、執行機関の諮問に応じ審査や調査、審議を行うこと、また構成員の意見が一致しない場合には、多数決により意思決定をし、答申をすることです。このような任務や意思決定を行う場合には、法律や条例で設置をし、構成員を非常勤の特別職として委嘱をすることになるものであります。

以上であります。

○松永修巳議長 細田議員。

○細田伸一議員 ありがとうございます。今、市の中に、いわゆる協議会というものは23あるということですが、多様性社会推進協議会、これも今ちまたでも随分言われていますし、今後に必要な、いわゆる協議しなければいけない社会性の高い事案ではないかなと。また、健康都市推進協議会、市川市文化芸術事業検討懇話会、市川市歴史編さん委員会とか、これは協議会という形ですが、委員会という名前を使っていたりしていますね。また、地域ケア推進会議等々、協議会という名称だけではない、ちょっと表面的にはそれが検討会なのか、または会議なのか、名称だけではちょっと分かりにくいものもあります。中には食育推進関係機関連絡会なんていうものもあります。どれもこれも、この協議会がなくても、市民生活にもしかしたらじかに関係しないものもあるかもしれません。しかし、将来的にわたってみれば、やはりそれは市民の意見を取り入れながら協議して、市の施策に結びつくような、そういうような重要な協議会の中にはあるし、また、今後そういうものも必要であれば設置していかなければいけないと私自身は思います。

例えば、今後大きな事案としてはクリーンセンター、これも建て替えがありますし、その事案もありますから、もしかしたら特別委員会というような大きなしっかりしたものもつくるかもしれないし、また、市民の意見を聞くためにクリーンセンターに関係するような協議会のようなものを設置していくかもしれません。また、市川市では核兵器廃絶平和都市宣言ということを行っており、いわゆる平和事業を行っておりますが、平和というもの、これは極めて重要なことですが、今、市川市で取り組んでいる平和事業は、核兵器廃絶平和都市宣言という宣言をしているために、そこからなかなか抜け出られなくなっている気がします。今、核兵器がないから平和であるなんていうふうに思う人はなかなかいないと思います。実際にウクライナとかは、今大変な問題になっているわけですから、ちょっと今ここで平和の解釈をあれこれ言うつもりは全くありませんけれども、今すぐ市民生活に直結しなくても行く行くは、やはりこれは重要だなというようなこと、繰り返しになってしまいますが、平和というのは人の命に関わることです。最近ではまた、虐待、いじめも増えていきますよね。虐待なんて虐待されている子から見れば、世の中は全然平和じゃないわけですから、そういうことまで派生して、ちょっと枠を広げて、平和というものは何なのかというようなものを検討していくような、そんな協議会ができたって私はいんじゃないかなというふうに思います。

これは要望になってしまいますが、すぐ市民生活に直結しないかもしれませんが、しかし、今後、市民、また、大きな意味では国民が暮らしていくのに必要だと思うものは、積極的に市民の意見を取り入れるような協議会等を設置して、市の施策にぜひ生かしていただきたいと強く要望して、次に移ります。

都市基盤の整備について、ここは私も子どもの頃から通っているところで、外環の開通により大きくさま変わりました。先ほど申し上げましたこの3・6・32号というのは、車の台数は減ったんですが、やはり見通しがとてもよくなって、外環によってちょっと拡幅工事を今もしていますけれども、見通しがよくなった。確かに車の台数そのものは間違いなく減りました。ただ、見通しよくて信号とかもないから、ちょっと速度が乗っている気がするんですね。ただ、通学路にもなっていますし、近くには幼稚園、小学校、保育園、中学校があります。ここは市民から連絡があったのは1度や2度じゃないんですね。何とかこれは信号の1個ぐらいつけたほうがいいんじゃないかというようなことを言われています。そこで、最初の答弁の内容は分かりました。なかなかこれは難しいな。大和田4丁目北交差点に信号が設置されたという、そういうような道路上の関係もあるのでしょうか。しかし、だからといって何もしないというのもいささか無策だなと思います。そこで、信号機を設置することができない場合でも、例えば車の速度をちょっと抑制するような、そういうようなことは必要じゃないかなと思うんですが、その点に対して何かあったらお聞かせください。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

当該道路の整備に当たりましては、交通標識や横断歩道を含めた路面標示等の交通安全施設の設置計画について、平成26年度に千葉県警察本部と協議をしております。ただし、この時点では整備後の歩行者数を含め、交通量の把握ができないことから、同計画の確定には至らず、暫定的な計画として整備に着手してまいりました。最終的な整備形態につきましては、道路整備が完了する6か月程度前に、県警本部と交通規制や交通安全施設の設置について十分に調整し、確定することとしております。御質問の車両の速度抑制対策につきましても、併せて協議してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 細田議員。

○細田伸一議員 何も信号だけではない、大がかりなことではなくても、これはいろいろ警察のほうとか交通事故抑制のいろんな科学的なデータ検証などもあって、道路の上にあまりいろんな文字を書いちゃいけないとか、道路の色をあまり緑にしちゃいけないとか、何色にしちゃいけないとかというものはあるんじゃないかなと思いますが、例えば譲り合いゾーンだとか何か時々ありますよね。そういうように速度落とすゾーンだとか、そういう文字を運転者が読めるような、道路の上に、ここはゆっくりだとか書くだけでも多少はやはり違うと思います。ここは事故が起きてからでは遅いんで、この辺、ぜひ検討を継続してほしいと思います。

では、次の項目に移ります。(2)の外環道路菅野上部整備事業、菅野駅周辺ですね。この件については、もう既に先順位者の方の答弁において分かりました。ただ、私もここは子どもの頃から通っている場所で、菅野駅というのは人の乗り降りはそんなに多くないんですね。ただ、その向こう側には学校が何校かあって、小さな子どもが通って、今も1人で電車に乗ったりとか、踏切を渡って、そういうことをしていますよ。そこで、私もたまに通るときに思うんですけど、確かにこの駐輪場を来年の4月、5月、あと1年で仮設の駐輪場を造るというのも、ちょっと何かと厳しい。だからといって、今、駐輪場も止めたい放題みたいになっちゃっているときがあります。菅野駅の周りに止めてある自転車が道路のほうに飛び出ちゃっているんですね。整備している方がいるんですが、ちょっと整備できていない。私は一番ちょっと危ないなと思ったのは、国道のほうから菅野駅のほうに入ったときに、小さな子どもが、今の自転車は大きいでしょう。後ろに子どもを乗せるようなカバーつきだとか、そういう自転車の陰になって小さい子が見えないんですよ。なので、そこはそんなに車が速度を上げて通る場所ではないですが、見えないものだったら、そのままひいちゃう、当たっちゃう可能性が大いにあります。なので、あそこの整備、駐輪場を大きく新しく建設してくれとは言いませんが、極めて危険な感じがしていますから、せめてもうちょっと駐輪場の整備はしていただきたいなと思います。その辺を要望しまして、ここは終わります。

次に移ります。次に上下水道のところですね。最初の質問で、この概要、そして水道管の件についても、これは理解することができました。この法定耐用年数、確かにこれは県の事業だと思うし、市が管理しているものではないとはいえ、やはり市の中で市民がこれを使っているわけですから、水道管の更新の考え方とか、また水道管はどれぐらい布設されているのかというのは、本当は把握するべきだと思いますよ。この事業者だってそういうのは知っていると思いますよ。もう何年か前に私は同じ質問をしていると思うんですけど、やはりいまだに一体どれぐらい布設されているのか分からないというのは、これ何なんですかね。必要なことだと思うんですけども、それはいいでしょう。この法定耐用年数を超えている水道管の更新する考え方及び今後のスケジュールについて、これは再質問で伺います。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

現時点における県の水道管更新の考えにつきましては、県で策定しております令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間としている新たな千葉県営水道中期経営計画に示されております。その主要施策の中で老朽化の進む浄水場等の施設や水道本管等の管路については、適切な維持管理を行いつつ、計画的な更新及び整備を進めていくとされており、これに基づき実施されております。本市といたしましても、道路内に占用している水道管については、現状を把握することが必要と考えておりますので、引き続き県へは情報提供を要望し、市内の法定耐用年数を超えている水道管の延長の把握に努めてまいります。また、市からも意見等を伝えていきたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 細田議員。

○細田伸一議員 市川市だけではなく、ほかに11市が含まれ、市川市の10倍ぐらいの面積のところを管理しているということでしたよね。市川市だけじゃなく、自分の市の中にどれぐらい水道管が張り巡らされているのか、これはどの市も把握していないんでしょうかね。それは今後継続して、ちょっとその情報を取るようになってください。お願いします。

いずれにしても、確かにいろいろ更新しているとは言え、水道管はもう古いですよ。続けて(2)のところになるんですけども、老朽化して破損した場合、その責任の所在というのは、これはどこになるのか、これをお伺いします。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

私道及び民地内の水道管の破損につきましては、土地所有者と県で調整を行うものとされているため、現在までに市が現場対応や費用を負担したという事例はなく、相談も寄せられておりません。御質問のケース、水道は市民生活に必要な不可欠なインフラであるため、このような場合における市民の救済方法等を含め、体制の構築について調査研究してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 細田議員。

○細田伸一議員 そういうことなのでしょうね。今は公道、公道ということで答弁をいただいたと思いますけれども、続けてここも質問させていただきますが、私道の水漏れが出た場合、いろいろなルールがあると思うんです。本管から何mだとか、また、供給管がどれぐらいの長さで、水道メーターまでの距離だとか、そういうことはいろいろ規定があって、そこから内側というか、その範囲内であれば責任はここで、その範囲外であれば当局は責任を持たないというような、恐らくそういう取決めがあると思うんですね。しかしながら、今御答弁でおっしゃっていただいたように、水というのは市民生活に直結する極めて重要な生活インフラですよ。それで水道管そのものが本管ではない、供給管も含まれるものが発生した場合、市民にその負担を強いるというのか、市民がそれを負担するというのか、ちょっと大変な気もするんです。

そこで、ちょっと質問したいんですけども、私道などで水漏れが発生した場合、市民を救済するような措置というのか、補助というのか、そういうものというのはいないんでしょうかね。お伺いいたします。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えいたします。

今の御質問のケースですけども、ごくまれなケースと思われるんですが、繰り返しになりますが、市としても市民生活に必要なインフラであると考えておりますので、そういった救済の方法等を含めて体制の構築につい

て、他市の事例とか、今後、調査研究をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 細田議員。

○細田伸一議員 市にそのような破損事故というか、事例が問合せなどがあるかどうかは私は分かりませんが、実際に私のところには来ています。1つ例を挙げれば、ちょっとこの狭隘道路というか、その奥に入った旗ざお地のようなところで水が漏れて、その近隣、二、三軒ですかね、もう水浸しになってしまった。もうすごい量ですよ。早急にそれは修理しなければいけないということで、水浸しになってしまったお家の方が業者に頼んで修理をしてもらって、請求書を頂き、そして16万円ぐらい払ったと。ところが、その水道管はその方々の敷地内ではなくて、その隣に隣接している会社の敷地内だったんですね。こういう場合、一般の方は16万ぐらいだったら別にいいかということで、自分たちの責任で処理してしまう可能性が高いと思います。なかなか民事で、いや、これは一時的に私たちが払ったから、あなた方会社側で払ってくださいよというようなことは、一般的には言いにくいんじゃないかなと思うんですね。

そこで、先ほどこういうケースで、泣き寝入りとまでは言いませんが、水道のことで止まっていたらまずいですから、本来であれば、その責任がない人が結果として責任を取ってしまう、知らず知らず支払いをしてしまうというようなケースが、もしかしたら私のところに来ている事例だけではない。たまたま市に来ていないだけ、たまたま業者に来ていないだけで、もう水道管自体が古いんですから、そういうケースが私は多いと思いますよ。なので、申し上げたいことは、こういうような事例のために、市民を泣き寝入りさせないために、何かその救済策というのは今後検討してもいいのではないかなというふうに考えます。そのことを要望して、次に移ります。

同じく上下水道の部分の(3)です。このマンホールトイレ、こちらも答弁でマンホールトイレのことは十分よく分かりました。これは常に設置して、常設ではないにしても、いざというときには極めてやはり重要なことだと思います。また、健康な人、健常者だけではなく、特に障がいを持たれている方、車椅子が必要な方、歩行困難な方などは、トイレというのはやはり重要なことです。そこで、先ほど御答弁いただきましたマンホールトイレ、一面のサイズは一般用が幅0.9m、奥行き1.1mですね。障がい者用のトイレが幅1.1m、奥行き1.8mということでしたが、この障がい者用幅1.1m、奥行き1.8mで、車椅子の移動とか介助とかというのはできるんですかね。十分な幅、余裕と言うけど、1.1mの1.8mなんて言ったら、畳1枚よりちょっと広い程度ですよ。今いろいろ検索すれば、この仮設用の多目的トイレ、障がい者用のトイレというのはいろんなのがあります。なので、あの幅では、車椅子の回転とか介助者とか、ちょっと難しいんじゃないかなと。確かにこれは年中使うものではない。けれども、いざという時のために、そういう方々に対する配慮を、優しい町とふだん言っているんですから、そういう配慮をした取組に、その辺も考えてほしいなというふうに感じました。このことも要望としてお伝えしておきます。ありがとうございます。

次は飲食店関係ですね。新型コロナウイルス感染症の対応について、多くの問合せ、これはもうコロナが始まったころから、経済部の方を含め保健部の方、多くの所管部署の方にいろんな問合せが来ていると思います。ようやく国のほうでも、以前は各担当省庁というんでしょうか、そのごとにそれぞれの補償金の制度や、また協力金の制度を持っていたかのように私も認識しておりましたが、しかし、多くの方がその存在を知らないんですね。また、今回は飲食店だけではなく、——飲食店も含まれるんでしょう。事業復活支援金という制度を国がつくって、これはもうどなたでも大丈夫ですよ。どういう方でも補償、協力金の対象になるというようなことをたしかうたっていたと思います。

そこで、この部分にちょっと再質問したいんですけど、この事業復活支援金は、個人事業者のうち業務委託契

約により企業から業務を請け負っている、いわゆるフリーランスの方も対象となるのか。対象となる場合、その周知はどのようにして行っているのか、この辺をお伺いいたします。

○松永修巳議長 小塚経済部長。

○小塚眞康経済部長 お答えいたします。

フリーランスの方も確定申告書類や業務委託契約等による収入があることを示す書類があり、売上減少率の要件を満たしていれば事業復活支援金の対象となります。この制度を全てのフリーランスの方へ個別に周知することは難しいところがございます。本市の中小法人等事業継続支援金には多くのフリーランスの方が申請してきております。このことから、支援金の申請時に連絡先が把握できているフリーランスの方には、直接メール配信などによって周知してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 細田議員。

○細田伸一議員 ここで伺ったかったことは、今まで飲食店に対する協力金は、もういいよという声が、結構ちまたでも出ていますね。もうさんざん補償、協力金をもらっただろうと。しかし、それは小規模の経営者の方は、もしかしたらプラスになったかもしれない。しかし、大きく経営している飲食店の方はもう全然足りないわけで、別に飲食店だけが不公平な対象になっているというわけでは私はないと思うんですけども、そういう声を本当に毎日のように聞きますからね。今御答弁の中で、フリーランスの方も一定の要件を満たせば、それはもう対象になるというようなことで、しっかり理解することができました。ありがとうございます。

あとは、その周知に関して、こちら辺も以前よりもかなり効果的に今もできている。また、メールのような直接配信するようなやり方もしているということで理解できました。ありがとうございます。引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

次に、最後の項目、民法の一部を改正する法律、いわゆる成年年齢の引下げの件です。最初の答弁において、その概要に関しては分かりました。まだ4月1日を迎えておりませんが、成人としてみなされることにより、やはり一番懸念されるのは消費生活のトラブルではないかなというふうに、最近も年中報道されているように思います。トラブルがあったらためらわず消費生活センターなどに相談するのも身につけたい能力の一つであると、そのように書いている新聞などもあります。

そこで質問なんですけれども、この成年年齢引下げ措置への消費生活センターのこれまでの現状、取組、これについてお伺いいたします。

○松永修巳議長 市來市民部長。

○市來 均市民部長 お答えします。

成年年齢が引き下げられることで、契約の知識や経験が少ない18歳、19歳の若者が親の同意を得なくても契約ができるようになるため、契約トラブルや悪質商法などの被害に遭いやすくなることが懸念されます。このため消費生活センターでは、令和2年度以降、消費者庁や国民生活センターからの情報を市の公式ウェブやメール情報配信サービスで配信したほか、公民館主催のオンライン講座用として、若者に多い消費者トラブルの紹介と予防についての動画制作にも携わりました。この動画は、令和2年度成人式の新成人約4,700人を対象にした専用サイトで配信し、その後、市公式ウェブでの閲覧を可能といたしました。このほか、消費者被害を未然に防ぐための講座を市内各所に出向いて行う出前消費者講座を希望のあった市内の高校2校で実施する予定です。また、消費生活センターが年4回発行する情報誌「クオリティライフいちかわ」の春号では、成年年齢引下げを分かりやすく特集し、3月4日に発行を予定しております。加えて、「広報いちかわ」3月19日号でも、成年年齢引下げに伴う消費者被害の注意喚起について掲載する予定であります。

以上でございます。

○松永修巳議長 細田議員。

○細田伸一議員 消費者被害、これを防ぐために消費生活センター、市川市のウェブから入っていましたっけね。こういうのに注意しなさいよという動画をたしか作っていますね。お金もうかるよ、美しくなるよという、この2つには気をつけると、たしかそんな内容ではなかったかなと思います。そういうことを注意喚起してもなかなかうまくいかないのが現実ではないかなと思います。今御答弁いただいた「クオリティライフいちかわ」、消費生活センターが年4回発行しているということですが、そこには成年年齢引下げを分かりやすく特集しているという内容でした。確認のためにお伺いしますが、「クオリティライフいちかわ」、これは一体どれぐらいの部数が発行されていて、設置場所なんかはどういうところにあるんでしょうか、お伺いします。

○松永修巳議長 市來市民部長。

○市來 均市民部長 お答えします。

「クオリティライフいちかわ」は年4回、2,500部を発行し、市民課などの窓口や公民館、全日警ホールなどの公共施設のほか、市内の7つの駅にある広報スタンドなど97か所に設置しております。また、発行情報につきましては、市公式ウェブでの周知を行っております。

以上でございます。

○松永修巳議長 細田議員。

○細田伸一議員 市内のそれぞれ7つの駅ですか。それと97か所、非常に多くの場所にこの「クオリティライフいちかわ」も設置されていると思うんですけども、ただ、発行部数が2,500というのはちょっと少ないかなと。毎回毎回成人式を見ても、市川市の場合は四千四、五百人いらっしゃるんじゃないかな。とすれば、今回、成人年齢が2年下がるということで、2,500だと、それだけで行き渡らないですから、最低でも新成人、例えば対象者四千幾つとか、4,500とか、これぐらい発行したほうがいいと思うんですよ。この辺も一応注意喚起をしっかりと、これはもう国を挙げてやっているということですし、市川市もやっていると思います。ただ、この辺、引き続き発行部数——駅に置いていたって、なかなかこれは取らないですよ。余っちゃうかもしれません。しかし、少なければ、全員が取っても絶対に行き渡りませんから、なので、この辺もちょっと検討をもう一度お願いしたいなと思います。ありがとうございます。

では次、最後の再質問ですね。4月1日から施行される民法の一部を改正する法律、これにおいて、来年以降の新成人の集い、この辺は市としてどういうふうを考えているのか、これをお伺いします。

○松永修巳議長 永田生涯学習部長。

○永田 治生涯学習部長 成人式の対象年齢についてお答えします。

成人式の対象年齢を改正後の民法に合わせて18歳とした場合には、大学受験や就職準備の時期と重なり、式典に参加できない方が増えることが懸念されることや、仮に対象年齢を18歳に変更した場合には、変更の初年度は18歳から二十歳までの3年齢の人を対象に成人式を行う必要があり、混乱が生ずるおそれがあることなどから、本市では、これまでどおり学齢で20歳となる方を対象として式典を開催することといたしました。なお、千葉県が行いました調査では、令和3年11月現在で、県内54市町村のうち52市町村が、これまでどおり対象年齢を二十歳として成人式を実施すると回答しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 細田議員。

○細田伸一議員 ありがとうございます。これからの成人式も含め、先ほどの消費生活トラブルの件も含め、また、これは1876年の成年の民法の制定以来、成人の引下げというのは変わっていないですもんね。百何十年かぶ

りに初めてのことですよ。なので、先ほど申し上げて御答弁いただいた消費トラブルや、また成人式そのものだけではない、我々が予想しない何か起きてくる可能性も、もしかしたらあるかもしれません。成人の皆さんが楽しく、そして意気揚々と将来を見据えられる、そんな門出にしたいと思います。なので、これから4月1日以降施行される民法の一部改正、この辺についても、これはもう引き続き注視していただければと思います。

以上で会派自由民主党の代表質問を終わります。この後、かいづ勉議員の一般質問形式を行います。ありがとうございました。

○松永修巳議長 次に、一般質問形式の質問に移ります。

質問者、かいづ勉議員。

○かいづ 勉議員 会派自由民主党、かいづ勉でございます。ただいまより一般質問をさせていただきます。

最初に、須和田遺跡の復元住居跡が撤去されるとのことでありますが、本市にとっても極めて貴重な遺跡と考えますが、その取扱いについてお伺いしたいと思います。

須和田公園は市川市北西部の高台にありまして、東隣には市立第二中学校があり、北西部の高台に位置して、天気がよければ遠くに富士山も見ることができ、眺望のよい場所でもあります。また、園内には桜の木やバラ園などもあるところから、憩いを求めて多くの市民が訪れる場所となっております。また、園内が須和田遺跡として県の史跡に指定されているところでもあります。

ところで、この須和田公園内には、かつて竪穴住居の復元家屋がありましたが、不審火で焼失してしまい、現在はその基礎と、その周りのフェンスのみが残されている状態です。近々、その撤去を行うとのことですが、須和田遺跡は本市にとっても極めて貴重な遺跡であり、撤去に至った経緯とその対応について、まずはお伺いしたいと思います。

○松永修巳議長 永田生涯学習部長。

○永田 治生涯学習部長 お答えいたします。

まず須和田遺跡の概要についてお答えいたします。須和田遺跡全体は、真間山の台地から東に延びる須和田台地にあり、その範囲は、須和田公園、須和田の丘支援学校及び市立第二中学校の敷地と、これらの周辺部を含む広い区域となります。また、時代的には縄文時代前期、そして弥生時代中期から平安時代に至る多様な時代から成る遺跡でありまして、出土品の中には、南関東地方において最初に出現した弥生式土器で、弥生時代中期の典型的な土器に位置づけられる須和田式土器と呼ばれるものもございます。このように、須和田遺跡は日本の考古学にとって重要な遺跡でございますが、昭和20年代からの宅地開発等によって、その地形が大きく変更される中、須和田公園内は古い土地の形状をとどめておりましたことから、昭和50年1月の市の史跡指定を経て、平成6年2月に県の指定史跡となりました。須和田遺跡では多くの竪穴建物があつたことが明らかになっておりますことから、公園を訪れた方に遺跡の重要性を知っていただくとともに、当時の生活の一端に思いをはせることができるものとして、弥生時代の竪穴住居を模したかやぶきの復元家屋を昭和44年に建設いたしました。しかしながら、平成9年に不審火で復元家屋が焼失してしまい、現在まで家屋のコンクリート基礎部分と、防犯対策として復元家屋を囲んでいたフェンスのみが残る状態が続いております。

そのような中で、地元自治会からは、昨年度から何回か地域の象徴として復元家屋の再建などを行いたいと、ついてはどのような課題があるかとの御相談を受けてまいりました。御相談いただきました自治会へは、復元家屋の建設には多額の費用を要することに加え、その後の維持管理には費用とともに人手が必要となることや、前回の不審火のように防犯上の課題があることなどを御説明し、復元家屋の再建が難しいことについて御理解いただきました。その一方で、復元家屋の焼失後に残る基礎とフェンスにつきましては、教育委員会といたしましても撤去の必要性を認識しておりましたことから、今月末から来月初旬にかけて撤去を行う予定となっております。撤

去作業は3日程度を想定しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 かいづ議員。

○かいづ 勉議員 ただいまの答弁ですと、須和田遺跡で多くの堅穴の建物があったと。そういうことが御答弁の中で明らかにされましたけど、平成6年2月に県の指定遺跡となったことから、遺跡の重要性を知っていただきたい。当時の生活の一端に思いをはせるとの御答弁であります。その貴重な価値観を簡単に消滅させていいものだろうか。何か方法はないだろうか。何事においても、なくすこととか取り除くということは簡単ですが、それを将来まで永続するということが、私は大切なことではないかと思えます。この須和田遺跡は、市川市にとって貴重な財産でもありますし、私は、将来の市を考えると、復元すべきだと思いますが、そういう須和田公園というのは、隣に市立第二中学校がありまして、つい最近、そこから校舎を建設しようということで工事を始めたんですが、遺跡が出てきたと。写真もここにもらっておりますが、支援学校の新校舎建設工事を二中のグラウンド南側に建設予定で、掘り起こしたところ、埋蔵文化財発掘、調査しなくては駄目だということになって、いわゆる二中とか須和田公園というのは、昔からそこに住んでいた方があって、あそこは小高いところから、水害にも遭うことがないということで、私は貴重な住居跡地だと思いますが、そのような環境を今後とも大切に残して行って、歴代の市民に対して分かっていたできるようにすべきじゃないかと思えますが、いかがなものでしょうか。

○松永修巳議長 永田生涯学習部長。

○永田 治生涯学習部長 須和田遺跡の重要性について、引き続き市民の皆様にお知らせしていく方法についてお答えいたします。

復元住居跡の近くには須和田遺跡の説明看板が設置されておりますが、設置から約25年が経過し、老朽化している上、復元家屋が設置されていることを前提とした内容となっておりますことから、撤去工事後の来年度以降に修繕を行うことを考えております。この修繕に際しましては、説明看板に須和田遺跡の分かりやすい説明を記載することはもちろんでございますが、二次元コードを付記して、須和田遺跡を含む市川市の史跡や他の文化財を分かりやすく説明している市公式ウェブサイトの文化財のホームページに誘導するなどの工夫を施すことを考えております。このような工夫により、須和田公園を訪れた方が須和田遺跡への関心を通じて、市川市の文化財全体に対しても広く関心を持っていただけるものと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 かいづ議員。

○かいづ 勉議員 御答弁ありがとうございました。復元する予算が、費用が多額だということでございますが、私、あの周りを見たときに、そんなに費用がかからないんじゃないかという素人判断ですが、どのぐらいかかるのかなど。そしてまた、わらぶき屋根が燃えちゃって、もちろん堅穴住居の建物ですから、燃えるのは簡単だと思いますが、しかし、あの須和田公園、私も近くですから、よく行くんですが、あそこの金網の前に立て看板があって、それに対する説明が書いてあるんですが、それを立ち止まって読んでいる方が結構多いんですね。そういう意味で、私はそういうことも教育委員会として残していく大切なものではないかなど。それは地域の考えもあるでしょうけど、それよりも教育委員会というのは、市全体のことを把握して、そして行政運営をしていかななくてはいけないと思えますが、そういう点で、この須和田遺跡について、改めてどのような周知を図っていくのかも御答弁していただきたいと思えます。

○松永修巳議長 永田生涯学習部長。

○永田 治生涯学習部長 お答えをいたします。

須和田遺跡に、より多くの人に興味を持っていただけるような仕掛けということでございます。須和田公園を訪れた人に遺跡への興味を持ってもらえるような仕掛けにつきましては、市内の他の史跡との調整を図りつつ、地元自治会や周辺住民等の皆様の御意見をお聞きした上で、今後の検討課題とさせていただきたいと存じます。

以上でございます。

○松永修巳議長 かいづ議員。

○かいづ 勉議員 須和田遺跡を残す場合、わらぶき屋根というのは、また火災に遭うと大変な問題になると思いますが、それじゃなくて、何かここにこういうものがありましたよと。今は看板だけですから、それでもフェンスに貼ってある看板を読んでいらっしゃる方が結構多いわけですから、何かいい方法はないもんかなと、再度御所見をお伺いします。

○松永修巳議長 永田生涯学習部長。

○永田 治生涯学習部長 お答えをいたします。

繰り返しになりますが、今後の対策につきましては、地元の方々の御意見等を踏まえまして、引き続き検討をしてみたいと考えております。今の中で1つアイデアとしてあるのは、堀之内貝塚とかにつきましては、これまでの研究成果を基に、コンピューターグラフィックスで映像を使って、その場に行きますとスマートフォン等で二次元コードを読んでいただいて、そういったものが見られるような、そういった新しい工夫もしておりますので、こういったものも含めまして考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

○松永修巳議長 かいづ議員。

○かいづ 勉議員 答弁ありがとうございます。今年度、令和4年度の教育行政運営方針がありますね。その中に、「近年、縄文文化がかつてない注目を集めています。市北部には、貝塚をはじめとする縄文遺跡が複数存在しており、史跡曾谷貝塚の本質的価値を示す総括報告書の刊行に向け、基礎データの収集・分析を進めます」、この積極的な姿勢、これはどういうふうに我々は解釈したらいいのかなと。須和田遺跡に対しても、このような縄文文化の注目を集めている、そういう状況の中において、果たして今の答弁でこの内容が我々は理解できるのか、ちょっと違っているんじゃないかと思いますが、再度御所見をお伺いします。

○松永修巳議長 永田生涯学習部長。

○永田 治生涯学習部長 お答えをいたします。

確かに御質問者御指摘のように、縄文遺跡につきましては東北の遺跡群が世界遺産に指定をされるというようなか中で注目を浴びているところがございます。また、御指摘の公有化を進めております曾谷遺跡についても、今後研究をして、それを生かしていくというふうに考えております。この須和田遺跡につきましても、当然そういった流れの中できちんと保全をして、なおかつ多くの方に知っていただく取組が必要だと思っております。今後、十分に検討させていただきたいと存じます。

以上でございます。

○松永修巳議長 かいづ議員。

○かいづ 勉議員 大変苦しい答弁ですが、先ほども言いましたように、県の史跡に指定されていることでもありますし、先ほど申しましたように、なくとか消すというのは簡単ですよ。それを継続していくということが大変難しい。私は、それが行政側の生き方として大変なところだと思うんですが、再度よく検討して、もう一度、次の議会にちゃんとした答弁ができますようお願いいたしたいと思っております。

以上で終わります。

○松永修巳議長 以上で会派自由民主党の質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

午前11時56分休憩

午後1時開議

○松永修巳議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議事を継続いたします。

代表質問、緑風会第2、松永鉄兵議員。

[松永鉄兵議員登壇]

○松永鉄兵議員 会派緑風会第2の松永鉄兵でございます。会派を代表して代表質問を、代表質問の最後の枠としてさせていただきたいというふうに思います。なお、一般質問の形式で、私に続いて松井努議員、それから石原みさ子議員が一般質問形式で質問を行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、今回の代表質問は、市長の施政方針から、大きく7点についてお伺いをさせていただきたいというふうに思います。

まず、市長は施政方針において、「歳入、歳出を常に見直し、既存の市民サービスが低下することのないよう、筋肉質でスリムな予算編成を行ってきたからです。このような堅実な財政運営に努めてきたことから、災害などの不測の事態に備える財政調整基金の残高は過去最高額となり、その結果、機動的で効果的な新型コロナウイルス感染症対策を行うことができました」と述べられております。私が考えるに、市長の1期目の最大の成果、これは、この堅実な財政運営と、未来に向かっての財政基盤を築いたことにあるというふうに考えております。

そこで、堅実な財政運営に努めてきた。では、歳入歳出において、具体的にどのような視点を置いて取り組んでこられたのか、お伺いをしたいというふうに思います。

また、堅実な財政運営を図ってきたことで、財政調整基金が残高が過去最高になったというふうに言われていますが、これ以外にも、財政の健全化、財政基盤の確保という面で、様々な成果があったんだというふうに思います。ほかにどのような成果があったのか、お伺いをします。

最後に、これらの成果を踏まえて、今後、財政運営に対する取り組み方、考え方についてお伺いをしたいと思います。

続いて、大きな2点目として、「感染拡大が落ち着いた後のエンデミックを見据え、将来に渡って、誰ひとり取り残さない、多様性が尊重され、安全に安心して暮らせる持続可能なまちづくりを行うため、企業における事業活動の信頼性の指標となる環境・社会・企業統治を意味するESGの考え方を行政運営にさらに取り入れていきます」というふうに市長はおっしゃられております。

そこでお伺いをしたいと思います。まず、ESGの考え方とは、どのような考え方なのか、改めてお伺いをします。その上で、ESGの考え方を行政運営に取り入れるということですが、具体的にどのように取り入れていくのか、お伺いをします。

そして、ここでは具体的に何をどのように評価していくつもりであるのかということについても、より具体的に伺っておきたいというふうに思います。

3点目として、市長は、「市長に就任してから繰り返し申し上げてきた『環境に責任をもつまち』に向けて、温室効果ガスの削減など、これまで以上に脱炭素社会への歩みを着実に進めます」と言われております。本市では、脱炭素社会に向けて何をどのように進めていこうとされているのか、お伺いをします。

また、その取組はどのようなスケジュール感で進めるつもりなのか。

そして、現在想定している推進の方向性、その成果、どのように想定しているのか、お伺いをさせていただきます。

4点目として、施政方針において、「第1庁舎の全面開庁に合わせて開始したワンストップサービスは、デジタルトランスフォーメーションにより利用者目線の価値を創造し、ワンスオンリー、そして電子市役所へと着実に進化させていきます」と言われております。では、本市の目指すべきDXの全体像とはどのようなものなのでしょうか。

そして、教育分野を含め、このDXの進化に向けて市は何を取り組んでいくつもりなのか、お伺いをいたします。

5点目、「木々の緑は、生活に安らぎをもたらしてくれる欠かせない資源です。本市の貴重な緑を守るため、倒木の防止をはじめとした森林の適切な整備、その担い手を育成するための支援、木材利用の普及啓発など森林環境譲与税基金の活用方法を検討」とあります。そこで、森林環境譲与税の基金の検討ということで、その目的及び譲与税の使途についてお伺いをしておきたいというふうに思います。

また、木々の保全ということ考えたときに、本市には多くの民間所有の樹木等も存在をしております。市が所有する樹木以外にも、これらの民間の樹木を市が一定程度コミットしながら、緑の保全において取り組んでいくことが、これからは大事だというふうに認識をしています。市は、今後、市内の巨木等の保存について、どのように取り組んでいくつもりであるか、改めてお伺いをさせていただきます。

続いて6点目、「じゅんさい池緑地では、水源の水量が少なくなることによる水質の悪化を防ぐため、新しい井戸を増設することで水辺の生物や植物の生育環境を維持します」というふうに言われております。じゅん菜池の問題として、上池、いわゆる北側の水生植物池に4基分の水量を持つ井戸を造るということは、先順位者の御答弁で理解をいたしました。一方で、アオコの発生や悪臭などで利用者、周辺住民に多くの影響を与えているのは中池、下池である、いわゆる南側の池であるというふうに認識をしています。では、これら中池、下池の環境は、今回の整備で改善されていくのかということをお伺いをしておきたいというふうに思います。

最後、7点目になります。最後に市長は、「本市のキャッチフレーズである『いつも新しい流れがある市川』を全職員が共有し、新しいことにも果敢に挑戦する気持ちを持って、市民サービスのさらなる向上に取り組んでまいります」と言われております。私が考えるに、市長の1期目の最大の成果は、財政基盤の維持、そして未来に向けた財政基盤の確立というところではないかということをお伺い申し上げました。さらにもう1点、成果を挙げるのだとすれば、今までになかった新しい流れをこの4年間で作り出してきたということ自体が、それなりの成果に値するのではないかなというふうに思います。そのプロセスに紆余曲折はあったにしろ、これまで作り出すことのできなかった市制80周年の段階で、この「新しい流れがある市川」というキャッチフレーズを制定しました。恐らく前市長のときだというふうに思います。それ以降、じゃあ市政に新しい流れがあったのかというと、そんなことはないというふうに思います。村越市長が就任して初めて、「環境に責任を持つまち」だったり、ワンストップサービス、サードプレイスの市役所だったり、DXも含めて新しい流れが出てきたんだというふうに思います。そこで、市長が2期目に挑戦するに当たって、これからどんな新しい流れをこの市川市につくり出していこうとお考えなのか、お伺いをしておきたいというふうに思います。

そして、その新しい流れをどのように全職員で共有していくおつもりなのか、お考えをお伺いしたいというふうに思います。この全職員で新しい流れを共有することができるのであれば、議会を含めた市民、そして多くの市民を含めたオール市川で新しい流れを共有することも可能になってくるというふうに思います。市長の、この全職員でどう共有していくのか、お考えをお伺いし、1回目の代表質問とさせていただきます。御答弁によりまして再質問をさせていただきます。よろしくお伺いいたします。

○松永修巳議長 質問は終わりました。答弁を求めます。

村越市長。

〔村越祐民市長登壇〕

○村越祐民市長 緑風会第2の代表質問にお答えします。

初めに、予算編成、堅実な財政運営という、具体的にはどのようなことを行ってきたのかについてお答えします。私は、常日頃から市民生活の向上を図りながら、めり張りを利かせたバランスの取れた財政運営を心がけてきました。具体的に申し上げますと、歳入面においては、納税者の利便性向上を図るため、支払い方法の選択肢を広げるなど、納税環境を整えてきたこともあり、本市歳入の根幹である市税収入は、県内最高の収納率を維持してきました。歳出面では、事業の内容を常に見直し、効率化を図りながらも、市民サービスの中身を充実させるための新たな取組を積極的に進めてまいりました。また、新型コロナウイルス感染症の拡大という未曾有の危機に対しては、ほかの自治体に先駆けて機動的な緊急経済対策を行うなど、コロナ禍により影響を受けた方々に出来得る限りの独自支援を行いました。こうした中においても、事業の執行段階における見直しなど、財源を捻出する取組を行った結果、過去最高額の財政調整基金残高につながったものと認識をしています。

次に、イ、財政運営におけるそのほかの成果についてです。塩浜学園の整備や文化会館の改修などの大規模建設事業を実施しながらも、市債残高は健全な状態を維持することができました。県内で市民1人当たり最小というふうに承知をしています。また、コロナ禍という非常事態への対応を行いつつも、待機児童ゼロなど、感染症対策以外の市民サービスの充実も並行して行うことができる財政運営の土台を築けたことなどが成果であると考えています。

ウ、今後の方向性に対する財政運営の考え方についてです。人口減少の時代に備え、本市の魅力を高め、多くの人が住みたくなるまちづくりを推し進めることにより、本市の強みである市税収入の確保に努めていくことが重要であると考えています。そのためには、これまでの堅実な財政運営に加え、様々な分野において将来を見据え、新たな視点を取り入れた先進的な施策について、さらに積極的に展開していくことも必要になるものと認識をしています。全国の自治体に先駆け策定した市川市デジタルトランスフォーメーション憲章は、現在、視察や寄稿依頼が相次ぐなど、本市のみならずほかの自治体にも大きな影響を与えています。本市のデジタルトランスフォーメーションの第1段階といえる第1庁舎のワンストップ窓口は、行政サービスを提供者の視点から利用者の視点で発想することにより実現したものです。市役所は手続のために訪れる場所というこれまでの概念にとらわれない、サードプレイスの考え方なども取り入れています。第2段階とも言えるワンスオンリーは、一度提出した情報を重複して提出することが不要となるもので、これまでの申請の形を大きく変えるものです。最終的には、手続のためだけに訪れる必要がなくなる電子市役所へと進化させることで、市民生活に新たな価値を創造することができるかと確信しています。

次に、(7)「いつも新しい流れがある市川」のうち、ア、これからどんな新しい流れをつくり出すかについてお答えします。「いつも新しい流れがある市川」は、次世代を担う方々に市川を感じ、興味を持ち、共感していただくため、市制施行80周年の際に作成されました。7年たった今でも意味を放ち続けるモットーと思い大切にしています。しかしながら、これを体現するには、市民の皆様の創造性をエンパワーメントし、挑戦する者が好む環境づくりが必要不可欠です。オープンイノベーションで社会課題の解決を行い、市民の皆様のライフスタイルを変えるような市政運営ができれば、周辺にインパクトを与えることができ、社会全体を変えることにつながります。そのポテンシャルが市川市だけにあります。「無双のまち市川」と言い続けているのは、その趣旨です。例えば、クリーンセンターの建て替えという喫緊の課題があります。従来案では、古くなった煙突と焼却炉をそのまま更新するという計画でした。焼却灰を他県の最終処分場に持ち込むロジスティクスをこのまま続ける

のか、中間処理や熱回収というコンセプトが時代に適合しているのか、従来の市政にそうした視点はありませんでした。私は、クリーンセンターを迷惑施設と捉えるのをやめて、ごみをごみでなくする新たな価値を生み出すアップサイクルセンターとして再構築し、町から出たごみから電気やSAF、水素燃料やコンポストをつくり、街の明かりをともし、社会の原動力にしたいと考えています。市民の皆様の方で地域新電力を立ち上げ、スマートグリッド、電気の見える化を行えば、環境に責任を持つ町、カーボンニュートラルシティとしてシビックプライドの醸成につながります。ひとり親世帯に割安な価格の電気を供給することもできるでしょう。電力不足が生じた場合は、協定都市からクリーンエネルギーを調達することで、国全体のCO₂削減に大きく貢献できます。うまくいかなかったテスラや腐心しているスマートi-BOXは、その構想の一端であり、初めの一步です。アップサイクルセンターの建設費用は、SDGs債やグリーンボンドで広く募れば、クリーンセンター建て替えのために積み立ててあった基金64億円は、市民の皆様へ還元することができ、教育や福祉の充実に充てることができます。

市民手続のワンストップ化の先に24時間止まらない電子市役所を目指していますが、メタバースを用いたデジタルツイン化を行えばよいと思います。「いつも新しい流れがある市川」の相棒で、「ちょうどいいまち街」というフレーズが4年前まで用いられていました。お気づきでない方が多いと思いますが、「ちょうどいい街」には引退してもらいました。市川市をありふれたベッドタウンにしたいからです。

次に、イ、どのように全職員で共有していくのかについてです。庁内で市川市役所のミッションは、職員の幸福を通じて社会課題を解決することだと言い続けてきました。これは、職員の職務環境が良好でなければ、市民の皆様喜んでいただけるような仕事は決まってしまうということ。反対に、市民の皆様喜んでいただかなければ職員も幸福になれないということ。また、先ほど申し上げたように、市川市の取組いかんで社会を変革することができるのだ。そういうことを共有したいからであります。問題は、日々多くの仕事を職員が斬新な手法で取り組んでいるにもかかわらず、市民の皆様へ伝わっていない、さらには、職員間でその部署の取組が周知されていないことです。この解決策としては、職員の日々の努力を素早く職員間で共有し、それを市民の皆様へ日々伝えられるよう、いわゆるオウンドメディアで発信することだと思っています。そうすることで市民の皆様への御意見をリアルタイムにお聞きすることができ、必要な修正を随時に加えて、施策の中身を改善していく。いわゆるアジャイル型の仕事ができるようになります。市役所の仕事の醍醐味は、それぞれの部署の奮闘努力が組織全体の成果につながるのだと思います。例えば3回目のワクチン接種を保健部が中心になって頑張っているわけですが、市川市の保健部は頑張っていると褒めいただくのではなく、市川市がよくやってくれているというふうに、市民の皆様からの評価につながるわけです。組織の取組を細かく迅速に職員間で共有しながら、同時に市民の皆様へお伝えする、そうした仕組みを早急に仕上げる必要があると考えています。

以上、私からの答弁といたします。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 私からは大項目、施政方針についてのうち(2)についてお答えいたします。

初めに、ESGの考え方についてです。ESGとは、利潤を追求する企業に対し、環境、社会、ガバナンスの見地から、社会的、道義的な責任を果たすことを求めているものであり、このことが、株価や企業価値、ブランド力、消費者の選択に影響を及ぼすことから、1つの投資判断の材料になると言われております。

また、このESGを企業が主体となって取り組むことで、顧客や取引先、株主、従業員、地域などのステークホルダーに配慮することになり、これが企業価値を向上させ、長期的な成長につながる要素であると考えられております。本市では、これまでESGに関連する考え方である環境負荷の軽減や自分らしく暮らせる社会の実現、リスクマネジメントの取組など、市政を運営していく上で考慮すべき事項として認識しておりました。この

ことから、E S Gの考え方を意識することは、本市が市民から選ばれ、発展を続ける持続可能な自治体となるための1つの目安になるものであり、今後、市民の皆様からの信頼性を高めていくためには重要であると考えております。

次に、市政運営への取り入れ方についてです。E S Gにつきましては、本市の行政運営の1つの視点として捉えていきたいと考えております。例えば、市川市総合計画など市が策定する様々な計画につきましては、主に数値目標を設定することで評価しているほか、市民意向調査や事業費の計画額と実績額との比較などで評価しております。一方で、E S Gの視点からは、環境への配慮に加え、地域社会への貢献や法令遵守、情報公開による透明性の確保などに着目することになります。これからの市政運営にこれまでの評価と併せて、このような視点を捉えていくことも、本市の長期的な発展につながるものと考えております。

最後に、具体的に何をどのように評価していくのかについてです。具体的な評価の対象につきましては、今後検討してまいります。例えば令和4年度の重点推進プログラムを評価する際に、市川市総合計画審議会から、個々の施策の評価にE S Gの視点をどのようにつなげていくか、どのように評価に反映させていくのかなどについて御意見をいただきたいと考えております。また、評価項目としては、省エネルギーや廃棄物を減らすための取組など環境問題に配慮しているのか、男女平等や人権問題、平等性や公平性の担保などを考慮しているのか、法令の遵守や情報公開による手続の透明性などの確保に努めているのか等の項目を想定しております。まずは、個々の施策がこの考え方を意識した上で立案され、実施されているのかという点に着目してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 私からは施政方針についての(3)温室効果ガスの削減、脱炭素社会への歩みについてお答えいたします。

本市では、2050年のカーボンニュートラルの達成に向け、第二次市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）、第三次市川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）、市川市地域エネルギー計画の3つの計画を策定いたしました。このうち区域施策編では、市域から排出される温室効果ガスの大部分を占める二酸化炭素についての削減目標を定め、家庭や事業所、自動車などからの排出削減を進めます。また、市域における太陽光発電設備や蓄電池の設置、建物の断熱化や次世代自動車の購入について、本市が費用の一部を補助することで脱炭素なまちづくりを推進しております。事務事業編では、市の事務及び廃棄物処理により排出される二酸化炭素の削減の目標を定めています。公共施設への太陽光発電設備の設置や照明のLED化、公用車の電気自動車への転換を進めるとともに、生ごみや廃プラスチック類の焼却量の削減により、ごみ焼却で発生する二酸化炭素の削減に取り組んでまいります。

地域エネルギー計画では、地域新電力会社の設立により、クリーンセンターで発電された廃棄物由来の電気を公共施設で活用し、エネルギーの地産地消や再生可能エネルギーの利用の促進を図ってまいります。

今後の脱炭素社会に向けたスケジュール感といたしましては、区域施策編では、2025年度に2013年度比で23%、2030年度に35%の二酸化炭素を削減し、2050年に市域におけるカーボンニュートラルを目指してまいります。

事務事業編に関しましては、市の事務及び廃棄物処理により排出される二酸化炭素排出量を、2013年度比で2025年度に27.2%、2030年度に50%削減いたします。また、地域エネルギー計画におきましては、2030年度に公共施設の電力使用量に対し、再生可能エネルギーの導入率100%を目指してまいります。

次に、(5)森林環境譲与税基金に関する御質問にお答えします。初めに、森林環境譲与税についてです。これ

は、温室効果ガス排出削減や災害防止等を目的として、市町村が実施する森林整備などに必要な財源に充てるため、国から各市区町村に人口や森林面積などに応じ、令和元年度より交付されるようになったものです。本市では、この森林環境譲与税を森林環境譲与税基金として積み立てており、これまでの積立額の合計は、今年度末で約9,600万円となる見込みであります。森林環境譲与税の用途について、本市では、適切な森林の整備とその促進のため、市川市森林環境譲与税の活用に向けた基本方針を令和3年8月に策定いたしました。その主な内容は、森林整備の推進、人材の育成・担い手の確保、普及啓発、木材の利用の促進であります。本市では、森林環境譲与税を有効に活用するため、必要に応じて基金として積み立て、森林整備等の関連施策に活用することとしております。

次に、市内の巨木等の保存についての考え方ですが、民間所有地の樹木につきましても、市が関与した上で、市民とともに保存を図っていく必要があると認識をしております。そのため、本市では樹木の保存等に関する協定を樹木の所有者との間で締結し、保存、保護を図っております。この協定の対象となる樹木は、地上1.2mの高さにおける幹回りが、クロマツは1.5m以上、その他の樹木は3m以上を要件としており、現在、クロマツやクスノキ、イチヨウなど計169本の協定樹木が市内に存在しております。協定樹木に対し、所有者が枝の剪定などを行った場合には補助の対象となり、補助額は剪定費用の2分の1、上限は3万円となっております。市内の貴重な緑のシンボルでもある巨樹、巨木を適切に保存し、後世に伝えていくため、現在、協定を結んでいない巨木等がある場合は、協定の締結を進めていけるよう、制度の一層の周知を図ってまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 稲葉情報政策部長。

○稲葉清孝情報政策部長 私からは施政方針の(4)デジタルトランスフォーメーションに関するイについてお答えいたします。

教育分野を含め、進化に向けて市としては何を取り組んでいくのかについてです。ワンストップ窓口を発展させ、ワンズオンリーを充実させていくために、手順のオンライン化はもとより、必要書類の徹底削減や申請方法の簡素化などをさらに進めてまいります。具体的には、電子申請やキャッシュレスなどのオンラインサービスを拡充させるほか、市公式ウェブサイトの機能拡充を図り、手順のために訪れる必要のない電子市役所に向け、着実に進化させてまいります。また、国が整備する引越しワンストップやぴったりサービスなどを活用するために、情報連携基盤などのシステム連携のための環境整備を進めてまいります。さらに、行政手続だけでなく、行政サービスのあらゆる分野でデジタルトランスフォーメーションを推進することで、デジタル技術がもたらす恩恵が全ての人に行き渡り、誰もが自分らしく暮らせる豊かな町の実現に向け、取り組んでまいります。

教育分野については、GIGAスクール構想の環境整備において、大学などの高等教育機関や研究機関が加入する学術情報ネットワークに加入したことにより、大学や研究機関との交流をはじめ、遠隔教育や国際交流などが期待されております。

以上でございます。

○松永修巳議長 高久水と緑の部長。

○高久利明水と緑の部長 私からは(6)じゅん菜池緑地に係る御質問についてお答えいたします。

じゅん菜池は、南北約600mの池で、北側から水生植物池、通称中池、下池となっており、池の水は井戸からくみ上げた地下水と雨水の流入により維持されております。先順位者に申し上げましたとおり、水源である井戸の水量が減少していることから、池全体の水がよどみ、植物や生物への影響や、アオコの発生による異臭が問題となっております。今回の井戸の整備については、じゅんさい池プロジェクトとの意見交換を踏まえ検討したもので、池の最上流部に当たる水生植物池周辺に新たな井戸を増設することで、中池、下池へと水が流れることと

なり、池全体の滞留が解消され、中池及び下池の水質も改善されるものと考えております。今後、新しい井戸の設置後においても、引き続きじゅんさい池プロジェクトと連携して、井戸を新設する水生植物池だけでなく、中池、下池についても経過観察を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 答弁は終わりました。

松永議員。

○松永鉄兵議員 それぞれ詳細に御答弁いただきまして、ありがとうございます。それでは、順次再質問をしていきたいというふうに思います。

まず、1点目の財政運営についてであります。できる限り事業の取捨選択をし、そして、歳出面では市民サービスの中身を充実させるために新たな取組を積極的に進めてきたというような御答弁であったかというふうに思います。本当に、実は私、昨年度の決算について決算委員長をやらせていただいて、いろんな数値を見させていただきました。そうすると、このコロナ禍において、緊急的な財政出動が必要な場面というのが多々あったにもかかわらず、健全な財政を維持している。かつ、それだけではなくて、必要な事業、いわゆる新しい流れというところに積極的に歳出をしつつも、市債残高の減少であったり、基金をさらに積み立てたりということができていること、本当にすばらしい財政運営だなということを感じさせていただきました。だからこそ、市長の最大の成果は、そこなんじゃないかなというふうに認識をしたわけではありますが、一生懸命取捨選択をする中で、それであっても新たな取組を積極的に進めてきたということでもありますので、じゃあ、この4年間で具体的にどんな考え方で予算措置をし、そして、新たな取組をやってきたのかというところを詳細に教えていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○松永修巳議長 金子財政部長。

○金子 明財政部長 お答えいたします。

私どもにおきまして財政運営の基本としていることは、貯金、借金、税金、この3つの現状をしっかりと把握し、将来の動向を見定めた上で、各事業を計画的に進めていくことにあると考えております。例えば、貯金の一つである財政調整基金は、新年度の予算編成でも重要視した行政の継続性を確保するため、必要不可欠なものでございます。仮に現在ほどの残高が確保されていなかった場合には、この2年間に行ってきた感染症対策や独自の経済対策への積極的かつ幅広い対応と、既存の市民サービスの両立は困難を極めたであろうと考えております。また、懸念が示されている首都直下地震のような大規模災害が発生すれば、借金である市債残高も大幅に増えますし、今回のコロナ禍以上に多額の基金の繰入れを余儀なくされることを見込まれます。さらには、リーマンショック時のように一たび景気が急激に悪化すれば、市税収入は大幅に減収し、この場合も、多年に及び基金の活用が必要となり、残高は大きく減少いたします。私どもはこうした将来に潜む危険に対処するため、予見可能性を常に念頭に置き、いかなる状況にも耐え得る、より強固で柔軟な財政基盤を構築することが必要であると認識をしております。したがって、現在、財政調整基金はコロナ禍におきましても過去最大の残高となりましたが、様々なリスクを考えますと、本市の人口規模であれば、現在の残高以上を確保することが必要であるとと考えております。市長が就任して以降の財政運営を振り返りますと、令和元年度の台風災害に始まり、その後の2年度、3年度は新型コロナウイルス感染症への対応に迫られるなど、まさに災害と向き合った期間であると思っております。こうした中であっても、災害対策経費への予算配分は最優先しつつも、市民生活に密着した予算については必ず確保することが求められており、保健、福祉、教育、消防、防災、経済、スポーツ、文化、道路などの基本的なサービスについて、災害時でも維持し続け、さらに向上させていくための予算措置を行ってきたものでございます。

そこで、御質問のこれまでの4年間における具体的な取組でございますが、初めに、子育ての分野では、子育て世帯に対する負担軽減やサービスの充実を図るため、ソフト面、ハード面の両面から支援するものとして私立保育園等の副食費の助成を行い、また、簡易保育園への補助金の拡大、こども発達相談室の整備に加え、キッズゾーンの整備を新たに行ったものでございます。また、保健医療の分野では、安心して子どもを産み育てる環境を整え、市民の健康を維持するため、新生児聴覚検査や産婦の健康診査などを新たに始めたことや、産後ケア事業の拡大を図ったこと、また、国民健康保険の被保険者に対する人間ドック費用の助成を拡充したものでございます。加えて、福祉の分野では、高齢者や障がい者の方々が安心して暮らせるように、高齢者見守り支援に加え、障がい者の生活を支える地域生活支援拠点等の体制整備や、福祉避難所におけるトイレ改修などの新たな取組を行っております。さらに、地域の活性化、活動の支援の分野では、地域のつながりを高め、にぎわいの創出に取り組むため、地域活動の基盤となる自治会に対し、自治会コミュニティ活動支援補助金や自治会提案地域活性化事業補助金の創設を行い、また、商店街活性化の補助金を拡充したものでございます。特に行徳地域につきましては、歴史的、文化的な資源や町並みを生かしたまちづくりに取り組んでおり、令和元年度より旧行徳街道地域の町並みの整備に着手し、地域活性化に取り組むとともに、市内2か所目となるパスポートセンターを妙典地区に開設したほか、広尾防災公園や青葉少年スポーツ広場、塩浜第1公園の再整備を行っております。教育分野については、特別な支援が必要な子どもたちに対する事業や教員の負担軽減、さらには教育施設の環境改善に取り組んでおります。具体的には、様々な事情により不登校となっている児童及び生徒へ適切な指導を行う適応指導教室の開室日の拡大に加え、小中学校や幼児教育の相談事業を拡大したことや、特別支援学級等補助教員の増員を図るとともに、快適な学校生活を送るために屋内運動場に空調設備を整備したことや、新たに放課後子ども教室の整備を行ったものでございます。

ここまで述べてきたものは、市民サービスの充実を図るために、この4年間において取り組んだ事業のほんの一部でございますが、市長就任後の4年間におきましては、現状のサービスの課題を解消するため、常に事業の見直しに取り組み、新たな事業の創設や既存事業の拡大を図るなど、必要な予算措置を行ってきたものでございます。

総じて申し上げますと、災害対応に追われる中におきましても、子育て支援や保健、福祉、教育などの分野におきまして充実を図り、住みよいまちづくりに重点を置き、事業展開したものと認識をしております。

以上でございます。

○松永修巳議長 松永議員。

○松永鉄兵議員 ありがとうございます。今聞くと、多くの事業にも新しい取組にも着手しているんだなと。そんな中で確固たる財政基盤を築いてきたというのは本当に素晴らしいことだというふうに思います。僕なりに何がそうさせたのかなということを考えてみますと、やはり市長、副市長と財政部、いわゆる財政当局とのあうんの呼吸というか、意思疎通のやり取りがしっかり行われているからこそ、こういうことが実現したんだというふうに思います。これまでの財政部長を含めた財政当局の御尽力にも感謝したいというふうに思いますし、それを指揮してきた市長並びに副市長が、財政という面で見れば本当に十分な活躍をされてきたんだなというふうに思います。引き続きこの市川市の発展のために、ぜひとも御尽力をいただきたいというふうに思いますし、これまで以上に恐らく今後の財政というのは、コロナの影響も出てくるというふうに思います。手綱を締めて、しっかりと運営をしていただきたいというふうにお願いを申し上げまして、この質問は終わりにしたいというふうに思います。

続いて、ESGの考え方であります。今後どのように評価をしていくのか、まずは令和4年度の重点推進プログラムを評価する際に、その考え方をどうやって取り入れるか検討していきたいというお話がありました。です

が、この重点推進プログラムというのは、私、総合計画審議会に出ていますから、よく分かっていますが、総合計画が、実行計画が切れている間の中つなぎのものがこの重点推進プログラムだというふうに認識をしています。であるならば、やはり本丸である総合計画の中で、令和5年度から新しい総合計画の実施計画が始まってきますから、その中にE S Gの考え方を取り入れながら各施策を評価していく。そして、それがE S Gの考え方に伴っている施策なのか、そうじゃないのかということで事業の取捨選択をしていくということが非常に重要なというふうに思っております。そういう意味で、ぜひとも総合計画の実施計画におけるE S Gの考え方を取り入れていく、評価をしていくということの検討に入っていたきたいというふうに思いますし、そんなに時間はないというふうに思います。今はもう、より具体的に実施計画をつくっていきこうという段に入ってきていますから、時間的猶予は待たなし。じゃあE S Gの考え方を入れるんだったら、徹底的にいろんな仕組みの中に入れていくということが、施策の中の評価手法を周知するという、そして、具体的にできるようになっていくということにつながってくると思いますので、ぜひとも企画部にはその点を御考慮いただいて、総合計画審議会も含めて運営をしていっていただきたいなというふうに思います。

この点は以上で結構でございます。

続いて、温室効果ガスの削減についてであります。先ほどの御答弁を聞いていますと、市域全体でいうと2030年度までに35%二酸化炭素を削減し、そして2050年度までにカーボンニュートラルを目指すということは、30年までに35%しか進まないのに、残りの15年間で一気に100%に持っていきますよということだというふうに思います。そのほかに、事務事業編、いわゆる市が使っている電気をいかにゼロカーボンにしていくかというところだというふうに思いますけれども、2030年度までに50%削減します。残りの15%を一気に100%まで持っていきます。恐らくこれは実行するとするならば、何か画期的な方法がなければ、今までどおりの線をたどっていくと思うんですね。であるならば、100%を達成できるのは、例えば事務事業であれば2030年までに50%だとするならば、2050年度までは、恐らく80%ぐらいにしか実現できないんだというふうに思います。特に区域施策編では2030年度までに35%でありますから、どんなに頑張っても2060年度に70%になるのがいいところかなというふうに思うんですね。じゃあ画期的な何かがなければ、恐らく進んでいかないということは明らかでありますので、ゼロカーボンシティを目指していくに当たって、具体的にどうやって画期的にスピードを急加速度的に上げていくのかということを考えていただかないといけないというふうに思います。その辺について、市のお考えをお伺いしたいというふうに思います。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 お答えいたします。

2013年度から2019年度までの間、市の事務及び廃棄物処理により排出される二酸化炭素を11.8%削減いたしました。今後、地域新電力会社の設立により、クリーンセンターで発電された廃棄物由来の電気を公共施設で活用することで9.9%、公共施設への太陽光発電設備の設置や照明のLED化など省エネ、創エネの活動により1.1%、生ごみや紙ごみ、プラスチックごみなどの焼却量の削減により4.4%の削減を行うことで、2025年に2013年度比で27.7%の削減を達成してまいります。2030年度に向けては、プラスチックの焼却量のさらなる削減により、ごみ焼却により発生する二酸化炭素削減量の上積みを図ります。また、クリーンセンターの発電で賄い切れない電力については、石油や石炭等の化石燃料に由来しない電力の調達を進め、2030年度までに2013年度比で50%の削減を達成いたします。

以上でございます。

○松永修巳議長 松永議員。

○松永鉄兵議員 ありがとうございます。どうも今の御答弁を聞いても、2050年度までにカーボンニュートラ

ルが達成するというイメージがつかないというのが正直なところであります。2050年度までに達成していくためのポイント、大きく2つあるというふうに思います。1つは、いかに地域電力会社を活用していくことで、再生由来のエネルギーを使っている家庭や事業所を増やしていくかというところ、そしてもう一つはエネルギーの見える化だというふうに思います。削減しています、頑張っています、頑張っていますと言っても、多分エネルギーって見えないんですね。電気料金が来れば、幾らかかって、幾ら使っているというのはあると思うんですけども、これは市民を巻き込んでやっていくということを考えたら、どの人がどれだけの電気を使って、いわゆる再生可能由来の電気じゃない部分をどのくらいの人がどのくらい使っているんだというところとか、再生由来の電気を自分はどのくらい使っていて、どのくらい今保持しているのかということを見る化していくということが大事だと思いますし、それに伴って再生由来のエネルギーを使ったら、その方に対してインセンティブを与えていく。例えば、市役所のどこかの施設の使用料がただになりますよとか、例えば市でやっているカーシェアの車をただで使えますよとか、いろんなことができるというふうに思います。まずはこのエネルギープラットフォームというのを整備し、見える化をしていく、そしてインセンティブを与えていくということが、飛躍的に向上していくためには重要だというふうに思いますので、ぜひとも、まずはここから検討を始めていただきたいというふうに思います。多分このままでは2050年のカーボンニュートラル達成は難しいというふうに思います。何のためのゼロカーボンシティ宣言なんだという話になってしまいかねません。ぜひ画期的な施策が大事だというふうに思いますし、まずはそのことを見る化して、インセンティブをどう与えていくかということを中心に議論していくということが重要だというふうに思います。電気自動車を買ったから補助を出します。これは全くのインセンティブ、本当に少額の部分でしかインセンティブになりません。本当に市民を巻き込んでいくためには、抜本的な物事の考え方とかエネルギーに対する考え方、インセンティブの与え方ということを変えていく必要があるというふうに思いますので、ぜひとも検討をお願いしたいというふうに思います。

この点は以上にしたいというふうに思います。

続いて、ちょっと1個飛ばして、先に巨木というか緑の保全について御質問というか、今の御答弁に対して御意見を申し上げたいなというふうに思います。実は、私のところに先日、ある巨木を管理されている方から相談がありました。町の神社で持ち合いとして巨木を管理していますと。松戸市との市境にある巨木が市の天然記念物としてあるんだけど、これ、もうみんな高齢化しちゃって、剪定は自分たちではできない。剪定をやるとなると、2年に1回か3年に1回やっているんだけど、毎回毎回50万ぐらい予算がかかるんですよ。だけれども、市の天然記念物だし、神社の持ち合いの木、いわゆる神木と言われるものとして扱っている以上、それを管理を放棄して切ってしまうことはできない。かつ、次世代の担い手がないという中で、どうしたらいいのかという相談がありました。それで市に問合せをしてお調べしたところ、こういう上限3万円、2年に1回3万円出ます。たしか2年かな、3年に1回3万円もらえるという制度だというふうに思います。四、五十万かかる中で3万円。スズメの涙にもならないような金額で、じゃあ、市民の皆さんやってくれよというのはなかなか言いづらいなということを感じていました。その中で、こういう森林譲与税の基金の活用というところが上がってきたわけでありますから、ぜひこういったものを巨木の維持とか民間の巨木の管理というところに、市が森林譲与税というものを使ってコミットしていけないかなと。そうすることによって、初めて市の緑が守られていく。それから、名物とされる木々が守られていくんだというふうに思います。市川は歴史ある町ですから、こういった巨木に基づいたいろんな物語があったり、いろんな話があったりします。そしてその木々を、クロマツをはじめ大切にしてきた町が、この市川市だというふうに思います。であるならば、この森林譲与税の制度を利活用して、できる限り負担を減らしてあげて、持続可能な仕組みをつくっていくということが大事だというふうに思います。ぜひとも市当局には、これからこの森林譲与税の使い方の使途の検討に入るということでありますから、こ

うということも念頭に置いて、できるだけ手厚い保護が出せるようにして行ってほしいなというふうに思いますし、こういう制度があるんだよ、困っている人は多分、僕の耳に入ってきたのはごくごく一部だというふうに思いますので、多くの方に周知をしていただいて市の緑を守っていく。そしてカーボンニュートラルと言っているわけですから、逆に言えば、二酸化炭素を吸収してくれる木々を守っていくということが目的につながってくるというふうに思います。ぜひとも時代に合った制度設計をしていただきたいと思いますし、こういった巨木に関しても、ぜひとも関心を寄せていただきたいなということをお願い申し上げて、この質問は終わりたいというふうに思います。

続いて、市のデジタルトランスフォーメーション、DXの取組についてであります。今聞くと、これまでデジタルトランスフォーメーションに取り組んできたと言われていますが、聞くところによると、電子市役所の実現に向けて、行政手続の効率化とかデジタル化にとどまっているなというふうに聞こえました。DXの目的は何かという、やはりこの世の中に対して新たな価値を創造していくことがDXであるというふうに思います。当然ステップとして行政の効率化、電子化は必要ですが、それ以上に世の中の価値とか物事を飛躍的に進めるために、このDX、デジタルを使っていきましょうというのがDXだというふうに思います。そういう意味で、本市がDXを始めた当初、標榜していたものが、エストニアという国のeレジデンシーという仕組みがあったというふうに思っております。そのために積極的に国際交流もし、そして知見を本市に取り込んで、新しいDXの姿というのを描いていこうと考えられたんだというふうに思います。いま一度原点に立ち返っていただきたいというふうに思いますし、このエストニアの仕組みでは、いわゆる市民だけじゃなくて、国民だけじゃなくて、潜在市民も含めて市民IDを発行して、できるだけ市のサービスに取り込んでいきましょう。それをDXプラットフォームと言われるプラットフォームの中で情報を行き交いして、全ての人がいろんなデジタルの恩恵にあずかれるようにしようというのがコンセプトであったというふうに思います。ぜひとも長く住みたいと思える町とか、新しい流れをつくり出したいというのであれば、こういったことにも積極的に取り組んでいくべき時期に来ているんだというふうに思いますし、政府のマイナンバーという取組も類似したのがありますけれども、それと伴走していたら、多分新しい流れにはならなくて、国と一緒に流れがある市川市ということになっちゃうと思うんですね。多分それを先行してトライしていく力があるのが市川市だというふうに思いますので、ぜひともこの点、考えていただきたいと、こういった目指すべき姿、標榜していた姿に近づけていくために何ができるのかということを考えていただきたいと思いますが、この辺、情報政策において考えがあれば、お答えをいただければというふうに思います。

○松永修巳議長 稲葉情報政策部長。

○稲葉清孝情報政策部長 お答えいたします。

令和2年度に実施したワンズオンリー等推進支援業務委託において、既に電子政府が実現されているエストニアの情報連携基盤の仕組みを活用し、実証実験を行いました。また、本業務では、個人IDを用いた準公共分野での活用に向け、課題の洗い出しなどを行ったほか、国の進める日本版のデータ連携基盤となる公共サービスメッシュの考え方や要件をエストニアの連携基盤と比較し、おおむね合致していることを確認しております。こうした多角的な分析、検討を踏まえ、ワンズオンリー等の実現に向けては、国が整備するシステムやインフラを活用する必要があると判断し、国が整備するガバメントクラウドへのシステム移行を進めるほか、ぴったりサービスの効率的な運用を図るための関係システムの改修などを進めることといたしました。

なお、本市のデジタルトランスフォーメーションは、デジタル技術を駆使することで生まれるリソースを新たなサービスに振り向け、価値を創造するもので、今後も国の動向をはじめ様々な技術動向などを注視しつつ、市民の皆様に喜んでいただける電子市役所を目指してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 松永議員。

○松永鉄兵議員 ありがとうございます。いずれにしろ、多分eレジデンシーじゃないですけども、個人IDとか独自の潜在市民IDということを検討していくということが1つ大事じゃないかなというふうに思います。何でもかという、先ほど脱炭素社会の中で言いましたけれども、エネルギーの見える化も個人単位でやっていかなきゃいけないわけですよね。そうすると、各市民にIDを付与します。その中で、その市民がどれだけエネルギーを利用して、再生由来のエネルギーを使っているのかということを中心に分析をしていく。どこの地域に住んでいるという属性の方が再生由来を多く使っていて、そうじゃない炭素由来のエネルギーを使っているのかということも分析ができるようになってくるというふうに思います。それから、教育分野でもそうだというふうに思います。公立学校の生徒さんというのは、いわゆる潜在市民で、今も市民でありますし、将来に長く住んでいただける潜在市民であるというふうに思います。こういう人たちにIDを発行して、そして今までの学習利益をそのIDにひもづいて蓄えていく、そして、どこで生徒がつまずくのかとか、どこが問題になってくると不登校につながってくるのかということもAIを利用して分析をすることができるようなになれば、もっともっと先手が打てるような教育とか、ほかの町にはない価値のある教育というのを提供していけるんだというふうに思うんですね。だからこそ市民IDということが重要ですし、もっともっと観光地として市民に訪れさせていただきたいんだしたら、そんな人たちにも市民IDを付与して囲い込んでいく、積極的に情報発信をしていくとかということも可能になってくると思います。誰が多く来ているか特定できなければ、どんなアプローチもできない。だからこそ個人IDが大事だというふうに思っていて、このDXというのは、1人にIDにひもづいていろんな情報をひもづけて、それを分析、活用していったって、全ての市民がその恩恵を享受するというのが、恐らくエストニアとかeレジデンシーの考える施策のコンセプトだというふうに思います。それを一度標榜したのであれば、ぜひ積極的に、国の流れに前倣えじゃなくて、できるだけ独自でいろいろ考えていただきたいというふうに思いますし、それができるのが50万人というちょうどいい市川の人口規模なんだというふうに思います。これが何百万人になるとなかなか難しかったり、これ以上少なかったらデータ数として足らなかったりとかということがあるんだというふうに思うんですね。だからこそ市川市がやる意義というのは大きいというふうに思います。

先日、中核市の市長会のサミットというものに参加をさせていただきました。中核市の各市の市長が皆さん言われていたことは、自分たちは中核市としてとか県庁所在地として、町としてのプライドを持っている。けれども、財政運営が立ち行かないから新しいことに着手できないんだとか、いろんな困っている人たち、例えば高齢化が進んで、高齢者にいろんな新しいサービスを展開したいけれども、なかなか今の財源でお金を配るということも現実的じゃない。じゃあ、新しいサービスを提供していくのに活用できるのがデジタルなんだというふうに皆さん一同にそういったことをおっしゃられていました。中核市としての皆さんの気概をより感じたとともに、皆さん地方都市の中で、市川市より全然早く人口減少社会に取り組む中で、これからの自治体をどうデジタルで支えていくのかということを一生涯懸念考えられていました。高齢者にスマホを配って、簡単なスマホを持たせて、ボタンを押せばオンデマンドタクシーが来るというような仕組みをつくられている都市もありましたし、いろんなことにデジタルを活用していつている。そこを、今までデジタルを使うべき人、そうじゃない人というだけじゃなくて、いろんなことを考えられながら、いろんな施策を乗り越えていくんだと、それを乗り越えていくからこそ価値があるんだというような話を皆さんされていたのが印象的に残りました。ぜひとも本市としても、このDXの先駆者として取り組んでほしいと思いますし、世の中の社会に一石を投じることができるような仕組みというのをいち早くつくっていただきたいなということを要望いたしまして、このデジタル

に関しては質問を終わらせていただきます。

それから、続いてじゅん菜池緑地ですけれども、北側の井戸4つを大型の井戸にして新しくすることで、中池、下池も多分水がよくなるんじゃないですかと言っていました、果たしてそうなのかなというふうに思います。今まで北側の池は自然環境ゾーンと言われて、イノカンラフラスコモが育っているからとか、じゅん菜を作る会という人たちがじゅん菜を作っているからきれいな水が必要だと言って、じゃばじゃばあの辺の水を入れて入替えをしていました。それでも確実に中池とか下池ではアオコの発生とか悪臭が問題になっていた時期があります。そこで、北側に井戸を1個造ったから、井戸を掘って新しく整備したら本当に水の流れができてくるのかなというのが私は確信が持てません。ぜひともこれからモニタリングをしていってほしいと思いますし、根本的に悪臭が発生していたり、問題が発生しているのは、北側の池じゃなくて、圧倒的に利用者が多い中池、下池です。北側は多くの市民が利用するというのを想定していない池のつくりになっています。だからこそ舗装もしていませんし、電気も常備灯というのではなくて、人が通ったらつくような形にしていたり、いろんなことをしています。だからこそ、中池、下池をどう改善していくかということが、あの地域にとっては一番大事だというふうに思いますので、ぜひとも引き続きモニタリングをしていってほしいと思いますし、そこで改善されないようであれば、的確な改善策を取っていただきたいというふうをお願いをいたしまして、このじゅん菜池の質問は終わりにしたいというふうに思います。

では、最後、「いつも新しい流れがある市川」というところであります。市長から、これからどんな新しい市川の流れをつくり出したいのかということを知る御説明をいただきました。アップサイクルセンターという新しい考え方も出てきましたし、デジタル化、ツイデジタルの考え方とかメタバース、いわゆる仮想空間を使って行政を運営していくんだとかというような考え方も示されました。この4年間を見ていまして、私が思うのは、新しい流れがあるのはいいんですが、若干唐突なために、多分新しい流れゆえに、市民も戸惑ったことですし、この議会においても様々なプロセスについて議論がなされてきたんだというふうに思います。やはり、けれども、市長の魅力の一つは、この新しい流れをつくり出すことができるということだというふうに思います。最たる流れで言えば、中核市の流れというのも新しい流れだというふうに思います。これまで八十何年にわたって市政を運営していった中で、出ては消え、出ては消え、政令市も含めていろんなことが議論されてきました。その中で新しい流れを打ち出していくというのは非常に難しいことだというふうに思いますが、常にそれを職員と共有しながら進んでいく市川市というのが、多分市民にとって魅力的な市川市につながっていくんだろうなというふうに思います。

そこで、改めて2期目に市長は挑戦するわけでありませうけれども、この新しい市川、そして確固たる財政基盤の中に新しい流れをつくり出していくんだということだというふうに思います。市長の決意のほどを最後にお聞かせ願えればなというふうに思います。よろしくお願いたします。

○松永修巳議長 村越市長。

○村越祐民市長 私は、次の市川市長、4年間に求められる最大の責務というのは、我々の中期財政見通しで、5年後には確実に人口減少社会がやってくる、税収も下がっていく、子どもたちも減っていくということが統計で出ているわけです。いかにしてそういう事態を避けるための仕事を次の4年とするか、そのことが次の市川市長に求められているというふうに思います。市議会の先生方の御協力と市民の御理解のおかげさまで、市川市というのは、本当に全国的にも希有な上昇気流が吹いている町だと思います。この上昇気流を止めない取組を4年間でしなければいけないというふうに思っています。今、国では岸田政権が一生懸命、成長と分配ということを言われています。なかなかこれを両立するのは至難の技だというふうに思います。けれども、市川市では、その成長と分配、どうやって魅力のあるまちづくりを続けて多くの市民を引きつけるかということと、コロナ禍を含

めて困っている人にどうやって救いの手を差し伸べるか、独自の施策をどれだけ打てるか。この両立を、この間ある程度できてきたというふうに自負しています。これからも成長を続けることで財政基盤を強くし続けて、そして困っている方々には、きちんと市川市独自の救いの手を差し伸べる。その仕事をきっちりやることで、4年後以降も市川市は成長路線を描き続けられるんじゃないかというふうに思います。そのためには、何よりもまして一番大事なのは、未来に対して、つまりは子どもたちに対してどうやって投資をするかということに尽きると思います。教育長からも演説がございましたけれども、市長部局と教育委員会がきちんと連携して、先ほど潜在市民という言われ方をしましたけれども、いかにして子どもたちがこれからも市川市に住み続けてもらって、市川市を支えてもらえるような魅力のあるまちづくりをしなければいけない。その意味で、やはり子育て支援、次世代育成支援、教育環境の充実というのが一番のポイントになるというふうに思いますので、そこの仕事をしっかり力を込めてやりたいなというふうに思います。

以上です。

○松永修巳議長 松永議員。

○松永鉄兵議員 市長、ありがとうございます。ぜひとも堅実な財政基盤の上に、常に新しい流れがある市川を目指して、これからも御尽力をいただきたいというふうに思いますし、ぜひとも子どもたちが輝ける、日本という国において、そして世界において輝ける子どもたちをつくり出すんだという気概を持って、それこそどこかのキャッチフレーズじゃないですけど、子どもを育てるなら市川市なんだと言われるような町を目指していただけたらうれしいなというふうに思います。そして、どんな子どもも、皆さんが輝けるといところが大事だというふうに思います。ぜひとも市長には、これからも頑張っていたきたいと思ひますし、そのためには、こういう市川市にしたいんだというメッセージを、これからどンドンどンドン発信をしていていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

これからの御活躍を祈念申し上げて、私からの代表質問を終わらせていただきます。引き続き松井努議員の一般質問形式に入らせていただければというふうに思います。よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 発言の訂正をお願いいたします。先ほどの温室効果ガス削減の質問に対する答弁におきまして、2025年度に2013年度比で27.2%を27.7%と申し上げました。正しくは27.2%でありますので、訂正をお願いいたします。

○松永修巳議長 ただいまの申出のとおり発言の訂正を許可いたします。

次に、一般質問形式の質問に移ります。

質問者、松井努議員。

○松井 努議員 緑風会第2の松井努でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず1点目が、今回は市川市の駐輪場についてというテーマで質問させていただきます。

私の事務所のすぐ近くに駐輪場がございまして、長いことその駐輪場のシルバーの皆さんとお話をする機会がたくさんございまして、今までも要望なり愚痴なりをたくさん聞いてきたんですけれども、こたびはいろんなことがございまして相談に来られましたので、質問をさせていただきます。

一番の発端は、先般の雪のときです。こちらで言えば大雪なんですけど、普通で言えば普通の雪なんですけど、あの日は次の日に凍りまして、道路が非常に危ない状態で、実はシルバーの皆さんが6時が就業の時間なんですけど、行くときに自転車なり歩いて行くのに、怖くて行けなかったりした中で、家族が、こんなときに行ったら危ないからやめなさいとか、いろいろする中で、いろいろ葛藤があったみたいです。ただし、やはりシルバー

の皆さんは、雇用形態からいっても、なかなかそんな自由も利かないので、ほとんどの人たちが無理をして、やはり行こうとするみたいなんです。ですから、台風もそうですし、そういう自然災害のときを含めて、私のほうに相談がありましたのは、結局、市のほうからシルバー人材センターに委託をしている関係上、どうしてもシルバーさんのほうは、市との話合いの中でやれる範囲のことしかできない。であれば、どうしても環境、就業時間等につきまして厳しく言わざるを得ないという状況だというふうに聞いております。

そこで、質問の1点目は、自然災害時における駐輪場整理員の就業時間についてであります。例えば、荒天であるときには駐輪場を利用する人も少ないというふうに聞いております。また、民間企業などでは、電車が止まりそうときとかは社員を早めに帰宅させるとか、そういうこともあるようです。そういうことから、シルバー人材センターに管理を委託している駐輪場で働く人の就業時間について、例えば翌日大雪などの自然災害、あるいは事前に連絡網等で災害のことが分かるようなとき、就業時間の調整ができるような、そういう仕組みづくりはできないものかについてお伺いいたします。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

シルバー人材センターに管理を委託している駐輪場につきましては、基本的に平日は6時から17時まで、土曜、日曜及び祝日は7時から16時まで係員を配置しております。この駐輪場につきましては、これまでも台風等の荒天時には、事前に市からシルバー人材センターへ連絡し、配置時間等の対応について協議を行っており、台風接近時には係員の配置を午前中までで終了した例もございます。本市といたしましても、駐輪場の管理業務は委託契約であり、駐輪場で働く就業者とは直接の契約関係はございませんが、高齢者の生きがいづくりとして働く場を提供していることもありますので、駐輪場を使用する市民にも配慮しつつ、安全な就業環境とすべきものと考えております。なお、シルバー人材センターは、駐輪場管理業務の実施に当たり、就業者である各会員と請負・委任契約を締結しており、会員は自己の管理、責任の下、就業場所である各駐輪場に集合、解散することとされております。しかしながら、昨今、気候変動により突発的な荒天も増えてきたことから、今後、シルバー人材センターと契約する駐輪場管理業務委託契約の仕様書におきまして、大雨、台風等の天候時には、市とシルバー人材センターが協議した上で、業務遂行について判断する条項の明文化に向けて取り組んでまいります。あわせて、シルバー人材センターに対しましては、荒天時における就業者との連絡体制等の強化を依頼してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 松井議員。

○松井 努議員 御答弁ありがとうございました。今おっしゃるとおりでありまして、個人個人が委任契約をしておりますので、なかなか個人の声を通りにくいということもあると思います。ですから、明文化に向けて取り組んでいただけると、大変前向きな御答弁をいただきました。これはいろいろな形の中で、シルバーでもいろいろなお仕事を皆さんされておりますので、ほとんどは市川市民の皆さんがここに従事をしているわけですので、事故とかそういう部分、あるいは危険なことがあるようなことがあります、やはりまずいかなと思いますので、ぜひ、要するに、市のほうが委託をしたら、もうシルバーに丸投げですよというようなことは、できたら、働いている人たちからすると、そこで切れてしまいますので、あくまでもやはり市が本元ですから、市のほうでも行き届いたそういう安全管理について、今後も検討していただきたいと思います。これはこれで結構でございます。

次に同じように、やはり駐輪場についてでございますが、これも、やはり近年、お子様を連れて幼児同乗用電動自転車というんですか、この自転車にお子様を乗せて駐輪場を利用する方もいらっしゃるようです。つきま

しては、私たちも普通の電動用の自転車でも結構重たいんですけども、もし後ろ前に子どもさんを乗せて、それを2階まで上がって、行きは乗せて、帰りは乗せて、また下りてくるというのは、皆さんのお話を聞いておりますと、非常に危ないんだと。ところが、1回利用ですと1階とか2階に契約をしておりますと、どうしてもなければ2階というふうに言われるケースもあるみたいなんです。そこで、それを見ている皆さんからすると、非常に危ないんじゃないんでしょうかと。つきましては、やはりそのようなことを含めると、できれば2階の駐輪場がある駐輪場につきましては、1階に何とかそういう危険が伴うような電動の幼児同乗用自転車を優先して駐輪できないかということでございますので、御質問いたします。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

駐輪場の利用は定期使用と1回使用に分かれており、立体駐輪場の場合、定期使用につきましては、申込みの際、階数を指定して申し込まれていることから、駐輪するスペースについて、利用者の方からは一定の理解が得られているものと考えております。一方、1回使用の場合は、一時的に駐輪したいにもかかわらず、2階部分に自転車を運んでいかなければならないため、しばしば幼児同乗用電動自転車を使用している利用者から、1階に駐輪できないかという御意見もあって聞いております。そこで、現在はコロナ禍による外出自粛などにより駐輪場の利用者もやや減少し、駐輪場によってはスペースにも若干の余裕が生じておりますことから、実態把握に努めていきたいと考えております。

また、具体策としましては、2階に1回使用エリアがある駐輪場が約10か所ございますので、1階部分の一画に、1回使用の幼児同乗用電動自転車の優先スペースを10台程度設置できないか、試験的に取り組むことを駐輪場の管理を委託しておりますシルバー人材センターと調整してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 松井議員。

○松井 努議員 御答弁ありがとうございます。そのように前向きに取り組んでいただける答弁をいただきまして、ありがとうございます。これもやはり危険ということでございますので、事故があってから、また、ニュース等でそういうものを聞くのは耐えがたいことでございますので、ぜひ試験的にやっていただけないかということでございますので、それを踏まえて、これからも市川市全体の駐輪場に適用していただきたいと思っております。分かりました。ありがとうございます。

以上で終わります。

○松永修巳議長 次の質問者、石原みさ子議員。

○石原みさ子議員 緑風会第2の石原みさ子でございます。新型コロナウイルスが発生して2年がたちました。ウィズコロナの日々の生活の中で、医療従事者をはじめ消防、救急、保育、教育に関わっている方、介護に関わっている方々などには、感染予防をしながら業務を継続していただき、私たちの社会を支えてくださっています。そのような全てのエッセンシャルワーカーの皆様の尊い働きに対し、感謝申し上げますとともに、敬意を表します。

それでは、通告に従いまして一般質問形式による質問を一問一答にて順次お伺いしてまいります。

最初に、新型コロナウイルス感染症対策の現状と課題及び今後の取組についてお尋ねいたします。

県内及び本市の感染者の状況については、先順位者、公明党の代表質問の御答弁でおおむね理解いたしました。今年に入ってオミクロン株による急激な感染拡大が起こっており、本市でも1日で500名を超える新規感染者が発生した日もございました。救急搬送の状況は、大町少年自然の家に入院待機ステーションを設置しました第5波のときよりも増加。千葉県の記事によれば、昨日2月23日現在、過去最多の25名が感染により死亡されて

おり、累計での感染者は25万667人ということです。また、オミクロン株の特徴として、これまでかかりにくいとされていた子どもたちへの感染が広がっており、本市においても複数の保育園や小学校などでクラスターが発生しています。症状としましては軽症者が多いと聞きますが、最近、罹患された私の知人の体験談によりますと、熱は37.5度程度とあまり高くはないけれど、突然つばを飲み込むのも痛いほど喉の痛みが現れたということでした。喉の痛みには皆さん注意しましょう。

それでは、別の観点から、県の状況と判断についてお尋ねいたします。令和3年12月、国の改定に伴い千葉県も新たな指標を設けています。ステージという言葉での区分からレベルという区分へ変わり、現在レベル2であると理解しています。私が調べた範囲では、県のレベル移行の指標では、3週間後に必要とされる病床数が即応病床数の60%を超えることが見込まれる場合、レベル3へ移行とありました。2月22日現在、千葉県の病床稼働率は68.5%、現状では既にレベル3に移行されている基準だと思うのですが、いまだレベル2のままです。第5波までですととくに緊急事態宣言が発令されて、公民館での活動も制限されていたけれども、今はあまり規制がないのはなぜなんだろうかという市民からの問合せも来ております。御答弁をお願いいたします。

○松永修巳議長 水野危機管理監。

○水野雅雄危機管理監 政府は感染状況を判断する指標について、第5波のときには4段階のステージで表していました。その後、ワクチン接種が広がり、治療薬の開発も進んできたことなどから、感染状況に加え、医療の逼迫状況を重視した5段階のレベルへの分類に変更しました。これを受けて千葉県では、感染状況や病床利用率などを判断の指標として定め、基準を超えた場合に次のレベルに移行することとしています。そして、本年1月1日に基準の一つである県内の複数の保健所管内で新型コロナウイルス感染症の感染経路が定かでない感染者が発生したことから、レベル2に移行しました。このレベル2は、新規感染者数の増加傾向が見られ、医療の負荷が生じ始めている、そして、段階的に病床数を増やすことで医療が必要な人へ適切な対応ができる状況となっています。県全体の直近1週間のデータを見ると、2月22日時点で陽性者は3万788人、即応病床利用率は68.5%となっており、共に前週比では減少しています。県のレベル移行の指標は、3週間後に必要とされる即応病床利用率は、既にレベル3への移行の基準を上回っている状況です。そして、本市の新規感染者も、今年に入って、現在までに1万人を超えている状況です。月別に見ても、昨年8月のデルタ株のピークのときには約3,500名でしたが、今年に入り1月は4,400名、そして2月は、現在のところ約8,600名となっている状況です。現状で、県はレベル3への移行はしていませんが、これはオミクロン株がこれまでの予測に当てはまらない部分もあり、実際の状況を踏まえて総合的に判断し、レベル3への移行はしていないと伺っています。

以上です。

○松永修巳議長 石原みさ子議員。

○石原みさ子議員 御答弁をお伺いしました。レベル3に移行するには、まだまだ余裕があるというのが県の判断なのかなと思うんですけれども、また、今回から、今まで以上に1都2県、東京都、神奈川県、埼玉県と千葉県が共に連携を強化していくと。ですから、何か移行するときというのは、みんな東京都や埼玉県、神奈川県と一緒に実施されていく、そういうふうに予測されるのではないかと思います。

では、再質問いたします。今話題になっております次の変異株についてです。感染力が強いというような報道もされております。情報がありましたら、御答弁をお願いします。

○松永修巳議長 水野危機管理監。

○水野雅雄危機管理監 新しいウイルスについては、県からの正確な情報というのはまだ来ていませんが、既に国内でオミクロン株から派生した新しいウイルスが感染確認されている、状況はそういう状況にあるということでは認識しています。また、WHOにおいても、オミクロン株から派生したB A. 2という新しい株は、これまで

の株に比べて感染力が非常に高い。そういうようなことを言われていますので、本市においては今後も重視していきたいと、そういうふうに考えています。

以上です。

○松永修巳議長 石原みさ子議員。

○石原みさ子議員 御答弁ありがとうございます。御答弁を伺っていますと、本当に第7波がもうすぐそこまでやってきているような、ちょっと暗い気持ちになるわけなんですけど、しっかりとした対策を取っていかなくてはいけないと思います。

では、次にワクチン接種の状況についてお尋ねいたします。全体の接種状況については先順位者の答弁で理解いたしました。本市は2回目の接種から6か月後の接種を見込みまして、3回目の接種券の発送を早めに実施対応していただきました。2月22日現在の本市の3回目ワクチン接種率は14.6%と順調と言えます。一方、横浜市などでは、今月末に接種券が発送されるとNHKのニュースで知りました。先週、横浜市内でクリニックを開業している私の知人の医師に伺ったんですけども、接種券が届いていなくても、実際は接種は可能なんだけれども、ワクチンは手元に来ているのに予約が全然入ってこないというふうにこぼしておりました。市川市は早く接種券を市民の皆様の手に届けることができ、よかったなと改めて思ったところでございます。

そこで質問いたします。個別医療機関のワクチン接種の状況についてお伺いいたします。個別医療機関からは、今回、ファイザー社製ワクチンの分配が少ないという声が複数聞こえておりますが、現状について御答弁をお願いいたします。

○松永修巳議長 増田保健部長。

○増田浩子保健部長 3回目接種におけるワクチンの供給状況ですが、本市に対し、これまでファイザー社製ワクチンは約6万5,000回分が供給されております。今後4月下旬までには約15万2,000回分のワクチンが供給される予定ですが、個別医療機関においてはファイザー社製ワクチンを使用されている医療機関が多く、国から1回当たりの供給量が少ないことから、現在希望どおりのワクチン量が分配できない状況となっております。このことから、本市では、希望する個別医療機関には比較的供給量に余裕のあるモデルナ社製ワクチンを分配し、3月1日より接種を開始することとしております。今後の状況ですが、ワクチンの供給については、国は余裕を持って供給できる体制を整え、18歳以上の対象者全員分の配送を5月中には完了する計画としております。今後も予約状況などを踏まえ、適切なワクチン量の分配に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原みさ子議員。

○石原みさ子議員 御答弁を伺いました。3月1日より個別医療機関においてもモデルナのワクチン接種が始まるということです。ただ、モデルナのワクチンというのは、前回までの半分の量になりましたこともあり、1本から15人分が打てるわけですね。ファイザーは1つの薬から6人分だったと思うんですけども、そういうこともあって、本当に小さいクリニックなどでは、15人1日に打てないというようなことがありますと、なかなか使いくらいという状況もあるようです。市のホームページを見ました。3月からモデルナの薬を使ってワクチン接種ができる病院の一覧が色別に記されて分かりやすく出ておりますので、ぜひこういった周知ももっともっていただきたいと思います。

では、次に移ります。次は教育委員会にお伺いいたします。第6波による学校の休校、学級閉鎖の状況と対応についてお尋ねいたします。また、最新の状況と、特にオンライン指導の状況について御答弁をお願いいたします。

○松永修巳議長 小倉学校教育部長。

○小倉貴志学校教育部長 本年1月1日から2月22日までの児童生徒の感染者数は1,828名、教職員の感染者数は109名であり、状況確認のための3日間の学級閉鎖は延べ576学級、そのうち感染者が複数になるなど閉鎖期間を延長したものが延べ175学級、さらに学年閉鎖19学年、臨時休業及び特別支援学校の学部閉鎖は3校となっております。先順位者で答弁した2月15日から直近の1週間の学校における感染者数の推移は下降傾向となっております。

オンライン指導につきましては、学校ごとの取組状況に差がありましたので、市教育委員会から全小中学校長宛てに実施の決定に関する通知を出しました。現在は学級閉鎖などを行う場合、小学校4年生以上の学級では、必ずタブレットを使ったオンラインによる健康観察や朝の会、教科指導を行っています。また、登校不安や濃厚接触者となって登校できない児童生徒に対しても授業のライブ配信を実施しています。課題といたしましては、実施の方法や頻度が教員の経験やスキルによって差があり、それがいまだに学校間格差となっていることが挙げられます。また、小学校1年生から3年生については、タブレットの配付が完了したばかりですので、端末の扱いに慣れていくことや、家庭への持ち帰りなどが課題として挙げられます。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原みさ子議員。

○石原みさ子議員 御答弁をお伺いしました。直近の状況と課題についてお話しいただきました。1週間前の公明党の御答弁、2月15日までの人数と今日の数字をちょっと比較してみたんですけども、全体としては下降傾向にあるということだったんですが、児童生徒の感染者数、この1週間で332名増えておりますね。それから教職員は23名、また、学級閉鎖、3日間ルールにより3日間学級閉鎖をした学級数は1週間で102、そして延長したものが19学級、学年閉鎖が3学年、この1週間に臨時休業した学校はなかったようですが、臨時休校しているのは全体で3校というふうに理解しております。

また、オンライン指導に対する課題を伺いましたが、やはり学校によってオンラインでやるというときに、なかなかまだ同じレベルでの配信ができていないということで差があるということから、やっぱり学校の格差が教育の格差につながらないかというところが一番の懸念で心配するところでもあります。一定のライン以上の質が保てるような努力を引き続きお願いしたいと思います。

また、先生方が大変苦勞しているとは思いますが、その苦勞している姿、新しいことに挑戦する姿を、ぜひ子どもたちに見せてあげてほしいなと思います。子どもたちがそういった先生方の姿から勇気を与えてもらえる、そういった機会だと捉えておりますので、よろしく願いいたします。

では、再質問いたします。学校での状況は、なかなかいろんな行事などをやるのは大変な状況の中にあると思うんですけども、学校行事の実施状況、特に今年の修学旅行、そして卒業式などはどのようになっているのでしょうか。お願いします。

○松永修巳議長 小倉学校教育部長。

○小倉貴志学校教育部長 今年度の運動会や体育祭などの学校行事に関しましては、感染防止対策を行った上、各学校が規模の縮小やオンラインでの配信など、工夫をしてできる限り実施をいたしました。修学旅行は、小学校と義務教育学校前期課程については、行き先を県内に変更したり、延期したりするなどして、多くの学校は感染が収まっている時期に実施することができました。また、日帰りを選択した学校は39校中2校ありました。中学校と義務教育学校後期課程につきましては、16校中、予定どおり京都、奈良方面で実施した学校は1校で、多くの学校は行き先や宿泊日数を変更しての実施となりました。県内の1泊で実施した学校は5校、県内の日帰りで実施、または実施予定の学校は8校となります。芸術鑑賞教室やバーチャル修学旅行といった校内行事で代替した学校も2校ございました。また、特別支援学校は、小学部、中学部ともに県内の日帰りで、高等部は県外の

日帰りを実施しております。卒業式につきましては、十分な感染防止対策を行った上で、挨拶の簡略化や歌の演奏時間を短くして時間短縮に努めるなど、縮小して実施する予定となっております。参加者は、原則在校生や来賓の参列をなくし、卒業生、教職員、保護者としております。保護者の人数制限につきましては、距離を確保する必要があるため、学校規模によって対応が異なります。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原みさ子議員。

○石原みさ子議員 御答弁伺いました。いろいろな工夫で日帰りにしたり、また、バーチャル修学旅行といった校内行事で代替したという御答弁もありました。修学旅行ができなかったということがないように、いろいろ様々工夫していらっしゃるという感じが分かりました。また、今後どのような状況になっていくか、まだ先が見えないわけですが、より子どもたちにとって大変思い出に残る行事ですので、最善の適切な方法をぜひ考えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

では、次に移ります。(4)ですね。新設される新型コロナウイルス対策課についてお尋ねします。設置の概要、目的及び見込まれる効果についてお伺いいたします。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 本市では、新型コロナウイルス感染症に対して、令和2年1月に市川市新型コロナウイルス対策本部を設置し様々な対策を講じております。そのような中、国が令和2年12月に予防接種法の一部を改正。それに伴いオンラインで第1回の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に関する自治体向けの説明会が開催されるなど、国内のワクチン接種が本格化したことから、令和3年2月に保健部の疾病予防課内に新たにグループを設置し、多岐にわたる業務を進めてまいりました。しかし、新型コロナウイルス感染症は一時的には減少したものの、現在のオミクロン株などにより状況が変化していく中で、新型コロナウイルス感染症に特化した業務を迅速に進めるため、新たに新型コロナウイルス対策課を設置するものでございます。課を設置する効果につきましては、1点目として、国からのワクチン接種に関する方針やワクチン接種期間の短縮などへの対応のほか、ワクチンの集団接種会場の設置、運営に関する様々な調整など、ワクチン接種関係業務に対して、より迅速に対応できること、2点目として、いまだ収束が見えない中、第7波の襲来への備えや、コロナの収束を見据えた社会活動を考慮した感染予防対策に積極的に取り組んでいけること、3点目として、ウイルスの変異による新たな知見や国、県の方針に対して、医師会や保健所など関係機関との連携を強化することで、さらに迅速かつ柔軟に感染症対策を進めていけることなどでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原みさ子議員。

○石原みさ子議員 御答弁をお伺いしました。全体像を理解いたしました。再質問いたします。2つお伺いいたします。1つは確認ですが、関係機関との連携を強化していくということだったんですけれども、保健所や医師会とのやり取りというのは具体的にどうなっていくのか。保健所はこれまで危機管理室、また、医師会とのやり取りは保健部の疾病予防課だったと思うんですけれども、今後はこの新設される新型コロナウイルス対策課が窓口となって、市の中心として旗振り役として対応していくという理解でよろしいのかどうか。

それから、もう1点の再質問は、この新設される課の職員の数、それから職種、それから配置の場所ですね。例えば第1庁舎のどことか、そういった具体的な部分についてお伺いします。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 新型コロナウイルス感染症対策には、関係機関との緊密な連携が重要であると考えております。特に医師会や保健所との連携には、迅速性や確実性が求められることから、新設する新型コロナウイルス

対策課が中心となって対応することで、状況の変化にも即応できる連絡・連携体制が構築されるものと考えております。

次に、職員数、職種、配置場所についてです。基本的には、現状と同じ規模の体制を維持するとともに、業務に応じた職種を適切に配置するように調整してまいります。また、配置場所につきましても、新型コロナウイルス感染症対策は、今後も迅速かつ全庁的な対応が必要となることから、主に現在の新型コロナウイルス対策グループを配置している第1庁舎4階を1つの候補と考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原みさ子議員。

○石原みさ子議員 御答弁お伺いしました。ぜひ中心になって積極的にやっていく課となるように期待しております。また、設置場所は第1庁舎の4階ということでした。4階は市長室や副市長室もございますし、緊急に何か決めるとか、対策を話し合うとか、そういった上でも適切な場所なのだと理解しております。1つ職種に対してなんですけれども、市川市は中核市ではないので、東京都のような専門家委員会のようなものを持ってはいませんが、やはりそのミニバージョンになるような形ができないかなと考えております。ですから、ぜひこの職種の中に看護師や保育士や介護士のような専門職を入れていただいて、その経験や知見からの意見を生かしていただけるように配置を考えていただきたいというふうに思います。これは要望です。

では、次に移ります。「広報いちかわ」2月5日号を皆さんも見ていると思うんですけれども、こちらですね。「新型コロナにまけないまちへ」ということで特集記事がございました。これは医師会役員の方と市長との意見交換会の様子です。意見交換の内容、今後の医師会との協力体制についてお伺いします。

○松永修巳議長 増田保健部長。

○増田浩子保健部長 今回の意見交換につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染が落ち着いていた1月上旬に、これまで本市が実施してきた感染症対策を踏まえ、今後どのような点に注意して進めていくべきのかなどについて、地域の医療を担う医師会との意見交換の機会を設けたものです。意見交換の場では、まずモデルナ社製ワクチンの有効性について御意見をいただいております。モデルナ社製ワクチンについては、後ろ向きな報道が先行してしまい、不安が多く敬遠されがちとなっていることから、有効性や効果について市からの周知が必要ではないか、また、国も交互相種について効果があるとしていることから、モデルナ社製ワクチンの接種も含め、市からのアピールが必要であると御提案をいただき、本市ではどちらのワクチンも選択できるよう、ワクチンごとに多くの集団接種会場を開設したほか、副反応などの不安を和らげるため、モデルナ社製のワクチン会場で接種した方の感想を市公式ウェブサイトに掲載しているところであります。また、5歳から11歳の子どものワクチン接種については、接種体制の確保と接種率を上げるため、子どもの副反応について保護者にきちんと情報提供していくことが重要であるとのアドバイスをいただいたことから、まずは接種体制の確保として、個別医療機関での接種のほか、5歳から11歳の子どもの専用の集団接種会場を市役所第1庁舎内に設けるとともに、小児用ワクチンの有効性や安全性、副反応について「広報いちかわ」などに掲載し、さらに対象者全員に送付している接種券に国のリーフレットを同封するなど、周知に努めていくこととしたものです。

一方、新型コロナウイルス感染症が長期化していることから、各種検診の受診や慢性疾患の受診を控える方が多く、その結果、悪性の疾患の発見の遅れや症状が悪化するなどの影響が出ていることを懸念すると御意見をいただき、コロナ禍での心と体の健康づくりの重要性を改めて認識したところであります。このように、医療現場と行政がそれぞれの立場で実施している施策に対し、率直に意見を交わし、知恵を出し合うことで、より効果的に感染症対策を行うことができると考えております。引き続き医師会と緊密な連携を図ってまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原みさ子議員。

○石原みさ子議員 御答弁ありがとうございます。市長と医師会役員との意見交換会は非常に有益であったというふうに思います。現在の市川市の状況を踏まえた上でいろいろなアドバイスをいただきました。要望いたしますが、医師会との連携強化は本当に連携強化がどのようにされるかで、市民の命、健康を守る、その1つの要となると思っております。これからも行政と医師会との間に風通しのよい環境づくりというのをさらに進めていただいて、いろいろな施策を打っていただきたいというふうに要望いたします。

では、次に今後の取組の方向性について何点かお伺いいたします。

1つ目として、本市独自のPCR検査の実施についてお伺いします。本市では、唾液によるPCR検査を2月14日より実施しております。なぜ新たに郵送によるPCR検査を開始したのでしょうか。その後の申込み状況も併せてお答えください。

○松永修巳議長 増田保健部長。

○増田浩子保健部長 本年1月以降のオミクロン株の感染急拡大に伴い、PCR検査などの検査を受ける方が増加し、検査キットの不足などにより、希望しても検査を受けることができない方がいると言われております。本市にも感染の不安を抱えた方から、PCR検査を受けたいが受けられない、どうにかならないのかとの御意見を多数いただいていたことから、本市独自でPCR検査を実施することとしたところです。検査の対象についてですが、検査数に限りがありますことから、妊婦とその同居する家族、やむを得ず重症化リスクの高い方と接する機会のある方、濃厚接触者などと接し感染の不安がある方に対して実施しており、検査を希望する方は、市公式ウェブサイトやコールセンターに申込みを行っていただくこととなります。今回のPCR検査は、2月14日から申込みを開始しておりますが、大変希望者が多く、受付開始以降、4,000件を超える申込みをいただいております。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原みさ子議員。

○石原みさ子議員 お伺いしました。実際に今4,000件を超えるような非常に多くの申込みをいただいているということで、とても市民のニーズに合ったことだったんだと改めて認識しました。ぜひ今回のように、本当はそのときそのときにぴったり合うようなものをどんどん打って行ってほしいなと思います。今後とも引き続きよろしく願います。

では、次にイとウを一緒にお伺いいたします。リモート診療について、コロナ禍でお互いの——お互いというのは患者さんと先生ですね。お互いの感染を防ぐ意味合いからも、もっとリモート診療が推進されていいんではないかなと思うんですけども、現状をお伺いします。

また、ウのモルヌピラビルについて伺います。これは新型コロナウイルス感染症の初の飲み薬ですね。18歳以上、1日2回、5日間服用ということになっておりますが、このモルヌピラビルがどこにあるのかとか、どうしたら飲むようになるのかということの説明を併せてお願いいたします。

○松永修巳議長 増田保健部長。

○増田浩子保健部長 新型コロナウイルス感染症の感染者に対するオンライン診療の実施は、感染者に直接接することがないことから、感染防止につながり、さらに移動時間がなく効率的な診療が可能になるなど、国は特例的に初診から電話や情報通信機器を用いた診療ができるようにするなど、オンライン診療の拡大を図っております。国が公表している情報によりますと、現在、オンライン診療を実施する医療機関は市川市内で42医療機関となっております。オンライン診療に対する診療報酬は対面における診療報酬と比較して、通常は低く算定されておりますが、国は本年2月17日にまん延防止等重点措置区域において、新型コロナウイルス感染症の患者に対

し、電話やオンラインによる初診や再診を行った際の特例加算を対面診療の2倍である5,000円とする方針を示しております。現在、オミクロン株よりもさらに感染力の強いと言われておりますステルスオミクロン株の流行が懸念されております。感染者への診療にはオンライン診療が有効であり、国もオンライン診療への大幅な特例加算を行うなど、推進を図っておりますので、今後も国の動向に注視してまいりたいと考えております。

次に、モルヌピラビルは、現在安定的な供給が難しいことから、当面の間、国が所有した上で、患者が発生した、または発生が見込まれる医療機関と県が選定した薬局に、医療機関や薬局の依頼に基づき無償で提供されております。投与は医師が必要と判断した60歳以上の方や、慢性腎臓病や重篤な心疾患など基礎疾患を有するなど重症化リスクを有する軽症から中等症の患者と伺っております。現在、モルヌピラビルをはじめとする新型コロナウイルス感染症の治療薬については、国が一括管理していること、また、配分使用方法についても国が厳格に定めていることから、服用の促進について国の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原みさ子議員。

○石原みさ子議員 理解いたしました。どちらも国の動向を注視していくということでございます。

では、次の質問に移りますが、新型コロナウイルス感染症対策をこれまで進めてまいりましたが、今後の課題についてお答えください。

○松永修巳議長 増田保健部長。

○増田浩子保健部長 令和2年1月に新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されてから、本市では様々な感染対策を行ってまいりました。まず、感染者への対応として東横イン西船橋原木インターにおいて、千葉県や市川保健所、医師会と連携を図りながら宿泊療養施設の運営を行い、また、昨年9月には大町にある少年自然の家に入院待機ステーションを設置し、入院調整に時間がかかる場合に酸素投与などができるようにしたところであります。

次に、感染の早期発見と感染拡大を防ぐため、ドライブスルー方式のPCR検査を市川保健所や医師会と協力し実施いたしました。また、令和3年1月には、市独自で無症状の65歳以上の方などを対象にPCR検査を実施し、さらに、先ほど答弁いたしましたように、現在は無症状の方を対象に、市独自で無償で検査キットを配布し、PCR検査を実施しております。第6波においては20代以下の方の感染が多く感染が急拡大したことから、本年2月に卒業や入学、受験などを控えた小学校6年生と中学3年の児童生徒に、また、感染防止により慎重な対応が求められる保育施設従事者などに対し、マスクや消毒用品を含んだ感染予防対策キットを配布したところであります。さらに、市民に感染防止を呼びかけるため、ポスターを作成し、市内各所に掲示し周知徹底を図っております。

これら市独自の事業を進めてまいりましたが、課題といたしましては、感染症法などの規定では、感染症対策は県が主体となっていくこととなっておりますことから、本市が独自で事業を実施しようとした際、県の所管部署との調整が必要となるため、事業を迅速に進めることができず、開始するまでに時間がかかってしまうことであります。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原みさ子議員。

○石原みさ子議員 御答弁をお伺いしました。課題もお伺いしました。時間がちょっとかかると。これも中核市ではない市川市ならではの事かと思っております。非常に歯がゆい思いです。

では、最後にコロナ感染症の対策について、今後の取組について市長にお伺いいたします。医師会との連携も含め、今後どのように取り組んでいかれるおつもりか、お答えをお願いいたします。

○松永修巳議長 村越市長。

○村越祐民市長 エンデミックに向けて、これから私どもがこのコロナ禍の対策を進めていくに当たって一番大事なことは、やはり市民の皆様のお協力をいただきながら、なるべく早く3回目の接種を終わらせていただくことに尽きると思います。おかげさまで、先ほども御指摘いただきましたが、3回目の接種は非常に好調に進んでいます。これは、医師会の先生方をはじめ、いわゆる交互相種、武田／モデルナのワクチンに対する忌避感が、比較的市民の皆様の中で薄いということも非常に大きいことだというふうに思っています。何しろこの座談会を医師会の先生方と設営させていただいたのは、この間、やはり目先の事業に非常に四苦八苦する中で、医師会の先生方から、現場の御意見を緻密にもっといただくことが大事だったという反省もありましたし、また、市として医師会の先生方に改めてこの間の取組のお礼を伝えることが大事だろうということで、意見交換をさせていただくとともに、我々から市民の皆様へ安心して交互相種を受けていただきたいと言うよりも、やはり医師会の先生方から市民の皆様へ直接お話をさせていただくことが大事だろうと思ひまして、この座談会を企画しました。

この第6波を早く終わらせて、なるべく早く元どおりの生活に移っていただくために、やはりいつまでもこのステイホーム、あるいはソーシャルディスタンスということをお願いし続けるわけにはいかないというふうに思います。この感染予防の基本に立ち返って、やはり基本のこの予防策を徹底していただくということ、それから、徐々に経済活動、あるいは市民生活の再スタートをどうやって両立させるかということは今後は考えていく必要があるというふうに思います。

いずれにしても、この間、議会と市民の皆様のおかげさまで、我々の持ち味である強い財政を生かして独自の施策をいろいろ打つことができました。これはかなり専決処分も行いました。これは、もとより議会の先生方の御理解があったからできたことであります。今後も機動的な対応をちゅうちょすることなく行っていきたいなというふうに思っていますので、議会の先生方との連携、市民の皆様への我々の施策のスムーズな広報、それをしっかり心がけていきたいなというふうに思います。

以上です。

○松永修巳議長 石原みさ子議員。

○石原みさ子議員 市長、御答弁ありがとうございました。今後、特にスピード感を持って機動的な対応というところが非常に印象に残りました。本当にそういうことが今後ますます求められると思いますので、リーダーシップを発揮していただいて、よろしく願いいたします。

では、次の質問に移ります。次は、コロナ禍の子育てと仕事の両立についてお尋ねいたします。

保育園、幼稚園などの保育施設におけるこれまでの支援及び課題についてお伺いいたします。また、あわせて、保育、教育に関わっている方々の3回目の接種、優先接種が望ましいと思われませんが、どのような計画になっているのかお伺いいたします。

○松永修巳議長 大平こども政策部長。

○大平敏之こども政策部長 お答えいたします。

保育園や預かり保育を実施する幼稚園などの保育施設につきましては、感染症対策の徹底を図りながら保育を継続することが、子育てと仕事の両立支援につながると考えております。このため、本市では保育施設に対し様々な取組を実施してまいりました。主なものを申し上げますと、全ての保育施設を対象とした取組といたしまして、マスクや消毒液、給食の際に使用するパーティションや空気清浄機といった感染症対策物品の購入費助成のほか、保育士等を対象としたワクチンの優先接種を約1,000人に実施いたしました。さらに、早期に陽性者を発見し感染拡大を防止する観点から、国、県と連携し、抗原簡易キットの配布を行いました。このほか、保育園

等を対象とする支援といたしましては、施設内の感染を予防するため、専門業者による消毒を実施いたしました。また、幼稚園を対象とした取組といたしましては、令和3年8月に発出された緊急事態宣言では、宣言期間中に新学期を迎えることとなったため、市内の幼稚園の職員を対象にPCR検査を行ったところであります。

次に、緊急事態宣言に伴う対応といたしましては、令和2年4月の最初の緊急事態宣言の際は、登園自粛要請と全施設の一斉休園を行い、宣言終了後も引き続き1か月間の自粛を要請いたしました。また、令和3年8月の宣言の際には、3回目の自粛要請を実施いたしました。一斉休園は感染拡大防止を目的として実施いたしましたが、医療、高齢者及び障がい者福祉、インフラ業界などで働くエッセンシャルワーカーやひとり親世帯の保護者など、仕事を休むことが困難な方に対しては、継続して保育を実施いたしました。

次に、現在の感染状況と対策についてです。現在はオミクロン株による第6波の感染拡大状況にあり、保健所業務の逼迫を受け、保健所からの指導及び連携の下、こども政策部において濃厚接触候補者の特定などを行っております。感染者の報告があった際は、濃厚接触候補者や自宅待機期間などを迅速にお知らせするとともに、クラス閉鎖等を的確に判断するなど、保育機能の維持に努めているところであります。このほか、保育士等に対しては、2月上旬にマスク、手指消毒ジェルなどの感染予防対策キットの配布を行ったほか、現在は保育士等を対象とした3回目のワクチン優先接種の準備を進めており、3月中旬に実施予定となっております。

最後に、今後の課題についてです。こうした取組を行っているものの、1月1日から2月20日までの感染者数は、園児が約440名、保育士等の職員が約190名、クラス閉鎖が110件、臨時休園は34園となっております。社会経済活動の維持のためには、医療従事者をはじめとするエッセンシャルワーカーの児童に対して保育を継続することは重要な課題であり、休園等が増えていることから、代替保育等、今後様々な方策を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原みさ子議員、時間が迫っていますので、まとめて。

○石原みさ子議員 御答弁ありがとうございます。これまでの様々の取組をまとめて御説明いただきまして、今回は、ただ代替保育がなかなかできていない状態だということです。また、3回目のワクチン接種、優先接種が3月の中旬に予定されているということで、よかったです。まだなのかなと、ちょっと気にしておりました。やはり部長もおっしゃいましたように、保育を続けることが支援につながるということで、少しでもいい環境をつくっていただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○松永修巳議長 これをもって代表質問を終結いたします。

以上で報告第38号から報告第41号を終わります。

○松永修巳議長 この際、議案第55号市川市個人情報保護条例の一部改正についてから議案第70号財産の減額貸付についてまでは、お手元に配付いたしてあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

○松永修巳議長 この後、人事議案等の採決を行いますので、ここで10分間休憩をいただき、全議員の出席を求めたいと思います。御了承ください。

この際、暫時休憩いたします。

午後3時17分休憩

午後 3 時 27 分開議

○松永修巳議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議事を継続します。

お諮りいたします。議案第71号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにいたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 異議なしと認めます。よって委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第71号教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案を同意することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は同意されました。

続いてお諮りいたします。諮問第4号から諮問第7号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにいたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 異議なしと認めます。よって委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより諮問第4号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

本件について異議ない旨答申することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本件は異議ない旨答申することに決定いたしました。

これより諮問第5号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

本件について異議ない旨答申することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本件は異議ない旨答申することに決定いたしました。

これより諮問第6号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

本件について異議ない旨答申することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本件は異議ない旨答申することに決定いたしました。

これより諮問第7号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

本件について異議ない旨答申することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本件は異議ない旨答申することに決定いたしました。

続いてお諮りいたします。報告第36号及び報告第37号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにいたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 異議なしと認めます。よって委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより報告第36号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本報告を承認することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本報告は承認することに決定いたしました。

これより報告第37号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本報告を承認することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本報告は承認することに決定いたしました。

○松永修巳議長 この際申し上げます。明2月25日は鈴木雅斗議員に対する処分要求の件及び鈴木雅斗議員に対する処分要求の件を審議するため、午前10時に会議を開くことといたします。関係者は御了承ください。

○松永修巳議長 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後3時32分散会

第 7 日

令和 4 年 2 月 25 日 (金曜日)

令和4年2月市川市議会定例会議事日程（第7号）

令和4年2月25日（金曜日）午前10時開議

第1 鈴木雅斗議員に対する処分要求の件（増田好秀議員提出）

第2 鈴木雅斗議員に対する処分要求の件（越川雅史議員提出）

本日の会議に付した事件

日程第1 鈴木雅斗議員に対する処分要求の件（増田好秀議員提出）

日程第2 鈴木雅斗議員に対する処分要求の件（越川雅史議員提出）

出席議員 41名

や	な	ぎ	美	智	子
金		子	貞		作
長		友	正		徳
佐		直	友		樹
つ	ち	や	正		順
小	山	田	直		人
つ	か	こ	た	か	の
鈴		木	雅		斗
国		松	ひ	ろ	き
石		原	た	か	ゆ
清		水	み	な	子
廣		田	徳		子
増		田	好		秀
中		町	け		い
久	保	川	隆		志
浅		野	さ		ち
中		村	よ	し	お
細		田	伸		一
石		原	み	さ	子
青		山	ひ	ろ	か
大	久	保	た	か	し
小		泉	文		人
高		坂			進
石		原	よ	し	の
秋		本	の	り	子
か	つ	また	竜		大
西		村			敦

宮	本		均
中	山	幸	紀
松	永	鉄	兵
荒	木	詩	郎
稲	葉	健	二
加	藤	武	央
松	永	修	巳
越	川	雅	史
大	場		諭
堀	越		優
か	い	づ	勉
松		井	努
竹		内	清
岩		井	清

欠席議員 なし

説明のため出席した者の職氏名

市	長	村	越	祐	民
副	市長	笠	原		智
副	市長	大	津	政	雄
代表	監査委員	菅	原	卓	雄
教	育長	田	中	庸	惠
広	報室長	麻	生	文	喜
総	務部長	植	草	耕	一
企	画部長	小	沢	俊	也
財	政部長	金	子		明
教	育次長	松	丸	多	一

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事	務局	長	川	島		智
事	務局	次長	板	垣	道	佳
議	事	課長	佐	藤	暢	一
		(議事担当)				
主		幹	米	津	孝	成
副	主	幹	金	子	貴	一
主		査	尾	本		悠
主	任	書記	高	柳	陽	一
		(調査担当)				

主 主 主 主	任 書	幹 查 查 記	上 前 岡 武	原 田 澤 田	英 悠	高 悠 康 大
------------------	--------	------------------	------------------	------------------	--------	------------------

会 議

午前10時開議

○松永修巳議長 ただいまから本日の会議を開きます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 日程第1……。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 お待ちください。

〔「お待ちくださいじゃないです。議事進行です」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 日程第1 鈴木雅斗議員に対する処分要求の件（増田好秀議員提出）及び日程第2 鈴木雅斗議員に対する処分要求の件（越川雅史議員提出）を一括議題といたします。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 鈴木議員、簡潔にお願いします。

○鈴木雅斗議員 それは内容によります。簡潔に述べさせていただきますが、議長も議会事務局を通じて文書を受け取っていると思いますが、根拠が地方自治法第255の4、違法な権利侵害の是正手続並びに令和2年12月17日の通知より、「令和4年2月21日市川市議会で可決された議員に対する処分要求の是正手続を求める文書」というものを提出させていただきました。本件は内容証明で千葉県知事、熊谷俊人知事に郵送いたしまして、行政不服審査の手続ということで受理されている状況であります。議長に至っては、本件文書の内容には、受理されたということで、本件審理の決着がつくまで本件採決の取消しを議運等に諮るよう申入れのほうをさせていただきましたが、議長の見解を聞いておらず、議事日程に関してはそのまま続けられるのかということを確認したく、議事進行のほうをかけさせていただきました。お答えください。

○松永修巳議長 ただいま鈴木議員の議事進行発言は、あなた自身が現在出席停止処分中です。どうしてこれが、受け入れるわけにはいきません。議長の議事整理権によって受理しません。

鈴木議員。

○鈴木雅斗議員 今の言葉、訂正してください。24日に解けているから、僕、議場に入ってきているんですよ。

○松永修巳議長 鈴木議員、お言葉は自由ですけども、あまりにも一方的じゃないですか。自分の意見を言っているだけじゃないですか。取り消せとか何とか、あなたに命令する権限はないです。止めてください。発言を制止します。

地方自治法第117条の規定により、鈴木雅斗議員の退席を求めます。

〔発言する者多し〕

〔鈴木雅斗議員退席〕

○松永修巳議長 これより鈴木雅斗議員に対する処分要求の件（増田好秀議員提出）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、鈴木雅斗議員に4日間出席停止の懲罰を科すこととあります。

本件を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。よろしいですか。

集計いたします。

賛成者多数であります。よって鈴木雅斗議員に4日間出席停止の懲罰を科すことは可決されました。

鈴木雅斗議員の入場を求めます。

〔鈴木雅斗議員入場〕

○松永修巳議長 ただいまの議決に基づき、これより鈴木雅斗議員に対し懲罰の宣告をいたします。
鈴木雅斗議員に、本日、2月25日から2月28日までの4日間出席停止の懲罰を科します。
鈴木雅斗議員の退席を命じます。

〔鈴木雅斗議員退席〕

○松永修巳議長 この際、お諮りいたします。ただいま本件の被要求議員である鈴木雅斗議員に対し、4日間の出席停止の懲罰を科したことに伴い、鈴木雅斗議員に対する処分要求の件（越川雅史議員提出）の採決を4日後の3月1日に執り行うことにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 御異議なしと認めます。よって鈴木雅斗議員に対する処分要求の件（越川雅史議員提出）の採決を4日後の3月1日に執り行うことに決定いたしました。

○松永修巳議長 この際、申し上げます。3月1日は鈴木雅斗議員に対する処分要求の件（越川雅史議員提出）を審議するため、午前10時に会議を開くことといたします。

お諮りいたします。常任委員会審査のため、明2月26日から2月28日まで3日間休会することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 異議なしと認めます。よって明2月26日から2月28日まで3日間休会することに決定いたしました。

○松永修巳議長 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。
本日はこれをもって散会いたします。

午前10時7分散会

第 8 日

令和4年3月1日（火曜日）

令和4年2月市川市議会定例会議事日程（第8号）

令和4年3月1日（火曜日）午前10時開議

第1 鈴木雅斗議員に対する処分要求の件（越川雅史議員提出）

本日の会議に付した事件

日程第1 鈴木雅斗議員に対する処分要求の件（越川雅史議員提出）

出席議員 40名

やなぎ	美智子
金子	貞作
長友	正徳
佐直	友樹
つちや	正順
小山田	直人
つかこし	たかのり
鈴木	雅斗
国松	ひろき
石原	たかゆき
清水	みな子
廣田	徳子
増田	好秀
中町	けい
久保川	隆志
浅野	さち
中村	よしお
細田	伸一
石原	みさ子
青山	ひろかず
小泉	文人
高坂	進
石原	よしのり
秋本	のり子
かつまた	竜大
西村	敦
宮本	均
中山	幸紀
松永	鉄兵
荒木	詩郎

稲	葉	健	二
加	藤	武	央
松	永	修	巳
越	川	雅	史
大	場		諭
堀	越		優
か	い	づ	勉
松		井	努
竹		内	清
岩		井	清

欠 席 議 員 1 名

大 久 保 た か し

説明のため出席した者の職氏名

市	長	村	越	祐	民
副	市	笠	原		智
副	市	大	津	政	雄
代 表 監 査 委 員		菅	原	卓	雄
教 育 長		田	中	庸	惠
広 報 室 長		麻	生	文	喜
総 務 部 長		植	草	耕	一
企 画 部 長		小	沢	俊	也
財 政 部 長		金	子		明
教 育 次 長		松	丸	多	一

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長		川	島		智
事 務 局 次 長		板	垣	道	佳
議 事 課 長		佐	藤	暢	一
(議事担当)					
主 幹		米	津	孝	成
副 主 幹		金	子	貴	一
主 査		尾	本		悠
主 任 書 記		高	柳	陽	一
(調査担当)					
主 幹		上	原		高
主 査		前	田		悠
主 査		岡	澤	英	康

主 任 書 記 武 田 悠 大

会 議

午前10時開議

○松永修巳議長 ただいまから本日の会議を開きます。

○松永修巳議長 日程第1 鈴木雅斗議員に対する処分要求の件（越川雅史議員提出）を議題といたします。
地方自治法第117条の規定により、鈴木雅斗議員の退席を求めます。

〔鈴木雅斗議員退席〕

○松永修巳議長 これより鈴木雅斗議員に対する処分要求の件（越川雅史議員提出）を採決いたします。
本件に対する委員長の報告は、鈴木雅斗議員に4日間出席停止の懲罰を科すこととあります。
本件を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。
集計いたします。
賛成者多数であります。よって鈴木雅斗議員に4日間出席停止の懲罰を科すことは可決されました。
鈴木雅斗議員の入場を求めます。

〔鈴木雅斗議員入場〕

○松永修巳議長 ただいまの議決に基づき、これより鈴木雅斗議員に対し懲罰の宣告をいたします。
鈴木雅斗議員に、本日、3月1日から3月4日までの4日間出席停止の懲罰を科します。
鈴木雅斗議員の退席を命じます。

〔鈴木雅斗議員退席〕

○松永修巳議長 お諮りいたします。委員長報告作成のため、明3月2日と3月3日の2日間休会することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 御異議なしと認めます。よって明3月2日と3月3日の2日間休会することに決定いたしました。

○松永修巳議長 以上をもって本日の日程は終了いたしました。
本日はこれをもって散会いたします。

午前10時7分散会

第 9 日

令和4年3月4日（金曜日）

令和4年2月市川市議会定例会議事日程（第9号）

令和4年3月4日（金曜日）午前10時開議

- | | | | |
|-----|-----------------|--|---------|
| 第1 | 議案第55号 | 市川市個人情報保護条例の一部改正について | (委員長報告) |
| 第2 | 議案第56号 | 市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について | (委員長報告) |
| 第3 | 議案第57号 | 市川市国民健康保険税条例の一部改正について | (委員長報告) |
| 第4 | 議案第58号 | 市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正について | (委員長報告) |
| 第5 | 議案第59号 | 令和3年度市川市一般会計補正予算(第14号) | (委員長報告) |
| 第6 | 議案第60号 | 令和3年度市川市国民健康保険特別会計補正予算(第2号) | (委員長報告) |
| 第7 | 議案第61号 | 令和3年度市川市介護保険特別会計補正予算(第2号) | (委員長報告) |
| 第8 | 議案第62号 | 令和3年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) | (委員長報告) |
| 第9 | 議案第63号 | 令和3年度市川市下水道事業会計補正予算(第5号) | (委員長報告) |
| 第10 | 議案第64号 | 令和4年度市川市一般会計予算 | (委員長報告) |
| 第11 | 議案第65号 | 令和4年度市川市国民健康保険特別会計予算 | (委員長報告) |
| 第12 | 議案第66号 | 令和4年度市川市介護保険特別会計予算 | (委員長報告) |
| 第13 | 議案第67号 | 令和4年度市川市後期高齢者医療特別会計予算 | (委員長報告) |
| 第14 | 議案第68号 | 令和4年度市川市下水道事業会計予算 | (委員長報告) |
| 第15 | 議案第69号 | 財産の減額貸付について | (委員長報告) |
| 第16 | 議案第70号 | 財産の減額貸付について | (委員長報告) |
| 第17 | 議案第72号 | 固定資産評価員の選任について | |
| 第18 | 発議第42号 | 市川市手話言語条例の制定について | |
| 第19 | 発議第43号 | 自身の私設秘書とされる人物が逮捕され、懲役2年、執行猶予4年の判決が言い渡されたほか、自身の後援会事務所が家宅捜索を受け、これに関連して副市長2名を含む多くの本市職員が千葉県警から事情聴取を受けたことにつき説明責任を果たさない村越祐民市長に対し、説明責任を果たすよう求める決議について | |
| 第20 | 発議第44号 | 介護職員の処遇改善に関する手続の簡素化と対象職種 of 拡大を求める意見書の提出について | |
| 第21 | 発議第45号 | 地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書の提出について | |
| 第22 | 発議第46号 | 消費税のインボイス制度(適格請求書等保存方式)の廃止を求める意見書の提出について | |
| 第23 | 発議第47号 | ロシアによるウクライナへの軍事侵略に対する決議について | |
| 第24 | 発議第48号 | 村越祐民市長に対し、市長職を辞するよう勧告する決議について | |
| 第25 | 市川市選挙管理委員の選挙 | | |
| 第26 | 市川市選挙管理委員補充員の選挙 | | |
| 第27 | 委員会の閉会中継続審査の件 | | |
| 第28 | 委員会の閉会中継続調査の件 | | |

本日の会議に付した事件

- | | | |
|------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第55号 | 市川市個人情報保護条例の一部改正について |
| 日程第2 | 議案第56号 | 市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について |

- 日程第3 議案第57号 市川市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第4 議案第58号 市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第59号 令和3年度市川市一般会計補正予算（第14号）
- 日程第6 議案第60号 令和3年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第61号 令和3年度市川市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第62号 令和3年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第63号 令和3年度市川市下水道事業会計補正予算（第5号）
- 日程第10 議案第64号 令和4年度市川市一般会計予算
- 日程第11 議案第65号 令和4年度市川市国民健康保険特別会計予算
- 日程第12 議案第66号 令和4年度市川市介護保険特別会計予算
- 日程第13 議案第67号 令和4年度市川市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第14 議案第68号 令和4年度市川市下水道事業会計予算
- 日程第15 議案第69号 財産の減額貸付について
- 日程第16 議案第70号 財産の減額貸付について
- 日程追加 発議第49号 松永修巳議長に対する不信任決議について
- 日程第17 議案第72号 固定資産評価員の選任について
- 日程第18 発議第42号 市川市手話言語条例の制定について
- 日程第19 発議第43号 自身の私設秘書とされる人物が逮捕され、懲役2年、執行猶予4年の判決が言い渡されたほか、自身の後援会事務所が家宅捜索を受け、これに関連して副市長2名を含む多くの本市職員が千葉県警から事情聴取を受けたことにつき説明責任を果たさない村越祐民市長に対し、説明責任を果たすよう求める決議について
- 日程第20 発議第44号 介護職員の処遇改善に関する手続の簡素化と対象職種の拡大を求める意見書の提出について
- 日程第21 発議第45号 地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書の提出について
- 日程第22 発議第46号 消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）の廃止を求める意見書の提出について
- 日程第23 発議第47号 ロシアによるウクライナへの軍事侵略に対する決議について
- 日程第24 発議第48号 村越祐民市長に対し、市長職を辞するよう勧告する決議について
- 日程第25 市川市選挙管理委員の選挙
- 日程第26 市川市選挙管理委員補充員の選挙
- 日程第27 委員会の閉会中継続審査の件
- 日程第28 委員会の閉会中継続調査の件

出席議員 40名

や	な	ぎ	美	智	子
金		子	貞		作
長		友	正		徳
佐		直	友		樹
つ	ち	や	正		順
小	山	田	直		人

つ	か	こ	し	た	か	の	り
国			松	ひ	ろ	き	
石			原	た	か	ゆ	き
清			水	み	な	子	
廣			田	徳		子	
増			田	好		秀	
中			町	け		い	
久	保		川	隆		志	
浅			野	さ		ち	
中			村	よ	し	お	
細			田	伸		一	
石			原	み	さ	子	
青			山	ひ	ろ	か	ず
大	久		保	た	か	し	
小			泉	文		人	
高			坂			進	
石			原	よ	し	の	り
秋			本	の	り	子	
か	つ	ま	た	竜		大	
西			村			敦	
宮			本			均	
中			山	幸		紀	
松			永	鉄		兵	
荒			木	詩		郎	
稲			葉	健		二	
加			藤	武		央	
松			永	修		巳	
越			川	雅		史	
大			場			諭	
堀			越			優	
か	い		づ			勉	
松			井			努	
竹			内	清		海	
岩			井	清		郎	

欠席議員 1名

鈴木雅斗

説明のため出席した者の職氏名

副	主	幹	金	子	貴	一
副	主	幹	平	野	将	宏
主		査	尾	本		悠
主	任	書	高	柳	陽	一
(調査担当)						
主		幹	上	原		高
主		査	前	田		悠
主		査	岡	澤	英	康
主	任	書	武	田	悠	大

午前10時2分開議

○松永修巳議長 ただいまから本日の会議を開きます。

○松永修巳議長 日程第1議案第55号市川市個人情報保護条例の一部改正についてから日程第16議案第70号財産の減額貸付についてまでを一括議題といたします。

本案に関し委員長の報告を求めます。その報告の順序は、健康福祉、環境文教、建設経済、総務の各委員会の順でお願いいたします。

最初に、健康福祉委員長、石原みさ子議員。

〔石原みさ子健康福祉委員長登壇〕

○石原みさ子健康福祉委員長 ただいま議題となりました議案第57号市川市国民健康保険税条例の一部改正について、議案第59号令和3年度市川市一般会計補正予算（第14号）のうち健康福祉委員会に付託された事項、議案第60号令和3年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第61号令和3年度市川市介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第62号令和3年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議案第64号令和4年度市川市一般会計予算のうち健康福祉委員会に付託された事項、議案第65号令和4年度市川市国民健康保険特別会計予算、議案第66号令和4年度市川市介護保険特別会計予算及び議案第67号令和4年度市川市後期高齢者医療特別会計予算について、委員会における審査の経過並びに結果を一括して御報告申し上げます。

まず、議案第57号について。

本案は、地方税法の改正に伴い、未就学児の属する世帯に係る国民健康保険税の減額について定めるほか、所要の改正を行うためのものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第59号について。

今回の補正は、第3款民生費において、介護給付費等、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金等の増額及び私立保育園施設整備費等補助金、私立保育園保育委託料等の減額を、第4款衛生費において、国民健康保険特別会計繰出金、新型コロナウイルスワクチン接種委託料等の増額及び国民健康保険保険基盤安定繰出金、後期高齢者健康診査委託料等の減額を計上したものであります。また、繰越明許費の補正において、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業及びいちかわ生活よりそい臨時特別給付金給付事業等について、年度内の支出が困難であるため、翌年度へ繰り越す措置を行うものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、まず、第3款民生費第1項社会福祉費第4目在宅支援費、高齢者見守り支援委託料について、「今回の減額補正は、見守り通報装置の設置台数が当初の見込みよりも少なくなったためとのことだが、当初見込んだ設置台数と実際の申請台数の差はどのくらいあるのか。また、事業の周知はどのように行ったのか」との質疑に対し、「当初は260台の設置を見込んでいたところ、申請台数は決算見込みで104台となり、その差は156台となっている。また、周知については『広報いちかわ』、高齢者サポートセンターで行うもののほか、ケアマネジャー向けの研修会などで本事業の周知を行っている」との答弁がなされました。

次に、第2項児童福祉費第1目児童福祉総務費、こども送迎ステーション整備費補助金について、「本補助金は、前回の12月定例会においても補正予算として計上されており、その後、当該補正予算案は否決された。このことによる事業への影響はどのようになっているのか」との質疑に対し、「本補助金は令和3年度内に施設の整備を完了することが交付要件となっているため、現在は事業者の負担において整備を進めている。前回、補正予

算案が否決されたことによる本補助金の支払い時期への影響はないものの、予算の裏づけがない状態で整備を行っていることから、事業者が事業規模を縮小することが危惧されるところである。そのため、事業者とは保育環境の維持、向上等について協議しながら整備を進めている」との答弁がなされました。

次に、第4目保育園費、賄材料費について、「今回の補正は、緊急事態宣言に伴う登園自粛要請により不要となった給食に係る経費を減額するためのものとのことだが、給食用食材をキャンセルする場合の対応については、事業者との間でどのような取決めがなされているのか」との質疑に対し、「新型コロナウイルス感染症対策のため給食用食材が不要となった場合は、おおむね3日前までに公立保育園から事業者へ食材のキャンセルの連絡を行うこととなっている。このことについては、あらかじめ事業者へ通知しており、了解を得ているところである」との答弁がなされました。

次に、第3項生活保護費第1目生活保護総務費、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について、「本支援金に関するアンケートでは支給要件の厳しさについての意見があり、現在の申請割合は対象者の約4分の1とのことである。市として支給要件の厳しさをどのように考えているのか」との質疑に対し、「支給要件の厳しさについては、国からの通知で予測ができていたため、市とハローワークで協議を行い、要件の一つである就労相談の回数を月2回以上から月1回以上にするなど、市独自で要件の緩和を行った。また、国も申請期間を3月末まで延長し、社会福祉協議会の貸付けに係る要件を緩和するなどしたため、引き続き申請が行われるものと考えている」との答弁がなされました。

次に、第4款衛生費第1項保健衛生費第2目保健センター費、産後ケア委託料について、「今回の増額補正は、事業の周知が進み、利用申請者数が見込みを上回ったためとのことだが、本委託料で当初見込んだ産後ケアの日数、不足となる日数及び決算見込みの日数はどのようにになっているのか。また、新型コロナウイルス感染拡大の影響で里帰り出産が困難になったことにより不安を抱える産婦等に対し、どのような対応を行っているのか」との質疑に対し、「本委託料では、当初、延べ444日分を見込んでいたが、今回不足となる88日分を計上し、決算見込みは532日分となる。また、里帰り出産が困難になったことによる不安への対応については、相談内容を産後ケアにつないでいくマッチングを行っている」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第60号について。

今回の補正は、歳出において、負担金、国民健康保険事業財政調整基金積立金等の増額及び資格給付業務委託料、国民健康保険税催告等業務委託料等の減額を、歳入において、普通交付金、国民健康保険事業財政調整基金繰入金等の増額及び一般被保険者国民健康保険税基礎課税額滞納繰越分、国民健康保険保険基盤安定繰入金（保険者支援分）等の減額を計上し、収支の均衡を図るものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第61号について。

今回の補正は、歳出において、介護保険事業財政調整基金積立金、償還金等の増額及び介護認定審査会委員報酬、主治医意見書作成手数料等の減額を、歳入において、現年度分調整交付金、前年度繰越金等の増額及び職員給与費等繰入金、介護保険事業財政調整基金繰入金等の減額を計上し、収支の均衡を図るものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第62号について。

今回の補正は、歳出において、還付金の増額を、歳入において、保険料還付金の増額を計上し、収支の均衡を図るものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第64号について。

予算の主な内容について申し上げますと、まず、第3款民生費において、介護施設等整備事業、保育園整備計画事業及び生活困窮者自立支援事業等に係る経費を、第4款衛生費第1項保健衛生費において、予防接種事業及び産後ケア事業等に係る経費を計上したものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを第3款民生費から申し上げてまいります。

まず、第3款民生費第1項社会福祉費第1目社会福祉総務費、行旅病人死亡人等処置委託料について、「本委託料に係る取扱件数の推移はどのようになっているのか。また、1人当たりの費用は幾らになるのか」との質疑に対し、「取扱件数は平成27年度が31件、28年度が32件、29年度が48件、30年度が51件、令和元年度が35件、2年度が45件となっている。また、1人当たりの費用については、遺体の検案料が昼の場合は4万4,000円、夜の場合は5万円、葬儀会社に支払う費用が8万7,120円、火葬料及び骨つぼ代が8,620円となっている」との答弁がなされました。

次に、成年後見相談支援等委託料について、「本委託料に係る事業の内容はどのようなものか」との質疑に対し、「成年後見相談支援等事業については、社会福祉協議会に委託して事業を実施しているもので、主に相談事業、広報事業及び成年後見の利用促進事業などを行っている」との答弁がなされました。

また、「本委託料は昨年度と比較し増額になっているが、この理由はどのようなものか。また、本事業の効果をどのように考えているのか」との質疑に対し、「増額の理由は、認知症の高齢者が増加していることに伴い、相談件数が年々増加しているためである。今後もさらに相談件数等の増加が見込まれることから、対応に当たる職員を1名増やして合計で5名とし、全ての職員を常勤職員とすることで相談体制の充実を図ることを考えている。また、本事業では市民後見人の養成を行っており、現在10名いる市民後見人のほか、令和3年度では新たに14名が養成講座を修了したため、今後の活躍を期待しているところである」との答弁がなされました。

次に、第2項児童福祉費第1目児童福祉総務費、地域コミュニティゾーン子ども施設整備事業費について、「地域コミュニティゾーン内に整備する子ども施設は具体的にどのような施設となるのか」との質疑に対し、「当該施設においては、子どもが自由に遊んだり学んだりして楽しみながら過ごし、また、子どもを中心に市民が交流できることを目指している。具体的には音楽の演奏や物づくり、運動、読書等ができるスペースのほか、中高生が交流できるスペース、地域交流など多目的に使用できるスペースなどを設置する予定である」との答弁がなされました。

次に、医療的ケア児保育支援事業費補助金について、「昨年9月には医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行されるなど、本補助金に係る事業の重要性がうかがえるところであるが、本補助金の内容はどのようなものか」との質疑に対し、「本補助金については、医療的ケア児の受入れを行う6つの私立保育園等への交付を見込んでいる。その内容は、看護師等の雇用のための人件費として3,174万円、保育の補助者の人件費として1,302万円、保育士が医療的ケアを行うために必要となる喀たん吸引の研修の費用として180万円を計上している。なお、1施設当たりの交付金額は最大で776万円を予定している」との答弁がなされました。

次に、第7目幼稚園費、既存幼稚園改修工事費について、「本工事費は、南行徳幼稚園の改修工事を行うためのものとのことであるが、その内容はどのようなものか。また、当該改修工事により園児の活動に支障は出ないのか」との質疑に対し、「南行徳幼稚園は昭和50年に建築された施設であり、雨漏りなどが発生していることから外壁と屋根の改修工事を行うものである。また、当該改修工事の実施時期は未定であるが、夏休みの期間に行うなど、園児の活動に支障が出ないように配慮したいと考えている」との答弁がなされました。

次に、第4款衛生費第1項保健衛生費第3目予防費、子宮頸がん予防接種委託料について、「本委託料により実施する子宮頸がんの予防接種については、全部で何回分の接種を見込んでおり、1回当たりの金額は幾らにな

るのか。また、1人当たりの接種回数ほどのくらいなのか」との質疑に対し、「本委託料では4,170回分の接種を見込んでおり、1回当たりの金額は1万6,588円となっている。また、1人当たりの接種回数は、これまでと同様に3回である」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、多数をもって可決すべきものと決しました。

次に、議案第65号について。

本予算は、歳出において、保険給付費、国民健康保険事業費納付金等を、歳入において、国民健康保険税、県支出金等を計上し、収支の均衡を図るものであります。また、歳出予算の流用は、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合、款内の各項の経費の金額を流用できるよう定めるものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、歳出第2款保険給付費について、「被保険者の高齢化等を背景に1人当たりの医療費等が増加していることから、本給付費が全体として増加しているとのことである。そこで、本給付費の増加を抑制するために、市はどのような取組を行っているのか」との質疑に対し、「主な取組としては、診療報酬が重複して請求されていないか等について書類の点検を行っている。また、これに加えて健康診査や人間ドック受診の勧奨など、健康に関する様々な施策を関係部署と連携して推進しており、今後も市民の健康を守る取組としてこれらを継続していきたいと考えている」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第66号について。

本予算は、歳出において保険給付費、地域支援事業費等を、歳入において保険料、支払基金交付金等を計上し、収支の均衡を図るものであります。また、歳出予算の流用は、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合、款内の各項の経費の金額を流用できるよう定めるものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、歳出第3款地域支援事業費第3項包括的支援事業・任意事業費第1目包括的支援事業費、高齢者虐待防止関係会議報償金について、「本報償金は令和3年度と比較し、減額して計上されているが、その理由はどのようなものか」との質疑に対し、「本報償金は、高齢者虐待防止関係会議に弁護士等の専門家が参加した際に支払うものであり、令和3年度の実績に基づいて積算を行い、減額としている。なお、4年度における当該会議の開催回数については、3年度と同程度となる見込みである」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第67号について。

本予算は、歳出において後期高齢者医療広域連合負担金等を、歳入において後期高齢者医療保険料等を計上し、収支の均衡を図るものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○松永修巳議長 次に、環境文教委員長、宮本均議員。

[宮本 均環境文教委員長登壇]

○宮本 均環境文教委員長 ただいま議題となっております議案第58号市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正について、議案第59号及び議案第64号のうち環境文教委員会に付託された事項について、委員会における審査の経過並びに結果を一括して御報告申し上げます。

まず、議案第58号について。

本案は、し尿の収集及び運搬に関する手数料の算出に係る規定を整備するためのものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、「手数料の積算根拠はどのようになっているのか」との質疑に対し、「し尿の総量から割り返し、他市の状況も踏まえ積算したものである」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第59号について。

今回の補正は、歳出第2款総務費第1項総務管理費において、水木洋子文化基金積立金の増額及び市史編さん調査員等報償金、市川市青少年スポーツ国際交流事業補助金等の減額を、第4款衛生費第2項清掃費において、一般廃棄物処理施設建設等基金積立金の増額及び衛生害虫等駆除委託料、クリーンセンター余熱利用施設次期運営事業者選定支援委託料等の減額を、第3項環境費において、猫不妊手術費等助成金、森林環境譲与税基金積立金の増額及び狂犬病予防集合注射委託料、住宅用省エネルギー設備等設置費補助金等の減額を、第11款教育費において、小・中学校トイレ改修工事費、小学校校舎等改修工事費等の増額及び放課後子ども教室運営委託料、小・中学校学校用備品費等の減額を計上したものであります。また、繰越明許費の補正において、市史編さん事業、国府台公園再整備事業及び小・中学校営繕事業等の事業費が、年度内の支出が困難であるため翌年度に繰り越す措置を行うほか、債務負担行為においては、クリーンセンター発電設備修繕料を追加するものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、まず、第11款教育費第2項小学校費第1目学校管理費、トイレ改修工事費及び第3項中学校費第1目学校管理費、トイレ改修工事費について、「本事業を実施することにより、小中学校のトイレ改修率はそれぞれ何%になるのか」との質疑に対し、「第2次トイレ改修計画期間が終了する令和8年度時点で、トイレ改修率は小学校65.8%、中学校71.3%となる予定である」との答弁がなされました。

次に、第11款教育費第4項学校給食費第1目学校給食費、学校給食調理等業務委託料について、「給食の提供日数が減少したことによる減額補正とのことであるが、新型コロナウイルス感染症の影響により学校が休校となったことが原因なのか」との質疑に対し、「休校となったことが直接の原因ではなく、もともと給食が最大限提供された場合を想定し予算計上しており、実際の給食提供日数がそれより少なかったため、減額補正を行ったものである」との答弁がなされました。

次に、第11款教育費第5項学校保健費第1目学校保健費、学校室内消毒等委託料について、「業務委託していた新型コロナウイルス感染拡大防止のための消毒作業について、文部科学省のマニュアルに基づき、令和3年度は教職員が消毒作業を行ったとのことだが、それにより教職員に大きな負担がかかっているのか」との質疑に対し、「教職員が行った消毒作業は、委託業者に比べ簡易なものであったため、教職員に大きな負担はかかっている」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第64号について。

予算の主な内容について申し上げますと、まず、歳出第2款総務費第1項総務管理費において、国府台公園再整備事業、スポーツ施設整備改修事業等に係る費用を、第4款衛生費第2項清掃費において、廃棄物処理・処分事業等に係る費用を、第3項環境費では、省エネ・創エネ普及促進事業、電気自動車導入促進事業等に係る費用を、第11款教育費において、子どもの居場所づくり事業、小学校営繕事業等に係る費用を計上したものであります。また、債務負担行為において、行徳公会堂天井等改修設計委託費、学校保健定期健康診断委託費の期間及び限度額を定めるものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを第2款総務費から申し上げてまいります。

まず、第2款総務費第1項総務管理費第18目文化振興費、行徳公会堂天井等改修設計委託料について、「どの

ような経緯で天井を改修しなければならないことが分かったのか」との質疑に対し、「平成26年度に建築基準法の改正があり、市有建物について特定天井に該当するものがないか調査等を行う中で改修しなければならないことが分かった。工事については、公共施設等総合管理計画で令和5年度から8年度の間に行うこととなっている」との答弁がなされました。

次に、第4款衛生費第2項清掃費第2目塵芥処理費、事業用機械器具費について、「事業用機械費の内訳はどのようなものであるか」との質疑に対し、「犬や猫などペットが亡くなった場合、清掃事業課で収集運搬を行っているが、令和4年6月から、ペットを販売する際にマイクロチップを埋め込むことが義務づけられることから、町なかでペットが亡くなっているような場合に飼い主を特定し連絡できるようにするため、マイクロチップリーダーの購入を予定している」との答弁がなされました。

次に、第4款衛生費第2項清掃費第1目清掃総務費、コンポスト容器等購入費補助金について、「コンポスト容器は、指定店で購入した場合にのみ補助金が支給されているが、指定店以外で購入した場合でも補助金を支給できないのか」との質疑に対し、「指定店以外での購入について、今後、e-モニター等でニーズについてのアンケートを考えており、課題等を整理した上で、指定店以外で購入した場合の補助金についても、令和5年度の当初予算に計上できるよう検討を進めていきたいと考えている」との答弁がなされました。

次に、第11款教育費第1項教育総務費、ICT活用支援委託料について、「本事業におけるICT支援員の各学校への配置人数、雇用状況はどのようになっているのか」との質疑に対し、「本事業において、全ての市内公立小中学校、義務教育学校等にICT支援員を6名、2週間に一度配置している。そのほか、このICT支援員6名の指導的役割の者を2名、統括者を1名の合計9名雇用となる予定である」との答弁がなされました。

次に、第11款教育費第4項社会教育費第1目学校給食費還付金について、「本事業において11万円の還付金が計上されているが、これはどのようなものか」との質疑に対し、「本事業が令和3年度から公会計となったことで還付金の一部発生しているが、還付対象者の転出等の理由により、3年度中に還付が終わらない場合があるため、4年度の当初予算に計上しているものである」との答弁がなされました。

次に、第11款教育費第6項社会教育費第1目社会教育総務費、コミュニティクラブ委託料について、「令和3年度はコロナ禍のため、コミュニティクラブの活動があまりできていなかったと思われるが、4年度の当初予算は3年度と比較し、どのように計上しているのか」との質疑に対し、「令和3年度はコロナ禍のためコミュニティクラブの活動があまりできていなかった部分もあると思われるが、新型コロナウイルス感染症が落ち着いていた時期などに、感染拡大に注意しながら活動しているクラブも少なくない。令和4年度も子どもたちの活動を支えていきたいと考えているため、3年度と同額を予算計上している」との答弁がなされました。

次に、第2目文化財費、重要文化財法華経寺祖師堂保存修理事業費補助金について、「本事業費補助金の国、県、市のそれぞれの負担割合はどのようになっているのか」との質疑に対し、「令和4年度の本事業費が1億8,800万円となっており、国、県、市のそれぞれ負担割合は、国が全体の2分の1、県が750万円、市が全体の8分の1の2,350万円となっている。残りは事業主体者である法華経寺が負担することになっている」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、多数をもって可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○松永修巳議長 次に、建設経済委員長、大久保たかし議員。

[大久保たかし建設経済委員長登壇]

○大久保たかし建設経済委員長 ただいま議題となっております議案第59号のうち建設経済委員会に付託された事項、議案第63号令和3年度市川市下水道事業会計補正予算（第5号）、議案第64号のうち建設経済委員会に付

託された事項、議案第68号令和4年度市川市下水道事業会計予算、議案第69号及び議案第70号財産の減額貸付について、委員会における審査の経過並びに結果を一括して御報告申し上げます。

まず、議案第59号について。

今回の補正の主なものを申し上げますと、歳出第5款労働費において、光熱水費の減額を、第6款農林水産業費において、市川漁港整備工事費等の減額及び市川漁港係留施設改修工事費の増額を、第7款商工費において、東浜一丁目地先人工海浜施設等管理事業負担金の増額を、第8款観光費において、職員の異動等に伴う給与費の増額を、第9款土木費において、新港大橋改修事業負担金、都市基盤河川改修工事費等の増額及び家屋等移転補償金、大町公園園路補修工事費等の減額を計上したものであります。また、継続費の補正において、地域コミュニティゾーン公園整備事業の総額及び年割額を変更し、繰越明許費の補正において、市川漁港整備事業、都市計画道路3・6・32号整備事業ほか19事業の事業費が、年度内の支出が困難であるため翌年度に繰り越す措置を行うほか、債務負担行為の補正において、道路拡幅用地取得費を廃止するものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、まず、第9款土木費第2項道路橋りょう費第4目交通対策費、コミュニティバス運行負担金について、「本負担金を増額する理由は、各ルートにおける運賃収入が当初の見込みよりも少なかったためとのことだが、増額する負担金の内訳はどのようなものか」との質疑に対し、「北東部ルートにおいては約600万円、南部ルートでは約740万円、あいねすと循環ルートでは約70万円が、それぞれ当初の見込みより運賃収入が少なかったが、北国分ルートが令和3年7月で実証実験運行を終了し、予算に約560万円の余剰が生じたことから、運賃収入の不足分との差引きで850万円の負担金の増額を計上するものである」との答弁がなされました。

次に、継続費補正、地域コミュニティゾーン公園整備事業について、「本補正の要因は、地域コミュニティゾーンに整備予定の休養施設を兼ねた管理棟の仕様変更及び建設資材の高騰によるものとのことだが、それぞれ具体的にはどのような内容なのか」との質疑に対し、「管理棟の仕様変更にあたっては、コミュニティゾーン全体の景観イメージを考慮したほか、バーベキュー等の運営事業者に対しサウンディング調査を実施した結果を踏まえ、外装や設備の仕様変更を行ったものである。具体的には、各窓に鑑戸を設置するほか、建物外周ににぎわいを創出するためのウッドデッキのテラスを設置するなどの変更を加えている。また、建設資材については、鉄骨や木材の価格が当初の見込みより1.4倍から1.5倍程度に高騰している」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第63号について。

今回の補正は、収益的収入において、汚水処理等負担金等の増額を、収益的支出において、動力費の増額及び徴収一元化関連業務委託料等の減額を、資本的収入において、公共下水道事業債等の減額及び下水道防災事業費補助金等の増額を、資本的支出において、家屋等調査委託料等の減額及び欠真間ポンプ場排水ポンプ改良工事費等の増額を計上したものであります。また、継続費の補正において、高谷2号幹線建設事業の年割額を変更し、起債の限度額を改めるほか、他会計からの補助金として、一般会計から補助を受けるものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、資本的支出について、「雨水管渠整備工事費として1億4,000万円が計上されているが、どのような理由で増額となったのか」との質疑に対し、「工事箇所において、当初想定されていなかった障害物が地中で発見され、これを撤去するために推進機先端のビットを交換する作業が必要となったことなどにより、増額となったものである」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第64号について。

予算の主な内容について申し上げますと、まず、第5款労働費において、南八幡体育館照明器具改修工事費等

に関わる経費を、第6款農林水産業費において、施設園芸等支援事業補助金、航路浚渫工事費等に関わる経費を、第7款商工費において、商店街活性化事業補助金、中小企業融資預託金等に関わる経費を、第8款観光費において、アイ・リンクタウン展望施設管理運営委託料、花火大会負担金等に関わる経費を、第9款土木費において、橋りょう定期点検等委託料、蓋架柵渠改修工事費、公園緑地施設整備工事費支所管内分等に関わる経費を計上したものであります。また、債務負担行為において、道路拡幅用地取得費等の期間及び限度額を定めるものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを第6款農林水産業費から申し上げてまいります。

まず、第6款農林水産業費第2項水産業費第1目水産業振興費、航路浚渫工事費について、「本工事は6,300万円の予算をかけて実施されるとのことだが、どのような経緯で工事を行うこととなったのか。また、今後も定期的に工事を実施する予定はあるのか」との質疑に対し、「現状では、干潮時に水深が1.2m程度となり、底引き漁船の航行が不能になることから、市川市漁業協同組合より航路しゅんせつの要望があったため、本予算を計上するものである。今後の定期的な工事の実施については未定であるが、今回の工事後の状況を踏まえ、必要な時期などを判断していきたいと考えている」との答弁がなされました。

次に、第9款土木費第2項道路橋りょう費第3目道路新設改良費、道路拡幅工事費について、「本事業は、国府台病院の北側とじゅん菜池緑地を結ぶ区間の工事とのことだが、今後の進捗はどのようになっているのか」との質疑に対し、「現在は、国府台病院の北側からじゅん菜池緑地方面に下っていく道路の右側の擁壁工事が完了しており、令和4年度はガス管の移設工事を行った後に道路の築造工事を行い、年度末には完成する予定となっている。なお、完成後は本区間において車の相互通行が可能となる見込みである」との答弁がなされました。

次に、第3項河川費第4目排水施設管理費、水防倉庫賃借料及び水防倉庫取りこわし工事費について、「終末処理場及び信篤公民館の老朽化した水防倉庫を取り壊し、新たな倉庫を8年間にわたり賃借するとのことだが、本賃借料は何か月分で、8年間の総額は幾らになるのか。また、市で倉庫を建てるのではなく、いわゆるリース契約とした理由は何か」との質疑に対し、「本賃借料は令和5年3月の1か月分として計上しており、8年間の総額は1,968万円を予定している。また、新たな水防倉庫をリース契約とした理由は、市で建て替えることと比較して初期費用が抑えられることに加え、8年間にわたり賃借することで費用を平準化できるためである」との答弁がなされました。

次に、第4項都市計画費第5目公園費、緑地用地購入費について、「本予算において購入する予定の用地は、既にじゅん菜池緑地として供用されている部分であるが、どのような経緯で購入することとなったのか」との質疑に対し、「本件に係る用地については、これまで地権者との使用貸借契約により、無償で土地を借用し、都市緑地として供用してきたところであるが、このたび地権者から買取りの希望があったことから本予算を計上するものである」との答弁がなされました。

次に、債務負担行為、都市計画道路3・6・32号用地取得費について、「本予算には土地購入費と補償金が計上されているが、それぞれどのように算出しているのか」との質疑に対し、「土地購入費の単価については、不動産鑑定士2者からの不動産鑑定結果を基に算定している。また、補償金については、家屋等補償調査委託を行い、県の基準単価にのっとり算出している」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、多数をもって可決すべきものと決しました。

次に、議案第68号について。

本予算は、下水道事業の業務の予定量、収益的収入及び支出、議会の議決を経なければ流用することのできない経費等について定めるものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第69号及び議案第70号について。

両案は、株式会社市川市場が公益性の高い地方卸売市場の運営を継続的に行うことができるようにするため、本市が所有する地方卸売市場の土地、建物及び建物に附属する土地を当該法人に減額して貸し付けるためのものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされたものを申し上げますと、「株式会社市川市場に対し、市が保有する地方卸売市場の土地及び建物を減額して貸し付けることの妥当性について、市はどのように確認しているのか。また、今後もこのように減額して貸し付けることになっているのか」との質疑に対し、「土地及び建物の減額貸付けについては、株式会社市川市場の現状の収支を踏まえ引き続き行うものであるが、市では毎年度決算書等を確認している。また、今後の減額については、平成29年の民営化の際に、市と株式会社市川市場との間で締結した基本協定により、市場を取り巻く経済事情を踏まえ協議していくこととなっている」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、両案とも可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○松永修巳議長 次に、総務委員長、久保川隆志議員。

[久保川隆志総務委員長登壇]

○久保川隆志総務委員長 ただいま議題となっております議案第55号市川市個人情報保護条例の一部改正について、議案第56号市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第59号及び議案第64号のうち総務委員会に付託された事項について、委員会における審査の経過並びに結果を一括して御報告申し上げます。

まず、議案第55号について。

本案は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の廃止に伴い、条文の整備を行うためのものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、まず、「今回の改正内容はどのようなものか」との質疑に対し、「市川市個人情報保護条例で引用している行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が令和4年4月1日に廃止されることから、これらの法律を引用している部分の条文の整備を行うものであり、従前の内容と全く変わらないように改正するものである」との答弁がなされました。

また、「従前の内容と全く変わらないような改正を行うとのことだが、個人情報がデジタル庁に一元管理されることで個人情報漏えいの危険性が高まるのではないか」との質疑に対し、「本市はこれまでも個人情報保護条例、あるいは、法令に基づき適正に個人情報を管理してきたので、今後も適正に個人情報を管理していくことができると考える」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第56号について。

本案は、消防団員の処遇を改善するため災害出動等に係る出動報酬を創設し、その額を定めるためのものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第59号について。

今回の補正の主なものを申し上げますと、歳出においては、第2款総務費において、会計年度任用職員報酬、自治会等集会施設整備事業等補助金及びコンビニ交付等証明書発行委託料等を増額するほか、政策プロモーション

ン映像制作等委託料、総合計画策定事業委託料及び個人番号カード等関連事務交付金等の減額を、第10款消防費において、消防施設用地整備工事費等を増額するほか、消防施設用地購入費等の減額を、第13款諸支出金において、土地開発基金繰入金の増額を計上し、歳入においては、市税、国庫支出金等を増額するほか、使用料及び手数料、繰入金等の減額を計上するものであります。また、繰越明許費の補正において、防災カメラ設置事業、情報システム最適化事業及び消防防災施設整備事業等について、年度内の支出が困難であるため翌年度へ繰り越す措置を行うほか、地方債の補正においては、起債の限度額を変更するものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、まず、歳出第2款総務費第1項総務管理費第24目行政サービスセンター費消耗品費について、「パスポートの申請件数について、当初予算の積算時及び今回の補正では何件を見込んだのか」との質疑に対し、「コロナウイルス感染拡大以前は年間で2万6,000件の申請があったが、感染拡大後は申請件数が約8割の減となった。令和3年度の当初予算では、ワクチン接種が進むことは想定していたが、感染拡大前には戻らないと想定して7,000件の申請を見込んでいた。また、今回の補正予算の積算では、オミクロン株が蔓延したことにより最終的に2,200件の申請を見込んでいる」との答弁がなされました。

次に、第2項徴税費第2目賦課徴収費、弁護士委託料について、「本委託料に係る事件の内容はどのようなものか」との質疑に対し、「滞納者に債務を有する第三債務者に対して、市に強制徴収権がなかったことから、裁判所に対して取立訴訟を提起したものであり、和解成立により弁護士に成功報酬を支払うものである」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、歳入歳出予算の総額については、他の常任委員会の審査の結果を確認の上、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第64号について。

予算の主な内容について申し上げますと、まず、歳出では、各款において人件費を計上したほか、第2款総務費において、市公式ウェブサイト管理運営事業、公用車再整備計画事業及び自治会総合支援事業等を、第3款民生費第1項第4目国民年金費において、国民年金事業を、第10款消防費において、消防活動車両整備事業、消防施設整備事業及び消防団活動事業等を、第12款公債費において、令和4年度に償還する市債の元金及び利子を、第13款諸支出金において、土地開発公社業務委託料等を計上したものであります。

次に、歳入では、各款において、前年度の実績及び令和4年度の事業計画に基づき、年度内に収入が見込まれる金額を計上したものであります。前年度に比べ収入増が見込まれる主なものは市民税、固定資産税、市たばこ税、都市計画税、地方消費税交付金、国庫支出金、県支出金等であり、収入減が見込まれる主なものは地方特例交付金、財産収入、繰入金、市債等であります。また、債務負担行為において、学習用タブレット再設定委託費等の期間及び限度額を、地方債においては、起債の限度額等を、一時借入金及び歳出予算の流用は財政運営上の措置として、それぞれ定めるものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを歳出第2款総務費から申し上げます。

まず、歳出について、第2款総務費第1項総務管理費第1目一般管理費、公金管理アドバイザー報酬金について、「本報酬金の内容はどのようなものか」との質疑に対し、「歳入歳出に属する歳計現金等については、予算執行において余裕資金が生じた際などに一定期間、定期性預金で運用を行っている。本報酬金は、その運用先である金融機関の経営健全性等について意見を伺う公金管理アドバイザーに支払われるものである」との答弁がなされました。

また、「公金管理アドバイザーは何名おり、どのような者に委嘱しているのか」との質疑に対し、「本アドバイザーは3名おり、公認会計士2名及び銀行OB1名に委嘱している」との答弁がなされました。

次に、第2目人事管理費について、「健康経営担当室の業務に係る予算の計上に関し、自身がパワーハラスメント被害を受けた、あるいは、目の前でパワーハラスメント行為が行われているのを確認した場合の管理職のあるべき姿とはどのようなものと考えているのか」との質疑に対し、「管理職がパワーハラスメントを目の前で見た、聞いた、あるいは相談を受けたなどの事案があった場合は、自ら率先して事案の解決に当たらなければならないと考える」との答弁がなされました。

次に、第4目文書管理費、判例・法令検索システム等使用料について、「判例・法令検索システムとは、どのようなときにどのような使い方をするのか。また、当該システムで解決できない場合はどのような措置を講ずるのか」との質疑に対し、「当該システムは、判例や法令を調べたいときに様々な条件を選んでインターネット上で検索するものである。また、当該システムで解決できない場合は顧問弁護士に相談を行う」との答弁がなされました。

次に、第7目企画費、企画政策アドバイザー報酬について、「企画政策アドバイザーの役割とは、どのようなものか。また、令和4年度も必要なのか」との質疑に対し、「企画政策アドバイザーの役割は、本市の行政運営について、市長及び補助職員に対して助言、その他の支援を行うことである。また、引き続きこのような体制を維持することで市のメリットも大きいと考えるので必要である」との答弁がなされました。

次に、第11目住居表示整備費、住居表示審議会委員報酬について、「令和4年度は、住居表示審議会の開催回数を1回から4回に増やすとのことだが、どのような理由から増やすのか」との質疑に対し、「令和4年度は、大野ブロックの住居表示について、昭和58年に議決を得ている区域のまま住居表示を実施していくかどうかについて諮問をし、委員に現地調査、審議をしてもらい、答申を受けたいと考えていることから4回の開催を見込んでいる」との答弁がなされました。

次に、第12目情報システム費、RPA運用支援委託料について、「RPAシステムを活用することで業務効率の向上を図るとのことだが、どのような事業に導入するのか」との質疑に対し、「令和3年度に行った各課のヒアリングやトライアルの結果から、適した事業を選出し、導入する予定である。具体的には職員課が行っている共済貯金の入力処理、市民税課が行っている特別徴収に係る異動届の入力処理、障がい者支援課で行っている事業者からの請求書の入力処理などのシステムへの定型的な入力処理を考えている」との答弁がなされました。

次に、第10款消防費第1項第1目常備消防費について、まず、「本市の火災による死者の状況はどのようなになっているのか」との質疑に対し、「令和4年の死者は2月24日現在で1名である。また、令和3年の死者は5名であり、このうち4名に関する事案で住宅用火災警報器の設置がなかった」との答弁がなされました。

また、「火災の原因はどのようなものが多いのか」との質疑に対し、「令和3年は全体で70件の火災が発生しており、概数値ではあるが、テーブルコンロによる火災が7件、たばこが6件、電気機器が4件と多く、また、これ以外に放火と放火の疑いを含むものが17件あり、これらが主な出火原因となっている」との答弁がなされました。

また、「住宅用火災警報器の設置率はどのくらいか」との質疑に対し、「本市における当該警報器の設置率は84.4%である」との答弁がなされました。

次に、歳入について、第12款分担金及び負担金、第1項分担金第1目土木費分担金、急傾斜地崩壊対策事業分担金について、「本分担金の活用方法はどのようなものか」との質疑に対し、「本分担金は、急傾斜地の対策事業を行った後に、条例に基づき工事費の10%を受益者から徴収し、事業費の一部に充て活用している」との答弁がなされました。

次に、第13款使用料及び手数料第1項使用料第1目総務使用料、庁舎駐車場使用料について、「本使用料の積算の内訳はどのようなになっているのか」との質疑に対し、「令和3年度の実績に基づき、1か月当たり7万5,000

円とし、12か月分で90万円を計上したものである」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、歳入歳出予算の総額については、他の常任委員会の審査の結果を確認の上、採決の結果、多数をもって可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○松永修巳議長 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

初めに、越川雅史議員。

[越川雅史議員登壇]

○越川雅史議員 無所属の会の越川雅史でございます。ただいま議題となっております議案第64号について、反対の立場から討論をさせていただきます。

本来、令和4年度予算は骨格予算ということで、政策に係る収支は含まれず、人件費等義務的経費を主体として必要最小限の収支のみが計上されるものと理解しておりました。しかしながら、実際に計上されていた各予算項目を検証した結果、およそ必要最小限の予算とは言えない、村越市長独特の村越市政の特徴をよく表す政策的効果が全くもって上がっていないにもかかわらず、呼称だけは政策的と表現せざるを得ない幾つかの予算が含まれていることが判明いたしました。

例えば第2款総務費第1項総務管理費第4目文書管理費第12節委託料に計上された非識別加工情報作成委託料や同7目企画費第1節報酬として計上された企画政策アドバイザー報酬などがその代表例と言えますが、その時々に応じて政策に係る収支は含まれず、人件費と義務的経費を主体として、必要最小限の収支のみを計上すると説明してみたり、政策的な予算であっても、行政の継続性を確保する観点から、基本的には予算計上しているなどと説明するなど、過去にも指摘されたことがあるダブルスタンダードがここにも登場することに不信感を抱かざるを得ないのは私だけではないはずです。もしかしたらこの予算が村越市長が編成する最後の予算になるのかもしれませんが、あるいは肉づけ予算は村越市長に代わって新しく御就任される市長が編成されるのかもしれませんが、いずれにしても、議案第64号では予算編成の方針が一貫していないことに加え、過去においても、全くもって政策効果が上がらなかった、本来不必要な項目が複数計上されていることから、私たちはこの予算案に反対するものであります。

ただ、委員会での審査の過程において、村越市長御就任以来、今に至るまで改善が図られることなく放置されていた諸問題について、現場の皆さんの責任感と使命感によるものなのでしょうか、新年度においては改善が図られる、あるいは未然防止に努められる姿勢が打ち出されたものも幾つか確認することができました。我が会派は、たとえ相手が村越市長であったとしても、幾ら市民からの評価が低い市長だったとしても、この4年間の市政運営の実績がほぼ皆無であったというのが客観的な事実であったとしても、個別の項目については予断を挟むことなく、是は是であると評価する公平公正な姿勢を常としておりますので、こうした点は率直に評価をしたいと思えます。

以下、具体的に申し上げます。

まずは、第2款総務費第1項総務管理費第6目財産管理費に関する質問では、総務委員会において、施設管理の観点から、セキュリティラインを越えて侵入してくる者への対処方法を確認させていただきました。2月21日の我が会派の代表質問を通じて、村越市長御就任以降の令和元年12月頃のこのようなことなのですが、セキュリティラインを越えて執務室に入ってきた侵入者が、当時の総務部長であった大津副市長の席の5mぐらい離れた職員

の席に座って、大きな声で誰にもなく発言をされたという事件があったそうですが、この際、当時総務部長であった大津副市長はその侵入者に対して、セキュリティラインを越えていることを注意することもなければ、退室を促すこともせずに、ただその人物が立ち去るのを見届けていただけだったということが分かりました。

ちなみにこの人物は私のことを指しているそうですが、不肖私も経営コンサルタントとして様々な会社のオフィスに立ち入ることがありますが、今どき、どのような会社であっても、情報セキュリティには細心の注意を払うのが常識であり、ましてや人事情報、職員情報、給与に関する情報ではマイナンバーも取り扱うわけですから、総務部長といえば、その先頭に立つ人物。相手が誰であろうが、どんな状況であろうが、注意すべき状況を目の当たりにすれば、機密情報を守るため、あるいは職員を守るため、誰よりも早く自ら率先して行動できる人物でなければ、その職責を果たせるはずなどありません。ましてや副市長のような立場であれば、最高情報セキュリティ責任者といった立場とも言えるわけですから、そんな大津副市長がもう2年以上も前のこと、そして自らやるべきことをやらなかっただけ、職務を全うできなかっただけのことについて、反省するどころか、何か得意げに答弁されるお姿を見て、この市役所は本当に大丈夫なのだろうか、私のみならず、多くの方が御心配になったのではないかと大変危惧をいたしました。

そこで、この点について、管財課長に対し、あなたは施設管理をつかさどる管財課長として、セキュリティラインを越えて執務室に入ってくる侵入者に対してどのように対処するのかと尋ねましたところ、許可なく侵入してくる者を見かけたら当然注意するといった旨の御答弁を確認することができました。大津副市長がもう2年以上も前のこと、そして自らやるべきことをやらなかっただけ、職務を全うできなかっただけのことについて、反省するどころか、何か得意げに答弁する姿と比較してしまうと、これぞまさに施設管理をつかさどる管財課長にふさわしい立派な答弁であったかのように、そのときは感じてしまいましたが、少し冷静になって考えますと、ごく当たり前の御答弁ということになるわけですが、いずれにしても、村越市長の手によって、改善されずに放置されてきた施設管理、物理的セキュリティの問題、特に幹部職員の意識の問題について、新年度においては改善が図られるであろうことに期待を寄せまして、次に進みます。

次に、第2款総務費第1項総務管理費第2目人事管理費に計上された予算のうち、パワーハラスメントへの対応についても質疑させていただきました。ところで、2月24日の会派自由民主党の代表質問に対する御答弁の中で、小倉学校教育部長はいじめに関連して、何もしないのはいじめを認めていることにもつながりかねないので、状況をよく見て、時には制止する勇気を持つことも大切だといった御発言をされましたが、私も全くもって、この御答弁に同意するものであります。ただ、もしかしたら村越市長率いる市長部局は教育委員会と異なる見解を持っているのかもしれませんが。

なぜならば、村越市長は、私、越川雅史が職員に対してパワハラを繰り返してきた、信じられない暴言を職員に対して浴びせかけていた、市長就任前からこういう場面に立ち会ってきたなどといった御発言こそ繰り返していらっしゃいますが、ただの一度たりとも、その場で私を制する、あるいは職員を守るための行動を取るなどといったことが全くなかったからです。村越市長はこの4年間、自分の用事があって私にお願いするときには、無所属の会の控室に来たこともあれば、私の携帯電話を鳴らしたこともありますし、LINEメッセージを送ってきたこともありますが、ただの一度たりとも、私に対してパワハラと御主張される行為をとがめたこともなかったばかりか、そんな話題に言及したことすらありませんでした。今も自分のことを言われるとやじを飛ばしていきますが、これまで大津副市長の話のときにはやじを飛ばしてこなかったことにも、村越市長のこうした特徴が表れているのかと理解をいたします。（「討論じゃないよ、これ。議長、討論じゃありませんよ」と呼ぶ者あり）何ですか。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

ただ、村越市長も村越市長なら、大津副市長も大津副市長とえばよいのでしょうか。大津副市長は令和3年

9月7日の本会議において、「まず越川議員、パワハラは一切ないということをおっしゃられています。私、今副市長ですけれども、総務部長時代に実際に私は経験をいたしました」、「会派の部屋に呼び出されて、答弁調整ですけれども、恫喝めいた口調で詰問されて、私がむしろ興奮しないでしっかり議論しましょうというお話もさせていただいたことがございます」などと御発言をされました。そして、今定例会における2月21日の御答弁では、「なぜ総務部長当時にそういうことを発言しなかったのかと」。これはやっぱり「議案の承認をいただくか、予算の承認をいただくということで、私ども執行機関というのはお願いする立場です。やっぱりどうしてもそういう立場にあると、議員から申し受けた内容について一定程度対等とは言えないような立場で接する部分があると思います。それを逆手に取られて威圧的な対応をされてきたのかなというふうには、それをずっと我慢してきましたけれども、我慢をしてきた中で、やっぱり発言するというのは非常に勇気の要ることです」などと御発言されました。もしかしたら村越市長や大津副市長は、総務部長たるも、自らパワハラ被害を受けたであるとか、自らの目でパワハラ被害を確認した場合、パワハラ防止のために自らが率先してその場で直ちに行動するのではなく、何年も何年も我慢をして、みんなの記憶があやふやになってから、客観的証拠の保全が難しくなっているから、しかも、部下が意を決して、勇気を振り絞って名乗りを上げてから、それも間髪入れずに行動に移るのではなく、半年近くたって議場で答弁を求められて初めて、実は私も総務部長時代、パワハラ被害を受けていましたと被害を訴えるのが正しい姿だとお考えになっているかもしれません。

そこで念のため、健康経営相談室長に対し、職員が自らパワハラ被害を受けたであるとか、自らの目でパワハラ被害を確認した場合、パワハラ防止のために自ら率先してその場で直ちに行動すべきと考えるが、どうかと尋ねましたところ、そのとおりである。特に管理職の場合は部下に対する安全配慮義務があるから、自ら率先して行動しなければならないといった御答弁をいただきました。そこで畳みかけるように、あなたは室長として、御自身自らもパワハラ被害を受けたであるとか、自らの目でパワハラ被害を確認した場合、パワハラ防止のために自ら率先して行動できますかとただしたところ、もちろん自ら率先して行動できますといった頼もしい御答弁がありました。

また、総務部長に対しても幾つかの質問をさせていただきました。

まず、前総務部長であった大津副市長に、越川議員はパワハラをする議員であるとか、無所属の会の議員、秋本議員、長友議員、増田議員の3名は、目の前でパワハラが繰り返されていても、誰もとがめずに容認するとか、答弁調整に赴くため越川及び無所属の会の議員にパワハラに関する対策を講ずるよう引継ぎを受けたことはあるかと尋ねましたところ、総務部長からは、そのような引継ぎはございませんでしたと御答弁がありました。

次に総務部長たるもの、答弁調整の過程において、自らパワハラ被害を受けたであるとか、目の前でパワハラ被害を確認した場合、答弁調整に赴く職員を守るために自らが率先して対策を講ずる、例えばその場で毅然とした対応をし相手を黙らせるだとか、答弁調整を中断し引き揚げるなどの行動を取るべきであるのか。それとも、何年も何年も我慢をして、みんなの記憶があやふやになってから、客観的証拠の保全が難しくなっているから、しかも、部下が意を決して勇気を振り絞って名乗りを上げてから、それも間髪入れずに行動に移るのではなく、半年近くたって議場で答弁を求められて初めて、実は私も総務部長時代、パワハラ被害を受けていましたと被害を訴えるのが正しい姿と認識されているのかといった質問をいたしましたところ、健康経営担当室長同様に、自らが率先して対応する、毅然として対応すると、これまた力強い、部下の職員にとっても心強い御答弁を確認することができました。

さらに答弁調整の場合、相手は議員である。たとえ総務部長であったとしても、議案の承認をもらう、予算の承認をもらう立場なのかもしれない。その場合、一定程度、対等とは言えないような立場で接することになり、それを逆手に取られてしまうこともあるのではないかと尋ねましたが、総務部長からは、たとえ相手が議員であ

ろうが、総務部長として毅然として対応するといった御答弁の趣旨を確認することができました。

このように、たとえ上司の姿がいかなるものであろうが、現場の職員の皆さん方お一人お一人には責任感と使命感を感じ取ることができる本市職員の行政職員としての潜在的な資質に触れ、これこそが市川市の生命線であり、だからこそ、どんなに村越市長のマネジメント能力があろうがなかろうが、先見性のなさが指摘されていようが、何とか市政運営が確保されているのではないかと納得した次第です。

ただ、残念ながら、話はここで終わりません。村越市長は8月の記者会見において、越川議員によるパワーハラスメントと、突如私の実名を挙げてパワハラ問題に触れた際、多くは上司によるものとしていました。村越市長と大津副市長は、私が職員に対してパワハラをしていたとし、これを長年見ていながら見て見ぬふりをしていたわけですから、多くあったと指摘される上司によるパワハラについても見て見ぬふりをしていた可能性を否定できません。もしかしたら何事もなかったかのように卒業してしまう上司、9級職がないとも限りません。

来る市長選挙を経て、新年度において、どなたが市長になっているのか。もしかしたら新しい市長は村越市長ではない方なのかもしれませんし、あるいは村越市長は、もう二度とこの議場の市長席にお座りになることはないかもしれませんが、新年度においては、多くあったとされる上司によるパワハラについてもしかるべき検証が行われ、市政が停滞することなく、改善されるべき点は改善が図られますよう心より御期待を申し上げまして、私の討論を締めくくります。

○松永修巳議長 次に、石原たかゆき議員。

〔石原たかゆき議員登壇〕

○石原たかゆき議員 創生市川の石原たかゆきです。ただいま議題となっております議案第64号令和4年度市川市一般会計予算から議案第68号令和4年度市川市下水道事業会計予算までの5議案につきまして、会派自由民主党、そして創生市川を代表いたしまして、賛成の立場から一括して討論させていただきます。

新型コロナウイルス感染症が地域経済や市民の生活に大きな影響を及ぼしている中、市川市では、国が行う経済対策だけでなく、市民の命と暮らしを守るため、市独自の経済対策や生活支援対策を、補正予算の専決処分を用いて時期を逃さず、ちゅうちょなく、財政調整基金を活用して大胆に、そして効果的に実施してきたことは非常に評価できるところであります。

新型コロナウイルスの変異株であるオミクロン株が昨年11月に初めて確認されて以降、全世界に急拡大している中、先般、2月4日から20日までの17日間、東京オリンピックが北京で開催され、日本選手団のすばらしい活躍からたくさんの勇気と感動をいただきました。選手の方々は、コロナ禍という特殊な状況において様々な制約がある中、満足な練習が行えなかったと思いますが、国民の期待という重圧を背負い、自分の限界に挑戦するその姿と、国を越えて、その挑戦をたたえ合う姿にとっても感動いたしました。これはオリンピック精神のスポーツを通して心身を向上させ、文化、国籍など様々な違いを乗り越え、友情、連帯感、フェアプレーの精神を持って、平和でよりよい世界の実現に貢献することそのものだと思います。そして、本日3月4日からはパラリンピックが開催されます。私たちは新たな勇気と感動を期待するところです。

しかし、残念なことに、ヨーロッパ東部では、この平和の祭典とは真逆の事態となっています。戦争には勝者も敗者もありません。結局のところ、双方が貴い命を失い合うことになり、特に被害を被るのは子どもを含めた一般市民と考えます。一刻も早い戦争の終息を願います。

それでは、議案第64号令和4年度市川市一般会計予算について述べさせていただきます。

まず、令和4年度の一般会計の予算規模は1,668億円と、前年度に比べ70億円、4.4%の増となりました。令和4年度当初予算については、新年度早々に市長の任期満了を迎えることから新規事業や制度拡大を伴う事業など、政策的な判断を要する経費を除いた骨格予算で編成しているとのことですが、予算規模については前年度よ

りも大きくなっております。これは、主にワクチン接種などの新型コロナウイルス感染症対策費や、保育園の運営費や生活保護費をはじめとした社会保障関連経費など、実施すべき事業費に確実に対応したこと、また、骨格予算では計上しなかった政策的な経費、いわゆる肉づけ予算を補正予算で計上する際の必要な財源を一時的に財政調整基金に積み立てたことにより、予算規模が大きく増えたことを確認いたしました。

それでは、一般会計に計上されている具体的な施策について、令和4年度当初予算案説明に掲載されている分野別の主要事業に沿って、それぞれ要望や意見を交えて述べさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症への対応について申し上げます。新型コロナウイルス感染症は、いまだ終息の見通しが不透明であります。新年度においては、ワクチン接種費用や子育て支援施設などの公共施設における感染防止対策費が計上され、適切な対応が図られていると思います。その中でも子育て世代包括支援事業として、妊婦の感染リスクの軽減や母体及び経済的負担の軽減のため、妊婦が妊婦健診を受診する際にタクシー料金の一部を補助しております。大変よい制度だと思いますが、申請率があまり高くないと聞き及んでおります。現状をよく分析し、周知の方法や申請の手法の再検討などを行い、多くの妊産婦が利用するような仕組みづくりをぜひお願いしたいと思います。

また、3回目ワクチン接種や5歳から11歳までの小児接種が始まっておりますが、クラスターの発生により、保育園や小学校において、学級閉鎖等が相次いでいるという話を伺っております。学びを止めないためにも、保育士や教職員の優先接種に向けた取組や児童生徒への慎重かつ適切な接種を進めていただき、市民生活に影響を及ぼすことのないよう、切にお願いいたします。

次に電子市役所の推進についてですが、手続や届出のオンライン申請の種類が確実に増えてきており、市民の利便性が向上しているところでありますが、デジタルトランスフォーメーションの取組をさらに推進し、市民が来なくても済む市役所の実現に向けて、引き続き対応を図っていただきたいと思っております。

続いて、地域防災力、消防力の強化についてです。昨年10月7日夜、首都圏で最大震度5強の地震が発生し、震度5強を観測したのは2011年3月11日の東日本大震災以来のことで、市内では大きな被害は出なかったものの、県内他市では水道管が破裂するなどの報道があり、老朽化した設備のもろさも浮き彫りになりました。政府の地震調査委員会が、今後30年以内に発生する確率が高いとしている首都直下地震が発生した場合にどのような影響が出るのだろうと、改めて考えさせられました。

そのような中において、地震などの自然災害の発生が危惧されており、崖地の崩壊を防ぐために安全対策工事などを行う崖地崩壊対策事業や、感染症の影響が続く中で避難者が安心、快適、健康に生活できる避難所を整備する避難所環境整備事業などの予算が計上されております。いつ起こるか分からない災害等に対して適切に予算が計上されていることを大変心強く思います。

次に、文化芸術・スポーツの振興についてです。市川市の文化活動の中心である市川市文化会館でこなホールが大規模改修を終え、いよいよ4月にリニューアルオープンいたします。この新しい文化会館で多くの市民が集い、活動を行うことで市川市の文化活動の醸成がなされることが非常に楽しみでなりません。

その一方で、国府台公園の野球場の再整備については、埋蔵文化財保護のため事業計画の変更が行われるとのことですが、完成を楽しみに待ち望んでいる方々がおりますので、一日でも早く完成できるようお願いいたします。

また、同じ国府台公園内の陸上競技場について、今年度、陸上トラックの改修とグラウンドの人工芝の張り替えが行われたことは非常に感謝しております。陸上競技場のスタンド、管理棟をはじめ、市内のスポーツ施設は老朽化している施設が多くあることから、計画的に改修などの整備を行い、幅広い年代の方々がスポーツを楽しみ、スポーツを通して交流できる場所の充実を図っていただきますよう、強く要望させていただきます。

続いて、健康福祉の増進についてです。ごみを出すことが困難な高齢者や障がいがある方などのためにごみ出しの支援を行うとともに、安否確認を行う高齢者等世帯ごみ出し支援事業が令和2年度からスタートし、利用者が毎年増えているとのことで、市民に寄り添った非常にすばらしい事業であると考えております。今後も高齢化が進む中で制度の利用者は増えていくものと考えられますが、継続的な対応が必要であると思います。

また、昨年10月から子どものインフルエンザ予防接種の費用助成が行われました。今回は新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行を防ぐ目的で単年度の事業で行われたものですが、子どもを育てる保護者の経済的負担軽減に資することからも、事業化することにより毎年予算計上するよう要望いたします。

次に、子ども・子育ての支援についてです。村越市長の公約でもあった保育園における待機児童ゼロが今年度実現されたことは大いに評価いたしますが、待機児童ゼロと聞き、入所希望者が増えることが想定されますので、その継続が課題となります。この4月に行徳地区の地域コミュニティゾーン内に開設される保育園及び児童発達センターには送迎バスステーションを併設し、行徳駅との間でバスでの送迎を行うとのことですが、通勤途中に駅近くで子どもを預けることができ、忙しい保護者にとっては喜ばしい取組であると考えております。今後は保育園の整備だけでなく、幼稚園での預かり保育の充実を図るなど、既存施設の活用も含め様々な工夫が必要になると思いますので、適切な対応をお願いいたします。

また、昨年6月に医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が成立したことを受け、保育園における医療的ケア児の受入れ体制整備が適切に図られ、安心して保育園に預けられることができ、保護者にとっても非常に心強いものであると評価しております。

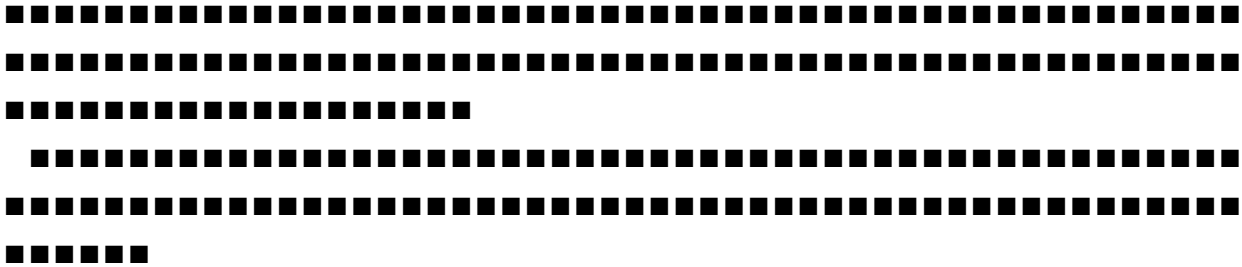
次に、グリーン社会の実現に向けた取組についてです。令和2年10月に政府は2050年カーボンニュートラル宣言を行いました。カーボンニュートラルとは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量と植林、森林管理などによる吸収量を均衡させることを意味します。将来の世代も安心して暮らせる持続可能な経済社会をつくるため、国や自治体、企業などにおいて、カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けたあらゆる取組が進められております。

市川市においても、今年度より事業所等における省エネ改修費や太陽光電池設備等の創エネ設置費用の一部を補助する省エネ・創エネ普及促進事業や、市民の方々が電気自動車を購入する場合や充電設備を設置することに対して補助金を出す電気自動車導入促進事業がスタートいたしました。お聞きしたところによりますと、事業の執行率があまり伸びてないようですが、環境問題は一人一人の意識改革と小さな活動の積み重ねが非常に大事になりますので、事業の周知をしっかりと行い、いま一度、環境問題を考えるきっかけとなるよう取組の強化をお願いいたします。

続きまして、都市基盤の整備についてです。まず、八幡分庁舎建替事業や地域コミュニティゾーン整備事業において、事業が着々と進んでおりますが、当該施設が地域コミュニティの拠点となり、コロナ禍で制限されていた地域活動が活発になることを期待しております。

また、昨年3月の大雨による浸水被害については、まだ記憶に新しいところであります。浸水対策費については、今年度から補正予算等でも多くの事業が計上され、新年度予算においても、大雨のたびに浸水被害が起きる地域にマンホールポンプを設置するなどの経費が計上されておりますが、市民の方々が安心して生活を送れるように、少しでも早い完成を期待しております。

次に、教育環境の充実についてです。GIGAスクール構想の実現に向けて、年度内に児童生徒が使用する学習用端末が小学校1年生から3年生の低学年にも配付されるとのことです。これにより全学年での使用開始となり、ICT支援のニーズが量的にも、そして支援内容の質的にも高まることとなりますが、対応する支援員の人員が増員されずに今年度と同じであると伺っております。ICT支援員が行われる支援内容をメニュー化して、



以上、令和4年度の当初予算案について、賛成の立場から評価と要望を申し上げてまいりました。

討論の締めくくりになります。執行部の皆様におかれましては、コロナ禍により感染の波が次々に訪れるという、行き先が不透明な状況においての予算編成は大変苦勞されたと思います。また、新年度は骨格予算であるからこそその難しさもあったのではないかと推察されますが、行政の継続性と市民の命と暮らしを守ることを主眼に置かれた予算であることを評価いたします。市長選後に編成される補正予算、いわゆる肉づけ予算は、今後の市の方向性を示す重要な予算になるものと考えておりますので、十分に政策的な議論を行っていただき、新規事業などを早期に提案していただくことを期待しております。

執行部の皆様には、引き続き安定した行財政運営に努めていただくことを切に要望し、賛成の討論とさせていただきます。ありがとうございました。

〔議長、議事進行〕と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 西村議員。

○西村 敦議員 貴重なお時間ありがとうございます。ただいま石原たかゆき議員の賛成討論の中で議案第65号から68号まで討論されておりましたが、通告には64号のみとなっております。今の討論に対してどういうふうに取り扱うのか、議長の見解をお聞かせください。

○松永修巳議長 ただいまの西村議員の議事進行ですけれども、ちょっと音量が低くてよく聞き取れなかったものですから午後の休憩後に対応したいと、このように考えますので、御了承ください。

議事の都合により、この際、暫時休憩いたしますので、次の発言者は午後の休憩後をお願いいたします。暫時休憩いたします。

午前11時52分休憩

午後1時1分開議

○松永修巳議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、午前中の西村敦議員の議事進行に関する発言に対し、石原たかゆき議員から発言の申出がありますので、これを許可いたします。

石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 貴重な時間をお借りして申し訳ございません。発言の取消しをお願いいたします。

本日の私の討論の発言において、議案第65号から68号について発言した部分につきましては、通告外の発言でありますので、取り消したいと思っております。御迷惑をおかけしましたこととおわびいたしますとともに、議長におかれましては、お取り計らいのほどよろしくをお願いいたします。

○松永修巳議長 お聞きのとおりです。

お諮りいたします。ただいまの石原たかゆき議員の申出のとおり、発言の取消しを許可することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 異議なしと認めます。よって、ただいまの石原たかゆき議員の申出のとおり、発言の取消しを許可することに決定いたしました。

以上でありますので、西村議員におかれましては御了承願います。

次に、午前中の討論に続いて発言願います。

次の発言者、高坂進議員。

〔高坂 進議員登壇〕

○高坂 進議員 日本共産党を代表いたしまして、議案第64号令和4年度一般会計予算に対する反対討論を行います。

本市の様々な財政指数は健全であるということになっています。財政力指数は0.847、公債費負担比率は7%など、類似団体平均に比べても低い値となっています。令和4年度一般会計予算は1,668億円であり、昨年度比で70億円増えています。その中で43億円ほどが新型コロナウイルス予防接種のためのものであり、歳入でも国庫負担金がそれぞれ増えています。新型コロナウイルス予防接種分を除いて27億円ほど昨年から増えているわけです。しかも、文化会館大規模改修工事費が41億円も減少しているにもかかわらず、骨格予算が増えている。増えているのは、もちろん民生費が多くて、これは毎年増えていく自然増と言ってもいいものですが、それでも骨格予算でありながら、財政調整基金への積立が35億円しかないというのは、今後の本市の財政事情が大変厳しいものであるということが言えるのではないかと思います。本当に骨格予算になっているのかということも十分に吟味しなければならないということだと思います。

また、この間、本市の税金の使い方について、高級電気自動車テスラ社製を公用車にしたことや市庁舎1階と2階の間に階段を設置した問題、さらには市長室へのシャワー室設置、そして少年自然の家の移転などについて、市民から、市民の税金を勝手気ままに使うようなことはするなという声が聞こえてきております。税金は少額なものでも財政ルールにのっとって使わなければなりません。市民はそのことをしっかりと見ているということであり、私たちはそういう点でも気を配って見ていく必要があります。

以下、それぞれ具体的な問題について述べます。

まず、総務費、企画費、報酬、企画政策アドバイザー報酬492万5,000円ですけれども、市長選挙で新しい市長が決まりますので、新しい市長の下で必要性を議論するべきであり、骨格予算という性格から不適當なものだと言わなければなりません。

電子市役所の推進、情報システム最適化事業9,000万円ですが、これは国が求める基幹系システム標準化への対応を行うものです。デジタル関連法では、自治体に対して、国が決めた基準に適したシステムの利用を義務づけました。記載事項や住所、仮名の表記など、統一した標準化したデータが利用しやすいためです。業務のほとんどが自治事務で、処理方法にも義務づけを課し、枠づけをすることは地方自治法の侵害とも言えます。対面サービスの後退、自治体独自の施策の抑制、自治体リストラの懸念という3つの侵害と考えることができます。3つの問題があると考えます。行政サービスにおいて、使いたい人が使えばいいという自己責任を持ち込むことは許されません。デジタルが万全でないことはコロナ禍でもあらわになっています。対面窓口での相談業務を充実し、住民の選択肢も増やすことを求めたいと思います。

次に、民生費、生活保護委託料、生活保護受給者訪問等自立支援事業委託料ですけれども、これは生活保護のケースワーク業務を民間委託するというものです。今までも様々な民営化を進めてきましたが、これはさらに一線を越えるものだというふうにも過言ではありません。これは地方からの提案等に関する対応方針として閣議決定されたものであり、市川市は真っ先に取り入れて民間委託を行いました。千葉県では本市だけのようです。

2021年8月、日本弁護士連合会は、生活保護におけるケースワーク業務の外部委託に関する意見書を総理大臣、厚労大臣に出しています。また、オンラインシンポジウム「生活保護ケースワーク業務の外部委託問題を考える」を開催し、各方面からケースワーク業務の外部委託化で生存権保障が脅かされると、委託化の危険性を指摘する声が出されています。生活保護ケースワーク業務は人権への配慮が高度に求められるものであり、最も民間委託になじまないものです。そういうことで、今まで生活保護の民間委託が許されてこなかったと考えます。必要なことは、国の基準まで職員のケースワーカーを増やすことだというふうに考えます。

次に、土木費、都市整備費、あんしん住宅補助金ですけれども、ここのところ毎年予算額が2,700万円となっています。毎年予算は年度途中で使い果たすという状況が続いており、申請しても予算がないということで受け付けられないという状況が続いています。このように、市民からの要望があるものについては必要な予算措置を取られていないということで、同じ市民なのに、申し込む時期によって差別されるという結果となっています。必要な予算はしっかりと確保すべきです。

商工費、中小企業融資利子補給金、中小企業融資信用保証料補助金、中小企業融資代位弁済損失保証金などは昨年予算に比べて大幅に減少しています。コロナ感染がまだまだどうなるか分からないという中で、そしてウクライナ戦争がどのようになるか、それによって経済にどのような影響が出るかということが分からない状況の中で、中小零細業者の命綱をこんなに減らして大丈夫かという懸念が拭い切れません。

一方では、菅野駅周辺駐車場施設等整備工事費に1億2,000万円が計上されていますけれども、この施設が本当に地域住民が求めているものかどうか。駅のために駐車場が本当に必要か。大型車両進入路もつくられていますけれども、なぜ今、これが必要なのかなどについても疑問が残るものだと思います。

教育費、社会教育総務費、学習交流施設運営等委託料3,000万円は、市川駅北口に設置した市本の委託料です。本を介して交流を行う施設ということですが、その目的ということであれば、もっと広い場所が必要ではないでしょうか。滞在時間の調査、どんなことをテーマにしてほしいかなどの調査はどのようにしたのか。インスタグラムなどで本の紹介を発信するだけののであれば、特に場所にこだわる必要はない。ほかの施設でもいいのではないかと思います。市川の観光案内所を本八幡に移してまで必要な施設かどうか。今後、毎年3,000万円の委託料をかける必要があるのかどうか。もっと広く市民が活用できるようなものを考えたほうがいいのではないかと思います。

以上、今年度の骨格予算について若干の例を出して述べましたけれども、市民は最初に述べたように、市民の税金をしっかりとルールにのっとって市民のために使われているかということに厳しい目を向けています。テスラ社製の公用車もシャワー室の設置も議会に説明もせずに執行されましたけれども、そのようなことは市民の目から見ても分かるのではないのでしょうか。財政のルールにのっとった使い方をしっかりと守ることにより明確にしていくことが必要です。

また、骨格予算ということであれば、次の市長の考えが生かせるように、なるべく余裕を持てるような骨格予算にすべきです。

以上述べてきたように、今回の予算案には賛成することはできません。反対を表明いたしまして、反対討論を終わります。

○松永修巳議長 次の発言者、浅野さち議員。

[浅野さち議員登壇]

○浅野さち議員 公明党、浅野さちです。ただいま議題となっております議案第64号令和4年度市川市一般会計予算から議案第68号令和4年度市川市下水道事業会計予算までの5議案について、公明党を代表しまして原案賛成の立場から討論をさせていただきます。

令和4年度当初予算として、一般会計、特別会計、公営企業会計予算総額として2,667億2,600万円、過去最高の予算となっております。予算編成において、経常的経費を中心にした骨格予算であり、肉づけ予算として財政調整基金へ一時的に約35億円を積立て編成しております。令和4年度当初予算、一般会計の予算規模として、前年度に比べ4.4%増の1,668億円となっております。

歳入面において、コロナ禍の影響により、令和3年度当初予算で大幅な減収を見込んだ個人市民税は実際そこまで落ち込まず、市税収入は約876億円見込んでおり、過去最高額となります。内訳として、個人と法人を合わせた市民税は前年度に比べ33億円、8.3%の増、固定資産税は前年度比約11億円、3.5%の増と見込んでおります。財政指数を見ますと、経常収支比率は前年度より2.4ポイント改善の94.2%、公債費負担比率は0.1ポイント改善で7.0%の見込みであることから、いずれも類似団体と比較しても依然良好な財政運営を維持しています。財政調整基金残高は255億円で、肉づけ予算の財源として積み立てした約35億円を足し、過去最高額となる見込みですが、引き続き強固な財政基盤の構築をお願いいたします。

次に、歳出予算においての主な事業は施政方針に沿って述べさせていただきます。

「真の豊かさを感じるまち」として、新型コロナウイルス感染症対策として現在ワクチン接種を推進しています。特に3回目接種の間隔を6か月間に前倒しし、個別接種と集団会場を充実し取り組んでおり、3月12日から5歳から11歳の子どもへの接種も開始いたします。新たに新型コロナウイルス対策課を新設しました。引き続き感染拡大防止対策は大変重要な施策ですので、よろしくをお願いいたします。

次に、妊産婦支援について、健康診査等の受診やコロナワクチン接種等に利用できる妊産婦タクシー料金助成事業の継続、産後ケア事業はコロナ禍の中、里帰り出産ができず、宿泊型のニーズが高まっており、予算が増額となっております。産後鬱や育児不安を予防する上で大変評価しています。引き続きお願いいたします。

今後、助産師が訪問し、ケアするアウトリーチ型産後ケアの拡充を要望いたします。

次に待機児童対策について、昨年に待機児童ゼロを達成したことに対し高く評価いたします。今後の保育需要の増加を見込み、保育園整備と保育士確保について推進しています。特に保育士の確保は最重要課題です。家賃補助や生活応援準備資金補助とともに、安定した保育士確保のためのさらなる施策をお願いいたします。

また、病児・病後児保育事業の拡充、医療的ケア児保育園支援事業が開始されます。学校、保育園等において医療的ケア児の受け入れ体制を整備し、地域生活支援の向上を図り、医療的ケア児等及びその家族の支援をお願いいたします。

公明党は子育てを社会の中心軸に位置づけ、社会全体で支援するチャイルドファースト社会の構築を目指し取り組んでまいりました。この観点からも、切れ目ない包括的な子育て支援をよろしく申し上げます。

そのほかに、多様性を尊重したパートナーシップ・ファミリーシップ届出制度を開始いたしました。特にファミリーシップを一緒に取り入れていただいた点、高く評価いたします。健康増進及び寝たきり予防のためのフレイル予防の施策として、介護予防センターの整備、また認知症総合支援事業として、日常生活を過ごせる社会の実現に向け、専任の認知症地域支援推進員を増員し、安心して暮らせるよう、さらなる支援が必要です。

介護施設等の整備事業も計画的に行っていますが、増加する介護事業に対し、住み慣れた地域で暮らすために在宅ケアの考えも大事です。しかし、一方で老老介護が増加傾向になっていることから、施設の整備は今後とも重要課題です。

次に、「安全で快適な魅力あるまち」について、東日本大震災からもうすぐ11年となります。ひとときもあのときのことを忘れず、災害に対する日頃の準備が必要です。

避難所環境の整備として計画的に行っているマンホールトイレの整備について、また、近年の台風の大型化や集中豪雨による浸水被害の発生率は高くなってきています。公共下水道整備事業として、幹線排水路の整備、市

川南ポンプ場整備を着実に執行していただき、浸水被害の軽減に期待します。

地域防災力、消防力の強化において、消防活動車両整備事業は市民の命と健康を守ります。通学路や幹線道路等の段差解消や拡幅を進め、安全な歩行空間の確保について計画的な整備を行っています。さらなる推進をお願いいたします。

次に、4月から一部オープンする妙典地区の地域コミュニティゾーンの整備、4年度の施設整備として、公園、少年野球場、自然型の調整池、こども施設と、多世代交流ができる地域コミュニティー拠点を楽しみにしております。令和5年度完成予定に向けてよろしくをお願いいたします。

「人と自然が共生するまち」について、グリーン社会の実現は喫緊の課題です。ごみの焼却により発生した焼却灰によるセメント原材料や路盤材として資源化していく、また市内中小企業に対し、省エネ改修や太陽光発電整備への補助、学校の照明のLED化を進め、公共施設の省エネルギーを推進していくなど、より一層、脱炭素社会の実現に向け推進していく必要があります。

「市民と行政がともに築くまち」について、電子市役所の実現に向けて、オンラインでの申請手続の拡充やデジタルトランスフォーメーションの拡充、また、市公式ウェブサイト管理運営費事業について、全ての方が情報をすぐに探せる使いやすさが求められています。専門家による外部委託で利便性よいサイトになるよう期待します。さらなる市民サービスの向上をお願いいたします。

次に、教育行政運営方針についてから述べさせていただきます。

令和4年度は本市2例目になる小中一貫校信篤三つ葉学園が開始されます。令和3年度に設置しました東国分爽風学園を検証し、さらなる一貫校教育の充実を目指していただきたいと要望します。

また、本市は特別な支援を必要とする児童生徒の成長を促すために様々尽力している点、理解しております。特別支援学級などに補助教員を派遣し充実を図り、また、児童発達支援システムの効果的な運用で切れ目ない支援をよろしくをお願いいたします。

次に、学習用端末や指導者用デジタル教科書の効果的な活用により、より一層にICTを活用した取組を行うとのことです。さらにICT支援員を拡充し、推進を図っていただきたいと要望いたします。

また、オンライン指導を活用し、不登校児童生徒に寄り添い、必要な支援をさらに充実していただきたいと思っております。

災害時の避難所にもなる各学校体育館のトイレ改修は、児童生徒も含め、市民にとっても大変有益なことです。また、老朽化が進んでいる学校の建て替えは計画的に行っていますが、単発的な学校の修繕や改修など、必要に応じて引き続き対応をお願いします。

スクール・サポート・スタッフは一人一人に寄り添い、子どもが安心できるように、さらなる研修とともに拡充をお願いいたします。

以上、歳出予算の内容をるる述べさせていただきました。

新年度予算は骨格予算ではありますが、引き続きコロナ対策、市民生活に密着した支援、未来を担う教育、子育てや高齢者支援、防災・減災対策、市内経済など、あらゆる面において十分な予算編成であると大変評価いたします。

結びに、いまだ新型コロナウイルス感染症が続く中ではありますが、私たちの生活も力強く前進していかなければなりません。一方では生活様式が変わり、集まって対話する機会が減少し孤独感が進む中、市民に寄り添った施策がさらに重要となります。なお一層市民のニーズを的確に把握し、必要な支援を迅速に進めていただき、さらなる市民サービスの向上のためによりしくお願いいたします。

以上をもちまして公明党の賛成討論といたします。ありがとうございました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 松永鉄兵議員。

○松永鉄兵議員 緑風会第2の松永鉄兵です。会議規則の規定に基づき討論を行いたいと思いますので、議案第64号から68号までについて許可されるようにお願いしたいと思います。

○松永修巳議長 確認しますが、議案第何号で、賛成か反対の確認だけさせてください。

○松永鉄兵議員 賛成です。

○松永修巳議長 議案第何号。

○松永鉄兵議員 議案は第64号から68号までです。

○松永修巳議長 分かりました。お聞きのとおりです。

それでは、その許否について議会運営委員会で協議願いたいと思います。

したがいまして、議会運営委員会に付託しますので、開会のため、ここで暫時休憩をさせていただきます。

この際、暫時休憩いたします。

午後1時25分休憩

午後2時45分開議

○松永修巳議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議事を継続いたします。

お諮りいたします。この際、松永鉄兵議員の申出のとおり、討論を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 異議がありますので、起立により採決いたします。

松永鉄兵議員の申出のとおり、討論を許可することに賛成の方の起立を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 竹内議員。

○竹内清海議員 ただいま議長のほうから、先ほどの松永鉄兵議員の申出をお諮りするという発言をされましたけれども、私、今日、実は討論、これは忘れたというか、逃した理由はいろいろ申し上げませんが、何とかこの大変重要な討論をどうしても我が会派でやりたいということで議会事務局、そしてまた議長と相談した中で、救済方法があるということで議長と相談をさせていただきました。

私は、この規則第52条の部分の中で議長に了解いただいて、できるものと信じて、先ほど松永鉄兵議員がこの場で許可されるようお願いしたかと思えます。そういうことで、私は今の流れからいくと採決するのかなと思えますけれども、私は、それはいかなものか、議長に判断をいただきたいと思えます。

〔「議長、議事進行」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 松井議員。

○松井 努議員 ただいま第1の代表、竹内さんから発言がありまして、そのように私どもの会派は聞いておりました。でありますので、議会事務局のほうと相談をした上で、救済措置を受けるべく条文を書きいただまして、先ほど松永鉄兵議員が議長の了解を得ようとしたわけですね。そこで議長は、先ほど自分の判断はつかない、とにかく議運に諮るといようなことで休憩をされましたですね。

でも、ここに市川市議会会議規則52条に、「発言の通告をしない者は、通告した者が全て発言を終った後であれば発言を求めることができない」、2といたしまして、「発言の通告をしない者が発言しようとするときは、起立して『議長』と呼び、自己の氏名を告げ、議長の許可を得なければならない」、3として、「2人以上起立し

て発言を求めたときは、議長は、先起立者と認める者から指名する」、こういうふうに書いてあるんですね。どこに、今おっしゃったように、議場で諮るって書いてあるんですか。これは救済措置で、これはたまたま、今回のケースはそうですけど、病気になってしまって出すことが遅れてしまったとか、交通機関が止まってしまって通告を出せなかったとか、様々なことが想定されますから救済措置として書いてある情報ですね。規則ですね。

なのに、議長は御自分で議長に許可を求めて、この条項の中にはほぼ認めましょうと書いてあるように私には読み取れるんですね。それをなぜ議場で諮るんですか。それをなぜ採決しようとするんですか。それは、やはり議長、もっと議会事務局の皆さんと相談をして、しかるべく、この規則にのっとってきちんと進めていただきたいと思いますので、その辺のところはいかがですか。

○松永修巳議長 ただいまお二方からの議事進行については、以前より当議会では、期限を切って申出をするようにということで、皆さん、それを守って今日までやってきました。今回の討論につきましても、昨日の午後5時までということで皆さんに協力をお願いしていたわけです。その中で、緑風会第2からの届出はなかったわけです。

そこで、確かにおっしゃるとおり、議長の裁量でありますけれども、議長がその判断を下すために皆さんの意見を聞いて、これから決めようと、こういう話でありますので、御了承いただきたいと思います。確かに52条についてはそのように書いてありますけれども、いいとも悪いとも断定はしてないわけです。

以上です。

松井議員。

○松井 努議員 じゃ、諮らないで、議長が御自分で判断をして言えばいいじゃないですか。それでいいんじゃないですか。（そうだよ、議長の採決で決めるなよ」と呼ぶ者あり）なぜこういった書いてないことまで議会で諮るんですか。あるいは、議運に諮ろうとするんですか。責任者は議長でしょう。議長は整理権あるんですよ、監督責任が。それについて、もし異議がある場合については、例えば私たちが納得できない。この規則にのっとった場合、納得できなければ、議長の不信任もあるわけですし、ですから、それだけ議長の責任は重いんです。ですから、最初に言ったときから、今おっしゃっているように、やらせられないと。これはもう通告になかったんだから。でも、それやった場合には、ここに書いてあることについて読まなかったわけですから、またそれも責任になるわけですから。あくまでも議会というのは、やはりある程度のことは自由に言わせましょうということじゃないですか。

しかも、先ほど越川議員の反対討論、あれ、ひどかったですよ。私、議事進行、何回もかけましたよ。議長は指しもしないで、発言も認めなかったでしょう。そういう片手落ちのことをやっておいて、今、私が、議長がこうだから、こう決めたから、それでいいですか、それでいいんですか。それはないでしょう。そんなことやったら、会議規則も地方自治法も何もないじゃないですか。それを強行突破してやるんですか。私は反対ですね。やるんだったら、私たちは不信任出しますよ。

○松永修巳議長 ただいまの意見は意見として伺いますけれども、先ほども申し上げたとおり、やはりお互いに約束事ですから、期限までに通告していただかないと、いつになってもこれは締まりませんので、そういうことで御理解をいただきたいと思いますし、また、質問者の……。

〔「最初から駄目だって言ってくれば、こっちは発言しないでしようよ」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 お静かに願います。お静かに願います。質問者がおっしゃるとおりのことは私も重々理解しております。そしてまた、議長が判断するに当たっては皆さんの意見を参考にしていきたい、そのようなことで先ほど休憩を取らせていただいた、そのようなことでありますので、これはもう御理解をいただく以外にないと思います。御了承願います。

いま一度お諮りいたします。異議がありますので、起立により採決いたします。

松永鉄兵議員の申出のとおり、討論を許可することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○松永修巳議長 起立少数であります。よって松永鉄兵議員の申出による討論を許可することは否決されました。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 これをもって討論を終結いたします。

松井議員。

○松井 努議員 納得できませんので、即刻、議長不信任案を出したいと思っておりますので、暫時休憩を願います。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 先に議事を進行させます。御了承ください。

〔「何、それ」「何でだよ、不信任出ているんだよ」「それ、何ですか」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 これより議案第55号……。

〔「議長、議長、あなたおかしいんじゃないですか。不信任を出すと行って、休憩してくださいと言っているでしょう」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 休憩は後ほどにしてください。

〔「駄目だ」「発議出ているんですよ」「発議が出たんだ」「動議ですよ」「事務局長、事務局長、理事者は審議に応じられないので退席します。先に諮ってください」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 はい。

〔「動議を出したんですよ。だから、続行しちや駄目です」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 動議の賛成者おられますか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 賛成者がおりますので、動議は成立しております。

この際、暫時休憩いたします。

午後2時55分休憩

午後4時55分開議

○大場 諭副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、お諮りいたします。本日の会議時間は議事の都合により延長したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大場 諭副議長 異議なしと認めます。よって本日の会議時間は議事の都合により延長することに決定いたしました。

○大場 諭副議長 お手元に配付のとおり、ただいま松井努議員ほか5名から発議第49号松永修巳議長に対する不信任決議についてが提出されました。

お諮りいたします。この際、発議第49号松永修巳議長に対する不信任決議についてを日程に追加し、直ちに議題とすることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大場 諭副議長 御異議なしと認めます。よって発議第49号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

○大場 諭副議長 発議第49号松永修巳議長に対する不信任決議についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第39条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにしたいと思います。これに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大場 諭副議長 起立者多数であります。よって提案理由の説明を省略することは可決されました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大場 諭副議長 御異議なしと認めます。よって委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○大場 諭副議長 賛成、反対。

〔稲葉健二議員「反対です」と呼ぶ〕

○大場 諭副議長 稲葉議員。

〔稲葉健二議員登壇〕

○稲葉健二議員 創生市川の稲葉健二でございます。松永修巳議長に対する不信任案に反対の立場で討論を行わせていただきます。

この不信任案で言われている緑風会が行おうとした当初予算の賛成討論は、本来の提出期限に通告されていないものである。議場での発言の中で、提出を失念していたものであるということが分かりました。当初予算の討論の通告期間は、告示日に通知が全議員に配られ、周知されていると考える。提出期限の失念は、この会議規則第52条第2項の規定でいう内容には該当しないと考える。議事進行発言の中で、病気などで考慮されるものにも該当しない。また、不信任案には、討論の許可に対しての判断も「規則にない採決を行い妨害した」とあるが、会則には議長の許可を得なければならないとある。そこで、議長は賛否を異議ないものということに御異議はと諮った。その議長の異議はありませんかに対して異議ありという発言があり、議長はそのため賛成討論を認めることに対しての起立採決を行った。その結果、賛成討論をすることへの賛成者は少数であった。この採決も議長の裁量の範疇であり、議事整理権の一つであると考える。よって、松永修巳議長に対する不信任案には反対である。

以上。

○大場 諭副議長 これをもって討論を終結いたします。

これより発議第49号松永修巳議長に対する不信任決議についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者少数となります。よって、本案は否決されました。

〔副議長降席、議長着席〕

○松永修巳議長 貴重な時間、皆さんには大変御迷惑かけまして申し訳ありません。よろしく申し上げます。

これより議案第55号市川市個人情報保護条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第56号市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第57号市川市国民健康保険税条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第58号市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第59号令和3年度市川市一般会計補正予算（第14号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第60号令和3年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第61号令和3年度市川市介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第62号令和3年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第63号令和3年度市川市下水道事業会計補正予算（第5号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第64号令和4年度市川市一般会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。

集計いたします。

賛成者多数であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第65号令和4年度市川市国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第66号令和4年度市川市介護保険特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第67号令和4年度市川市後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第68号令和4年度市川市下水道事業会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第69号財産の減額貸付についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第70号財産の減額貸付についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

○松永修巳議長 日程第17議案第72号固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

村越市長。

〔村越祐民市長登壇〕

○村越祐民市長 議案第72号につきまして提案理由を御説明申し上げます。

固定資産評価員の選任につきましては、現固定資産評価員の金子明が本年3月31日をもって退職することに伴い、後任といたしまして、現情報政策部長、稲葉清孝を選任いたしたく、市議会の同意を求めるため提案するものであります。

以上、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○松永修巳議長 これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 異議なしと認めます。よって委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第72号固定資産評価員の選任についてを採決いたします。

本案について同意することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 集計いたします。

賛成者多数であります。よって本案は同意することに決定いたしました。

○松永修巳議長 日程第18発議第42号市川市手話言語条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

石原みさ子議員。

〔石原みさ子議員登壇〕

○石原みさ子議員 発議第42号市川市手話言語条例の制定について提案理由を申し上げます。

手話は、音声言語とは異なる文法の体系と豊富な語彙を有し、手や指、身体の動き、表情などにより使う者の意思や感情を表現する言語であります。また、音声言語と同じく自分の思いや考えを伝える方法として、聾者やその支援者によって大切に受け継がれてきました。そして、平成19年に日本国政府が署名した障害者の権利に関

する条約及び平成23年に改正された障害者基本法において、手話は言語として明確に位置づけられました。

本市におきましては、1875年、我が国で唯一の国立の聾学校である筑波大学附属聴覚特別支援学校が国府台に設置され、全国から聾児童生徒が集い、学び、支え合い、社会的自立と自己実現を図ることができる環境が形成されるなど、聾者のアイデンティティーと誇りを醸成する歴史が刻まれてきました。しかし、地域社会において、手話が言語であることへの理解が十分に浸透しているとは言いがたく、今も聾者は不安や不便を感じながら生活しているという実態があります。聾者が手話を通してアイデンティティーと誇りを持って歩んできたこの町に暮らす私たちは、本市を、聾者を含めた全ての市民一人一人が輝きながら安心して暮らし続けられる、心の底からふるさとと呼べる町へとさらに発展させていく役割を担っています。

このような点を踏まえ、誰もが安心して暮らすことができる共生社会の実現に寄与するため、手話に対する理解の促進に関し基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に対する理解の促進に係る施策の推進について定める必要があることから、本案を提案するものであります。

なお、条例づくりの過程において、当事者である関係者と意見交換等を行い、思いを共有し、その声を反映させてまいりましたことを申し添えます。

以上、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○松永修巳議長 これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにいたしたいと思いません。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 異議なしと認めます。よって委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより発議第42号市川市手話言語条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

○松永修巳議長 日程第19発議第43号自身の私設秘書とされる人物が逮捕され、懲役2年、執行猶予4年の判決が言い渡されたほか、自身の後援会事務所が家宅搜索を受け、これに関連して副市長2名を含む多くの本市職員が千葉県警から事情聴取を受けたことにつき説明責任を果たさない村越祐民市長に対し、説明責任を果たすよう求める決議についてから日程第24発議第48号村越祐民市長に対し、市長職を辞するよう勧告する決議についてまでを一括議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思いません。

これに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○松永修巳議長 起立者多数であります。よって提案理由の説明を省略することは可決されました。

これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 異議なしと認めます。よって委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより発議第43号自身の私設秘書とされる人物が逮捕され、懲役2年、執行猶予4年の判決が言い渡されたほか、自身の後援会事務所が家宅捜索を受け、これに関連して副市長2名を含む多くの本市職員が千葉県警から事情聴取を受けたことにつき説明責任を果たさない村越祐民市長に対し、説明責任を果たすよう求める決議についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。

集計いたします。

賛成者少数であります。よって本案は否決されました。

これより発議第44号介護職員の処遇改善に関する手続の簡素化と対象職種の拡大を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。

集計いたします。

賛成者多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

これより発議第45号地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。

集計いたします。

賛成者多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

これより発議第46号消費税のインボイス制度適格請求書等保存方式の廃止を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者少数であります。よって本案は否決されました。

これより発議第47号ロシアによるウクライナへの軍事侵略に対する決議についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

これより発議第48号村越祐民市長に対し、市長職を辞するよう勧告する決議についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。

せんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者少数であります。よって。本案は否決されました。

お諮りいたします。ただいま意見書案等が議決されましたが、その条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 異議なしと認めます。よって条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

○松永修巳議長 日程第25、これより市川市選挙管理委員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推選により行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 異議なしと認めます。よって議長において指名することに決定いたしました。

市川市選挙管理委員に佐々木和夫氏、西山晴雄氏、小林美砂子氏、長嶋和雄氏を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました方を市川市選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 異議なしと認めます。よってただいま指名いたしました佐々木和夫氏、西山晴雄氏、小林美砂子氏、長嶋和雄氏が市川市選挙管理委員に当選されました。

○松永修巳議長 日程第26、これより市川市選挙管理委員補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推選により行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 異議なしと認めます。よって議長において指名することに決定いたしました。

市川市選挙管理委員補充員に阿部彰良氏、加藤善行氏、成澤真美氏、原伸一氏を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました方を市川市選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました阿部彰良氏、加藤善行氏、成澤真美氏、原伸一氏が市川市選挙管理委員補充員に当選されました。

なお、補充員の補充の順序につきましては、ただいま議長において指名しました順にいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 異議なしと認めます。よってそのとおり決定いたしました。

○松永修巳議長 日程第27委員会の閉会中継続審査の件を議題といたします。

各委員会において審査中の事件につき、委員長から、会議規則第110条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。委員長から申出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 異議なしと認めます。よって委員長から申出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

○松永修巳議長 日程第28委員会の閉会中継続調査の件を議題といたします。

各委員会において調査中の事件につき、委員長から、会議規則第110条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。委員長から申出のとおり閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 異議なしと認めます。よって委員長から申出のとおり閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

〔「議長、一身上の弁明」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 秋本議員、何の話でしょう。

〔「一身上の弁明をさせていただきたいと思います」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 秋本議員。

○秋本のり子議員 貴重なお時間をいただき恐縮ですが、去る2月21日の無所属の会の代表質問に対する答弁において、大津副市長より、あたかも私がパワハラを容認した議員であるかのごとき御発言がありましたので、この点につき一身上の弁明発言をさせていただきたいと思います。

越川議員より、無所属の会所属議員でパワハラを黙認した議員というのは一体誰なのかと問われた際の御答弁において、大津副市長は、つい立てを隔てて秋本議員、長友議員、増田議員がおられたといった発言をされました。しかしながら、これは大津副市長の曖昧な記憶に基づく真実とは異なる御発言であり、私はパワハラ行為について見て見ぬふりをする、容認することなどは絶対にないと弁明させていただきます。

まず、私は大津副市長が総務部長になって以降、越川議員と大津副市長が会話していることを見た記憶がほとんどありません。越川議員も、あなたが総務部長のとき、答弁調整で来たのは1回だけなんですよと御発言されたとおり、私も大津副市長が総務部長に就任して以降、無所属の会の控室で見かけた記憶が全くありません。大津副市長は総務部長に就任して以降、無所属の会の控室に立ち寄ったことがほぼ皆無であることから、記憶を混同し、間違った記憶に基づいて真実と異なる御発言をされているのだと思います。

問題となった日時は2019年6月26日の17時頃だったようですが、当日は16時半頃に本会議は終了しております。当時、家族が入院していた時期であり、私は本会議終了後、すぐに控室を出たことを記憶しております。そして、その後タクシーを使って病院に赴きましたが、このときの領収書も手元にございます。確かに他会派の控

室には執務室内に入ってすぐのところに応接テーブルがあり、つい立てを隔てて、その奥に執務机を置いていたところもあったようですが、そもそも旧仮本庁舎時代の無所属の会の控室は、入り口にこそ目隠しのつい立てはありましたが、応接テーブルと執務机を隔てるつい立てなどは置かれておりませんでした。大津副市長は無所属の会の控室にほとんど立ち入ったことがないからこそ、頻りに立ち寄っていた他会派の控室のレイアウトのイメージと記憶が混同してしまったのではないのでしょうか。無所属の会の控室は、控室の中に一步でも足を踏み入れれば、応接テーブルだけでなく、執務机まで見通すことができるレイアウトだったわけですから、大津副市長が答弁調整に訪れた際にも、控室の中に誰がいるのか、一目瞭然な状態でありました。

つまり2月21日の大津副市長の御答弁における「つい立てを隔てて控室の、たしか旧第1庁舎ですから」、「無所属の会の会派の、たしかそのときにいた記憶ですよ、記憶で、秋本議員と長友議員と増田議員がおられたというふうに記憶しています」といった御発言は曖昧な記憶に基づく御発言であり、残念ながら、これは真実ではありません。大津副市長の御記憶が正確ではなく、あやふやであることは、当時は旧仮本庁舎であったにもかかわらず、たしか旧第1庁舎と御発言されているところにも表れているのではないのでしょうか。

さらに言えば、大津副市長は、「秋本議員から、市長不信任の12月議会の賛成討論の中でこの問題取り上げられたということで、一方的にあの場では言われて、本当は秋本議員と話し合いをしたいなというふうに思っていました」などとも発言されていましたが、12月定例会から2か月以上経過しているにもかかわらず、大津副市長が無所属の会の控室に立ち寄ったこともなければ、私に対して面会要請をされた事実もございません。

このことから、私は大津副市長の言行の一致しない御発言を信じることも認めることもできず、やはり大津副市長による、あたかも私がパワハラ行為を容認した議員であるかのごとき御発言、つい立てを隔てて秋本議員と長友議員と増田議員がおられたといった御発言は、大津副市長の曖昧な記憶に基づく真実とは異なる御発言であると確信を持って指摘をし、私の弁明とさせていただきます。

〔「一身上の弁明」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 増田議員、何の件でしょう。

〔「大津副市長の件で一身上の弁明をさせていただきます」と呼ぶ〕

○増田好秀議員 無所属の会、増田好秀です。貴重な時間をいただき恐縮ですが、去る2月21日の無所属の会の代表質問に対する答弁において、大津副市長より、あたかも私がパワハラを容認した議員であるかのような発言がありましたので、この点につき一身上の弁明をさせていただきます。

越川議員より、無所属の会所属議員でパワハラを容認した議員というのは一体誰なのかと問われた際の答弁において、大津副市長は、つい立てを隔てて秋本議員と長友議員と増田議員がおられたといった発言をされました。しかしながら、これは大津副市長の曖昧な記憶に基づく真実とは異なる発言であり、私はパワハラ行為について、見て見ぬふりをする、容認することはないと弁明させていただきます。

まず、私は大津副市長が総務部長となって以降、越川議員と大津副市長が会話していることを見た記憶がほとんどないこと。そして、旧仮本庁舎時代の無所属の会の控室は応接テーブルと執務机を隔てるつい立てなどは置かれていなかったこと。そして、執務机まで見通すことができるレイアウトであり、控室の中に誰がいるのか一目瞭然な状態だったことは、先ほど秋本議員もおっしゃったとおりです。そして越川議員も、あなたが総務部長のとき、答弁調整で来たの、1回だけなんですよと発言されているとおり、私も大津副市長が総務部長に就任して以降、無所属の会の控室で見かけた記憶はありません。大津副市長は総務部長に就任して以降、無所属の会の控室に立ち寄ったことがほとんどなかったことから、他会派の控室のレイアウトと記憶が混同してしまったのではないかと私も思います。

問題となった日時は2019年6月26日の17時頃だったようですが、当日は16時半頃に本会議は終了しておりま

す。当時、子どもたちが幼く、子どもたちをお風呂に入れるために、私は本会議終了後、すぐに控室を出たことを記憶しております。

以上申し述べましたとおり、2月21日の大津副市長の答弁における「つい立てを隔てて控室の、たしか旧第1庁舎ですから」、「無所属の会の会派の、たしかそのときにいた記憶ですよ、記憶で、秋本議員と長友議員と増田議員がおられたというふうに記憶しています」といった発言は、大津副市長の曖昧な記憶に基づく真実とは異なる発言であると指摘をし、私の弁明とさせていただきます。

以上です。

○松永修巳議長 ただいまの両名の弁明につきましては、このように公式の会場で個人名を出すことについては特に慎重の上に慎重を期して確認をして、今後とも発表されることを切に願うわけであります。どうぞひとつ、これからもその点に留意されて発言者は発言されるようお願いいたします。ただいまの弁明の機会は、弁明の内容については我々も受け止めていきたい、このように考えますので、御了承ください。

○松永修巳議長 以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって令和4年2月市川市議会定例会を閉会いたします。

午後5時35分閉議・閉会

令和4年1月21日

市議会副議長

大場 諭 様

懲罰特別委員長 細田 伸 一

委員会審査報告書

本委員会に付託された「松井努議員に対する懲罰の件」について、審査の結果下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定によりご報告いたします。

記

1 懲罰事犯の有無

懲罰を科すべきものと認める。

2 懲罰処分の種類及び内容

公開の議場における陳謝

3 理由

令和3年12月8日の会議における松井努議員の発言は、他人の私生活に関する事柄、及び市民の機微情報に関するものであって、地方自治法第132条に違反するものであることから、松井努議員に対する懲罰としては、公開の議場における陳謝が相当である。

令和4年2月18日

市議会議長

松永修巳様

懲罰特別委員長 細田伸一

委員会審査報告書

本委員会に付託された「鈴木雅斗議員に対する処分要求の件（清水みな子議員提出）」ほか2件について、審査の結果下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定によりご報告いたします。

記

1 「鈴木雅斗議員に対する処分要求の件（清水みな子議員提出）」について

(1) 懲罰事犯の有無

懲罰を科すべきものと認める。

(2) 懲罰処分の種類及び内容

4日間の出席停止

(3) 理由

令和4年2月8日の会議における鈴木雅斗議員の発言は、無礼の言葉により清水みな子議員を侮辱し、その名誉を棄損するものであって、鈴木議員に対する懲罰としては、4日間の出席停止が相当である。懲罰を科すべきものと認める。

2 「鈴木雅斗議員に対する処分要求の件（増田好秀議員提出）」について

(1) 懲罰事犯の有無

懲罰を科すべきものと認める。

(2) 懲罰処分の種類及び内容

4日間の出席停止

(3) 理由

令和4年2月8日の会議における鈴木雅斗議員の発言は、無礼の言葉により増田好秀議員を侮辱し、その名誉を棄損するものであって、鈴木議員に対する懲罰としては、4日間の出席停止が相当である。

3 「鈴木雅斗議員に対する処分要求の件（越川雅史議員提出）」について

(1) 懲罰事犯の有無

懲罰を科すべきものと認める。

(2) 懲罰処分の種類及び内容

4日間の出席停止

(3) 理由

令和4年2月8日の会議における鈴木雅斗議員の発言は、無礼の言葉により越川雅史議員を侮辱し、その名誉を棄損するものであって、鈴木議員に対する懲罰としては、4日間の出席停止が相当である。

令和4年2月25日

市議会議長

松永修巳様

総務委員長 久保川 隆 志

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定によりご報告いたします。

記

事件番号	件名	審査結果	理由又は意見
議案第55号	市川市個人情報保護条例の一部改正について	可決	原案妥当
議案第56号	市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について	可決	原案妥当
議案第59号	令和3年度市川市一般会計補正予算（第14号）のうち本委員会に付託された事項	可決	原案妥当
議案第64号	令和4年度市川市一般会計予算のうち本委員会に付託された事項	多数可決	原案妥当

令和4年2月25日

市議会議長

松永修巳様

健康福祉委員長 石原みさ子

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定によりご報告いたします。

記

事件番号	件名	審査結果	理由又は意見
議案第57号	市川市国民健康保険税条例の一部改正について	可決	原案妥当
議案第59号	令和3年度市川市一般会計補正予算（第14号）のうち本委員会に付託された事項	可決	原案妥当
議案第60号	令和3年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	可決	原案妥当
議案第62号	令和3年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	可決	原案妥当
議案第61号	令和3年度市川市介護保険特別会計補正予算（第2号）	可決	原案妥当
議案第64号	令和4年度市川市一般会計予算のうち本委員会に付託された事項	多数可決	原案妥当
議案第65号	令和4年度市川市国民健康保険特別会計予算	可決	原案妥当
議案第67号	令和4年度市川市後期高齢者医療特別会計予算	可決	原案妥当
議案第66号	令和4年度市川市介護保険特別会計予算	可決	原案妥当

令和4年2月25日

市議会議長

松 永 修 巳 様

環境文教委員長 宮 本 均

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定によりご報告いたします。

記

事件番号	件 名	審査結果	理由又は意見
議案第58号	市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正について	可 決	原案妥当
議案第59号	令和3年度市川市一般会計補正予算（第14号）のうち本委員会に付託された事項	可 決	原案妥当
議案第64号	令和4年度市川市一般会計予算のうち本委員会に付託された事項	多数可決	原案妥当

令和4年2月25日

市議会議長

松永修巳様

建設経済委員長 大久保 たかし

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定によりご報告いたします。

記

事件番号	件名	審査結果	理由又は意見
議案第59号	令和3年度市川市一般会計補正予算（第14号）のうち本委員会に付託された事項	可決	原案妥当
議案第63号	令和3年度市川市下水道事業会計補正予算（第5号）	可決	原案妥当
議案第64号	令和4年度市川市一般会計予算のうち本委員会に付託された事項	多数可決	原案妥当
議案第68号	令和4年度市川市下水道事業会計予算	可決	原案妥当
議案第69号	財産の減額貸付について	可決	原案妥当
議案第70号	財産の減額貸付について	可決	原案妥当

令和4年1月24日

市川市議会副議長 大場 諭 様

懲罰特別委員 鈴木 雅斗

少数意見報告書

1月21日の懲罰特別委員会において、留保した少数意見を下記のとおり会議規則第107条の規定によりご報告いたします。

記

1. 件 名 松井努議員に対する懲罰の件

2. 意見の要旨

本件について、松井努議員の令和3年12月定例会の会議における発言が地方自治法第132条（品位の保持）に抵触するとして、懲罰の動議が提出され懲罰特別委員会が設置された。委員会における採決の結果、賛成多数により陳謝の懲罰を科すべきものと決定されたが、本件決定が多分に疑義を生ずるものであり、陳謝文の内容が不当なものであったがため、陳謝文決定の際に少数意見を留保したものである。

懲罰対象である松井努議員の発言は令和3年12月定例会12月8日の会議におけるものであり、会期末まで十分な時間があつたにもかかわらずいたずらに議会上程されず、本件審査のための会期延長も諮らずに継続審査とされた。

懲罰の件は、議員の身分にかかわる非常に重要なもので、

- ・懲罰の本質は当該会期の秩序違反に対する罰であるので、当該会期で結論を出すことが原則であり、それが当該議員の身分の安定につながること
- ・次の会期で懲罰を科すことは、新しい会期で秩序違反をしていないのに懲罰を科されることになること
- ・議員の身分の早期安定との見地から、会期を延長して審査に決着をつけることが望ましいこと

との見解がある。

にもかかわらず継続審査とし、秩序違反をしていない次期2月定例会に陳謝の懲罰を受けるという異常な事態が、12月定例会でなんらの努力もせず是認されている。

次に懲罰対象となっている発言がなされた経緯について。

去る12月定例会の会議において、日本共産党の清水みな子議員及び無所属の会の増田好秀議員が、一連の発言において、自会派に生活保護の扶養義務を果たさなかった議員はいるか、独自に調査を行ったがいなかったと発言した。そのうえで増田好秀議員は、議事進行に関する発言と称し行った発言の中で「誰が生活保護の扶養義務を果たしていないのか」と松井努議員に対し問いかけを行い、松井努議員

は「越川雅史」議員と、公人たる市議会議員の氏名を答えた。その後、清水みな子議員、増田好秀議員は相次いで発端となった議事進行に関する発言を取り下げ、これに呼応し松井努議員も議事進行発言を取り消している。このような経緯がある。

また、松井努議員は、「各派代表者会議終了後において越川議員の生活保護の問題は2回文書で配付された。添付した証拠は鈴木雅斗議員が直接、扶養対象者から越川議員に援助を求める内容であったり、市民からの投書であったりと、議員が直接的に権力を及ぼし職員から得る「職務上得られる個人の機微情報」ではない。あくまでも一般的な情報提供に基づく発言であり、法令解釈上の「職務上得られる個人の機微情報」には該当しない」という主旨の発言を述べられていた。これによれば、懲罰事由そのものが失せることとなる。

そもそも、議事進行に関する発言の取り下げ自体が常軌を逸しており、市民の負託を得た議員が公の議場において行った発言を、相手方から言質をとれば取り下げるなどという、無責任、卑劣極まりない、議会を愚弄するかのとき行為は、蛮行と言っても過言ではないことを指摘せざるを得ない。

次に委員会の運営に関し、委員会冒頭、委員長発議により「個人の機微情報の暴露」という理由づけのもとで本件審査を秘密会とする決定がなされたが、「個人の機微情報」とは一体何なのかを吟味、共通認識されていないうえでの決定であった。

懲罰はその事由をしっかりと吟味したうえで、議員の身分に関することであることを十分に留意、認識したうえで決定を下さなければならない。審査のほとんどを秘密会とし、漠然と「陳謝に決まったから頭を下げろ」と言わんばかりの委員会運営がなされたことは、日本国憲法第31条の理念を侮辱し、言論の府である議会の品位を失墜させかねない、重大な問題をはらんでいるととらえることができる。

さらに「個人の機微情報」の対象である越川議員は議員報酬（年間約1,000万円）だけでなく、米国公認会計士を名乗り会社を経営しており、民法に規定されている親族の扶養義務を果たしていないと解される。市議会議員の報酬は公費で賄われ、生活保護費も当然に公費が投入されていることは言うまでもない。市議会議員は公人であり、公人の行動、言動は公共の利害に当たると理解することは当然である。

以上が、委員会における陳謝文の決定に際し少数意見を留保した理由である。

付言するが、公人の生活保護の扶養義務が果たされていないことを問題提起し、公人の実名と関係上げた松井努議員の発言は懲罰事犯に該当するものではなく、本件を周知の事実と知りながら、誘導尋問を行うかのような清水みな子議員及び増田好秀議員のあたかも松井努議員を陥れるかの発言を、議会が咎めもしないことは不公平と言わざるを得ない。

以上

閉会中継続審査申し出書

(令和4年2月定例会)

- 東京外郭環状道路に関連する特別委員会
東京外郭環状道路に関連する問題に関する調査・検討について
- 行徳臨海部に関連する特別委員会
行徳臨海部に関連する問題に関する調査・検討について
- 中核市移行に関する特別委員会
中核市移行に関する調査・検討について
- 資格審査特別委員会
つかこしたかのり議員の資格決定の件

閉会中継続調査申し出書

○総務委員会

- 1 国際交流について
- 2 人事管理について
- 3 男女共同参画について
- 4 総合計画について
- 5 行政改革について
- 6 行政組織について
- 7 広報広聴について
- 8 財政運営について
- 9 契約及び工事検査について
- 10 情報政策について
- 11 ボランティア支援事業について
- 12 消防行政及び危機管理対策について
- 13 他の常任委員会の所管に属さない事項について

○環境文教委員会

- 1 文化振興について
- 2 スポーツ振興について
- 3 環境保全、公害対策について
- 4 ごみ対策について
- 5 し尿処理対策について
- 6 学校施設及び管理について
- 7 教育振興対策について
- 8 生涯学習について
- 9 保健体育について

○議会運営委員会

- 1 議会の運営に関する事項
- 2 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
- 3 議長の諮問に関する事項

○健康福祉委員会

- 1 保健・医療・福祉行政について
- 2 高齢者支援について
- 3 介護保険事業について
- 4 児童福祉対策について
- 5 母子（父子）福祉対策について
- 6 心身障がい者（児）福祉対策について
- 7 生活保護について
- 8 霊園、斎場について
- 9 国民健康保険事業について

○建設経済委員会

- 1 商工業行政について
- 2 労働対策について
- 3 農水産行政について
- 4 都市計画事業について
- 5 建築物に係る紛争の調整等について
- 6 建築行政について
- 7 土地区画整理事業について
- 8 都市再開発事業について
- 9 住宅行政について
- 10 交通安全対策について
- 11 一般土木事業について
- 12 河川対策について
- 13 下水道事業について
- 14 みどりの保全及び推進事業について

会議録署名議員

市川市議会議長 松 永 修 巳

市川市議会副議長 大 場 諭

市川市議会議員 つかこし たかのり

” 越 川 雅 史

令和3年12月市川市議会定例会会議録正誤表

正 誤 箇 所	正	誤
本 文 232 ページ 33 行目	超えていること ^ら	超えていること ^か
” 364 ” 15 ”	お ^お 答えいたします	答 ^こ えいたします
” 469 ” 17 ”	不 ^ふ 信任	不 ^ふ 信認
” 480 ” 25 ”	笠 ^か 原副市長	笠 ^か 野副市長